ISSN 1345-7527

# 宗学研究紀要

第35号

2022年3月

曹洞宗総合研究センター

宗学研究部門

二〇二二年三月

# 宗学研究紀要

第三十五号

曹洞宗総合研究センター　宗学研究部門

# 目　次


「生生世世」考……小早川浩大（　一　）
盆前看経考……澤城　邦生（一五）
近世における『正法眼蔵』結集・編輯史総説（一）
　―時代背景と初期の動向―……秋津　秀彰（三一）
菩提達摩の年齢についての一試論……永井　賢隆（五七）
《共同研究》『弁道法』の註釈的研究（二）……宗学研究部門（六五）
《共同研究》『瑩山清規』の研究（三）
　―「年中行事」・「羅漢講式」の翻刻―……宗学研究部門（八九）
宗学研究部門研究活動報告……（三一一）
大乗仏教における憐愍（anukampā）……新井　一光（三三八）

# 「生生世世」考

小早川　浩大

## 一、問題の所在

「生生世世」とは、今生はもとより次生、次々生というように、生を幾世も重ねることを意味する語である。角田泰隆氏は道元禅師の「生生世世」を含む用語に着目し、「はるかなる仏道」を提唱されている。ここで改めてその論を確認すると、角田氏は「今生より乃至生生をつくして」、「生をかへ身をかへても」等の表現とともに「生生世世」を生死の連続や六道、輪廻に関する説示として取り上げて検討している(1)。そこでは『弁道話』「すでに修の証なれば、証にきはなく、証の修なれば、修にはじめなし」に基づき、「修行の上に証りがあるのであるから、証りにここまでよいという終着点はなく、証りの上での修行であるから、修行そのものに始め（であるとか終わりであるとか）はない」という「修証一如」として道元禅師の修証観を捉えている。そして、「この修証は今生に限られたものではないようである。生生世世に亘るということが知られる」として、道元禅師が過去世を認め、来世を認め、生生世世出生入死、未来永劫にわたる「はるかなる仏道」を説かれていることを確認したものである(2)。

この検討からもわかるように、「生生世世」とは道元禅師の輪廻観を語るにあたって重要な用語といえる。そこで、「生生世世」について各文献を検討すると、道元禅師が「生生世世」を用いた深意に気づく。そして、それは道元禅師の死生観と関連するものであろうと考える。そこで、本稿ではこのような観点から「生生世世」に焦点をあてて、以下に考察を試みることとしたい。

## 二、「生生世世」について

「生生世世」という語について考えるにあたり、仏典を検索してみると多数の用例を確認することができる。そこで、例として『仏説仏名経』巻一（大正蔵一四巻一八九頁下～一九〇頁上、二五〇頁上）を取り上げてみる。同経には以下のように繰

り返し取り上げられている。

願弟子等、承是懺悔三毒等一切諸煩悩所生功徳、願生生世世三慧明、三達朗、三苦滅、三願満。

願弟子等、承是懺悔四識等一切諸煩悩所生功徳、願生生世世、広四等心、立四信業、四悪趣滅、得四無畏。

願弟子等、承是懺悔五蓋等諸煩悩所生功徳、願生生世世度五道、樹五根、浄五眼、成五分。

願弟子等、承是懺悔六愛等諸煩悩所生功徳、願生生世世具足六神通、満足六度業、不為六塵惑、常行六妙行。

願弟子等、承是懺悔七漏八垢九結十纏等一切諸煩悩所生功徳、願生生世世坐七浄華、洗塵八水、具九断智、成十地行。

願以懺悔十一遍使及十二入十八界等一切諸煩悩所生功徳、願生生世世十一空解常用洗心、自在能転十二行輪、具足十八不共之法、無量功徳一切円満。

『仏説仏名経』では懺悔滅罪のために三世十方諸仏の名号を受持することが説かれるが、この一節は煩悩を懺悔して生じた功徳をもって未来永劫に亘って誓願するものであり、そのなかで「生生世世」の語が繰り返し用いられている。同経では「生生世世」を四七例確認することができる(3)。

このほかに複数の用例が確認できるものは『円覚経道場修証義』（続蔵一二八冊）に二四例、『仏本行集経』（大正蔵三巻）に一八例だが、このうち前者に一例（七八四右上）、後者に二例（六六七頁上・九〇五頁中）を除いて、すべて誓願の語として用いられているものである。

さらに「生生世世」という語の用例をみるにあたり、日本の古典籍を確認してみたい。例えば、平安時代中期の法制書である惟宗允亮著『政事要略』巻二五（長保四年〔一〇〇二〕頃、天明六年〔一七八六〕、国立公文書館（紅葉山文庫旧蔵）明治一六年謄写本）にみえる藤原良世（？～九〇〇）撰『興福寺縁起』に以下の記述がみられる。

時有百済禅尼、名曰法明。白大臣、我持大乗、名維摩経。其中所説問疾品試奉誦、相公御悩平愈歟。未誦了一品之前、相公御病既以平愈。以平愈、時大臣稽首合掌言。生生世世。帰依大乗。又為師禅尼。（二六丁右）

これは『興福寺縁起』に記された「維摩会」に関する記述である(4)。維摩経を諷誦することで藤原鎌足（六一四～六六九）の病気が平癒したことから鎌足が稽首合掌して「生生世世、帰依大乗」と唱えたというものである。

また、藤原明衡（九八九～一〇六六）撰『本朝文粋』（康平三年〔一〇六〇〕頃、正保五年〔一六四八〕刊）という漢詩文集には次のような記述がみえる。

伏願、未来無量劫恒河沙世界、於我本尊観音大悲、至心供養、尽身服事。頂長為承趺之地、口常為唱名之業。生生世世、敢不退還。為叶我観音之大悲願、代五濁衆生受苦悩。嗟呼、諸仏抛我不顧、

令我久溺苦海、唯我観音視以慈悲之眼。朝庭抛我不顧、令我既為棄井、唯我観音降以汲引之恩、恒沙之界立錐之地、猶無非奉為観音棄身之処矣。三世諸仏誠聴我言、吾重観因縁、聞法華之勝理、覚観音之慈悲、是釈尊之遺教也。一切善願先奉廻向、白衣弟子。伏以発願敬白。（巻一三、一〇丁右～左）

兼明親王（前中書王、九一四～九八七）による二例の「発願文」の一つである。ここでは観音菩薩に心から帰依するために礼拝し唱名することを「生生世世、敢不退還」として未来永劫に亘って勤めることを宣言するものである。朝廷の策謀によって降格された失意のなか、観音菩薩の慈悲に救われたことを契機として帰依することになったとある。

このほかにも平安後期の三善為康篇『朝野群載』巻二（一一六、国立公文書館蔵、慶長年間写本）という類書には、大江佐国依神主撰「賀茂社桜会縁起」が収録されており、以下の記述がみられる。

願以不老不死之句、更献明天子永奉護、象外之遐年九厥、是経加一字之点画、令会致刹那之聴聞、若男若女或道或俗、生生世世在在処処、遇善知識之縁、到証菩提之業。（二七右）

平安時代から鎌倉末期にかけて、桜の時期に桜会という法会が行なわれていた。京都賀茂神社で永保三年（一〇八三）二月二五日に開催された桜会の記録に「生生世世、在在処処」として未来永劫に亘っていかなる場所に於いても善知識と出会い、菩提を証せんと願うことが述べられている。

そして、平安末期の漢詩文集である『本朝続文粋』（編者未詳、国立公文書館蔵写本）には藤原明衡撰『比叡山不断経縁記』が収録される。

昔従地湧出之儀、手排塔扉、眼見華偈。又一結衆共発願曰、我等後世雖臥熱鉄之地、或溺欲河之流、本願力故、猛火声中、必聴妙法之声、逆浪響裏、必聞読誦之響。共依本山妙文之功、同遊他方一仏之土。生生世世、在在処処、常聞此経、永蒙利益。（一三左～一四右）

永承六年（一〇五一）四月二二日の記述である。比叡山根本中堂の「医王の宝前」で不断に転読したことから結縁不断経と称される『法華経』によって「生生世世、在在処処」に利益を蒙ることを祈願するものである。

このように日本の古典籍にも「生生世世」を確認することができるが、それらの多くが誓願に関する仏教用語としてあることが確認できる。

以上、「生生世世」の用例について確認してきた。これにより「生生世世」とは仏教用語であることを確認しておきたい。

## 三、道元禅師の「生生世世」の用例

冒頭で取り上げたように、角田氏は道元禅師の「生生世世」等の表現を取り上げ、「はるかなる仏道」が説かれている

ことを確認し、道元禅師の輪廻説では修行の必要性と積功累徳（功徳の積み累ね）が重要であることが示されているとしている(5)。

この他の道元禅師の輪廻に関する論考として、下室覚道「道元禅師の輪廻観―種子説の立場より―」がある。ここでは道元禅師の輪廻説について、種子説の観点から、永性をもち光輝く身心という相体を種子とみなし、「光明の種子」として世世に仏道を歩むものと述べている。

また、西岡秀爾「道元の輪廻観―『正法眼蔵』「道心」巻を中心に―」では、道元禅師は身心一如の立場から輪廻の主体を認めず業の輪廻のみがあるものとし、道元禅師が輪廻思想を説示する場合、あくまでその中心内容は現在にあり、今の瞬間（「而今」）をいかに修行するかに重点が置かれているとする。そして、生死輪廻自体を否定こそしないが積極的に説いた訳ではなく、あくまで而今の修行に徹底することを説くにあたっての教化手段として便宜上説かれたものとする(6)。

このように各氏は道元禅師の輪廻説に関する検討を行っているが、各氏の共通点として輪廻自体を全否定するものではないということがある。

そこで、道元禅師の輪廻に関連する用例について改めて確認することとしたい。すでに角田氏によって検討されているが、ここでは改めて「生生世世」の用例に関して列挙すると以下の通りとなる。

**「伝衣」巻**

いづれの家門にか、わが正伝のごとく、まさしく釈迦の衣法ともに正伝せる。ひとり仏道のみにあり。この衣法にあはんとき、たれか恭敬供養をゆるくせん。たとひ一日に無量恆河沙の身命をすてて供養すべし。生生世世値遇頂戴をも発願すべし。（春秋社本『道元禅師全集』、一・三五六頁。以下、該当箇所のみ表記）

**「袈裟功徳」巻**

いづれの家門か、わが正伝のごとく、釈尊の衣法、ともに正伝せる。これにあふたてまつりて、たれか恭敬供養せざらん。たとひ一日に無量恆河沙の身命をすてても、供養したてまつるべし、なほ生生世世の値遇頂戴、供養恭敬を発願すべし。（一・三〇二頁。）

**「帰依仏法僧宝」巻**

たとひ天上・人間・地獄・鬼畜なりといへども、感応道交すれば、必ず帰依したてまつるなり。すでに帰依したてまつるがごときは、生生世世、在在処処に増長し、必ず積功累徳し、阿耨多羅三藐三菩提を成就するなり。（一・三七二頁）

**「菩提薩埵四摂法」巻**

愛語をこのむよりは、やうやく愛語を増長するなり。しかあれば、ひごろしられず、みえざる愛語も、現前するなり。現在の身命の存せらんあひだ、このむで愛語すべし、世世生生にも、不退転ならん。怨敵を降伏し、君子を和睦ならしむること、愛語を根本とする

なり。　（二・五一二頁）

**「道心」巻**

眼の前に、やみのきたらんよりのちは、たゆまずはげみて、三帰依、となへたてまつること、中有までも、後生までも、おこたるべからず。かくのごとくして、生生世世をつくして、となへたてまつるべし。仏果菩提にいたらんまでも、おこたらざるべし。これ、諸仏菩薩の、おこなはせたまふみちなり。　（二・五三二頁）

**『永平広録』巻六・四一四上堂**

良久云、困来眠、健坐禅。飯飽弄筋、菜後羹先、豈不是一乗法。暮八百朝三千、生生世世眼皮綻、劫劫年年鼻孔穿、豈不是一乗法。遂拈拄杖卓一卓云、這箇是什麼。若喚作一乗法、牛頭無角。不喚作一乗法、馬頭有角。　（四・二〜四頁）

**「羅漢供養式文」**

伽陀曰、十六大国王、無上勝福田、恭敬供養者、自然獲大利。南無帰命頂礼十六大羅漢、生生世世値遇頂戴。　（七・二九四頁）

上記をみると、「帰依仏法僧宝」巻では「生生世世、在在処処」として用いられており、また、『永平広録』上堂では「生生世世眼皮綻」とある。

また、「菩提薩埵四摂法」巻では「世世生生にも、不退転ならん」とのように用いられている。このような「生生世世」の用例が確認できるが、「伝衣」巻、「袈裟功徳」巻及び「羅漢供養式文」では特に「生生世世、値遇頂戴」という二句の組み合わせで用いられている。そこで、この句に着目し、以下に検討することとしたい。

## 四、「生生世世、値遇頂戴」について

まずは「生生世世値遇頂戴」の用例を以下に列挙する。

**元杲（九一四〜九九五）撰「具支灌頂儀式」**

次仏名、南無帰命頂礼仏性三昧耶戒。生生世世値遇頂戴。聖朝安穏増長宝寿。護持受者悉地円満。伽藍安穏興隆密教。天下安穏万民豊楽。大悲護念成善願。次廻向如常云云」　（大正蔵七八巻六九頁上）

**勝賢撰「三寶院傳法灌頂私記」**

「裏書」受者作法。…（中略）…次仏名持如意、南無帰命頂礼仏性三摩耶　生生世世値遇頂戴。弘法大師倍増法楽。天衆地類威光増益。聖朝安穏増長宝寿。護持受者悉地円満。天下法界平等利益。大悲護念成御願。」　（大正蔵七八巻四一八頁上〜中）

なお、教舜撰「傳法灌頂三摩耶戒作法」（大正蔵二四巻七六一頁下）にも同文が確認される。これらはいずれも灌頂の儀式に関する文献である。

このほかに講式関係の文献中にも以下のように確認することができる。

**覚鑁（一〇九五〜一一四四）撰「愛染王講式」**

先総礼」帰命本覚心法身、常住妙法心蓮台」本来具足三身徳、三

十七尊住心城」南無両部不二慈悲示現愛染明王、生生世世値遇頂戴」（大正蔵八四巻八八三頁中）

南無無極大悲利生方便。染而不染大明王。生生世世値遇頂戴。（八八四頁下）

**貞慶（一一五五～一二一三）撰「弥勒講式」**

第二帰依慈尊者。…（中略）…仍唱伽陀曰、我随日月灯明仏、證得唯識三昧故。今於釈迦正法中、略説五分十七他。其後当作仏、号名曰弥勒。広度諸衆生、其数無有量。南無当来導師弥勒如来、生生世世値遇頂戴、三反。（大正蔵八四巻八八頁中～下）

さらに高辨（明恵、一一七三～一二三二）「四座講式」（一二一五）には多数用いられ一四例を確認することができる。このうち道元禅師の「羅漢供養式文」との関連の可能性も指摘される「十六羅漢講式」については次のとおりである(7)。

先総礼。我此道場如帝珠、十六大聖影現中、我等於彼大聖前、頭面接足帰命礼、南無護持遺法十六大阿羅漢、生生世世値遇頂戴。（大正蔵八四巻九〇〇頁下）

以上のように「生生世世、値遇頂戴」は灌頂式や講式という儀礼に関する文献に用例を確認することができる。ちなみに管見によれば中国撰述文献には未見である。

なお、高辯には「三時三宝礼釈」があり、冒頭に次の一文がみられ、「生生世世、値遇頂戴」に関連する詳細な内容を確認することができる。そこで、以下にこれを参照したい。

礼拝ノ様ハ、合掌シテ直ニ立テ唱テ云ク、南無同相別相、住持仏法僧三宝、生生世世値遇頂戴。万相荘厳金剛界心、大勇猛幢智慧蔵心。如那羅延堅固幢心ト云迄ハ立テ、此下ノ句ノ如衆生海ト誦シ始ルト等シク、身ヲ地ニ投テ礼スレバ、生生世世皆悉具足ト云フト等ク礼シハツル也。始ニスグニタテル事更ニ無、礼ニ非ズ。聖教ニ礼拝ノ行儀ニハ、皆端身正立ト云リ。凡大国ノ法ハ、ウヤマウニハ多ク立也。是ハ此文ヲ誦シテ礼セムニトリテノコト也。タダモ礼セムニ苦ミアルコトナシ。是ハ或人ノ〔此釈ヲ請ニヨリテ註スル也。更ニ自行アラム人ノ、必シモ修スベシトニハアラズ。〕愚僧練若台ノ、草庵ノ学文処ニ三宝菩提心ノ名字ヲ懸奉リテ、三時念誦ノ次デゴトニ、出堂ノ後、必此名字ヲ唱テ、毎度三度三返ノ礼拝ヲ致ス。合セテ三時ニ九反ノ礼拝也。共詞ニ曰、南無同相別相住持仏法僧三宝、生生世世値遇頂戴。万相荘厳金剛界心、大勇猛幢智慧蔵心。如那羅延堅固幢心、如衆生海不可尽心。生生世世皆悉具足。（『大日本仏教全書』巻一三、一三一頁）

「三時三宝礼釈」は朝昼夕の三時に仏法僧の三宝と四種の菩提心（万相荘厳金剛界心・大勇猛幢智慧蔵心・如那羅延堅固幢心・如衆生海不可尽心）を礼拝することの意義を説き、礼拝の実際を示したものである。また、ここには「三宝菩提心」という名号をもって三宝を尊び、菩提心を励ますものであることから、高辨の信仰を探るうえで重要な文献であるという(8)。ここに取り上げた一文には礼拝にあたっての作法が記されてい

るが、「生生世世、値遇頂戴」は合掌礼拝しながら唱える語であることがわかる。なお、同文には「生生世世ト云ハ、大願ノ常ノ詞也」（一三九頁）との説明がなされている。

このほか、「生生世世、値遇頂戴」については儀礼関係の文献以外にも確認することができる。関秀夫著『経塚遺文』（東京堂出版、三五頁、一九八五年）には、銅経筒（昭和三九年〔一九六四〕佐賀県東松浦郡相知町大野で出土）に納められた紙本経の奥書が翻刻されている。これは天永三年（一一一二）十一月十六日から翌年正月二〇日にかけて永厳及び袞尊という二僧が書写した紙本経の奥書である。

諸仏興出世、懸遠値遇難。正使出于世、説是法復難。
無量無数劫、聞是法亦難。能聴是法者、斯人亦復難。
南無極難値遇、妙法蓮華経。妙法蓮華経是大摩訶衍衆生如教行。
自然成仏道、南無決定値遇弥勒慈尊。
若但書写是人命終当生忉利天上、南無生生世世値遇頂戴。

上記の通り、「生生世世値遇頂戴」はすべて「南無」という帰依の語とともに用いられていることがわかる。このことから、「生生世世値遇頂戴」とは生生世世にわたって値遇し（仏縁によって出会い）、そのたびに頂戴する（恭しく捧げること）ことを誓願する意味を持つ語となるのである。

さて、ここで道元禅師における「生生世世値遇頂戴」の語の用例を確認してみると、「羅漢供養式文」のほかには「伝衣」巻及び「袈裟功徳」巻にみえる。

これらはいずれも同内容を示す箇所の記述であるが、「この衣法にあはんとき、たれか恭敬供養をゆるくせん」（「伝衣」巻）、「仏仏嫡嫡相承の衣法にあふたてまつる、いくそばくのよろこびとかせん」（「袈裟功徳」巻）という語に続いて、「たとえ一日に無量恆河沙の身命をすてても供養すべき」という語とともに「生生世世値遇頂戴をも発願すべし」（「伝衣」巻）、「なほ生生世世の値遇頂戴、供養恭敬を発願すべし」（「袈裟功徳」巻）とある。

このことから、「生生世世」にわたって袈裟、つまり仏に帰依することを発願する語となるのである(9)。

## 五、「生生世世」を用いた道元禅師の深意

これまでに「生生世世」は仏典で誓願の際に用いる語であり、日本の古典籍にも用例がある仏教用語であることを確認した。そして、道元禅師についてみれば「生生世世」は輪廻に関連する語であることを確認した。勿論「生生世世」以外の表現もみられるが、本稿では「生生世世」を代表にして取り上げることとしたい。それでは道元禅師が「生生世世」を用いた深意とは如何なるものか。以下に検討したい。

それに先立ち、まず禅僧における輪廻観について確認しておきたい。これを主題とした論考に野口善敬「輪廻と中有―

追薦供養の背景にある二つの要素―」(10)がある。そこでは、禅僧にとっては「生死を夢幻として三祇劫空を説く禅の立場に立つならば、永遠に昇沈を繰り返している輪廻転生の主体そのものが空であると悟ることが急務」であるとする。しかし、当下の心の在り方に三界（迷いの世界）への浮沈をかけることは自心の迷悟によって六道の存廃が決することであるから、輪廻説そのものを否定したものではないとする(11)。

ここで、禅僧が輪廻を話題にした例として、南泉普願（七四八～八三五）の問答をみてみよう。

師欲順世時、向第一座云、「百年後、第一不得向王老師頭上汚。」第一座対云、「終不敢造次。」師云、「或有人問、王老師什麼処去也。作麼生向他道。」対云、「帰本処去。」師云、「早是向我頭上汚了也。」却問、「和尚百年後向什麼処去。」師云、「向山下檀越家作一頭水牯牛去。」第一座云、「某甲随和尚去、還許也無。」師云、「你若随我、銜一茎草来。」

（『祖堂集』巻一六、禅文化研究所、五九〇頁、一九九四）

順世（臨終）の際、百年後（遷化の後）の問いに南泉は「水牯牛」の姿をもって答えている。遷化後は「山下の檀越家」という身近な場所で水牯牛となって「異類中行」をおこなうというものである。同様の話が溈山霊祐（七七一～八五三）にも

師臨遷化時、示衆曰、老僧死後、去山下作一頭水牯牛、脅上書両行字云、溈山僧某専甲、与麼時、喚作水牯牛、喚作溈山僧某専甲。

（五九六頁）

として伝わる。これらは生まれ変わった後も禅僧として修行を続ける決意を表したものと受け止められるものである。まさに輪廻を主題とした問答であるが、同様の問答は決して多くはみられない。

それは何故だろうか。これについては、例えば石井修道氏が「本来、禅が唐代に熟した時には、平等と差別を越えて、徹底した現実肯定の人間把握から出発し、徹底し尽くした覚者そのものとしての人間の完全性、完具性を主張した」と述べるように、唐代禅においては現実肯定を徹底することに主眼が置かれたことによるものといえる(12)。これにより、死後の世界を説く輪廻については否定こそしないが、積極的に説くことはなかったということである。禅僧にとって生死の問題とは、現実を肯定することに徹底することで得た悟りによって「超克されるべきもの」であった。その結果、死後の問題の解決に対する優先度は後退することになったというものである。この点を「生生世世」の用例と重ねてみると、宋代以前の禅宗文献では僅かであることと対応すると考える。

そして南宋になると、大慧宗杲（一〇八九～一一六三）によって大成されたとされる看話禅が禅林を席巻することになる。看話禅によって悪しき無事禅により弊害を被った者に「無学の公案」を用いることで迷いから悟りへと転換させたのであ

る(13)。しかし、この手法に対応できたものは一部の人間に限られた。そのため、大慧は「念仏」を自身の接化に導入することになるのである。この点について、前川亨氏は仏道へと方向付けるには死の問題を突きつけることが有効であるため、悟りによって死を超克する力を持たない者に対しては死後の浄土往生を希求させたとする(14)。かくして、大慧は追薦供養を実施し、そこで浄土世界への往生を説くことになるのである。なお、大慧における「生生世世」の用例は一例だが確認することができる(15)。

宋代社会において、禅宗教団は士大夫の帰依を受けて活動することとなる。そのため禅僧のみならず、士大夫層をはじめとする各分野の在俗信者と多く接するようになる。これにより、禅僧だけではなく在俗信者にも対応できる論理体系が必要とされるようになったのである。

ここで禅宗と死者との関わりについてみれば、北宋後期以降に制定された禅宗の清規では、禅僧に対して祭文を読み上げ、葬送儀礼を執行した様子が窺える。また、『禅苑清規』（一一〇三）巻七「亡僧」（続蔵一一一、九一四右上）に二カ所、『入衆須知』（一二六三頃）「唱衣念誦」（続蔵一一一、九六七右上）や『叢林校定清規総要』（一二七四）巻二「唱衣」（続蔵一一二、四五右上）に「資助覚霊、往生浄土」とみられるように浄土に往生する内容を確認することができる。道元禅師が入宋し参学した南宋禅林は、まさにこのような状況下にあったのである。南宋禅林では、大慧以降も浄土思想が取り入れられ、やがて『宝巻』において死者を浄土へ済度する特殊能力を禅僧が備えていることが強調されていくという(16)。この流れは、明代や清代の禅宗文献において「生生世世」が複数確認できるようになることと対応すると考えるものである。ちなみに、道元禅師が「古仏」と称する宏智正覚（一〇九一～一一五七）の語録には「下火」、「忌日の上堂」の記述がみられ、死者供養に関わっていた様子が確認できる。ただし、宏智遷化から半年後の記録として在俗信者の冥福を追薦する天童山の碑文が確認されることから皆無であったとはいえないが、宏智自身が積極的に他界を説くことは語録に未見である。

さて、それでは、「生生世世」なる語を道元禅師が用いた深意について考えてみたい。さきに大慧が対機によって浄土世界を接化に取り入れたことをみた。それでは、道元禅師も同様に対機のために「生生世世」を説いたのであろうか。

前述したように、唐代禅では現実を徹底的に肯定することが最優先課題であった。悟りによって死は超克されるものと位置づけられたのである。しかし、これにより死後の問題の解決は後回しにされることとなったのである。このような状況の中、死後の問題を解決するにあたり、浄土への往生という他界観を取り入れたのが大慧を始めとする南宋禅林の動向

であったといえよう。それに対するものとして、道元禅師が取り入れたのが「生生世世」という他界観であったのではなかろうか。

また、現世への偏向は安易な現状肯定に陥る弊害をも生み、さらに言えば、「三世」の概念も疎かにすることとなったのである。このような問題に対するものとして、道元禅師は「証上の修」を説くにあたって今生は勿論のこと、次生、次々生の修行を主張したのではなかろうか。そもそも「而今」、「当処」に徹底するのは禅宗の基本姿勢であり、さらに言えば「念仏」にも共通する概念である。そこで、「而今」、「当処」に徹底するところを「生生世世」に亘って継続していくと説くところにこそ特筆すべき道元禅師の説示があるといえよう。道元禅師が説示のなかで「正伝仏法」と称し、禅宗の系譜にありながら、禅宗との差別化を図った一因がここにあるとも考えられるのである(17)。

また、さきに『袈裟功徳』巻や『伝衣』巻では袈裟を受持するにあたっては「生生世世に値遇頂戴」すべきと説いたことをみた。同巻には袈裟を受持したものは二生、三生に得道するともみられる(18)。そうであれば、これは決して他者を導くための方便に止まるとはいえず、むしろ道元禅師自身の誓願であり、信心であると受け取るべきであろう。道元禅師にとって「証上の修」として而今の修行に徹することが説示の主眼であることに相違ないが、同時に「生生世世」を説くことも重要な問題であったということである。

唐代に興隆し、宋代になると禅宗は全盛期を迎えた。しかし、その過程で後退した死後の世界観を取り戻すため、道元禅師は「生生世世」を説いたと言えるのである。

## 六、結びにかえて

上記に確認したように、「生生世世」は誓願に伴って用いられる仏教語であった。道元禅師はこの語を用いて「証上の修」として而今に徹することを幾世にも亘って継続する修行を説いたのである。それでは、このような仏道修行を推し進める力とは何であるかについて最後に考えてみたい。ここには『八大人覚』の次の一節が重要と考える。

> 仏法にあふたてまつること、無量劫にかたし。人身をうること、またかたし。たとひ人身をうくるといへども、三洲の人身よし。そのなかに、南洲の人身すぐれたり、見仏・聞法・出家・得道するゆえなり。如来の般涅槃よりさきに涅槃にいり、さきだちて死せるともがらは、この八大人覚をきかず、ならはず。いまわれら、見聞したてまつり、習学したてまつる、宿殖善根のちからなり。いま習学して生生に増長し、かならず無上菩提にいたり、衆生のためにこれをとかむこと、釈迦牟尼仏にひとしくして、ことなることなからむ。
>
> （二一-四五七頁）

将来、阿耨多羅三藐三菩提を成就して、釈尊と同じように衆生に説き明かしたいとする誓願である(19)。この誓願こそが仏道修行を歩む推進力といえるのではないか。いつの日かは釈尊と同じくありたいという願いに突き動かされ、仏道修行者は今生はもとより次生、次々生へと連なる「生生世世」を歩むということである。

さきにみたように、道元禅師は輪廻を否定することはなかった。ただし、それは生死輪廻という迷いの生の繰り返しを主張するのではなく、幾世にも亘って仏道修行を継続したいという願いのもとに用いられるものであったといえよう。そうであれば、「生生世世」とは輪廻観に止まらず、修証観、修道観、他界観を含めた仏道修行者としての世界観を示した語であり、道元禅師の死生観を表す語といえるのである。

なお、「生生世世」については今回取り上げた文献以外に、例えば『伝光録』や『瑩山和尚清規』にもみえる。これ等の後世の文献を踏まえた検討については今後の課題としたい。

## 〔参考文献・論文〕


・角田泰隆『道元禅師の思想的研究』（春秋社、二〇一五年二月二〇日）

・下室覚道「道元禅師の輪廻観―種子説の立場より」（『駒澤短期大學仏教論集』一二、一五五頁～一七六頁、二〇〇六年一〇月）

・西岡秀爾「道元の輪廻観―『正法眼蔵』「道心」巻を中心に―」（『禪學研究』八五、二一九頁～二五二頁、二〇〇七年二月）

・野口善敬「輪廻と中有―追薦供養の背景にある二つの要素―」（『対一説』、臨済宗妙心寺派教化センター、二一頁～九五頁、二〇〇二年六月）

・石井修道「大慧禅における禅と念仏の問題」（藤吉慈海編『禅と念仏』、大蔵出版、二六九頁～三〇一頁、一九八三年六月）

・前川亨「禅宗史の終焉と宝巻の生成―『銷釈金剛科儀』と『香山宝巻』を中心に―」（『東洋文化』八三、二〇〇三年三月）


## 〔註〕

（1）角田泰隆『道元禅師の思想的研究』（二八七頁～二九七頁。なお検討箇所は以下の通りである。①「身心学道」巻、四〇頁、②「渓声山色」巻、二一九頁、③別本「仏道」〈道心〉巻、三八九頁、同三八九～三九〇頁、④「三昧王三昧」巻、五四一頁、⑤「自証三昧」巻、五五四頁、「渓声山色」巻、二一九頁、「身心学道」巻、四〇頁、⑥「行持（下）」巻、一四四～一四五頁、⑦「渓声山色」巻、二二二頁、⑧「陀羅尼」巻、四二三頁、⑨「見仏」巻、四八四頁、⑩「出家功徳」巻、六〇六頁、⑪「袈裟功徳」巻、

六三三頁、⑫「袈裟功徳」巻、六三四頁、⑬「帰依仏法僧宝」巻、六六七頁、⑭「帰依仏法僧宝」巻、六七〇頁、⑮「帰依仏法僧宝」巻、六七三頁、⑯「三時業」巻、六八三頁、「深信因果」巻、六八〇頁、⑰「八大人覚」巻、七二五～七二六頁。なお、頁数は大久保道舟編『古本校定 正法眼蔵 全』（筑摩書房、一九七一年四月）のものである。

（2）同書四八一頁～四八二頁。

（3）同経については、柴田泰「菩提流支訳『仏名経』の構成について」（『印度学仏教学研究』二四・一、二四六頁～二四九頁、一九七五）参照。

（4）冨樫進「藤原仲麻呂における維摩会―天平宝字元年の奏上をめぐって―」（『日本思想史学』三七、二〇〇五）一〇〇頁～一〇一頁参照。

（5）同書四八七頁。なお、同箇所では以下のようにも述べられている。「道元禅師にとって、「実体ではなく、しかも輪廻する主体」、つまり「修行の功徳」を蓄積していく〝なにもの〟とは何であったのか。結局それは本稿において明らかにし得なかったが、おそらく道元禅師自身にも明らかにし得なかったことなのであろうと私には思われる」。

（6）同論文では『正法眼蔵』「道心」巻を中心に道元の輪廻観、中有観、来世観について以下のことを確認している。①道元は身心一如の立場をとることから、未来永劫的な実体、種子としての仏性や霊魂を否定すること。②輪廻転生を説くの一種の教化手段（方便）であること。③常見・断見といった無駄な論議に捕われることなく、ひたすらなる仏道を精進努力し歩んでいくべきこと説き示すこと。④道元が輪廻思想を説示する場合、あくまでその中心内容は現在にあること。そこには「而今」の行持徹底がそのまま証の現成であり、仏の現成であるという信があること。⑤積極的に輪廻思想を主張するのではなく、現実の理想的な修行のありかたを示さんがために、便宜上、説くこと。⑥積極的に説示したいのは現実にある今の瞬間（「而今」）のありかた（行持）であること。（二四六頁～二四七頁）。

（7）関連する論文に原田弘道「羅漢講式考」（『駒澤大学仏教学部論集』一一、一九八〇年一一月）、東隆眞「道元禅師と羅漢講式について」（『印度学仏教学研究』三一・二、五六一頁～五六八頁、一九八三）、道元禅師と羅漢供養―道元禅師撰『羅漢供養式文』再考（『宗学研究紀要』一五、六一頁～九五頁、二〇〇二年三月）がある。

（8）『大乗仏典〈中国・日本篇〉』第二〇巻（中央公論社、一九八八年一〇月）、三三五頁、高橋秀栄著「解説」参照。

（9）道元禅師の袈裟観については古山健一「「搭袈裟偈」考（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』一六、二四二頁～二三七頁、二〇一五）に論考がある。

(10)『対一説』(臨済宗妙心寺派教化センター、二〇〇二年六月)所収。なお、同論文において以下の記述がある。「輪廻とは「人は死んだら六道(または六趣とも言う)、つまり天上・人間・修羅・畜生・餓鬼・地獄という六つの世界を輪廻転生し、未来永劫に死んでは生まれ変わり、生まれては死に、苦しみを無限に受け続けていく」(二五頁)。

(11) 同論文二四頁。

(12) 石井修道「大慧禅における禅と念仏の問題」(藤吉慈海編『禅と念仏』、大蔵出版、一九八三年六月)二八三頁に大慧が浄土と接触することになった背景について述べる。

(13) 同書二九七頁。

(14) 前川亨「禅宗史の終焉と宝巻の生成―『銷釈金剛科儀』と『香山宝巻』を中心に―」(『東洋文化』八三、東京大学東洋文化研究所、二〇〇三年三月)に以下のようにある。「出家修行者を対象とした唐代禅では後景に退いていた死の契機が、在家エリート階層(士大夫階層)が教化対象として意識された大慧禅で急速に前景に出てきたということだ。死の問題を突きつけることはそれほど在家エリート階層を仏道に方向付けるのに有効であったのである。大慧はこの死の問題を超克するために悟りを求めさせた。しかし、激しい精神的緊張に耐えてそれを超克できるのはごく少数に限られたに違いない。とすれば、死の契機の亢進が、それの克服を目指す方向から、自力で悟りを追求する能力を持たない者に死後の浄土往生を希求させる方向へと、その性格を変えていくのは必然であった。」(二五四頁)。

(15)『大慧普覚禅師年譜』「大観三年条」(柳田聖山・椎名宏雄編『禅学典籍叢刊』四、臨川書店、三四一頁上、二〇〇〇年四月)及び『大慧普覚禅師普説』巻三(一六五頁上)に「杲公化主化宣陽、彼處檀那盡吉祥、回復祖師堂上獻、生生世世永馨香」がみえる。

(16) 前掲論文二四九頁。

(17)「仏道」巻「西天東地、従古至今、いまだ禅宗の称あらざるを、みだりに自称するは、仏道をやぶる魔なり、仏祖のまねかざる怨家なり。」(一-四七二頁)。

(18)『袈裟功徳』巻「この衣を伝持し頂戴する衆生、かならず二、三生のあひだに得道せり。」(二-三一五頁)。

(19) 角田氏前掲書二九六頁、三〇二頁。

# 盆前看経考

澤城邦生

## 一、問題

本稿は、瑩山禅師（一二六四／一二六八～一三二五）によって記された『瑩山清規[1]』（以下『瑩規』）の年中行事のうち、七月一日より修される看経（本稿ではこれらの看経を「盆前看経」と称す）について考察するものである。看経とは、経典を黙読あるいは読誦することだが、年中行事では、七月盂蘭盆前の「結縁看経」、並びに十二月の「歳末看経」が臨時看経として定められている。前者は「盂蘭盆大施餓鬼」[2]、後者は「除夜施餓鬼」に先立つ看経である。さて両者は、『瑩規』成立以降、宗門寺院の年中行事として中世・近世を通して受けつがれてきたが、明治二一年（一八八八）に成立した『洞上行持軌範』では、両看経（除夜施餓鬼も含む）は削除されている。当然ながら現行の『曹洞宗行持軌範』においてもその記載が無いため、現在の曹洞宗においては馴染みの薄い行事となっている。また管見の限り、盆前看経が主要な研究対象として取り上げられることも無い。

そこで本稿では、盆前看経に焦点を当て、『瑩規』以降、『洞上行持軌範』で削除されるまでの間、曹洞宗寺院でどのように修されてきたかを、各種清規を検討対象として考察していく。まず、『瑩規』における七月一日から十四日の盂蘭盆大施餓鬼までの流れを確認してみよう。

自七月一日。施餓鬼。結縁看経牌。便宜所出之。（中略）七月十三日。衆寮諷経如結夏。十四日。土地堂念誦疏云〈銀銭茶湯儀式。皆如結夏〉（中略）十四日晩。施餓鬼供。（中略）十四日。大座湯後。在少間仏殿前露地。立台盤安供物台一対。一者飯。一者菓子也。鉢盛水加溝萩。時主維那令行者報施餓鬼案内。（中略）次楞厳呪（中略）次結縁諷経任諸衆意。次小参如結夏。

（尾崎正善「翻刻・禅林寺本『瑩山清規』」、『曹洞宗宗学研究所紀要』七、一九九四年、四〇～四五頁）

七月一日より施餓鬼が修され、看経牌が適宜の場所に掛けられ、十三日に衆寮諷経、十四日には土地堂念誦が修され

る。そして、十四日の晩に、大施餓鬼会、次いで結縁諷経、小参が行われるのである。さて施餓鬼が一日より修されるわけだが、では衆僧に勧化される「結縁看経」の目的とは何であろうか。そこで看経牌文の内容を確認する。

牓云。法王解制之辰。衆僧自恣之日。行道周円。功徳成就。当于此時。釈尊説法於忉利。報大術之恩。目連設食於盆器。救悲母之苦。嗚呼目連尊者。得神力見母儀生処。遂救済之。我等道眼瞎却。不能見今生恩所生処。不知受何苦在何悪趣。仏言。世人為子造多罪。堕在三途。長受苦。然則彼之受苦者。我等所致也。若不抜済者。永劫沈淪。有何極〈矣〉。故各住悲愍懇哀之心。誦念大乗経並秘蜜神呪諸尊宝□号等、回向十界聖凡之衆。円満報地停息苦患。品目在□印後。〈一〉妙法蓮華経　〈二〉梵網菩薩戒経　〈三〉盂蘭盆経　〈四〉仏遺教経　〈五〉某甲経　元亨四年七月　日　堂司比丘〈某甲〉敬〈勧化〉

（同書、四〇～四一頁）

このように、牌文では『盂蘭盆経』における目連尊者と母親の因縁譚に触れながら、衆僧が悲哀の心で『法華経』などの大乗経典を誦念し、餓鬼道に堕在した者を抜済することが勧められている。つまり看経供養による施餓鬼と捉えることができるのだ。更に、十四日の盂蘭盆大施餓鬼会中の疏において「兼日各各漸修之経呪力。漸驚此界他方之業苦海」（同書、四四頁）と、盆前看経の功徳回向が成就されることが述べられている。これら『瑩規』の記載から、盆前看経が七月一日より修される施餓鬼と同義であると解釈できるであろう。

なお本稿で引用する『瑩規』は普済善救（一三四七～一四〇七）が書写した「禅林寺本」を底本としているが、盆前看経の記載に関しては、太容梵清（一三七八～一四三九頃）による校訂を経た『瑩規』の流れを汲む「大乗寺蔵永享六年本」（一四三四）、「永光寺蔵光椿書写本」（一五〇三）、また梵清に加え卍山道白（一六三六～一七一五）校訂を経て刊行された「卍山開版瑩山清規」（一六八一）の所謂流布本においても、異同はほぼ認められないのである(3)。

さて、『瑩規』の記載に基づけば、七月一日より「施餓鬼」としての「看経」が「誦念」という方法で修されるわけだが、日時・場所などは不明である。また「禅林寺本」以外の諸本においてもその記載はほぼ同一であるため、盆前看経がどのように修されたかを、それ以上伺い知ることが出来ない。

そこで『曹洞宗全書』「清規」（曹洞宗全書刊行会編、一九三二年初版、一九七二年復刻、以下『曹全』清規）、『続曹洞宗全書』「清規・講式」（曹洞宗全書刊行会編、一九七六年、以下『続曹全』清規・講式）に収録される清規を中心に、各種清規を検討対象とし、盆前看経が中世から近代に至るまでどのように修されてきたかを概観していく。なお主要検討箇所となる引用部には通し番号を付し、原則として旧字体は新字体に改め、割注

は〈　〉で表し、原文の返り点等は省略した。

## 二、中世における盆前看経

上述のように『瑩規』の盆前看経は、盆前施餓鬼そのものと捉えることができるが、同書の記載では、看経の日時や場所等が不明である。そこで、『瑩規』以降、盆前看経がどのように修されていたかを確認していく。まず本章では、中世の清規を見ていくが、検討対象箇所は以下となる。

**『回向并式法』（一四六二頃）**

①自七月一日、施餓鬼。結縁看経牌、便所出之牓云（中略）此牓ヲ打後、仏殿・僧堂・厨庫、此三処也。施餓鬼ヲ出テ可厭之。施餓鬼供、此四ツ字ヲ首可書。次大幡一流在。〇唵摩呢哆唎叭發吒娑婆訶。是施餓鬼ヲ勤ル処ノ面可立。亦尊卓荘厳毎日十三日迄如是。今日ヨリ放参ナシ。至晩間煎丹在。侍真殿司、真前祠堂御菓子茶湯調、即於開山塔、鐘三会住持焼香、大悲呪、一尊一返充。次祠堂大悲呪、誦了バ鐘三会、施餓鬼在。十二日、看経ノ牓ヲ取ル事ヲ報大衆。看経牓取テ勘書可調。至晩間、煎丹在。侍真殿司、於卵塔与菩提園、爪（瓜カ）ノ菓子茶湯并洗米水ヲ調カ子三会、無縫塔前テワ楞厳呪也。〇回向云（中略）次菩提園テワ小施餓鬼、誦捨、次堂前鐘三会、沙唱施餓鬼如毎日。（中略）十四日（中略）大施餓鬼供

（尾崎正善「翻刻・大安寺蔵『回向并式法』」、『曹洞宗宗学研究所紀要』九、一九九五年、九七～九九頁）

**『年中行事清規』（一五二三）**

②自七月一日、施餓鬼結縁看経〈並〉庫下勧進帳掛、四合三文出之者也。看経牓、便宜処出之、牓云（中略）七月十三日。衆寮諷経、如結夏。次卵塔諷経。同菩提園施餓鬼。（中略）同十四日施餓鬼

（尾崎正善「翻刻・永久文庫『年中行事清規』」、『曹洞宗宗学研究所紀要』十、一九九六年、三一～三二頁）

**『廣澤山普濟寺日用清規』（一五二七）**

③晦日。〈一品経了。掃地。如毎晦。〉斎了。〈維那於于仏殿裏。打看経之牓。同施餓鬼二本対東廊西廊而推。来十日之晩景可拖者也。井伊紙一帖従常住出。用此内也。〉（中略）七月一日。行事如毎旦。〈一品経已前。七夕懺法之掛差定堂前掛看経之牌。〉半斎。〈如毎旦。斎了。新豊院之出仕。如毎旦。〉未尅。〈客殿主。〉鐘十八声。箴規。〈古則如前。〉了鳴鐘。〈板一会。住持焼香。〉看経之一巻経了。大悲呪。〈回向者。願以此功徳云云。一巻経者。七夕懈怠。八日迄如此。〉出寮。〈於于山門前殿主打鈴三会。大衆集。維那始施餓鬼。了昏時鳴如毎。到十日夜如斯。此間沙喝之施餓鬼無也。亦従十一日可有〉（中略）十二日。〈一品　経了。〉下看経之牓。〈大衆各著看経。〉晩景〈殿主觸寺家。〉鳴鐘。施餓鬼棚普請。（中略）十五日（中略）午尅。〈殿主触。〉鳴鐘。新豊院之施餓鬼。（中略）酉尅（中略）先弾。〈并〉衆僧。〈監寺供茶湯。〉住持焼香。〈打鈴。〉大悲呪施餓鬼。〈中施餓鬼也。〉（中略）十六日（中略）晩。〈就于

客殿。〉結縁施餓鬼。〈如毎月。〉

（『曹全』清規、六五一～六五二頁）

**『龍泰寺行事次序』（一五五九）**

④同自七月一日施餓鬼。結縁看経牓。便宜処出之。

（『続曹全』清規・講式、一〇七頁）

**『清規古記録』（中世末か）**

⑤自七月一日施餓鬼結縁看経並庫下勧進帳掛四合、三文出之者也、看経牓便宜処出之、牓云（中略）上来諷誦経呪功徳、回向無尽法界一切群類、財法飢饉悪趣鬼神邪党天魔僻修含生、飽法味咸発正智、軽重諸業皆得解脱、陰顕利益、同円種智者〈送施餓鬼用回向〉

（『続曹全』清規・講式、一三二～一三三頁）

まず①は、長野県大安寺『回向并式法』（一四六二年頃成立か）からの引用である。当清規は『瑩規』年中行事の形式を踏襲しながら、その内容を補う部分などが認められ、中世宗門の清規を知る上で重要な史料とされている(4)。

さて①では、看経牌（牓）が掛けられる場所が(5)、仏殿・僧堂・厨庫と明確になっているが、併せて牓の「首（カシラ）」に「施餓鬼供」と記すことが規定されている。そして施餓鬼を勤める場所には大幡と荘厳された卓が設置され、晩間における開山塔・祠堂諷経の後、施餓鬼が行われていたことがわかる。十二日には、結縁看経牓が下ろされ、無縫塔前諷経の後、「菩提園」での小施餓鬼、次いで「沙唱施餓鬼」が修されるのである。つまり、七月一日から始まる盆前施餓鬼は、看経によって執り行われていたと解釈することができる。なお、十二日は菩提園小施餓鬼、沙唱施餓鬼に置き換わっている。この「菩提園」の詳細は①の記載では不明だが、「沙」は「沙弥（喝食）」を指すと思われる。「如毎日」とあるように、大安寺では沙弥による施餓鬼が恒常的に行われていたのであろう。このように、七月一日～十一日の盆前看経期間は、沙弥の施餓鬼が免除されていたと推測されるのだ。また『瑩規』では七月・十二月のみ修されていた施餓鬼が、室町時代中期の宗門寺院おいては、日常的に修されるようになっていることが、同書の記載より伺い知れるのである。

そして②は、静岡県静居寺二世大樹宗光（一四七〇～一五五〇）が一五二三年に撰述した『年中行事清規』からの引用である。当該清規は、特殊法要に限定された年中行事と在俗者を対象とした儀礼が中心に記載されている(6)。

さて、盆前看経に関わる箇所を確認すると、七月一日より施餓鬼が始まり、十四日に大施餓鬼会が執行されることになっていて、『瑩規』同様の流れであることがわかるが、十三日には「菩提園施餓鬼」が認められる。この「菩提園」であるが、同所での施餓鬼回向文には「…伏願、菩提園裡、各々衆霊有縁無縁含願類…」（②引用文献、三二頁。傍線筆者）とあることから、墓苑（墓地）のような場所であったと推察される。

恐らく、①における「菩提園」も同様の施設ではなかろうか。なお②で注目されるのは、「自七月一日、施餓鬼結縁看経〈並〉庫下勧進帳掛、四合三文出之者也。看経牓、便宜処出之」としているところであろう。『瑩規』当該箇所に関しては、従来、「自七月一日施餓鬼。結縁看経牌。便宜所出之。」と句読点が付され、「法会名（施餓鬼）」と「牌名（結縁看経牌）」として別個に解釈されてきた(7)。しかし、②の記載は、一つの法会名として解釈できるのだ。

次に③は、一五二七年に秀茂（生没年不詳）によって編纂された『広沢山普済寺日用清規』（静岡県普済寺）からの引用である。当該清規には、住持入寺の次第、年中行事の次第、祖堂入牌の次第、初夜点の図等が収載されている(8)。

さて当該清規では「沙喝施餓鬼」という法会が年間を通して（一・三・四・七・八・九・十・十一・十二月の条に記載あり）行われている。「沙喝」とは、①と同様に沙弥喝食を指すと思われるが、これらが基本的には日中行事とされていたのであろう。更に年中行事として盆前と歳末に施餓鬼が修せられるのである。さて盆前看経であるが、③によると、六月晦日の斎罷、仏殿に看経牓が掛けられるなど、看経の準備がなされている。そして七月一日には、未尅（刻）に「看経之一巻経」として大悲呪による普回向がなされる。その後、山門前で殿主による打鈴三会で大衆が集められ、「昏時（夜）」に維那によって施餓鬼が開始されるのである。この施餓鬼は十日まで行われるが、その間、沙喝施餓鬼は免除されることとなる。なお看経は七夕（七日には七夕懺法が修される）を除く八日まで行われるが、十二日には看経牓が下ろされ、再度、看経が修された後、十四日の大施餓鬼で用いる施餓鬼棚が準備されるのである。更に、十五日の午尅には、普済寺末寺である新豊院の施餓鬼が行われ、酉尅には「中施餓鬼」が行われるのである。そして十六日晩には客殿にて「結縁施餓鬼」が修されていた(9)。

なお④は、岐阜県龍泰寺八世大円正密（？～一五六〇）によって一五五九年に記された『龍泰寺行事次序』からの引用であるが(10)、盆前看経に関する記載は『瑩規』とほぼ同様である。

最後に⑤であるが、これは中世末成立と目され、『瑩規』年中行事が記載される『清規古記録』からの引用である(11)。検討箇所を確認すると、七月一日より施餓鬼結縁看経が修されるが、『瑩規』同様の牓文と看経品目が列記された直後に、盆前看経の回向文が記されている。当該回向文は、施餓鬼で用いられるものであり、盆前看経が施餓鬼として修されていた一つの証左といえるであろう。

本章では中世成立とされる清規を概観したが、『瑩規』では不明な盆前看経の様子を伺い知ることができた。まず、①の

記載からは、『瑩規』同様、七月一日より開始される「施餓鬼」とは「結縁看経」を指すものであったと推測することができる。同様に②においても、「施餓鬼結縁看経」という名称から、盆前看経が盆前施餓鬼とされていたと推測される。同じく⑤では、盆前看経回向文が施餓鬼の回向文であったように、看経が施餓鬼であったと解釈することができる。しかし③では、盆前看経とは別個に盆前施餓鬼が同日に催されていることが判明した。つまり、中世の段階において、看経と施餓鬼が分化していく様子を伺い知ることができるのだ。

また看経場所であるが、①では、牓が仏殿・僧堂・厨庫に掛けられることから、当該箇所における看経の可能性が存するが定かではない。一方③では、一日未刻に盆前看経となるが、その後「出寮」して山門前の施餓鬼会に随喜することから、看経自体は各寮で修されていたと想定される。更に看経の期間は、①では一日～十二日、③では一日～八日、十二日となっていた。

## 三、近世中期における盆前看経

次に一七世紀から一八世紀中ごろに成立した清規から盆前看経の様子を探ってみよう。検討箇所は以下となる。

**『椙樹林清規』（一六八〇～一六九一頃か）**

⑥晦日　維那兼日ニ看経ノ牓ヲ書セシメ、命殿司、殿前ニ貼スベシ、又、逐日看経ノ簿ヲモ回スベシ、殿司兼日ヨリ打調シ、施餓鬼ヲ書シテ、山門ノ柱、大殿前、禅堂前、庫前ニ貼ス、維那会領スベシ（中略）七日一日（中略）今日ヨリ十日ノ飯後マデ、看経ナリ、一衆前日経簿ヲ照シテ、公界ノ看経、又自ノ看経アリベシ、粥後夜坐ハ恒規ニテ、飯後ノミ看経ス、粥後ニ看経牌ヲ掛クベシ（中略）毎日日中ノ次ニ、法華一巻ヅツ読ミ、八日ヲ過テハ、普賢行願品、金剛経ヲ読ナリ、粥後坐禅、恒規ニテ、日中ニハ先ヅ大般若転読普回向、次ニ法華一巻ニテ普回向、次ニ尊勝陀羅尼ナリ、斎後放禅、上大殿各自ニ看経ス、華厳経、涅槃経、大集経等ノ大経ヲバ、幾人ニテモ看スベシ、維那堂司検点シテ、一遍ニミタン事ヲ思フベシ、兼日ニ看経簿ヲ出ス、看経中自檀家、水陸会ヲノゾム時ハ、日中ニ終之、施食経ハ普回向ニテ了テ、大悲呪ヲ誦シ、霊供ヲ献ズ、亡者回向如恒、次法華ヲ読テ、日中諷経スベシ、晡時寺例ノ水陸会アリ、次楞厳呪ニテ行道ス、縦使日中ニ檀那施食ヲ修スルトモ、晡時ノ施食不可略

（『曹全』清規、五三二～五三三頁）

**『副寺寮日鑑』（一七六七以後か）**

⑦朔日　日中諷経次ニ紙屋ノ大施食ナリ、看経始ル故法益ナシ、恒規ノ般若ハ看経ノ始ニ転ズ、次ニ一ノ巻了テ各自ノ看経（中略）六日（中略）飯後看経ハ法華切ニテ散堂ス（中略）九日朝課罷看経、金剛経ヲ読ム故ニ、一品経ヲ略ス（中略）十日看経、行願品

（『続曹全』清規・講式、二四〇～二四一頁）

**『海会堂日用毘奈耶』（一七一六）**

⑧七月一日（中略）午時、開基追薦ノ大施餓鬼、行導、是ヨリ累日、嫡伝施餓鬼、同断、今日看経

（『続曹全』清規・講式、一八八頁）

**『橘谷内清規』（一七三一）**

⑨一、同晦日剃髪沐浴（中略）看経之牓書写施餓鬼諸堂貼之。〈八尺間、大庫裏、山門頭僧堂等〉（中略）七月朔日（中略）粥罷看経（中略）此晩十四日迄水陸会毎晩不可怠矣

（『曹全』清規、五七一頁）

**『永溪山典座寮指南記』（一七四九）**

⑩七月、朔日晩ヨリ有合ノ一菜ヲ設クル事十五日マデナリ、今日ヨリ十三日マデ看経ナリ、晩晩ニハ叢林恒規ノ施餓鬼有リ

（『曹全』清規、七八二頁）

まず⑥は、卍山道白（一六三六～一七一五）によって記され、当時の宗門叢林の儀礼・進退等に多大な影響を与えたとされる石川県大乗寺の『椙樹林清規』（一六八〇～一六九一頃成立か）からの引用である(12)。

⑥を確認すると、六月晦日に殿司によって看経牓が仏殿前に掛けられ、看経簿が回され、七月一日より十日斎罷まで盆前看経を修することになっている。そして看経には「公界ノ看経」「自ノ看経」の二種があることがわかる。前者は、日中諷経罷に修される法会を指すと思われ、八日までは『法華経』、その後は『華厳経』『金剛経』が看経されていた。一方、後者は、「飯後」が「放禅」となり、その際に修される看経を指し、「大殿」（仏殿）において「各自ニ」『華厳経』『涅槃経』等の看経を行っていた。なお当該清規では、「今マ当山ニハ金剛経一巻、尊勝陀羅尼一遍ニテ、日中回向シ（『曹全』清規、四四六頁）」（日中行事）という差定で日中諷経が修され、また毎月一日・十五日は「午時日中諷経ノ次、大般若転読アリ（同書、四四九頁）」（月中行事）を修することになっており、七月一日並びにそれ以後の臨時看経は、これらの差定に組み込まれた形となっている。そして、この二つの看経を経た上で、晡時に「寺例ノ水陸会」つまり施餓鬼会が修されるのである。このように、一日からの盆前期間には、「公界ノ看経」「自ノ看経」と「水陸会（施餓鬼会）」が同日に催されていたのである。また『椙樹林清規』では、盆・歳末に修せられる大施餓鬼以外にも施餓鬼（「施食」「水陸会」とも表記）の記載が頻繁に認められる。例えば月中行事では、十三日・十四日に仏殿に於いて「略施食（『曹全』清規、四五五頁）」が、二十三日に「施餓鬼（同書、四五六頁）」が定められている。また、七月盆前においても、「看経中自檀家、水陸会ヲノゾム時ハ」とあるように、檀信徒が施主となる施餓鬼会も存在した。

次に⑦は、同じく大乗寺の一六八〇～一七六七年までの記

録『副寺寮日鑑』からの引用である。厳密な成立年は不詳であるが、大乗寺副寺寮関係の年中行事の日鑑が主要部分となっている(13)。そこで、上記『椙樹林清規』の規則が実際にどのように修せられていたかを、⑦で確認してみよう。まず七月一日条では、日中諷経罷に「紙屋ノ大施餓鬼」が修されている。そして、斎罷の大般若転読の後、「一ノ巻」つまり⑥における「公界ノ看経」が修され、引き続いて「各自ノ看経」となっている。一日の流れは、⑥と同様であることがわかる。さてここで注目されるのは、日中諷経罷の「紙屋ノ大施餓鬼」であろう。⑥では、「看経中自檀家、水陸会ヲノゾム時ハ、日中ニ終之」とあることから、施主を立てた臨時施餓鬼が想定されているが、実際にそれが修されている様子を知ることができる。七月三日条の「本多氏施食常住ヨリ設ク」、同五日条の「〈戸田氏／津田氏〉施食」、同八日条の「午時、伴氏施食ナリ」など臨時施餓鬼が修せられていた。（『続曹全』清規・講式、二四〇～二四一頁）なお、『椙樹林清規』では、「三日四日五日七日八日、大半檀那施食アリ」（『曹全』清規、五三三頁）と記載されることから、臨時施餓鬼を修する期日の目途はある程度立っていたと思われる。

そして⑧は、東溟弁日（？～一七四三）が一七一六年に滋賀県清涼寺海会堂の年中行事の規定を記録した『海会堂日用毘奈耶』からの引用である(14)。これによれば、七月一日に「開基追薦ノ大施餓鬼」が修されている。清涼寺の開基は、徳川家康に仕えた井伊直政（一五六一～一六〇〇）であり、この法会は直政に対する追善供養としての施餓鬼となる。そして、この大施餓鬼以降、「累日」つまり連日にわたって「嫡伝施餓鬼」が修されることになる。「嫡伝」とは、直政以降の藩主、二代直孝から六代直恒の五人を指すとされ(15)、歴代藩主に対する追善供養を連日、施餓鬼で執り行っていたのだ。そして、「同断」つまり施餓鬼と同様に「今日看経」となる。さて盆前看経がいつまで修されていたかは明確でないが、「今日」としていることから、一日のみであった可能性がある。それは、十二月十日の条において「此已後、瑩山清規ニ、坐禅ヲ開シテ、歳末看経ノ牓ヲ出ストアリ（中略）予住院ノ内、不出看経牓、只管打坐ノミナリ、是小院ノ便ニシテ、大方ノ叢規ヲ省クト也」（『続曹全』清規・講式、一八四頁）と歳末の臨時看経が略されていることからも、盆前看経期間も大幅に短縮された可能性がある。

また⑨であるが、これは静岡県大洞院の年中行事を、大洞院末である同県崇信寺二十世格門慈越（？～一七三四）が一七三一年に書写した『橘谷内清規』からの引用である(16)。

これよると、六月晦日に看経牓が八尺間、大庫裏、山門、僧堂等に貼られ、翌一日の粥罷に盆前看経が修される。看経がいつまで行われるかは不明である。一方で、水陸会は一日

から十四日まで毎晩行われていた。

最後に⑩であるが、これは佐賀県泰智寺の典座寮指南を、萬仞道坦（一六九八～一七七五）が一七四九年に写した『永溪山典座寮指南記』からの引用である。当該書の内容は、日中・月中・年中行事および庫下の用心等、典座寮に関する指南となっている[17]。さて⑩によれば、一日から十三日まで看経が修され、さらに「晩晩」つまり毎晩、恒規の施餓鬼会が修されることになる。なお泰智寺では、通例、七月十四日前後に修される大施餓鬼が、四日に行われているが、これは同寺の開基である鍋島忠茂（一五八四～一六二四）の没月日が八月四日であるため[18]、七月の大施餓鬼会も月命日に合わせていたと予想される。また三日朝に「小施餓鬼」、四日晩に「小施食」、六日朝に「左近殿小施食」、八日「百姓施食」がそれぞれ執り行われている。（『曹全』清規、七八三頁）

本章では一八世紀前半までに成立した清規を概観してきた。まず⑥では盆前看経の日時・場所が明記され、中世の清規と比すとよりその情景を掴みやすくなっているが、③と同様に盆前看経と施餓鬼が別個で修されていることが分かる。加えて看経が「公界」「自ノ」の二種類に分化していることも確認された。なお⑦は⑥と同様、大乗寺における記録であり、当然ながら⑦は『椙樹林清規』に準じて盆前看経は修されていた。そして盆前看経と盆前施餓鬼とが別々に修される形式は、⑧⑨⑩でも同様であった。また看経場所に関して、⑥では「公界ノ看経」が日中諷経罷に、「自ノ看経」が斎罷に修されるが、いずれも仏殿で行われていた。なお、⑦以外の⑧⑨⑩では看経場所に関する記載は認められなかった。最後に、看経期間であるが、⑥は十日まで、⑩は十三日までとなるが、⑧に関しては上述のように一日のみ修されていた可能性がある。

## 四、近世中期・末期における盆前看経

最後に本章では、近世中期から近世末頃までに成立した清規から盆前看経の諸相を見ていく。検討対象は以下となる。

**『洞上僧堂清規行法鈔』（一七五三）**

⑪七月　盆前看経　飯後ハ公界ノ看経ナリ、前月ヨリ殿前ニ看経榜ヲ掲グ、維那化簿作テ、住持及大衆ニ看経ヲ請ズ、仏殿ニ殿鐘三会集衆、法華経毎日一巻ヲ看ス、大衆一同ナリ、次ニ化簿ノ経ハ、各自ノ意楽ナリ、浴日ヲ除テ十日マデニ、八巻了ル、看経ノ法衆寮ト同ジ、声ヲ揚ズ黙看ス、盆前施食　朔日ヨリ毎日晡時ニ施食、別規アリ

（『曹全』清規、九六～九七頁）

**『太平山諸寮日看』（一七七二）**

⑫七月　一、朔日、方丈堂中ヱ至リ季初ノ拝アリ、此日飯後ヨリ十日迄看経、晡時施食（中略）一、十日、粥後看経畢ル

（『曹全』清規、七一二〜七一三頁）

**『橘谷大洞指南』（一七八一）**

⑬一、七月一日ヨリ粥後看経、飯後ハ面上ノ看経ナリ、朔日ヨリ十四日迄、毎晩施餓鬼不可怠

（『曹全』清規、五九三頁）

**『円通応用清規』（一七九三）**

⑭七月　看経。朔日前一日侍者製看経簿。勧化于諸寮。至日掛看経牌。出看経牓。斎罷如常。施食

（『続曹全』清規・講式、三三二〜三三三頁）

**『吉祥山永平寺小清規』（一八〇五）**

⑮七月初一日。堂司預出盂蘭盆看誦経単於諸寮。率衆財。助弁斛食供養

（『曹全』清規、三五六頁）

**『寿山清規』（一八一八）**

⑯七月　朔日　祝聖。応供諷経。粥後。啓建。看経。（中略）夜間。大施食。（中略）八日　満散看経。（中略）夜間。大施食

（『続曹全』清規・講式、二〇七頁）

**『最乗輪住大日鑑』（一八六七頃）**

⑰七月朔日　仏殿看経ノ牓ヲ挂ケ、預メ盂蘭盆経単ヲ荘厳シ、衆財ヲ率シテ、斛食ノ供養ヲ助弁ス、目連尊者スラ救鬼ノ怖畏アリ、況ヤ澆末ノ凡僧、豈軽忽スベケンヤ、省顧、今晡ヨリ、施食法修行並開祖塔ヘ献灯、本菴ヨリ二夜、両院ヨリ一夜ヅツ、十五日ノ夜ニ至迄、風雨ノ夜ト雖モ欠可ラズ

（『続曹全』清規・講式、一六六頁）

まず⑪は、面山瑞方（一六八三〜一七六九）が制定し、一七五三年に刊行された『洞上僧堂清規行法鈔』からの引用である。当該書は、『永平清規』『瑩山清規』を中心に祖師の思想に依拠した行法を示そうとするもので、特定一寺院の清規でない点が特徴的であり、明治期に宗門が依拠すべき行法書として刊行される『洞上行事軌範』の先駆けと位置付けられている(19)。

さて⑪によれば、「前月（六月）」より看経牓が掲げられ、維那が化簿を行い、住持や大衆に看経を勧化している。そして七月一日から、飯後に「公界ノ看経」として仏殿における『法華経』の看経が執り行われている。大衆一同による看経の後、「化簿ノ経」つまり各自の看経が修されるが、その際に用いる経典は任意となっている。これらの看経は、十日まで行われるが、その際の看経は衆寮の方法（黙誦）と同様に行うよう規定されている。なお同書「僧堂日分行法次第」においては、飯後が「喫茶」であり、その後、未時に「衆寮看読」となっている。七月の盆前看経はこれらの行事を略して修されたのであろう。そして、この両看経の後に、盆前施食が毎日晡時に修されるのである。これは「大施食」と呼ばれ、「七月朔ヨリ望マデ、毎日晡時、放参ニテ施食ヲ行フ」（『曹全』清

規、一二一頁）とされる[20]。なお「放参」とは、ここでは「晩参」が無いこと、つまり、晡時、大衆が住持に参じて説示を聴聞することが免じられることを意味する。同書では、早参・晩参が非常に重視され、例えば、「粥了諷経（粥罷諷経）」や「施食（晩課諷経）」などは、放参時のみ随喜することになっていた。このように、晩参よりも盆前施餓鬼（大施食）が優先されていることがわかり、叢林における当該法会の重要性を伺い知ることができるのである。

次に⑫は、埼玉県龍淵寺の諸寮に関する規定を不白玉峰（？～一七七九）が一七七二年に記録した、『太平山諸寮日看』からの引用である。当該書は年中行事における心得等を、方丈・副寺寮・維那寮・知庫寮・首座寮・侍者寮・知客寮に分けて記載されている[21]。盆前看経についても各寮で記載が認められるが、⑫は「維那日鑑」のものである。これによると、七月一日の飯後より十日まで盆前看経が修されるが、十日に関しては粥罷となっている。

また⑬は、上述の大洞院末にあたる崇信寺二十三世黄山曇龍（？～一七八七）が一七八一年に書写した『橘谷大洞指南』からの引用である。前の『橘谷内清規』とともに、橘谷山大洞院の年中行事次第が記されている[22]。さて⑬によれば、七月一日から粥後看経と飯後看経の両看経が修せられることになり、また晩間の施餓鬼は十四日まで行われることになっている。なお、飯後の「面上」が何を指すかは不明である。

更に⑭は、岡山県円通寺住持であった玄透即中（一七二九～一八〇七）が一七九三年に記した『円通応用清規』からの引用である[23]。これによると。六月末日に看経簿が作成され、諸寮に勧化される。そして、七月一日には看経牌が掛けられ、看経牓が出され、施食が修されることになる。

そして⑮であるが、これは先の『円通応用清規』と同じく、永平寺第五十世の玄透即中によって記され一八〇五年に刊行された『吉祥山永平寺小清規』からの引用である。『永平清規』が時勢の変化によって古風を失い、その真意に背馳する叢規が宗門に横行していることを憂い、古清規に復古しなければとの熱望を抱き記されたのが本書とされる[24]。

さて⑮によれば、七月一日に堂司によって「盂蘭盆看誦経単」が諸寮に貼り出され、盆前看経が修されることになる。また、「率衆財。助弁斛食供養」とあり、大衆の財を集めて、「斛食」つまり餓鬼に施す食事を供えることになっている。盆前看経期間は明確ではないが、十五日の盂蘭盆施食会の疏の後に「挙一衆朔後所誦経目畢」（『曹全』清規、三五七頁）とあることから、盂蘭盆施食会直前まで行われていたと思われる。さて、⑮からは、盆前期間中、看経の外には盆前施餓鬼の記載は認められない。また勧化簿は「盂蘭盆施食会看経簿」（『曹全』清規、三九三頁）と銘打たれていることから、看経の目

的が施食であったことが伺える。更に同書では施食法について、

凡施食法。除幻住開甘露門。及筵山之外。諸規並不載其正文。第如敕苑律苑。出其文。成法大異也。当今吾門諸方所行施食法。未詳其所拠。故今規尋常晩間施食。及中元盂蘭盆施食法。並依筵山。不敢厭今従古也。与其行無拠法。不如行有拠法。然旧習不可遽除。取捨亦在行人之心

（『曹全』清規、四〇七頁）

と、当時の曹洞宗寺院で行われていた施食法には典拠不詳のものが多いと指摘し、玄透住持の永平寺における施食法は『筵規』に立ち返る旨が述べられるのである。これらのことから、『筵規』同様、当時の永平寺においては盆前施食として行われていたのは、看経のみであったと推測される。なお、⑮の出典は『勅修百丈清規』と思われる(25)。

⑯は、⑧同様、滋賀県清涼寺の年中行事を寂室堅光（一七五三～一八三〇）が一八一八年に記した『寿山清規』からの引用である(26)。当該記載では、一日の粥罷から看経が開始され、八日に満散となっている。また一日の夜間から連日、大施食が修されていることがわかる。

最後に⑰は、神奈川県最乗寺輪住四〇六世である仏乗慈僊（一七九八～一八七〇）によって一八六七年に記された『最乗輪住大日鑑』からの引用である(27)。⑰によれば、一日に「仏殿看経」牓を掛け、「斛食ノ供養」などが行われている様子がわかるが、「目連尊者スラ…」などと、盆前看経に対する心構えも記されている。また、一日晡時より施食が修されていることがわかるのである。

本章では、近代直前までに成立した清規を概観してきた。まず盆前看経と盆前施餓鬼の並立であるが、これは⑪⑫⑬⑭⑯⑰においても継承されていたといえよう。しかし、⑮においては、『筵規』への回帰が志向され、看経のみによる盆前施餓鬼となっていた。また看経の場所であるが、⑪⑰では仏殿とされるが、⑫⑬⑭⑮では不明である。なお、看経期間は⑪⑫では十日まで、⑯では八日までとなっていた。

## 五、小結

以上、本稿では中世から近世の清規類を用いて、盆前看経の諸相を追ってきた。まず『筵規』以来、中世においては盆前看経によって盆前施餓鬼が修されていたと推測される。しかし、一六世紀頃から施餓鬼と看経の分化していく様子が確認された。これら中世末に成立したと思われる施餓鬼・看経の並立形態は、近世を通じて継承されていくのである。

では何故、分化するに至ったのであろうか。恐らく中世における施餓鬼会の隆盛が影響していると思われる。『筵規』では、七月（盆前施餓鬼・盂蘭盆大施餓鬼）・十二月（除夜施餓鬼）の

み、「施餓鬼」の記載が認められるが、以後の清規ではその数が大幅に増えていくのである。『瑩規』に最も成立が近いとされる『回向并式法』においても、「沙唱施餓鬼」という沙弥による法会が日中行事とされ、また「菩提園施餓鬼」という墓所における施餓鬼も営まれていた。更には、「吊施餓鬼」（①引用文献、一〇一頁）という特定の故人に対する施餓鬼も存在するのである。歴史的に中世禅宗における施餓鬼会は、怨霊の鎮魂や天下安寧を祈る代表的な法会として、京都・鎌倉の禅林で大々的に修され、顕密諸宗のそれとは趣を異にし、祖霊から横死者・無縁仏という広範な存在を慰撫する性格のものであったという(28)。中世禅宗発展の一要因ともいえる施餓鬼会は、日中・月中・年中行事に関わらず修すべき法会として、内外から求められたのであろう。これら中世に勃興した数多の施餓鬼会は、本稿で検討対象とした清規を確認する限り、そのまま近世にも引き継がれていったといえよう。

施餓鬼と看経の分化とは、言い換えるならば施餓鬼会の増加を意味することになるのだが、その点に関しては一考の余地があろう。まず『瑩規』の段階ではどのように盆前看経が修されていたかを知る必要があるが、その場所も期間も不明である。また『広沢山普済寺日用清規』では、上述のように「出寮」とあることから、看経自体は各寮で修されていたと想定されるが、定かではない。一方で、近世『椙樹林清規』に至って、看経の様子が明瞭になる。既述のように、看経自体が「公界」「自ノ」に細分化されるのだが、まず看経場所は仏殿と記載され、以後の近世の清規もこれを踏襲している可能性がある。そして最も注目されるのは、看経方法に対する指示であろう。

とくに「自ノ看経」については、「上大殿各自ニ看経ス、華厳経、涅槃経、大集経等ノ大経ヲバ、幾人ニテモ看スベシ、維那堂司検点シテ、一遍ニミタン事ヲ思フベシ（傍点筆者）」と興味深い記述となっている。「看スベシ」とは「みる」ことを強調していると解釈でき、また維那が「一遍ニミタン事ヲ思フベシ」つまり「（大衆の黙誦が）ひと通り終わったことを確認せよ」と解釈できるのである。このことから各自で行われる看経は「黙誦」で行うことが前提であったと思われる。これらのことは『洞上僧堂清規行法鈔』において、より明確となる。上述のように当該清規でも「公界ノ看経」と「自ノ看経（化簿ノ経）」の二種が存在するが、「看経ノ法衆寮ト同ジ、声ヲ揚ズ黙看ス」と看経方法は「黙誦」で行うように指示されるのである。本稿冒頭で記したように、一般的に「看経」という言葉は「黙読」と「読誦」の意味を有するが、『洞上僧堂清規考訂別録』（一七五五）巻二「衆寮看読法校訂」では「今時世上ノ叢林ニテ、盆前歳末ノ看経ニ、木魚大磬ヲ鳴シテ高声ニ読経誦呪スルハ誤リナリ、看経、念経、諷経、

読経、誦経皆ソレゾレ差別アリ、ソノ中ニ看経ト云ハ、経ヲ看読シテ義理ヲ知ルナリ、声ヲ揚ルニアラズ、祖訓ヲ証拠ニシテ、看経ノ古例ヲシルベシ、世上ノ誤リニ雷同スベカラズ」（『曹全』清規、二三五頁）と経文の意味を知ることが「看経」であるとしている。

以上の点を踏まえると、施餓鬼としての盆前看経は大衆による「読経供養」に主眼が置かれていたが、施餓鬼と分化した盆前看経では、「黙誦」よる経典の字義・文理の理解に比重が置かれた、との推測も成り立つのではなかろうか。しかし、『洞上僧堂清規考訂別録』で指摘されるように、当時の僧堂では「読誦」が一般的な看経方法とされ、『椙樹林清規』で提示された「黙誦」という方法はほとんど用いられなかったのかもしれない。

いずれにせよ、曹洞宗寺院の清規を確認する限り、盆前看経は中世・近世を通じて修されており、宗門において欠くことのできない重要な法会であったといえよう。当該法会の期間は、七月一日から八日・十日・十二日・十三日など寺院によって幅が認められ、また時間も粥罷・斎罷など差異が認められた。なお看経場所について、中世では不明だが、近世以降は仏殿で修されていると思われる。つまり、各寺院の行事にあわせて柔軟に執行していたといえるのだ。

本稿では、盆前看経に焦点をあて、中世から近世の当該法会の様子を概観してきた。推論に推論を重ねた箇所もあり、当該法要に関する検討は甚だ不十分であると思われる。そして更に検討すべき事柄は存するであろう。その一つは、『瑩規』「結縁看経牌（牓）」の牓文の検討である。例えば、『瑩規』以前の成立となる『慧日山東福禅寺行令規法』には「孟蘭盆結縁看経牓」が示されるが、それ以前の清規には認められないという(29)。その為、『瑩規』「結縁看経牌」の出典が、当該清規である可能性が考えられるのだが、その牓文内容には大きな相違が認められる。つまり『瑩規』「結縁看経牌」の内容は、瑩山禅師が独自に作成した可能性が存在するのだ。当該牌文の内容に（出典を含め）検討を加えることによって、禅師の盆前看経に対する思想を伺い知れるかもしれない。この点に関しては、稿を改めて論じることとしたい。

**註**

（1）本稿における『瑩規』は、普済善救（一三四七～一四〇七）が書写した「禅林寺本」（一三六七年書写）を底本とする。

（2）現在曹洞宗では「施餓鬼会」から「施食会」へと改称されている。しかし本稿で扱う史料では「施餓鬼」との表記が多く、用語の混乱をさけるため、引用箇所以外は基本的には「施餓鬼」と記載する。

（3）『瑩規』各種の写本・刊本に関する書誌情報は「瑩山清規の研究（一）―日中行事の翻刻―」（『宗学研究紀要』三三、二〇二〇年、一二〇～一四〇頁）に詳しく記載される。

（4）尾崎正善「大安寺蔵『回向并式法』について」、『宗学研究』三八、一九九六年、二一六～二一九頁

（5）『回向幷式法』では「厭」を「おす」と読ませている。用例としては「印ヲ厭ス」（①引用文献、九〇頁）などがある。そのため、「可厭之」は、看経牓をかけることと解釈した。

（6）尾崎正善「永久文庫『年中行事清規』について」、『宗学研究』三九、一九九七年、一八一～一八五頁

（7）例えば、「卍山開版瑩山清規」（一六八一年開版）を底本とし、翻刻・訓読・現代語訳・語釈・校異等を行った『瑩山禅』においても、「自七月一日施餓鬼。結縁看経之牓、便宜処出之」としている。（光地英学他 編『瑩山禅』七、山喜房佛書林、一九八八年、一九三頁）

（8）『曹洞宗全書』解題・索引、曹洞宗全書刊行会、一九七八年、（以下「『曹全』解題」）一五七頁

（9）徳野崇行著『日本禅宗における追善供養の展開』（国書刊行会、二〇一八年、二〇四～二〇五頁）によれば、「中施餓鬼」は宣疏を略した施餓鬼、「結縁施餓鬼」は施主が存在する亡者供養としての施餓鬼とされる。

（10）『曹全』解題、四五五頁

（11）『曹全』解題、四五六頁

（12）『曹全』解題、一五二頁

（13）『曹全』解題、四五八頁

（14）『曹全』解題、四五七頁

（15）徳野崇行 前掲書、三九二頁

（16）『曹全』解題、一五五頁

（17）『曹全』解題、一六〇頁

（18）小和田哲男監修『日本史諸家系図人名辞典』、講談社、二〇〇三年、四七七頁

（19）『曹全』解題、一四五頁。徳野崇行 前掲書、三二一～三二二頁。

（20）『洞上僧堂清規行法鈔』では、通例七月十四前後に修される大施餓鬼の日時を定めていない。「大施餓鬼ハ日時寺ノ旧例ニ随フ」（『曹全』清規、九七頁）

（21）『曹全』解題、一五九頁

（22）『曹全』解題、一五六頁

（23）『曹全』解題、四六〇頁

（24）『曹全』解題、一四九頁

（25）「七月　初旬堂司預出盂蘭盆会諸寮看誦経単。預率衆財。弁斛食供養」（『卍続蔵経』一一一、中国仏教会影印卍

続蔵経会、二八三頁）

（26）『曹全』解題、四五七頁

（27）『曹全』解題、四五六頁

（28）原田正俊「五山禅林の仏事法会と中世社会―鎮魂・施餓鬼・祈祷を中心に―」『禅学研究』七七、一九九九年、八三頁。

（29）尾崎正善「『慧日山東福禅寺行令規法』について」『鶴見大学紀要』三六（四）、一九九八年、五七頁。

# 近世における『正法眼蔵』結集・編輯史総説（一）

## ――時代背景と初期の動向――

秋津秀彰

### 一、問題の所在と研究の目的

筆者は過去に、『正法眼蔵』の結集・編輯史に関して、以下の論文に整理を試みた。

「中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題（一）―六十巻本・二十八巻本について―」（『駒澤大学仏教学部論集』第四十九号、二〇一八年十月。以下、「中世」〈一〉）

「中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題（二）―七十五巻本・十二巻本・梵清本について―」（『駒澤大学仏教学部論集』第五十号、二〇一九年十月。以下、「中世」〈二〉）

「中世における『正法眼蔵』の書写・伝播に関する諸問題（三）―七十五本及び真字本について―」（『駒澤大学仏教学部研究紀要』第七十八号、二〇二〇年三月。以下、「中世」〈三〉）

「『正法眼蔵』の文献学的研究の歴史と今後の課題」（『禅学研究』第百号、二〇二二年三月。以下、「文献学的研究」）

これらの拙稿について、「中世（一）」から「中世（三）」の連載は、中世期における諸問題を、「文献学的研究」は、主として近代から現代にかけての動向と将来の展望を総論的に述べ、整理を試みたものである。また近世期の各編輯体系について個別に検討したのが、拙稿『江戸時代における『正法眼蔵』編輯史の研究』（二〇一七年度駒澤大学博士学位論文）であり、これを構成する論文の大半は既発表であるため、必要に応じて随時提示する。

そして本稿では、これらを補足・整理しつつ、近世・江戸時代における『正法眼蔵』編輯史を総論的に概観し、それを巡る諸問題について確認することを目的とする。また本連載では試みに、近世における『正法眼蔵』結集・編輯史を通貫する歴史観として、「『正法眼蔵』復古運動」という軸を設けたいと考えており、これについては本稿の最後に説明する。

## 二、中世と近世の相違

河村孝道氏は、『正法眼蔵の成立史的研究』（春秋社、一九八七年三月。以下、『河村書』）において、道元禅師から現在に至るまでに現れた、『正法眼蔵』の主要な編輯体系を九つ挙げている。以下にそれを箇条書きで列挙すると、

第一次編輯　六十巻本
第二次編輯　七十五巻本
第三次編輯　十二巻本
第四次編輯　二十八巻本（『秘密正法眼蔵』）
第五次編輯　八十三巻本（二系統）
同前　八十四巻本（梵清本）
第六次編輯　八十九巻本（卍山本）
第七次編輯　九十六巻本（晃全本）
第八次編輯　九十五巻本（本山版）

となる。これらの辞書的な説明は「文献学的研究」（三六一～三六三頁）において行ったので、本稿では簡略に説明するが、この内、第一次から第三次までは、道元禅師生前に存在した編輯体系であり、第四次・第五次は、これらを基にして中世期に編輯されたものと考えられる。よって本稿で取り扱うのは、第六次編輯以降の編輯体系ということになる。

道元禅師（一二〇〇～一二五三）は、時事折々の仮名法語を『正法眼蔵』の総題号の下に結集・編輯することとしてから、恐らく道元禅師生前に六十巻本・七十五巻本・十二巻本の編輯体系が成立し[1]、示寂後、懐奘（一一九八～一二八〇）、義演（？～一三一四）、義雲（一二五三～一三三三）、寛海らの手によって書写と整理が行われ、その中で六十巻本の現存本が成立した。その後、中世・室町時代の応永年間頃までに、六十巻本の拾遺としての二十八巻本（『秘密正法眼蔵』、永平寺〈福井県吉田郡永平寺町〉蔵）、七十五巻本を主とし、これに含まれず、六十巻本のみに含まれる巻を合わせて成立した八十三巻本と、応永二十六年（一四一九）に太容梵清（一三七八～一四三九頃）が、八十三巻本を改訂・再編した八十四巻本（梵清本）、及び六十巻本を主とし、七十五巻本から巻を補った瑠璃光寺本（八十三巻本、山口県山口市）の、三種類四系統の編輯体系が成立する。そして近世においては、基本的には十二巻本を除く、これらの編輯体系を基礎に、新たな『正法眼蔵』の編輯体系が続々と生み出された。

中世と近世における最大の相違点は、『正法眼蔵』の書写に際して、編輯の手がどの程度加わっているかであろう。『正法眼蔵』の「結集」・「編輯」は、諸氏によって微妙に解釈が異なるのであるが、筆者がそれらを総合して概念整理すると、「結集」とは、『正法眼蔵』の総題号の下に、百巻近い和文の法語を集めて一つのものにすることで、「編輯」とは、それを

全体として関連性を持つように順序を決めることである。

中世においては、『正法眼蔵』の書写は行われたものの、諸方から様々な系統本を積極的に蒐集してさらなる結集を行ったり、何らかの意図を以て、大幅に排列を改める等の編輯を行ったりするのではなく、七十五巻本・六十巻本の一方を主とし、それに無いものを従から加えるという程度であった。そこには、いずれを主にするかという程度の思想的な問題しか指摘する事はできず、なおかつそれは、書写者の門派的な問題からある程度説明をつけることは可能である。またこの時代は、詮慧・経豪『正法眼蔵聞書抄』、義雲『正法眼蔵品目頌』以降、『正法眼蔵』の内容の参究の跡形を残した著作は現存せず、強いて挙げるならば、梵清本に付された『正法眼蔵綱目』程度であろう。そのため中世期においては、当時存在していた『正法眼蔵』を、誰が、どこで書写し、どのように広まっていったのか、ということが主要な課題となるため、先の拙稿ではそのような論題を付した。

これに対して、近世においては、まず卍山道白（一六三六～一七一五）・版橋晃全[2]（一六二五～一六九三）が、結集した『正法眼蔵』を撰述年時順に編輯し、近世における『正法眼蔵』の収録巻が確定した。次いでこれらを、様々な人物が、自身の見識に基づいて再編し、注疏を施した。従って近世期においては、先人に依って結集された『正法眼蔵』を、誰が、どのように、どのような意図を以て編輯したのかが問われるのである。そのため、中世と近世においては、論述の重点は自ずと異なってくるのであり、その論題を同一にすることは出来ないのである。

そのような観点から、本稿はまず、近世に入り、特に江戸幕府が成立してから、どのような宗門統治体制が構成され、それが曹洞宗、曹洞宗学にどのような影響を与えたのかをまず簡単に確認する。その上で、本論として、卍山本・晃全本の成立について述べる。次稿以降において、そこから派生する諸種の編輯体系について論じ、最後に本山版について説明し、総合的な結論を述べることになると思われる。

## 三、宗政の確立と宗学の時代区分

中世と近世の時代区分としては、学問分野や諸氏によって諸種の見解があり、また同時に、曹洞宗においても諸種の時代区分が考えられる。

まず、曹洞宗における、江戸幕府から宗門に対する統制政策、また宗門内における統治体制・政治体制からの区分を挙げてみる。曹洞宗においては、慶長八年（一六〇三）の江戸開府以降行われた、様々な宗教統制策の流れの中で、両本山と本末関係、寺社奉行・関三刹・僧録を基礎とする宗政が行われ、慶応三年（一八六七）の大政奉還まで続くこととなった。

近世の宗政の基礎となったのは、「曹洞宗法度」である。以下に、その全文を挙げておく。

天下曹洞宗法度

一つ、三十年修行成就にあらざる人、立法幢の事。
一つ、廿年修行あらざるに江湖頭を致す事。
一つ、寺中追放の悪比丘僧、諸山において許容の事。
一つ、江湖頭を致し五年を経ずして転衣の事。ならびに修行未熟の僧転衣の事。
一つ、末山として本寺の掟に背く事。
右条々、もしこの旨に背くにおいては、寺中追放にすべきものなり。

（『永平寺史料全書』文書編（以下、『文書編』）一、大本山永平寺、二〇一二年十月、五二九頁、原漢文）

「曹洞宗法度」は、慶長十七年五月に、武蔵龍穏寺（埼玉県入間郡越生町）、下総總寧寺（千葉県市川市）、遠江可睡斎（静岡県袋井市）へ、同二十年に下野大中寺（栃木県栃木市大平町）へそれぞれ下されたことで、関三刹・東海大僧録[3]という、曹洞宗政を司る寺院が確定した。また、元和元年（慶長二十年、一六一五）に、永平寺に「永平寺諸法度」、總持寺（当時石川県輪島市、現在神奈川県横浜市）に「總持寺諸法度」が下されたことで、曹洞宗の両本山が確定することとなった。その後、寛永六年（一六二九）六月に、関三刹・東海大僧録の直触地を除く、全国各地に僧録が配置され、この各国の僧録もそれぞれが関三刹の分担支配下に置かれた。

「曹洞宗法度」によれば、首座を務めるには二十年（二箇条目）、一寺の住持になるには三十年（一箇条目）の安居年数をそれぞれ必要とし、さらに瑞世を行うには首座を務めてから五年の経過を必要とし、なおかつそれにふさわしい成熟を求められた（四箇条目）。そして、この一・二箇条目の記載を以て、曹洞宗に対して学問を奨励することを意図したという解釈がなされてきた（鏡島元隆『道元禅師とその宗風』、春秋社、一九九四年二月、三〇頁）。

寛永年間頃には、主に京都において商業出版が本格化し、様々な書籍が刊本として流通することになった。禅宗以外の各宗に対しての「法度」では、そこに定められた過程に則って、檀林等の教育機関に入学し、修学することが求められた。これが、江戸幕府による「学問奨励策」と考えられ、この政策に伴う書籍需要の増加に応じる形で、各宗の御用書林等が成立していったとされる[4]。刊本は、それ以前に書籍の伝来を担った写本と比較すると、伝播の速度・範囲が共に大きくなる。また後述するように、その刊行典籍の中に、曹洞宗関係のものも一定程度含まれていることから、このような書籍の供給を受け止めることのできる需要が見込まれての刊行であったと推定される。

一方で近年、吉祥寺（東京都文京区）旃檀林・青松寺（東京

都港区）獅子窟・泉岳寺（同前）学寮の三学寮に代表される、曹洞宗における教育機関は、あくまでも私的なものであって制度的な担保はなく、他宗における檀林が、各宗に対する法度によって制度化されたものであるのとは異なること、参学の基本は遍参修行であることが指摘されている。[5] 一方で、各宗の檀林は、近世以前に制定されつつあった仕組みを制度化したものであること、[6]「曹洞宗法度」もまた、これに先行する形で、類似した法度や定書が各所で出されていること、また「曹洞宗法度」は曹洞宗側からの提案があったことも明らかにされている。[7]

他の例として、「永平寺諸法度」と同時に出された「妙心寺諸法度」においても、その二箇条目に、

一つ、参禅修行を、善知識に就いて三十年を綿密工夫に費やし、千七百則の話頭を了畢の上、諸老門を遍歴し、普く請益を遂げ、真諦俗諦を成就し、出世を望むの時は、諸知識の連署を以て言上せられば、開堂入院を許可すべし。近年、猥りに綸帖を申降し、或いは僧臘高からず、或いは修行未熟の衆、啻官寺を汚すのみならず、衆人の嘲に蒙き者、甚だ仏制に違う。向後、其の企て有らば、永く其身を追却すべき事。（『宗教制度調査資料』第十六集、『宗教制度調査資料』六所収、原書房、一九七七年九月、四一頁、原漢文、傍線筆者、「大徳寺諸法度」〈同前四二頁〉もほぼ同文）

とあり、こちらも学寮等の存在を前提とせず、遍参修行を前提とした制度設計になっている。また妙心寺内に学寮があったという説[8]もあるが、例えば現在の駒澤大学の前身が、旃檀林等の学寮であるのに対して、花園大学の前身は、明治五年（一八七二）に妙心寺に設置された「般若林」であるとされている[9]ことからも、臨済諸派においても、曹洞宗と同様に、制度的に担保された教育機関としての学寮は存在しなかった可能性がある。そして禅宗以外の各宗に対する法度も、出世の要件として修学を求めている、というのが基本的な内容であるため、曹洞宗においては、出世の基本条件として定められている、遍参修行の実施を認定・担保・統制する機関としての三法幢地であり、これが他宗における檀林に相当するのではないかと思われる。

これに関連して、近年、伊吹敦氏は、

禅宗の立場は、基本的に清規に基づく集団生活の中で悟りを実現するというもので、そこには何ら秘すべきものは存在しない。これは中国禅に一貫する性格であるが、これを禅でよく使われる用語を用いて「露」と表現することができよう。栄西らによる禅の移入が、密教化の中で衰微してしまった実践修行を禅によって再生しようとするものであったとすれば、それは「密」から「露」への転換を目指したものであったと言えよう。（中略）日本禅宗史は「露」と「密」との間の往復運動であったと見ることができるが、中世禅はその最初の方向性を示すものであったと解しうるのである。

と述べ、また近世初期は「密」から「露」への転換期であるとしている（伊吹敦「巨視的に見た中世禅の位相」、末木文美士監修『中世禅の知』、臨川書店、二〇二一年七月、一七九～一八〇頁）。これを前提とすれば、各種法度は、「密」から「露」への仕組みへの転換を促す一つのきっかけとなったと思われる。

後述する『永平紀年録』等の歴代永平寺住持の著作を見ると、出世にはある程度の教養が、結果的には必要であったことが想定される。また、一般の常恒会地ではなく、敢えて旃檀林等において参究することが、当時の曹洞宗僧に対してどのような意味を持ったのかについては、検討が必要であると考える。例えば、晃全は十五歳で泉岳寺に掛塔している（『文書編』三・二三頁）が、次代の永平寺三十六世融峰本祝（一六一八～一六九九）は、私見では、三学寮に掛塔したという記録は確認されていない[10]。よって、これらの学寮で参学することが、各地の僧が多く集まることによる人脈の形成など、出世における制度内外の利点がその程度あったのか等の課題は多くあると思われる。今後、関三刹住持経験者・著名僧の個々の伝記や、地方の三法幢地・会下称号地における参学の実態の資料蒐集等を通じて、明らかにしていくことが必要である。

「曹洞宗法度」等の基礎法令の整備の後、近世、さらには近代初期にかけて、全国・全宗派の本末関係の調査が複数回行われている。その結果報告として寺院本末帳が作成されている[11]が、曹洞宗において最も重要なものが延享二年（一七四五）から同四年の調査であり、この頃に大半の曹洞宗寺院が、元を辿れば、両本山のどちらかの末寺となるように組み込まれた。それに前後して、数多の本末論争が行われたが、実際には支配体制に影響を及ぼす可能性があるため、基本的には本寺の主張の方が優先される傾向にあった。

曹洞宗における本末関係の整備の意図は、「曹洞宗法度」の五箇条目にあり、末寺が本寺の定めた掟に背いた場合は、その寺から追放されるため、本寺が末寺に大きな影響を与えることが可能になり、本寺は、後継者の選定等に影響力を持った。また、遍参修行を中断し、出世を望まない平僧は、仏像の点眼や、在俗の喪儀や戒名の授与等の日常檀務が行えないため、このような僧が住する平僧地では、これらを本寺等に依頼する必要があり[12]、そのような点からも支配力を有するとともに、出世への動機づけを行ったものと見られる。

そして、本寺を指導することができ、また各種の法度、触書を伝達するのが、各地の僧録であり、それを統括するのが関三刹であり、さらには江戸幕府寺社奉行である。僧録は、永平寺が瑞世者を多くするために行われた書状に端を発する、「転衣事件」に対する寺社奉行の判決が下された年でもある、寛永六年に全国各地に設置された（『永平寺史』五六九、六〇一～六〇八頁）。僧録は延宝九年までに増設の上、確定したとされ

るが、最初の僧録の数や具体的な寺院名には諸説がある。[13] このような形で、本末体制を通じて、本寺の指導を全国全寺院に及ぼし、支配体制を確立することを図ったのである。

また、末寺を有することが、常恒会地になるための必須条件の一つであることが指摘されている。[14] 従って、本末関係を通じて寺院を支配するとともに、修行の統制を通じて、人の支配も図ったものであろう。以上から、宗政上の大きな転換点は江戸開府であり、基礎が固まったのが寛永年間頃ということになると思われる。そしてこれを、本末調査や法度の発布等によって随時拡充し、完成を図っていくという流れが確認される。

一方で、宗学上の時代区分の一例としては、道元禅師の大遠忌を用いるという発想がある。前掲の「永平寺諸法度」には、道元禅師の正当には越前国内の、「總持寺諸法度」には、瑩山紹瑾禅師（一二六四～一三二五）、峨山韶碩（一二七五～一三六六）の正当には加賀・能登・越中の三国洞門寺院がそれぞれ集まって行うことが規定されている（『文書編』一・五四一～五四九頁）。そして大遠忌は、宗門においては五十年に一度奉修されることが多く、永平寺の道元禅師・懐奘（一一九八～一二八〇）、總持寺の瑩山禅師・峨山という、それぞれの開山・二世の際は、特に宗門全体を挙げて法要・勧化が行われ、また輪住寺院や地域の大寺院においては、各寺院の開山忌等の形で、大規模法要・勧化が行われていた。[15] その勧化金を通じて、主に諸堂の復興改修が行われていたようである。

近世期の道元禅師の大遠忌を挙げてみると、江戸開府の前年が三五〇回大遠忌に相当し、明治維新の十六年前に六〇〇回大遠忌を迎えた。その具体的な年と、当時の永平寺住持を挙げれば、以下の通りである。

・慶長七年（一六〇二）三五〇回大遠忌
永平寺二十世（大円）門鶴（？～一六一五）
・承応元年（一六五二）四〇〇回大遠忌
永平寺二十七世高国英峻（嶺巌）（一五九〇～一六七四）
・元禄十五年（一七〇二）四五〇回大遠忌
永平寺三十七世石牛天梁（一六三七～一七一四）
・宝暦二年（一七五二）五〇〇回大遠忌
永平寺四十三世央元密巌（？～一七六一）
・享和二年（一八〇二）五五〇回大遠忌
永平寺五十世玄透即中（一七二九～一八〇七）
・嘉永五年（一八五二）六〇〇回大遠忌
永平寺六十世臥雲童龍（一七九六～一八七二）

そして宗学上の大きな流れを見ると、三五〇回大遠忌から四〇〇回大遠忌の間は、中世において盛んに行われた、門

参・切紙等を通じた宗旨の参究・伝承が続いた、中世の延長期に当たる。そして四〇〇回大遠忌から四五〇回大遠忌の間は、その前半が中世の総括期として、先の伊吹氏の区分で言えば、「密」の完成期に当たり、永平寺においてもその教学の再整備が行われた。一方で、僧録・常恒会地が全国各地に設置[16]され始め、前述の制度が整えられつつあった。さらに、修行規則の面からの古規復古運動が始まったのもこの時期であり、つまり「露」への転換が始まる。そして後半期には、元禄十六年に宗統復古運動を巡る、一師印証・面授嗣法についての寺社奉行の判決が下されたことで、中世における伽藍法重視から、近世における人法重視への嗣法観の転換が起こった。この論争の根拠が『正法眼蔵』に求められたことなども影響して、これらを理論的に検証していく過程で、『正法眼蔵』の参究へと繋がっていく。

四五〇回大遠忌以降は、卍山・晃全によって結集・編輯された『正法眼蔵』や、当時その存在が知られつつあった『正法眼蔵聞書抄』の伝播が始まり、それらの参照を通じて新たな注疏が生み出されたり、また主要道元禅師著作の出版が行われたりすることで、宗学研究が推し進められた時代であり、その中で五〇〇回大遠忌を迎える。参考として、主要道元禅師著作の内、刊行が最も早いもののみを挙げると、以下の通りである。

・寛永年間（一六二四～一六四三）
『永平元禅師語録』（『永平略録』、含『普勧坐禅儀』）
・同前
『学道用心集』
・慶安四年（一六五一）『正法眼蔵随聞記』
・寛文七年（一六六七）『永平清規』
・延宝元年（一六七三）『永平広録』
・延享四年（一七四七）『傘松道詠』（道元禅師和歌集）
・寛延三年（一七五〇）『宝慶記』
・明和四年（一七六七）
真字『正法眼蔵』（『拈評三百則不能語』）
・文化十二年（一八一五）頃　本山版『正法眼蔵』

これをを見ると、時期に開きはあるものの、道元禅師の主要著作のほぼ全てが刊行されている事がわかる。そして『永平略録』・『学道用心集』・『正法眼蔵随聞記』の三書は、異なる複数の版元から出版が行われており、特に『永平略録』は、早くも明暦三年（一六五七）に注釈書『永平元禅師語録抄』が、また寛文十三年には頭注本も出版されている。また『永平清規』は、永平寺三十世光紹智堂（一六一〇～一六七〇）が開版したもので、伝本こそ多くはないものの、かなりの重版がなされたことが知られており、刊行から百年を経た、宝暦十三年の奥付がある本が現存しているほか、月舟が延宝五年に、卍山が同十年に刊行した『瑩山清規』と共に、古規復

古の基礎資料となった。さらに『永平広録』は、現在も印刷が可能な状態で版木が保存されている。このように、道元禅師著作は、比較的多くの需要があったことが知られるのである。そしてその掉尾を飾ったのが、本山版『正法眼蔵』である。

本山版以前にも、『正法眼蔵』の一部の巻が刊行されている（※付き以外は『永平正法眼蔵蒐書大成』〈以下『大成』〉四〈大修館書店、一九七九年二月〉に収録）。

・貞享元年（一六八四）「安居」巻
・元禄十三年（一七〇〇）「面授」巻
※宝暦二年（一七五二）「法華転法華」巻（筆者所蔵）
・天明七年（一七八七）「行持」巻
・天明八年（一七八八）『弁道話』
・安政五年（一八五八）「三昧王三昧」巻
※弘化四年（一八四七）「法華転法華」巻（筆者所蔵）

「安居」・「面授」[17]巻は卍山が、「行持」・『弁道話』は玄透が刊行したもので、残りは寺院版である。特に卍山が開版した二巻の内、前者は古規復古、後者は宗統復古に関係する内容で、なおかつ事態が進行している中での刊行であった。従って、刊行書としてこの両者が選ばれたのには、多分に思想的な背景・意図がある。また、二度の「法華転法華」巻の刊行は、興聖寺（京都府宇治市）においての刊行であったが、後者の識語から、それぞれの近年の大遠忌に合わせて刊行したことが知られ、現代同様、このような形で出版や著述が行われることもある。

宗統復古の官裁が下りた後、享保十二年（一七二七）に出された、所謂「正法眼蔵開版禁止令」によって、宗門に対する出版統制が始まり、学問の進展に対して、『正法眼蔵』の開版は行われなかった。その一方で本山版開版以降は、目立った注釈書の撰述は見られなくなるため、ある意味では、統一的な『正法眼蔵』の出版を行わなかったことが、近世中期の学問の進展に寄与したのかもしれない。

そして五五〇回大遠忌に、玄透がその記念事業としての本山版『正法眼蔵』の出版を企図し、また面山瑞方（一六八三〜一七六九）らが、月舟・卍山らによる、初期古規復古を批判・検証を経た、新たな古規復古[18]の実現を図っている。そのため、この前後頃が近世宗学の総括期・実践普及期に当たる。

本山版の出版と共に、様々な批判はありつつも、その目的であった諸種『正法眼蔵』の統一がなされ、中世以来の『正法眼蔵』の編輯史は終了した。その後、六〇〇回大遠忌を奉修した後に明治維新を迎え、江戸幕府の存在を前提とした宗門統治体制もまた変更が迫られながら、近代へと入っていく。その一方で、本山版を基礎とした『正法眼蔵』の参究の流れは、近代、昭和の戦後期頃まで続くこととなった。そして近

代以降の流れについては、「文献学的研究」をご参照頂きたい。

よって、中世から近世への宗学の転換が始まったのは、江戸開府から約百年を経た、元禄年間頃である。そして近世から近代・現代へと宗学が移り変わっていくのも、また明治維新と同時期ではなく、少し遅れて転換していくこととなる。

## 四、卍山本・晃全本『正法眼蔵』の成立

近世における『正法眼蔵』編輯史・研究史、引いては宗学の転換という面から見た時、月舟宗胡（一六一八～一六九六）・卍山道白（一六三六～一七一五）師資の活動が、その嚆矢であったと考えられる。月舟は、古規復古の舞台となる大乗寺（石川県金沢市）へ晋住する前に、長円寺（愛知県西尾市）に明暦元年（一六五五）から寛文四年（一六六四）にかけて住持している。長円寺には、長円寺二世暉堂宋慧（一五八七～一六五〇）が、寛永二十一年（一六四四）から翌年にかけて書写した梵清本八十四巻[19]が所蔵されている。また大寧寺本（山口県長門市、『大成』続輯四所収）の各冊末には、長円寺を菩提寺とする板倉重宗（一五八六～一六五六）の追善のために、明暦四年五月に寄付した旨の識語がある。大寧寺本と長円寺本は、行数・文字数がほぼ一致しているため、月舟は長円寺本を書写したものと見られる。大寧寺はあくまで現蔵者であって、直接の寄進先は不明であるが、月舟が長円寺住持中に梵清本を書写していることは重要であり、大寧寺本とは別に梵清本を書写して、大乗寺に持ち込んだ可能性はある。

現在大乗寺には梵清本は所蔵されていないが、月舟が大乗寺を退院する延宝八年（一六八〇）に、若年時に在籍した円応寺（佐賀県武雄市）へ梵清本を寄進している（『大成』五所収）。円応寺本には、長円寺本・大寧寺本では省略されている、各巻末の梵清の識語が書写されているため、円応寺本は長円寺本系の写本ではない。また、月舟は大乗寺を退いた後に、卍山も大乗寺を元禄四年に退き、興禅寺（大阪府大阪市）を経て同年に住した、禅定寺（京都府綴喜郡宇治田原町）にも梵清本が所蔵されている[20]。よってこれら三つの写本が、卍山本の編輯に用いられた可能性のある梵清本に近い本であり、その内のいくつかは、大乗寺における編輯の後、持ち出された可能性はある。

卍山は、寛文十二年（一六七二）に『永平広録』の校訂を完了して序跋文を撰し、延宝元年（一六七三）に刊行している。そして月舟の後を継いで大乗寺に住し、天和四年（貞享元年、一六八四、二月二十一日改元）に序文を撰し（『大成』二十一・五九九頁）、卍山本と通称される、八十九巻本『正法眼蔵』の結集・編輯を完了している。河村氏は、卍山本の依拠資料は八十三巻本ではなかったかとしている（『河村書』三九三頁）。その

理由は明示されていないが、推定すると、卍山は延宝四年（岸澤文庫本）・貞享元年（總持寺本）に、第三十二「伝衣」巻が欠本の八十三巻本に対して序文を著している（『大成』二十一・五九六～五九七頁）こと、八十三巻本に、後述する卍山本の「拾遺」五巻を組み合わせた、「無名本『正法眼蔵』[21]」等の写本が存在することなどであろう。いずれにせよ、卍山が重んじたのは、七十五巻本系の『正法眼蔵』であり、八十三巻本・梵清本は主要資料として用いられたとみてよい。

卍山本の特徴は、梵清本八十四巻の収録巻を解体して、各巻を道元禅師が撰述した年時に従った排列に再編して「本輯」とし、これに「弁道話」・「重雲堂式」・「示庫院文」・「受戒」・「八大人覚」の五巻を「拾遺」として加えたことである。この「拾遺」には出所問題があり、これについては後述したい。

卍山本の成立から四年後の元禄元年に、晃全が永平寺に三十五世（当時は三十四世）として晋住する。晃全は、後述する識語から、元禄二年末より翌年三月にかけて一度目の書写を行い、九十一巻本を完成したことが分かる。この際の基本資料は、六十巻本・八十三巻本・「秘密正法眼蔵」である。この六十巻本重視が、卍山本との大きな相違点であり、八十三巻本の依用が共通点である。

これに並行して、元禄二年に卍山より雲衲の派遣を受けるなどして、古規の復興を図っている（『河村書』四二五～四二六頁参照）。その様子について、寛巌春登（一六五六～一七四七）の伝記『寛巌禅師行業記』（真如寺〈千葉県木更津市〉蔵）には、以下のように記される。

厥（そ）の後、禅師、越の永平蘭若に遷る。永平は蓋し是れ古仏の道場、洞門の北斗。然れども、禅範衰絶して、幾んど綴旒の如し。禅師、寔（まこと）とに傷めり。諸（もろもろ）迺（すなわ）ち宦府に稽請して、始めて冬夏両回の恒制を結ぶ。師、乃ち衣鉢に奉し、禅範を主張し、祖令を提挙す。師道を輔佐すること強半、而して服勤矜壮も亦た至れり。（椎名宏雄「寛巌春登の伝記と語録」、『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』十七回、二〇一六年七月、七四頁、原漢文、傍線筆者）

寛巌は、『寛巌禅師行業記』によれば、晃全の龍穏寺（埼玉県入間郡越生町）住持時代からの弟子で、晃全の下で大悟した。また晃全の示寂後、次代の融峰に祠堂金の引き渡しを行うに際して、筆頭に列せられている（『文書編』三・六九頁）。さらに晃全本の書写者の一人でもあり、寛巌書写本（駒澤大学図書館蔵、『大成』八所収）は主要写本の一つである。しかし、『寛巌禅師語録』「万円禅師三十三回忌香偈」には「永平卅四世、特勅賜応安万円禅師、版橈全公老大和尚」（中冊三三丁裏）と記し、晃全の行った「世代改め」を積極的には評価していなかったであろうことも知られている。

そして寛巌によれば、晃全の古規復古は、永平寺の「禅

範」を回復し、また幕府に訴え出て、初めて年二回の常恒会を行ったことである。これをそのまま受ければ、関三刹・寺社奉行の審議を経た上とはいえ、永平寺では常恒会が営まれていなかったにも関わらず、各地の寺院に常恒会の許可を出していたことになる。

一度目の『正法眼蔵』の書写を終えた後、「陞座（梅花嗣書）」巻を『大白峰記』から、「弁道話」・「重雲堂式」・「示庫院文」を卍山本からそれぞれ編入したり、巻次を一部改定したりするなどの試行錯誤を行った中期段階が存在し、現在確認されている本では、この系統の写本が最も多い。そして元禄三年七月より、後期段階の書写を開始し、翌年七月に完遂したことが、泰心院本（宮城県仙台市、『大成』八所収）及び泰心院本の写しである長国寺本（長野県長野市）の各巻末に付された晃全の識語から明らかになる。この作業の中で、卍山本との本文校合を行い、さらに巻次を見直している。さらに、後期段階の書写中の元禄四年正月を以て、永平寺世代を現在の世代表記と同じにする「世代改め」を実施し、自身の世代表記も「三十五世」に改めているが、これは一代限りで終わり、続くことはなかった。そしてこれらの、晃全本『正法眼蔵』の結集・編輯、古規の復興、「世代改め」が、晃全の三大事業とされ、これらがより完全な形で実現するには、約百年後の、玄透を待たなければならない。

晃全本に関する諸問題の内、晃全本の特徴については、拙稿「晃全本『正法眼蔵』の本文編輯について」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第十六回、二〇一五年十月）を、前中後期の晃全本の成立段階については、「晃全本『正法眼蔵』の成立過程について（上）―編輯段階試論―」（『駒澤大学仏教学部論集』第四十七号、二〇一六年十月）を、晃全本に存在する諸問題については、「晃全本『正法眼蔵』の成立過程について（下）―寛巌書写本・「行持」巻・「陞座」巻をめぐる諸問題―」（『駒澤大学禅研究所年報』第二十八号、二〇一六年十二月）をそれぞれご参照頂きたい。特に「陞座」巻の問題について、この巻は、道元禅師が天童如浄（一一六三～一二二八）の下で五位を参得したとするなどの内容から、後に道元禅師の親撰ではないと見做されるに至った。問題は、晃全もその判断を行ったかどうかであり、筆者は、晃全の著作や、晃全の門下生の間の思想的相違から、晃全自身が「陞座」巻を除くという判断を行ったとは考えにくいのではないかと判定した。

## 五、卍山本・晃全本の問題点
### ―撰述年時順の排列の理由に関する再検討―

本稿では最後に、卍山本・晃全本の問題点について若干述べたい。両者に共通する問題点として、巻次排列を撰述年時順に改めた理由があり、卍山本のみの問題点として、「拾遺」

五巻、特に「受戒」・「八大人覚」巻の出所が挙げられる。

しかし、卍山・晃全による初期の『正法眼蔵』の結集・編輯には、それぞれの著作等に、『正法眼蔵』に関する言説がほぼ見られないという共通の問題が存する。従って、それぞれの編輯作業の実態や、巻次排列を改めた理由を、序文や識語、本文内容等の限られた材料から推定するしかない。

撰述年時順の排列の理由については、卍山本・晃全本、更には本山版にも共通する問題であるが、一方でこれら三本以外の、近世に成立した諸本においては撰述年時順を用いたものは存在せず、独自の基準を以て編輯しているという問題もある。この問題について以前論じた際は、卍山の源光庵本の序文（『大成』二十一・六〇四頁）、晃全の識語、晃全の下で、節晃守廉（?～一七二七）が晃全本を基に繕写した『正法眼蔵』[22]に付した序文『正法眼蔵重写記』（以下、『重写記』）を中心に論じた。本稿では、これの補足資料として、大了愚門（一六一三～一六八七）『永平紀年録』の元禄二年刊本にある「附余」から、「正法眼蔵」・「大人覚」を取り上げ、改めて確認したい。原文は掲載せず、訓読文のみ掲載する。またふりがなの内、原本に付されているものは片仮名で記し、筆者の判断で補ったものは平仮名で記した。

正法眼蔵

師、開法以来、愚夫愚婦をして向上の宗乗有ることを知らしめんと欲して以為らく、人、皆な石人に匪ず。如其、韻高くして陽春白雪に似たらば、徒らに耳を側てるに労す。故に耶麻土の平話を以て、懇懇に提嘱す。弭公、随て聴き随て写し、復た一字を差わず。其の間、法門を指帰する有り。公案を剖拆する有り。宗門の軌則有り。己躬の用心有り。日用の工夫弁道有り。古人恬淡の道蹟有り。当時の宋地、五岳の諸刹、門庭の崇卑、僧儀の窈隆、及び吾邦の沙門の臧否を目撃して、一一邪を糾し、正を弁ずる有り。衮衮たる数千言、尽ごとく仏祖の淵源従り激発して、古錐不透の秘鑰を抽して、先師未了の公案を円にす。然る則は[23]、之を軟語と為して、巴歌を以て看るべからざるなり。編題の指、容易ならず。或いは末後、吾如年有らば、国字の仮借を改めんと謂うに由りて、言わば現世には以て童蒙を啓して、滅後には以て大方に視すなり。今、叢林に行ずるの草本、詳略・出入・同異、相仍りて、巻目、此が為に多寡有り。而も観る者、孰れか是、孰れか非を別たざらんば可なり。（河村孝道編『諸本対校永平開山道元禅師行状建撕記』、大修館書店、一九七五年四月、一八一頁）

大人覚

此の巻、八大人覚経自り来る。此経は、一本、後漢の安世高の訳。字数僅かに三百七十六。仏子の行道を略説して、都て支分無し。八種の彙目を出して、今と稍差然も、折合檗括する則は、其の致便ち同じ。経首に曰く、仏の弟子為らば、常に昼夜に於て、至心に八大人覚を誦念せよと。又た経尾に曰く、此の如き八事は、乃ち是れ諸

仏・菩薩・大人の覚悟する所、精進に道を行じ、慈悲を以て恵を修し、法身の船に乗りて涅槃の岸に至り、復た生死に還りて衆生を度脱す。前の八事を以て、一切を開導し、諸の衆生をして生死の苦を覚まし、五欲を捨離し、心を聖道に修せしむ。若し仏弟子、此の八事を誦せば、念念の中に於て、無量の罪を滅す。菩提に進趣し、速に正覚に登り、永く生死を断じ、常住快楽ならん。師、自ら広大の悲願を立て、入仮・度生、斯典、験すべし。師の意、衆生をして吾の如く復た悲願を立てしめんと。否なる則は、何ぞ人に教るに大人を学ことを以て為ん。始め大人を学ぶに、其の八法有り。八法成就せば、人人・文殊・普賢・大人の境界、若し這境界を獲れば、孰れか師、孰れか衆生ならん。茲に諸の大乗経を略して、偏に是経に拠りて、啻だ諸を簡易に取りて、末後の教誡と為すのみにあらず。修多羅の師の丹衷に符う、斯の文を捨てて何くにか求めん。今の正法眼蔵、或いは此巻を闕く。第恨むらくは、未だ其の草を閲せず。

（同前一八二頁）

まず「正法眼蔵」について、大半が『重写記』に引用されており、また後述する晃全の識語にも一部の内容が見られる。まず『正法眼蔵』が仮名書きである理由を、宗意を多くの人に表明するためであるとし、懐奘は、その提唱を聴くにつれて書写した。これは、当時永平寺で重んじられていた六十巻本に見られる、懐奘の奥書を意識したものであろう。そして『正法眼蔵』の内容を評した後、『永平紀年録』建長四年条の、

余、多年訓示する所、懐奘等採摭し、私かに紙筆を染む。軸を累て数十巻に至る。終に正法眼蔵の目有り。幸にして残齢延ること有らば、猶お国字の仮借を改めて、之を一百巻に足して、以て吾遺範と為さん。惜しかな、疾風日に薄、相尋ねて毫を濡すに逮ばずと。

（同前一七九頁）

を引用し、もう少し長生きできれば、文字を校正して、百巻構想を目指していたであろうことを述べる。最も重要なのは最後の二文であり、当時、各地に複数の編輯体系が存在していたが、どれが正しいのかを議論してはならない、と述べている。このような文言があるということは、『永平紀年録』の撰述時点において、様々な『正法眼蔵』の編輯体系の存在に対して、巻数の多募に基づく優劣の議論が行われていたということである。またこれは、卍山が「拾遺」を敢えて設けた理由として、巻数を多くすることを通じて、自身の編輯本が最も優れている、ということを示そうとした可能性も示唆するものである。

次に「大人覚」を見ると、「八大人覚」巻は『八大人覚経』（『大正蔵』十七・七一五頁中～下段）の抜粋であるとし、それを前提に論を進めている。しかし、実際の出典が『遺教経』であることは、内容の一部と共に『建撕記』（『諸本対校』永平開山道元禅師行状建撕記』七七頁）に明記されている通りであり、また『永平

紀年録』にも、建長四年の夏に『遺教経』の講義をしたこと、「八大人覚」巻がこの経典に基づくことと、「八題目」として内容の一部が掲載されている（同前一七九頁）。「大人覚」の最後の文から、愚門は「八大人覚」巻、あるいはこの巻を含む「秘密正法眼蔵」等を閲覧していないようではあるが、『永平紀年録』の記載内容から出典が『遺教経』であることを判断することは出来る上、『八大人覚経』と『遺教経』の「八題目」の文言は全く異なるため、なぜこのような誤解をしたのかは不明であり、今後の課題である。

これに関連して、卍山本の「拾遺」の問題について触れておきたい。以前この問題を論じた際には、「弁道話」「重雲堂式」「示庫院文」の三巻は、出所は推定可能であるが、これらを『正法眼蔵』に編入した理由については、これらが仮名法語であること以上の理由は見出しにくいこと、「受戒」「八大人覚」の二巻は、両者の単独伝写本が存在した可能性を挙げておいた（「中世」〈一〉二二三～二二五頁）が、本稿では別の可能性を示しておきたい。それは、月舟の晩年の説示で構成される『月舟和尚夜話』の、

丑（貞享二年乙丑〈一六八五〉ヵ、筆者注）ノ七月十二日ノ開示ニ、正法眼蔵十二巻目ノ、戒ヲ以根本トス、若シ此ノ戒ナケレバ仏法ワ破滅スゾ、諸仏ノ本根也。（以下略）（『曹洞宗全書』法語・二六二～二六三頁）

七月十六日開示ニ、十六条ノ戒ヲ根本トス、持タズンバ不可有。（同前二六三頁）

という二つの記載である。十二巻本において、戒律の問題は主題の一つであり、七十五巻本よりもその比重は大きく、また後の引用の十六条戒の受持は、「受戒」巻の主題である。そしてこの記載を素直に受け取れば、月舟は十二巻本を参照していた可能性が考えられ、また永光寺（石川県羽咋市）外にも十二巻本の写本が存在した可能性も示す記載としても重要である。しかしながら恐らく、先の「正法眼蔵」の末尾にもある通り、収録巻数の多寡によって編輯体系の価値判断を行った結果、徐々に姿を没していったのであろう。

十二巻本にあって、六十巻本に無い巻は、「受戒」「深信因果」「四禅比丘」「一百八法明門」「八大人覚」の五巻である。そして卍山はこの中から、何らかの基準によって、あるいは真偽を判断した上で、「受戒」「八大人覚」巻を採って「拾遺」に編入した可能性が考えられる。これらの内、「深信因果」巻について、例えば節晃は、後に『重写記』の前に付した文において、

深信因果・道心・生死の三篇は、語言鄙陋にして、旨趣も亦た絶表の作無く、常流に出でず。余、曽て叔麥（しゅくばく）未だ拆たず、写して之を巻末に附すなり。後人、誤りて伝写すること莫れ。（拙稿「訳注『正法眼蔵重写記』―附論　節晃守廉の行状について―」、『駒澤大学大

学院仏教学研究会年報』第四十九号、二〇一六年五月、一七五頁、原漢文、一部訂正）

と述べ、「深信因果」「道心」「生死」巻は道元禅師の撰述か、疑問があると述べている。また天桂伝尊（一六四八～一七三五）『正法眼蔵弁註』には、「弁曰、此の章の示誨を以て之を見れば、深信因果篇は偽撰なり」（『大成』十五・六〇一頁、原一部漢文）、「是れ従り已下は、深信因果篇を偽撰する類の無眼子の妄添ならん」（同前六〇二頁、原一部漢文）とあり、「深信因果」巻全体と、注釈対象である「大修行」巻の後半の一部について、道元禅師の撰述ではないと主張している。一方で逆に、先述の通り、晃全は後に偽撰とされる「陞座」巻を編入している。

このように、近世初期においては、『正法眼蔵』各巻の親撰・偽撰に関する見解は未だ固まっておらず、様々な議論が行われており、そのような状況のまま、天桂の時代に入っていったのであろう[24]。よって、『正法眼蔵』真偽論が天桂の頃から始まったのかについては、交流の有無等も含めて、今一度よく検討がなされる必要がある。そして卍山本の「拾遺」も、そのような真偽の判断が行われた結果である可能性もまた考えられるため、今後さらなる資料蒐集を通じた確定作業が必要である。

そして、卍山がより多くの『正法眼蔵』の巻を集めて、撰述年時順に排列した理由について、以前の結論の要旨は、以下の通りである。

江戸時代以前において、宗門内における様々な門派で重視・所蔵されていた『正法眼蔵』の系統は異なっていた。それに対して、卍山本・晃全本編輯の動機は、様々な『正法眼蔵』を統一するということであった。そして、その目的の達成のためには、巻次排列を改めるしかないと判断した。その際に、従来採用されたことのない、撰述年時という明確な基準を用いることとしたのではないか、ということである。（拙稿「版橈晃全の活動と晃全本『正法眼蔵』」、『傘松』第八九一号、二〇一七年十二月）

この内、最初の一文以外については、本稿での再検討の結果、修正を要するのではないかと判断した。簡略に述べれば、(13) 晃全は『正法眼蔵』編集の実際に昧いことから、結集順列に当っては七十五巻本も六十巻本も、その他八十四巻本・七十八巻本等を各本の謄写者の任意に依る列次書写と見て、これらを結集して奥書年時順に配列して統一的編集を意図したのである。（『河村書』四二五頁）

ということになるのであるが、これを補足しつつ、改めて説明してみると、先の論と一部重複する部分もあるが、以下の通りである。

『正法眼蔵』の成立論について、現在は、道元禅師が、個々の仮名法語として著した「仏性」等が先にあり、それら

を自ら、後に『正法眼蔵』の総題号の下に結集し、何らかの意図を以て排列を定める編輯を行った結果、「正法眼蔵仏性第三」等の新たな位置付けが与えられたと考えられている。つまり、各巻が先にあり、それを『正法眼蔵』として整理したということである。これに対して、卍山・晃全は、『正法眼蔵』の書名が先にあり、この下に各巻を撰述していったと考えていた。そうであるならば、『正法眼蔵』という書名に沿った著作の撰述が、年を追って進められることで完成を目指していたということになる。そうである以上、各巻を撰述年時順に排列することには、思想的連続性も想定されていた可能性がある。これを前提とすれば、諸方に巻数や排列の異なる『正法眼蔵』が存する原因は、後代の人物の改変によるもので、この問題の解決が必要であると判断した。よって、諸方の『正法眼蔵』を結集し、各巻の撰述年時に従って編輯することを通じた、道元禅師の撰述した『正法眼蔵』への復古が、卍山本・晃全本編輯の動機であり、その結果として、統一的な『正法眼蔵』が完成した、ということである。

以下、改めて資料を確認しながら説明していく。まず、卍山の『正法眼蔵』編輯論に関する最も具体的な言説がある、正徳元年（一七一一）十一月二十八日に著した序文を確認する。引用に際しては、原本の源光庵（京都府京都市）本『正法眼蔵』（『大成』続輯七・三～四頁）を底本とし、『卍山広録』二十九（『曹洞宗全書』語録二・五七五頁）所収本と対校して校異を付し、『卍山広録』の訓点に従いつつ、一部を補って訓読して示した。なお、改行は論の都合により筆者の判断で行ったもので、原典には改行はない。

永*平正法眼蔵序

昔四天王、同時に仏世尊の所*に来詣す。爾時世尊、其の四方の語を以て、次第に説法す。四天*、序を以て皆な解了を得たり。是れ世尊随機の方言なり。

我が永平高祖、曾*て国字国語を以て、此の正法眼蔵を演べ、人をして解了し易からしむるは、亦た高祖随機の方言なり。高祖滅後、孤雲禅師、結集を為すと雖も、未だ編次を定めず。是の故に後学、手に信せて纂輯し、次第に雑乱して、閲する者の慊と為す。

老衲、大乗に住する日、先師の命を受けて、逐一校考す。年月日時を以て巻の次第を立て、諸方の古本を集め、文字の脱誤を正し、新に両本を写して、以て大乗室中の法宝と為す。大乗を退くに及びて、彼の校考・点竄の旧本を携えて、今に至るまで左右に在り。只だ自ら看閲すべし、人の目を寓せしむるに堪えず。

是に於て、龍蔵主、書写の功を起こし、菴務暇有るときは、則必ず筆硯三昧に入る。三昧孤ならず、万指上座、義を見て助筆す。既にして全部円成、荘厳して箱を盛り、永く菴門不貲の大法財と為るときは、則ち祖室の富貴、又た猶お仏乗の華厳有るが如し。因に一偈を係て、以て悠久を祝す。

空手にして郷に還る何の所為ぞ、總持文字摩尼を撒す。
児孫収拾して幢頂に上す、大法財を雨して了時無し。
正徳元年龍舎辛卯仲冬二十八日
嗣祖比丘卍山拝書（花押）

※永平正法眼蔵序―其四、天一王、曽一嘗、正徳～（花押）―ナシ。

二段落目において、卍山は『正法眼蔵』の排列に関する意見を述べている。つまり、道元禅師示寂後、懐奘は結集を行ったが、巻次排列を決める編輯は行わなかったこと、そのために後代の人物が個々に編輯を行い、その結果、複数の編輯体系が生まれたと考えている。そして三段落目において、大乗寺時代に、月舟の命を受けて、諸本を集めて文字を校訂し、撰述年時順の排列に改め、室中に納めた、と述べている。これには恐らく、懐奘だけでなく、道元禅師もまた『正法眼蔵』の巻次を明確に定めなかったという意趣も含まれていると思われる。そうなると、巻次排列の基準として残された材料は、道元禅師による撰述の「年月日時」のみということになり、これが卍山本を撰述年時順に排列した理由である。

次に、晃全が一度目の晃全本の書写を終えた、元禄三年三月十三日に記した識語[25]を確認する。本稿では必要な箇所のみ提示し、原論文では、平仮名を漢字に改め、濁点を付す等の処理を行い、読解しやすくした文も掲載しているため、全体も含めて必要に応じて参照されたい。

おほよそ、やまとふみつくるには、そのとしたる、かみのみつのかへしのはしめより、みつくきおそむるのならひなるめるゆへに、この九十（ここのそ）あまりのまきことに、みなひきかへしのはしめに、題号おかきいたしけんなり。

高祖古仏のかきたまふ時は、そのかな、あくまでたたしけらしお、のちのうつせるもの、烏焉馬にひたふるあやまり、又はかたかなとになほせしとき、いつもかなは、おなしことにやとおもふゆへに、

高祖古仏のふんてかた、十（とお）に一もあるなしになりもてゆく。いかなる岩木も、これをなけかぬことやあらさらめやは。又、まきのつひてもしとろなれは、不肖やつかれ、いまその万（よろつ）の一お、古にふくせんとおもひたちて、元禄の二つのとしのすへより、おなしきみつのとしの春までに、九十あまり一巻お敬写して、この山のふくらにおさむるものならしとよ。（「晃全本『正法眼蔵』の成立過程について（上）」一二四五頁）

晃全は、過去の『正法眼蔵』の書写における問題点として、道元禅師が著した平仮名を、後人が書写する際に書き誤ったこと、また例えば平仮名の「あ」は、「安」「阿」「愛」「亞」「悪」からの崩しが存在する（児玉幸多編『くずし字用例辞典』、東京堂出版、一九九三年三月、一二三七～一二四〇頁）が、これらの仮名遣いの違い[26]を、片仮名で書写した際には反映できないこと、諸本の排列が乱れていることを問題視している。この問題意識が、晃全本を平仮名で書写した理由であり、加

えて六十巻本は平仮名書きであること、中世以来、永平寺では六十巻本が重視されていたことが、晃全が六十巻本を重んじた理由であろう。

そして晃全本編輯の目的は、「いまその万の一お、古にふく」する、つまり数多の『正法眼蔵』を、道元禅師撰述時点の姿に戻すことである。よって、晃全本を撰述年時順に排列したということは、これが晃全の考える『正法眼蔵』の原姿であった、ということになる。卍山と晃全の間には交流があったことは先に述べたが、卍山本の成果が晃全本に反映されたのが明確になるのは、この識語が記された後に書写された、後期段階に至ってからである（「晃全本『正法眼蔵』の成立過程について（上）」二五一～二五二頁）。そのため、撰述年時順の排列という発想が、晃全自身によるものなのか、卍山の影響によるものなのかについては今後の課題としたいが、『卍山広録』には、晃全の永平寺住持決定に際しての疏や、世代改めに賛同する書簡が収録されていることから[27]、旧知の仲であったことが知られているため、恐らく卍山本の編輯法は承知していたものの、現物は九十一巻本の書写を終えるまで確認できなかったのであろう。

また、晃全本「行持」巻の内容の順番は、古写本とは相違しているが、その理由を説明したのが以下の識語である。

右この行持のまき、懐奘大禅師の正本、としいときれ、文段の衣第前後せるを、後人とりひらふてあつめけるゆへに、諸寺の本、一やうならす。先師をのちにし、後孫をはじめにす。いま善本をもて、前後の次第よく、じゅんしよくするものならし。すへにいたりて、馬祖の事ありけるは、文儀の次第、ここにいりてよかんめれハなり三十四世之後孫奉敬写焉矣　晃全板橛合爪三（拙稿「晃全本『正法眼蔵』の成立過程について（下）」二一三頁）

これによれば、諸本で「行持」巻の内容の順番が異なる理由を、懐奘書写本の綴糸が切れてしまったものを、後人が取り拾って集めたためであると説明し、それを、祖師の生没年に沿って再編したと述べている。これは、先の卍山の序文における、諸本の『正法眼蔵』の排列が異なる理由の説明と類似している部分がある。また「行持」巻の排列は、広福寺（熊本県玉名市）に所蔵される、真蹟の「行持」下巻を参照すると、古写本の排列と相違する部分はないため、生没年順ではないのは、道元禅師の意図した通りの排列であることが知られる。しかし晃全は、このような事情を承知していないため、再編を行ったのである。

最後に、節晃が元禄五年七月十四日に撰述した『重写記』を確認していきたい。節晃は『重写記』で、晃全の下で『正法眼蔵』の書写を行い、宝蔵の捜索等も行ったと自ら述べており、また晃全の「世代改め」を積極的に評価した人物の一人でもある。『重写記』の『正法眼蔵』編輯論に関する箇所

を、便宜上段落分けした上で、訓読して示せば以下の通りである。

余、嘗て叢林に伝わる所の正法眼蔵の全帙を見るに〈或いは六十巻、或いは八十三巻、或いは四十巻を以て一帙と為す、故に寺院に之れ在る毎に巻数鈎ししなし〉、皆な現成公案を以て巻頭に按じ、般若の巻を以て之れが次に序ず。綱繆して古に慣えば則ち、浸暦号の始卒、住山の歴次に顚倒ある者、亦絶鮮からず。

故に余、熟諸れを思惟するに、凡そ玆の正法眼蔵は、師の興聖・吉峰・六波羅蜜寺趾・禅師峰に歴住し、甫め寛喜辛卯自り、竟り建長癸丑に抵る、四会二十三年の演法にして、神足の侍奉も亦た会の毎に一人に非ず。故に、或いは五巻、或いは十巻、各自の得る所に従りて、巻目を次序す。故に、多と寡と一概を以てして之を論ずと雖も、所以に合するときは則ち、甲・乙の翻覆を見て、往々にして以て牴牾を為す。

之に依りて、余の不敏を以てすと雖も、略して之を校正して、其の経緯・綸緝、之を正に準ぜんと欲う者は法なり。故に而今、暦号の甲・乙に幸かれ、歴住の輪次に随う。則ち弁道話を先にし、般若・現成を次にして、以て綱目を為す。自ら意うらく、果たして蒐輯の全を得たりと。

或いは難じて曰く、子の此の巻目連ぬるを観るに、稍古本の例に異なる所有るは何ぞ居。直餙い暦次、間に齟齬を為すこと有るも、将就に倣はば、又た其れ宜しきなり。孰れか肯て之を挌ん邪と。

余曰く、諒なる或、斯の言也。然りと雖も、功夫弁道は則ち、証上に万法を現し、出路に一如を行ずるなり。其の超関脱落の時、豈に箇の節目に拘わらんや。脱落ささの時、弁道に輒ち、公案現成するなり。是れ全く前後の論ずべき罔し。特、住山・年暦の次第に由りて、則ち以て其の後前を前後と為すも、亦た予が臆裁を出でざるに庶幾。然らば、順理の常にして、且つ高祖の面目儼然たるを見るに足る。然れば則ち、伊誰か諸を以て、其れ然らずと謂わんや。（拙稿「訳注『正法眼蔵重写記』」一六六～一六八頁、一部訂正）

これらについては、基本的には拙稿「『正法眼蔵重写記』について」（『印度学仏教学研究』第六十四巻第一号、二〇一五年十二月）をご参照頂きたいが、二段落目で、数多の『正法眼蔵』が存在する理由を、道元禅師が『正法眼蔵』という著作を継続して撰述してきたが、その間に多くの弟子が随時書写を行い、各自が得た巻を任意に編輯してきたためと推定する。この論は、卍山の論と類似している部分がある。そして三段落目で、撰述年時に従った排列によって古に復することとし、さらに自身が晁全本よりも一歩進めて、「弁道話」巻を巻首に置くなどの排列の見直しと、「正法眼蔵綱目」の整備を行い、完成させたことを述べる。そして後の二段落で、自身の編輯論に対する意見とそれに対する反論を自問している。

以上見てきた通り、『正法眼蔵』を撰述年時順の排列に組み替えたのは、道元禅師の撰述時点の形態への復古を意図し

たためである。しかし、卍山本・晃全本には、編輯に際して重視する『正法眼蔵』の編輯体系や、排列の基準となる奥書の判断基準が異なっていたため、目的・外見上は共通であるが、内容には相違のある『正法眼蔵』が完成したのである。

月舟は、『雲堂常規』の末に「右、永平・瑩山の清規に拠ってこれを定む。尽未来際、遵行すべきものなり」（『曹洞宗全書』清規・四四三頁、原漢文）と記し、また卍山は、『正法眼蔵』「面授」「嗣書」巻を読んで「吁仏祖ノ伝法ハ、必ズ一師印證、面受相承ニアルコト、高祖如此厳重ニ誡メ玉ヘリ」ということと現実の相違に対して、「一旦奮然トシテ復古ノ志ヲ決シ玉ヘリ」（『宗統復古志』、『続曹洞宗全書』室中・五三九頁）とされているように、古規復古運動・宗統復古運動は、その成果はどうあれ、共に宗義を宗祖に遡源するということがその基本的な目的であった。そして卍山・晃全による『正法眼蔵』の結集・編輯も、「『正法眼蔵』復古運動」として、一連の復古運動の流れの中で捉えた方が良いのではないかと現在は考えている。さらにその後の流れは、他の復古運動の経緯と同様に、初期復古の成果を検証していく中で、様々な『正法眼蔵』が生まれた、と捉えることも可能かもしれないため、次稿以降において検討していきたい。

## 注

（1）　但し、個々の仮名法語として撰述されていたものを結集し、編輯したという説明は、興聖寺（京都府宇治市）時代撰述の巻についてであり、入越以降に『正法眼蔵』の書名が確定してから撰述した巻については、書名や既撰の巻に沿った撰述という意味での思想的連続性が認められる可能性がある。杉尾玄有氏は、入越前後を境とした、七十五巻本の前半四十巻を甲群、後半三十五巻を乙群とし、「乙群三十五巻の列次番号がほぼ説述の順になっている」（『道元禅の参究』、春秋社、二〇一五年十月、一九三頁）と指摘しているが、『正法眼蔵』の書名を決定する前に撰述していた巻と、書名決定後に撰述した巻については、排列に関する考えが異なる可能性がある。また、十二巻本の全てが鎌倉から永平寺に帰山後に構想・撰述されたものであるとするならば、最初から「正法眼蔵第一出家功徳」等として撰述されていたことになり、その点では六十巻本・七十五巻本とは成立に関する大きな相違があることになる。

（2）　晃全の伝記は、熊谷忠興「三百回忌を迎えた晃全禅師（一）～（完）」（『傘松』第五八一、五八三～五八六号、一九九二年二月、四～七月）、『文書編』三所収『僧譜冠字韻類』「解説」に詳しい。なお生年については、『僧譜

冠字韻類』に後に付された『永平晃全版橈野水禅師行業記』に、「延宝四の辰に抵りて、師歳已に五十有二」（三百回忌を迎えた晃全禅師（一）」八頁、『永平寺史料全書』禅籍編三、大本山永平寺、二〇〇五年二月、五〇七頁、原漢文）とあるため、生年は寛永二年となる点に注意。

（3）『永平寺史』（大本山永平寺、一九八二年九月）に「慶長一七年の「法度」をみればわかるように、その宛名が「大洞院遠州可睡」となっており、あくまでも、大洞院門派の代表としての可睡斎であって、可睡斎独自に下されたわけではない」（五六二頁）とあるように、後に政治的な理由により可睡斎が東海大僧録に任命されることになった点に注意。

（4）引野亨輔「仏書と僧侶・信徒」（横田冬彦編『読書と読者』所収、平凡社、二〇一五年五月）参照。なお中野何必氏は「江戸中期柳枝軒における曹洞宗門との御用関係―面山瑞方との親交に着目して―」（『駒澤大学仏教学部論集』第五十一号、二〇二〇年十二月）において、曹洞宗の御用書林も同様の経緯で成立したのか、さらには曹洞宗に他宗と同様の御用書林が存在したのかについて疑問を呈している。

（5）中野何必「近世曹洞宗の檀林について」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二十一回、二〇二〇年六月）一九三頁。なお同論文で引用されている、『祠曹雑識』四十七の、

一、出家イタシ、廿年ノ修行致候ヲ遍参僧ト唱。諸国三宝幢、江湖頭ノ学徳ヲ慕候テ、思ヒ々師匠（ヘンヘン）ヨリノ添状ヲ以集参イタシ、最初、吉祥寺或ハ青松寺等、諸国案内ノ寺院江罷出、学席江列リ、学問イタシ、夫ヨリ三宝幢有之寺院江相越、修行イタシ、廿年ノ修行満候テ、一度江湖頭イタシ候。是ヲ首座ト唱。右勤畢テ、長老ト相成候。（下略）（『内閣文庫所蔵史籍叢刊』八、汲古書院、一九八一年七月、一〇九二～一〇九三頁、句読点・傍線筆者、「三宝幢」は全て底本ママ）

という記事について、その全体を見ると、出家して二十年の修行を行う僧を「遍参僧」といい、各地の三法幢地等の有徳の師を慕って、各自が現在の師からの添状を持って集まり、最初は、吉祥寺や青松寺等の「諸国案内ノ寺院」へ行って、その学席へ入って学問をし、その後に三法幢地へ行って修行を行い、二十年の修行が終わったら、結制安居の首座を務めることが出来、それを終えた僧を長老と呼ぶ、という趣旨であろう。よって、吉祥寺や青松寺は「諸国案内ノ寺院」の例示であり、全ての人物がこの二箇寺で参学するように求めているということではないと思われる。またこの文では、「諸国案内ノ寺院」での参学がどのような位置付けなのかは明確ではないが、『諸宗階級』上には、

右沙弥と相成候而より追々、通用之経文等、其外禅録之内、覚易き書物等を教、段々養育仕、随而夏冬之内、江湖江罷出候を、出家法臘之始といたし、上座と相唱申候。（『続々群書類従』十二、続群書類従完成会、一九七〇年二月、三九四頁、句読点筆者）

とあり、受業師が基礎教養の指導を行いながら養育し、その後に結制に参加することで二十年の修行期間が始まるとしているため、三法幢地へ向かう前に「諸国案内ノ寺院」に滞在している間は、二十年の安居期間に含まれないと解するべきであろう。そのため、「諸国案内ノ寺院」とは、いわば各地域における初等教育機関ということであり、規定こそされていないものの、安居前の基礎教育を行うような仕組みが、全国各地に形成されていたのかもしれず、この検証は今後の課題としておきたい。あるいは、例えば吉祥寺の寮名は、寮主名であったものが近世末期には地方名となっていったとされているが（岩本勝俊『吉祥寺史』、私家版、一九五三年十月、一六六～一六七頁）、「諸国案内」を文字通りの意味で捉えれば、どこで安居するかを決めるために、各地域の寺院の情報を提供したり、仲介したりする機能があったのかもしれないが、『祠曹雑識』では、遍参修行に出る前にどの師に就くかを決めているように見受けられるため、恐らく異なるであろう。

（6）斎藤昭俊『日本仏教教育史研究―上代・中世・近世―』（国書刊行会、一九七八年三月）一九三～一九五頁。

（7）『永平寺史』五四三～五五〇頁。

（8）例えば、衣笠安喜『京都府の教育史』（思文閣出版、一九八三年七月）では、京都における各宗の学問所の例として、「日蓮宗の京都六檀林（松ヶ崎・鷹峰など）、浄土宗西山派の禅林寺・粟生光明寺など、東本願寺の学寮、西本願寺の学林、また五山や大徳寺・妙心寺・黄檗山万福寺などの禅院におかれた学寮、新義真言宗の智積院学寮」（七九頁）を挙げている。

（9）花園大学ホームページ内、大学案内の「沿革」参照（https://www.hanazono.ac.jp/about/history.html）。

（10）拙稿「永平寺三十六世融峰本祝の伝記について」（『宗学研究紀要』第三十四号、二〇二一年三月）参照。なお、同論文で述べた通り、泉岳寺が常恒会地になったのは、永平寺に融峰が住持していた時代の元禄六年四月二十八日である（七九頁）。そのため、晃全は常恒会地としての泉岳寺に向かったということではない。

（11）圭室文雄編『曹洞宗宝永年間僧録寺院帳』（大本山總持寺、二〇一五年一月）「解説」一〇～一二頁。

（12）『諸宗階級』上（『続々群書類従』十二・三九四頁）、「平僧掟」（横関了胤『江戸時代洞門政要』、東洋書院、一九七七年一月、二四二～二四三頁）参照。

（13）永井俊道「近世曹洞宗における僧録設置に関する諸

問題について」（『仏教経済研究』第四十三号、二〇一四年五月）二三三頁、注（4）参照。

（14）『埼玉県教育史』二（埼玉県教育委員会、一九六九年三月）三二六～三二八頁、拙稿「永平寺三十六世融峰本祝の伝記について」七六頁、注（45）参照。

（15）例えば、融峰は道元禅師四五〇回大遠忌のために、元禄八年四月三日に「勧化疏」を発しており（『永平寺史』八三六～八三八頁）、また泰雲寺（闢雲寺、山口県山口市）においては、中興三世覚隠永本（一三八〇～一四五四）の二〇〇回忌（慶安四年〈一六五一〉）、二五〇回忌（元禄十三年）にそれぞれ勧化を行っている（関口道潤校訂『闢雲志』、泰雲寺開創六百年記念式典事務局、二〇〇三年三月、八七～八九頁）。

（16）圭室文雄『總持寺祖院古文書を読み解く―近世曹洞宗教団の展開―』（曹洞宗宗務庁、二〇〇八年十月、九〇～九二頁）において問題提起されているように、従来関三刹が初めて常恒会地に任じられた寛文八年（一六六八）以前の、寛文五年に洞寿院（滋賀県長浜市）が永平寺から常恒会地の免牘を得ている。また寛永六年八月十三日以降、断続的に各地の寺院に「曹洞宗法度」が下されている（『曹洞宗大本山總持寺能登祖院古文書目録』、有峰書店新社、二〇〇五年三月、二〇九～二一〇頁）ことは、僧録の成立という点から、注目されて良いように思われる。

（17）「面授」巻の卍山の跋文には、版元の林伝左衛門から、ある人の勧めによってこの巻を刊行することにしたため、その流通の証としてこの文を記したとしている（『大成』四・七〇二頁）。そのため、卍山自身の意向で刊行したものではないとしているが、奥書の位置が卍山本（『大成』続輯七・四〇六頁）と同じであるなど、全体として卍山本に依拠したものと考えられるため、この文は建前上のもの、あるいは卍山門下のいずれかの人物による発願であろう。

（18）古規復古運動への流れについては、拙稿「道元禅師以降の『典座教訓』の伝播と受容―中世・瑩山禅師より近代・戦前期にかけて―」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二十一回、二〇二〇年六月）に略述したので、合わせ参照されたい。

（19）中世における梵清本の写本が存在しないにも関わらず、長円寺本以降、近世において梵清本の写本が続出する理由の推定については、「中世（二）」の「（2）太容梵清の『正法眼蔵』書写活動と諸問題」参照。

（20）「曹洞宗文化財調査目録及び解題」三四七（『曹洞宗報』第一〇〇二号、二〇一九年三月）一四二頁、典籍13。なお禅定寺には、『重雲堂式』（典籍14）や『五山十刹図』（典籍16）など、大乗寺所蔵典籍の写しと見られ

る資料が見られる。

(21) 拙稿「本山版『正法眼蔵』関係史料紹介―無名本『正法眼蔵』について―」(『駒澤大学禅文化歴史博物館紀要』創刊号、二〇一六年七月)参照。なお、同論文には数箇所の誤字が存在するので、以下に訂正する。八七頁「多転法輪→転法輪」、八五頁「無隠道実→無隠道費」。

(22) 節晃繕写本系の新出資料として、糠塚大慈寺(青森県八戸市)に、通和尚本系の一本が所蔵されていることが紹介された(「曹洞宗文化財調査目録及び解題」三六〇、『曹洞宗報』第一〇二〇号、二〇二〇年九月、五八頁、典籍1)。

(23) 底本の刊本の訓点が「然ルニ則ハ」となっているため、敢えてそのまま訓読した。また「大人覚」の前半部の「折合纔括スル則ハ」、後半部の「否(イナ)ヽル則ハ」も同様の表現であろう。「則」の意味としては「~ればすなわち」であり、本来はそのように読めば問題ないのであるが、原典の表記を尊重すれば、ここでは「ときは」と仮に読むのが良いのではないかと思われる。

(24) 志部憲一氏は、『天桂伝尊の研究』(大蔵出版、二〇二一年三月)において、天桂の七十八巻本親撰説について「江戸期の『正法眼蔵』参究の状況を概観して見るに、江戸期は未だ『正法眼蔵』の研究が始まったばかりで、全ての巻が道元禅師の書かれたものとは認められていない時代であった。当時真撰か、偽撰かとする『正法眼蔵』真偽論が背景にあったことも考慮する必要があろう」(七一四頁)と述べている。

(25) この識語の本稿では引用しなかった部分にある、「しかあるに、此正法眼蔵お、漢字の真名にはかきたまはで、野馬(やまと)台のかなにかきたまふこと、こよなふありかたきことならすや」に対して、「大和作二耶麻土一非也、可レ作二野馬台也一」(「晃全本『正法眼蔵』の成立過程について(上)」二四四、二四六頁)という注記が付されているが、これは『永平紀年録』「正法眼蔵」に「耶麻土」の語が見られることに由来するものであろう。

(26) 例えば、道元禅師真蹟「嗣書」巻(駒澤大学禅文化歴史博物館蔵)の連続する文の中で「か」字を見ると、「前松後松如如なるか(可)ことしか(加)くのことくなるを明らめさるともか(可)ら仏仏正伝の道にあふといへともいか(可)にある道得ならん」(『道元禅師真蹟関係資料集』四〇頁)のように、複数の崩しが用いられているほか、「祖師西来意」巻(永平寺蔵)の「た」について、ほとんどが「太」の崩しであるが、二箇所の「たとひ」(同前一五八、一五九頁)は「堂」の崩しが用いられている。なお晃全は、後期段階ではあるが、「祖師西来意」巻に「元禄四年辛未正月晦日、以高祖真蹟、沙弥光全奉敬写此巻」(泰心院本、『大成』八・二三九頁)と識語しているため、これ

を踏まえた記述である可能性が考えられる。

(27) それぞれ、『卍山広録』三十六「晃全禅師再住永平疏」（『曹洞宗全書』語録二・六九一頁）、同三十三「寄永平晃全禅師」（同前四三四頁）。

キーワード：道元禅師、『正法眼蔵』、卍山道白、版橅晃全、「『正法眼蔵』復古運動」

# 菩提達摩の年齢についての一試論

永井賢隆

## 【一】

菩提達摩は日本において最もなじみ深い禅僧の一人であろう。仏教もしくは禅に縁がなくとも、「ダルマ」を知らない人はいないように思う。最も有名なのは正月や選挙に際しての「縁起ダルマ」であろうが、それ以外でも雪舟の「慧可断臂図」や白隠慧鶴の「達磨図」などを目にした人は多いのではなかろうか。

宗教者に限らず、各方面で「偉大」と目された先人が、実態から離れて偶像化され、理想化乃至神格化されることは決して珍しいことではないが、その中でもダルマについてはその傾向が顕著であると言えよう。

達摩の研究の第一人者である故・関口真大氏は、「達摩」と書くのは原初的な表記であり、それが禅宗の初祖として神格化され、様々なフィクションが付け加えられて、「達磨」となると指摘する[*1]。換言するならば、「達摩」は歴史上の人物を指し、「達磨」は禅宗初祖として理想化された姿を指し示しているといえよう。とはいえ、西来（インド）の人であることからすれば、むしろ「ダルマ」という表記がより妥当ともいえようが、本小論では引用を除き、「達摩」と表記したい。

ここでとりあげるのは、そのような達摩の諸伝の中でも、その「年齢」についてである。後に詳述するが、達摩は自身の年齢を「百五十歳」であると述べたと伝えられる。それは果たして偶像化などによる結果なのであろうか。以下に論考し試論を呈したい。

## 【二】

ダルマについての伝説は少なくないが、ほとんどが没後一〇〇年以上を経て編纂されたものであり、歴史的真実性には多くの疑問を持たれている。ダルマの伝記の中で成立年代が明らかであり最も古いとされるのが、魏撫軍府司馬・楊衒之

の撰になる『洛陽伽藍記』（五四七年頃成立）である。『洛陽伽藍記』は南北朝時代（四三九～五八八頃）、北魏の都である洛陽における仏教の繁栄の記録である。

ちなみに三武一宗の廃仏以降、北魏の歴代皇帝は仏教を厚く信仰しており、雲崗石窟や竜門石窟などの巨大石窟寺院が開かれ、中国仏教における一つの最盛期を迎えた時代でもある。また、仏教美術の観点から見ると、石仏の様式にガンダーラやグプタなどのインド仏教美術の様式が含まれていることが指摘されており*2、思想のみならず文化や技術など多方面での西域との交流を窺わせる時代でもあろう。

ともあれ『洛陽伽藍記』巻一「永寧寺の条」に達摩は文献上初めて登場する。

> 時有西域沙門菩提達摩者、波斯国胡人也。起自荒裔、来遊中土。見金盤炫日、光照雲表、宝鐸含風、響出天外。歌詠讃歎、実是神功。自云、年一百五十歳、歴渉諸国、靡不周遍、而此寺精麗、閻浮所無也。極仏境界、亦未有此、口唱南無、合掌連日。

このころ西域の僧で菩提達摩という者がいた。ペルシャ生まれの胡人であった。彼は遥かな夷狄の国を出で立って、わが中国へ来遊したが、この塔の金盤が日に輝き、その光が雲表を照らしているのを見、また金の鈴が風を受けて鳴り、その響きが中天にも届くさまを見て、思わず讃文を唱えて、まことに神業だと歎称した。その自ら言うところでは、年は百五十歳で、もろもろの国を歴遊して、足の及ばぬ所はないが、この寺の素晴らしさは閻浮には又とないもの、たとい仏国土を隈なく求めても見当たらぬと言い、口に「南無」と誦しつつ、幾日も合掌しつづけていた。（傍線部筆者）入矢義高『洛陽伽藍記・水経注（抄）』（平凡社、一九七七年、八頁）

この記事によると、達摩は、ペルシャ生まれ（当該文献では外人を総称してペルシャ人と述べている）で、西域（中央アジア）の人であり、諸国を歴遊して中国までやってきた。自らを一五〇歳であるといい、永寧寺の伽藍の美しさに感嘆し、「南無」と唱えること連日であった、と伝えられる*3。この短い文を基に、『続高僧伝』（六四五）や『伝法宝記』（七三二頃）、『景徳伝灯録』（一〇〇四）などで達摩伝が形成されていく、と言っても過言ではなかろう。

それまで大同に置かれた北魏の首都が洛陽に遷されるのは四九三年であり、孝文帝（四六七－四九九）の時代である。洛陽を代表する寺院である永寧寺が信仰心と権力の象徴として建立されるのは、孝文帝の孫に当たる孝明帝（五一〇－五二八）の時代、五一六年と伝えられる。

達摩が讃歎した永寧寺の塔は『水注穀水篇』によれば四九丈（約一三三．七メートル）あったともされるから、内外の耳目を集めるには十分だったはずである。仏教の本場からやってきた異国の僧が「素晴らしい」と賛嘆したことは、中国仏教者の自尊心を満足させるに十分であったことは疑いな

い。記録によるとこの塔は五三六年に焼失したという。すなわちダルマが洛陽に居た期間は、五一六年から五三六年までの間であろうと推察できる*4。

決して詳細な記録とは言えないが、役人である楊衒之が記した『洛陽伽藍記』にその名が記されると言うことは、当時の洛陽にあって相当目立つ存在であったことは疑いない。

ともあれ、ここで達摩は自身の年齢を「一百五十歳」であると述べている。このような年齢を「自称」することは仏教史の中でも異例といってもいいだろう*5。なぜ、達摩はこのように述べたのであろうか。

## 【三】

まず実際に一五〇歳であった可能性について考えたい。

何百歳まで生きた、もしくは「不老不死」に類する逸話は世界各地に存在するが、それらを参考にするのは困難であろう。それら逸話と比較すれば、一五〇歳という年齢は余りに若すぎる。この一五〇歳という年齢は、神話で謳われるような「不老不死」でもなく、人魚の肉を食べたとされる「八百比丘尼」のように明らかに常識の外にあるのでも無く、「もしかしたら」と考えられなくもない年齢であるといえよう。

しかしながら、現在（二〇二二年）における世界最高齢の記録は、フランスの女性で一二二歳（一九九七年没）とされている*6。また、医療や栄養状態などが改善した現代においても、人間の寿命の限界は飛び抜けて変化するとは考えられていない。細胞分裂等に関する詳しい知見を筆者は有しない為、この点においては言及を控えざるを得ないが、一三〇歳が限界であろうとされている。少なくとも実際に一五〇歳であったという可能性は否定していいだろう。

次いで、『洛陽伽藍記』の段階で既に達摩の神格化乃至偶像化がなされていた可能性について考えてみたい。

楊衒之は序の中で、「都の内外の千を越えた寺々は、今やがらりとした廃墟となり、鐘の音は聞こえることもない。これでは後の世に伝わらずじまいになると思い、そこでこの記録をものした次第である*7」と、既に失われてしまった往時の盛況を後世に伝えるため、本書を執筆した旨を述べており、楊衒之が意図してこの様な内容を創作したとも考え難い。ちなみに管見した限り、実際に達摩のように疑問の残る年齢の人物は他に記録されていない*8。すなわち達摩が「一五〇歳」であるという記述は、「自ら」とあるように、そのように自称している僧侶がいる、という記録であろう。

そうであるとすると、達摩の神格化乃至偶像化が達摩自身による自己演出のようにも見えるが、中国の土着信仰である神仙思想などに類する不老不死や不老長寿と仏教思想は基本的には相容れず、また西域からの遊行僧であるとされる達摩

がそのような自己演出をする必然性が何処まであるのか疑問が残る。

次いで『洛陽伽藍記』の記述が正確であり、達摩自身も自己演出などをしていないと仮定し、論を進めたい。つまり達摩自身が自らを「一五〇歳」であると認識していた場合である。

上述の通り、人が一五〇歳まで生きることは現実的には不可能であろう。しかしながら、人はいつ歳を重ねるのであろうか。現在でも、誕生日をもって一歳を加算する「満年齢」と、太陰太陽暦の名残から、生まれた時点の年齢を一歳とし、以後元日（一月一日）が来るごとに一歳を加算する「数え年」などがあるが、歳を重ねるのはこの二種類だけであろうか。

この問題には、暦法が大きく関わるであろう。即ち、一年をどのような基準に於いて判断するかということである。

インドでは紀元前一二〇〇年頃から既に太陰太陽暦を基本としていたとされるが、時代の変遷と共に多様な暦法を生み出している。時の支配者や宗教、または対外的な要因などにより、現在でも難解で複雑な暦法が出来上がっている点は注目すべきであろう。この点については中村元氏が『インド史Ⅱ』（一九九七年、春秋社、一三一頁）において、「古代インドにおいては統一的な紀元年号がなく」、「編年的に歴史を叙することは不可能である」と述べているように、その暦法や紀年を確定するのは困難を極める。そのような難解な暦法の原因の一つとして、地域差・宗教差が指摘される*9。

この事からすれば、達摩がどの地域のどのような国家に属し、その国家や地域が当時にどのような暦法を用いていたかが判明しない限り、この問題を解決する事は不可能であるが、ここで試論を呈したい。

『三国志』中の「魏書」第三〇巻烏丸鮮卑東夷伝倭人条（「魏志倭人伝」）の裴松之が作成した脚注（四二九年）には「其俗不知正歳四節、但計春耕秋収為年紀（其の俗正歳四節を知らず、但だ春耕秋収を計り年紀と為す）*10」とあり、中国から暦法が伝えられるまで、日本では農耕の周期によって年を数えていたことが分かる。このような暦法を自然歴（原始歴）といい、農耕生活の一巡をもって、一年と考えていたのである。四季のある日本であれば稲の収穫は基本的に一年に一度であり、天文知識を基本とする暦法でなくとも一年の周期は三六〇日前後で推移していくであろう*11。

一方、伝統的に雨期に稲作が行われ、温暖な気候のため冬でも稲作（もしくは他の穀物の作付け）が可能な東部や南部インドではどうだろうか。先に述べたように、インドでは古くから天文学を基とした暦法が用いられていたが、その多様性もさることながら、実際にどれほど民衆に受け入れられていた

のかは疑問が残る。ちなみに日本においても暦は貴族や役人以外には配布されなかったようであり、広く一般に配布されるにいたるのは「仮名暦」が成立してからであるという*12。

興味深いのは、仏滅に纏わる年代に地域差がある点である。すなわち北方における伝説では、仏滅からアショーカ王との年代間隔を一〇〇年または一〇〇年余とするのに対し、南方では二一八年であるとする点である。またチベットの律蔵によると第二結集は仏滅後一一〇年に行われたとされるが、他の諸派の律蔵によると、仏滅後二一〇年または二二〇年になされたとされる。これについて中村元氏は次のように述べる。

> Guru Paṇḍita は二二〇年というのは半年を一年と見なしたためであり、実際は一一〇年を意味しているのであると説明した。（中略）インドでは稲の収穫が一年に二度あるから、収穫の関係でそのような数え方がなされたのであろうか。（『前掲書』六一三頁）

Guru Paṇḍita が述べる「半年を一年と見なした」という説を証明するのは困難であるが、両者の年代の差がほぼ二倍になっている点は興味深い。

また現代でも実際に「半年を一年と見なし」、一年に二歳年を重ねる地域があるという。

> 昭和薬科大学をやめる年に太平洋の二倍年暦の島に行ったことがあります（パラオ島）。そうしたら、行ったらすぐ解りました。つまり教育委員会の女の子たちと会った時に聞きました。「私たちは困っています、私たちは一倍年暦にしなければならないと絶えず通達を出しているのですが、田舎の人は全く聞いてくれません。二倍年暦でずっとやっています」。お墓に行くと百何十歳というのがやたらにあるわけです。（古田武彦「第七回古田武彦古代史セミナー講演録」二〇一〇年）

両者とも明確な資料が提示されておらず、実体は不明であると言わざるをえないが、注目すべき記事ではなかろうか。特に両者とも南方である点は興味深い。先述した自然歴（原始歴）に当てはめ、またインドの多様な暦法を考慮するならば、達摩が半年を一年と見なしていた、という事も推察出来よう。すなわち、達摩は七五歳となり、長寿であるとはいえども、途端に現実味を帯びてくるのである。

## 【四】

以上、異彩を放つ達摩の年齢について論を呈した。

試論として、暦法の観点から、達摩が半年を一年と見なしていた可能性について論じたが、筆者は達摩が七五歳であったということより、むしろこの暦法の差による誤解こそが、禅宗初祖としての種々の達摩伝構築の大きな要因となったであろうことを重視したい。『続高僧伝』や『伝法正宗記』、『祖堂集』、そして『景徳伝灯録』とその出生や行実、果ては思想までが変化していく中で、唯一変化しないのがこの年齢

である。達摩が極端に偶像化乃至神格化される土壌は、この常識外の年齢に端を発するのでは無かろうか、その根拠が神話や逸話ではなく、『洛陽伽藍記』という歴史を書きしるそう、という意識をもって編まれた書物[*13]の中で、自称しているのであれば尚更であろう。創作された神秘性ではなく、認識の差による神秘性がより真実味をもって人々の心を掴んだのではなかろうか。

このことは結果として初期禅宗の形成にも寄与するであろう。すなわち仏教が本当の意味で中国に受容される一助となったであろう[*14]。

資料が限定されている以上、どこまでを実像（現実）とし、どこまでを偶像（虚構）とするか、といった線引きは困難である。実際に様々なフィクションが付け加えられたからといって、それを無用のものと捨て去るのではなく、その偶像が成立することも含めて禅宗の発展・展開であろう。

**【註】**

＊1『達磨の研究』（岩波書店、一九六七年、五三頁）。また柳田聖山氏は『達摩の語録』（筑摩書房、一九六九年、一頁）において、「玄奘三蔵がアビダツマの場合に達磨の文字を用いたのと、おそらく区別するためで、やがて宋代に入って禅宗が盛んになると、両者を区別する必要がなくなって、達磨と書くことにおちついたらしい」と述べている。

＊2並河亮『シルクロードをゆく仏―インドから日本へ』（新人物往来社、一九七四年）参照。

＊3この達摩が、禅宗初祖の達摩と同一人物であるかという問題については一先ず措く。

＊4『洛陽伽藍記』では達摩の一段の後、高昌二年（五二六）に大風によって一時荒廃したとされるので、これ以前である可能性もある。

＊5古稀（七〇歳）の語源となる杜甫の詩からしても、当時の平均寿命が窺えるであろう。曲江　朝回日日典春衣。毎日江頭尽酔帰。酒債尋常行処有。人生七十古来稀。穿花蛺蝶深深見。点水蜻点款款飛。伝語風光共流転。暫時相賞莫相違。（朝より回りて日日春衣を典し、毎日江頭に酔を盡くして歸る。酒債は尋常行く処に有り。人生七十古来より稀なり。花を穿つ蛺蝶、深深として見え、水に点ずる蜻蜓、款款として飛ぶ。風光に伝語す、共に流転して、暫時、相ひ賞して、相ひ違うこと莫かれと。）

＊6『ギネス世界記録　二〇一七』参照

＊7入矢義高訳注『洛陽伽藍記』（平凡社、一九九〇年、八頁）参照

＊8中小の伽藍については、不思議な話との関わりを採りあげた、とも述べており（入矢『前掲書』「序」九頁）、神秘的な内容が

存しないわけではない。例えば崇真寺の慧凝の一段では、地獄での閻魔大王との問答が掲載されているが（七九頁）、これもそのような事があったという記録であり、新たに創作したものでは無いであろう。

＊9『暦の大事典』（岡田芳朗他、二〇二一版、朝倉書房、一八八頁）参照。現在におけるインドの代表的な暦法だけでも七種類が指摘される。すなわちカリユガ暦、仏暦、ウィクラマレ暦、シャカ暦、ヴェーダーンガ・ジョティシャ暦、ベンガル・ソン暦、コッサム暦である。中でもインド固有の暦法は地域的な計算方法の差違が大きいことが指摘され、現代においても統一した暦法をつくる事は困難を極めている。その理由として、宗教儀礼や祝祭・祭礼が深く民衆に根付いているからであると指摘される。

＊10三国志魏書巻三十東夷伝（国立国会図書館デジタルコレクション：info:ndljp/pid/899855/59）

＊11『暦の大事典』（三頁）参照。ちなみに、日本の記録上に暦が出現するのは、『日本書紀』欽明一四年（五五三）六月条であると指摘される。また「魏志倭人伝」の一文を論拠として二倍年暦説という学説が存在する。これは『日本書紀』における初期の天皇の在位期間や享年が現実的でないほど引き伸ばされている点を理解する為に考案され、古田武彦氏などが積極的に用いた学説である。その他にも古代日本史研究ではｎ倍年暦説が登場する。本文中でも二倍年暦説の可能性について論じたが、『魏志倭人伝』の一文を以て主張するものでは無いことを明記したい。少なくとも同文から直接的に二倍年暦を導き出すことは不可能であろう。また筆者は自然暦として、二期作が一般的に行われる温暖な気候であればその可能性が十分に考えられるであろう、という立場である。

＊12国立天文台暦編纂室「暦 wiki」参照。時代は明らかになっていないが、仮名文学の展開からすれば平安期以降であろう。

＊13入矢氏は『洛陽伽藍記』の性格について、「彼の文才はそれほど高度なものではない」と評しながら、それは寧ろ「美文調に流れることを意識的に避けているかのように見え」るとし、その理由として「在りし日の洛陽を如実に再現することを心がけ」ている述べる。『前掲書』「解説」（二五三頁）

＊14柳田聖山氏は初期禅宗の人々にとって、「ダルマとダルマの語録は、かれらの流動的な運動の旗幟」であると述べ、また「中国人の土着の宗教として、それはもっとも魅力的であったと思われる」と述べる。『前掲書』九頁参照

共同研究「道元禅師の総合的研究」

# 『弁道法』の註釈的研究（二）

石井修道　監修
曹洞宗総合研究センター宗学研究部門　編

## 【凡例】

一、本稿は、道元禅師著『弁道法』の註釈的研究であり、凡例・原文・訓読・語註・出典一覧表・出典対照表によって構成されている。

一、本稿における文字は、通用の新字体に統一した。

一、『弁道法』原文の底本には、寛文本を用い、冠註・文政・増註の三本と対校した。校異は原文中に随時提示した。

一、原文は、寛文本に基づき、明らかに誤字・脱字と思われる箇所は他本で改め、校異・語註にて指摘した。割註は、〈　〉内に入れて示した。

一、原文の丁数は、寛文本にしたがい、原文中において各丁の終わりに提示した（「禅」(オ)等）。

一、句読点・語註は、略号で列挙した文献を参照して作成した。訓読は、寛文本を参照しながら文意に応じて改めた。

一、出典対照表は、上段に『弁道法』の引用箇所、下段に引用典籍の相当箇所を示した。道元禅師の他の著述における関連箇所がある場合は、上段に一字下げで示した。

一、引用典籍は、冒頭に略号を設けた。略号の内容は次に示す通りである。

a＝道元禅師が引用したと思われる出典（第一出典）

b＝第一出典とは断定できないが同内容と思われる出典（第二出典）

c＝参考資料

### 底本および校本

寛文本＝『永平寺元禅師清規』（京都婦屋林伝左衛門、寛文七年（一六六七））

冠註　＝『冠註　永平元禅師清規』（京都柳枝軒、寛政六年（一七九四））

文政本＝『永平弁道法・永平赴粥飯法』（江戸梅華堂、文政十年（一八二七））

増註　＝古田梵仙増冠傍註『増冠傍註　永平元禅師清規』（京都出雲寺文二郎、明治一七年（一八八四））

## 参考資料

春秋社本　＝『道元禅師全集』一～七（春秋社、一九八八～一九九三年）
春秋社訳註本　＝『原文対照現代語訳　道元禅師全集』一～一七（春秋社、一九九九～二〇一三年）
『訳註禅苑清規』　＝『訳註禅苑清規』（曹洞宗宗務庁、一九七二年）
『禅林象器箋』　＝柳田聖山編『禅林象器箋・葛藤語箋・禅林句集弁苗』（中文出版社、一九七九年）
『入衆日用』　＝『中世禅籍叢刊』第六巻（臨川書店、二〇一四年）
大正　＝『大正新脩大蔵経』（大正巻数・頁数a等と表記）
卍続蔵　＝『新纂大日本続蔵経』（続蔵巻数・頁数右上等と表記）
『禅学大辞典』　＝『新版禅学大辞典』（大修館書店、一九八五年）
『禅語辞典』　＝入矢義高・古賀英彦編『禅語辞典』（思文閣出版、一九九一年）
「『弁道法』（一）」　＝「『弁道法』の註釈的研究（一）」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年）

## 本研究会参加者

講師……石井修道（駒澤大学名誉教授）
参加者……小早川浩大、澤城邦生、秋津秀彰、新井一光、永井賢隆、清藤久嗣、角田隆真、山内弾正、秦慧洲、久松彰彦

※本研究会は、オンラインリモート会議システムを使用して実施された。

## 原文

洗面之法。用手巾掛頸、両端垂前、次両手各把一端、従于左右腋下、至於背後、互相而交両端、又従両腋下、至※面前、当胸結定。

※至：冠註・文政本・増註ハ「至於」ニ作ル。

一如繫絆、教全襟両袖、押褰於両臂以上、両肩以下。次手執楊枝、合掌曰、

手執楊枝、当願衆生、心得正法、自然清浄。

即嚼楊枝誦曰、

晨嚼楊枝、当願衆生、得調伏牙、噬諸煩悩。

仏言、嚼楊枝頭、不得過三分。凡踈歯刮舌、当須如法。刮舌不得過三度。舌上血出当止。古云、浄口者、嚼楊枝、漱口、刮舌。

## 訓読

洗面の法。手巾を用いて頸に掛け、両端を前に垂れ、次に両手をもて各の一端を把みて、左右の腋下従り背後に至らしめ、互相にして両端を交え、又た両腋の下従り面前に至らしめ、胸に当てて結定せよ。

一に絆を繫くるが如し。全襟と両袖をして両臂以上、両肩以下に押褰げしむ。次に手に楊枝を執り、合掌して曰く、

手執楊枝、当願衆生、心得正法、自然清浄。（手に楊枝を執り、当に願うべし、衆生、心に正法を得て、自然に清浄ならんことを）

即ち楊枝を嚼み誦して曰く、

晨嚼楊枝、当願衆生、得調伏牙、噬諸煩悩。（晨に楊枝を嚼み、当に願うべし、衆生、調伏する牙を得て、諸の煩悩を噬まんことを）

仏言く、楊枝の頭を嚼むこと、三分を過ぎることを得ざれ。凡そ歯を踈え舌を刮ること、当に須らく如法なるべし。舌を刮ること三度を過ぎることを得ざれ。舌上より血出でば当に止むべし。古に云く、浄口とは、楊枝を嚼み、口を

若人相向、以手掩自口、莫教人見而生嫌心。⑦洟唾須知屏処。大宋諸寺後架、無嚼楊枝処、今⑧大仏寺後架構之。

両手把面桶⑨、臨竈頭⑩安桶、把杓汲湯承桶、還来架上⑪、軽(五オ)手於桶、洗面低細。如⑫法洗眼裏鼻孔耳辺口頭而見浄。⑬不得湯水多費、無度而使。⑭漱口吐水於面桶之外。曲躬低頭而洗面、不得直腰濺水於隣桶。両手掬湯而洗面、⑮勿留垢膩。次以右手解手巾之結拭面。如有⑯公界拭面、乃用之。⑰不得桶杓喧轟、咳嗽作声、驚動清衆。⑱古曰、五更洗面、本為修行。豈嘘唾把盆、喧堂喧衆乎。

漱ぎ舌を刮くと。

若し人相い向わば、手を以て自の口を掩いて、人をして見せて嫌心を生ぜしむること莫れ。洟唾須らく屏処に知るべし。大宋諸寺の後架には嚼楊枝の処無し、今、大仏寺の後架には之を構う。

両手に面桶を把り、竈頭に臨んで桶を安じ、杓を把り、湯を汲みて桶に承け、架上に還り来りて、手を軽くして桶に於いて、洗面すること低細にせよ。如法に眼裏・鼻孔・耳辺・口頭を洗いて浄めらる。湯水を多く費やし、度無くして使うことを得ざれ。口を漱がば、水を面桶の外に吐く。曲躬低頭して洗面し、腰を直して水を隣の桶に濺ぐことを得ざれ。両手に湯を掬いて洗面し、垢膩を留むること勿れ。次に右手を以て手巾の結びを解き、面を拭く。公界の拭面有るが如きは、乃ち之を用う。桶杓を喧轟し、咳嗽して声を作し、清衆を驚動することを得ざれ。古に曰く、五更の洗面、本と修行の為なり。豈に唾を嘘き、盆を把るに、堂に喧しくし、衆に喧しうせんや。

**【語註】**

①用手巾掛頸～……この一段では、洗面に用いる手巾（洗面手巾）と楊枝の取扱い方が詳説される。また『正法眼蔵』「洗面」巻にも同様の記述が見られる。【補記】参照。

②楊枝……歯木ともいい、僧侶の具えるべき一八種物の一つ。口を洗浄する道具。楊は柳の一種とされるが、繊維が残るものであれば、竹なども用いられた。先端を細かく割いて用いる。爪楊枝とは異なる。

③手執楊枝～自然清浄……楊枝を用いる際の偈頌。すなわち「歯磨き」も仏行の一つと捉える。出典は、六十巻『華厳経』六「浄行品」。出典対照1参照。通常、読誦される偈文等は訓読されることはないが、ここでは訓読を附した。「当願衆生」は伝統的に「当に願わくは衆生とともに」と読まれるが、訓読文としては正確ではない。

④晨嚼楊枝～噎諸煩悩……前者と同様に、楊枝を用いる際の偈頌。出典は、六十巻『華厳経』六「浄行品」。出典対照2参照。

⑤仏言、嚼楊枝頭、不得過三分。凡踈歯刮舌、当須如法……『大比丘三千威儀経』上には、「用楊枝有五事。一者断当如度。二者破当如法。三者嚼頭不得過三分。四者踈歯当中三嚙。五者当汁澡自用。刮舌有五事。一者不得過三返。二者舌上血出当止。三者不得大振手汚僧伽梨若足。四者棄楊枝莫当人道。五者常当著屏処。（用楊枝を用いるに五事有り。一には当に如度を断ずべし。二には当に如法を破すべし。三には頭を嚼むこと三分を過ぎることを得ざれ。四には歯を踈え当に三嚙に中るべし。五には当に汁を澡め自ら用う。舌を刮るに五事あり。一には三返を過ぎることを得ざれ。二には舌上より血出でば当に止むべし。三には大きく手を振り僧伽梨若しくは足を汚すことを得ざれ。四には楊枝を棄てるは当に人道にすること莫れ。五には常に当に屏処に著くべし）」とある。出典対照3参照。

⑥古云、浄口者、嚼楊枝、漱口、刮舌……『大比丘三千威儀経』上には「浄口者、嚼楊枝漱口刮舌（浄口とは、楊枝を嚼み口を漱ぎ舌を刮るなり）」とある。出典対照4参照。

⑦洟唾須知屏処……洟唾は、唾や鼻水のこと。前註⑤でも同様の事が指摘されるが、『教誡律儀』「入寺法」に「洟唾須知屏処（洟唾須らく屏処に知るべし）」とあり、こちらが第一出典であろう。出典対照5参照。

⑧大仏寺……「『弁道法』（一）」の【解題】において、「ただし、寛文本が、「大仏寺」において『弁道法』が著されたと判断した理由は不明である」（一三六頁）としたのは、誤りでここに訂正する。

⑨面桶……洗面用の桶のこと。『五山十利図』には「育王山　洗面処様」として、道元禅師当時のものに近いと思われる、中国阿育王山の後架の図面が掲載されており（東隆眞編『大乗寺開山徹通義介禅師関係資料集』、春秋社、二〇〇八年、五六頁）、そこにも「面桶」・「洗面桶」とある。

⑩竈頭……湯を沸かしておく、かまどのこと。「頭」は接尾語。かまどのある所に行って桶に湯を汲み、元の位置に戻ってきて洗面する。前註⑨の『五山十利図』「育王山　洗面処様」においては、「鍑」がこれに相当する。

⑪軽手於桶、洗面低細…「軽」は、「軽やかなさま」の意。『弁道法』では、「軽身」（「『弁道法』（一）」一四三頁）・「軽歩」（同前一四四頁）・「軽両手掲簾而出」（同前一四四頁）のように、「静かに」と意訳出来る場合が多いため、ここでは「軽手」は「静かに手を使って」と解した。「低細」は、丁寧の意。『入衆日用』には「軽手取桶洗面、水不宜多。（手を軽くして桶を取りて洗面するには、水は宜しく多かるべからず）」とある。出典対照6参照。

⑫如法洗眼裏鼻孔耳辺口頭而見浄……この一文は、寛文本以来、「見浄」を「浄からしめよ」と訓読し、「作法通りに眼・鼻・耳・口を洗って綺麗にしなさい」（春秋社訳註本一五・三九頁）のように訳される場合が多い。本稿では、「見」を助動詞として、「基本的な構文は「主語（受動者）見二動詞一（主語（ハ）動詞セラル）」となる。動作の主体者（動作主）を明示する場合は、この構文の後に「前置詞（於・于・乎）＋動作主」で構成される前置詞句を置き、「主語見二動詞一於動作主一（主語（ハ）動作主ニ動詞セラル）」の形となる。ふつう「主語は（動作主に）動詞される」と訳す」（『漢辞海』第四版）の意と判断し、「如法に眼・鼻・耳・口を洗うことによって浄められる」と解した。また『正法眼蔵』「洗面」巻にも関連記事あり。【補記】参照。なお、前註⑨の『五山十利図』「育王山　洗面処様」によれば、「牙薬」が置かれている。

⑬不得湯水多費、無度而使……『入衆日用』に「水不宜多」とある。また『正法眼蔵』「洗面」巻にも関連記事あり。前註①、出典対照7、【補記】参照。『入衆日用』の「多」は、「よけいにおおくする、不必要にふやす」（『漢辞海』第四版）の意。

⑭漱口吐水～水於隣桶……『入衆日用』に「嗽口吐水時、須低頭以手引下。不得直腰吐水濺鄰桶（口を嗽いで水を吐かん時は、須

らく低頭して手を以て引き下すべし。腰を直にして水を吐いて鄰の桶に濺ぐことを得ず）」とある。出典対照8参照。「曲躬低頭」は、立ったまま腰を深く曲げて頭を下げることで、「直腰」は、腰を真っすぐにすること。

⑮勿留垢膩……「垢」はあか、「膩」はあぶらのことで、これらを洗い流して残さないようにする。また『正法眼蔵』「洗面」巻にも関連記事あり。【補記】参照。

⑯公界拭面……ここでは、個人の手巾ではない、公共の手巾のこと。「公界」は、禅宗発祥の語とされ、「①公共の区界。一般大衆が共同使用する場所、または所有物。②仏性現成としての尽十方世界をいう。偏界」（『禅学大辞典』二四三頁）。ここでは①の意。菅原昭英「道元僧団における「公界」という語の用例について」（『宗学研究』第三九号、一九九七年）等参照。

⑰不得桶杓喧轟、咳嗽作声、驚動清衆……『禅苑清規』巻二「小参」には、行ってはならない事項を挙げて「堂中聚話、夜後拖鞋、掲簾不垂後手、洗面桶杓喧轟、涕唾有声、驚動清衆（堂中に聚話し、夜後に鞋を拖き、簾を掲ぐるに後手を垂れず、洗面には桶杓喧轟し、涕唾声有り、清衆を驚動す）」とあり、『入衆日用』には「軽手掲簾出後架、不得拖鞋、不得咳嗽作声。（手を軽くして簾を掲げて後架に出んには、鞋を拖くことを得ず、咳嗽して声を作すことを得ず）」とあることから、これらの傍線部を合糅したものと思われる。また『正法眼蔵』「洗面」巻にも関連記事あり。出典対照9、【補記】参照。「喧轟」は、大きな音を立てること。「咳嗽」は、せきをすること。

⑱古曰～喧堂喧衆乎……出典は『入衆日用』。出典対照10参照。桐野好覚「道元禅師と『日用清規』」（『宗学研究』第四六号、二〇〇四年）では、『禅門諸祖師偈頌』「慈受禅師示衆箴規」を出典とする（六二頁）が、この文は淳祐七年（一二四七）頃の刊行時に増補された部分に含まれる（椎名宏雄「『禅門諸祖師偈頌』の文献的考察」、『禅学研究の諸相』、田中良昭博士古稀記念論集刊行会、二〇〇三年、二三八～二三九頁）ため、出典資料としてはやや難がある。本稿では、真福寺宝生院（大須観音、愛知県名古屋市）蔵『入衆日用』の方が、『続蔵』所収本よりも文言が近いため、こちらを第一出典とした。なお真福寺蔵『入衆日用』は、『大須経蔵目録』（『真福寺善本叢刊』第一巻、臨川書店、一九九四年、一四四頁）に記載されていることから、この目録の編者と推定されている（同前六八五頁）、真福寺二十一代鏡融（？～一五七五）示寂以前の書写となるため、中世期の写本ということになる。「盆」は、ここでは面桶のこと。

## 原文

[19]帰堂威儀、準出堂法。[20]帰来被位、将被蓋体、如法坐禅。或不蓋被、在人之意。此時、未搭[21]袈裟。

若換直裰[22]莫離被位（五ウ）、在位而換。先将日裏[23]者、先蓋身上、潜解打眠直裰[24]之両帯、脱肩袖而落于背後之与膝辺。譬如遶蒲団。次結日裏者之両帯著定了、収打眠直裰、窖在[25]于被位之後。脱日裏者、著打眠衣須準之而知。

[26]不得床※上露白換衣。不得床※上立地拽畳被服。不得床※上抓頭。不得床※上弄数珠作声軽衆。不得床※上与隣単語話。不得在床※坐臥参差[27]。[28]上床※下床※、不得匍匐於床※上。不得大払拭牀席使有声。

※床（九箇所）…冠註・文政本・増註ハ「牀」ニ作ル。

[29]五更鳴首座寮前板三下。住持人（六オ）首座、坐堂以後大衆不得従前門出入。

[30]未開静[31]前、不得収単[32]摺被[33]。方候開大静。所謂厨[34]前雲板[35]※、

## 訓読

帰堂の威儀、出堂の法に準ず。被位に帰り来りて、被を将って体を蓋い、如法に坐禅す。或は被を蓋わざるも、人の意に在り。此の時、未だ搭袈裟せず。

若し直裰を換えるには、被位を離るること莫く、位に在りて換えよ。先ず日裏の者を将って、先ず身上に蓋い、潜かに打眠直裰の両帯を解き、肩袖を脱して背後と膝辺とに落す。譬えば蒲団を遶らすが如くせよ。次に日裏の者の両帯を結んで著定し了り、打眠直裰を収めて、被位の後に窖在せよ。日裏の者を脱ぎ、打眠衣を著くるも、須らく之に準じて知るべし。

床上に露白にして衣を換えることを得ざれ。床上に立地して被服を拽き畳むことを得ざれ。床上にて頭を抓くことを得ざれ。床上にて数珠を弄し声を作して衆を軽んずることを得ざれ。床上にて隣単と語話することを得ざれ。床に在って坐臥参差することを得ざれ。床に上り床を下るに、床上に匍匐することを得ざれ。大に牀席を払拭して声有らしむることを得ざれ。

五更に首座寮前の板を鳴らすこと三下す。住持人と首座の坐堂以後、大衆は前門従り出入することを得ざれ。

未だ開静せざる前に、単を収め被を摺むことを得ざれ。

及諸堂前板一時倶撃、於時摺単摺被、収枕上帳[36]、搭袈裟相向而坐。即上窓簾及前門後門簾。聖僧前装香点燭。

※板：冠註・文政本・増註ハ「版」ニ作ル。

摺[37]被之法。因聞開大静、以両手執被両角而把合、縦折而作両重。次又縦折而作四重。次向内横折而作四重。都計十六重也。以安眠単之奥頭。次畳斂眠単於被下、挿枕子於被裏。安被之時、有重之頭向身以安之。

次合掌以両手執裹袈裟之被[38]巾、以倶安被上。次合掌開被巾、以蓋被巾於被上。所謂以被巾之両端、向下裹摺被之左右也。不裹摺被之前後。

次向袈裟而合掌、以両手擎袈裟、以安頂[39]顙上合掌発願。偈曰、

大哉解脱[40]服[41]、無相福田衣。披[42]奉如来教、広度諸衆生。

然後著袈裟、右転身向正面而坐。摺被時、不得教被横而

方に開大静を候つべし。所謂、厨前の雲板、及び諸堂の前の板を一時に倶に撃つ、時に於て単を摺み、被を摺み、枕を収め、帳を上げ、袈裟を搭け相向いて坐す。即ち窓簾及び前門後門の簾を上ぐ。聖僧の前に、装香点燭す。

被を摺むの法。因みに開大静を聞いて、両手を以て、被の両角を執って把り合わせ、縦に折りて両重と作す。次に又、縦に折って四重と作す。次に、内に向けて横に折って四重と作す。都て計えるに十六重なり。以て眠単の奥頭に安ず。次に眠単を被の下に畳み斂めて、枕子を被裏に挿む。被を安ずるの時、重ね有るの頭を身に向けて以て之を安ず。

次に合掌して、両手を以て袈裟を裹めるの被巾を執りて、以て倶に被の上に安ず。次に合掌して被巾を開き、以て被巾を被の上に蓋う。所謂、被巾の両端を以て、下に向けて摺被の左右を裹むなり。摺被の前後を裹まざれ。

次に袈裟に向かって合掌し、両手を以て袈裟を擎げて、以て頂顙上に安じ、合掌して発願す。偈に曰く、

大哉解脱服。無相福田衣。披奉如来教。広度諸衆生。

（大いなる哉、解脱服、無相の福田衣。如来の教えを披奉し、広く諸々の衆生を度せん）

然る後に袈裟を著け、右に身を転じて正面に向かって坐

到隣位単上。不得卒暴作声。[43]護身護儀、随衆恭衆而已。[44]開静以去、不得展(七オ)単蓋被而眠。粥了帰衆寮[45]、喫茶喫湯、或復被位打坐。

す。被を摺む時、被をして横(よこた)え隣位の単上に到らしむことを得ざれ。卒暴にして声を作すことを得ざれ。護身護儀、衆に随い衆に恭しくするのみ。開静以去は、単を展べ被を蓋うて眠ることを得ざれ。粥了(おわ)りて衆寮に帰り、喫茶喫湯し、或いは被位に復(かえ)りて打坐す。

**【語註】**

⑲帰堂威儀、準出堂法……「出堂法」は、「伺其時節～不得垂手成袖」（『『弁道法』（一）」一四四頁）として、後門から廉を上げて、照堂・槁亭を経て後架に向かうこと、足の出し方等の注意事項が記載されている。

⑳帰来被位～在人之意……『入衆日用』に類似の記載あり。出典対照11参照。

㉑搭袈裟……袈裟を着用すること。

㉒直裰……法衣のこと。「『弁道法』（一）」一五一頁、語註㊴参照。褊衫（袈裟をかける時に用いる衣（下着））と裙（裙子。僧侶の腰にまとう衣）を合わせたもの。

㉓日裏者……「日裏」とは、日中のこと。春秋社訳註本一五では「日中に着る直裰、日中の着物」（二二八頁）とされる。打眠衣でないもの。

㉔打眠直裰……寝るときに着る着物のこと。後出の打眠衣と同義。「寝るときに着る衣のこと。古くは五条衣（袈裟）をかけて就寝したが、のち打眠衣を用いる」（『禅学大辞典』八三〇頁）。『禅林象器箋』には「旧説曰、夜間須著打眠衣。到天暁、方換好衣（旧説に曰く、夜間には須く打眠衣を著るべし。天暁に到りて、方に好の衣に換えよ）」（七〇九頁）とあり、近世では用いられていなかった可能性が高い。

㉕窖在……「窖」は、あなぐら、貯蔵するところの意。函櫃のことと思われる。

㉖不得床上～与隣単語話……『入衆日用』に類似の記載あり。出典対照12参照。

㉗参差……不揃い、の意。

㉘上床下床～席使有声……『大比丘三千威儀経』上に「欲上床有五事。一者当徐却踞床。二者不得匍匐上。三者不得使床有声。四者不得大払拭床席使有声。五者洗足未燥当拭之。（床に上らんと欲するに五事有り。一には当に床に踞するを徐却すべし。二には匍匐して上ることを得ざれ。三には床をして声有らしむることを得ざれ。四には大いに床席を払拭して声有らしむることを得ざれ。五には足を洗いて未だ燥かざれば当に之を拭くべし）」と説かれる。出典対照13参照。

㉙五更鳴首座寮前板三下……『入衆日用』の「五更鐘鳴、住持并首座坐堂、不得従前門出入。開小静方摺被拘枕子。摺被之法。先尋両角以手、理伸向前面。先摺一半、次摺身前一半（五更に鐘鳴て、住持、并びに首座、堂に坐せば、前門従り出入することを得ざれ。開小静せば方に被を摺て、枕子を拘むべし。被を摺むの法。先ず両角を尋いて手を以て、理め伸て前面に向けよ。先ず一半を摺て、次に身の前の一半を摺め）」に基づくか。出典対照14参照。ただし、『入衆日用』には、「鐘鳴」と出ており、木版を鳴らすとは示されていない。春秋社訳註本一五・二二八～二二九頁、補注四一（五）参照。

㉚未開静前、不得収単摺被……『禅苑清規』巻三「首座」に類似の記載あり。出典対照15参照。

㉛開静……静かな状態を開け放つこと。ここでは、「静」は静慮の意。つまり坐禅を開放すること。また『禅苑清規』によれば、「静」は眠っている状態をも指す。その場合は、眠りから覚まさせることになる。『禅苑清規』における「開小静」「開大静」は、この意味のみで用いられている。出典対照16「方候開大静」参照。なお『禅林象器箋』には「故余謂、開静者、開覚静睡也。開言発覚、静是睡眠之婉辞也（故に余謂（おも）へらく、開静は、静睡を開覚すると。開の言は発覚、静は是れ睡眠の婉辞なり）」（七二二頁）と記載され、開静には、「小開静（開小静とも）」と「大開静（開大静とも）」の二種があり、前者が予報、後者が本報とされる。小開静、大開静の方法は、清規によって一定ではないが、例えば『禅苑清規』巻六「警衆」では以下のように規定される。「開小静之法〈先撃板三声、漸漸高大令声調暢、従慢至緊、従重至軽、為一会。至二会殺声、徐徐打三下〉。開大静之法〈如開小静之法。但只長打一会也〉（開小静の法〈先ず板を撃つこと三声、漸漸に高大にし声をして調暢ならしめ、慢より緊に至り、重より軽に至って、一会となす。二会に至って殺声し、徐徐として打つこと三下す〉。開大静の法〈開小静の法の如し。ただただ長打一会するのみ〉）」（『訳註禅苑清規』二二一頁）。

㉜単……僧堂における坐る座位。「『弁道法』（一）」一四八頁、語註㉖参照。ここでは敷布団の意。後段の「眠単」も同義。なお清規において「単」と称する場合は、上記以外にも複数の意味を有する。『禅林象器箋』には「以名書単片紙、故言単也。凡清規称単者、数種。名同物別。有名単、有単板。単位〈見座位門〉、眠単〈見服章門〉、並但言単。又有経単、差単、簿単、単帳等〈見簿券門〉。今此即名単也（名を以て単片紙に書く、故に単と言うなり。凡そ清規に単と称するは、数種。名同じくして物別なり。名単あり。単板あり。単位〈座位門を見よ〉、眠単〈服章門を見よ〉、並びにただ単と言う。また経単、差単、簿単、単帳等〈簿券門を見よ〉あり。今此れ即ち単と名づくなり）」（六三二頁）とある。

㉝被…人の体を覆うものの総称。「『弁道法』（一）」一四六頁、語註⑫参照。ここでは掛け布団の意。

㉞厨……食事を作る場所。庫院とも。

㉟雲板…雲の形をした青銅または鉄板製の平板のこと。庫裏や斎堂前にかけ、坐禅の終了や食事の時刻を知らせるための道具。

㊱帳……とばり。蚊帳。座位を仕切る垂れ幕のこと。『禅苑清規』巻三「維那」にも「堂中冬夏替換氈蓆及涼簾・暖簾、掛帳・下帳・開炉・閉炉（堂中冬夏に氈蓆及び涼簾・暖簾を替換し、掛帳・下帳・開炉・閉炉す）」（『訳註禅苑清規』一一〇頁）とみえ、往時の僧堂では一般的な設備であったことがわかる。

㊲摺被之法～而作四重……「摺」は畳むの意。掛け布団を折り畳む作法に関すること。『入衆日用』に類似の記載あり。出典対照17参照。

㊳被巾……袈裟を覆う布のこと。袱紗。「『弁道法』（一）」一四九頁、語註㉙参照。

㊴頂顙……頭頂部のこと。頂も顙もいただきの意。

㊵大哉～衆生……袈裟を搭ける時に唱える偈文。搭袈裟偈。道元禅師は在宋時、長連牀の隣りの単に坐っている僧が偈文を黙誦しながら袈裟を搭けた姿を目にした時のことを、「ときに予、未曾見のおもひを生じ、歓喜、みにあまり、感涙、ひそかにおちて衣襟をひたす」（『正法眼蔵』「袈裟功徳」巻、春秋社本二・三三〇頁）と述べている。偈文については、かつて「阿含経を披閲」（『正法眼蔵』「袈裟功徳」巻、春秋社本二・三三〇頁、「伝衣」巻、春秋社本一・三六九頁）したことから、その存在こそ知ってはいたが、実際の作法を目にしたのは初めてであったことから、感激のあまり涙を流したというものである。ただ

し、偈文については道元禅師が述べる「阿含経」には未見である。高崎直道『日常唱える偈文の解説』（大本山總持寺出版部、一九八一年、九九頁）では出典を『法苑珠林』（六六八年成立）とするが、第三句を「披奉如戒行」としているため、出典としては『禅苑清規』の方が近い。しかし、『禅苑清規』も第三句を「披奉如来戒」としている（出典対照18参照）。第三句を「披奉如来教」とするのは、『弁道法』以外では『正法眼蔵』「袈裟功徳」巻（春秋社本二・三三三頁、三三〇頁）、「伝衣」巻（春秋社本一・三七三頁）であり、道元禅師の著作のみとなる。第三句の「披奉如来戒」を「披奉如来教」とする点について、古山健一「搭袈裟偈考」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第一六回、二〇一五年）では、袈裟を仏と捉える「袈裟受持観」に基づき、道元禅師が「戒」よりもさらに大きな概念である「教」に置き換えたものとする。

㊶解脱服・福田衣……ともに袈裟を示す語。『正法眼蔵』「伝衣」巻には「おほよそしるべし、袈裟はこれ仏身なり、仏心なり。また解脱服と称し、福田衣と称す。忍辱衣と称し、無相衣と称し、慈悲衣と称し、如来衣と称し、阿耨多羅三藐三菩提衣と称するなり。まさにかくのごとく受持すべし」（春秋社本一・三六五頁）とある。

㊷披奉……折り畳んだ袈裟を恭しく捧げた後、開いて身に着けること。披は開くの意。奉は敬意をもって捧げることの意。

㊸護身護儀……身を護り、作法を護ること。『四分律』や『五分律』中に多数みえる以下のような文言に基づいた語か。「仏言、自今已去聴、為護身、護衣、護坐具故、在僧伽藍中作屎著（仏言く、今より已去、身を護り、衣を護り、坐具を護るが故に、僧伽藍中に在りて屎著を作すことを聴す）」（『四分律』巻二九、大正二二・七七一頁a）。

㊹開静以去……開静してより後。以去は以後、以降のこと。

㊺衆寮……伽藍のひとつで、修行僧が仏典・祖録を学んだり、茶・湯を喫する際に用いる寮舎のこと。

## 【出典対照表】

### 1、手執楊枝

手執楊枝、当願衆生、心得正法、自然清浄。（四ウ）

楊枝を右手にとりて、呪願すべし。華厳経浄行品云、手執楊枝、当願衆生、心得正法、自然清浄。（『正法眼蔵』「洗面」巻、春秋社本二・四三～四四頁）

### 2、晨嚼楊枝

晨嚼楊枝、当願衆生、得調伏牙、噬諸煩悩。（四ウ）

この文を誦しをはりて、さらに楊枝をかまんとするに、すなはち誦すべし、晨嚼楊枝、当願衆生、得調伏牙、噬諸煩悩。（『正法眼蔵』「洗面」巻、春秋社本二・四三～四四頁）

### 3、楊枝作法

仏言、嚼楊枝頭、不得過三分。凡踈歯刮舌、当須如法。刮舌不得過三度。舌上血出当止。（四ウ）

a 手執楊枝　当願衆生　心得正法　自然清浄

（六十巻『華厳経』「浄行品」、大正九・四三二頁a）

a 晨嚼楊枝　当願衆生　得調伏牙　噬諸煩悩

（六十巻『華厳経』六「浄行品」、大正九・四三二頁a）

b 用楊枝有五事。一者断当如度。二者破当如法。三者嚼頭不得過三分。四者踈歯当中三嚼。五者当汁澡自用刮舌有五事。一者不得過三返。二者舌上血出当止。三者不得大振手汚僧伽梨若足。四者棄楊枝莫当人道。五者常当著屏

**4、浄口**

古云、浄口者、嚼楊枝、漱口、刮舌。（四ウ）

**5、屏処**

洟唾須知屏処。大宋諸寺後架、無嚼楊枝処、今大仏寺後架構之。（四ウ）

**6、軽手於桶、洗面低細**

軽手於桶、洗面低細。（五オ）

**7、不得湯水多費、無度而使**

不得湯水多費、無度而使。（五オ）

かくのごとくあらふとき、湯を無度につひやして、面桶のほかにもらし、おとし、ちらして、はやくうしなふことなかれ。（『正法眼蔵』「洗面」巻、春秋社本二・五一頁）

処。（『大比丘三千威儀経』上、大正二四・九一五頁b）

a 浄口者、嚼楊枝、漱口、刮舌。（『大比丘三千威儀経』上、大正二四・九一四頁a）

b 涕唾須知屏処。（『教誡律儀』、大正四五・八六九頁b）

c 五者常当著屏処。（『大比丘三千威儀経』上、大正二四・九一五頁b）

c 軽手取桶洗面、水不宜多。（『入衆日用』三〇一頁）

c 軽手取桶洗面、水不宜多。（『入衆日用』三〇一頁）

**8、曲躬低頭而洗面**

漱口吐水於面桶之外。曲躬低頭而洗面、不得直腰濺水於隣桶。（五オ）

**9、不得桶杓喧轟**

不得桶杓喧轟、咳嗽作声、驚動清衆。（五オ）

洗面のあひだ、桶・杓ならしておとをなすこと、かまびすしくすることなかれ。（『正法眼蔵』「洗面」巻、春秋社本二・五二頁）

**10、古曰、五更洗面、本為修行**

古曰、五更洗面、本為修行。豈嘘唾把盆、喧堂喧衆乎。（五オ）

**11、帰来被位**

帰来被位、将被蓋体、如法坐禅。或不蓋被、在人之意。

c 嗽口吐水時、須低頭以手引下。不得直腰吐水濺鄰桶。（『入衆日用』三〇一頁）

b 堂中聚話、夜後拖鞋、揭簾不垂後手、洗面桶杓喧轟、涕唾有声、驚動清衆。（『禅苑清規』巻二「小参」、『訳註禅苑清規』八三頁）

b 軽手揭簾出後架、不得拖鞋、不得咳嗽作声。（『入衆日用』三〇一頁）

a 古云、五更洗面、本為修行。嘔唾拖盆、喧堂聒衆。（『入衆日用』三〇二頁）

c 五更洗面、本為修行。吐唾拖盆、喧聒大衆。（『禅門諸祖師偈頌』「慈受禅師示衆箴規」、『五山版中国禅籍叢刊』第十一巻、臨川書店、二〇一四年、六二頁下）

c 帰被位、将眠単収、一半坐定。若換直裰、須将新者、先

（五オ）

**12、不得床上抓頭**

不得床上抓頭。不得床上弄数珠作声軽衆。不得床上与隣単語話。（五ウ）

**13、上床下床、不得匍匐於床上**

上床下床、不得匍匐於床上。不得大払拭牀席使有声。（五ウ）

**14、五更鳴首座寮前板三下**

五更鳴首座寮前板三下。住持人首座、坐堂以後大衆不得従前門出入。（五ウ～六オ）

**15、不得収単摺被**

未開静前、不得収単摺被。（六オ）

**16、方候開大静**

方候開大静。所謂厨前雲板、及諸堂前板一時倶撃、於時摺単摺被、収枕上帳。（六オ）

覆身上、不得露白。（『入衆日用』三〇二頁）

c不得床上抓頭。不得床上弄数珠作声。不得与隣単床上語話。（『入衆日用』三一七頁）

c欲上床有五事。一者当徐却踞床。二者不得匍匐上。三者不得使床有声。四者不得大払拭床席使有声。五者洗足未燥当拭之。（『大比丘三千威儀経』上、大正二四・九一五頁c）

c五更鐘鳴、住持并首座坐堂、不得従前門出入。開小静方摺被拘枕子。摺被之法。先尋両角以手、理伸向前面。先摺一半、次摺身前一半。（『入衆日用』三〇三頁）

c堂中大衆未開静前、不得令捲単畳被上帳。（『禅苑清規』巻三「首座」、『訳註禅苑清規』一二五頁）

c次厨前打小鐘子者、開小静也〈諸寮供過行者及灯頭等並皆先起〉。次撃厨前雲板者、開大静也〈衆僧斉起方得摺畳単被。及上蚊厨〉。（『禅苑清規』巻六「警衆」、『訳註禅苑清規』二一七～二一八頁）

## 17、摺被之法

摺被之法。因聞開大静、以両手執被両角而把合、縦折而作両重。次又縦折而作四重。（六オ）

## 18、搭袈裟偈

大哉解脱服、無相福田衣。披奉如来教、広度諸衆生。

おほよそ袈裟は、仏弟子標幟なり。もし袈裟を受持しをはりなば、毎日に頂戴したてまつるべし。頂上に安じて、合掌してこの偈を誦す、大哉解脱服、無相福田衣、披奉如来教、広度諸衆生。（『正法眼蔵』「袈裟功徳」巻、春秋社本二・三二三頁）

予、在宋のそのかみ、長連牀に功夫せしとき、斉肩の隣単をみるに、開静のときごとに、袈裟をささげて頂上に安じて、合掌恭敬し、一偈を黙誦す。その偈にいはく、大哉解脱服、無相福田衣、披奉如来教、広度諸衆生。（『正法眼蔵』「袈裟功徳」巻、春秋社本二・三二九頁～三三〇頁）

袈裟浣濯之時、須用衆末香和水。灑乾之後、畳収安置高処、以香花而供養之三拝。然後踞跪、頂戴合掌、致信唱此

c 摺被之法。先尋両角以手理伸向前面先摺一半。次摺身前一半。（『入衆日用』三〇三頁）

b 本師持袈裟誦偈云、大哉解脱服、無相福田衣。披奉如来戒、広度諸衆生。（『禅苑清規』巻九「沙弥受戒文」、『訳註禅苑清規』三〇五～三〇六頁）

c 受已還和尚。如是三反。和尚為著之〈出善見論〉。説偈言、大哉解脱服、無相福田衣。披奉如戒行、広度諸衆生。（『四分律刪繁補闕行事鈔』巻三、大正蔵四〇・一五〇頁b）。

c 然後和尚為著袈裟。当正著時依善見論。復説偈讃云、大哉解脱服、無相福田衣。披奉如戒行、広度諸衆生。（『法苑珠林』巻二二、大正五三・四四八頁b）。

c 〈善哉解脱服、無相福田衣。我今頂戴受、世世常得披〉。（『入衆日用』三〇二頁）

偈、大哉解脱服、無相福田衣、披奉如来教、広度諸衆生。三唱而後、立地如披奉。（『正法眼蔵』「伝衣」巻、春秋社本一・三七二頁～三七三頁）

※以下は「『弁道法』（一）」【出典対照】の訂正。

**3、起法**

大衆軽身而起。不可卒暴。不得尚留睡臥無礼大衆。潜把枕子安函櫃前、莫得響摺。恐動念于隣単。（三オ）

**4、軽身坐禅**

且在被位将被著身、礙蒲団而坐禅。切忌閉眼。閉眼昏生。頻頻開眼、微風入眼困容易醒。応念無常迅速、道業未明。不得動身頻呻怒気扇風上下令衆動念。大凡於衆常生恭敬。不得軽慢大衆矣。不得将被幪頭。如覚困来脱落帽被、軽身坐禅。（三オ～ウ）

**5、掲簾**

抽身下牀、軽身軽歩、経便路而赴後門、軽両手掲簾而出。（三ウ）

c須是五更鐘未鳴、軽々擡身先起。将枕子安脚下、未用摺、恐響驚鄰単。（『入衆日用』三〇〇頁）

c抖擻精神、将被裹身端坐。不得扇風令人動念。覚得困来、却将被推脚下。（『入衆日用』三〇〇頁）

b軽手掲簾出後架、不得拖鞋、不得咳嗽作声。（『入衆日用』三〇一頁、本稿出典対照9参照）

【補記】

**六十巻本『正法眼蔵』「洗面」巻**

洗面架にいたりて、手巾のわななるところを、うなじにかく。ふたつのはしを、左右のかたより、まへにひきこして、左右のてにて、おのおの手巾の左右のはしをとりて、左右のわきより、手巾の左右のはしを、うしろへおしやるがごとくして、うしろにて、おのおのひきちがへて、左のはしは右へきたし、右のはしは左にきたして、むねのまへにあたりて、むすぶなり。かくのごとくすれば、褊衫のくびは手巾におほはれ、両袖は手巾にゆひあげられて、ひぢよりかみにあがりぬるなり。ひぢよりしもは、あらはなり。たとへば、たすきをかけたらんがごとし。

そののち、もし後架ならば、面桶をとりて、かまのほとりにゆきて、一桶の湯をとりて、架のうへにおく。もし

**『弁道法』**（訓読文）

洗面の法。手巾を用いて頸に掛け、両端を前に垂れ、次に両手をもて各の一端を把みて、左右の腋下従り背後に至らしめ、互相にして両端を交え、又た両腋の下従り面前に至らしめ、胸に当てて結定せよ。

一に絆を繋くるが如し。全襟と両袖をして両臂以上、両肩以下に押褰げしむ。次に手に楊枝を執り、合掌して曰く、

手執楊枝、当願衆生、心得正法、自然清浄。

即ち楊枝を嚼み誦して曰く、

晨嚼楊枝、当願衆生、得調伏牙、嗌諸煩悩。

仏言く、楊枝の頭を嚼むこと、三分を過ぎることを得ざれ。凡そ歯を踈え舌を刮ること、当に須らく如法なるべ

**七十五巻本『正法眼蔵』「洗面」巻**

洗面架にいたりて、手巾の中分をうなじにかく。ふたつのはしを左右のかたよりまへにひきこして、左右の手にて、左右のわきより手巾の左右のはしをうしろへいだして、うしろにておのおのひきちがへて、左のはしは右へきたり、右のはしは左にきたして、むねのまへにあたりてむすぶなり。かくのごとくすれば、褊衫のくびは手巾におほはれ、両袖は手巾にゆひあげられて、ひぢよりかみにあがりぬるなり。ひぢよりしも、うで・たなごころ、あらはなり。たとえば、たすきかけたらんがごとし。そののち、もし後架ならば、面桶をとりて、かまのほとりにいたりて、一桶の湯をとりて、かへりて洗面架のうへにおく。もし余処にては、打湯桶の湯を面桶にいる。

余所ならんは、打湯を面桶にいるるなり。湯をえてのちに、楊枝をかむべし。

華厳経浄行品云、手執楊枝、当願衆生、心得正法、自然清浄。晨嚼楊枝、当願衆生、得調伏牙、噬諸煩悩。しるべし、手執楊枝は、教菩薩法なり、晨嚼楊枝は教菩薩法なり。楊枝のながさ、あるひは四指、あるひは八指、あるひは十二指、あるひは十六指なり。

（春秋社本二・五八五～五八六頁）

つぎに洗面す。両手に湯を掬して、おもてをあらふ。かくのごとく、よくよくあらふあひだ、湯を無度につひやして、面桶のほかに、もらしおとして、はやくうしなふことなかれ。あか、おち、あぶら、のぞこほりぬるまで、あし。舌を刮ること三度を過ぎることを得ざれ。舌上より血出でば当に止むべし。古に云く、浄口とは、楊枝を嚼み、口を漱ぎ舌を刮くと。

若し人相い向わば、手を以て自の口を掩いて、人をして見せて嫌心を生ぜしむること莫れ。洟唾須らく屏処に知るべし。大宋諸寺の後架には嚼楊枝の処無し、今、大仏寺の後架には之を構う。

両手に面桶を把り、竈頭に臨んで桶を安じ、杓を把り、湯を汲みて桶に承け、架上に還り来りて、手を軽くして桶に於いて、洗面すること低細にせよ。如法に眼裏・鼻孔・耳辺・口頭を洗いて浄めらる。湯水を多く費やし、

つぎに、楊枝をつかふべし。今大宋国諸山には、嚼楊枝の法、ひさしくすたれてつたはれざれば、嚼楊枝のところなしといへども、今吉祥山永平寺、嚼楊枝のところあり。すなはち今案なり。これによれば、まづ嚼楊枝すべし。楊枝を右手にとりて、呪願すべし。

華厳経浄行品云、手執楊枝、当願衆生、心得正法、自然清浄。

この文を誦しをはりて、さらに楊枝をかまんとするに、すなはち誦すべし、

晨嚼楊枝、当願衆生、得調伏牙、噬諸煩悩。

（春秋社本二・四三～四四頁）

つぎに、まさしく洗面す。両手に面桶の湯を掬して、額より両眉毛・両目・鼻孔・人中・顴・頬、あまねくあらふ。まづよくよく湯をすくひかけて、しかうしてのち摩沐すべし。洟唾・鼻涕を面桶の湯におとしいることなか

らふなり。耳のなか、あらふべし、著水不得なるがゆえに。眼裏、あらふべし。著沙不得なるがゆえに。おとがひのした、鼻孔までも、よくよく心のいたらんを度して、あらふべし。あるいは、頭上頂顙までもあらふ、すなはち威儀なり。

つぎに、手巾をもて、おもてをのごふべし。よくよくのごひかはかして、手巾、もとのごとく脱しとりて、ふたつにして、左の臂にかく。雲堂の後架には、公界の拭面あり、それをもちいる。

洗面のあひだ、桶杓をならし、かまびすしく、おとをなすことなかれ。湯・水を狼藉にして、近辺をぬらすことなかれ。ひそかに観想すべし、仏祖の威儀面目を相伝して、染汚せしめず、修証する、随喜懽喜すべし。

雲堂あらば、手巾をたづさへて入堂す。軽歩低声なるべし。

耆年宿徳の草庵に、かならず洗面架度無くして使うことを得ざれ。口を漱がば、水を面桶の外に吐く。曲躬低頭して洗面し、腰を直して水を隣桶に濺ぐことを得ざれ。両手に湯を掬いて洗面し、垢膩を留むること勿れ。次に右手を以て手巾の結びを解き、面を拭く。公界の拭面有るが如きは、乃ち之を用う。桶杓を喧轟し、咳嗽して声を作し、清衆を驚動することを得ざれ。古に曰く、五更の洗面、本修行の為なり。豈に唾を嘘き、盆を把るに、堂に喧しくし、衆に喧しうせんや。

帰堂の威儀、出堂の法に準ず。被位に帰り来りて、被を将って体を蓋い、如法に坐禅す。或は被を蓋わざるも、人の意に在り。此の時、未だ搭袈裟せず。

れ。かくのごとくあらふとき、湯を無度につひやして、面桶のほかにもらし、おとし、ちらして、はやくうしなふことなかれ。あかおち、あぶらのぞこほりぬるまで、あらふなり。耳裏あらふべし、著水不得なるがゆえに。眼裏あらふべし、著沙不得なるがゆえに。あるひは頭髪・頂顙までもあらふ、すなはち威儀なり。洗面、をはりて、面桶の湯をすててのちも、三弾指すべし。

つぎに、手巾のおもてをのごふはしにて、のごひ、かはかすべし。しかうしてのち、手巾、もとのごとく脱しとりて、ふたへにして左臂にかく。雲堂の後架には、公界の拭面あり、いはゆる一疋布をまうけたり。烘櫃あり、衆家ともに拭面するに、たらざるわづらひなし。かれにも頭面のごふべし、また自己の手巾をもちいるも、ともにこれ法なり。

洗面のあひだ、桶・杓ならしておとをなすこと、かまびすしくすることな

あるべし。あるいは洗面のとき、面薬をもちいる法あり。おほよそ道心辦道のとき、洗面・嚼楊枝おこたらざれ、これ古仏の正法なり。あるいは湯をえざらんところにては、水にても洗面すべし。湯・水すべてえざらんところにては、拭面すべし。そののち礼拝坐禅すべし、受礼。礼他あるべし。本来面目をして浄潔ならしむべし。

（春秋社本二・五八九～五九〇頁）

かれ。湯・水を狼藉にして、近辺をぬらすことなかれ。ひそかに観想すべし、後五百歳にうまれて、辺地遠島に処すれども、宿善くちずして古仏の威儀を正伝し、染汚せず、修証する、随喜歓喜すべし。雲堂にかへらんに、軽歩低声なるべし。

耆年宿徳の草庵、かならず洗面架あるべし、洗面せざるは非法なり。洗面のとき、面薬をもちいる法あり。

おほよそ嚼楊枝・洗面、これ古仏の正法なり。道心辦道のともがら、修証すべきなり。あるひは湯をえざるには、水をもちいる、旧例なり、古法なり。湯・水すべてえざらんときは、早晨よくよく拭面して、香草・抹香等をぬりてのち、礼仏誦経、焼香坐禅すべし。いまだ洗面せずば、もろもろのつとめ、ともに無礼なり。

（春秋社本二・五一～五二頁）

共同研究「瑩山禅師の総合的研究」

# 『瑩山清規』の研究（三）―「年中行事」・「羅漢講式」の翻刻―

佐藤秀孝　監修
曹洞宗総合研究センター宗学研究部門　編

# 共同研究「瑩山禅師の総合的研究」―『瑩山清規』の研究― 凡例

一、本稿は、『瑩山清規』諸本の「年中行事」（一月～七月一日）、及び④⑨の「回向文」に収録されている「羅漢講式」を翻刻掲載するものである。

一、翻刻に際しては、以下に掲げる底本八本の内、「年中行事」が収録される六本を、三段組みの対照表を二点作成して示した。冒頭の数字は、各本の書写・開版年時順に付したもので、「解題」（〈一〉所収）に付した番号と一致する。

①禅林寺本『瑩山清規』（永和二年・一三七六）書写本―年中・日中・月中・回向
②大乗寺蔵永享六年本（永享六年・一四三四）書写本―年中ノミ
③大乗寺蔵愚休書写本（文明八年・一四七六）書写本―日中・月中・回向ノミ
④永光寺蔵麟広書写本（明応一〇年・一五〇一）書写本―日中・月中・回向ノミ
⑤山上氏旧蔵『瑩山清規』（「麟広本」と元来一本）―年中ノミ
⑥永光寺蔵光椿書写本（文亀三年・一五〇三）書写本―日中・月中・回向・年中
⑦月舟開版『瑩山清規』（延宝五年・一六七七）刊本―日中・月中・回向・年中
⑨卍山開版『瑩山清規』（延宝九年・一六八一）刊本―日中・月中・回向・年中

一、底本は、①は原本所蔵者の許可を得て、曹洞宗文化財調査委員会が撮影した写真と、『中世禅籍叢刊』六　禅宗清規集（臨川書店、二〇一四年）を併用し、②③は大乗寺（石川県金沢市）所蔵本（石川県立美術館寄託保管）、④⑥⑨は永光寺（石川県羽咋市）所蔵本を、原本所蔵者の許可を得て撮影した写真を、⑦は当センターが所蔵する、徳泉寺（新潟県上越市）所蔵本のマイクロフィルム複写本をそれぞれ用いた。

一、②の（一オ）から（三ウ）までは、補写部分を太字で表記して区別した。詳細は本文中の注記を参照されたい。

一、⑤は、原本の所在が不明である（〈一〉一三一頁参照）ため、田島柏堂「山上氏蔵『瑩山清規』と愛知学院大学図書館「瑩山示寂祭文」について」（『瑩山禅師研究』、瑩山禅師奉讃刊行会、一九七四年、六九〇頁）に掲載されている、巻頭・巻末の写真二葉を除いては、鏡島元隆監修、東隆眞訓註『瑩山禅師清規』（大法界閣、一九七四年、一九二頁～二二八頁）に掲載されている、⑨

との校異を引用することで、暫定的翻刻とした。

一、対照表は、①②⑥の表を先に、⑤⑦⑨の表を後に掲載した。（一）・（二）とは変更されているので注意されたい。

一、『瑩山清規』に関する概説や、底本の書誌情報等については、「解題」（〈一〉所収）にまとめて記したので、合わせ参照されたい。

一、本文は比較対照の便宜上、内容を考慮した上で段分けしたが、原典のものとは異なる場合がある。

一、丁数は各段の末に「（一ォ～ウ）」と表記し、二冊以上の場合は「（■冊一オ～二ウ）」と表記した。なお、①禅林寺本は、地冊に錯簡が見られるが、『中世禅籍叢刊』六においてはそれを訂正した上で掲載しているため、本稿においても修正後の丁数を記載した。

一、原典の改行位置には」を入れ、丁数変更を伴う改行位置には』を入れて示した。

一、句読点は全て、写本毎に訓点等に応じて、本研究会における検討の上で付したものである。但し、原本に区切りを示す一字空き等がある場合は、これを以て句読点に代えた場合もある。

一、旧字・異体字は、原則として全て新字に改めた。

一、原典の訓点・ルビ・繰り返し符号（「く」等）・庵点（いおりてん）（〳〵）は原典に従って表記したが、連続符・音合符・訓合符は省略し、「シテ」・「コト」等の合字は開いて示した。なお訓点については、印字の都合上、行末から次行の文頭に渡って記している場合がある。

一、割注は〈　〉に入れて示し、割注内の折返しは／で示した。

一、文字が判読不能で、元の文字数が推定できる箇所は□で示し、欠字が他本で補える場合は□●、推定して補った場合は□●（カ）と表記した。

一、原本の欠損のため、元の文字数が不明の箇所は〔　〕で示し、参考として〔●●〕のように、諸本より文字を推定して傍記した。

一、原典が明らかに誤字で、正しい字が分かる場合は●（■カ）とし、衍字等の訂正出来ない場合は●（ママ）と表記した。

一、注記や文字の修正等がある場合は、該当字の右に「※」を付し、事項を各段の丁数の後に「※」を付して記した。

一、図版は、可能な範囲で翻刻しつつ、該当箇所の写真も掲載したものと、一切翻刻せず、写真掲載のみしたものがある。これらの写真は、「年中行事」全体の翻刻の後に、該当箇所の写真を【年中写真1】等と付番した上で一括掲載した。但し、写真では文字の読解が困難である場合は、写真の後に文字を翻字して補足した。

一、⑦の写真は、（一）と同様に、石川県立図書館所蔵本を、原本所蔵者の許可を得て掲載した。

一、「年中行事」の図版写真の後に、「羅漢講式」の翻刻を二段組で付した。

一、講式中の声明譜の正確な翻刻は困難であるため、翻刻の後に、該当箇所の写真を【講式写真1】等と付番した上で一括掲載した。

一、翻刻文中には、現在の人権的観点からは不適当と考えられる表現が存在する可能性があるが、あくまで純粋に学術研究を目的とするものであり、決して差別の肯定・再生産を意図するものではないことをお断りしておく。

付記　本研究に際して、所蔵史料の使用をご許可頂きました、大乗寺東隆眞老師、永光寺屋敷智乘老師、禅林寺諏訪大明老師、写真掲載の許可を頂きました、石川県立図書館様、調査にご協力頂きました、大本山總持寺祖院監院鈴木永一老師、桂芳院田島毓堂老師、石川県立美術館村瀬博春様、当センター講師尾崎正善老師、山上家様に誌して感謝申し上げます（所属・肩書は二〇二〇年当時）。

本研究会参加者

講師……佐藤秀孝（駒澤大学教授）
常任研究員……小早川浩大（宗学研究部門主任）、澤城邦生
宗学研究部門研究員……秋津秀彰、新井一光、永井賢隆
教化研修部門研究生……山内弾正、久松彰彦、秦慧洲
専門研究員……角田隆真

※講師・常任研究員の指導の下、翻刻は常任研究員・研究員・研究生・専門研究員が行った。

※「『瑩山清規』の研究（一）」・「同（二）」追記・訂正（傍点がある場合は訂正箇所を示す）

（一）一三〇頁「解題」「五、翻刻底本の書誌情報概説」④永光寺蔵麟広書写本　内容追記
旧蔵者：能州太岳山祥園寺→西明寺（平等心王院、京都府京都市）→（中間未詳）→永光寺
→旧蔵者：能州太岳山祥園寺→西明寺（平等心王院、京都府京都市）→京都古書店→三密堂書店→廣上塔貫
氏→永光寺
※詳細は「解題補遺」（「『瑩山清規』の研究（四）」掲載予定）にて論述を予定。

（一）一三一頁「解題」「五、翻刻底本の書誌情報概説」⑥永光寺蔵光椿書写本　誤字訂正
到宝暦七年→到宝永七年

（一）一四六頁　④永光寺蔵麟広書写本　注記訂正
※能州洞谷山永光寺行事次序…一オ上欄外ニ朱印「（印文不詳）」アリ、「行事次序」ノ下ニ朱印「平等心王院」アリ。
→※能州洞谷山永光寺行事次序…（一オ）上欄外ニ朱印「塔貫」、「行事次序」ノ下ニ朱印「平等心王院」アリ。
当号（「『瑩山清規』の研究（一）」）一三九頁右上掲載写真参照。

（一）一四六頁　①禅林寺本『瑩山清規』・④永光寺蔵麟広書写本・⑥永光寺蔵光椿書写本　誤字訂正
已時→巳時

（一）一四七頁　①禅林寺本『瑩山清規』・④永光寺蔵麟広書写本・⑥永光寺蔵光椿書写本　誤字訂正
已始→巳始

（一）一四七頁　①禅林寺本『瑩山清規』・④永光寺蔵麟広書写本・⑥永光寺蔵光椿書写本　誤字訂正
已、始香欲了時→已始香欲了時

（二）一七一頁　①禅林寺本「【表】『瑩山清規』「回向文」諸本対照表」　誤字訂正
5韋駄、天諷経→5韋陀天諷経

（二）一七一頁　①禅林寺本「【表】『瑩山清規』「回向文」諸本対照表」　注記追加
※「◎達磨忌回向」は、『正法清規』「年中行事」十月五日条にも記されている（『続曹洞宗全書』清規・六九頁）。

（二）一七一頁　⑥永光寺蔵光椿書写本「【表】『瑩山清規』「回向文」諸本対照表」　誤字訂正
19日午、19日中

（二）一八〇頁　⑥永光寺蔵光椿書写本　衍字削除
大衆ノ首尾如レ此版ノ→大衆ノ首尾如レ此ノ

（二）一八九頁　①禅林寺本「（1臨時設斎）」　読点削除
知客無□時、者、維□那、侍者、引之。→知客無□時者、維□那、侍者、引之。

（二）二〇七頁　④永光寺蔵麟広書写本「22挙龕念誦（亡僧）」　傍注追記
攀悼→攀悼（遠カ）

（二）二〇七頁　⑥永光寺蔵光椿書写本「22挙龕念誦（亡僧）」　誤字訂正
茶毘（茶カ）→茶毘（茶カ）

（二）二〇七頁　⑥永光寺蔵光椿書写本「22挙龕念誦（亡僧）」　傍注削除
攀違（幃カ）ヲ一→攀違ヲ一

（二）二〇八頁　①禅林寺本「◎亡僧既出時念誦（亡僧）」　注記追加
※山門仏事時～維那出念誦…この文は、『正法清規』「回向文」の「22挙龕念誦」と「23山頭念誦」の間にも記されている（『続曹洞宗全書』清規・八七頁）。

（二）二一四頁　④永光寺蔵麟広書写本「30尊宿入龕念誦（尊宿遷化）」
※被…「被」ノ誤ト思ワレル。
→※被…「被」ノ誤ト思ワレル。

（二）二一六頁　④永光寺蔵麟広書写本「22挙龕念誦（亡僧）」　傍注追記
攀幃→攀幃（違カ）ヲ一

（二）二一六頁　⑥永光寺蔵光椿書写本「22挙龕念誦（亡僧）」　傍注削除
攀違（※幃カ）ヲ一→攀違ヲ一

（二）二一七頁　④永光寺蔵麟広書写本「33壇上念誦（尊宿遷化）」　句読点訂正・注記追加
用後学悲傷（イウヤウカヒシヨウ）、乃撫於人天（ナイフイシンテン）、→用（※イウヤウカ）後学、悲傷（ヒシヨウナイ）乃撫於人天（フイシンテン）。

※用後学…「用開後学」ノ誤ヵ。

（二）二一七頁　⑥永光寺蔵光椿書写本「33壇上念誦（尊宿遷化）」　句読点訂正
（二）二八三頁　③大乗寺蔵愚休書写本・⑦月舟開版『瑩山清規』　同前
用開後学悲傷、乃撫於人天、→用開後学、悲傷乃撫於人天。

（二）二八三頁　⑨卍山開版『瑩山清規』「33壇上念誦（尊宿遷化）」　句読点訂正
体極先宗（チキセンスンシュンキ）峻機、不容於仏祖（フユウイブソ）。」用開後学悲心（ユウカエウカヒシン）、乃撫於人天（ナイブイシンテン）、
→体極先宗（チキセンスンシュンキ）、峻機不容於仏祖（フユウイブソ）、」用開後学（ユウカエウカ）、悲心乃撫於人天（ヒシンナイブイシンテン）。

（二）二二一頁　⑥永光寺蔵光椿書写本「37羅漢供養時兼日貼照牌」　誤字訂正
（二）二八七頁　③大乗寺蔵愚休書写本・⑦月舟開版『瑩山清規』　同前
無勧請而已、→無勧請而已、

（二）二二五頁　④永光寺蔵麟広書写本「39菩薩戒布薩式」　傍注誤字訂正
今月自（迫ヵ）月十五日→今月自（白ヵ）月十五日

（二）二六九頁　③大乗寺蔵愚休書写本「17大般若経結願疏」　注記誤字訂正
※六…元々ノ字の、→※六…元々ノ字ノ、

（二）二八八頁　⑨卍山開版『瑩山清規』「37羅漢供養時兼日貼照牌」　注記誤字訂正
※「41羅漢供養式」から、「37羅漢供養時兼日貼昭牌」

→※「41羅漢供養式」から、「37羅漢供養時兼日貼照牌」

（二）三一五頁　「40開甘露門」注記　誤字訂正
野口善啓→野口善敬

（二）三二〇頁　⑦月舟開版『瑩山清規』「◎亦涅槃講時兼日貼昭牌」　誤字訂正・傍注追記
◎亦タ涅槃講ノ時キ、兼日貼二昭牌一。→◎亦タ涅槃講ノ時キ、兼日貼二昭（照カ）牌一。

（二）三二〇頁　⑦月舟開版『瑩山清規』「◎亦涅槃講時兼日貼昭牌」　読点位置訂正
維某年号、其年歳、次二（ママ）其支干→維某年号、其年歳次二（ママ）、其支干

（二）三二〇頁　④永光寺蔵麟広書写本「◎亦涅槃講時兼日貼昭牌」　脱字補充
十六羅漢等→十六大阿羅漢等

（二）三二〇頁　④永光寺蔵麟広書写本「◎亦涅槃講時兼日貼昭牌」　衍字削除
一歩々（ホヽ）、」精修ス。→一歩々（ホヽ）、」精修ス。

（二）三二〇頁　④永光寺蔵麟広書写本「◎亦涅槃講時兼日貼昭牌」　訓点衍字削除
皆ナリ住（セル）二極果一ニ聖人（セイシン）ナリ。→皆住（セル）二極果一ニ聖人（セイシン）ナリ。

（二）三二一頁　④永光寺蔵麟広書写本「◎亦涅槃講時兼日貼昭牌」　訓点脱字補充
無シ」レ非ニ（トイフコトヲ）法海（界カ）ノ麟龍一ニ。→無シ」レ非ニ（ストイフコトヲ）法海（界カ）ノ麟龍一ニ。

（二）三二一頁　④永光寺蔵麟広書写本「◎亦涅槃講時兼日貼昭牌」　脱字補充
十六羅漢→十六大羅漢

（二）三二一頁　④永光寺蔵麟広書写本「◎亦涅槃講時兼日貼昭牌」　訓点脱字補充
其レ備ヘテ香華烟」水斎供ヲ一、→其レ備ヘテ香華烟」水斎供ヲ一、

※以上六点の訂正は、本稿に掲載した「羅漢講式」では反映済である。

（二）三二一頁　「◎亦涅槃講時兼日貼昭牌」注記　誤字訂正
※④⑨の「41羅漢供養式」から、「◎亦涅槃講時兼日貼昭牌」の
→※④⑨の「41羅漢供養式」から、「◎亦涅槃講時兼日貼昭牌」の

①禅林寺本『瑩山清規』（永和二年書写）

、州　山　寺行事次序」

洞谷開山　瑩山〔紹瑾記〕」

年中行事」

※正月一日。粥時、必五味粥。歎仏如常。粥次、点茶。侍者所管」也。四所問訊、如常。次首座、往衆寮、与大衆触礼三拝。是」礼始也。次侍者小師礼、次有志学者礼、次室中小師礼、次沙」弥童行礼。次恒例上堂。侍者問訊、在之〈四節三節、／不可忘也〉。上堂罷、階下」横拝席。先与知事人事、両展三拝也。次与頭首大衆人」事、如前。次侍者人事、大展三拝※也。無答拝。次沙弥童行」等、礼三拝。」

次首座、率大衆、庫前与諸知事触礼三拝。　次首座、□□□』立主位。書記以下大衆、礼首座、触礼三拝。首座、引大衆、□□（巡堂）」立定。侍者、加大衆、後門立定。知事一般、作列、入堂焼香、大展三拝。」於首座前、触礼三拝。

②大乗寺蔵永享六年書写本

※能州洞谷山永光禅寺行事次序」

開闢　瑩山　紹瑾　記」

稔中行事」

正月一日。粥ノ時、必ス五味粥ナリ。歎仏如レ常ノ。粥ノ時、点レ茶ヲ。侍」者ノ所管ナリ也。而シテ四所ノ問訊、如シ常ノ。次ニ首座、往テ衆寮ニ、与ト大」衆一触礼三拝。是レ礼ノ始ナリ也。次ニ侍者小師ノ礼、次ニ有志学」者ノ礼、次ニ室中小師ノ礼、次ニ沙弥童行ノ礼。次ニ恒例ノ上堂。侍者問訊、在リ之。　四節三節、不レ可レ忘ル也。」

上堂罷テ、階下ニ横フ拝席ヲ。先ツ与ト二知事一人事、両展三拝ナリ也。」次ニ与ト二頭首大衆一人事、如シ前ノ。次ニ侍者人事、大展三拝ナリ』也。無シ答拝一。次ニ沙弥童行等ノ礼、三拝ナリ也。」

次ニ首座、率テ二大衆一ヲ、庫前ニ与ト二諸ノ知事一触礼三拝。次ニ首座、」在テ堂前ニ立ツ二主位一ニ。書記以下ノ大衆、礼ス二首座一ヲ。

⑥永光寺蔵光椿書写本（文亀三年書写）

本書五十二丁

能州洞谷山永光禅寺行事次序下※主光椿」

開闢　瑩山　紹瑾　記」

年中行事」

正月一日。粥ノ時、必ス五味粥。歎仏如シ常ノ。粥ノ時、点茶。侍」者ノ所管也リ。四所問訊、如レ常ノ。次ニ首座、往テ二衆寮一ニ、与ト大衆」触礼三拝。是レ礼ノ始メ也リ。次ニ侍者小師ノ礼、次ニ有レ志シ学者ノ」礼、次ニ室中ノ小師ノ礼、次ニ沙弥童行ノ礼。次ニ恒例ノ上堂。侍」者ノ問訊、在レ之〈四節三節、不可忘也〉。」

上堂罷テ、階下ニ横フ二拝席一ヲ。先ツ与ト二知事人事、両展三拝也リ。」次ニ与二頭首大衆人事（ママ）、如シ前ノ。次ニ侍者人事、大展三拝』（ママ）也。無二答拝一。次ニ沙弥童行等ノ礼、三拝。」

次ニ首座、率シテ大衆ヲ一、庫前ニ与ト二諸知事一触礼三拝。次ニ首座、」在二テ堂前一ニ立

廻礼也。即巡堂一匝、回礼大衆意也。次主人、」入堂焼香、大展三拝、巡堂一匝、為大衆回礼報降也。侍者、後門」出、而到堂前排立。主人、於椅前、為首座大衆諸知事、触礼三拝。」回礼也。主人出時、首座一人、送主人、出門限問訊惶恐。降下回礼也。」次首座、帰位、与大衆大展三拝。今朝、首座、下衆寮、礼大衆。回礼」也。公界礼数、如此。是礼終也。次各人事。諸寮廊下、随便宜所、法」属法眷、私師匠、乃至郷人有志、随意人事。到諸寮、〻主他行」時者、貼小牓頭帰。牓云、〈某甲〉人事。或云、〈某甲拝勤〉。或〔云、某甲拝上〕。」或云、〈某甲〉拝礼。寮主、見此牓頭、各〻回礼。寮主他〔行、又貼脇邊〕』※牓云、〈某甲〉回礼。或云、〈某甲〉還礼。或云、〈某甲〉拝還。」

（天冊一オ～二オ）

※拝也無答…左、文字ノ抹消（「禅林寺」）ア

**三拝ナリ。首座、」引テ二大衆ヲ一、巡堂立定ス。侍者、加テ二大衆ニ一後門ニ立定ス。知事一」般ニ作シテ列レ入テ堂ニ焼香、大展三拝ス。於テ二首座ノ前ニ一、触礼三拝ス。」廻礼ナリ也。即チ巡堂一匝、廻レ礼スル大衆ニ意ナリ也。次ニ主人、入テ堂ニ一」焼香、大展三拝シテ、巡堂一匝、為ニ大衆ノ一廻礼、報スルナリ降下ヲ一也。」侍者、後門ニ出テ、而到テ二堂前ニ一排立ス。主人、於テ椅前ニ一、為二首座」大衆諸ノ知事ノ一触礼三拝ス。廻礼ナリ也。主人出ル時ニ、首座一」人、送テ二主人ヲ一、出テ二門限ヲ一問訊ス。惶恐スルナリ降下廻礼ヲ一也。次ニ首座、』帰テレ位ニ、与ニ大衆一大展三拝ス。今朝、首座、下テ二衆寮ニ一、礼ス二大衆ヲ一。」廻礼ナリ也。公界ノ礼数ハ如シ此ノ。是レ礼ノ終ナリ也。次ニ各〻人事。諸寮」廊下、随テ便宜ノ処ニ一、法属法眷、私師匠、乃至郷人有志、」随テ意ニ人事ス。到ル二諸寮ニ一。〻主他行スル時ハ者、貼シテ小牓頭ヲ一帰ル。牓ニ」云ヒ二某甲人事ト一、或ハ云ヒ二某甲拝上ト一、或ハ云フ二某甲**

ツ主位ニ一。書記以下ノ大衆、礼首座。三拝。首座、」引テ二大衆ヲ一、巡堂シテ立定ス。侍者、加テ二大衆ニ一、後門ニ立定ス。知事一」般ノ作列（スル）ヌ。入堂シテ焼香、大展三拝。於テ二首座ノ前ニ一、触礼三拝。」廻礼也リ。即チ巡堂一匝ハ、廻礼大衆ノ意也リ。次ニ主人、入堂シテ」焼香、大展三拝シテ、巡堂一匝、為ニ大衆ノ一廻礼、報ニ降下ニ一也。」侍者、後門ヨリ出テ、而到テ二堂前ニ一排立ス。主人、於テ二椅前ニ一、為ニ首座」大衆諸知事ノ一触礼三拝、廻礼也。主人出ル時キ、首座一」人、送テ主人ヲ一、出テ二門限ニ一、問訊シテ惶恐降下ス。廻礼也リ。次ニ首座、』帰テレ位ニ、与ニ大衆一大展三拝。今朝、首座、下テ二衆寮ニ一礼ハ、大衆ノ」廻礼也リ。公界ノ礼数、如レ此ノ。是レ礼ノ終リ也リ。次各人事。諸寮」廊下、随便宜処、法属法眷、私師匠、乃至郷人有ル志、」随意人事。到ス二諸寮ニ一、寮主他行ノ時ハ者、貼ス小二牓頭ヲ一。帰牓ニ」云ク、某甲人事。或ハ云ク、某甲拝上。

①禅林寺本『瑩山清規』

リ。

※正月…（一オ）ノ上欄外、「円通山」（横書、後筆）アリ。

※牓云…（二オ）ノ上欄外、「禅林寺」（横書、後筆）アリ。

次就大殿、祝聖　修正　両牌、左右柱掛在。〔大牓貼在正面〕」荘厳如法。報主人両班、及廊下堂前打鐘三会、大衆集定、」主人、焼香三拝。維那、諷

②大乗寺蔵永享六年書写本

拝ト。寮主、見テ此ノ牓頭ヲ、各〻廻礼ス。寮主他行スレハ、又タ貼テ」牓ヲ還ル。牓ニ云ヒ某甲廻礼ト、或ハ云ヒ某甲還礼ト、或ハ云フ某甲拝」還ト。」

（一オ～二オ）

※（一オ）ノ前、白紙四紙アリ。

※能州～…（一オ）ヨリ（三ウ）マデ、永享六年書写部分ト、徳巌養存（一六三二～一七〇三）ノ補写部分ヲ区別スルタメ、後者ノ補写部分ヲ太字デ表記シタ。マタコノ行ノ前行（欄外）下部ニ朱印「曹洞正宗」アリ。「『瑩山清規』の研究（一）」一三七頁右上掲載写真参照。

次ニ就テ大殿ニ、祝聖修正ノ両牌ヲ左右ノ柱ニ掛在ス。大牓ヲ貼ニ在ス」正面ニ。荘厳如法ナリ。報シテ主人両班及ヒ廊下堂前ニ、打コトレ鐘ヲ三』会スレハ、大衆集定ス。

⑥永光寺蔵光椿書写本

或ハ云ク、」某甲拝礼。寮主、見ニ此ノ牓頭ヲ、各〻各廻礼ス。寮主他行、又」貼レ牓。還牓ニ云ク、某甲廻礼。或ハ云、某甲還礼。或ハ云ク、某甲」拝還。」

（四四オ～四五オ）

※下…別筆ト思ワレル。

※主光椿…文字上ニ朱印「光椿」アリ。【年中写真16】ノモノト同ジ。

次ニ就テ大殿ニ、祝聖修正ノ両牌、左右ノ柱ニ掛ク。在ニ大牓貼一、在ニ」正面一荘厳ス。如レ法ノ報ニ主人ニ、両班及廊下堂前ノ打コトレ鐘ヲ三』会。大衆集定セハ、主

誦　当塗王経。遶行三遍。　牓云、」
三宝印 山門　伏以、　元正啓祚、　歳倍山門
※一 光輝、　二 万物咸新、　三 日賀　三宝 皇」道太平。
江湖　四 合醤、　山林蒔塩。　五 五穀為之豊
熟、　六 味為之調」和。　七 誠哉、　一人有
慶、　兆民有頼。　八 陰徳被于冥顕、　九 南山恵
厚。　陽」報賦于風雨、　十 北嶽覆遠。　一 上自
梵釈四王竜天八部、　二 中日本国」　中大小
三 神祇、　当境諸神、　四 合堂真宰、　三宝 本寺檀
那、　五 諸堂檀越、」　捨田諸檀、　結縁道俗、　六
合山清衆、　本命元辰、　七 当年属星、　下」
八 至堅牢地神、　真観清浄之観、　九 各明正
眼、　十 梵音海潮之音、　同』　震法雷、　一 妙
布当塗（ママ）　二 王経之妙功、　普施普門示現之　※三 三
福聚」矣。　四 請大衆、　雷同諷誦　※三宝五（ママ）　当塗
王経三巻。　六 永年恒規」　七
九 三朝　二日　十 三日　四 右合山照顧
一 三宝印 二（四）　三
五 元亨二年今月日　」
以上三十五行
（天冊二オ～ウ）

※三宝印 山…以下、文字ノ左ニ記サレル数字、及ビ
一 最後ノ「以上三十五行」ハ全テ朱字。

**主人、焼香三拝、維那、諷ニ経ス当途王経ヲ一。」遶行三巻ナリ。　牓ニ云ク、」**
**山門　伏テ以レハ、　元正啓テ祚ヲ、　歳ヽニ倍マス二　山門ノ光輝ヲ一。　万物」咸ク新ニシテ、日ヽニ賀ス二　皇道ノ太平ヲ一。　江湖合セ醤ヲ、山林蒔マク塩ヲ。　五穀」為ニ之カ豊熟シ、　六味為ニ之カ調和ス。　誠ナルカナ哉、　一人有レハ慶ヒ、　兆民」有リ頼。　陰徳被テ二于冥顕ニ一、　南山恵ミ厚シ。　陽報賦シテ二于風雨ヲ一、　北」嶽覆フ遠ヲ。　上ハ自リ二梵釈四王龍天八部一、　中ハ日本国中ノ」　大小ノ神祇、　当境ノ諸神、　合堂ノ真宰、　本寺ノ檀那、　諸堂ノ檀」　越、　捨田ノ諸檀、　結縁ノ道俗、　合山ノ清衆、　本命元辰、　当年」　属星、　下ハ至テ二堅牢地神ニ一、　※上 真観清浄ノ之観、　各ヽ明ニシ二正眼ヲ一、』　梵音海潮ノ之音、　同ク震フ二法雷ヲ一。　妙ニ布キ二当塗王経ノ之妙功ヲ一、」　普ク施ス二普門示現ノ之福聚ヲ一矣。」**
**請フ大衆、　上 雷同諷誦　当塗王経三巻」**
**永年恒規」**
**三朝　二日　三日」**
**右、合山照顧」**

人、焼香三拝、維那、諷誦当途王経。」
遶行三遍。　牓ニ云ク、」
一 ※印 ヘ山門　二 ヘ伏シテ以レバ　元正啓ヘ三祚、
歳シ倍マス二山門ノ光輝ヲ一。　四 ヘ万物咸ク」　新アラタ
ニ、　ヒ 日ニ賀ス二　五 ※印 ヘ皇道ノ太平ヲ一。　江湖ヘ六合
セヒシホ レ醤ヲ、　山林蒔マク塩シホヲ。　七 ヘ五穀コクタメ為ニ」　之
レガ豊熟シ、　八 ヘ六味為メニ之レガ調和ス。　誠
ナルカナ哉、　九 ヘ一人有レバ慶ヨロコビ、　兆民チウミン有リ」　十 ヘ
頼ヨルコト。　陰徳被カフムツテ二于冥顕メウケンニ一、　十一 ヘ南山（レ脱カ）
ノ恵メグミヲ厚アツク、　陽報賦シテ二于ヘ十二風雨ニ一、　北
嶽カク」　覆フツテ遠ク、　上自カミヨリ二ヘ十三梵釈一、　四
王龍天八部ノ　十四 ヘ中チ、　日本国中大」　小ノ
神祇、　十五 ヘ当境ノ諸神、　合堂ノ真宰、　十六
※印 本寺　檀那、　諸堂ノ檀」　越、　十七 ヘ捨田ノ諸
檀、　結縁ノ道俗、　十八 ヘ合山ノ清衆、　本命ノ
元辰、　十九 ヘ当年ノ」　属星、　下モ至テ二堅牢ケンラウ ヘ廿
地神ニ一、　真観清浄之観、　廿一 ヘ各ノ明シテ二正
眼ヲ一、』　梵音海ヘ廿二潮之音、　同ク震フル二法雷
ヲ一、　廿三 ヘ妙ニ布シキ二当塗王経之ヘ廿四妙功ヲ一、」　普
ク施ス二普門示ヘ廿五現之福聚ヲ一矣。」
廿六 ヘ請フ大衆、　廿七 ヘ雷同諷経　廿八 ヘ当塗※印 廿九 ヘ
王経三巻」

①禅林寺本『瑩山清規』

※示現…本来ハ「示現」（五）トナル。

※当塗…本来ハ「当塗」（三宝八）トナル。

②大乘寺蔵永享六年書写本

**元亨四年今月日」**　（二オ～三オ）

※真（上）…以下、文字ノ右上ニ記サレル「上」（四箇所）ハ全テ別筆ノ可能性アリ。

⑥永光寺蔵光椿書写本

〈卅〉永年恒規（コウキ）」

〈卅一〉三朝　〈卅二〉二日　〈卅三〉三日」

〈卅四〉右合山（ギ）ノ照顧」

〈卅五〉元亨（※）（四）二年今月日〈元亨大牓卅五行也〉」　（四五オ～四六オ）

※山門…以下、「元亨大牓卅五行」ノ改行位置ヲ示スト思ワレル数字、庵点（共ニ朱筆）ガ記サレル。「山門」字ノ上、「印」（朱筆）ノ位置ヲ示ス文字囲イ（朱筆）アリ。【年中写真1】参照。

※皇道…文字ノ上、「印」（朱筆）ノ位置ヲ示ス文字囲イ（朱筆）アリ。

※本寺…文字ノ上、「印」（朱筆）ノ位置ヲ示ス文字囲イ（朱筆）アリ。

※当塗…文字ノ上、「印」（朱筆）ノ位置ヲ示ス文字囲イ（朱筆）アリ。

※元亨…文字ノ上、文字囲イ（朱筆）アリ。

※〈元亨大牓卅五行也〉…朱筆。

日〻首尾、焼香三拝。満散日、或有疏。即諷誦了後、主人拝後、」坐具上跪炉。維那、出班、展疏云、」

※南閻浮提大日本国北陸道加賀国丶丶郡一丶丶庄、丶丶山丶丶寺」

開闢、釈迦牟尼仏五十四世伝灯沙門二〈某甲〉等、今遇」

三朝佳節、三恭奉為 祝延聖寿。三ケ四日際、率現前大衆、就五覚」

皇宝殿上、諷誦 ※当塗王経三巻、以六七修正満散者。」

右所集鴻福、祝献 日本開闢 天照大神、※天神七代、〔地神五代、人皇〕」百八一代、今上皇帝、本命元辰、当年属星、余七曜九〔曜二十八宿〕、』※王城鎮守諸大明神、五畿七道大小神祇、仏法大統〔領白山妙〕」理権現、当道前後鎮守両社大菩薩、当郡当保庄諸〔社、当山〕」土地、当山竜王、今年歳分、主執陰陽、権衡造化、善悪聡明、南」方火徳、火部星衆、護伽藍神一十

**日日首尾ニ、焼香三拝ス。満散ノ日、或ハ有リレ疏。即チ諷誦了テ後ニ、」主人拝シテ後ニ、坐具ノ上ニ跪クレ鑪ニ。維那、出班シテ展テレ疏ヲ云ク、」**

**南閻浮提大日本国北陸道能登ノ国賀島ノ郡酒井ノ』保、洞谷山永光禅寺開闢、釈迦牟尼仏五十四」**

**世伝法沙門紹瑾等、」**

**今マ遇テ二」**

**三朝ノ佳節ニ一、恭ク奉ヲン三為タメニ 祝ニ延シ上ン」**

**聖寿ヲ一。三箇日ノ際、率テ二現前ノ大衆ヲ一、就テ二覚皇宝殿上ニ一、」**

**諷ニ誦シテ」**

**当塗王経三巻ヲ一、以テ修正満散スル者ナリ。」**

**右所ノレ集ル鴻福ハ、祝ニ献シ上ル」**

**日本開闢天照太神、天神七代、地神五代、人皇」※九十六代、今上皇帝、本命元辰、当年属星、七曜』九曜、二十八宿、王城鎮守諸大明神、五畿七道」**

日日首尾ノ焼香三拝、満散ノ日、或ハ有レ疏。即チ諷誦了テ後、」主人拝後ニ、坐具上ニ跪テレ鑪ニ、維那、出テレ班ヲ展レ疏ヲ。疏ニ云ク、」

※印南閻浮提大日本国北陸道能登国賀嶋郡酒井』

保洞谷山印永光禅寺開闢、釈迦牟尼仏五十」四世伝法沙門〈紹〈印〉(ママ)瑾〉等、」

今イマ遇テ二」

三印朝ノ佳節ニ一、恭シク奉ウヤ〳〵タテマツレ為テ下 祝中延」

聖印寿ヲ上。三箇日ノ際タ、率シテ二現前ノ大衆ヲ一、就テ二覚皇宝殿最※」勝殿上ニ一、諷ニ誦シテ」

当塗王経三巻ヲ一、以テ修正満散スル者モノナリ。」

右キ所ノレ集アツムル鴻福ハ、祝下献ス」

日本開闢天照太神、天神七代、地神五代、人皇」※九十六代、今上皇帝クワウ、本命元辰、当年ノ属星、七曜』九曜二

①禅林寺本『瑩山清規』

八所、当国一宮〈某神〉部類眷属、」招宝七郎大権修利菩薩、部類眷属、多門天、迦羅天、打給青」面使者、随逐白衣天子、旧鎮守稲荷大明神、新羅擁護八幡大」菩薩。殊勲、回向本寺檀那、諸堂檀越、捨田諸檀、結縁道俗、」合山清衆、本命元辰、当年属星、増加威光、円満佳徳。所冀、」聖寿無疆、椿松秀難老貞、皇徳有普、海嶽被不残恵。普天得」風雨□適、率土全豊饒慶祐。仏日増輝、法輪常転、伽□土」地、護法安人。謹疏。』

陛下容納　　禅林公用」

三宝炳鑑

元亨二二年正月三日　　〈某甲〉等謹白」

恭敬疏上　南閻浮提日本国〈某庄　山　寺〉等謹封」

（天冊二ウ～三ウ）

②大乗寺蔵永享六年書写本

大小神祇、仏法大統領白山妙理権現、当道」前後鎮守両社大菩薩、当郡当保諸社、当山」土地、当山龍王、今年歳分、主執陰陽、権衡造化、」善悪聡明、南方火徳、火部星衆、護伽藍神一」十八所、当国一宮気多大菩薩部類眷属、」招宝七郎大権修利菩薩部類眷属、多門天、迦」羅天、打給青面使者、随逐白衣天子、旧鎮守稲」荷大明神、新羅擁護八幡大菩薩。殊勲、回向上□」本寺檀那、諸堂檀越、捨田諸檀、結縁道俗、合山』清衆、本命元辰、当年属星。増加威光、円満佳徳。所」冀」聖寿無疆、椿松秀難老貞、皇徳有普、海嶽被不残恵。普天得風雨調適、率土全豊饒慶祐。仏日増輝、」法輪常転疏。」

⑥永光寺蔵光椿書写本

十八宿、王城ノ鎮守諸大明神、五畿七道」大小ノ神祇、仏法大統領白山妙理権現、当道」前後ノ鎮守両社大菩薩、当郡当保ノ諸社、当山」土地、当山ノ龍王、今年歳分、主執陰陽、権衡造化、」善悪ノ聡明、南方ノ火徳、〈火〉部星衆、護伽藍神一」十八所、当国一宮気多大菩薩部類眷属、」招宝七郎大権修利菩薩部類眷属、多聞天、迦」羅天、打給青面使者、随逐白衣天子、旧鎮守稲」荷大明神、新羅擁護八幡大菩薩。殊勲ハ、回向ス」本寺檀那、諸堂檀越、捨田ノ諸檀、結縁ノ道俗、合山』清衆、本命元辰、当年属星。増加威光、円満佳徳ヲ。所」冀フ、」聖寿無疆ノ椿松秀難老ノ質ヲ、恵ヲ。普天得風雨ノ調適、率土全豊饒ノ慶祐ヲ。仏日増輝ヲ、」法輪常

※南…以下、文字ノ左ニ記サレル数字ハ全テ朱筆。(一)

※当塗王経三巻…右、「大般若経一部六百」アリ。(七)

※天神…「神七」ノ間ニ「丶」ヲ付シ、右ニ「天神」ト記シテ補ウ。

※王城…（三オ）ノ上欄外、「開山」（横書、後筆）アリ。

※羅…「新擁」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、右ニ「羅」ト記シテ補ウ。

※恭敬～謹封…【年中写真3】参照。

祝聖修正者、天下叢林之一大事也。一

陛下　容納

三宝　炳鑑　謹疏」

元亨二(四)年正月初三日　洞谷　紹瑾等

謹白」

恭敬(※)　疏上

皇天　容納

南閻浮提大日本国能

登酒井保洞谷山永光寺開闢紹瑾等(謹封)』

（三オ～四ウ）

※九…最後ノ補写字。以下、徳巌養存ノ補写ナシ。

※恭敬～等(謹封)…【年中写真4】参照。

祝聖修正ハ者、天下叢林ノ之一大事ナリ

転(セン)。伽藍土地、護(リ)レ法ヲ安(セン)レ人ヲ。

謹テ疏(印)。」

陛下　容納

三宝(印)　炳鑑　謹テ疏(印)」

元亨(印)二(四)年正月初三日　洞谷(印)

紹瑾等謹白」

紙黄

恭敬(※)　疏上

皇天(印)　容納

南閻(印)浮提大日本国能

登州酒井保洞(印)谷山永光寺開闢紹瑾等(印謹封)』

（四六オ～四七ウ）

※南閻(印)…以下、文字ノ右、文字ノ間ノ「印」字ハ全テ朱筆。

※最…左、「於永光寺可書之」注記アリ。

※九十六代…左、「一百余代」注記アリ。

※殊勲…「薩殊」ノ間ニ「〇」（朱筆）ヲ付シ、右ニ「〇所集」（朱筆）アリ。

※恭敬～等(謹封)…【年中写真5】参照。

祝聖修正者、天下叢林之一大事也。一

①禅林寺本『瑩山清規』

衆、必可出仕。若維那、以行者」可催集。仏前可備弁仏供。餅可重積。今年始供五十枚、後年」以多為慇重。仏前茶湯可供。主人、勤之。両班、可問訊。維那、」出班焼香。先倚棹左辺問訊。是問訊主人。〻〻問訊、焼香侍者、」開香合、令焼香後、分香於蓋函置。知事頭首両人、出班焼香。」次〻、皆如此。主人両班問訊毎始、維那問訊。是請意也。請人問」訊了、維那与下頭首、出班問訊也。開啓満散、必可両班□□(焼香)。』※焼香後、主人、展坐具、礼三拝。然後、維那、諷誦。主人、引□(衆)」遶行。侍者行者等、展収拝席。主人大衆、不着頭帽、不袖」叉手、惶恐慇重、是礼也。或点心等、行之。三日、如此。次一日三」下以後、主人大衆、入堂上床。円鏡菓子等、兼堂前安排。」一衆坐定後、上知事、入堂焼香、四所問訊後、円鏡菓子等行」遍後、点

②大乗寺蔵永享六年書写本

也。一衆、必可二出」仕一。若シ如レハ無二カ出仕一、維那、以二行者一ヲ可二催集一ム。仏前可レ備二弁ス」仏供一ヲ。餅ヲ可二重積一。今年始テ供二セハ五十枚一ヲ、後年ハ以テレ多ヲ為二ス慇」重一ト。仏前茶湯ヲ可レ供ス。主人、勤レム之ヲ。両班、可二シ問訊一ス。維那、出テ」レ班ヲ焼レキ香ヲ、先ツ倚二テ卓ツクヘノ左辺一ニ問訊ス。是ハ問二訊ス主人一ヲ。主人モ問訊ス。」焼香侍者、開二テ香合一ヲ令二ム焼香一。後チ分二テ香ヲ於蓋ト函一トニ置ク。知事」頭首両人、出班焼香ス。次次、皆如シレ此ノ。主人両班問訊」毎レ始ル、維那問訊ス。是ハ請スル意ナリ也。諸人問訊シ了レハ、維那与二ト下」頭首一、出班問訊スルナリ也。開啓ト満散トニ、必可二シ両班焼香一ス。焼香ノ」後ニ、主人、展二テ坐具一ヲ礼三拝ス。後ニ維那、諷誦ス。主人、引レテ衆ヲ遶』行ス。侍者行者等、展二収ス拝席一ヲ。主人大衆、不レ著二頭帽一ヲ、不」レ袖二ニセ叉手一ヲ、惶恐慇重、是レ礼ナリ也。

⑥永光寺蔵光椿書写本

衆、必可出」仕。若如無出仕、維那、以行者可催集。仏前可備弁」仏供。餅可重積。今年始供五十枚、後年以多為慇」重、仏前茶湯可供。主人、勤之。両班、可問訊。維那、出」班焼香、先倚卓左辺問訊。是問訊主人。主人問訊、」焼香侍者、開香合令焼香後、分香於蓋函置。知事」頭首両人、出班焼香。次次、皆如此。主人両班問訊」毎始、維那問訊。是請意也。諸人問訊了、維那与下」頭首、出班問訊也。開啓満散、必可両班焼香。焼香」後、主人、展坐具礼三拝後、維那、諷誦。主人、引衆遶』行。侍者行者等、※○展収拝席。主人大衆、不著頭帽、不」袖叉手、惶恐※慇重(朱筆)ナル、是レ(朱筆)礼也。或点心等、行之。三日、如」此。次一※日三下以後、主人大衆、入堂上牀。円鏡菓」子等、兼堂前安排、一衆坐定後、上知事、入堂焼香。」四所問訊後、円鏡菓

心等、若行之。或若此山林、点心者、略無妨。三日」以後、打鈑坐禅、三日念誦、可不(ママ)怠。」（天卌三ウ～四オ）

※焼香…（四オ）ノ上欄外、「普済」（横書、後筆）アリ。

二月十五日。涅槃会也。随力弁供具、兼日、衆中大小、山中」諸人、各出七文銭、供養涅槃仏。机上点之、自庫下勧之、」調供具。是永平旧儀也。供具弁備後、上堂、如例。但拈香□(云)、」南閻浮提日本国北陸道加賀国石河郡若松庄、法薗林』寺開闢、釈迦牟尼仏五

或ハ点心等、行フ之ヲ。三日、如シ」レ此ノ。次一日三下以後、主人大衆、入リ堂ニ上ル牀ニ。円鏡菓」子等、兼テ堂前ニ安排ス。一衆坐定ノ後チ、上知事、入リ堂ニ焼キ香ヲ、」四所問訊ス。後チニ円鏡菓子等、行キ遍フス。後ニ点心等、若ハ行フ之ヲ。」或ハ若シ此ノ山林ナラハ、点心ハ者略スルモ無シ妨ケ。三日以後、打テ鈑ヲ坐禅ス。」三日念誦、不レ可レ怠ル。」（五オ～ウ）

二月十五日ハ涅槃会ナリ也。随テ力ニ弁ス二供具ヲ一。兼日、衆中ノ大」小、山中ノ諸人、各ク出シテ七文銭ヲ一、供二養ス涅槃仏ヲ一。札ノ上ニ点ス」レ之ヲ。自リ二庫下一勧テ之ヲ、調フ二供具ヲ一。是レ永平ノ旧儀ナリ也。供具弁備ノ』後ニ、上堂、如シ例ノ。但拈シテ香ヲ云ク、」

子等、行遍後、点心等、若行之。」或※若此山林、点心者、略無妨。三日以後、打鈑、坐禅、」三日念誦、不可怠。」（四八オ～ウ）

※行者…「〇」ハ全テ朱筆。
※展…「〇」ハ朱筆。
※恐…「凡」部分ノ上ニ「几」（朱筆）アリ。
※一日…右、「ヒトヒ」（朱筆）アリ。
※若…文字上ニ「〇」（朱筆）アリ。
※或若…右、「モシ」（朱筆）アリ。

二月十五日。涅槃会也。随力弁供具。兼日、衆中大」小、山中諸人、各出七文銭、供養涅槃仏。　札上点」之。自庫下勧之、調供具。是永平旧儀也。供具弁備』後、上堂、如例。但拈香云、」南閻浮提大日本国北陸道能登国賀嶋郡酒井」保、洞谷山永光寺開闢、釈迦

①禅林寺本『瑩山清規』

十四世法孫、小新戒比丘〈某甲〉、此□□（一片）」香、熱向炉中、恭為　本師釈迦牟尼如来、以酬法乳之恩□（者）。」或祝聖香、山呼後、□（又）拈香供養仏。雖在両様、天童浄老禅師」以来、只供養仏香而已。」

侍者問訊、在之。説法罷、必言、請大衆、詣仏殿、焼香礼拝。衆集。」主人、焼香。大衆、行列伝供。維那、大悲呪、或鳴法事。上知事、」毎供薫香、捧伝。主人、又薫香令供養。供了、両班、焼香問」訊了、立主人左右、大衆、北面九拝。〻間、打磬。拝前、起時。拝」後、収坐具。主人、不収坐具、長跪把炉、焼香。維那、出班、展疏。」〻曰、浄法界身（※）、本無出没　大悲願力、示現去来（一）〈仰願昭（照カ）臨（二）、／俯請（三）真慈〉」

南閻浮提大日本国北陸道、国、庄、山（四）　寺開闢〈某甲／等〉」』

②大乗寺蔵永享六年書写本

南閻浮提大日本国北陸道能登国賀嶋郡酒井」保、洞谷山永光寺開闢、　釈迦牟尼仏五十四世ノ」法孫、小新戒比丘某甲、此ノ一片ノ香、爇二向シテ鑪中一ニ、恭ク為メニ」二本師釈迦牟尼如来ノ一、以テ酬フ二法乳ノ之恩ヲ一者ナリ。　或ハ祝聖ノ」香、山呼ノ後チ、又タ拈シ（レ）香ヲ供二養スル仏ヲ一。雖レ有（リト）二両様一、天童浄老禅」師以来、只タ供二養スル仏一ノ香ノミ而已。侍者問訊、在（リ）之。説法罷テ、」必言、請フ大衆、詣シテ二仏殿一ニ焼香礼拝ト一。衆集ル。主人、焼香。大」衆、行列伝供ス。維那、大悲呪、或ハ鳴二法事ヲ一。上知事、毎供」薫シテ香ニ、捧ゲ伝フ。主人、又薫シテ香ニ令ム二供養一ニ。供了テ、両班、焼香問』訊了テ、立ツ主人ノ左右。大衆、北面シテ九拝ス。拝ノ間、打ツ磬ヲ。拝前ト」起時トナリ。拝ノ後チ、収ム二坐具ヲ一。主人、不レ収二坐具ヲ一、長跪シテ把リ鑪ヲ、焼レ香ヲ。」維那、出テ班ヲ展テ疏ヲ云ク。」

⑥永光寺蔵光椿書写本

牟尼仏五十四世」法孫、小新戒比丘某甲、此一片香、爇向鑪中、恭為」本師釈迦牟尼如来、以酬法乳之恩者。　或祝聖」香、山呼後、又拈香供養仏。雖有両様、天童浄老禅」師以来、只供養仏香而已。侍者問訊、在之。説法罷、」必言、請大衆、詣仏殿、焼香礼拝。衆集、主人、焼香。大」衆、行列伝供。維那、大悲呪、或鳴法（※）事。上知事、毎供」薫香、捧伝。主人、又薫香令供養。供了、両班、焼香問』訊了、立主人左右。大衆、北面九拝。拝（※）間、打磬。拝前拝（※）」起時。拝後、収（※）二坐具一。主人ハ不レ収二坐具一、長跪把鑪、焼香。」維那、出班展疏。疏云、」浄法界身　本無出没　大悲願力　示現去来」　仰（キヨ）願（アヲ）ハ照臨　俯（コ）請（フシテ）フ真慈」

南閻浮提大日本国北陸道能登国酒井保、洞谷山永光寺開闢某甲（※印）等、」

今※月十五日、恭遇　本師釈迦如来大和尚、入般涅槃辰、謹六弁備」香華灯明之微供、以伸最後慇懃供養。恭集現前一衆、諷」誦秘蜜神呪、所集殊勲、上酬慈蔭者。」

右伏以、常在霊山微月、幽光遠輝、泥洹双樹残花、余薫尚郁。」

涅槃常楽之接化、迄于今時、無為実相之徳用、被于来際。」是以、上乗一心之法供養、面〻捧五十二七類之供具、万行首楞之」秘蜜呪、各〻作異口同音之仏事。伏願、法界徧驚無量声光」之告、群類悉預如来常住之化〈矣〉。

謹疏。」

※本尊哀慈
三宝印八
賢聖悉知　謹疏」

元亨四年二月十五日、五十四世九法孫嗣祖比丘某甲等〈謹／疏〉。」

宣疏罷、啓唱諷経、如常。主人、収坐具、起立行道。又諷経了時、焼』香礼三拝。維那、回向云、上来、諷誦浄法界ノ身　本ト無二出一没

大悲願力　示二現ス去来ヲ一」

仰願ハ照臨　俯シテ請フ真慈」

南閻浮提大日本国北陸道能登国酒井保、洞谷山永光寺開闢某甲等、」

今月十五日、恭※ク遇テ二　本師釈迦如来大和尚、入」般涅槃辰ニ、謹テ弁二備シテ香華灯明之微供ヲ、以テ伸テ二最後」慇懃ノ供養ヲ、恭ク集テ二現前一衆ヲ、諷二誦ス秘密神呪ヲ一。所」集殊勲、上酬ン二慈蔭ニ一者。』

右伏以ハ、常在霊山ノ微月、幽光遠ク輝キ、泥洹双樹残花、」余薫尚ヲ郁カウハシ。涅槃常楽之接化、迄ヲヨテ二于今時ニ一、無為実相」之徳用、被ラン二于来際ニ一。是ヲ以テ、上乗一心之法供養、面面ニ」捧ケ二五十二類之供具ヲ一、万行首楞之秘密呪、各ヲノ〈各作ス二」異口同音之仏事ヲ一。伏願ク、法界徧アマネク驚テ二無量声光之」告ニ一、群類悉ク預ラン二如来常住之化ニ一。

謹疏。」

※本尊哀慈
賢聖悉知〉謹疏」

今月十五日、恭ク遇テ二　本師釈迦如来大和尚、入」般涅槃ノ辰※ニ一・謹テ弁二備シテ香華灯明之微供ヲ一・以テ伸フ二最後」慇懃ノ供養ヲ一。恭ク集テ二現前一衆ヲ一・諷二誦ス秘蜜神呪ヲ一・所ノ」レ集ムル殊勲ハ、上酬カミムクフル二慈蔭ニ一者モノナリ。』

右キ伏シテ以レハ・常在霊山ノ微※ヒ月、幽光遠ク輝キ・泥洹ナイヲン双樹ノ残花、」余薫尚ナヲ郁シ・涅槃常楽之接化、迄ヲヨホサン二于今時ニ一・無為実相」之徳用、被ラン二于来際ニ一・是ヲ以テ、上乗カミ※シテ二一心（朱筆）ノ之法供養※ニ一・面面」捧テ二五十二類之供具ヲ一・万行首楞之秘密呪・各各作ナス二」異口同音之仏事ヲ一・伏シテ願ク、法界徧ク驚キ二無量声光之」告ツケニ一、群類悉ク預ラン二如来常住之化ケニ。

謹テ疏印。」

※本尊哀慈
賢聖悉知印　謹テ疏印」

元亨印二年※(四)二月十五日、五十四世法孫嗣祖比丘某甲印等謹疏。』

恭※敬　疏上
涅槃黒紙印　如来

南閻浮印提大日本国能州

①禅林寺本『瑩山清規』

楞厳秘蜜神呪功徳、供養」今日入般涅槃、本師釈迦牟尼如来大和尚、以酬法乳之恩者。」（天冊四オ～五ウ）

※浄…以下、文字ノ左ニ記サレル数字ハ全テ朱筆。

※今月…（五オ）ノ上欄外、「和尚」（横書、後筆）アリ。

※本尊哀慈～〈謹／疏〉…【年中写真8】参照。

②大乗寺蔵永享六年書写本

元亨四年二月十五日、五十四世法孫嗣祖比丘某甲等、謹疏。」宣ヘレ疏ヲ罷テ、啓唱諷経、如シ常レノ。主人、収メ坐具ヲ一、起立行道。又タ』諷経了ル時キ、焼香礼三拝。維那、回向云ク、」上来、諷誦楞厳秘密神呪功徳、供養今日入般」涅槃、本師釈迦牟尼如来大和尚、以酬法乳之恩」者。十方三世一切諸仏、云云。」（五ウ～七ウ）

※恭遇～謹疏…コノ間ノ訓点・線ハ後筆ノ可能性アリ。

※本尊哀慈～謹疏…【年中写真9】参照。

⑥永光寺蔵光椿書写本

洞谷山永光寺開闢〈某甲印〉等謹封」宣疏罷、啓唱諷経、如常。主人、収坐具、起立行道。又」諷経了時、焼香礼三拝。維那、回向云、」上来、諷誦楞厳秘密神呪功徳、供養今日入般」涅槃、本師釈迦牟尼如来大和尚、以酬法乳之恩※」者。十方三世一切諸・仏〈云云〉〈三節同之〉」（四八ウ～五〇ウ）

※法事…「法事」ノ間ニ「〇」（朱筆）、「事」字ノ上ニ「〇」（朱筆）ヲ付シ、「事」ノ右、「鼓」（朱筆）アリ。

※拝間…二字ノ間ニ「〇」アリ。

※前拝起時拝後…各々ノ字ノ上ニ「丶」ヲ付シ、「前拝」ノ右、「了以坐具」（朱筆）アリ。

※収坐具主人不収坐具…コノ文ニ付サレル訓点ハ全テ朱筆。

三月一日。称閉炉節。僧堂及諸寮、閉炉。大衆、出仕脱頭帽、露」叉手。〈朱筆〉二月末、若三月初、入三月節日、是日清明。皆書　鎮防」〈火〉燭札、行三宝印。日中諷経次、誦消災呪一

三月一日ハ称ス二閉炉ノ節一ト。僧堂及諸寮、閉ツレ炉ヲ。大衆、出仕ニ」脱シ二頭帽一ヲ、露ス二叉手一ヲ。二月ノ末、若ハ三月ノ初、入ルニ二三月ノ節一ニ日ヒ、是ノ」日清明。皆ナ書シ二鎮防火燭ノ札一ヲ、行ヒ二三宝印一ヲ、日中諷

※印…以下、文字ノ右ノ「印」字ハ全テ朱筆。
※辰ニ…以下、「・」ガ底本ニ付サレテイル場合ハ、句読点ニ代エテコレヲ付ス。「・」ハ全テ朱筆。
※微ビ…底本ママ。「ビ」ノ意ト思ワレル。
※乗シテ…訓点「シテ」ノ各々ノ字ノ上、「〇」（朱筆）アリ。
※養ニ…訓点「ニ」ノ各々ノ字ノ上、「〇」（朱筆）アリ。
※本尊哀慈～謹疏…【年中写真10】参照。
※二年～五十四世…左、「涅槃会疏可漏押印者未定」（朱筆）注記アリ。
※恭敬～〈某甲〉等…謹封【年中写真11】参照。
※〈三節同之〉…後筆ノ可能性アリ。

三月一日。称閉炉節。僧堂及諸寮、閉炉。大衆、出仕」脱頭帽、露叉手。二月末、若三月初、入三月節日。是」日清明。皆書鎮防火燭札、行三宝印。日中諷経次、』誦消〈災〉呪一遍、押貼

①禅林寺本『瑩山清規』

遍、押貼諸堂諸寮」柱。或賦大檀越并諸庵及諸檀越舎。此日、大国換火。若鑽換」火者、可用楡柳。楡為錐、柳為台。或柳為錐、楡為台。火若」如換者、諸堂及山中諸庵、諸小屋火、皆可換之。〈三月中、免」掛搭僧数、及両三輩、揀礼儀熟練人、為参頭、先擬祠部新」到書状、若又帯土縁六念及戒牒、具書副之。知客、上方丈、得免」掛搭札子。札云、山門、免掛搭新到什員、某甲上座』何国人事　某甲西堂　何寺先住　某甲首座」何寺前資　某甲都寺　何寺勤旧　某甲侍者」什和尚小師　右新到什員、報維那、可令掛搭。」

今月　日　侍者　某甲〈請客名字〉承順拝白」

〈知客、得此札子、調土縁等具書、引新」到維那寮、尋堂司供司、相看維那。〉〉〉、照管、

②大乗寺蔵永享六年書写本

経ノ次、」誦シ消災呪一遍ヲ、押貼諸堂諸寮ノ柱ニ。或ハ賦ル大檀越并ニ」諸庵及諸檀越ノ舎ニ。此ノ日、大国ニハ換フレ火ヲ。若シ鑽リ換ルニハ火ヲ者、可シ」レ用ユ楡柳ヲ。楡ヲ為レ錐ト、柳ヲ為レ台ト。或ハ柳ヲ為レ錐ト、楡ヲ為レ台ト。火若シ如ハ』レ換ヵ者、諸堂及山中ノ諸庵、諸ノ小屋ノ火モ皆可レ換シ」之ヲ。」

三月中、免ス掛搭ヲ僧数、及両三輩、揀ヒ礼儀就ヲ、揀レ人ヲ為」ニ参頭ト、先ツ擬祠部新到ノ書状、若ハ又タ帯セハ土縁六念及戒」牒ヲ、具ニ書ニ副フ之ヲ。知客、上ニテ方丈ニ、得下免スノ掛搭ヲ札子ヲ。札ニ云ク、」

山門、免ス掛搭ヲ新到什員、」

某甲上座　何国人事」

某甲西堂　何寺先住」

某甲首座　何寺前資」

某甲都寺　何寺勤旧」

某甲侍者　什和尚小師』

⑥永光寺蔵光椿書写本

諸堂諸寮柱。或賦大檀越〈并〉」諸庵及諸檀越舎。此日、大国換〈火〉。若鑽換〈火〉者、可」用楡柳。楡為錐、柳為台。或柳為錐、楡為台。〈火〉若如」換者、諸堂及山中諸庵、諸小屋〈火〉、皆可換之。」

三月中、免掛搭僧数、及両三輩、揀礼儀就、揀人為」参頭、先擬祠部新到書状、若又帯土縁六念及戒」牒、具書副之。知客、上方丈、得免掛搭札子。札云、」

山門、免掛搭新到什員」

某甲上座　何国人事」

某甲西堂　何寺先住』

某甲首座　何寺前資」

某甲都寺　何寺勤旧」

某甲侍者　什和尚小師」

右新到什員、報維那、可令掛搭。」

今月　日　侍者某甲、承順拝白

〈請客名字〉」

令掛搭帰堂、」送寮舎等。縦雖不長老前資勤旧等、宿老ㇾ僧宿徳」者、随人可送寮舎。可随時供給。是住持、知事、維那用心也。」限四月一日以前、是清規礼法也。（天冊五ウ～六オ）

※山…以下、文字ノ左ニ記サレル数字ハ全テ朱筆。

※何国人事…（六オ）ノ上欄外、「大禅師」（横書、後筆）アリ。

四月一日。閉旦過、不接客僧。」然而近来儀、仏生会以前、随人免之。略掛

右新到什員、報ス維那ニ一。可シ令ニ掛搭一。」

今月　日　侍者某甲、承順拝白〈請客名字〉」

知客悉知」

知客、得ニ此ノ札子ヲ一、調ヘ士縁等具書ヲマヽ、引テ新到ヲ一到ル維那寮ニ一。」尋テ堂司供司ヲ一、相ニ看ス維那ニ一。維那、照管シテ、令ニ掛搭帰堂一、送ル」ニ寮舎等ニ一。縦イ雖トモ不レ長老、前資勤旧等ノ宿老一、老僧宿徳ハ」者、随テ人ニ可レ送ル寮舎ニ一。可シ随テ時ニ供給ス一。是レ住持、知事、維那ノ」用心ナリ也。限ル四月一日以前ニ一、是レ清規ノ礼法ナリ也。」（七ウ～八ウ）

四月一日。閉テ旦過ヲ一、不レ接ニ客僧ヲ一。然トモ而近来ノ儀ハ、仏生会」以前ハ、随

知客悉知」

知客、得此札子、調士（工カ）縁等具書、引新到、到維那寮、」尋堂司供司、相看維那。維※那、照管、令掛搭帰堂、送」寮舎等。縦雖不長老前資勤旧等、宿老老僧宿徳」者※、随人可送寮舎。可随時供給。是住持、知事、維那』用心也。限四月一日以前、是清規礼法也。」（五〇ウ～五二オ）

※某…上、「某」字ヲ誤記シ抹消ス。

※維那…同行末ノ「送」ノ次ニ「維那」（上上）トアリ、「那照」ノ間ニ「〇〇」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

※者…上、「へ」（朱筆、ペンカ）アリ。「回向文」ノ「39菩薩戒布薩式」（『瑩山清規』の研究〈二〉二三〇頁）ニ付サレテイルモノト同筆。

四月一日。閉旦過、不接客僧。然而近来儀、仏生会」以前、随人免之。略掛

①禅林寺本『瑩山清規』

搭也。略掛搭儀」者、維那、知客、内稟方丈、与主人焼香礼拝。而維那、引而令掛』搭。僧堂、唯聖僧前焼香礼拝、巡堂而維那被位所、而触礼」三拝而已。擬祠部状云、※新到〈某甲〉国人事　右〈某甲〉、」〈某甲〉国某院住侶。〈某甲〉年登山、〈某甲〉山〈某甲〉阿闍梨房」剃髪。〈某甲〉年登叡山、或南都東大寺戒壇受戒。〻牒具」之。又投〈某甲〉国〈某甲〉寺〈某甲〉会、受具作僧、或換衣改宗。今」為生死事大、特来依棲左右。且望、慈悲　堂司禅師、容」納。　某甲年月　日　新到〈某甲〉状」（天冊六オ～ウ）

※新…以下、文字ノ左ニ記サレル数字ハ全テ朱筆。

②大乗寺蔵永享六年書写本

人ニ免スヲ之。略掛搭ナリ也。略掛搭ノ儀者ハ、維那、知客、』内ニ稟シ方丈ニ、与ニ主人ニ焼香礼拝ス。而シテ維那、引テ而令ムニ掛搭一。」僧堂ニハ、唯タ聖僧ノ前ニシテ焼香礼拝ス。巡堂シテ而維那被位ノ所ニシテ、而」触礼三拝スル而已。擬祠部ノ状ニ云ク、」

新到某甲　某国ノ人ノ事」

右某甲、某国某院ノ住侶。某ノ年シ登ニ山シ某ノ山ニ、某甲阿」闍梨房ニシテ剃髪ス。某ノ年登シテ叡山或ハ南都東大寺ノ戒壇ニ受」戒ス。戒牒具スレ之ヲ。又投シテ某ノ寺某甲ノ会ニ、受具シテ作ルレ僧ト。或ハ換レ衣ヲ」改ムル宗ヲ。今為メニ生死事大ニ、特ニ来テ依ニ棲スル左右ニ。且望ム、慈悲」

堂司禅師、容納。」

某年月　日　新到　某甲状』

（八ウ～九オ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

搭也。略掛搭儀者、維那、知客、」内稟方丈、与主人焼香礼拝。而維那、引而令掛搭。」僧堂、唯聖僧前焼香礼拝、巡堂而維那被位所、而」触礼三拝而已。擬祠部状云、」

新到某甲　某国人事」

右某甲　某国某院住侶。某年登山某山、某甲阿」闍梨房剃髪。某年登叡山、或南都東大寺戒壇受」戒。戒牒具之。又投某寺某甲会、受具作僧、或換衣』改宗。今為生死事大、特来依棲左右。且望、慈悲」

堂司禅師、容納。」

某年月　日　新到　某甲壮（状カ）」

（五二オ～ウ）

維那、収状訖、次第安箱内、触礼一拝〈辞略之〉。」

堂司云、請上座、帰堂。掛搭新到、於僧堂前門南頬、而入聖」僧前〈参頭在／北、為上〉、立定三拝。収坐具、従首座位巡堂一匝。却到」聖僧前、問訊畢、於前門南頬板頭第三位、次第而坐。』維那、以掛搭状、依戒蝋上床暦訖、令行者箱内托、相随入堂。」維那、聖僧前焼香問□、新到起身、床前立、与維那問訊訖。」維那、次第過掛搭状訖、触礼一拝、次第令掛搭。南北東西」床、皆維那占上手。聖僧近、為止。掛搭訖、維那、引新到上方」丈、令礼賀。侍者、委悉問曰、若干人新到、若干人入室弟子、」若干人剃頭小師、若干人法属法眷、各随人、礼数可別。」新到、只大展三拝。若法属如重者、両展三礼。還主人公界」礼也。如上法眷、主人、不可受礼。如下法眷、両三拝、或触礼三拝。」如至親法眷、不論尊卑、知事、頭首、小師、侍者、

維那、収レ状訖テ、次第ニ安二箱ノ内一ニ。触礼一拝〈辞略ス之ヲ〉。堂司」云ク、請上座、帰堂掛搭ト。新到、於二僧堂ノ前門ノ南頬一ニ、而入テ」聖僧ノ前ニ〈参頭在／レ北ニ、為レ上ト〉、立定三拝ス。収テ坐具ヲ一、従リ二首座ノ位一巡堂」一匝ス。却テ到テ二聖僧ノ前一ニ、問訊シ畢ル。於テ二前門ノ南頬ノ板頭ノ第三」位一ニ、次第ニシテ而坐ス。維那、以二掛搭ノ状一、依二戒臘一ニ上ニ牀暦一ニ訖、令」二行者ヲシテ箱ノ内ニ托一、相随テ入レ堂ニ。維那、聖僧ノ前ニシテ焼香問訊ス。新」到、起テ、身ヲ牀ノ前ニ立ツ。与二維那一問訊訖ル。維那、次第ニ過シ二掛搭ノ一」状ヲ訖ル。触礼一拝、次第ニ令二掛搭一。南北東西ノ牀、皆ナ維那」占二上手ヲ一。聖僧ノ近キヲ為レ上ト。掛搭訖ル。維那、引テ二新到ヲ一上二方丈ニ一、」令ム二礼賀一。侍者、委悉ニ問テ云ク、若干人ハ新到、若干人ハ入室ノ』弟子。若干人ハ剃頭ノ小師、若干人ハ法属法眷ト。各ク随レ人、」礼数可シ別ク。新到、只大展三拝ス。若クハ法属如キハ二重キ者ノ一、

維那、収状訖、次第安箱内、触礼一拝〈辞略之〉。堂司」云、請上座、帰堂。掛搭新到、於僧堂前門南頬、而入」聖僧前〈参頭在／北、為上〉、立定三拝。収坐具、従首座位巡堂」一匝。却到聖僧前、問訊畢。於前門南頬板頭第三」位、次第而坐。維那、以掛搭状、依戒臘上牀暦訖、令」行者箱内托、相随入堂。維那、聖僧前焼香問訊、新」到起身、状前立、与維那問訊訖。維那、次第過掛搭』状訖、触礼一拝、次第令掛搭。南北東西牀、皆維那」古上手。聖僧近、為上。掛搭訖、維那、引新到上方丈、」令礼賀。侍者、委悉問云、若干人新到、若干人入室」弟子、若干人剃頭小師、若干人法嘱法眷、各随人、」礼数可別。新到、只大展三拝。若法属如重者、両展」三拝。還主人公界礼也。如上法眷、主人、不可受礼」。如下法眷、両展三拝、或触礼三拝。如至親法眷、不」論尊卑、知事、頭首、小師、侍者、行者、並合人事。如上」法

①禅林寺本『瑩山清規』

行者、並合」人事。如上法眷、主人、下安下所、可回礼。須択近上寮、令安下。」如平交客僧、皆帰寮掛搭、先尋寮主、首座相看。新到、』於聖像前、次第立定、問訊訖、巡寮罷、各就看読床。触」礼一□(拝)訖、取行李安排。次維那、令行者首座知事等諸寮」報知。或触礼、或問訊。随人如掛搭可有者、維那、侍者寮及」諸寮、以行者令報也。次郷人、法属僧及旧住、次第相看、問訊」礼拝。掛搭後三日内、常在寮中僧堂内、守待請喚茶湯。不」得閑游。免令尋覔。掛搭後、首座、監寺、請新掛搭、或照堂、」或庫下、或本寮、就便宜所、請新到喫茶、諸寮主行礼。請」状小牓云、※新帰堂〈某甲〉西堂〈題両字曰、拝命、或——拝貴命等也〉」

某甲首座　某甲上座　右就本寮、喫茶〈或照堂、或庫下、／或後門亭〉」

今月日　首座比丘某甲拝請」

②大乗寺蔵永享六年書写本

両展」三拝。還主人公界礼也。如上法眷ノ、主人、不レ可レ受レ礼ヲ。」如下法眷ノ、両展三拝、或ハ触礼三拝。如シ至テハ新法眷ニ、不」レ論ニ尊卑ヲ、知事、頭首、小師、侍者、行者、並ニ合シ人事ス。如キハ上」法眷ノ、主人、下ス安下ノ所ヲ。可回礼。須下択テ近レ上ニ寮ヲ令中安下上。」如キハ平交ノ客僧、皆帰寮掛搭シム。先尋寮主、寮首座、相看」新到、於テ聖像ノ前ニ、次第ニ立定、問訊シ訖ル。巡寮罷テ、各就ク看」読ノ牀ニ。触礼一拝シ訖ル。取テ行李ヲ安排スル。次テ維那、令ム行者ヲシテ首」座知事等ノ諸寮ニ報シ知ラ。或ハ触礼、或ハ問訊、随フレ人ニ。如キハ掛搭』可レキカ有者、維那、侍者ノ寮及ヒ諸ノ寮ニ、以テ行者ヲ令レム報也。次ニ郷(ケウ)」人(ヒト)、法属及旧住、次第ニ相看、問訊礼拝ス。掛搭ノ後チ、三日ノ」内、常ニ在テ寮ノ中チ僧堂ノ内ニ、守リ待ツ請シ喚コトヲ茶湯ニ。不レ得ニ

⑥永光寺蔵光椿書写本

眷、主人下安下所、可回礼。須択近上寮、令安下。」如平交客僧、皆帰寮掛搭、先尋寮主、寮首座相看。』新到、於聖像前、次第立定、問訊訖、巡寮罷、各就看」読牀。触礼一拝訖、取行李安排。次維那、令行者首」座知事等諸寮報知。或触礼、或問訊、随人。如掛搭」可有者、維那、侍者寮及諸寮、以行者令報也。次郷」人、法属及旧住、次第相看、問訊礼拝。掛搭後、三日」内、常在寮中僧堂内、守待請喚茶湯。不得閑游。免」令尋不見(覓カ)。掛搭後、首座、監寺等、請新掛搭、或照堂、」或庫下、或本寮、就便宜処、請新到喫茶。諸寮主、行」礼。請状小牓云、」

新帰堂』

某甲西堂　〈題両字曰、拝命、或曰、拝貴命等也〉」

某甲首座」

（天冊六ウ～七ウ）

※維那…（七オ）ノ上欄外、「之御筆」（横書、後筆）アリ。

※新…以下、文字ノ左ニ記サレル数字ハ全テ朱筆。

主人、或四月十日、十一日、就照堂、若寝堂、行謝掛搭。寝堂照堂、』随人※閑游ヲ一。免」レ令コトヲ二尋不見※○○一。掛搭ノ後チ、首座、監寺等、請ス二新掛搭ヲ一。或ハ照堂、」或ハ庫下、或ハ本寮、就テ二便宜ノ処ニ一、請シテ二新到ヲ一喫ム レ茶ヲ。諸ノ寮主、行フ」レ礼ヲ。請状小牓ニ云ク、」

新帰堂」

某甲西堂〈題両字曰、拝命、或曰、拝貴命等也〉」

某甲首座」

某甲上座』

或ハ就テ二本寮、或ハ照堂、或ハ庫下、或ハ後門亭ニ一、喫茶。」

今月　日　首座比丘某甲拝請」

（九ウ～一一オ）

※不見○○…上欄外ニ「不見当作覔」（「不見」は当に「覔」に作るべし）注記アリ。コノ注記ハ後筆ノ可能性アリ。

主人、或ハ四月十日、十一日、就テ二照堂若ハ寝堂ニ一、行フ二謝掛」搭ヲ一。寝堂照

某甲上座」

或就本寮、或照堂、或庫下、或後門亭、喫茶。」

今月　日　首座比丘某甲拝請」

（五二ウ～五四オ）

※位…「僧」ノ右ニ「ヒ（抹消符）」ヲ付シ、上欄外ニ「位」ト記シテ訂正ス。

※行…「待」ノ右ニ「ヒ（抹消符）」ヲ付シ、上欄外ニ「行」ト記シテ訂正ス。

主人、或四月十日、十一日、就照堂若寝堂、行謝掛」搽（塔カ）。寝堂照堂、随人数

①禅林寺本『瑩山清規』

数人種※、四出頭、六出頭、八出頭、委曲安排、勿令錯乱〈先出牓／頭、請之〉。」

新到〈冬至以後、仏生以前〉」

某甲西堂　某甲首座　某甲上座」

某甲侍者　某甲上座　某甲上座」

堂頭和尚、今晨、斉退就　寝堂、　特為点茶。」

伏乞雲衆　今月日、侍司　某甲、拝請〈請客題名字〉」

自去年冬至以後、新帰堂、一列請之。随人、四出頭、六出頭、設座。」相伴、当首座及大勤旧、随時請之。侍者一人、若両人、行礼。如四」出頭以上、必両人行礼。両人相並、当面問訊、却到当面、相並問」訊。如管待等礼。自夏了到冬至掛搭僧、冬節近日、三五日」間、又一列行謝掛搭。　四月一日、上堂罷、巡堂次、主人、与首座』大衆触礼三拝。季初皆同。

②大乗寺蔵永享六年書写本

堂、随テ二人数人種ニ一、四出頭、六出頭、八出頭、」委曲ニ安排シテ、勿レ令ルコト二錯乱一。　先出二牓頭ヲ一、請スレ之ヲ。」

新到〈冬至以後、仏生会以前〉」

某甲西堂　某甲首座　某甲上座」

某甲侍者　某甲上座　某甲上座」

堂頭和尚、今晨、斎ヨリ退テ就二寝堂ニ一、特為点茶。』

伏シテ乞フ」

雲衆」

今月　日、侍司某甲、拝請※」

自リ二去年冬至一以後ノ新帰堂、一列ニ請スレ之ヲ。随テレ人ニ四出頭、」六出頭、設ケレ座ヲ。相伴ハ、当首座及大勤旧、随テレ時ニ請スレ之ヲ。侍」者一人、若クハ両人、行フレ礼ヲ。両人相並テ、当面ニ問訊シテ、左右ニ相イ」分離ス。毎トニ二座頭一問訊ス。却テ到二当面一ニ、相並テ問訊ス。如シ二管待等一ノ」礼ノ。自リ二夏了一到ルマテノ二冬至一ニ掛搭ノ僧ハ、冬節ノ近日、三五日ノ間、又」一

⑥永光寺蔵光椿書写本

人種、四出頭、六出頭、八出頭、」委曲安排、勿令錯乱。　先出牓頭、請之。」

新到〈冬至以後、仏生会以前〉」

某甲西堂　某甲首座　某甲上座』

某甲侍者　某甲上座　某甲上座」

堂頭和尚、今晨、斎退就」

寝堂、　特為点茶。」

伏乞」

雲衆」

今月　日、侍司某甲、拝請〈題請客名字〉」

自去年冬至以後、新帰堂、一列請之。随人四出頭、」六出頭、設座。相伴、当首座及大勤旧、随時請之。侍」者一人、若両人、行礼。両人相並、当面問訊、左右相」分離。毎座頭、問訊。却到当面、相並問訊。如管待等』礼。自夏了到冬至掛搭僧、冬節近日、三五日間、又」一列行謝掛搭。」

（天冊七ウ～八ウ）

※随人数…（八オ）ノ上欄外、「禅林」（横書、後筆）アリ。

※人種…ここでは「ひとだね」と読み、「現在その場にいる人の数。また、役に立てられる人の数。人材」（『日本国語大辞典』）の意。従って、「人数」と同義。

四月三日。必出夏衆戒蝎(蠟カ)牌草。」名称草単。尚為戒蝎(蠟カ)次第正也。式云、」
日本国加州　山　寺海衆戒蝎(蠟カ)、如後」
陳如尊者」
堂頭和尚」
正元ゝ戒
某甲上座　禅林公用」
正応元戒」
某甲上座」
右謹具呈。若有誤錯、各請指揮。
謹状」
元亨四年四月三日　堂司比丘

列二行一レ二謝掛搭一ヲ。」
四月一日。上堂罷テ、巡堂ノ次テ、主人、与二首座大衆一触礼』三拝。季初皆ナ同シ。」
（一一オ～一二オ）

※請…下、一文字分開キノ後、文字ノ抹消（「〈題請客名字〉」カ）アリ。

四月三日。※必ス出ス二夏衆※ノ戒臘牌ノ草、※名称ノ草ノ単※ヲ一。尚ヲ為ナリ二タメ一戒」臘ノ次第ノ正シカラン一タヽ也。式ニ云ク、」
日本国能州洞谷山永光禅寺海衆戒臘
〈如レシ後ノ〉」
陳如尊者」
堂頭和尚」
正元元戒」
某甲上座」
正応元戒」
某甲上座』
右謹テ具呈ス。若シ有ラハ二誤錯一、各ヽ請フ

四月一日、上堂罷、巡堂次、主人与首座大衆、触礼」三拝。季初皆同。」
（五四オ～五五オ）

四月三日。必出夏衆戒臘牌草。名称草単。尚為戒」臘次第正也。　式云、」
日本国能州洞谷山永光禅寺海衆戒臘
〈如後〉」
陳如尊者」
堂頭和尚」
正元元戒』
某甲上座」
正応元戒」
某甲上座」
右謹具呈。若有誤錯、各請指揮。謹状」

①禅林寺本『瑩山清規』

〈某甲〉拝状』
自三日※粥罷出、放参了収之。如此三日間出入、後収置也。若有」衆指揮、随其載定牌上。（天冊八ウ～九オ）

※本段以下の結夏の儀礼については、道元禅師（一二〇〇～一二五三）『正法眼蔵』「安居」巻も参照。
※自三日…（九オ）ノ上欄外、「公用也」（横書、後筆）アリ。

（朱筆）
へ四月七日。粥時、遍槌後、又打槌一」下云、白大衆、粥罷、普請、採花、荘厳仏龕。諸寮頭首、斉」起、聞鐘鼓声集。謹白。又打槌一下、巡堂一匝、堂外同巡堂、当」面問訊、帰位。粥罷、打庫前魚鼓三会、堂前鐘子并諸

②大乗寺蔵永享六年書写本

指揮。謹状」
元亨四年四月三日　堂司比丘〈某甲〉拝状」
自リ二三日粥罷テ一出シテ、放参了テ収レム之ヲ。如ク此ノ三日ノ間出入シ、後ニ」収メ置クナリ也。若シ有レハ二衆指揮一、随テ其レ載二定ス牌上一ニ。」（一二オ～一二ウ）

※日…右下、「〇」アリ。
※衆…右下、「〇」アリ。
※草…右下、「〇」アリ。
※単…右下、「〇」アリ。

四月七日。粥ノ時キ、遍槌ノ後チ、又タ打コトレ槌ヲ一下シテ云ク、白ス二大衆一ニ、粥」罷テ、普請、採レ花ヲ荘二厳ス仏龕ヲ一。諸寮ノ頭首、斎ヨリ起テ、聞テ二鐘鼓ノ声一ヲ」集レ。謹テ白スト。又タ打コトレ槌ヲ一下、巡堂一匝、堂外同ク巡堂、当面」問訊シテ、

⑥永光寺蔵光椿書写本

元亨四年四月三日　堂司比丘某甲拝状」
自三日粥罷出、放参了収之。如此三日間出入、後」収置也。若有衆指揮、随其載定牌上。」（五五オ～ウ）

四月七日。粥時、遍槌後、又打槌一下云、白大衆、粥」罷、普請、採花、荘厳仏龕。諸寮頭首、斎起、聞鐘鼓声」集、謹白。又打槌一下、巡堂一匝、堂外同巡堂、当面』問訊、帰位。粥罷、打庫前魚鼓三会、次打雲鼓三会、」堂

寮」舎板、同合鳴。一衆、集仏殿。若蝋(臘カ)、散行、採花来。宿老、龕辺打」調、日内荘厳仏龕、仏前安排。殿主、聚採五木、暁更煎取、入」浄鉢、立浴仏、置両杓、香花供養。知事、予弁備供具。臨時、伝」供。五木者、〽桃(朱筆)李　松　栢　柳〈其外、名／香加之〉。〽(朱筆)兼日、維那、仏殿貼浴仏偈。」

稽首大聖薄伽梵　天上天下両足尊」
我等今□(以)功徳水　灌浴如来浄法身』

（天冊九オ）

八日。粥時、掛上堂牌。不放参。上堂、拈香云、南□(閻)浮提大日本」国北陸道加州法薗林　寺開闢、伝灯五十

帰ル位ニ。粥罷(ユ)テ、打二コト庫ノ前ノ魚鼓一ヲ三会、次ニ打二コト雲鼓一ヲ三会、」堂前ノ鐘子并ニ諸ノ寮舎ノ板、同ク合セ鳴ス。一衆、集ル二仏殿一ニ。若臘(ニヤクラフ)、」散シ行テ、採レリ花ヲ来ル。宿老、龕辺ニ打調ス。日ノ内ニ荘二厳ス仏龕一ヲ。仏前ニ』安排ス。殿主、聚メ二採リ五木一ヲ、暁更ニ煎取シテ、入レ二浄鉢一ニ、立二浴仏一ヲ、置ク」二両杓一ヲ。香花供養ハ、知事、預メ弁二備ス供具一ヲ。臨テレ時ニ、伝供。」

五木ト云ハ者、桃ト李ト松ト栢ト柳トナリ〈其ノ外、名香加フレ之ヲ〉。」
兼日、維那、仏殿ニ貼(ハル)二浴仏ノ偈一ヲ。　偈ニ曰ク、」

稽首大聖薄伽梵　天上天下両足尊」
我等今以功徳水　灌浴如来浄法身」

（一二ウ～一三オ）

八日。粥ノ時キ、掛ク二上堂ノ牌一ヲ。不(ズ)二放参セ一。上堂、拈シテレ香ヲ云ク、」
南閻浮提大日本国北陸道能州洞谷山永

前鐘子并諸寮舎板、同合鳴。一衆、集仏殿。若臘、」散行、採花来。宿老、龕辺打調。日内荘厳仏龕、仏前」安排。殿主、聚採五木、暁更煎取、入浄鉢、立浴仏、置」両杓。香花供養、知事、預弁備供具。臨時、伝供。」
五木者、桃、李、松、栢、柳〈其外、名香加之〉。」
兼日、維那、仏殿貼浴仏偈。　偈曰、」

稽首大聖薄伽梵　天上天下両足尊」
我等今以功徳水　灌浴如来浄法身」

（五五ウ～五六オ）

八日。粥時、掛上堂牌。不放参。上堂、拈香云、』
南閻浮提大日本国北陸道能州洞谷山永

①禅林寺本『瑩山清規』

、世法孫〈某甲〉、熱此」一片香、供養　今日降誕、本師釈迦如来大和尚、以酬法乳之恩。著」座焼香後、侍者両班、問訊如常。若他寺長老、如主人法嗣并下」法眷者、当面進前問訊。若東堂、若西堂、倶在知事頭首上肩」乍立、少転身問訊。如両人已上、依出世次第排位。或依開堂次」第、不守出世次資、住持位次、開法為先。是室中家訓也。陞座」罷、下座。次云、請大衆、詣仏殿、焼香礼拝。鳴鐘、一衆、詣仏殿。」先主人、当面香炉焼香、弁供具、伝供如常。弁供後、両班、問」訊、左右排立。大同九拝。主人、跪炉焼香。大衆、収坐具。両班、」排立。維那、出班焼香、宣疏云、』

浄法界身※　本無出没
大悲願力　示現去来」
仰願照臨　伏請真慈」

三宝印
南閻浮提大日本国　州、　山浄住寺開

②大乗寺蔵永享六年書写本

光寺」開闢、伝灯五十四世ノ法孫某甲、熱テ此ノ一片ノ香ヲ、供養シ上テ」今日降誕、本師釈迦如来大和尚ヲ、以テ酬フ法乳ノ之恩ニ。』著キ座ニ焼テ香ヲ後チ、侍者両班、問訊如シ常ノ。若シ他寺ノ長老、如クハ」主人法嗣并ニ下法眷ナラハ者、当面ニ進前問訊ス。若シクハ東堂、若ハ」西堂ナラハ、倶ニ在テ知事頭首ノ上肩ニ乍ラ立チ、少シ転レ身ヲ問訊ス。如キハ両」人已上ノ、依テ出世ノ次第ニ排レ位ヲ。或ハ依ニ開堂ノ次第ニ、不レ守ニ出」世ノ次資、住持ノ位次ヲ、開法ヲ為レ先ト。是レ室中ノ家訓ナリ也。」

陞座罷テ、下座。次云ク、請大衆、詣シテ二仏殿一ニ、焼香礼拝ト。鳴スト鐘ヲ、」一衆、詣ス二仏殿一ニ。先ッ主人、当面ノ香鑪ニ焼キ香ヲ、弁ス二供具ヲ一ニ。伝供」如シ常ノ。弁シテ供ヲ後チ、両班、問訊、左右ニ排立ス。大衆ト同ク九拝。主」人、跪鑪焼香。大衆、収ム二坐具ヲ一ニ。両班、排立

⑥永光寺蔵光椿書写本

光寺」開闢、伝灯五十四世法孫某甲、熱此一片香、供養」今日降誕、本師釈迦如来大和尚、以酬法乳之恩。」著座焼香後、侍者両班、問訊如常。若他寺長老、如」主人法嗣并下法眷者、当面進前問訊。若東堂、若」西堂、倶在知事頭首上肩乍立、少転身問訊。如両」人已上、依出世次第排位。或依開堂次第、不守出」世次資、住持位次、開法為先。是室中家訓也。」

陞座罷、下座。次云、請大衆、詣仏殿、焼香礼拝。鳴鐘、」一衆、詣仏殿。先主人、当面香鑪焼香、弁供具、伝供』如常。弁供後、両班、問訊、左右排立。大衆、同九拝。主」人、跪鑪焼香。大衆、収坐具。両班、排立。維那、出班焼」香、宣疏云、」

浄法界身　本無出没
大悲願力　示現去来」
仰キ願ハ照臨　伏シテ請フ真慈」

闢〈某甲〉等、」

今月初八日、恭値　本師釈迦牟尼如来大和尚、降誕之辰、」虔弁　香花灯燭茶菓微膳、以伸供養。同奉　浴仏、諷誦」大仏頂首楞厳呪、所集殊勲、上酬慈蔭者。」

右伏以、曇花瑞現、徧界香気曼引。嫩日ノ質麗、満天光輝普」照。三祇劫満之最後身、四八荘厳之大妙相、是凡是聖、悉帰」仰。天上天下唯我独尊ト、三百余会法雨、潤遠浴シ、二千余年徳」風、響久扇ク。仰願、毫光益来際、而福業利塵沙、伏請、心」華開満地、而荘厳敷法界〈矣〉。謹疏。』

元亨四年四月八日、五十四世法孫比丘〈□甲〉　謹疏」

恭敬疏上　南閻浮提大日本国ヽ国ヽ山降誕如来

寺開闢某甲謹封」

宣疏罷、知事上官与殿主、出班焼香、問訊。知事、取柄杓、渡与殿」主。知事、帰位。殿主、当面而浴仏。維那、出テ、班ヲ焼」香、宣テ疏ヲ云ク、』

浄法界ノ身　本ト無ニ出没一

大悲願力　示ニ現ス去来ヲ一」

仰願クハ照臨　伏請真慈」

南閻浮提大日本国能州洞谷山永光禅寺開闢紹瑾等、」

今月初八日、恭ク値テ」

本師釈迦牟尼如来大和尚、降誕之辰ニ、虔シンテ弁シテ」香華灯燭茶菓ノ微膳ヲ、以テ伸テ二供養ヲ一、同ク奉ル二浴仏一。諷二誦ス一」大仏頂首楞厳神呪ヲ、所レ集殊勲、上酬ン二慈蔭ヲ一者。」

右伏テ以レハ、曇華瑞現シ、徧界香気曼引タリ。赫日ノ質麗、満天ノ」光輝普ク照ス。三祇劫満之最後身、四八荘厳之大妙」相、是凡是聖、悉ク帰仰ス。天上天下唯我独尊、三百余』会ノ法雨、潤イ遠ク浴シ、二千余年ノ徳風、響キ久ク扇カン。仰願クハ、毫光」益シテ来際ニ、而福業利シ二塵沙ヲ一、伏請、心華開テ二満地ニ一、而荘厳」敷カン二法界ニ一。　謹疏。」

南閻浮提大日本国能州洞谷山永光禅寺開闢紹瑾等、」

今月初八日、恭ク値テ」

本師釈迦牟尼如来大和尚、降誕之辰ニ、虔シンテ弁シテ」香華灯燭茶菓微膳ヲ・以テ伸テ二供養ヲ一・同ク奉テ二浴仏シ一・諷二誦ス一」大仏頂首楞厳神呪ヲ一・所レ集殊勲・上酬ン二慈蔭ニ一者ナリ。』

右伏シテ以レハ、曇華現シレ瑞ヲ・徧界香気曼引シ・赫日質麗シテ、満天」光輝普ク照ス・三祇劫満之最後身・四八荘厳之大妙」相・是レ凡是レ聖悉ク・帰二仰ス天上天下唯我独尊ト一・三百余」会ノ法雨、潤テ遠ク浴シ・二千余年ノ徳風、響テ久ク扇ク・仰キ願ハ、毫光」益シテ来際ニ而・福業利二塵沙ヲ一・伏テ請フ、心華開テ二満地ニ一而・荘厳」敷カン二法界ニ一。　謹テ疏。」

本尊哀慈

賢聖悉知　　謹テ疏」

元亨四年四月八日、五十四世法孫比丘某甲等、謹疏」

①禅林寺本『瑩山清規』

唱偈。大衆、同音三遍。偈曰」〈稽首大聖薄伽梵、天上天下両足尊、／我等今以功徳水、灌浴如来浄法身〉。偈畢、楞厳呪遶行。次衆僧、」浴仏。諷経罷、回向散。諸来、随意浴仏。回向云、上来、諷誦楞厳」秘密呪功徳、回向※今日降誕、釈迦牟尼如来、以酬法乳之恩者。」

（天冊九ウ～一〇ウ）

※元亨四年（一三二四）四月八日には、釈尊降誕会と共に、永光寺の開堂法要が行われた。『洞谷記』「開堂法儀次序」（東隆眞監修、『洞谷記』研究会編『諸本対校瑩山禅師『洞谷記』』、春秋社、二〇一五年、影印一～三頁）参照。

※浄法界身…（一〇オ）ノ上欄外、「〔(直カ)〕正祖書」（横書、後筆）アリ。

※恭敬～謹封…【年中写真14】参照。

※香…「焼問」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、「問」ノ右ニ「香」ト記シテ挿入ス。

②大乗寺蔵永享六年書写本

※本尊哀慈　謹疏」

賢聖悉知

元亨四年四月八日、五十四世法孫比丘某甲等、謹疏」

恭敬　疏上
降誕　如来

南閻浮提大日本国能州

洞谷山永光寺開闢〈某甲〉等（謹）」

宣（ヘ）疏ヲ罷テ、知事ノ上官ト与（封）二殿主一、出班焼香、問訊ス。知事、取」二柄杓ヲ一、渡二与ス殿主一ニ。知事、帰ルレ位ニ。殿主、当面ニシテ而浴スレ仏ヲ。維那、』唱フレ偈ヲ。大衆、同音三遍。偈、在リレ前ニ。偈畢テ、楞厳呪遶行。」次衆僧諷経、罷テ回向シテ散ス。諸ノ来テ、随テ意ニ浴スレ仏ヲ。回向ニ云ク、」

上来、諷誦楞厳秘密神呪功徳、回向今日降誕、」釈迦牟尼如来、以酬法乳之恩者。」

（一三オ～一五オ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

※主光椿』

黄紙

恭敬※　疏上
降誕　印　如来

南閻浮提大日本国能州（印）

洞谷山（印）永光寺開闢某甲（印）等（謹）」

宣疏罷、知事上官与殿主（封）、出班焼香、問訊。知事、取」柄杓、渡与殿主。知事、帰位。殿主、当面而浴仏。維那、」唱偈。大衆、同音三遍。偈在前。偈畢、楞厳呪遶行。」次衆僧諷経、罷回向散。諸来、随意浴仏。回向云、」

上来、諷誦楞厳秘密神呪功徳、回向今日降誕、」釈迦牟尼如来、以酬法乳之恩者。」

（五六オ～五八オ）

※印…以下、文字ノ右ノ「印」字ハ全テ朱筆。

※膳ヲ一・…以下、「・」ガ底本ニ付サレテイル場合ハ、句読点ニ代エテコレヲ付ス。「・」ハ全テ朱筆。

※向…下、文字ノ抹消（日カ）アリ。

四月十三日。粥罷、僧堂前門南頬壁板、押小榜頭。」

粥罷排被位伏幸　即図被位図、
衆悉　或出安牀記。」
堂司比丘某甲白　記云、」

、山　寺選仏場中』

今夏海衆安牀記。」

東北床衆什員」

首座〈某甲〉国人事」

書記　同前」

蔵主　某甲国人事」

某甲上座　同前」

〻〻〻〻〻

某甲書記　禅林公用」

※恭値～法界…コノ間ノ訓点・線ハ後筆ノ可能性アリ。

※本尊～等…【年中写真15】参照。

四月十三日。粥罷テ、僧堂ノ前門ノ南頬ノ壁板ニ、押ス小牓頭ヲ。」

粥罷テ排ス被位ヲ伏幸
衆悉
堂司比丘　某甲白ス

即チ図シ被位ノ図ヲ、或ハ出ス安牀ノ記ヲ。記ニ云ク、」

洞谷山永光寺選仏場中　今夏海衆安牀ノ記」

東北牀衆什員』

首座　某国人事」

書記　同前」

蔵主　同前」

某甲上座　同前」

※闢紹瑾等…左カラ文字上ニカケテ、薄ク角形朱印（三宝印）ガ押サレテイル。

※主光椿…文字上ニ朱印「光椿」アリ。「年中行事」冒頭ノモノト同ジ。

※恭敬～等…【年中写真16】参照。

四月十三日。粥罷、僧堂前門南頬壁板、押小牓頭。』

粥罷排被位　伏幸
衆悉
堂司比丘　某甲白

即図被位図、或出安牀記。　記云、」

洞谷山永光寺選仏場中　今夏海衆安牀記」

東北牀衆什員」

首座　某国人事」

書記　同前」

蔵主　同前」

〈某甲上座〉　同前』

①禅林寺本『瑩山清規』

西北床衆什員」
某甲都寺　某甲国人事」
某甲侍者」
某甲上座」
〳〵〳〵〳〵』
西南床衆什員」
聖僧侍者　〳〵〳〵」
某甲上座」
〳〵〳〵〳〵」
某甲監寺」
東南床衆什員」
某甲首座」
〳〵〳〵〳〵」
某甲西堂」
南南床衆什員」
某甲蔵主」
〳〵〳〵〳〵」
北北床衆什員」
某甲上座」
〳〵〳〵〳〵」

②大乗寺蔵永享六年書写本

某甲書記　同前」
西北牀衆什員」
某甲都寺　某国人事」
某甲上座　同前」
某甲上座　同前」
西南牀衆什員』
聖僧侍者　某国人事」
某甲上座　同前」
某甲監寺　同前」
東南牀衆什員」
某甲首座　某国人事」
某甲上座　同前」
某甲西堂　同前」
南南牀衆什員」
某甲蔵主　某国人事」
某甲上座　同前』
北北牀衆什員」
某甲上座　某国人事」
某甲上座　同前」
右安牀ノ衆、排ス二被位一ヲ。」

⑥永光寺蔵光椿書写本

〈某甲書記〉同前」
西北牀衆什員」
〈某甲都寺〉某国人事」
〈某甲上座〉同前」
〈某甲上座〉同前」
西南牀衆什員』
〈聖僧侍者〉某国人事」
〈某甲上座〉同前」
〈某甲監寺〉同前」
東南牀衆什員』
〈某甲首座〉某国人事」
〈某甲上座〉同前」
〈某甲西堂〉同前」
南南牀衆什員」
〈某甲蔵主〉某国人事」
〈某甲上座〉同前」
北北牀衆什員」
〈某甲上座〉某国人事」
〈某甲上座〉同前」
右守牀衆、排被位』

右守床衆、排被位』

今月　日、堂司比丘〈某甲〉謹白」

或又出鉢位図。若有両堂、立両棹、出後堂図〈同前〉。」

（天冊一〇ウ～一二オ）

※粥罷～某甲白…【年中写真19】参照。

※今夏…（天冊一一オ）ノ上欄外、「〔越カ〕□前国丹生北群〔郡カ〕得尾保」（横書、後筆）アリ。

十三日。斎罷、衆寮諷経礼数事。」

斎罷、知寮、出榜、貼衆寮下間。次送薬茶、於方丈両班等」諸寮。

榜式」

※拝請　合寮尊衆禅師　赤紙也　知寮　新戒〈某甲〉状謹封」

知寮　新戒〈某甲〉」

右〈某甲〉、今晩就　本寮、煎点一中　特為」

首座〈寮首座也〉」

今月　日　堂司比丘某甲謹白」

或ハ又出ス二鉢位ノ図ヲ一。若シ有レハ二両堂一、立テ二両ノ卓ヲ一、出ス二後堂ノ図ヲ一〈同シ前ニ〉。」

（一五オ～一六ウ）

※粥罷～某甲白…【年中写真20】参照。

十三日。斎罷テ、衆寮諷経礼数事アリ。」

斎罷テ、知寮、出シテ牓ヲ、貼ル二衆寮ノ下間一。次ニ送ル二薬茶ヲ於方丈一」両班等ノ諸寮ニ一。」

牓式』

※拝請　合寮尊衆禅師　知寮　新戒〈某甲〉状謹封」

知寮　新戒某甲」

右某甲、今晩就テ二本寮ニ一、煎点一中。特ニ為」

今月　日　堂司比丘某甲謹白」

或又出鉢位図。若有両堂、立両卓、出後堂図〈同前〉。」

（五八オ～六〇オ）

※粥罷～某甲白…【年中写真21】参照。

十三日。斎罷、衆寮諷経礼数事。」

斎罷、知寮、出牓、貼衆寮下間。次送薬茶於方丈」両班等諸寮。」

牓式」

※拝請　合寮尊衆禅師〈黄紙〉　知寮　新戒〈某甲〉状謹封」

知寮　新戒某甲」

右某甲、今晩就　本寮、煎点一中。特為』

首座〈寮首座也〉」

①禅林寺本『瑩山清規』

大衆。聊旌結制之儀。伏幸〈解制之儀／一陽佳節之儀／三陽賀節之儀〉、」
衆慈同垂」
降重。謹状。』
某甲年月　日　知寮　某甲　□謹
状」
知寮、行礼。先斎時、堂前掛諷経牌〈小榜頭／就衆寮〉。次寮前、置座位」照牌。兼日、打調戒臘牌一打(枚カ)、入寮次資牌一枚。諷経以前、」戒牌安聖像上。」
（〈天冊一二ウ〉ニ図版アリ。【年中写真28】参照。）　（天冊一二オ～ウ）

※拝請～謹封…【年中写真23】参照。

②大乗寺蔵永享六年書写本

ニ首座〈寮首座也〉」
大衆ノ。聊旌ス結制ノ之儀ヲ一。伏幸、」
衆慈同ク垂」
ニ降重ヲ一。謹状。」
某年今月　日　知寮某甲謹状。」
知寮、行フレ礼ヲ。先ッ斎ノ時、堂前ニ掛ク諷経ノ牌ヲ一〈小榜頭／就ニ衆寮一〉。次ニ寮』前、置ク二座位ノ昭(照カ)牌ヲ一。」
兼日、打ニ調ス戒臘ノ牌一枚ト、入寮次資ノ牌一枚トヲ一。諷経以」前ニ、戒臘ノ牌ヲ安ス二聖像ノ上ニ一。」
（〈一七ウ〉ニ図版アリ。【年中写真29】参照。）　（一六ウ～一七ウ）

※拝請～謹封…【年中写真24】参照。

⑥永光寺蔵光椿書写本

大衆。聊旌結制之儀。伏幸、」
衆慈同垂」
降重。謹状。」
某年今月　日　知寮某甲謹状」
知寮、行礼。先斎時、堂前掛諷経牌〈小榜頭／就衆寮〉。次寮」前、置座位昭(照カ)牌。」
兼日、打調戒臘牌一枚、入寮次資牌一枚、諷経以」前、戒臘牌安聖像上。』
（〈六一オ〉ニ図版アリ。【年中写真30】参照。）　（六〇オ～六一オ）

※拝請～謹封…【年中写真25】参照。

莊厳打調罷、先寮主、威儀具足、令茶盤持行者。上方丈、次」首座、書記、蔵主、都寺、監寺、副寺寮送。後稟諷経案内、寮』前鳴鈑三会、集来立定。寮主、行礼、接入寮首座、維那、典座、侍」者、大衆。寮主、占主位。先着座問訊。次焼香三所、先問訊首」座位、次維那位、次上間、次下間、次当面問訊、入盞稾了、又喫」薬問訊。盞稾入時、打板二下。茶行遍了、焼香大展三拝。」再問訊、如先。盞盤入時、板一下。盤出時、板一下。出了、板三下。」大衆、下床立定。両班入、寮主接入。主人来時、寮主、在賓位」接入。主人焼香、寮主諷経。回向時、主人、焼香礼三拝。回向云、」

妙湛総持不動尊　首楞厳王世希有」

消我億劫顛倒想　不歴僧祇獲法身」

上来、諷誦大仏頂万行首楞厳秘蜜神呪功徳、回向」

真如実際、無上仏果菩提、祝献　護法竜天、三□(界)万□(霊)、十方真』宰※、今年歳

莊厳打調シ罷テ、先ツ寮主、威儀ヲ具足シテ、令テ三茶盤ヲ持二行者一ニ、上ル』二方丈一ニ。次ニ首座、書記、蔵主、都寺、監寺、副寺ノ寮ニ送ル。後ニ稟」二諷経ノ案内ヲ一、寮前鳴コトレ板ヲ三会、集リ来テ立定ス。寮主、行フレ礼ヲ。接」二入ス寮一ニ。首座、維那、典座、侍者、大衆、寮主、占二主位ヲ一。先著」座問訊。次ニ焼香三処、先ツ問訊首座ノ位、次ニ維那ノ位、次ニ」上間、次ニ下間、次当面問訊、入盞稾了、又喫薬問訊。」盞稾入時、打鈑二下。茶行遍了、焼香大展三拝。再」問訊、如シレ先ノ。盞盤入ル時キ、鈑一下。盤出ス時キ、鈑一下。出了テ、」鈑三下。大衆、下テレ牀ヲ立定ス。両班入レハレ寮ニ者、寮主接入ス。主」人来ル時ハ、寮主、在テ二賓位一ニ接入ス。主人焼香、寮主諷経。回」向ノ時、主人、焼香礼三拝。回向ニ云ク、』

妙湛総持不動尊　首楞厳王世希有」

銷我億劫顛倒想　不歴僧祇獲法身」

上来、諷誦大仏頂万行首楞厳秘密神呪

莊厳打調罷、先寮主、威儀具足、令茶盤持行者。上」方丈、次首座、書記、蔵主、都寺、監寺、副寺寮送。後稟」諷経案内、寮前鳴板三会、集来立定。寮主、行礼、接」入寮首座、維那、典座、侍者、大衆。寮主、占主位。先著』座問訊。次焼香三処、先問訊首座位、次維那位、次」上間、次下間、次当面問訊、入琖稾了、又喫薬問訊。」琖稾入時、打鈑二下。茶行遍了、焼香大展三拝。再」問訊、如先。琖盤入時、鈑一下。盤出時、鈑一下。出了、」鈑三下。大衆、下牀立定。両班入寮者、寮主接入。主」人来時、寮主、在賓位接入。主人焼香、寮主諷経。回」向時、主人、焼香礼三拝。　回向云、」

妙湛総持不動尊　首楞厳王世希有」

銷我億劫顛倒想　不歴僧祇獲法身」

上来、諷誦大仏頂万行首楞厳秘密神呪功徳、回』向　真如実際、無上仏果菩提、祝献」

護法龍天、三界万霊、十方真宰、今

①禅林寺本『瑩山清規』

分、主執陰陽、権衡造化、□（堂頭和尚）□□、本命元」辰、吉凶星斗、日本国内大小福徳、当山土地、当山竜王、護伽」藍神、招宝七郎、八幡大菩薩、稲荷大明神、白山妙理大権現、」白衣天子、青面使者、多門天、（開カ）迦羅天、迦利帝母、合堂真宰、」合山清衆、守道諸神、増加威光。〈（朱筆）専祈、堂頭和尚、道体堅固、法臘」延長、現前清衆、修行有慶、進道無魔、般若智以現前菩提心」而不退（朱筆）・。次冀（※明本用之※）〈自専祈至于不退、於正／本無之。近来加之也〉、山門繁昌、僧宝増盛、諸檀福」寿、快楽円満、諸縁成就、同円種智者。十方〈、／、〉。回向了、主人寮主、奉送問」訊、移主位、送両班大衆出。四節、皆同前。隔一日、行之。叢林通式也。」

（天冊一二ウ～一三ウ）

※宰…（天冊一三ウ）ノ上欄外、「円通山」

②大乗寺蔵永享六年書写本

功徳、回」向　真如実際、無上仏果菩提、祝献」

護法龍天、三界万霊、十方真宰、今年歳分、主」執陰陽、権衡造化、堂頭和尚、本命元辰、吉凶星」斗、日本国内大小福徳、当山土地、当山龍王、護」伽藍神、招宝七郎、八旛大菩薩、稲荷大明」神、白山妙理大権現、」白衣天子、青面使者、」多門天、（開カ）迦羅天、迦利帝母、合堂真宰、』

合山清衆、守道諸神、増加威光。所冀、」

山門繁昌、僧宝増盛、諸檀福寿、快楽円満、諸縁成」就、同円種智者。十方三世。」

回向了テ、主人出ッ。寮主、奉レ送リ問訊ス。移二主位一。送両班、大」衆出。四節、皆同前。隔一日、行之。叢林通例也。」

⑥永光寺蔵光椿書写本

年歳分、主執」陰陽、権衡造化、堂頭和尚、本命元辰、吉凶星」斗、日本国内大小福徳、当山土地、当山龍王、護」伽藍神、招宝七郎、八旛大菩薩、稲荷大明」神、白山妙理大権現、白衣天子、青面使者、」多門天、（開カ）迦羅天、迦利帝母、合堂真宰、」

合山清衆、守道諸神、増加威光。所冀、」

山門繁昌、僧宝増盛、諸檀福寿、快楽円満、諸縁成」就、同円種智者。十方三世。』

回向了、主人出。寮主、奉送問訊、移主位、送両班、大」衆出。四節、皆同前。隔一日、行之。叢林通例也。」

（六一オ～六二ウ）

（横書、後筆）アリ。
※所、本用之…コノ四字ハ朱筆。「次冀」ヲ、（正）本ハ「所冀」ト、「所」字ヲ用イティルノ意。【年中写真33】参照。
※〈自専祈～加之也〉…コノ割注ハ朱筆。【年中写真33】参照。

四月十四日。斉(斎カ)次、知事、打調榜、柁複子於箱蓋、置小香炉、安榜、」令持行者、上方丈焼香、両展三拝、取榜薫香呈。主人、開榜』熟(※)見、巻却還知事。主人、少送知事問訊。知事、又到首座寮、」呈榜。若如掛牌首座〈并〉退院長老首座、両展三拝呈。如平」交首座、只触礼三拝呈。〻了、到僧堂前門、榜板上貼在南」頬。恒時、在此板。知事榜、頭首状、同貼之。榜式」
庫司今晩、」
就雲堂、煎点
一中、特為　禅林公用」
首座、聊旌結制之儀。」

四月十四日。斎次、知事、打調牓、柁(托カ)複子於箱蓋、置」小香炉、安牓、令持行者、上方丈焼香、両展三拝、取」牓薫香呈。主人、開牓熟見、巻却還知事。主人、少送」知事問訊。知事、又到首座寮、呈牓。若如掛牌首座」并退院長老首座、両展三拝呈。如平交首座、只触』礼三拝呈。呈了、到僧堂前門、榜板上貼在南頬。恒」時、在此板。知事牓、頭首状、同貼之。」
牓式」
庫司今晩(※)、」
就雲堂、煎点」
一中、特為」

四月十四日。斎次、知事、打調牓、托複(子カ)了於箱蓋、置」小香炉、安牓、令持行者、上方丈焼香、両展三拝、取」牓薫香呈。主人、開牓熟見、巻却還知事。主人、少送」知事問訊。知事、又到首座寮、呈牓。若如掛牌首座」并退院長老首座、両展三拝呈。如平交首座、只触」礼三拝呈。呈了、到僧堂前門、榜板上貼在南頬。恒」時、在此板。知事牓、頭首状、同貼之。」
牓式』
庫司今晩〈寸余文字。必七行書／也。文字上下、随時也〉、」
就雲堂、煎点」

①禅林寺本『瑩山清規』

大衆」
光伴」
今月※　日　都寺比丘某甲等敬
〈拝寸余文字、必七行書也。／文白
字上下白、随時〉」
（天冊一三ウ～一四オ）

※熟見…（天冊一四オ）ノ上欄外、「禅林寺」（横書、後筆）アリ。
※今月～随時〉…【年中写真34】参照。

貼榜後、聖僧前掉、上間中央掉、下間中央棹、堂前掉、荘之。」安香炉、各一口、堂前香台、置照牌。』

②大乗寺蔵永享六年書写本

首座、聊旌結制之儀。」
大衆」
光伴」
今月　日　都寺比丘某甲等※』
（一九オ～ウ）

※晩…下、二文字分開キノ後、文字ノ抹消（〈寸余文字必七行書／也文字上下随時也〉ヵ）アリ。
※等…下、一文字分開キノ後、文字ノ抹消（〈拝／白〉）アリ。

貼牓後、聖僧前卓、上間中央卓、下間中央卓、堂前」卓、荘厳之、安香炉、各一口。堂前香台、置昭（照カ）牌。」

⑥永光寺蔵光椿書写本

一中、　特為」
首座、聊旌結制之儀」
大衆」
光伴」
今月　日都寺比丘某甲等〈拝／白〉」
（六二ウ～六三オ）

貼牓後、聖僧前卓、上間中央卓、下間中央卓、堂前」卓、荘厳之。安香炉、各一口。堂前香台、置昭（照カ）牌。』

次寢堂在小座湯。侍者管領。斎次、請客侍者、各問訊所請」人※報。□(晩)間、就方丈、小座湯。聞打鼓若打鈑、集来。時到、以客頭」行者、重報所請人。両班、前資勤旧、諸小頭首、諸方名徳、皆」請之。各見照牌、寄位次。臨時勿錯乱。」

〈天冊一四ウ〉ニ図版アリ。【年中写真40】参照』

鳴方丈前鼓、集衆。〻上、侍者、出迎而接入、当面問訊、大衆、一時問」訊、着座。侍者、焼香行礼。有重人者、両人行礼。不然者、只一人行礼。」先問訊都寺、首座、諸頭首、諸知事、次大勤旧、次諸小頭首及」諸勤旧。次

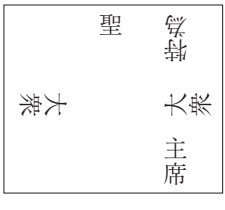


次寢堂在小座湯。侍者管領。斎次、請客侍者、各問」訊所請人報。晩間、就方丈、小座湯。聞打鼓若打鈑、」集来。時至、以客頭行者、重報所請人。両班、前資勤」旧、諸小頭首、諸方名徳、皆請之。各見昭(照カ)牌、寄位次。」臨時勿錯乱。』

〈〈二〇ウ〉ニ図版アリ。【年中写真41】参照〉」

鳴方丈前鼓、集衆。衆上、侍者、出迎而接入、当面問」訊、大衆、一時問訊、著座。侍者、焼香行礼。有重人者、」両人行礼。不然者、只一人行礼。先問訊都寺、首座、』諸頭首、諸知事、次大勤旧、次諸小頭首及諸勤旧。」次

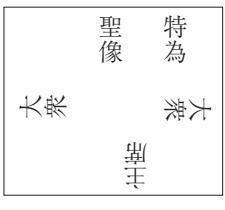


次寢堂在小座湯。侍者管領。斎次、請客侍者、各問」訊所請人報。晩間、就方丈、小座湯。聞打鼓若打鈑、」集来。時至、以客頭行者、重報所請人。両班、前資勤」旧、諸小頭首、諸方名徳、皆請之。各見昭(照カ)牌、寄位次。」臨時勿錯乱。』

〈〈六四オ〉ニ図版アリ。【年中写真42】参照〉」

鳴方丈前鼓、集衆。衆※上、侍者、出迎而接入、当面問」訊、大衆、一時問訊、著座。侍者、焼香行礼。有重人者、」両人行礼。不然者、只一人行礼。先問訊都寺、首座、』諸頭首、諸知事、次大勤旧、次諸小頭首及諸勤旧。」次

①禅林寺本『瑩山清規』

還中台問訊、行湯。先鈑一下、衆行、取盤排立。」次又打鈑一下、各行盞。行遍、侍者、又当面問訊。上下同揖、喫」薬※。二三椀喫後、問訊如先。行者入盞盤、先打鈑一下。盤出時、」□（又）※一下。出後、打板三下。大衆、起立問訊、自下座出堂。侍者、揖送。」知事※頭首上位、与主人問訊出。』

（天冊一四オ～一五オ）

※西～東…【年中写真35】参照。

※人…コノ行ノ上欄外ニ文字（判読不能、別筆）アリ。

※一…「□（又）下」ノ間ノ虫損部分ニ「〇」ガアリ、「下」ノ右ニ「一」ト記シテ挿入シタモノト思ワレル。

※薬…コノ字ノ上ノ上欄外ニ文字（「日」カ、別筆）アリ。

※知…コノ行ノ上欄外ニ文字（「結夏」カ、別筆）アリ。

②大乗寺蔵永享六年書写本

還中台問訊、行湯。先鈑一下、衆行、取盤排立。次」又打鈑一下、各行盞。行遍、侍者、又当面問訊。上下」同揖、喫薬。二三椀喫後、問訊如先。行者入盞盤（盤カ）、先」打鈑一下。盤出時、又一下。出後、打鈑三下。大衆、起」立問訊、自下座出堂。侍者、揖送。知事頭首上位、与」主人問訊出。」

（二〇オ～二一オ）

※西～東…【年中写真36】参照。

⑥永光寺蔵光椿書写本

還中台問訊、行湯。先鈑一下、衆行、取盤排立。次」又打鈑一下、各行盞。行遍、侍者、又当面問訊。上下」同揖、喫薬。二三椀喫後、問訊如先。行者入盞盤、先」打鈑一下。盤出時、又一下。出後、打鈑三下。大衆、起」立問訊、自下座出堂。侍者、揖送。知事頭首上位、与」主人問訊出。」

（六三オ～六四ウ）

※西～東…【年中写真37】参照。

※衆…「衆上」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、同行末ノ「問」ノ次ニ「衆」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

次土地堂念誦。維那、令行者報方丈、両班及廊下、念誦案内、堂」前鳴鐘三会、大衆、土地堂集来。知事上位、出班、供土地煎点。次」維那、出班焼香、倚棹□(左辺)□、向主人、請問訊。□(主人)□、焼香、侍者、香』合、函蓋別香。両班一位、出班進前、問訊主人□(転身)□(問訊)□土地」焼香。又転身、問訊主人、還位。諸位、皆如此。維那、毎諸位、問訊」請之。末後、維那与下位頭首、進前、問訊焼香、還位。維那、又」出班焼香、転身在棹左辺。望主人問訊、右転身、問訊土地」□(念誦)□。引声誦疏。ミ(ママ)云、大衆合掌、維那、問訊土地時、大衆、同問訊。」(朱筆)〈窃以、薫風扇野ニ、炎帝司方。当法王禁足之辰、是釈子護」生之日。躬哀大衆、恭詣霊祠、誦持万徳之洪(※)名、回向合堂之」真宰。所祈ル(イノ)、加護ハ得ン遂安居ヲ。仰憑尊衆念。」

次土地堂念誦。維那、令行者報方丈、両班及廊下、」念誦案内、堂前鳴鐘三会、大衆、土地堂集来。知事」上位、出班、供土地煎点。次維那、出班焼香、倚卓左』辺、向主人、請問訊。主人、焼香、侍者、捧香合、函蓋別」香。両班一位、出班進前、問訊主人転身、問訊土地」焼香。又転身、問訊主人、還位。諸位、皆如此。維那、毎」諸位、問訊請之。末後、維那与下位頭首、進前、問訊」焼香、還位。維那、又出班焼香、転身在卓左辺。望主」人問訊、右転身、問訊土地念誦。引声誦疏。大衆合」掌、維那、問訊土地時、大衆、普同問訊。　疏云、」窃以、薫風扇野、炎帝司方。当法王禁足之辰、是釈」子護生之日。躬哀大衆、恭詣霊祠、誦持万徳之洪」名、回向合堂之真宰。所祈、加護得遂安居。仰憑尊』衆念　〈一仏念間、大衆、各

次土地堂念誦。維那、令行者報方丈、両班及廊下、」念誦案内。堂前鳴鐘三会、大衆、土地堂集来。知事」上位、出班、供土地煎点。次維那、出班焼香、倚卓左』辺、向主人、請問訊。主人、焼香、侍者、捧香合、函蓋別」香。両班一位、出班進前、問訊主人転身、問訊土地」焼香。又転身、問訊主人、還位。諸位、皆如此。維那、毎」諸位、問訊請之。末後、維那与下位頭首、進前、問訊」焼香、還位。維那、又出班焼香、転身在卓左辺。望主」人問訊、右転身、問訊土地念誦。引声誦疏。大衆、合」掌、維那、問訊土地時、大衆、普同問訊。　疏云、」窃(ヒソ)カニ以(※)レハ・薫風扇(アヲキ)レ野(ヤ)ニ・炎帝司(ツカサト)ル方(ハウ)ヲ・当二法王禁足之辰一ニ・是レ釈」子護生之日(ヒ)ナリ・躬(ツシ)テ哀(アツメ)テ二大衆ヲ一・恭ク詣シテ二霊祠一ニ・誦二持シ万徳之洪一ヲ・回二向ス合堂之真宰一ニ・所(ハ)レ祈ル、加護シテ

①禅林寺本『瑩山清規』

清浄法身毘盧遮那仏　〈一仏念間、大衆各念十遍〉」
円満報身盧舎那仏
千百億化身釈迦牟尼仏」
当来下生弥勒尊仏
十方三世一切諸仏』
大乗妙法蓮華経
大聖文殊師利菩薩」
大士普賢菩薩
大悲観世音菩薩」
諸尊菩薩摩訶薩
摩訶般若波羅蜜」
上来、念誦功徳、並用回向　護持正法
土地竜神。伏願、神光」協賛、発揮有
利之勲、梵楽興隆、恩賜無私之薫。再
憑」尊衆念。　十方三世一切諸仏、諸
尊菩薩摩訶薩、魔訶般ヽヽ。」
十仏名際、仏〻鳴鈴一下、末後二下。
疏并銀銭、有宝前焼之。」行者所管也。
主人、焼香、土地茶、傾之瀉焼。大悲

②大乗寺蔵永享六年書写本

念十遍〉。
清浄法身毘盧遮那仏
円満報身盧舎那仏」
千万億化身釈迦牟尼仏
当来下生弥勒尊仏」
十方三世一切諸仏
大乗妙法蓮華経」
大聖文殊師利菩薩
大士普賢菩薩」
大悲観世音菩薩
諸尊菩薩摩訶薩」
摩訶般若波羅密」
上来、念誦功徳、並用回向」
護持正法土地龍神。伏願、　神光協賛、
発揮有利」之勲、梵楽興隆、恩賜無私
之薫。再憑尊衆念。十方』三世一切諸
仏、諸尊〈云云〉。」
十仏名際、仏仏鳴鈴一下、末後二下。
疏并銀銭、在」堂前焼之。行者所管
也。主人、焼香、土地茶、傾之瀉」

⑥永光寺蔵光椿書写本

得(エン)レ遂(コトヲ)二安居一(ヲ)・仰(テ)憑(ム)尊」衆ノ念(ネンセン)コトヲ　〈一仏念間、大衆各念十遍〉。」
清浄法身毘盧遮那仏
円満報身盧舎那仏」
千百億化身※釈迦牟尼仏
当来下生弥勒尊仏」
十方三世一切諸仏
大乗妙法蓮華経」
大聖文殊師利菩薩
大士普賢菩薩」
大悲観世音菩薩
諸尊菩薩摩訶薩」
摩訶般若波羅蜜」
上来、念誦功徳、並用回向」
護持正法土地龍神。伏願、　神光協賛、
発揮有利」之勤。梵楽興隆、恩賜無私
之薫。再憑尊衆念。十方』三世一切諸
仏、諸尊〈云云〉。」
十仏名際、仏仏鳴鈴一下、末後二下。
疏并銀銭、在」堂前焼之。行者所管

呪一遍、無」回向。

（天冊一五オ～一六オ）

※洪…「供」ノ「亻」ノ上ニ「氵」ヲ記シテ訂正ス。

〈朱筆〉〽次打庫前鼓三会、大衆入堂、知事上位入堂、問訊」首座、請特為座。次、問訊次位請上。出堂、接入主人。椅前直」進、問訊特為、問訊主人及書記、巡堂。毎板□（頭）、問□（訊）。還当面』問訊時、大衆、普同揖、問訊着座。曰之□□（着座問訊）□□。着座後、」知事、先進特為前問訊、報行礼也。次四処焼香〈当面上下間／及堂□□（前之）香呂（炉カ）〉。先」問訊特為、径聖僧龕後、過当面、問訊主人、

焼。大悲呪一遍、無回向。」

（二一オ～二二ウ）

次打庫前鼓三会、大衆入堂、知事上位入堂、問訊」首座、請特為座。次、問訊次位請上。出堂、接入主人。」椅前直進、問訊特為、問訊主人及書記、巡堂。毎板」頭、問訊。還堂面（当カ）問訊時、大衆、普同揖、問訊著座。曰」之著座問訊。著座後、知事、先進特為前問訊、報行」礼也。四処焼香〈当面上下間／及堂前香炉〉。先問訊特為、経聖僧』龕後、過当面、問訊主人、問訊頭

也。主人、焼香、土地茶、傾之瀉」

焼。大悲呪一遍、無回向。」

（六四ウ～六六オ）

※以レハ…以下、「・」ガ底本ニ付サレテイル場合ハ、句読点ニ代エテコレヲ付ス。「・」ハ全テ朱筆。

※身…「化釈」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、同行ノ「牟尼仏」ノ下ニ「身」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

次打庫前鼓三会、大衆入堂、知事上位入堂、問訊」首座、請特為座。次、問訊次位請上。出堂、接入主人。」椅前真（直カ）進、問訊特為、問訊主人及書記、巡堂。毎板」頭、問訊。還当面問訊時、大衆、普同揖、問訊著座。曰」之著座問訊。著座後、知事、先進特為前問訊、報行」礼也。四処焼香〈当面上下間／及堂前香炉〉。先問訊特為、経聖僧』龕後、過当面、問訊主人、問訊

①禅林寺本『瑩山清規』

問訊頭首。巡堂」毎、板頭問訊。曰之行茶問訊。還当面問訊後、倚南板頭外」□[辺]立。行者入盞橐時、先打鐘一下。行者、取盤排立。又打鐘一」下、行遍後、知事、進当面問訊。大衆、上下揖喫薬。三椀後、」知事、又問訊特為、四処焼香、五所問訊。曰之勧茶問訊。故又行」菓子、又行茶、一二遍、若略之。只特為問訊後、焼香、還当面」大展三拝。曰之謝茶。拝了、又問訊、如前。巡堂一匝、引同事、」礼主人、両展三拝也。巡堂際、行者、収主人特為茶器。主人与」知事謝礼際、大衆、落盞在床、叉手朝揖。知事、送主人』出後、依主位問訊首座、触礼三拝。送再入堂、□[四]処焼香、巡堂、」是謝相伴也。行者、入盤収盞、前後打鐘。出盞後、知事、当面」焼香一炷、問訊。表礼罷也。行者、攪大衆鞋。打鐘三下、放参」鐘也。大衆、下床半展

②大乗寺蔵永享六年書写本

首。巡堂毎、板頭問」訊。曰之行茶問訊。還当面問訊後、倚南板頭外辺」立。行者入珓橐時、先打鐘一下。行者、取盤排立。又」打鐘一下、行遍後、知事、進当面問訊。大衆、上下揖」喫薬。三椀後、知事、又問訊特為、四処焼香、五処問」訊。曰之勧茶問訊。故又行菓子、又行茶、一二遍、若」略之。只特為問訊後、焼香、還当面大展三拝。曰之」謝茶。拝了、又問訊、如前。巡堂一匝、引同事、礼主人、」両展三拝也。巡堂際、行者、収主人特為茶器。主人」与知事謝礼際、大衆、落珓在牀、叉手朝揖。知事、送』主人出後、依主位問訊首座、触礼三拝。送再入堂、」四処焼香、巡堂。是謝相伴也。行者、入盤収珓、前後」打鐘。出珓後、知事、当面焼香一炷、問訊。表礼罷也。」行者、攪大衆靴。打鐘三下、放参鐘也。大衆、半展単」

⑥永光寺蔵光椿書写本

頭首。巡堂毎、板頭問」訊。曰之行茶問訊。還当面問訊後、倚南板頭外辺」立。行者入珓橐時、先打鐘一下。行者、取盤排立。又」打鐘一下、行遍後、知事、進当面問訊。大衆、上下揖」喫薬。三椀後、知事、又問訊特為、四処焼香、五処問」訊。曰之勧茶問訊。故又行菓子、又行茶、一二遍、若」略之。只特為問訊後、焼香、還当面大展三拝。曰之」謝茶。拝了、又問訊、如前巡堂一匝、引同事、礼主人、」両展三拝也。巡堂際、行者、収主人特為茶器。主人」与知事謝礼際、大衆、落珓在牀、叉手朝揖。知事、送』主人出後、依主位問訊首座、触礼三拝。送再入堂、」四処焼香、巡堂。是謝相伴也。行者、入盤収珓、前後」打鐘。出珓後、知事、当面焼香一炷、問訊。表礼罷也。」行者、攪大衆靴。打鐘三下、放参鐘也。大衆、半展単」散。且待小

単散。且待小參鼓、上方丈。即掛」小參牌。　次小參。ㇾㇾㇾ者、定鐘了也。侍者、令行者報小參」安(案カ)内、打鼓一会。長打一会也。打法堂西鼓、主人、両班、大衆、一時」集、或主人、前居椅。若照堂、若寢堂、随所構之。侍者、焼香、」両班、問訊。禅学問答、如上堂。但宗旨庭訓、委曲垂示。必下座」時云、夜深久立、伏惟珍重。次暁(晩イ)更五更二点三点際、暁」鐘間、侍者、小師、知事、頭首及大衆、上方丈、礼賀。在免人事」牓者、不上。如此山林、路次不便間、粥罷、侍者、小師等、礼賀。無知』事頭首公界礼賀。只上堂罷、公界礼賀而已。」

（天冊一六オ～一七ウ）

散。且待小參鼓、上方丈、即掛小參牌。」

小參。小參者、定鐘了也。侍者、令行者報小參案内、」打鼓一会。長打一会也。打法堂西鼓、主人、両班、大」衆、一時集、或主人、前居椅。若照堂、若寢堂、随処搆」之。侍者、焼香、両班、問訊。禅学問答、如上堂。但宗旨」庭訓、委曲垂示。必下座時云、夜深久立、伏惟珍重。』

次暁更五更二点三点際、暁鐘間、侍者、小師、知事、」頭首及大衆、上方丈、礼賀。在免人事牓者、不上。如」此山林、路次不便間、粥罷、侍者、小師等、礼賀。無知」事頭首公界礼賀。只上堂罷、公界礼賀而已。」

（一二ウ～二四オ）

參鼓、上方丈、即掛小參牌。」

小參。小參者、定鐘了也。侍者、令行者報小參案内、」打鼓一会。長打一会也。打法堂西鼓、主人、両班、大」衆、一時集、或主人、前居椅。若照堂、若寢堂、随処搆」之。侍者、焼香、両班、問訊。禅学問答、如上堂。但宗旨」庭訓、委曲垂示。必下座時〈云〉、夜深久立、伏惟珍重。』

次暁更五更二点三点際、暁鐘間、侍者、小師、知事、」頭首及大衆、上方丈、礼賀。在免人事牓者、不上。如」此山林、路次不便間、粥罷、侍者、小師等、礼賀。無知」事頭首公界礼賀。只上堂罷、公界礼賀而已。」

（六六オ～六七ウ）

①禅林寺本『瑩山清規』

次上堂拈香。着座後、侍者、焼香、引同事、望楷(階カ)下問訊。次頭首、」首※望席端、問訊。大衆、普同。次知事、望席端、問訊。若有西」堂、少転身問訊。若如主人入室弟子西堂当住者、望席端、」問訊。他寺当住西堂者、頭首上肩、少背後立地。当寺退院」長老、称之東堂。知事上肩、背後立地。若有他寺長老来上」堂者、当寺住持、立東堂上。如両東堂、依住次立地。如他寺」退院長老者、称之西堂。如両人已上者、或依開堂次資、或依」出世次資。

②大乗寺蔵永享六年書写本

次上堂拈香。著座後、侍者、焼香、引同事、望階下問」訊。次頭首、望席端、問訊。大衆、普同。次知事、望席端、」問訊。若有西堂、少転身問訊。若如主人入室弟子」西堂当住者、望席端、問訊。他寺当住西堂者、頭首」上肩、少背後立地。当寺退院長老、称之東堂。知事」上肩、少背後立地。若有他寺長老来上堂者、当寺』住持、立東堂上。如両東堂、依住次立地。如他寺退」院長老者、称之西堂。如両人已上者、或依開堂次」資、或依出世次資。

⑥永光寺蔵光椿書写本

次上堂拈香。著座後、侍者、焼香、引同事、望階下問」訊。次頭首、望席端、問訊。大衆、普同。次知事、望席端、」問訊。若有西堂、少転身問訊。若如主人入室弟子」西堂当住者、望席端、問訊。他※寺当住西堂者、頭首」上肩、少背後立地。当寺退院長老、称之東堂。知事」上肩、少背後立地。若有他寺長老来上堂者、当寺』住持、立東堂上。如両東堂、依住次立地。如他寺退」院長老者、称之西堂。如両人已上者、或依開堂次」資、或依出世次資。

如当住者、立西堂上。如東堂等者、兼入堂、無妨。若」雖大衆同時入堂、各依知事頭首上肩排立也。上堂罷、侍者」行者等、引拝席横展、当面人事。先知事、次頭首、大衆、各』□(展)三拝。

次他山住持、東堂西堂、或問訊、或触礼。□(依)人差異。」次侍者、小師、大展三拝。主人、無答拝。次沙弥、童行、九拝、童行」衔(※)或陳橋行者、持主人香合、従主人入堂。侍者与大衆、礼」知事首座後、随大衆入堂、後門排立。逢主人巡堂、従後門」出、到堂前、逢首座礼賀。（天冊一七ウ～一八オ）

※首…底本、衍字ノタメ、文字ノ上ニ点ヲ付シテ削除ス。
※行…底本、衍字ノタメ、文字ノ上ニ丸ヲ付シテ削除ス。

如当住者、立西堂上。如東堂西」堂等者、兼入堂、無妨。若雖大衆同時入堂、各依知」事頭首上肩排立也。上堂罷、侍者、行者等、引拝席」横展、当面人事。」

先知事、次頭首、大衆、各両展三拝。

次他山住持、」東堂西堂、或問訊、或触礼。依人差異。次侍者、小」師、大展三拝。主人、無答拝。次沙弥、童行、九拝、」童行或陳橋行者、持主人香合、従主人入堂。侍者』与大衆、礼知事首座後、随大衆入堂、後門排立。逢」主人巡堂、従後門出、到堂前、逢首座礼賀。」（二四オ～二五オ）

如当住者、立西堂上。如東堂西」堂等者、兼入堂、無妨。若雖大衆同時入堂、各依知」事頭首上肩排立也。上堂罷、侍者、行者等、引拝席」横展、当面人事。」

先知事、次頭首、大衆、各両展三拝。

次他山住持、」東堂西堂、或問訊、或触礼。依人差異。次侍者、小」師、大展三拝。主人、無答拝。次沙弥、童行、九拝、」童行或陳橋行者、持主人香合、従主人入堂。侍者』与大衆、礼知事首座後、随大衆入堂、後門排立。逢」主人巡堂、従後門出、到堂前、逢首座礼賀。」（六七ウ～六八ウ）

※寺…「等」ノ左ニ「ヒ（抹消符）」ヲ付シ、上欄外ニ「寺」ト記シテ訂正ス。

①禅林寺本『瑩山清規』

十五日。粥罷、僧堂前南間、向僧」堂、高掛戒臘牌、荘棹香花茶湯供養。僧堂礼賀後、主」人以下大衆、随意焼香、礼拝。此牌者、維那所管也。兼日、打」調之、粥罷、荘厳之。侍者、又打調戒臘牌、同粥罷上堂以前、」法堂東間、向法座高安置、香花供養。十五日晩、僧堂戒牌、」安維那寮。法堂戒牌、安方丈裏。解夏時、又如結夏時、法堂」僧堂、出之。　若夏衆遅参、而如不題戒臘牌、着暫到』位、到半夏、倚本臘次。縦雖耆年宿徳、可守此式。諸山如戒」臘牌、両班不題戒次。別作両行列位、雖列書、当家守天童」浄※和尚戒臘牌式。不問両班勤旧、列戒次耳。」

〈〈天冊一八ウ〉ニ図版アリ。【年中写真45】参照〉」

※戒臘牌寸法、随所雖不定、当寺不大不」小。聊慕　永平牌。」

②大乗寺蔵永享六年書写本

十五日。粥罷、僧堂前南間、向僧堂、高掛戒臘牌。荘」卓香華茶湯供養。僧堂礼賀後、主人以下大衆、随」意焼香、礼拝。此牌者、維那所管。兼日、打調之。粥罷、」荘厳之。侍者、又打調戒臘牌、同粥罷上堂以前、法」堂東間、向法座高安置、香華供養。十五日晩、僧堂」戒臘牌、安維那寮。法堂戒臘牌、安方丈裏。解夏時、」又如結夏時、法堂僧堂、出之。」

若夏衆遅参、而如不題戒臘牌、著暫到位。到半夏、』倚本臘次。縦雖耆年宿徳、可守此式。諸山如戒臘」牌、両班不題戒次。別作両行列位、雖列書、当家守」天童浄和尚戒臘牌式。不問両班勤旧、列戒次耳。」

〈〈二五ウ〉ニ図版アリ。【年中写真46】参照〉」

※戒臘牌寸法、随処」雖不定、当寺不大」不小。聊慕永平牌。』

⑥永光寺蔵光椿書写本

十五日。粥罷、僧堂前南間、向僧堂、高掛戒臘牌。荘」卓香華茶湯供養。僧堂礼賀後、主人以下大衆、随」意焼香、礼拝。此牌者、維那所管。兼日、打調之。粥罷、」荘厳之。侍者、又打調戒臘牌、同粥罷上堂以前、法」堂東門(間カ)、向法座高安置、香華供養。十五日晩、僧堂」戒臘牌、安維那寮。法堂戒臘牌、安方丈裏。解夏時、」又如結夏時、法堂僧堂、出之。」

若夏衆遅参、而※如不題戒臘牌、著暫到位。到半夏、』倚本臘次。縦雖耆年宿徳、可守此式。諸山如戒臘」牌、両班不題戒次。別作両行列位、雖列書、当家守」天童浄和尚戒臘牌式。不問両班勤旧、列戒次耳。」

〈〈六九オ〉ニ図版アリ。【年中写真47】参照〉」

※戒臘牌寸法、随処」雖不定、当寺不大」不小。聊慕永平牌。』

禅林公用」

（天冊一八オ～ウ）

次首座、引大衆、往庫下、礼知事、触礼三拝。次書記等、在堂前、」礼首座、触礼三拝。次首座、引大衆、巡堂寄位。次知事、入堂」焼香、大展三拝。礼首座、触礼三拝。巡堂出。次主人、入堂焼」□(香)、大展三拝。巡堂一匝回礼、触礼三拝出。首座、送出還入、与』□□(大衆)大展三拝。是礼了也。次各人事、任意。次巡寮、自庫下東」西両廊、及衆寮諸寮、皆巡寮一匝。大衆、皆加巡、到法堂、問訊」主人、深問訊別。主人、在法堂、待大衆。　天童和尚古儀也。或大」衆、送方丈、不妨。

※浄…コノ行ノ上欄外ニ「戒臘牌／牓」アリ。

※戒臘牌～禅林公用…図版ノ下ニアリ。

（二五オ～ウ）

次首座、引大衆、往庫下、礼知事、触礼三拝。次書記」等、在堂前、礼首座、触礼三拝。次首座、引大衆、巡堂」寄位。次知事、入堂焼香、大展三拝。礼首座、触礼三」拝。巡堂出。次主人、入堂焼香、大展三拝。巡堂一」匝回礼、触礼三拝出。首座、送出還入、与大衆大展」三拝。是礼了也。　次各人事、任意。次巡寮、自庫下」東西両廊、及衆寮諸寮、皆巡寮一匝。大衆、皆加巡、」到法堂、問訊主人、深問訊別。主人、在法堂、待大衆。」天童古儀也。或大衆、送方丈、不妨。

※戒臘牌～聊慕永平牌…図版ノ下ニアリ。

（六八ウ～六九オ）

次首座、引大衆、往庫下、礼知事、触礼三拝。次書記」等、在堂前、礼首座、触礼三拝。次首座、引大衆、巡堂」寄位。次知事、入堂焼香、大展三拝。礼首座、触礼三」拝。巡堂出。次主人、入堂焼香、大展三拝。巡堂一」匝回礼、触礼三拝出。首座、送出還入、与大衆大展」三拝。是礼了也。　次各人事、任意。次巡寮、自庫下」東西両廊、及衆寮諸寮、皆巡寮一匝。大衆、皆加巡、」到法堂、問訊主人、深問訊別。主人、在法堂、待大衆。」天童古儀也。或大衆、送方丈、不妨。

※而…「面」ノ左ニ「ヒ（抹消符）」ヲ付シ、上欄外ニ「而」ト記シテ訂正ス。

※戒臘牌～聊慕永平牌…図版ノ下ニアリ。

①禅林寺本『瑩山清規』

遶寺際、微音誦　消災呪。毎寮、〻主、出迎、」接主人。〻〻、各焼香聖像出、寮主、必出送之。即加随而歩列。悉」上方丈、問訊散。四節、皆同。次楞厳会。堂荘厳畢、先大殿」正面、出楞厳会図。次令行者〈堂司供司〉、報主人、両班及廊下、楞厳」会案内。各打諸寮前板三下。自東廊諸寮、山門、西廊及衆」寮、首座寮、方丈、庫下、打板了、堂前鳴小鐘子三会。衆集、」先見図排立。」

〈天冊一九オ〉ニ図版アリ。【年中写真50】参照』

先主人焼香、次都寺焼香、□（次）維那焼香。主人、大展三拝、跪炉。維那、」出班（※）宣疏云、」

妙堪惣持不動尊　首楞厳王世希有」

銷我億劫顛倒想　不歴僧祇獲法身」

南閻浮提大日本国加州　庄、山　寺開闢〈某甲〉等、」

②大乗寺蔵永享六年書写本

遶寺際、微音誦」消災呪。毎寮、寮主、出迎、接主人。主人、各焼香聖像』出、寮主、必出送之。即加随而歩列。悉上方丈、問訊」散。四節、皆同。」

次楞厳会。堂荘厳畢、先大殿正面、出楞厳会図。次」令行者堂司供司、報主人、両班及廊下、楞厳会案」内。各打諸寮前版三下。自東廊諸寮、山門、西廊及」衆寮、首座寮、方丈、庫下、打版了、堂前鳴小鐘子三」会。衆集、先見図排立。』

〈二七オ〉ニ図版アリ。【年中写真51】参照』

先主人焼香、次都寺焼香、次維那焼香。次主人、大」展三拝、跪炉。維那、出班宣疏云、」

妙湛総持不動尊　首楞厳王世希有」

銷我億劫顛倒想　不歴僧祇獲法身」

南閻浮提大日本国北陸道能州酒井保、

⑥永光寺蔵光椿書写本

遶寺際、微音誦」消〈災〉呪。毎寮、寮主、出迎、接主人。主（※）人各焼香聖像』出、寮主、必出送之。即加随而歩列。悉上方丈、問訊」散。四節、皆同。」

次楞厳会。堂荘厳畢、先大殿正面、出楞厳会図。次」令行者堂司供司、報主人、両班及廊下、楞厳会案」内。各打諸寮前版三下。自東廊諸寮、山門、西廊及」衆寮、首座寮、方丈、庫下、打版了、堂前鳴小鐘子三」会。衆集、先見図排立。　主（※）光椿』

〈七〇ウ〉ニ図版アリ。【年中写真52】参照』

〈七一オ〉ハ白紙』

先主人焼香、次都寺焼香、次維那焼香。次主人、大」展三拝、跪炉。維那、出班宣疏云、」

妙湛総持不動尊　首楞厳王世希有」

銷我億劫顛倒想　不歴僧祇獲法身」

今当法王禁足之辰。正是釈子護生之日。叢林、依旧建」楞厳勝会、誦秘蜜神呪者。」

右潜以、楞厳勝会、本師釈迦如来、湧宝光ヲ於無見頂相ニ、覆」舌相ヲ於大千沙界、照十方仏土、集一切諸仏、令無数恒沙之菩薩、説」二十五種之円通。独以観音菩薩之得処、殊為聞声悟道之表準。」□遂演説秘蜜神呪、正闡示開悟直道ヲ。楞厳勝会ハ、肇リ於此会、長」〔期誦祝〕、専於此呪、約日限ヲ於百日ニ、結人数於什員。仏祖有九旬』〔安居之〕□旧規、叢林建三月行道之勝会〈矣〉。」

仏祖賢聖照鑑　謹疏〈三宝印〉」

竜天護法加護　謹疏〈三宝印〉」

元亨四年四月十五日、五十四世法孫

※本師如来円通教主〈穀漏子〉」

南閻浮提大日本国北陸道加州

郡　庄　山　寺〈某甲〉謹封」

楞厳勝会十方三宝」

洞谷山永光禅寺開闢〈某甲〉等、」

今当法王禁足之辰ニ、正ニ是レ釈子護生ノ之日ナリ。業林、」依テ旧ニ建テ楞厳勝会ヲ、誦ス秘密神呪ヲ者。」

右潜カニ以、楞厳勝会ハ、本師釈迦如来、湧シ宝光ヲ於無見」頂相ニ、覆フ舌相ヲ於大千沙界ニ、照ス十方仏土ヲ。集テ一切ノ諸」仏ヲ、令ム無数恒沙之菩薩ヲ、説中二十五種之円通ヲ。独リ以テ』観音菩薩ノ之得処ヲ。殊ニ為ス聞声悟道之表準ヲ。遂ニ演ス説コト」秘密神呪ヲ、正ク闡ス示開悟直道ヲ。楞厳勝会ハ、肇リ於此ノ会ヨリ、」長期誦呪ハ、専モノハラナリ於此ノ呪ヲ。約シ日限ヲ於百日ニ、結ス人数ヲ於什」員ニ。仏祖有テ九旬安居之旧規ニ、叢林建ツ三月行道之」勝会ヲ。

謹疏。」

仏祖賢聖照鑑　謹疏」

龍天護法加護

元亨四年四月十五日、五十四世法孫

嗣祖比丘〈某甲〉等、謹疏」

南閻浮提大日本国北陸道能州酒井保

洞谷山永光禅寺開闢〈某甲〉等、」

今当法王禁足之辰ニ・正ニ是レ釈子護生ノ之日ナリ・叢林、」依テ旧ニ建テ楞厳勝会ヲ・誦スル秘密神呪ヲ者ナリ。」

右潜カニ以レハ・楞厳勝会・本師釈迦如来・湧シ宝光於無見」頂相ニ・覆フ舌相於大千沙界ニ・照シテ十方仏土ヲ・集テ一切ノ諸」仏ヲ・令ム無数恒沙之菩薩ヲ・説カ中二十五種之円通ヲ・独リ以テ』観音菩薩之得処ヲ・殊ニ為ス聞声悟道之表準ト・遂ニ演シ説シ」秘密神呪ヲ・正ニ闡ス示開悟ノ直道ヲ・楞厳勝会、肇マリ於此ノ会ヨリ・」長期誦呪、専トス於此ノ呪ヲ・約シ日限於百日ニ・結ム人数・於什」員ニ・仏祖有リ九旬安居之旧規・叢林建ツ三月行道之」勝会ヲ。　謹テ疏。」

仏祖賢聖照鑑　謹テ疏」

龍天護法加護

元亨四年四月十五日　五十四世法孫

嗣祖比丘〈某甲〉等、謹疏」

①禅林寺本『瑩山清規』

（天冊一八ウ～二〇オ）

※道ヲ…「ヲ」ノ左、「ノ」アルヵ。

※出班…コノ行ノ上欄外ニ「結夏」（別筆）アリ。

※本師如来～十方三宝…【年中写真55】参照。

②大乗寺蔵永享六年書写本

※本師如来　円通教主
楞厳勝会　十方三宝　南閻浮提大日

本国北陸道能州酒井保洞谷山永光寺開闢某甲等（謹）（封）』

（二六オ～二八オ）

※本師如来～某甲等（謹）（封）…【年中写真56】参照。

⑥永光寺蔵光椿書写本

（黄紙）

※本師如来　円通教主
楞厳勝会（印）　十方三宝　南閻（印）浮提大日

本国北陸道能州洞谷山（印）永光寺開闢〈某甲（印）〉等（謹）（封）』

（六九ウ～七二オ）

※主…「人人」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、同行末ニ「主（上）」トアル指示ヲ反映シテ移ス。

※主光椿…文字上ニ朱印「光椿」アリ。「年中行事」冒頭ノモノト同ジ。

※南閻（印）…以下、文字ノ間ノ「印」字ハ全テ朱筆。

※辰（トキニ）一…以下、「・」ガ底本ニ付サレテイル場合ハ、句読点ニ代エテコレヲ付ス。「・」ハ全テ朱筆。

※本師如来～〈某甲（印）〉等（謹）（封）…【年中写真57】参照。

疏読了、楞厳頭、啓唱了、仏母誦之曰、」

尒時世尊、従肉髻中、涌百宝光。〻中涌出、千葉宝蓮。有化」如来、坐宝華中、頂放十道、百宝光明。一〻光明、皆遍示現、十」恒河沙、金剛蜜迹。擎山持杵、徧虚空界。大衆仰観、畏愛」兼抱、求仏哀祐、一心聴仏。無見頂相、放光如来、宣説神呪。」(朱筆)南無薩怛他蘇伽多耶。楞厳頭、唱摩訶般若波羅蜜。呪』毎段、維那、焼香。呪了、維那、回向云、(朱筆)〽円覚伽藍、身心安居、十界」和同。諷誦　大仏頂万行首楞厳秘蜜神呪功徳鴻因、回向」

真如実際、無上仏果、無見頂相、化諸如来、五〻円通、一切諸尊、(※)」護法竜天、三界万霊、大梵天王、天帝四王、伊勢大神宮、八幡(大)□」菩薩、当道前後気比気多、仏法大統領白山妙理大権現、護」伽藍神、十八善神、招宝七郎大権修利菩薩、打給青面使」者、給仕白衣天子、護法多門(開カ)天、供給迦羅天、

疏読了、楞厳頭、啓唱了、仏母誦之曰、」

爾時世尊、従肉髻中、涌百宝光。光中涌出、千葉宝」蓮。有化如来、坐宝華中、頂放十道、百宝光明。一一」光明、皆徧示現、十恒河沙、金剛密迹。擎山持杵、徧」虚空界。大衆仰観、畏愛兼抱、求仏哀祐、一心聴仏。」無見頂相、放光如来、宣説神呪。」

南無薩怛他蘇伽多耶。」

楞厳頭、唱摩訶般若波羅蜜。」

呪毎段、維那、焼香。呪了、維那、回向云、」

円覚伽藍、身心安居、十界和同。諷誦大仏頂万行』首楞厳秘密神呪功徳鴻因、回向」

真如実際、無上仏果、無見頂相、化諸如来、五五円」通、一切諸尊、護法竜天、三界万霊、大梵天王、」天帝四王、　伊勢大神宮、八幡大菩薩、」当道前後気比気多、仏法大統領白山妙理大」権現、護伽藍神、十八善神、

疏読了、楞厳頭、啓唱了、仏母誦之曰、」

爾時世尊、従肉髻中、涌百宝光。光中涌出、千葉宝」蓮。有化如来、坐宝華中、頂放十道、百宝光明。一一」光明、皆遍示現、十恒河沙、金剛密迹。擎山持杵、徧」虚空界。大衆仰観、畏愛兼抱(※ハウ)、求〆仏ノ哀祐、一心聴仏。」無見頂相、放光如来、宣説神呪。」

南無薩怛他蘇伽多耶。」

楞厳頭、唱摩訶般若波羅蜜。」

呪毎段、維那、焼香。呪了、維那、回向云、」

円覚伽藍、身心安居、十界和同。諷誦大仏頂万行』首楞厳秘密神呪功徳鴻因、回向」

真如実際、無上仏果、無見頂相、化諸如来、五五円」通、一切諸尊、護法竜天、三界万霊、大梵天王、」天帝四王、　伊勢大神宮、　八幡大菩薩、」当道前後気比気多、仏法大統領白山妙理大」権現、護伽藍神、十八

①禅林寺本『瑩山清規』

合堂真宰、一切聖」造、当山旧鎮守稲荷大明神、当山土地気多大菩薩、当国当」庄惣社別社、六十余州三千余座、今年歳分、主執陰陽、権」□(衡)造化、合山清衆、本命元辰、本寺檀那、諸堂檀越、結縁諸檀、」〔本命曜〕宿、当年嘱(属カ)星、行役(疫カ)流神、南方火徳星□(君)、火部星衆。』〔所冀〕、□□(皇風)永扇、仏日増輝、国土安寧、法輪常転、一衆咸安、得」□(遂)安居、山門繁昌、檀信帰崇、諸檀施主、福寿増長、法界衆」生、同円種智者。十方三世一切諸仏、、。」

自次日、一衆同音諷誦常回向、此叢林通儀。此回向、或牌上書、或」毎年書之、殿上貼在。若住持不出仕者、上知事、必如主人首」尾拝、不可闕。夏中、楞厳会出仕、不可懈怠。主人、維那」、常可照管。」

※上来現前比丘衆　諷誦楞厳秘蜜呪

②大乗寺蔵永享六年書写本

招宝七郎大権修」利菩薩、打給青面使者、給仕白衣天子、」

護法多門(聞カ)天、供給迦羅天、合堂真宰、一切聖造、」当山旧鎮守稲荷大明神、当山土地気多大菩」薩(薩カ)、当国当保総社別社、六十余州三千余座、』今年歳分、主執陰陽、権衡造化、合山清衆、本命」元辰、本寺檀那、諸堂檀越、結縁諸檀、本命曜宿、」当年属星、行疫流神、南方火徳星君、火部星衆。」所冀、皇風永扇、仏日増輝、国土安寧、法輪常転、」一衆咸安、得遂安居、」

山門繁昌、檀信帰崇、諸檀施主、福寿増長、法界衆」生、同円種智者。十方三世云云。」

自次日、一衆同音諷誦常回向、此叢林通儀。此回」向、或牌上書、或毎年書之、殿上貼在。若住持不出」仕者、上知事、必如主人首尾拝、不可闕。夏中、楞厳』会出仕、不可懈怠。主人、

⑥永光寺蔵光椿書写本

善神、招宝七郎大権修」利菩薩、打給青面使者、給仕白衣天子、」

護法多門(聞カ)天、供給迦羅天、合堂真宰、一切聖造、」当山旧鎮守稲荷大明神、当山土地気多大菩」薩、当国当保総社別社、六十余州三千余座、』今年歳分、主執陰陽、権衡造化、合山清衆、本命」元辰、本寺檀那、諸堂檀越、結縁諸檀、本命曜宿、」当年属星、行疫流神、南方〈火〉徳星君、〈火〉部星衆。」所冀、皇風永扇、仏日増輝、国土安寧、法輪常転、」一衆咸安、得遂安居、」

山門繁昌、檀信帰崇、諸檀施主、福寿増長、法界衆」生、同円種智者。十方三世〈云云〉。」

自次日、一衆同音諷誦常回向、此叢林通儀。此回」向、或牌上書、或毎年書之、殿上貼在。若住持不出」仕者、上知事、必如主人首尾拝、不可闕。夏

回向護法衆竜天」土地伽藍諸聖造
三塗八難倶離苦　四恩三有尽霑恩」
国界安寧兵革銷　風調雨順民康楽
一衆薫修希勝進」十(※地頓超)□□□無難事
山門鎮静絶非虞　檀信帰崇増福(慧)□」
十方三世一切諸仏　諸尊菩薩摩訶薩
摩訶般若波羅蜜』
（天冊二〇オ～二一オ）

※尊…下、文字ノ抹消（「法」カ）アリ。
※上来…コノ行ノ上欄外ニ「円」（別筆）アリ。
※十(地)□～福(慧)□…コノ一文、行間ニ補筆ス。

十五日。斎次、都寺、維那、□(侍)者三人、同詣首座以下可秉払」人〻寮、都維那、常可照管。」
上来現前比丘衆　諷誦楞厳秘密呪」
回向護法衆龍天　土地伽藍諸聖造」
三塗八難倶離苦(※)　四恩三有尽霑恩」
国界安寧兵革銷　風調雨順民康楽」
一衆薫修希勝進　十地頓超無難事」
山門鎮静絶非虞　檀信帰崇増福慧」
十方三世一切仏　諸尊菩薩摩訶薩」
摩訶般若波羅蜜」
（一八ウ～三〇オ）

※苦…「若」ト誤記シタモノヲ修正ス。

十五日。斎次、都寺、維那、侍者三人、同詣首座以下』可秉払人人寮、都中、楞厳』会出仕、不可懈怠。主人、維那、常可照管。」
上来現前比丘衆　諷誦楞厳秘密呪」
回向護法衆龍天　土地伽藍諸聖造(※)」
三塗八難倶離苦　四恩三有尽霑恩」
国界安寧兵革銷　風調雨順民康楽」
一衆薫修希勝進　十地頓超無難事」
山門鎮静絶非虞　檀信帰崇増福恵」
十方三世一切仏　諸尊菩薩摩訶薩」
摩訶般若波羅蜜　〈真歇(※和)禾上御製〉」
（七二ウ～七四オ）

※抱(ハウ)、求メ仏ノ…振仮名・訓点ハ後筆ト思ワレル。
※造…下、「像」アリ。
※〈真歇禾上御製〉…『龍泰寺行事次序』にも、「〈真歇和尚御製〈云云〉〉」とある（『続曹洞宗全書』清規・一〇七頁）。

十五日。斎次、都寺、維那、侍者三人、同詣首座以下』可秉払人人寮、都

①禅林寺本『瑩山清規』

寺、焼香、触礼三拝。維那、度牌、侍者、度払。維那、掛」牌於堂前、度払於聖僧侍者。晩間、荘法堂、如上堂。打鼓」集衆、問訊問話、如上堂。但有主人問訊。十五日、僧堂雖可□有大座煎点、布薩依不可略。十六日。主人、就雲堂、請知事頭」首、煎点。茶牓、斎時三下以後、呈首座及知事、貼在堂前」北頬柱牓板。侍者所管也。牓云、堂頭和尚※一、今晨斎退、」就雲堂、煎点一中、三特為四首座、聊旌結制之儀。」諸知事五大衆光伴」

今月　日　侍者〈某甲（請客侍者名字也）〉承順謹白〈必七行書也〉」

（天冊二二ウ）

※一堂…以下、文字ノ右ニ記サレル数字ハ全テ朱筆。

②大乗寺蔵永享六年書写本

寺、焼香、触礼三拝。維那、度牌、侍」者、度払。維那、掛牌於堂前、度払於聖僧侍者。晩間、」荘法堂、如上堂。打鼓集衆、問訊問話、如上堂。但有」主人問訊。　十五日、僧堂雖可有大座煎点、布薩」依不可略。十六日。主人、就雲堂、請知事頭首、煎点。」茶牓、斎時三下以後、呈首座及知事、貼在堂前北」頬柱牌板。侍者所管也。牓云、」

堂頭和尚、今晨斎退※、」就雲堂、煎点一中、」特為』首座、聊旌結制之儀。」諸知事」大衆光伴」

今月　日　侍者某甲承順謹白※」

（三〇オ～三一オ）

※退…下、文字ノ抹消（「〈必七行書之

⑥永光寺蔵光椿書写本

寺、焼香、触礼三拝。維那、度牌、侍」者、度払。維那、掛牌於堂前、度払於聖僧侍者。晩間、」荘法堂、如上堂。打鼓集衆、問訊問話、如上堂。但有」主人問訊。　十五日、僧堂雖可有大座煎点、布薩」依不可略。十※六日。主人、就雲堂、請知事頭首、煎点。」茶牓、斎時三下以後、呈首座及知事、貼在堂前北」頬柱牌板。侍者所管也。牓云、」

堂頭和尚、今晨斎退〈必七行書之也〉、」就雲堂、煎点一中、」特為』首座、聊旌結制之儀。」諸知事」大衆光伴」

今月　日　侍者〈某甲〉承順謹白〈請客侍者／名字也〉」

（七四オ～七五オ）

〔時至、鳴庫〕前鼓、衆集。頭侍者、行礼。〻者、如知事礼。無主人』〔問訊而已〕。□(但)後門右脇、在監寺座。前門右脇、在都寺座。先」□(問)訊特為、次問訊監寺、次問訊都寺、次問訊書記、巡堂一匝。」堂外在暫到、巡堂。不然者、知事頭首、皆接堂裏、無堂前礼。」

〈天冊一二オ〉ニ図版アリ。【年中写真61】参照』

礼了、特為、進両展三拝、謝茶也。首座出後、又都寺、監寺、」進賀謝、両展三拝出。主人、皆進歩、送之還入、又着椅。相伴」焼香、巡堂。出盞橐後、□(中)台焼香一炷。鳴庫前鼓三下、〻』床、普同揖問訊、帰方丈。□(首)座都寺以下大衆、皆上方丈、賀謝」問訊。主

也〉」カ）アリ。

※白…下、文字ノ抹消（〈請客侍者／名字

也〉カ）アリ。

時至、鳴庫前鼓、衆集。頭侍者、行礼。礼者、如知事礼。」無主人問訊而已。但後問右脇、在監寺座。前門右」脇、在都寺座。先問訊特為、次問訊監寺。次問訊都」寺、次問訊書記、巡堂一匝。堂外在暫到、巡堂。不然」者、知事頭首、皆接堂裏、無堂前礼。』

〈三一ウ〉ニ図版アリ。【年中写真62】参照』

礼了、特為、進両展三拝、謝茶也。首座出後、又都寺、」監寺、進賀謝、両展三拝出。主人、皆進歩、送之還入、」又著椅。相伴焼香、巡堂。出盞橐後、中台焼香一炷。」鳴庫前鼓三下、下牀、普同揖問訊、帰方丈。首座都」寺以下大衆、皆上方丈、賀謝問訊。主人、在法堂西」間、待大衆上、問訊散。四

※十…線ヲ一本抹消シテ「十」ニ訂正シ、右

ニ「十」ト傍記ス。

時至、鳴庫前鼓、衆集。頭侍者、行礼。礼者、如知事礼。」無主人問訊而已。但後門右脇、在監寺座。前門右」脇、在都寺座。先問訊特為、次問訊監寺、次問訊都」寺、次問訊書記、巡堂一匝。堂外在暫到、巡堂。不然」者、知事頭首、皆接堂裏、無堂前礼。』

〈七五ウ〉ニ図版アリ。【年中写真63】参照』

礼了、特為、進両展三拝、謝茶也。首座出後、又都寺、」監寺、進賀謝、両展三拝出。主人、皆進歩、送之還入、」又著椅。相伴焼香、巡堂。出盞橐後、中台焼香一炷。」鳴庫前鼓三下、下牀、普同揖問訊、帰方丈。首座都」寺以下大衆、皆上方丈、賀謝問訊。主人、在法堂西」間、待大衆上、問訊散。四

①禅林寺本『瑩山清規』

人、在法堂西間、待大衆上、問訊散。四節、皆如此。侍者、」必請主人坐具行礼。新請名徳首座時、又就僧堂大座煎一点時、又同此式。所謂、他山西堂若我(或乞)掛牌、首座重請時、尽礼請」之。

（天冊二一ウ～二二ウ）

〈(朱筆)次十七日。都寺一人、若監寺一人、又就雲堂、煎点。主人、不行礼」時者、知事共、略之。牓者、十四日公界礼牓、些(一※)子書換。是之七行書也。」所謂、都寺比丘〈某甲〉、(一)今晨斎退、

②大乗寺蔵永享六年書写本

節、皆如此。侍者、必請主人」坐具行礼〈倚椅左辺問訊、請／云、請和尚坐具〉。新請名徳首座時、又」就僧堂大座煎点時、又同此式。所謂、他山西堂若」或挂牌、首座重請時、尽礼請之。」

（三一オ～三二オ）

次十七日。都寺一人、若監寺一人、又就雲堂。煎点。』主人、不行礼時者、知事共、略之。牓者、十四日公界」礼牓、些子書換之。七行書也。所謂、」

都寺比丘某甲、」

⑥永光寺蔵光椿書写本

節、皆如此。侍者、必請主人」坐具行礼〈倚椅左辺問訊、請／云、請和尚坐具〉。新請名徳首座時、又」就僧堂大座煎点時、又同此式。所謂、他山西堂若」或挂牌、首座重請時、尽礼請之。」

（七五オ～七六オ）

次十七日。都寺一人、若監寺一人、又就雲堂、煎点。』主人、不行礼時者、知事共、略之。牓者、十四日公界」礼牓、些子書換之。七行書也。所謂、」

都寺比丘某甲、」

就雲堂、煎点一中、」
特為(三)　首座禅師、聊旌結制陳賀之儀。
大衆(四)　光伴(五)」
今月日(六)　都寺比丘〈某甲〉謹白(七)」
〔(監寺)〕榜、同之。但斎時打呈。木魚
以前入堂、焼香聖僧、礼三拝、」
〔(巡堂一匝、即)〕貼牓。行礼、一如前
日。但不打放参鐘。打庫前雲(鼓三下而已)〕。
（天冊二二ウ～二三オ）

※一都…以下、文字ノ右ニ記サレル数字ハ全テ朱筆。

〔(朱筆)〕次十八日。首座行礼。特為書記。
此者用状。紙八寸、」〔(文字)〕不過五
分。状式礼数、一如知事。但報書記呪
願。在知事対」床南頬板頭、喫食。状
貼下間牓板上。状必九行書也。」

今晨斎退、就雲堂、煎点一中、」
特為」
首座禅師、聊旌結制陳賀之儀。」
大衆」
光伴」
今月　日　都寺比丘某甲謹白」
監寺牓、同之。但斎時打呈。木魚以前
入堂、焼香聖』僧、礼三拝、巡堂一
匝、即貼牓。行礼、一如前日。但不」
打放参鐘。打庫前雲鼓三下而已。」
（三二オ～三三オ）

次十八日。首座行礼。特為書記。此者
用状。紙八寸、」文字不過五分。状式
礼数、一如知事。但報書記呪」願。在
知事対床南頬板頭、喫食。状貼下間牓
板上。」状必九行書也。」

今晨斎退、就雲堂、煎点一中、」
特為」
首座禅師、聊旌結制陳賀之儀。」
大衆」
光伴」
今月日　都寺比丘某甲謹白」
監寺牓、同之。但斎時打呈。木魚以
前入堂、焼香』
聖僧、礼三拝、巡堂一匝、即貼牓。行
礼、一如前日。但」不打放参鐘。打庫
前雲鼓三下而已。」　（七六オ～七七オ）

次十八日。首座行礼。特為書記。此者
用状。紙八寸、」文字不過五分。状式
礼数、一如知事。但報書記呪」願。在
知事対座南頬板頭、喫食。状貼下間牓
板上。」状必九行書也。」

①禅林寺本『瑩山清規』

□[一]首座比丘〈某甲〉、今[二]※晨斎退、就[三]雲堂、煎点一中、特[四]為」
[五]書記禅師、聊旌　結[六]制同居陳賀之儀、
[七]伏請　諸知事」
[八]大衆光伴　今[九]※月日　首座比丘〈某甲〉
状謹白」
〈穀漏紙、同貼在状端。必書赤紙。
押状上也〉」
※状請　書記禅師　首座比丘〈某甲〉
謹封」
書記、蔵主、次第追日、行礼。書記、
特為蔵主、又特為首座。若有前」後堂
両首座、前堂特為後堂、皆用状。維
那、知客等、行礼。在後架、」照堂、
行礼。夏中日〻、寮主、在衆寮、行
礼。芙蓉者、置通衆随意」喫□[茶]。□[永]平
※寺依此儀、把針所寮主、毎日煎湯、通
衆、随意喫湯[喫]。」当山、又随此式。但
毎日、衆寮□湯次、一日、読亀鏡文、
十一日、読寮』中清規、廿一日、読参

②大乗寺蔵永享六年書写本

首座比丘某甲、」
今晨斎退、」
就雲堂、煎点一中、」
特為』
書記禅師、聊旌」
結制同居陳賀之儀、」
伏請」
諸知事大衆光伴」
今月日　首座比丘〈某甲〉状謹白」
穀漏子、同貼在状端。必書赤紙。押状
上也。」
※状請　書記禅師　首座比丘某甲謹
封」
書記、蔵主、次第追日、行礼。書記、
特為蔵主、又特為」首座。若有前後堂
両首座、前堂特為後堂、皆用状。」維
那、知客等、行礼。在後架、照堂、行
礼。夏中日日、寮』主、衆寮行礼。芙
蓉者、置通衆随意喫茶。永平寺依」此
儀、把針処寮主、毎日煎湯、通衆、随

⑥永光寺蔵光椿書写本

首座比丘某甲、」
今晨斎退、」
就雲堂、煎点一中、」
特為』
書記禅師、聊旌」
結制同居陳賀之儀、」
伏請」
諸知事大衆光伴」
今月　日　首座比丘某甲状謹白」
穀漏子、同貼在状端。必書赤紙。押状
上也。」
※状請　書記禅師〈赤紙〉首座比丘某
甲謹封」
書記、蔵主、次第追日、行礼。書記、
特為蔵主、又特為」首座。若有前後堂
両首座、前堂特為後堂、皆用状。」維
那、知客等、行礼。在後架、照堂、行
礼。夏中日日、寮』主、衆寮行礼。芙
蓉者、置通衆随意喫茶。永平寺依」此
儀、把針処寮主、毎日煎湯。通衆、随

大己。□(毎)月如此。若夏中許不好(妨カ)。廿日。打鈑、」普請坐禅。」

（天冊二三オ～ウ）

※今(二)…以下、文字ノ右ニ記サレル数字ハ全テ朱筆。

※今(九)…「年」ノ上ニ記シテ訂正ス。

※状請～謹封…【年中写真66】参照。

※寺…「イ」ノ上ニ記シテ訂正ス。

五月五日。称端午。上堂、庫下若在点心、或粽等。」

六月一日。称半夏節。若上堂次、報放下坐禅由。即随意坐禅」也。不打鈑而已。楞厳会図、出之。遅参衆、著本臘次。若半夏以後」遅参衆、又著新戒位、自解夏着本臘次。半夏、或法堂、

意喫湯、当山、」又随此式。但毎日、衆寮喫湯次、一日、読亀鏡文、十」一日、読寮中清規、廿一日、読参大己。毎月如此。若」夏中許不妨。廿日。打鈑、普請坐禅。」

（三三オ～三四オ）

※状請～謹封…【年中写真67】参照。

五月五日。称端午。上堂、庫下若在点心、或粽等。」

六月一日。称半夏節。若上堂次、報放下坐禅由。即」随意坐禅也。不打鈑而已。楞厳会図、出之。遅参衆、」著本臘次。若半夏以後遅参衆、又著新戒位、自解」夏著本臘次。半夏、或法

意喫湯。当山、」又随此式。但毎日、衆寮喫湯次、一日、読亀鏡文、十」一日、読寮中清規、廿一日、読参大己。毎月如此。若」夏中許不妨。廿日。打鈑、普請坐禅。」

（七七オ～七八オ）

※状請～謹封…【年中写真68】参照。

五月五日。称端午。上堂、庫下若在点心、或粽等。」

六月一日。称半夏節。若上堂次、報放下坐禅由。即」随意坐禅也。不打鈑而已。楞厳会図、出之。遅参衆、」著本臘次。若半夏以後遅参衆、又著新戒位、自解」夏著本臘次。半夏、或法

①禅林寺本『瑩山清規』

若方丈」斉（斎カ）、立中座、接名徳等、之曰中筵斎。或施主、接之。六月中、僧堂」□（曬）薦普請。白槌巡堂、打鼓等、如仏生会普請。衆寮薦曬同。〔自六月〕一日、或淋汗、隔日沐浴也。或六日沐浴、中一度沐浴。又宜」〔除施主〕臨時沐浴也。又自六月一日、堂中斎時、打扇。〻〻法者、」〔自六月一日〕、聖僧脇、左柱掛住扇牌。遍槌後、打扇。行者二人、或』〔四人、同持扇〕入堂、聖僧前問訊、上下間相別打扇。折水桶出後、」〔頭行者〕、持扇柄、打住扇一下。諸行、聞之、皆住扇。如前当面問訊、出」〔堂〕。（天冊二三ウ～二四オ）

②大乗寺蔵永享六年書写本

堂、若方丈斎、立中座、接名』徳等、之曰中筵斎。或施主、接之。六月中、僧堂曬」薦普請。白槌巡堂、打鼓等、如仏生会普請。衆寮薦」曬同。自六月一日、或淋汗、隔日沐浴也。或六日沐」浴、中一度沐浴。又宜除施主臨時沐浴也。又自六」月一日、堂中斎時、打扇。打扇法者、自六月一日、聖」僧脇、左柱掛住扇牌。遍槌後、打扇。行者二人、或四」人、同持扇入堂、聖僧前問訊、上下間相別打扇。折」水桶出後、頭行者、持扇柄、打住扇一下。諸行、聞之、」皆住扇。如前当問（面脱カ）訊、出堂。」（三四オ～ウ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

堂、若方丈斎、立中座、接名』徳等、之曰中筵斎。或施主、接之。六月中、僧堂曬」薦普請。白槌巡堂、打鼓等、如仏生会普請。衆寮薦」曬同。自六月一日、或淋汗、隔日沐浴也。或六日沐」浴、中一度沐浴。又宜除施主臨時沐浴也。又自六」月一日、堂中斎時、打扇。打扇法者、自六月一日、聖」僧脇、左※柱掛住扇牌。遍槌後、打扇。行者二人、或四」人、同持扇入堂、聖僧前問訊、上下間相別打扇。折」水桶出後、頭行者、持扇柄、打住扇一下。諸行、聞之、」皆住扇。如前当面問訊、出堂。」（七八オ～ウ）

※左…「在」ノ左ニ「ヒ（抹消符）」ヲ付シ、上欄外ニ「左」ト記シテ訂正ス。

七月一日。季初。僧堂巡堂次、主人与大衆、触礼。」
自七月一日、施餓鬼。結縁看経牌、便宜所出之。牓云、」
法王解制之辰、衆僧自恣之日。行道周円、功徳成就。当于此時、」釈尊、説法於忉利、報大術之恩、目連、設食於盆器、救悲母之」苦。嗚呼目連尊者、得神力、見母儀生処、遂救済之。我等、道眼」瞎却、不能見今生恩所生（朱筆）※処、不知受何苦在何悪趣。　・仏言、世人、為子」造多罪、堕在三途、長受苦。然則、彼之受苦者、我等所致也。若不」抜済者、永劫沈淪、有何極〈矣〉。故各住悲愍哀※之心、誦念大乗」経並秘蜜神呪、諸尊宝□号等、回向

七月一日。季初。僧堂巡堂次、主人与大衆、触礼。』
自七月一日、施餓鬼。結縁看経牓、便宜所出之。」
牓云、」
法王解制之辰、衆僧自恣之日。行道周円、功徳成」就。当于此時、釈尊、説法於忉利、報大術之恩、目連、」設食於盆器、救悲母之苦。嗚呼目連尊者、得神力、」見母儀生処、遂救済之。我等、道眼瞎却、不能見今」生恩処、不知受何苦在何悪趣。仏言、世人、為子造」多罪、堕在三途、長受苦。然則、彼之受苦者、我等所」致也。若不抜済者、永劫沈淪、有何極〈矣〉。故各住悲」愍哀之心、誦念大乗経並秘密神

七月一日。季初。僧堂巡堂次、主人与大衆、触礼。』
自七月一日、施餓鬼。結縁看経牓、便宜所出之。」
牓云、」
法王解制之辰、衆僧自恣之日。行道周円、功徳成」就。当于此時、釈尊、説法於忉利、報大術之恩、目連、」設食於盆器、救悲母之苦。嗚呼目連尊者、得神力、」見母儀生処、遂救済之。我等、道眼瞎却、不能見今」生恩処、不知受何苦在何悪趣。仏言、世人、為子造」多罪、堕在三途、長受苦。然則、彼之受苦者、我等所」致也。若不抜済者、永劫沈淪、有何極矣。故各住悲」愍哀志（哀カ）之心、誦念大乗経並秘密神呪、

①禅林寺本『瑩山清規』

十界聖凡之衆、円満報地、』停息苦患。品目、在于後。妙[一※]法蓮華経　梵[二]網菩薩戒経」
孟[三]蘭盆経　仏遺教経[四]　某甲[五]経」
元亨四年七月　日　堂司比丘〈某甲〉敬〈勧／化〉
（天冊二四オ～ウ）

※生処…「所不」ノ間ニ「、、」ヲ付シ、右ニ記シテ補ウ。
※哀…「懇之」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、右ニ記シテ補ウ。
※妙…以下、文字ノ右ニ記サレル数字ハ全テ朱筆。

②大乗寺蔵永享六年書写本

呪、諸尊宝号』等、回向十界聖凡之衆、円満報地、停息苦患。品目、」在于後。」
大乗妙法蓮華経」
梵網菩薩戒経」
孟蘭盆経」
仏遺教経」
某甲経」
元亨四年七月日、堂司比丘某甲敬勧化」
（三四ウ～三五ウ）

⑥永光寺蔵光椿書写本

諸尊宝号等、』回向十界聖凡之衆、円満報地、停息苦患[※]。品目、」在于後。」
大乗妙法蓮華経」
梵網菩薩戒経」
孟蘭盆経」
仏遺教経」
某甲経」
元亨四年七月　日、堂司比丘〈某甲〉敬勧化」
（七八ウ～七九ウ）

※患…下、一文字分ノ文字ヲ抹消シタタメノ空白アリ。

⑤山上氏旧蔵麟広書写本（文亀元年書写）

能州洞谷山永光禅寺行事次序」

開闢　瑩山　紹瑾　記」

正月一日。粥時、必五味粥。歎仏如常。粥時、点茶。」侍者所管也。四所問訊、如常。次首座、往衆寮、与大衆」触礼三拝。是礼始也。侍者小師（ママ）礼、次有志学者礼、次」室中小師礼、次沙弥童行礼。次恒例上堂。侍者問訊、」在之〈四節三節、不可忘也〉。」上堂罷、階下横拝席、先与知事人事、両展三拝也。」次与頭首大衆人事、如前。次侍者人事、大展三拝也。」無答拝。次沙弥童行等礼三拝。』　（一オ）

※以上、『瑩山禅師研究』六九〇頁ニ依ル。以下、『瑩山禅師清規』ニ掲載サレル、⑨トノ校異ヲ引用スル。本稿【凡例】参照。上ハ⑨ノ本文、下ハ⑤ノ本文ヲ示ス。⑨ノ本文ノ該当箇所ト、校異ヲ記シタ行ハ、原

⑦月舟開版『瑩山清規』（延宝五年開版）

加州椙樹林大乗護国禅寺行事次序」

第二世　瑩山　紹瑾　編」

稔中行事」

正月一日。粥ノ時、必ス五味粥アリ。歎偈如レ例。粥ノ時、点茶アリ。侍」者所管也。而四所ノ問訊、如レ常。次ニ首座、往テ二衆寮一ニ、与二大」衆一触礼三拝。是レ礼ノ始也。次ニ侍者小師ノ礼、次ニ有志学」者ノ礼、次ニ室中小師ノ礼、次ニ沙弥童行ノ礼。次ニ恒例ノ上堂。」訖テ歎仏如レ常〈上堂ノ時キ、侍者ノ問訊祝話、在之。四節／三節、不可忘也〉。」上堂罷テ、階下ニ横ヘテ二拝席一ヲ、先ッ与二知事一人事シテ、両展三拝ス也。』次ニ与二頭首大衆一人事、如レ前。次ニ侍者ノ人事、大展三拝」也。無二答拝一。次ニ沙弥童行等ノ礼ハ三拝也。」

次ニ首座、率テ二大衆ヲ、庫前ニシテ与二諸知事一触礼三拝。次ニ首座（脱ヵ）、」在テ二堂前ニ一立二主位一ニ。書記以下大衆、礼スルコト二首

⑨卍山開版『瑩山清規』（延宝九年開版）

瑩山和尚清規巻之下」

年中行事第三」

正月一日。粥時、必ス五味粥ナリ。歎偈如シ常ノ。粥ノ時、点茶アリ。侍者ノ所」管ナリ也。四所ノ問訊、如シ常ノ。次ニ首座、往テ二衆寮一ニ、与二大衆一触礼三拝。」是レ礼ノ始ナリ也。次ニ侍者小師ノ礼、次ニ有志学者ノ礼、次ニ室中小師ノ」礼、次ニ沙弥童行ノ礼。次ニ恒例ノ上堂。侍者ノ問訊有レリ之。四節三」節、不レ可レ忘ル也。　上堂罷、階下ニ横ヘ二拝席一ヲ、先ッ与二知事一人事シテ、両」展三拝也。次ニ与二頭首大衆一人事、如シ前ノ。次侍者ノ人事、大展」三拝也。無二答拝一。次ニ沙弥童行等ノ礼三拝ナリ也。次ニ首座、率テ二大」衆一ヲ、庫前ニ与二諸知事一触礼三拝。次ニ首座、在テ二堂前一ニ立二主位一ニ。書』記以下大衆、礼スルコト二首座一ヲ三拝。首座、引テ二大衆一ヲ、巡堂立定ス。侍者、」加テ二大

則トシテ同行デアル。必要ニ応ジテ位置ノ誤リ等ヲ補正シタ。

即巡堂一匝…「巡堂一匝」ニ作ル。

私師匠…「師匠」ニ作ル。

某甲礼覲…「某甲礼勤」ニ作ル。

寮主他行時者…「寮主他行」ニ作ル。

又貼牓還…「貼牓還」ニ作ル。

座ヲ三拝。首座、」引テ大衆ヲ、巡堂立定ス。侍者ハ加テ大衆ニ、後門ニ立定ス。知事一般、作シテ列レ、入堂焼香、大展三拝シテ、於テ首座ノ前ニ、触礼三拝。」廻礼也。即巡堂一匝シテ、廻ス礼ノ大衆ヲ意ロナリ也。次ニ主人、入堂」焼香、大展三拝、巡堂一匝シテ、為ニ大衆ノ廻礼シテ報フル降下ニ也。」侍者ハ後門ヨリ出、而到テ堂前ニ排立。主人、於テ椅ノ前ニ、為ニ首座』大衆諸知事ノ触礼三拝シテ、廻礼スル也。主人出時キ、首座一」人、送テ主人一、出テ門限ヲ問訊惶恐ス。降下ノ廻礼也。次ニ首座、」帰レ位ニ、与ニ大衆一大展三拝ス。今朝、首座、下テ衆寮ニ礼スル大衆。」廻礼也。公界ノ礼数、如レ此。是レ礼ノ終(脱カ)(ニカ)也。次ニ各人事ス。諸寮ノ」廊下、随テ便宜ノ処ニ、法属法眷、私ノ師匠、乃至郷人、有ラハ志」随レ意人事、到ニ諸寮一ニ。寮主他行ノ時ハ者、貼シテ小牓頭ヲ帰ヘシ。牓ニ」云ク、某甲人事ス。或云ク、某甲礼勤。或ハ云、某甲拝上。或云、」某甲拝礼ト。寮主、

衆ニ、後門ニ立定ス。知事一般、作シテ列レヲ、入堂焼香、大展三拝。」於ニ首座ノ前ニ、触礼三拝。廻礼也。即チ巡堂一匝ス。廻ス礼スル大衆ヲ意ナリ」也。次ニ主人、入堂焼香シテ、大展三拝、巡堂一匝、為ニ大衆ノ廻礼」報降下ナリ也。侍者、後門ヨリ出テ、而到テ堂前ニ排立ス。主人、於テ椅ノ前ニ、為ニ」首座大衆諸知事ノ触礼三拝シテ、廻礼ナリ也。主人出ル時キ、首座一」人、送テ主人ヲ、出テ、門限ヲ問訊惶恐ス。降下ノ廻礼ナリ也。次ニ首座、帰レ位ニ、」与ニ大衆一大展三拝ス。今朝、首座、下テ衆寮ニ礼ス大衆ヲ。廻礼ナリ也。公」界ノ礼数、如シ此ノ。是レ礼ノ終リ也。次ニ各人事ス。諸寮廊下、随テ便宜ノ処ニ、」法属法眷、私ノ師匠、乃至郷人有志、随意ニ人事シテ、到ル諸寮ニ。寮』主他行ノ時キハ者、貼シテ小牓頭ヲ帰ヘシ。牓ニ云、某甲人事。或ハ云ク、某甲礼」覲。或ハ云、某甲拝上。或ハ云ク、某甲拝礼。寮主、見テ此ノ牓頭ヲ、各各」廻礼ス。寮主他行ノ時ハ者、又貼

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

⑦月舟開版『瑩山清規』

見テ二此ノ牓頭一ヲ、各各ニ廻礼ナリ。寮主他行セハ、又」貼レ牓シテ還ヘシ。牓ニ云、某甲廻礼。或ハ云、某甲還礼。或ハ云々、某甲』拝還ト。」（下冊一オ～二ウ）

次ニ就テ二大殿一ニ、祝聖修正ノ両牌、左右ノ柱ニ掛在ス。大牓ヲハ貼二在ス一」正面一。荘厳如法ニシテ、報シテ二主人両班及ヒ廊下堂前一ニ、打レ鐘ヲ三」会スレハ、大衆集定

⑨卍山開版『瑩山清規』

シテ牓ヲ還ルヘシ。牓ニ云、某甲廻礼。或ハ云々、某」甲拝還ト。」（下冊一オ～二オ）

※底本ニハ、⑥永光寺蔵光椿書写本トノ校異ガ記入サレテイルガ、本稿デハ略シタ。

※底本（下冊一オ～二オ）ノ上欄外ニアル、永光寺五〇五世葆巌本光（？～一八五〇）ノ施入識語ヲ以下ニ記ス。二字毎ニ改行シテイルタメ、本稿デハ改丁位置ノミ記シタ。

此之清規、無当山。則似失根本。故吾、新添』此之三巻、置者也。勿紛失、云爾。弘化四未仲春、見住本光代、謹白。（朱印文「北之越中」）□（朱印文「本光」）

次ニ就ク二大殿一ニ。祝聖修正ノ両牌、掛二在ス左右ノ柱一ニ。大牓ハ貼二在ス正面一ニ。」荘厳如スレ法ノ。報シテ二主人両班及ヒ廊下堂前一ニ、打レ鐘ヲ三会スレハ、大衆集」定ス。

焼香三拝…「焼香三拝維那」ニ作ル。
当途王経…「当塗王経」ニ作ル。
遶行三遍…「遶行三遍〈念誦大般若経心経／故経呪名者不定〉」ニ作ル。
山門…「山門」ニ作ル。
撒塩…「蒔塩」ニ作ル。

合堂…「合掌」ニ作ル。
本寺…「本寺」ニ作ル。

罄乗般若之船…コノ一文ナシ。
伝佩総持之印…コノ一文ナシ。
当途王経三巻…「当途王経三巻。経名可随時」ニ作ル。

ス。主人、焼香三拝、維那、諷誦ス当途王経ヲ。」遶行三巻。　三元之牓ニ云ク、」
山門　伏以　元正　啓レ祚ヲ、歳ヽ倍シ
山門ノ光輝ヲ、」万物咸ク新ニシテ、日ヽ賀ス皇道ノ太平ヲ。江湖合セ醤ヲ、山林蒔ク塩ヲ。五」穀為ニ之豊熟シ、六味為レ之調和ス。誠ナルカナ哉、一人有レ慶、兆」民有レ頼。陰徳被ツテ于冥顕ニ、南山恵ミ厚ク、陽報賦イテ于風雨ニ、』北嶽覆フ遠ニ。　上自リ梵釈四王、龍天八部聖衆、中」日〈印〉本国中大小ノ神祇、当境ノ諸神、合堂ノ真宰、本寺檀那、」諸堂檀越、捨田諸檀、結縁道俗、合山清衆、本命元辰、当」年属星、下至ルマテ堅牢地神ニ、真観清浄之観、各明正」眼、梵音海潮之音、同震法雷、妙ニ布キ当途王経之妙」功、普施普門示現之福聚〈矣〉。請大衆、雷同諷経」
当途王経三巻　般若心経　消〈災／印〉神呪」
大悲陀羅尼　歎仏勝会　普賢願品」

主人、焼香三拝、諷誦シテ当途王経ヲ、遶行三遍ナリ。　牓ニ云ク、」
山門　伏シテ以レハ　元正啓テ祚ヲ、歳トシ倍シ山門ノ光輝ヲ、万物咸ク新ニシテ、日ニ」賀ス皇道ノ太平ヲ。江湖合セ醤ヲ、山林撒ス塩。五穀為ニ之カ豊熟シ、六味」為ニ之カ調和ス。誠ナルカナ哉、一人有レハ慶ヒ、兆民有リ頼サイハヒ。陰徳被リ于冥顕ニ、』南山恵ミ厚。陽報賦キ于風雨ヲ、北嶽覆コト遠シ。上自ミ梵釈四王、」龍天八部、中ナカ日本国中大小ノ神祇、当境ノ諸神、合堂ノ真宰、」本寺檀那、諸堂ノ檀越、捨田ノ諸檀、結縁ノ道俗、合山ノ清衆、本」命元辰、当年属星、下至ルマテ堅牢地神ニ、真観清浄ノ之観、各」明カニシ正眼ヲ、梵音海潮ノ之音、同ク震ヒ法雷ヲ、罄ク乗シテ般若ノ之船ニ、妙ニ布キ」当途王経之ノ妙功ヲ、伝テ佩テ総持ノ之印ヲ、普ク施ン普門示現ノ之福」聚ヲ矣。」
請シテ大衆ヲ、雷同諷誦当途王経三巻
〈経ハ者随フ意ニ。開山／末上ノ素意也〉」

| ⑤山上氏旧蔵麟広書写本 | ⑦月舟開版『瑩山清規』 | ⑨卍山開版『瑩山清規』 |
| --- | --- | --- |
| 三朝　二日　三日…「三朝印　二日印　三日印　必可並書」ニ作ル。<br>元亨四年今月日　堂司比丘某甲誌…「元亨印四年今月日年号可随時」ニ作ル。 | ※永年恒規　三〈印ママ〉朝　二〈印ママ〉日　三〈印ママ〉日』<br>右、合山照顧　元亨四年今月日、堂司比丘某甲誌」<br>此牓者、重字半行可書也。分行五十九也。」（下冊二ウ～三ウ） | 永年恒規」<br>三朝　二日　三日』<br>右、合山照顧」<br>元亨四年今月日　堂司比丘某甲誌」（下冊二オ～三オ） |

南閻浮提…「南閻浮提（印）」ニ作ル。
賀嶋郡…「賀島郡」ニ作ル。
洞谷山…「洞谷山（印）」ニ作ル。
沙門紹瑾等…「沙門紹瑾等（印）」ニ作ル。

当途王経…「当塗王経〈経名可／随時〉」ニ作ル。

人皇九十六代…「人皇九十六代今一百余代也」ニ作ル。

日日首尾、焼香三拝。満散ノ日、或ハ有レハ疏、即チ諷誦シ了テ後、主人拝ノ後、坐具ノ」上ニシテ跪ツク炉ニ。維那、出班シテ展レ疏云、」

南閻浮提大日本国〈某道――某州――某郡――〉」某郷〈或城或村〉某山――某寺――何―禅寺開闢、」釈迦牟尼仏幾―世伝灯沙門、法孫嗣祖比丘」〈某諱〉（印）等、」

今遇』

三朝佳節、恭奉為　祝延」

聖寿ヲ。三箇日ノ際タ、率シテ現前ノ大衆ヲ、就テ　覚皇ノ宝殿上ニ、」諷二誦（印）

当途王経三巻ヲ一、諸経呪　以テ修正満」散スル者ナリ。　右キ所ノ集鴻福ハ、祝下献上ル」

日本開闢天照太神、天神七代、地神五代、人皇」一百余代、今上皇帝（印）、本命元辰、当年ノ属星（ズン）、七曜」九曜二十八宿、王城ノ鎮守諸大明神、五畿七道」大小ノ神祇、仏法大統領（ツンリ）白山

日日首尾、焼香三拝。満散ノ日、或ハ有レハ疏、即チ諷誦シ了テ後チ、主」人拝ノ後、坐具上ニシテ跪ク炉ニ。維那、出班シテ展レ疏ヲ、疏ニ云、」

南閻浮提大日本国北陸道能登国賀嶋郡酒井ノ保、洞」谷山永光禅寺開闢、釈迦牟尼仏第五十四世伝法沙」門紹瑾等、」

今遇ニ三朝ノ佳節ニ、恭ク奉ルニ為ニ祝ニ延シ」

聖寿ヲ一。三箇日ノ際、率テ現前ノ大衆ヲ一、就テ覚皇ノ宝殿最勝殿」上ニ一、諷ニ誦シテ当途王経三巻ヲ一、以テ修正満散スル者ナリ。』

右所ノ集ル鴻福ハ、祝ニ献シ上ル　日本開闢天照大神、天神七」代、地神五代、人皇九十六代、　今上皇帝、本命元辰、」当年属星、七曜九曜二十八宿、王城鎮守諸大明神、」五畿七道大小神祇、仏法大統領白山妙理権現、当」道前後ノ鎮守、両社ノ大菩薩、当

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

当国一宮…「当国一気」ニ作ル。

多聞天…「多門天」ニ作ル。

所集殊勲…「殊勲」ニ作ル。

所冀…「所冀神名等可随時」ニ作ル。

※底本デハ、該当箇所ヲ下冊三ウ三行目ト指示スルガ、本稿デハ下冊四オ三行目ト解釈シタ。

陛下…「陛下印」ニ作ル。

三宝…「三宝印」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

妙理権現、当道」前後ノ鎮守、両社大菩薩、当郡当保ノ諸社、当山ノ』土地、当山ノ龍王、今年ノ歳分、主執陰陽、権衡造化、」善悪ノ聡明、南方〈火〉徳、〈火〉部ノ星衆、護伽藍神一」十八所、一ノ宮気多大菩薩ノ（ママ）部類眷属、当国」〈応現〈某〉明神〉、招宝七郎大権修利菩薩ノ部類眷属、」多聞天、迦羅天、打給青面使者、随逐白（ビヤク）衣ノ天子、」旧鎮守稲荷大明神、新羅擁護八幡大菩薩上。殊ニ」勲（ツトメテ）回下向ス　本寺ノ檀那、諸堂ノ檀越、捨田ノ諸檀、結縁ノ道」俗、合山清衆ノ本命元辰、当年ノ属星上ニ。増二加シ威光ヲ一、円二」満セン佳徳一。所冀、聖寿（印）無レク疆リ、椿松秀イテ二難レキ老ノ質（スカタ）ヲ一、皇徳有レテ普キコト、海』嶽被ムラン二不残ノ恵ミヲ一。普天得テ二風雨ノ調適ヲ一、率土全シ二豊饒ノ慶祐ヲ一、」仏日増シ輝ヲ、法輪常ニ転シ、伽藍土地、護リ法ヲ安ン人ヲ。　謹疏（印）。」

⑨卍山開版『瑩山清規』

郡当保ノ諸社、当山ノ土」地、当山ノ龍王、今年歳分、主執陰陽、権衡（ママ）造化、善悪聡」明、南方〈火〉徳、〈火〉部星衆、護伽藍神一十八所、当」国一ノ宮気多大菩薩ノ部類眷属、招宝七郎大権修利」菩薩部類眷属、多聞天、迦羅天、打給青面使者、随逐」白衣天子、旧鎮守稲荷大明神、新羅擁護八幡大菩』薩ニ一。所レ集殊勲ハ、回二向　本寺檀那、諸堂ノ檀越、捨田ノ諸檀、結」縁ノ道俗、合山清衆ノ本命元辰、当年属星ニ一。増二加シ威光ヲ一、円二」満セン佳徳ヲ一。所ハ冀、」聖寿無レク疆リ、椿松秀テ二難老質ヲ一、皇徳有レテ普キコト、海嶽被ラン二不残恵ヲ一。普」天得テ二風雨ノ調適ヲ一、率土全シ二豊饒ノ慶祐ヲ一、仏日増シ輝ヲ、法輪常ニ転シ、」伽藍土地、護リ法ヲ安ン人ヲ。　謹疏。」

陛下　容納

三宝　炳鑑　謹疏」

元亨…「永亨」ニ作ル。
洞谷紹瑾等…「洞谷紹瑾等謹印」ニ作ル。
黄紙…コレノ他ニ「印」アリ。
※「黄紙」ノ左カ。本誌所収⑥永光寺蔵光椿書写本ノ用例参照。
能登国…「能登州賀島郡」ニ作ル。
永光寺…「永光禅寺」ニ作ル。

---

陛下印　容納
三宝印　炳鑑　謹疏印」

元亨四年〈丙／辰〉正月初三日、某山―某寺住持〈諱／印〉謹白」

※印四所
恭敬　疏上
黄紙
皇天　容納

南閻浮提大日本国〈某道―某州―某郡―某郷―某山―某寺住持比丘某等謹封」

（下冊三ウ～五オ）

※南閻浮提～今遇…【年中写真2】参照。
※恭敬～某等謹封…【年中写真6】参照。

祝聖修正ハ者、天下叢林之一大事也。

---

元亨四年正月初三日　洞谷紹瑾等謹疏』

※
恭敬　疏上
黄紙
皇天　容納

南閻浮提大日本国能登国酒井保洞谷山永光寺開闢紹瑾等謹封」

（下冊三オ～四ウ）

※恭敬～謹封…【年中写真7】参照。

祝聖修正ハ者、天下叢林ノ之一大事ナリ

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

重積…「重勤」ニ作ル。

侍者等…「侍者行者等」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

一衆、必ス可シ二出一仕ス。若シ如レンハ無カ二出仕一、維那、以二行者ヲ一可シ二催集ス一。仏前ニ可シ レ備二弁ス一仏供ヲ。餅可二重積ム一。今年始テ供ス二五十枚ニ一、後年以レ多ヲ為二慇一重ナリト。仏前ノ茶湯可レ供。主人、勤ム レ之ヲ。両班、可二問訊一。維那、出」班焼香シテ、先ツ倚テ二卓ノ左辺ニ一問訊ス。是ハ問二訊スルナリ主人ヲ一。主人問訊ニハ、」焼香侍者、開テ二香合ヲ一令メテ二焼香セ一後チ、分チ二香ヲ於蓋函ニ一置ク。知事」頭首両人、出班焼香。次次、皆ナ如レ此。主人両班問訊毎トニ」レ始、維那問訊ス。是レ請スル意也。諸人問訊了テ、維那与二下ノ頭」首、出班シテ問訊スル也。開啓満散ニ、必ス可シ(一脱カ)二両班焼香ス一。焼香ノ後チ、」主人、展テ二坐具ヲ一礼三拝シテ後、維那、諷誦ス。主人、引レ衆遶行ス。」侍者行者等、展二収ム拝席ヲ一。主人大衆、不レ著二頭帽ヲ一、不レ袖ニ二叉手ヲ一、惶恐慇重ナル、是レ礼也。或ハ点心等、行レ之。三

⑨卍山開版『瑩山清規』

也。一衆、必ス可シ二出仕ス一。若シ」如レンハ無カ二出仕一、維那、以テ二行者ヲ一可シ二催集ス一。仏前ニ可シ レ備二弁ス一仏供ヲ。餅可二」重積ム一。今年始テ供ス二五十枚ヲ一、後年以テ レ多ヲ為二慇重ナリト一。仏前ニ茶湯可」レ供ス。主人、勤ム レ之ヲ。両班、可二問訊一。維那、出班焼香シテ、先ツ倚テ二卓ノ左辺ニ一(一脱カ)問訊ス。是ハ問二訊スルナリ主人ヲ一。主人問訊スレハ、焼香侍者、開テ二香合ヲ一令テ二焼香一」後チ、分チ二香ヲ於蓋函ニ一置ク。知事頭首両人、出班焼香。次次、皆ナ如シ」レ此ノ。主人両班ノ問訊毎ニ レ始ル、維那問訊ス。是レ請スル意ナリ也。諸人問訊シ」了テ、維那ト与二下ノ頭首一、出班シテ問訊スル也。開啓満散ニ、必ス可シ二両班焼』香一。焼香ノ後チ、主人、展テ二坐具ヲ一礼三拝シテ後チ、維那、諷誦(スカ)フ。主人、引テ レ衆ヲ」遶行ス。侍者等、収ム二拝席ヲ一。主人大衆、不レ著二頭帽ヲ一、不レ袖ニモ二叉手ヲ一、惶」恐慇重ナル、是レ礼ナリ也。或

俗以円餅曰二――…コノ注記ナシ。

山中…「中」ニ作ル。
供養…「供具」ニ作ル。
弁備後…「弁備」ニ作ル。

日、如レ此。」次ニ一日三下以後、主人大衆、入堂シテ上レ牀ニ。円鏡菓子」等、兼テ堂前ニ安排シテ、一衆坐定ノ後チ、上知事、入堂シテ焼香ス。四」所ノ問訊後、円鏡菓子等、行遍ノ後、点心等、若ハ行レ之。或」若シ此山林ナレハ、点心ノ者略スルモ無レ妨。三日以後、打鈑、坐禅、三」日念誦、不レ可レ忘。」（下冊五オ～六オ）

二月十五日、涅槃会也。随レ力弁二供具一、兼日ニ衆中ノ大」小、山中諸人、各く出二七文銭一ヲ、供二養涅槃仏一ヲ。机上ニ点シテ」レ之、自二庫下一勧メテ之、調フ二供具一ヲ。是レ永平旧儀也。供具弁備ノ』後、上堂、如レ例。但シ拈香云ク、」南閻浮提大日本国〈某州――某郡

ハ点心等、行レ之ヲ。三日、如レ此ノ。次ニ一日三下」以後、主人大衆、入堂シテ上レ牀ニ。※円鏡菓子等、兼テ堂前ニ安排シテ、一」衆坐定ノ後、上知事、入堂シテ焼香シ、四所ニ問訊シテ後チ、円鏡菓子等、」行遍シテ後、点心等、行レ之ヲ。或若シ此レ山林ナラハ、点心ノ者略スルモ無シレ妨。三日」以後、打レ版ヲ坐禅ス。三日ノ念誦、不レ可レ怠ル。」（下冊四ウ～五オ）

※円鏡菓子…右、「俗以円餅曰二――」注記アリ。

二月十五日。涅槃会ナリ也。随テ力ニ弁シ二供具一ヲ、兼日、衆中ノ大小、山」中ノ諸人、各出シテ二七文銭一ヲ、供二養シ上ル涅槃仏一ヲ。机上ニ点レ之、自リ二庫下一」勧メテ之ヲ、調フ二供具一ヲ。是レ永平ノ旧儀ナリ也。供具弁備ノ後、上堂、如レ例ノ。但』拈香云ク、」

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

永光寺…「永光禅寺」ニ作ル。
第五十四世…「五十四世」ニ作ル。
新戒小比丘…「小新戒比丘」ニ作ル。

在之也…「在之」ニ作ル。

挙大悲呪…「大悲呪」ニ作ル。
法鼓…「法事」ニ作ル。

拝了…「前拝起時拝後」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

――某郷――山号寺号〉開闢、」釈迦牟尼仏五十四世法孫嗣祖〈新戒小比丘義介〉、此ノ一片ノ香、爇二一向シテ鑪中一、恭ク為テシ上テ本師釈迦牟尼如来ノ、以酬フ二法乳之一恩一者。　或ハ祝聖ノ香、山呼（※サンコ）ノ後、亦タ拈香供養ス。仏ニ」雖レ有ト二両様一、天童浄老禅師以来者、只供二養スル仏香ヲ一而已。侍者之問訊、在リ（イ）レ之也。　説法罷テ、必ス言フ、請フ（コ）大衆、詣シテ二仏殿一ニ、焼香礼拝。衆集レハ、主人、焼香、大衆、行列シテ伝供。維」那、大悲呪、或ハ鳴ス二法鼓一ヲ。上知事、毎レトニ供薫シテ香ニ捧テ伝レハ二主人一ニ、』又薫シテ香ニ令ム二供養一。供シ了テ、両班、焼香問訊、了テ立二主人ノ左一」右ニ、大衆、北面ニ九拝。拝ノ間タ、打レコト磬ヲ、拝ノ前、起ツ時ナリ。拝ノ後、収ム二坐一具ヲ。主人、不レ収二坐具ヲ一、長跪シテ把テ炉（鑪カ）焼香ス。維那、出班シテ展フ疏ヲ。」疏ニ曰ク、」

⑨卍山開版『瑩山清規』

南閻浮提大日本国北陸道能登ノ州賀嶋郡酒井ノ保、洞」谷山永光寺開闢、釈迦牟尼仏第五十四世法孫、新戒」小比丘某甲、此ノ一片ノ香、爇二向シテ鑪中一ニ、恭ク為二シ上テ」本師釈迦牟尼如来ノ、以テ酬フ二法乳ノ之恩一者ナリ。」
或ハ祝聖ノ香、山呼ノ後、亦拈香シテ供二養ス仏一ニ。雖レ有ト二両様一、天童浄老」禅師以来ハ、只タ供二養スル仏香ヲ一而已（ノミ）。侍者ノ問訊、在リ之也。　説法」罷テ、必ス言フ、請フ大衆、詣シテ二仏殿一ニ、焼香礼拝。衆集レハ、主人、焼香シ、大衆、」行列シテ伝供ス。維那、挙ク二大悲呪ヲ一。或ハ鳴ス二法鼓一ヲ。上知事、毎レニ供薫シテ香ニ」捧伝レハ、主人、又薫シテ香ニ令ム二供養一。供了テ、両班、焼香問訊シテ、立ツ二主人ノ』左右一ニ。大衆、北面ニ九拝ス。拝ノ間、打ツ磬ヲ。拝了テ、収ム二坐具ヲ一。主人ハ不レ収シテ」坐具ヲ一、長跪シテ把テ鑪ヲ

展疏疏曰…「展疏云」ニ作ル。

能登州…「能登州賀嶋郡」ニ作ル。

永光寺…「永光禅寺」ニ作ル。

常在之化謹疏…「常住之化謹疏」ニ作ル。

浄法界身　本無出没
大悲願力　示現去来」

仰願真慈　俯請昭臨」

南閻浮提大日本国〈某州―某郡―某郷―某山―寺／遺教遠孫比丘〉住持〈諱〉等、」今月十五日、恭遇本師釈迦如来大〈世尊／和尚〉入般涅」槃ノ晨ニ。謹テ弁ニ備シテ香華灯燭茶菓珍饈之微供一、以テ伸フ最』後慇懃供養ヲ。恭ク集ニ現前ノ一衆ヲ一、諷ニ誦ス秘密神呪ヲ一、所ノ」レ集殊勲ハ、上酬ニ慈蔭一者ナリ。」

右伏シテ以コトヲレハ、常在霊山ノ微月、幽光遠ク輝キ、泥洹双樹ノ残花ハ、」余薫尚ヲ郁シ。涅槃常楽ノ之接化、迄ニ于今時ニ。無為実相」之徳用、被ルニ于来際ニ。是レ以テ上乗一心ノ之法供養、面面」捧ケ五十二類之供具ヲ一、万行首楞之秘密呪、各作ス二異口同音之仏事ヲ一。伏シテ願ハ、法界徧ク驚キ二無量声光ノ之」告ケニ、群類悉ク預ラン二如来常住之化ニ一。謹疏。」

焼香ス。維那、出班シテ展フレ疏ヲ。疏ニ曰、」

浄法界ノ身　本ト無シ二出没一
大悲願力　示二現ス去来ヲ一」

仰テ願ヒ二照臨ヲ一　俯シテ請フ二真慈ヲ一」

南閻浮提大日本国北陸道能登ノ州酒井ノ保、洞谷山永」光寺開闢某甲等、」

今月十五日、恭ク遇テ二　本師釈迦如来大和尚、入般涅」槃ノ辰ニ。謹テ弁ニ備シテ香華灯燭茶菓珍饈ヲヲ、以テ伸フ二最後慇懃ノ供養ヲ一。」恭ク集テ二現前ノ一衆ヲ一、諷ニ誦ス秘密神呪ヲ一、所ノレ集殊勲ハ、上酬ニ慈蔭ニ者ナリ。」

右伏シテ以レハ、常在霊山微月ハ、幽光遠ク輝キ、泥洹双樹ノ残花ハ、余薫』尚ヲ郁ク、涅槃常楽ノ之接化、迄リ二于今時ニ一、無為実相ノ之徳用、被ラシム二」于来際ニ一。是ヲ以テ、上乗一心ノ之法供養、面面捧ケ二五十二類ノ之」供具ヲ一、万行首楞ノ之秘密呪、各各作ス二異口同音ノ之仏事ヲ一。伏シテ」願ハ、法界徧ク驚キ二無量声光ノ之告ニ一、群類悉ク預ン二如来常在ノ之」化ニ一。

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

謹疏…「謹疏（印）」ニ作ル。

第五十四世…「五十四世」ニ作ル。

黄紙…「印」ニ作ル。

某道某郡某郷住持〈某甲〉…「某郷某寺住持比丘某甲等」ニ作ル。

礼三拝…「三拝」ニ作ル。

云云…「ㇾㇾㇾㇾ蜜」ニ作ル。

三節共用～今日成道…コノ文ナシ。

⑦月舟開版『瑩山清規』

〈本尊　哀慈〉
〈賢聖　悉知〉　謹疏』

元亨四年〈丙／辰〉二月十五日、
〈第五十四世法孫嗣祖比丘〈某諱等〉、謹疏（印）〉。」

恭敬（※）　疏上
黄紙（印）
涅槃　如来

南閻浮提大日本国（印）

〈某州―某道―某郡―某郷―〉住持諱謹封（印）」

宣ヘ疏ヲ罷テ、啓唱諷経、如シ常レ。主人、収メテ坐具ヲ一ニ、起立シテ行道。又」諷経了ル時、焼香礼三拝。維那、回向ニ云、」

上来、諷誦楞厳秘密神呪功徳、供養

今日入般」涅槃、本師釈迦牟尼如来大和尚、以酬（イシュウ）法乳之恩」者。十方三世一切〈云／云〉。」

三仏忌回向、同　但〈誕生会者、今日降誕。／臘八者、今日

⑨卍山開版『瑩山清規』

謹疏。」
本尊　哀愍
賢聖　悉知　謹疏」
（底本、一行分ノ空白アリ）」

元亨四年二月十五日、第五十四世法孫嗣祖比丘某甲等、謹疏。』

恭敬（※）　疏上
涅槃　如来（黄紙）

南閻浮提大日本国某州

某道某郡某郷住持〈某甲〉謹封」

宣ヘ疏ヲ罷テ、啓唱諷経、如シ常レノ。主人、収テ坐具ヲ一ニ、起立シテ行道ス。又タ諷経」了ル時、焼香礼三拝ス。維那、回向ニ云ヘリ、」

上来、諷誦楞厳秘密神呪功徳、供養

今日入般涅槃、」本師釈迦牟尼如来大和尚、以酬法乳之恩者。十方三」世云云。　三節共ニ用二此ノ回向ヲ一〈但タ誕生ハ者、今日降誕。／臘八ハ者、今日成道〉。」

（下冊五オ～七オ）

成道〉。』　（下冊六オ～八オ）

※山呼～供養…左、「伝云、山呼ハ万歳万歳万々歳引声唱」ノ注記アリ。
※遺教遠孫比丘…「―某山―寺（印）」ノ左ニアリ。
※恭敬～謹封…【年中写真12】参照。

書…「皆書」ニ作ル。
鎮防火燭札…「鎮防火燭」ニ作ル。

三月一日。称二閉炉ノ節一ト。僧堂及ヒ諸寮、閉炉ス。大衆、出仕ニハ」脱二頭帽一ヲ、露ハス二叉手一ヲ。二月ノ末、若ハ三月ノ初、入ル二三月節一ニ日、是ノ」日清明ナリ。皆ナ書二シテ鎮防火燭ノ札一ヲ、行二三宝印一ヲ。

※恭敬～謹封…【年中写真13】参照。

三月一日。称二閉炉ノ節一ト。僧堂及ヒ諸寮、閉炉ス。大衆ノ出仕、脱二頭」帽一ヲ、露ス二叉手一ヲ。二月ノ末、若ハ三月ノ初メ、入ル二三月ノ節一ニ日、是ヲ曰フ二清明一ト。書二シテ」鎮防火燭ノ札一ヲ、行二三宝印一ヲ。日

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

換火若鑚換…「換火者若鑚」ニ作ル。

如換…「如換者」ニ作ル。

熟練…「就練」ニ作ル。

※梵清本系諸本ハ「就揀」ニ作ル。

具書…「書」ニ作ル。

山門免掛搭新到什員…コノ一文ナシ。

上座…「上坐」ニ作ル。

何和尚…「付和尚」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

日中諷経ノ次テ、」誦シテ二消〈災〉呪一返ヲ一、押アツテウ二貼ス諸堂諸寮ノ柱ニ一。或ハ賦ス二大檀越〈并ニ〉」諸庵及ヒ諸檀越ノ舎ニ一。此日、大国ニ換カフ二火ヲ一。若シハ鑚リ二換ルカ火ヲ一者、可」レ用フ二楡柳ヲ一。楡ヲ為シ二錐ト、柳ヲ為シ二台ト、或ハ柳ヲ為レ錐ト、楡ヲ為レ台ト。火若シ如ンハ」レ換ルカ者、諸堂及ヒ山中諸ノ庵、諸小屋ノ火、皆ナ可レ換レ之。」三月中、免メン掛搭。僧数及ヒ両三輩、揀ケンシテ二礼儀ヲ一、熟練ノ人、為ナシ二」参頭ト一、先ツ擬二祠部新到ノ書牀(状カ)ニ一、若又帯二土縁六念及ヒ戒』牒ヲ一、具サニ書シテ副ヘ之、知客、上テ二方丈ニ一、得二免掛搭ノ札子ヲ一。札ニ云、」

山門、免掛搭新到什員」

某甲上座　何国人事」

某甲西堂　何寺先住」

某甲首座　何寺先資」

某甲都寺　何寺勤旧」

某甲侍者　何和尚小師」

⑨卍山開版『瑩山清規』

中諷経ノ次、誦シテ二消〈災〉呪一遍ヲ一、押アツ二』貼ス諸堂諸寮ノ柱ニ一。或ハ賦クハル二大檀越并ニ諸庵及ヒ諸檀越舎ニ一。此ノ日、」大国ニハ換フレ火ヲ。若シハ鑚ニ換ルカ火ヲ一者、可シ用フ二楡柳ヲ一。楡ヲ為シ二錐ト、柳ヲ為シ二台ト、或ハ柳ヲ為」レ錐ト。楡ヲ為レ台ト。火若シ如ンハ換ルカ、諸堂及ヒ山中ノ諸庵、諸ノ小屋ノ火、皆ナ可シ」レ換フ之ヲ。」

三月ノ中、免掛搭僧数、及ヒ二両三輩ニ一、揀テ二礼儀熟練ノ人ヲ一、為ナシ二参頭ト一、」先ツ擬シテ二祠部新到ノ書状ヲ一、若シ又帯ハ二土縁六念及ヒ戒牒ヲ一、具ニ書シテ副ヘ」レ之ヲ、知客、上テ二方丈ニ一、得二免掛搭札子ヲ一。札ニ云、」

山門、免掛搭新到什員、」

某甲上座　何国人事」

某甲西堂　何寺ノ先住』

某甲首座　何寺前資」

某甲都寺　何寺勤旧」

某甲侍者　何和尚小師」

※梵清本系諸本ハ「什和尚」ニ作ル。

拝白〈書請客侍者名字也〉…「承順拝白請客侍者名字」ニ作ル。

宿徳…「宿徳者」ニ作ル。

其人品…「人」ニ作ル。

免掛搭者…コノ四字ナシ。

右新到什員、報シテ維那ニ、可シ令ム掛搭セ。」

今月（脱カ）日　侍者〈某甲〉拝白〈請客侍者名字書之〉』

知客悉知」

知客、得テ此札子ヲ、調ヘ土縁等ヲ具ニ書シテ、引テ新到ヲ到ニ維那寮ニ。」尋テ堂司供司ニ、相ニ看維那ニ。維那、照管シテ令ム掛搭ニ、帰レ堂、送ル寮舎等ヲ、縦ヒ雖レトモ不ト長老前資勤旧等ニ、宿老老僧宿徳」者、随テ人ニ可レ送ル寮舎ヘ。可シ随レ時供給ス。是レ住持、知事、維那ノ」用心也。限ルナリ二四月一日以前ヲ。是清規ノ礼法也。」（下冊八ウ～九ウ）

四月一日。閉テ旦過ヲ、不レ接ス客僧ヲ。然レハ而近来ノ儀ハ、仏生会」以前、随テレ

右新到什員、報シテ維那ニ、可レ令ム掛搭セ。」

今月　日　侍者〈某甲〉拝白〈書ス請客侍／者ノ名字ヲ也〉」

知客悉知」

知客、得テ此札子ヲ、調ヘ土縁等ヲ具ニ書シテ、引テ新到ヲ到ニ維那寮ニ。尋テ堂」司供司ヲ、相ニ看セシム維那ニ。維那、照管シテ、令ム掛搭帰堂ニ、送ルニ寮舎等ニ。縦ヒ」雖レ不ト長老前資勤旧等ニ、宿老老僧宿徳ハ、随テ其人品ニ、可シ送ル」寮舎ニ。可シ随テ（ニカ）レ時ニ供給ス。是レ住持、知事、維那ノ用心ナリ也。免掛搭ノ者ハ、』限ルニ四月一日以前ヲ。是レ清規ノ礼法ナリ也。」（下冊七オ～八ウ）

四月一日。閉テ旦過ヲ、不レ接ス客僧ヲ。然トモ而近来ノ儀ハ、仏生会以前ハ、」随テ

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

人品…「人」ニ作ル。

維那又引入…コノ五字ナシ。

而於…「而」ニ作ル。

所…「所而」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

人免之。略掛搭也。略掛搭ノ儀ハ者、維那、知客、」内裏方丈、与主人焼香礼拝、而維那、引而令掛搭。』僧堂ニテハ、唯聖僧ノ前ニシテ焼香礼拝、巡堂シテ而維那被位所ニシテ、而」触礼三拝スル而已。擬祠部ノ牀ヲ云、」

新到〈某甲〉〈某甲〉国人事」

右某甲、某ノ国某ノ院住侶。某ノ年登山某ノ山、某甲阿」闍梨ノ房ニシテ剃髪シテ、某ノ年登叡山、或ハ南都東大寺ノ戒壇ニシテ受」戒ス。戒牒具レ之。又投某甲ノ寺某甲会ニ、受具作僧、或ハ換ヘ」レ衣ヲ改ム宗ヲ。今為生死事大、特ニ来テ依棲ス左右ニ。且望ラクハ、慈悲」堂司禅師、容納シ下ヘ。」

某年月　日、新到　某甲　牀』

（下冊九ウ～一〇オ）

⑨卍山開版『瑩山清規』

其ノ人品ニ、免ルス之ヲ。是レ略掛搭ナリ也。略掛搭ノ儀ハ者、維那、知客、内」裏シテ方丈ニ、与主人焼香礼拝シテ、而維那、引テ令掛搭セ。維那、又タ引テ」入僧堂ニ。唯タ聖僧前ニ焼香礼拝、巡堂シテ而於維那被位ノ所ニ、触」礼三拝スル而已。擬祠部状ヲ云、」

新到〈某甲〉某ノ国ノ人事」

右某甲、某ノ国某ノ院ノ住侶。某ノ年登某ノ山、某甲ノ阿闍梨ノ房ニシテ剃」髪シテ、某ノ年登叡山或ハ南都東大寺ノ戒壇ニ受戒ス。戒牒具レ之ヲ。又タ」投某ノ寺某甲ノ会ニ、受具作僧、或ハ換ヘレ衣ヲ改ムレ宗ヲ。今為生死事大ノ、』特ニ来テ依棲ス左右ニ。且ツ望クハ、慈悲」堂司禅師、容納シタマヘ。」

某年月日　新到　某甲　状」

（下冊八ウ～九オ）

安…「女」ニ作ル。

座…「坐」ニ作ル。

北為上…「為上」ニ作ル。

聖僧之…「聖僧」ニ作ル。

投…「托」ニ作ル。

若干人新到…「若干新到」ニ作ル。

入室…「入堂」ニ作ル。

人品…「人」ニ作ル。

維那、収メレ状ヲ訖テ、次第ニ安シテ二箱ノ内ニ一、触礼一拝〈辞スレハ略レ之〉。堂司ノ」云、請フ上堂(座カ)、帰堂ト。掛搭ノ新到、於ヨリ二僧堂前門ノ南頬一、而入テ」二聖僧ノ前ニシテ一〈参頭ト在／レ北(ママ)為レ上〉、立定シテ三拝シテ、収二坐具ヲ一、従リ二首座ノ位一巡堂一」匝シテ、却テ到二聖僧之前ニ一、問訊シ畢テ、於ヨリ二前門ノ南頬ノ板頭(チウ)ノ第三」位一、次第ニ而坐ス。維那、以テ二掛搭ノ状一、依テ二戒臘ニ一上二牀暦一訖テ、令二」行者ヲシテ箱ノ内ニ托セ一。相随テ入堂シテ、維那、聖僧ノ前ニシテ焼香シテ問訊スレハ、新」到、起身シテ牀前ニ立テ、与二維那一問訊シ訖テ、維那、次第ニ過シ二掛搭」状ヲ一訖テ、触礼一拝シテ、次第ニ令ム二掛搭セ一。南北東西ノ牀ニシテ、皆ナ維那」占シム二上手ヲ一。聖僧ニ近キヲ為レ上ミト。掛搭シ訖テ、維那、引テ二新到ヲ一、上二方丈ニ一、』令ム二礼賀一。侍者、委悉問テ云ク、若于(干カ)人ハ新到、若于(干カ)人ハ入堂ノ」弟子、若干人ハ剃頭ノ小師、若干人ハ法属法眷、各ヽ随レ人、」礼数可シレ別ナル。新到ハ只タ大展三拝。若

維那、収メレ状ヲ訖テ、次第ニ安シテ二箱ノ内ニ一、触礼一拝。辞スレハ略レ之ヲ。堂司云ク、請フ」上座、帰堂ト。掛搭ノ新到、於二僧堂ノ前門南頬ニ一、而入テ二聖僧ノ前ニ一〈参／頭ハ」在リレ北ニ、北ヲ為レ上〉、立定シ三拝シテ、収ム二坐具ヲ一。従リ二首座ノ位一巡堂一匝シテ、却テ到テ二聖」僧ノ之前ニ一、問訊シ畢テ、於リ二前門ノ南頬板頭ノ第三位一、次第ニ而坐ス。維」那、以テ二掛搭ノ状ヲ一、依テ二戒臘ニ一上セ二牀暦ニ一訖テ、令三行者ヲシテ投セ二箱内ニ一、相随テ入」堂シテ、維那、聖僧前ニ焼香問訊スレハ、新到、起身シテ牀前ニ立テ、与二維那一問」訊シ訖ル。維那、次第ニ過シ二掛搭状ヲ一訖テ、触礼一拝シテ、次第ニ令ム二掛搭セ一。南』北東西ノ牀、皆ナ維那占ム二上手ヲ一。聖僧ニ近キヲ為スレ上ミト。掛搭シ訖テ、維那、引テ二」新到ヲ一上テ二方丈ニ一、令ム二礼賀一。侍者、委悉ニ問テ云ク、若干人ハ新到、若干」人ハ入室ノ弟子、若干人ハ剃頭ノ小師、若干人ハ法属法眷、各随テ二」人品ニ一、礼数可シレ別ナル。新到ハ只タ大展三拝。若シ法属如重

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

触礼…「触礼三拝」ニ作ル。
問訊…「問訊随人」ニ作ル。
略掛搭人…「掛搭可有」ニ作ル。
宜待…「守侍」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

シ法属如ンハ重スルカ者、両展」三拝。還ヘス主人ニ公界ノ礼也。如ンハ上法眷一ノ二、主人、不レ可レ受レ礼ヲ。」如ンハ下法眷ノ一、両展三拝、或ハ触礼三拝ナリ。如ンハ至新法眷ノ一、不」レ論二尊卑ヲ一、知事、頭首、小師、侍者、行者、並ニ合シ二人事ス。如ンハ上」法眷一、主人ハ下テ安下ノ一所ニ、可シ回二礼ス。須ク択テ近キ上寮ヲ一令ム安下セ。」如ンハ平交客僧、皆ナ帰寮掛搭、先ッ尋テ寮主ヲ一、寮首座(脱カ)ニ相看シテ、」新到、於二聖像ノ前一ニ、次第ニ立定シテ問訊シ訖テ、巡寮罷テ、各ク就テ(カ)看』読ノ牀ニ一、触礼一拝シ訖テ、取テ(ニカ)行李ヲ一安排ス。次ニ維那、令メ行者ヲシテ首」座知事等ノ諸寮ニ報知セ、或ハ触礼、或ハ問訊、随レ人ニ如ンハ掛搭」可レカ有ル者、維那、侍者寮及ヒ諸寮、以テ行者ヲ令ム報セ也。次ニ郷」人、法属及ヒ旧住、次第ニ相看、問訊礼拝。掛搭後、三日ノ」内、常ニ在テ寮中僧堂ノ内ニ、守侍シテ請シテ喫

⑨卍山開版『瑩山清規』

者、両展」三拝。還主人公界礼ナリ也。(マヽ)如ンハ上法眷一ノ二、主人、不」可レ受レ礼ヲ。如ンハ下」法眷ノ一、両展三拝、或ハ触礼三拝ナリ。如ンハ至親ノ法眷ノ一、不レ論二尊卑ヲ一、知」事、頭首、小師、侍者、行者、並ニ合シ二人事ス。如ンハ上法眷ノ一、主人、下テ安」下ノ一所ニ、可シ回二礼ス。須ク択テ近キ上寮ヲ一令ム安下セ。如ンハ平交ノ客僧ノ一、皆ナ帰寮」掛搭シテ、先ッ尋テ寮主ヲ一、寮首座ニ相看シ、新到、於テ二聖像ノ前一ニ、次第ニ立定シテ」問訊シ訖リ、巡寮シ罷テ、各就(テカコト)二看読ノ牀ニ一、触礼一拝シ訖テ、取テ(メカ)行李ヲ一安排ス。』次ニ維那、令シテ行者ヲシテ報知セ首座知事等ノ諸寮ニ、或ハ触礼、或ハ問訊ス。」如ンハ略掛搭ノ人ノ一者、維那、令シテ行者ヲ一報知セ侍者寮及ヒ諸寮ニ也。次ニ」郷人、法属及ヒ旧住、次第ニ相看シテ、問訊礼拝ス。掛搭ノ後、三日ノ内、」常ニ在テ寮中僧堂ノ内ニ、宜ク待テ請ヲ喫ス茶湯

覓…「不見」ニ作ル。
監寺等請新到…「監寺請新」ニ作ル。
処…「処請新到」ニ作ル。
〈受請人～拝貴命也〉…「題両字曰拝命貴命等也」ニ作ル。
就…「或就」ニ作ル。
主人…「主人或」ニ作ル。
或十一日…「十一日」ニ作ル。

シム茶湯ヲ。不レ得二閑游スルコトヲ一。免ル」レ令ルコトヲ二尋覓セ一。掛搭ノ後、首座、監寺等、請シテ新到ノ掛搭ヲ一、或ハ照堂、或ハ庫下、或ハ本寮、就テ二便宜ノ処一ニ、請シテ新到ヲ一喫シ茶ヲ、諸寮ノ主、行」礼。請状ノ小牓云、」

新帰堂』

某甲西堂　題両字曰、拝命、或曰、拝貴命等也。」

某甲首座」

某甲上座」

或ハ就テ本寮、或ハ照堂、或ハ庫下、或ハ後門ノ亭ニ、喫茶。」

今月　日、首座比丘某甲拝請」

（下冊一〇ウ～一二オ）

主人、或ハ四月十日、十一日、就テ照堂若ハ寝堂ニ一、行二謝掛」搭ヲ一。寝堂、

ヲ。不レ得二閑游スルコトヲ一。免レヨ令ルコト二尋覓セ一。」掛搭ノ後、首座、監寺等、請シテ新到ノ掛搭ヲ一、或ハ照堂、或ハ庫下、或ハ本」寮、就テ二便宜ノ処一ニ喫シ茶ヲ、諸寮ノ主、行礼。請状ノ小牓云、」

新帰堂」

某甲西堂　〈受請ノ人、各於テ二名下一書シテ曰ク／拝命、或ハ曰ク拝貴命也〉」

某甲首座」

某甲上座』

就テ本寮ニ〈或ハ照堂、或ハ庫／下、或ハ後門ノ亭〉、喫茶。」

今月日　首座比丘某甲拝請」

（下冊九オ～一〇ウ）

主人、四月十日、或ハ十一日、就テ照堂若ハ寝堂ニ一、行二スル謝掛」搭ヲ一。寝」堂、

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

照堂…コノ二字ナシ。
人数…「人数数」ニ作ル。

光降…コノ二字ナシ。
〈題請客侍者名字〉…コノ割注ナシ。

人数…「人」ニ作ル（※）。
四出頭六出頭…「四出頭」ニ作ル。

如六出頭以上必両人行礼…コノ一文ナシ（※）。
座頭問訊…「座頭請問訊」ニ作ル（※）。
※末ニ（※）ヲ付シタ三点ノ校異ハ、該当箇所ガ不明確ナタメ、推定シテ判断シタ。

⑦月舟開版『瑩山清規』

照堂、随二人数一。種二四出頭、六出頭、八出頭一、委」曲按排、勿レ令二錯乱一。先ッ出二牓頭一請レ之。」

新到　冬至以後、仏生会以前』
某甲西堂　某甲首座　某甲上座」
某甲侍者　某甲上座　某甲上座」
堂頭和尚、今晨、斉ク退テ就二寝堂一、」
特為点茶。」
伏乞」

雲衆　光降」
今月　日、侍司某甲拝請　題請客侍者名字」

自二去年冬至一以後新到、帰堂一列シテ請レ之。随テ人、四出」頭、六出頭ニ設ク座ヲ。相伴、当首座及大勤旧、随レ時ニ請レ之。』侍者ハ一人、若ハ両人、行礼。如二四出頭以上一ノ、必両人、行」礼。両人相ヒ並シテ、当面ニ問訊シテ、左右ニ相分離シテ、毎二座頭一問訊シテ、」却テ到二当面一、相並問訊ス。如二管侍等

⑨卍山開版『瑩山清規』

照堂、随二人数一ニ、作ス二四出頭、六出頭、八出頭一ト。委曲ニ安排シテ、勿レ令レ錯乱セ。先ッ出二牓頭一云、」

新到〈冬至以後、仏／生会以前〉」
某甲西堂　某甲首座　某甲上座」
某甲侍者　某甲上座　某甲上座」
堂頭和尚、今晨、斎退就二寝堂一ニ、」
特為点茶。伏乞』
雲衆　光降」

今月日　侍者某甲拝請〈題ス二請客侍／者ノ名字一ヲ〉」

自二去年冬至一以後新帰堂、一列ニ請ス之ヲ。随テ人数ニ、四出頭、六」出頭ニ設ク座ヲ。相伴、ハ、当首座及ヒ大勤旧。随テ時ニ請ス之ヲ。侍者一人、」若ハ両人、行礼。如二六出頭以上一ノ、必ス両人、行礼。両人相ヒ並、当」面ニ問訊シテ、左右ニ相分離シテ、毎二座頭一問訊シテ、却テ到二当面一ニ、相ヒ並問訊ス。」如二管待等ノ礼一ノ。自二夏了一到レ冬ニ掛搭ノ僧

当…「尚」ニ作ル。

ノ礼、自二夏了一到二冬至一」掛搭ノ僧、冬節ノ近日、三五日ノ間、又一列シテ行ス二謝掛搭(シャクワタ)ヲ一。」

四月一日。上堂罷テ、巡堂ノ次テ、主人与(ト)二首座大衆一、触礼」三拝。季初、皆同シ〈季初者、四季之初歟。所謂、正月一／日、四月一日、七月一日、十月一日〉。」（下冊一二オ～一三オ）

四月三日。必ス出(ト)二夏衆戒臘牌ノ草名ヲ一、称ス二草単一。尚ヲ為二戒」臘ノ次第正一也。　式云、」

日本国某州某山号某寺海衆ノ戒臘、如レ後。』

陳如尊者」
堂頭和尚」
正元元戒」
某甲上座」
正応元戒」
某甲上座」

右謹テ具呈ス。若シ有ラハ二誤錯一、各請フ

ハ、冬節ノ近日、三五日ノ間、」又一列ニ行ス二謝掛搭ヲ一。」

四月一日。上堂罷、巡堂ノ次テ、主人与(ト)二首座大衆一、触礼三拝。」季初皆同シ。』（下冊一〇ウ～一一オ）

四月三日。必ス出ス二夏衆戒臘牌ノ草ヲ一、名テ称ス二草単(ト)一。当ニ(ト)為シテ二戒臘ノ次」第ヲ一正ス上也。　式云ク、」

日本国能州洞谷山永光禅寺海衆戒臘、如シ後ノ。」

陳如尊者」
堂頭和尚」
正元元戒」
某甲上座」
正応元戒」
某甲上座」

右謹テ具呈ス。若シ有ラハ二誤錯一、各請指

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

⑦月舟開版『瑩山清規』

指揮シ下ヘ。　謹状」

元亨四年四月三日　堂司比丘某甲拝状」

自リ二三日粥罷一出テ、同五日ノ放参了テ収レムル之。如レ此ノ三日ノ間』出シ入レテ、後ニ収メ置ク也。若シ有レハ二衆ノ指揮一、随レ其ニ載セノ二定ム牌上一ニ。」（下冊一三オ～一四オ）

四月七日。粥ノ時、遍槌シテ後、又打レコト槌一下シテ云ク、白ス二大衆一ニ。粥ハ罷フレ、普請シテ、採レテ花ヲ荘二厳ン仏龕ヲ一。諸寮ノ頭首、斉ク起テ、聞テ二鐘鼓ノ声ヲ一、集タマヘ。謹白ス。又打レコト槌一下シテ、巡堂一匝ス。堂外同ク巡堂シテ、当面ニ」問訊シテ帰

華…「花」ニ作ル。

⑨卍山開版『瑩山清規』

揮シタマヘ　謹状』

元亨四年四月三日　堂司比丘某甲拝状」

自リ二三日ノ粥罷一出シテ、同ク放参了テ収レムル之ヲ。如レ此ノ三日ノ間出シ入テ、後ニ収メ」置ク也。若シ有レハ二衆ノ指揮一。随テ其ニ載セノ二定ム牌上一ニ。」（下冊一一ウ～一二オ）

四月七日。粥時、徧槌ノ後、又打レタコト槌ヲ一下シテ云ク、白ス二大衆一ニ。粥罷、普」請シテ、採レテ華ヲ荘二厳セン仏龕ヲ一。諸寮頭首、斉ク起テ、聞テ二鐘鼓ノ声ヲ一集タマヘ。謹白ス。又」打ツレコト槌ヲ一下シテ、巡堂一匝ス。堂外同ク巡堂シテ、当面ニ問訊

華…「花」ニ作ル。

偈云…「曰」ニ作ル。

上堂拈香云…「上堂云」ニ作ル。

能州洞谷山永光寺…「能登州洞谷山永

レ位ニ。粥罷テ、打コト庫前ノ魚鼓ヲ三会、次ニ打コト雲鼓ヲ三会ス。」堂前ノ鐘子ヲ并ニ諸寮舎ノ板、同ク合セ鳴ス。一衆、集ル仏殿ニ。若臘ハ」散リ行イテ採リ花ヲ来レハ、宿老、龕辺ニシテ打調ス日内ニ。荘厳シテ仏龕ヲ、仏前ニ」按排ス。殿主、聚メ採テ五木ヲ、暁更ニ煎取シテ、入テ浄鉢ニ、立テ浴仏ヲ、置テ」両杓ヲ、香花供養ス。知事、預メ弁ニ備シテ供具ヲ、臨レ時ニ伝供スルナリ。』〈五木者、桃、李、松、栢、柳。其外、名香加レ之。〉」兼日ニ維那、仏殿ニシテ貼ス浴仏ノ偈ヲ。

偈云、」

稽首大聖薄伽梵　天上天下両足尊」
我等今以功徳水　灌浴如来浄法身」

（下冊一四オ～ウ）

八日。粥ノ時、掛テ上堂ノ牌ヲ、不ス放参セ。上堂、枯（拈カ）香ニ云、」

南閻浮提大日本国某道―某州―某山―

シテ帰ル位ニ。粥罷、」打コト庫前ノ魚鼓ヲ三会、次ニ打ツコト雲鼓ヲ三会ス。堂前ノ鐘子并ニ諸寮ノ板、」同ク合セ鳴ス。一衆、集ル仏殿ニ。若臘、散行シテ、採リ華ヲ来レハ、宿老、龕辺ニ打調シ、」日内ニ荘厳シテ仏龕ヲ、仏前ニ安排ス。殿主、聚メ採テ五木ヲ、暁更ニ煎取シテ、入テ」浄鉢ニ、立テ誕生仏ヲ、置テ両杓ヲ、香華供養ス。知事、預メ弁ニ備シテ供具ヲ、臨テ』レ時ニ伝供スルナリ〈五木ハ者、桃、李、松、栢、／柳。其ノ外、名香加レ之ヲ〉。」兼日ニ維那、仏殿ニ貼ス浴仏ノ偈ヲ。　偈ニ云、」

稽首大聖薄伽梵　天上天下両足尊」
我等今以功徳水　灌浴如来浄法身」

（下冊一二オ～ウ）

八日。粥時、掛テ上堂ノ牌ヲ、不ス放参セ。上堂、拈香ニ云ク、」

南閻浮提大日本国北陸道能州洞谷山永

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

光禅寺」ニ作ル。
蒸…「熱」ニ作ル。
一片香…「一一片香」ニ作ル（底本、下冊一二ウ七行目「此ノ下一アリ」）。
釈迦如来…「釈迦牟尼如来」ニ作ル。
法乳之…「法乳」ニ作ル。
主人…「如主人」ニ作ル。
立…「乍立」ニ作ル。
供具…「具供」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

某寺」釈迦牟尼仏第幾世法孫某甲、蒸二此ノ一片ノ香ヲ一、供二養ス一今日降誕ノ本師釈迦如来大和尚ニ、以テ酬フ二法乳之恩一ニ。」著坐（座カ）焼香ノ後、侍者両班、問訊如シ常ノレ。若シ他寺ノ長老、如シハ』主人ノ法嗣并ニ下法眷ノ者一ハ、（ママ）当面ニ進前問訊ス。若ハ東堂、若ハ」西堂ナレハ、倶ニ在テ二知事頭首ノ上肩ニ乍ラ立チ、少転身シテ問訊。如シハ二両」人已上ノ一、依テ二出世ノ次第ニ一排スレ位ヲ。或ハ依リ二開堂ノ次第ニ一、不レ守二出」世ノ次資、住持ノ位次ヲ一、開法ヲ為ス先ト。是室中ノ家訓也。」
陞座罷、下坐（座カ）。次云、請大衆、詣仏殿ニ、焼香礼拝。鳴鐘、」一衆、詣シテ二仏殿一ニ、先ッ主人、当面（ママ）香炉ニ焼香、弁シテ二供具ヲ一、伝供」如シ常ノレ。弁供ノ後、両班、問訊、左右ニ排立シテ、大衆、同ク九拝ス。主」人ハ跪鑪焼香、大衆ハ収ム二坐具ヲ一。両班、排立スレハ、維那、出班焼」香シテ、宣ヘテ疏ヲ云ヘ、』

⑨卍山開版『瑩山清規』

光寺開闢、」伝灯五十四世法孫某甲、蒸テ二此ノ一片ノ香ヲ一、供二養上テ今日」降誕ノ本師釈迦如来大和尚ニ、以テ酬フ二法乳ノ之恩一ニ。著座焼香」後、侍者両班、問訊如レ常ノ。若シ如シハ二他寺ノ長老、主人ノ法嗣并ニ下」法眷ノ者、当面ニ進前問訊ス。若ハ東堂、若ハ西堂ナレハ、倶ニ在テ二知事頭首ノ』上肩ニ立テ、少ク転身シテ問訊ス。如シハ二両人已上ノ一、依テ出世ノ次第ニ一排スレ位ヲ。或ハ」依テ二開堂ノ次第ニ一、不レ守二ラ出世ノ次資、住持ノ位次ヲ一、開法ヲ為ス先ト。是レ室」中ノ家訓ナリ也。」
陞座罷テ、下座。次ニ云ク、請大衆、詣シテ二仏殿一ニ、焼香礼拝セヨ。鳴セハ鐘ヲ、一レ衆、」詣ス二仏殿一ニ。先ッ主人、当面ノ香炉ニ焼香シテ、弁シテ二供具ヲ一、伝供如シ常ノレ。弁供ノ」後、両班、問訊、左右ニ排立シテ、大衆、同ク九拝ス。主人、跪テ鑪ニ焼香、大」衆ハ収ム二坐具ヲ一。両班、排立スレハ、維那、出班焼香シテ、宣テ疏ヲ云ク、」

灌浴…「浴仏」ニ作ル。

荘厳之…「荘厳」ニ作ル。

悉皆帰仰…「悉帰仰」ニ作ル。

而福業利塵沙伏請心華開満地而荘…コノ一文ナシ（底本、下冊一三ウ九～一〇行目「而以下十五字ナシ」）。

浄法界身　本無出没
大悲願力　示現去来」
　仰願二照臨一　伏請真慈」
南閻浮提大日本国某州某〈郡／郷〉某〈山／寺〉号住持比丘〈某／等〉、」
　今月初八日、恭値」
　本師釈迦牟尼如来大和尚、降誕之辰、虔ツヽシンテ備テ二」香花灯燭茶菓微饍ヲ一、以伸二供養ヲ一。同ク奉テ二浴仏シ一、諷二誦ス」
大仏頂万行首楞厳神呪ヲ一、所レ集ル殊勲ハ、上ミ酬二イン慈蔭ニ一」者ナリ。」
右伏シテ以レハ、曇華瑞現シテ、徧界香気キ曼引シインタリ。赫日ノ質カタチウルハシ麗ウシテ、満天ノ』光輝普ク照ス。三祇劫満ノ之最後身、四八荘厳ノ大妙相、」是レ凡是レ聖、悉ク帰仰ス。天上天下唯我独尊、三百余会ノ」法雨、潤ヒ遠ク浴シ、二千余年ノ徳風、響キ久ク扇ク。仰キ願ハ、毫光益シテ二」来際ヲ一、而福業利センコトヲ二塵沙ヲ一。伏シテ請ウ、心華開テ二満地ニ一、而荘厳敷ンコトヲ二」

浄法界ノ身　本ト無二出没一
大悲願力　示二現去来ヲ一」
　仰願ヒ二照臨ヲ一　伏シテ請二真慈ヲ一」
南閻浮提大日本国能州洞谷山永光禅寺開闢紹瑾』等、」
　今月初八日、恭ク値テ二」
　本師釈迦牟尼如来大和尚、降誕ノ之辰ニ一、虔ツヽシンテ弁シテ二香華」灯燭茶菓微膳ヲ一、以テ伸ヘ二供養ヲ一、同ク奉テ二灌浴シ一、諷誦ス　大仏頂」万行首楞厳神呪ヲ一、所ノレ集ル殊勲ハ、上ミ酬二ン慈蔭ニ一者ナリ。」
右キ伏シテ以レハ、曇華瑞現シテ、徧界香気曼引タリ。赫日質チウルハシ麗フシテ、満天ノ光輝」普ク照ス。三祇劫満ノ之最後身、四八荘厳ノ之大妙相、是レ凡是レ」聖、悉ク皆ナ帰仰ス。天上天下唯我独尊、三百余会ノ法雨、潤ヒ遠ク」浴シ、二千余年ノ徳風、響キ久ク扇ク。仰キ願ハ、毫光益シテ二来際ヲ一、而福業利シ二」塵沙ヲ一、伏シテ請フ、心華開テ二満地ニ一、而荘厳敷ンコトヲ（二カ）法界ニ一。　謹疏。』

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

※「而福業利塵沙伏請心華開満地」ノ十三字ナシノ可能性アリ。
本尊　哀慈…「本師如来」ニ作ル。
賢聖　悉知…「哀愍納容」ニ作ル。

黄紙…コノ二字ナシ。

能州洞谷山永光寺…「能登州洞谷山永光禅寺」ニ作ル。
度与…「渡与」ニ作ル。

衆僧…「衆僧諷経回向散」ニ作ル。

釈迦如来大和尚…「釈迦牟尼如来」ニ

⑦月舟開版『瑩山清規』

法界ニ。謹疏。印　本尊　哀慈
賢聖印　悉知　謹疏印」
元亨四年四月初八日　五十四世法孫
比丘某等、謹疏」

※「四所印」
恭敬　疏上
黄紙
降誕　如来
南閻浮提大日本国―

―某甲等謹疏』
宣ヘ疏ヲ罷テ、知事ノ上官与ニ殿主一ト、出班焼香、問訊シテ、知事、取テ二柄杓ヲ一渡ニ与ス殿主一ト。知事、帰レハ位ニ、当面ニシテ而浴仏ス。維那、殿主、」唱レ偈ヲ、大衆、同音ニ三遍。偈ハ在レ前。偈畢テ、楞厳呪遶行ス。」次ニ衆僧、諷経罷テ、回向シテ散ル。諸来、随意ニ浴仏ス。回向ニ云、」
上来、諷誦楞厳秘密神呪功徳、回向
今日降誕、」釈迦如来大和尚、以酬法

⑨卍山開版『瑩山清規』

※本尊　哀慈
賢聖　悉知　謹疏」
元亨四年四月初八日　五十四世法孫
比丘某甲等、謹疏」

恭敬　疏上
黄紙
降誕　如来
南閻浮提大日本国能州

洞谷山永光寺開闢〈某／甲〉等謹封」
宣疏罷テ、知事ノ上官与ニ殿主一、出班焼香、問訊シテ、知事、取テ二柄杓ヲ一、」度ニ与ス殿主一ニ。知事、帰レハ位ニ、殿主、当面ニシテ而浴仏ス。維那、唱レ偈ヲ。大衆、」同音ニ和コト三遍。偈ハ在レ前ニ。偈畢テ、楞厳呪遶行ス。諷経罷テ、回向シテ」散ス。次ニ衆僧諸来、随意ニ浴仏ス。回向ニ云ク、」
上来、諷誦楞厳秘密神呪功徳、回向
今日降誕、釈迦』如来大和尚、以酬法

作ル。

十方三世云云…コノ一文ナシ。

牓云…コノ二字ナシ。

伏幸…「伏希」ニ作ル。

※「海衆安牀記」ハ異同ガ多イタメ、指示ヲ反映シテ以下ニ翻刻ス。

東北牀衆什員」

首座　某国人事」

書記　同前」

乳之恩者。」（下冊一四ウ～一六ウ）

※恭敬～謹封…【年中写真17】参照。

四月十三日。粥罷テ、僧堂ノ前門ノ南頬ノ壁板ニ、押セ二小牓頭一ヲ。」

牓云、」

粥罷テ排(ハイヒイ)被位　伏幸』

衆悉」

堂司比丘　某甲白」

即チ図シ二被位ノ図一ヲ、或ハ出ス二安牀ノ記一ヲ。」

椙樹林大乗護国禅寺選仏場中〈選仏場ハ／雲堂額〉、今夏海衆安牀記」

東北牀衆什員」

首　座　某国人事」

書　記　某国人事」

蔵　主　某国人事」

乳之恩者。十方三世云云。」（下冊一二ウ～一四ウ）

※本尊～謹封…【年中写真18】参照。

四月十三日。粥罷、僧堂ノ前門南頬ノ壁板ニ、押ス二小牓頭一ヲ。牓ニ云、」

※粥罷排被位　伏幸
衆悉
堂司比丘某甲白

即チ図シ二被位図一ヲ、或ハ出ス二安牀ノ記一ヲ。記ニ云、」

洞谷山永光寺選仏場中、今夏海衆安牀記」

東北牀衆什員」

某甲首座　某国人事」

某甲書記　某国人事」

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

蔵主　同前」
某甲上坐　同前」
某甲書記　同前」
西北衆什員」
〈某甲都寺／聖僧侍者〉某国人事」
某甲上坐　同前」
某甲上坐　同前」
西南牀衆什員」
聖僧侍者　某国人事」
某甲上坐　同前」
某甲監寺　同前」
東南牀衆什員」
某甲首座　某国人事」
某甲上座（坐カ）　同前」
某甲西堂　同前」
南南牀衆什員」
某甲蔵主　某国人事」
某甲上坐　同前」
北北牀衆什員」
某甲上坐　某国人事」

⑦月舟開版『瑩山清規』

某甲上座　某国人事』
某甲書記　某国人事」
西北牀ノ衆什員」
某甲都寺　某国人事」
某甲上座　某国人事」
某甲上座　某国人事」
西南牀ノ衆什員」
聖僧侍者　某国人事」
某甲上座　某国人事」
某甲監寺　某国人事』
東南牀ノ衆什員」
某甲首座　某国人事」
某甲上座　同前」
某甲西堂　同前」
南南牀ノ衆什員」
某甲蔵主　某国人事」
某甲上座　同前」
北北牀ノ衆什員」
某甲上座　某国人事』
某甲上座　同前」

⑨卍山開版『瑩山清規』

某甲蔵主　某国人事』
某甲上座　某国人事」
某甲書記　某国人事」
西北牀衆什員」
某甲都寺　某国人事」
某甲上座　某国人事」
某甲上座　某国人事」
西南牀衆什員」
聖僧侍者　某国人事」
某甲上座　某国人事」
某甲監寺　某国人事』
東南牀衆什員」
某甲首座　某国人事」
某甲上座　某国人事」
某甲西堂　某国人事」
南南牀衆什員」
某甲蔵主　某国人事」
某甲上座　某国人事」
北北牀衆什員」
某甲上座　某国人事」

某甲上坐　同前」

今月日　堂司比丘某甲　謹白」

鉢位図…「鉢位図同前」ニ作ル。

首座…「首座寮首座也」ニ作ル。

結制之儀…「結制之儀／一隅三陽」ニ作ル。

右守牀ノ衆ノ排被位。」

今月　日、堂司比丘某甲　謹白」

或ハ又出二鉢位ノ図一ヲ。若シ有レハ二両堂一、立テ二両卓一ヲ、出ス二後堂ノ図一ヲ〈同レ前〉。」

（下冊一六ウ～一八ウ）

十三日。斎罷(イ)ンテ、衆寮諷経礼数ノ事。」

斎罷テ、知寮、出レ牓ヲ、貼二衆寮ノ下間一ニ。」

次ニ送ル二(式カ)薬茶於方丈両班等ノ諸寮一ニ。」

牓或〈如此表書折回也〉」

※拝請　合寮尊衆禅師　赤紙也　知寮新戒某状謹封』

知寮　新戒　某甲」

右某甲　今晩、就テ二本寮一ニ、煎点一中特ニ為(メ)ス二(コト)」

某甲上座　某国人事』

右守牀衆、排被位。」

今月日　堂司比丘某甲　謹白」

或ハ又出二鉢位図一ヲ。若有レハ二両堂一、立テ二両卓一ヲ、出ス二後堂ノ図一ヲ。」

（下冊一四ウ～一六オ）

※粥罷～某甲白…【年中写真22】参照。

十三日。斎罷、衆寮諷経礼数ノ事。

斎罷、知寮、出レ牓ヲ、貼二衆」寮ノ下間一ニ。　次ニ送ル二薬茶ヲ於方丈両班等ノ諸寮一ニ。」

牓式」

知寮　新戒某甲」

今晩、就二本寮一ニ、煎点一中。」

特ニ為二ニシテ一」

首座』

大衆。聊カ旌ス二結制ノ之儀一ヲ。　伏シテ幸ク

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

降重…「降重謹状」ニ作ル。
某年…「某年今」ニ作ル。
〈赤紙也〉…「黄紙」ニ作ル。
謹封…「状謹封」ニ作ル。
〈牌上～諷経〉…「〈小牓頭／就衆寮〉」ニ作ル。
照牌…「昭牌」ニ作ル。

入寮次資牌煎点図…コノ一文ナシ。

⑦月舟開版『瑩山清規』

首座　寮首座也」
大衆ノ聊旌(ラフ)ス二〈結夏ハ結制、解夏ハ解制、／冬至ハ一陽ノ佳節、歳節ハ三陽佳節〉之儀ヲ一。伏幸(コイネカワ)ハ、」
衆慈同垂」
降重。　謹状」
某年今月　日　知寮某甲謹状」
知寮、行礼(アン)シテ、先ッ斎時、堂前ニ掛ク二諷経ノ牌ヲ一〈小牓頭／就二于衆寮一〉。」
次寮前ニ置ク二座位ノ昭(照カ)牌ヲ一。』
兼日ニ、打二調戒臘牌一牧(マヽ)ヲ一、入寮次資一牧(枚カ)ヲ一、諷経以前、」戒臘牌ヲ安ス二聖像ノ上ニ一。」
入寮次資ノ牌　煎点ノ図」
（〈下冊一九ウ〉ニ図版アリ。【年中写真31】参照）』
（下冊一八ウ～一九ウ）

※拝請～謹封…【年中写真26】参照。

⑨卍山開版『瑩山清規』

ハ〈解夏ニ旌(ニハカ)ス二解夏ノ之儀ヲ一、／冬至ニハ一陽ノ佳節等(トナリ)ト〉、」
衆慈同ク垂レヨ二　降重ヲ一。」
某年月日　知寮某甲謹状」
※拝請　合寮尊衆禅師〈赤紙也〉知寮新戒〈某甲〉謹封」
知寮、行礼。先ッ斎時、堂前ニ掛ク二諷経ノ牌ヲ一〈牌上ニ書シテ云ク、就テ二／于衆寮一ニ諷経〉。次ニ寮前、」置ク二座位ノ照牌ヲ一。
兼日、打二調シテ戒臘牌一枚、入寮次資一枚ヲ一、諷」経以前ニ戒臘牌ヲ安ス二聖像ノ上ニ一。」
（底本、一行分ノ空白アリ）
入寮次資ノ牌　煎点図』
（〈下冊一七オ〉ニ図版アリ。【年中写真32】参照）」
（下冊一六オ～一七オ）

※拝請～謹封…【年中写真27】参照。

行者持香盤…「茶盤持行者」ニ作ル。
於首座…「首座」ニ作ル。
後…「送後」ニ作ル。
版…「板」ニ作ル。

次維那…「維那」ニ作ル。

板…「鈑」ニ作ル。

琖盤…「盤」ニ作ル。
版一下…「鈑一下」ニ作ル。
板一下…「鈑一下」ニ作ル。
版三下…「鈑三下」ニ作ル。
入寮寮主…「入寮主」ニ作ル。

---

荘厳打調シ罷テ、先ツ寮主、威儀具足シテ、令シテ茶盤ヲ持セ行者ニ、上テ」方丈ニ、次首座、書記、蔵司、都寺、監寺、副寺寮ヘ送テ後、稟ケテ」諷経ノ案内ヲ、寮前ノ鳴コト板ヲ三会スレハ、集来立定ス。寮主、行礼シテ、接ニ」入ス寮首座、維那、典座、侍者、大衆ヲ。寮主ハ占ム主住(位カ)ヲ。先ツ著」坐(座カ)ノ問訊シテ、次ニ焼香三処シテ、先ツ問ニ訊シ首座ノ位ニ、次ニ維那ノ位、次ニ」上間、次ニ下間、次ニ当面ニ問訊シテ、入ニ琖稾ヲ了テ、又喫薬ク問訊ス。」琖稾入ル、時、打レ板ヲ二下。茶行遍シ了テ、焼香シテ大展三拝。再ヒ」問訊スルコト如シ先ノ。琖盤(サンホン)入ル、時、板一下。盤出時、板一下。出テ了レハ、」板三下。大衆、下テ牀立定シテ、両班入寮スレハ者、寮主、接シ入ル。主』人来ル時ハ、寮主、在テ賓位ニ接シ入ル。主人焼香スレハ、寮主諷経ス。回」向ノ時、主人、焼香礼三拝ナリ。　回向云、」

妙湛総持不動尊　首楞厳王世希有」
銷我億劫顛倒想　不歴僧祇獲法身」

---

荘厳シ打調シ罷テ、先寮主、威儀具足シテ、令シテ下ニ行者ヲ持中香盤ヲ。上リ方丈ニ、」次ニ送メン於首座、書記、蔵主、都寺、(一脱カ)監寺、副寺寮ニ。後稟シテ諷経案』内ヲ、寮前ニ鳴コト版ヲ三会スレハ、集来立定ス。寮主、行礼シテ、接ニ入ス寮首座、維」那、典座、侍者、大衆ヲ。寮主ハ占ム主位ヲ。先ツ著座シテ問訊シ、次ニ焼テ香ヲ三」処ニ、先ツ問ニ訊シ首座ノ位ニ、次ニ維那ノ位、次ニ上間、次ニ下間、次ニ当面ニ問」訊シテ、入レ琖稾ヲ了テ、又喫薬シテ問訊ス。琖稾入時、打レ板二下。茶行遍シ」了テ、焼香シテ大展三拝。再ヒ問訊スルコト如レ先。琖盤入ル、時、版一下。琖盤」出ス時、板一下。出了レハ、版三下ス。大衆、下レ牀ヲ立定シテ、両班入寮スレハ、寮」主接シ入ル。主人来ル時ハ、寮主、在テ賓位ニ接シ入ル。主人焼香スレハ、寮主、諷」経ス。回向ノ時、主人、焼香礼三拝ナリ。　回向ニ云、」

妙湛総持不動尊　首楞厳王世希有」
銷我億劫顛倒想　不歴僧祇獲法身』

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

首楞厳…「首楞厳秘密」ニ作ル。

即…「郎」ニ作ル。

多聞天迦羅天…「多門天伽羅天」ニ作ル。

十方三世云云…コノ一文ナシ。

隔前…「前隔」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

上来、諷誦大仏頂万行首楞厳神呪功徳、回向」
真如実際、無上仏果菩提、祝献」
護法龍天、三界万霊、十方真宰、今年歳分、主執」陰陽、権衡造化、
堂頭和尚、本命元辰、吉凶星」斗、
日本国内大小福徳、当山土地、当山龍王、護』伽藍神、招宝七郎、八幡大菩薩、稲荷大明」神、白山妙理大権現、白衣天子、青面使者、」多聞天、迦羅天、迦利帝母、合堂真宰、」
合山清衆、守道諸神、増加威光。所冀、」
山門繁昌、僧宝増盛、諸檀福寿、快楽円満、諸縁成」就、同円種智者。十方三世一切諸仏ヽヽ――蜜。」
回向了テ、主人出ッ。寮主、奉テ送リ問訊シテ、移二主位一ニ、送ル二両班一大」衆ノ出ルヲ。四節、皆同シ。前隔ヘヘタテ二一日一ヲ、行レ之ヲ。叢林ノ通例也。」

⑨卍山開版『瑩山清規』

上来、諷誦大仏頂万行首楞厳神呪功徳、回向 真如」実際、無上仏果菩提、祝献 護法龍天、三界万霊、十方」真宰、 今年歳分、主執陰陽、権衡造化、 堂頭和尚、本」命元辰、吉凶星斗、 日本国内大小福徳、当山土地、当」山龍王、 護伽藍神、 招宝七即(郎ヲ)、 八幡大菩薩、 稲荷」大明神、
白山妙理大権現、 白衣天子、 青面使者、」多聞天、 迦羅天、 迦利帝母、合堂真宰、 合山清衆、 守道」諸神、 増加威光。 所冀、 山門繁昌、 僧宝増盛、諸檀福寿、」快楽円満、 諸縁成就、 同円種智者。 十方三世云云。」
回向了テ、 主人出レハ、 寮主、 奉送問訊シテ、 移二主位一ニ、 送ル二両班大衆出一ヲ。』
四節、 皆ナ同シ。 隔テ二前一日一ヲ、 行ス之ヲ。
叢林ノ通例ナリ也。」

（下冊一七オ～一八ウ）

斎後…「斎次」ニ作ル。
袱子…「複子」ニ作ル。

版…「板」ニ作ル。
有…「在」ニ作ル。

四月十四日。斎後、知事、打二調シ牓一ヲ、托(ハクシテ)二複子一ヲ於箱ノ蓋ニ、置二』小香炉一ヲ。安レ牓ヲ令テ持セ二行者一ニ、上テ二方丈一ニ焼香、両展三拝シテ、取テ」レ牓ヲ薫シテ香ヲ、呈ス二主人一ニ。開テ牓ヲ熟(ツラク)見テ、巻却シテ還シテ二知事一ニ、主人、少送テ二」知事一ヲ問訊ス。知事、又到テ二首座寮一ニ、呈牓。若シ如(ンハ)二掛牌(イノ)一ノ、首座」并ニ退院ノ長老首座ナラハ(ナルカ)、両展三拝シテ呈ス。如(ンハ)二平交首座一ナルカ、只触」礼三拝シテ、呈シ了テ到テ二僧堂ノ前門一ニ、榜板ノ上ニ貼在。南頬、恒時ニ」在リ二此ノ板一。知事ノ牓、頭首ノ状、同ク貼レ之。」

牓式」

四月十四日。斎後、知事、打二調シ牓一ヲ、托(ハクシテ)二袱子一ヲ於箱ノ蓋ニ、置ク二小香炉一ヲ。安レ牓ヲ、令レ行者持(二脱カ)一、上テ二方丈一ニ焼香、両展三拝シテ、取レ牓ヲ薫シテ香ニ呈。」主人、開テ牓ヲ熟見テ、巻却シテ還ス二知事一ニ。主人、少シ送テ二知事一ヲ問訊ス。知事、」又到テ二首座寮一ニ、呈レ牓ヲ。若シ如(ンハ)二掛牌首座一并ニ退院ノ長老首座ノ、両」展三拝シテ呈ス。如(ンハ)二平交ノ首座一ノ、只タ触礼三拝シテ、呈シ了テ到テ二僧堂ノ前門一ニ、」榜版上ニ貼二在ス南頬一ニ。恒時ニ有二此ノ板一。知事ノ牓、頭首ノ状、同ク貼ス之ヲ。」

牓式」

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

随時也…「随時」ニ作ル。

結制之儀…「結制解制／一隅三陽之儀」ニ作ル。

照牌…「昭牌」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

庫司今晩〈寸余文字。必七行書也。文字上下、随時也〉、」
就雲堂、煎点』
一中、特為」
首座〈或書記、／又蔵司〉、聊旌〈結制／佳節〉〈解制／佳節〉之儀」
大衆」
光伴」
今月　日、都寺又監寺　比丘某甲等拝白」
（下冊二一オ～二二オ）

貼レ牓ヲ後、聖僧ノ前卓（ヘク）、上間中央ノ卓、下間中央ノ卓、堂前ノ」卓、荘二厳シテ之ヲ、安二香炉各一口一ヲ。堂前ノ香台ニ置ク二昭（照カ）牌一ヲ。」置二昭（照カ）牌図一ヲ。』

⑨卍山開版『瑩山清規』

庫司今晩〈寸余ノ文字ナリ。必ス七行ニ書ク／也。文字ノ上下、随レ時ニ也〉、」
就二テ雲堂一、煎点一中、』
特二為ニシテ一」
首座一、聊カ旌ス二結制ノ之儀一ヲ　伏幸ハ」
大衆」
光伴」
今月日　都寺比丘某甲等拝白」
（下冊一八ウ～一九オ）

貼シテレ牓ヲ後、聖僧ノ前卓、上間ノ中央ノ卓、下間ノ中央ノ卓、堂前ノ卓、荘二厳シテ之一ヲ、安二香炉各一口一ヲ。堂前ノ香台ニ置ク二昭牌ノ図一ヲ。」

有…「在」ニ作ル。

版…「鈑」ニ作ル。

昭牌倚位次…「昭牌寄位次」ニ作ル。

鼓…「鈑」ニ作ル。

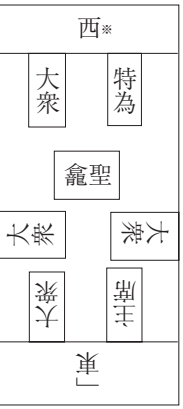


（底本、二行分ノ空白アリ）」

次ニ寝堂ニ在リ二小座湯一。侍者ノ管領ナリ。斎ノ次、請客侍者、各ノ問」訊シテ、所請ノ人、報ス。晩間、就テ二方丈一ニ、小座湯ト聞テ下二打チ鼓若ハ打ヲ上鈑ヲ一、」集来ス。時至レハ、以テ二客頭（カチヤウ）ノ行者ヲ一、重テ報ス二所請人ニ一。両班、前資、勤』旧、諸小頭首、諸方ノ名徳、皆請ス之ヲ。各ノ見テ二昭（照ナ）牌ヲ一、寄ル二位次ニ一。」臨時勿錯乱。」

（〈下冊二三オ〉ニ図版アリ。【年中写真43】参照）』

鳴シテ方丈前ノ鼓ヲ一、集ム衆ヲ。衆上レハ、侍者、出テ迎テ、而接入（脱カ）シテ当面ニ問」訊スレハ、大衆、一時問訊シテ著レ座ニ。侍者、焼香行礼ス。有レハ二重ル人一者、」両人行礼ス。不レ然者、只一人行礼。先ッ

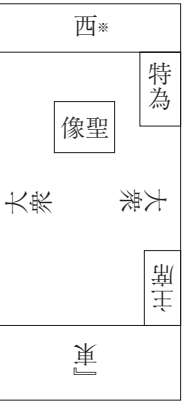


次ニ寝堂ニ有二リ小座湯一。侍者ノ管領ナリ。斎ノ次テ、請客侍者、各ノ問二訊シテ所」請ノ人ヲ一報ス。晩間、就テ二方丈一ニ、小座湯。聞テ二打チ鼓若ハ打ヲ版ヲ一、集来シタマヘ。時至レハ、」以テ二客頭行者ヲ一、重テ報ス二所請ノ人一ニ。両班、前資、勤旧、諸ノ小頭首、諸」方ノ名徳、皆ナ請ス之ヲ。各見テ二照牌ヲ一、倚ルヘシ位次ニ一。臨テ時ニ、勿レ錯乱スルコト。」

（〈下冊一九ウ〉ニ図版アリ。【年中写真44】参照）』

鳴二シ方丈前ノ鼓ヲ一、集ム衆ヲ。衆上レハ、侍者、出テ迎テ、而接入（シテカ）ノ当面ニ問訊スレハ、大」衆、一時ニ問訊シテ著ク座ニ。侍者、焼香行礼ス。有レハ重スル人一者、両人行礼ス。」不レハ然者、只タ一人行礼ス。

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

諸小頭首…「次諸小頭首」ニ作ル。

先版一下…「先鈑一下」ニ作ル。

打版一下…「打鈑一下」ニ作ル。

行盞…「各行盞」ニ作ル。

盞盤時…「珓拌」ニ作ル。

打版三下…「打鈑三下」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

問二訊シテ都寺、首座、一諸頭首、諸知事、次ニ大勤旧、次ニ諸小頭首及ヒ諸勤旧一ニ、一次ニ還テ二中台一ニ問訊シテ、行ク(ヒ)湯ヲ。先ッ鈑一下、衆行(アン)、取テ盤ヲ排立ス。次ニ一又打レ鈑一下スレハ、各ク(ヒ)行レ盞ヲ。行遍スレハ、侍者、又タ当面ニ問訊ス。上下一同ク揖シテ喫ス(レ)薬ヲ。二三椀喫シテ後チ、問訊如レ先。行者、入二ルレ盞盤一ヲ。先ッ打(コト)レ鈑一下。盤ノ出ス時キ、又一下。出シテ後、打(コト)レ鈑三下スレハ、大衆、起」立問訊シテ、自二リ下座一出堂ス。侍者、揖シテ送ル。知事頭首上位ハ、与二』主人一問訊シテ出ッ。」

（下冊一二オ～一四オ）

※西～東…【年中写真38】参照。

⑨卍山開版『瑩山清規』

先問二訊シ都寺、首座、諸頭首、諸知事ニ一次ニ問二訊ス大勤旧、諸小頭首及諸ノ勤旧一ニ。次ニ還テ二中台一ニ、問訊シテ行ク(ヒ)レ湯ヲ。先ッ版一下、衆行、取テ盤ヲ排立ス。次ニ又打(コト)レ版ヲ一下スレハ、行レ盞ヲ。行遍スレハ、」侍者、又タ当面ニ問訊ス。上下同揖シテ喫ス(レ)薬ヲ。二三椀喫ノ後、問訊ス。如シ」レ先ノ。行者入ル二、盞盤一ヲ時、先ッ打レ版ヲ一下。盤ヲ出ス時キ、又タ一下。出シテ後、打(コト)」レ版ヲ三下スレハ、大衆、起立問訊シテ、自二リ下座一出堂ス。侍者、揖シテ送ル。知事頭」首上位ハ、与二主人一問訊シテ出ッ。」

（下冊一九オ～二〇オ）

※西～東…【年中写真39】参照。

問訊請…「請問訊」ニ作ル。
開香合分香於函蓋置…「捧香合函蓋別香」ニ作ル。

念誦…「疏」ニ作ル。

次ニ土地堂念誦。維那、令三行者ヲシテ報二方丈、両班及ヒ廊下ニ」念誦ノ案内ヲ一。堂前ノ鳴コトレ鐘ヲ三会、大衆、土地堂ニ集来スレハ、知事」上位、出班シテ供ス二土地ノ煎点ヲ一。次維那、出班焼香シテ、倚テ卓ノ左」辺ニ一、向テ二主人ニ請シテ問訊ス。主人、焼香スレハ、侍者、捧二香合ヲ一、函蓋別ニス」レ香。両班一位、出班進前シテ、問二訊シテ主人ニ一、転身シテ問二訊シテ土地ニ一」焼香シテ、又タ転身シテ問二訊シテ主人ニ一、還ルレ位ニ。諸位、皆ナ如シレ此ノ。維那、毎ニ二諸位一問訊シテ請スレ之。末後ニ維那、与ニ二下位ノ頭首一進前シ、問訊」焼香シテ還レ位。維那、又出班焼香、転身在二卓ノ左辺一。望二主』人ヲ一問訊シテ、右ニ転シテレ身ヲ問二訊シテ土地ニ一念誦。引テレ声誦スレ疏ヲ。大衆、合」掌ス。維那、問二訊土地ニ一時キ、大衆、普同問訊ス。

疏云、」

窃カニ以レハ、薫風扇レ野ニ、炎帝司レ

次ニ土地堂念誦。維那、令三行者ヲ報セ二方丈、両班及ヒ廊下ニ念誦ノ』案内ヲ一、堂前ニ鳴コトレ鐘ヲ三会スレハ、大衆、土地堂ニ集来ス。知事ノ上位、出班シテ」供ス二土地ノ煎点ヲ一。次ニ維那、出班焼香シテ、倚テ二卓ノ左辺ニ一、向テ二主人ニ問訊シテ」請ス。主人、焼香スレハ、侍者、開キ二香合ヲ一、分チ二香ヲ於函蓋ニ一置ク。両班一位、出」班進前シテ、問二訊シ主人ニ一、転身シテ問二訊シテ土地ニ一焼香ス。又タ転身シテ問二訊シテ主」人ヲ一、還ルレ位ニ。諸位、皆ナ如シレ此ノ。維那、毎ニ二諸位一問訊シテ請スレ之ヲ。末後ニ維那」与ニ二下位ノ頭首一進前、問訊焼香シテ還ルレ位ニ。維那、又出班焼香シ、転」身シテ在リ二卓ノ左辺ニ一、望テ二主人ヲ一問訊シ、右ニ転身シテ問二訊シ土地ニ一念誦ス。引テレ声ヲ」誦ス。大衆、合掌ス。維那、問二訊スル土地ニ一時キ、大衆、普同問訊。念誦ニ」云、」

窃ニ以レハ、薫風扇レ野ニ、炎帝司ルレ方ヲ。

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

維那一仏念間…「一仏念間」ニ作ル。
十反…「十遍」ニ作ル。

大行普賢菩薩…「大士普賢菩薩」ニ作ル。

勲…「勤」ニ作ル。
永賜…「恩賜」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

方ヲ。当ル二法王禁足之辰ニ。是レ釈」子護生之日ナリ。躬シンテ裒アツ(メテカ)二大衆ヲ一、恭シク詣シテ二霊祠ニ一、誦二持シテ万徳之洪」名ヲ一、回二向ス合堂之真宰ニ(ママ)。所ロ祈ノル加護ハ、得レン遂ルコトヲ二安居ヲ一。仰ニヤンヒン憑尊」衆シユニアン念。
一仏之間、大衆、各ノ念ス十反ヲ一。」(二カ)
清浄法身毘盧遮那仏
円満報身盧舎那仏」
千百億化身釈迦牟尼仏
当来下生弥勒尊仏」
十方三世一切諸仏
大乗妙法蓮華経』
大聖文殊師利菩薩
大乗普賢菩薩〈念誦／行也〉」
大悲観世音菩薩
諸尊菩薩摩訶薩」
摩訶般若波羅蜜」
上来、念誦功徳、並用回向」
護持正法土地龍神。伏願、神光協賛、発揮有利」之勲、梵楽興隆、永賜無私

⑨卍山開版『瑩山清規』

当ル二法王禁足ノ之辰ニ一、是レ釈子護』生ノ之日ナリ。躬シンテ裒メテ二大衆ヲ一、恭ク詣シテ二霊祠ニ一、誦二持万徳ノ之洪名ヲ一、回二向ス合」堂ノ之真宰ニ一。所ハ祈ル、加護シテ得レン遂ルコト二安居ヲ一。仰憑尊衆念〈維那一仏念ノ間、／大衆、各念ス二十反ヲ一〉。」
清浄法身毘盧遮那仏
円満報身盧舎那仏」
千百億化身釈迦牟尼仏
当来下生弥勒尊仏」
十方三世一切諸仏
大乗妙法蓮華経」
大聖文殊師利菩薩
大行普賢菩薩」
大悲観世音菩薩
諸尊菩薩摩訶薩」
摩訶般若波羅蜜」
上来、念誦功徳、並用回向　護持正法土地龍神。伏願、」神光協賛、発揮有利之勲、梵楽興隆、永賜無私之熏。

十方三世云云…「十方三世一切諸仏〻〻蜜」ニ作ル。

末後二下念誦…「末二下疏」ニ作ル。

誦大悲呪一反…「大悲呪一遍」ニ作ル。

之薫。再(サイヒン)憑尊衆念。十方」三世一切一摩一蜜。」

十仏名ノ際、仏仏鳴(コトアレ)鈴一下。末後ニ二下。疏并ニ銀銭、在(アリ)二」堂前ニ、焼レ之。行者ノ所管也。主人、焼香((一脱カ)シテ)、土地ノ茶、傾レ之ヲ瀉』焼ス。大悲呪一返。無二回向。」(一脱カ)

（下冊二四オ～二五ウ）

次ニ打二(シテコト(ツコトカ))庫前ノ鼓ヲ一三会、大衆入堂、知事上位入堂シテ、問二訊シテ」首座ニ、請ス特為ノ座ニ。次ニ問訊シテ、次位ニ請上ス。出レ堂ヲ接二入主人ヲ一、」椅前ニ直ニ進テ問二訊ス特為ニ。問二訊シテ主人及ヒ書記一巡堂ス。毎二(コトニハン)板」頭一問訊(シンウ)シテ、還テ当面ニ問訊スル時、大衆、普同揖(イツ)問訊シテ、著レ座ニ。曰二」之ヲ著座ノ問訊ト。著座ノ後、知事、先ッ進二テ特為ノ前一ニ問訊シテ、報二スル行」礼ヲ一也。四処ノ焼香

再』憑尊衆念。十方三世云云。」

十仏名ノ際、仏仏鳴レコト鈴ヲ一下、末後ニ二下。念誦并ニ銀銭、在テ二堂」前ニ一焼レ之ヲ。行者ノ所管ナリ也。主人、焼香シテ、土地ノ茶、傾レ之ヲ瀉焼ス。誦二スルコト大」悲呪ヲ一一反。無シ回向一。」

（下冊二〇オ～二一ウ）

次ニ打二コト庫前ノ鼓ヲ一三会シテ、大衆入堂ス。知事ノ上位入堂シテ、問二訊シテ首座ニ一、」請二特為ノ座一ニ。次ニ問二訊シテ次位一ニ請シ上ス。出レ堂ヲ接二入ス主人ヲ一。椅前ニ直ニ進テ、」問二訊シ特為一ニ、問二訊シテ主人及ヒ書記一巡堂ス。毎二板頭一問訊シテ、還テ当面ニ一」問訊スル時(キ)、大衆、普同ニ揖シテ問訊シテ著レ座ニ。曰二之ヲ著座ノ問訊ト。著座ノ後、」知事、先ッ進二テ特為ノ前一ニ問訊シテ、報二スル行礼ヲ一也。四処ニ焼香ス

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

堂前之香炉也…「堂前香炉」ニ作ル。
聖僧之龕…「聖僧龕」ニ作ル。

一二反…「一二遍」ニ作ル。

如先…「如前」ニ作ル。

落琖…「琖」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

〈当面、上下間及(カン)ヒ／堂前之香炉也〉。先ッ問二訊シテ特為ニ一、経テ二聖僧之一龕ノ後ヲ一、過(ヨキツ)テ二当面ニ一問二訊シ主人ニ一、問二訊ス一頭首ニ一。巡堂シテ毎ト二板頭一問」訊ス。曰フ二之ヲ行茶(アンサ)ノ問訊ト一。還テ二当面ニ一問二訊シテ後、倚二南頬(プラ)ノ板頭ノ外』辺ニ立ッ。行者、入二琖橐一時、先ッ打ツコト鐘ヲ一下、行者、取レ盤排立ス。」又打レ鐘一下。行遍ノ後、知事、進テ二当面ニ一問二訊ス。大衆、上下」揖(イツ)シテ喫レ薬。三椀ノ後、知事、又問二訊特為ニ一。四処ニ焼香、五処ニ」問訊ス。曰フ二之ヲ勧茶問訊ト一。故又タ行(ヒキ)二菓子ヲ一、又行レ茶一二遍、」若ハ略レ之ヲ。只特為、問訊シテ後、焼香シテ還テ二当面ニ一、大展三拝ス。曰フ二」之ヲ謝茶ト一。拝了、又タ問訊スルコト如シ先ノ。巡堂一匝、引テ二同事ニ一礼二主」人ヲ。両展三拝スル也。巡堂ノ際、行者、取ル二主人特為ノ茶器ヲ一。主」人与ニ知事ニ一、謝礼ノ際、大衆、落琖シテ在(サンヲイ)レ牀ニ、叉手(相カ)朝揖

⑨卍山開版『瑩山清規』

〈当面上下間及ヒ／堂前ノ之香炉也〉。」先ッ問二訊シテ特為ニ一、経テ二聖僧ノ之龕ノ後ヲ一、過ク二当面ニ一。問二訊シ主人ニ一、問二訊ス一頭』首ニ一。巡堂シテ毎二板頭一問訊ス。曰フ二之ヲ行茶ノ問訊ト一。還テ二当面ニ一問訊シテ、後倚テ」南ノ板頭ノ外辺ニ立ッ。行者、入二琖橐ヲ一時、先ッ打ツコト鐘ヲ一下。行者、取レ盤ヲ」排立ス。又タ打コト鐘ヲ一下シテ、行遍シテ後チ、知事、進テ二当面ニ一問訊ス。大衆、上下」揖シテ喫レ薬ヲ。三椀ノ後、知事、又タ問二訊シ特為ニ一、四処ニ焼香シ、五処ニ問訊ス。」曰フ二之ヲ勧茶問訊ト一。又タ行(ヒキ)二菓子ハヲ一、又行レ茶ヲ。一二反、若ハ略ス之ヲ。只タ特」為ニ問訊シテ後チ、焼香シテ還テ二当面ニ一、大展三拝ス。曰フ二之ヲ謝茶ト一。拝了テ、又タ問(ズン)」訊スルコト如シ先ノ。巡堂一匝、引テ二同事ニ一、礼シ二主人ヲ一、両展三拝ナリ也。巡堂ノ際タ、」行者、収ム二主人特為ノ茶器ヲ一。主人ト与ニ知事ニ一謝礼ノ際タ、大衆、落琖シテ」在レ牀ニ、叉

相揖…「朝揖」ニ作ル。

送首座出…「送出」ニ作ル。

是謝伴也…「是謝相伴也」ニ作ル。

※底本、「謝ノ下相ナシ」トアルガ、他ノ梵清本系諸本ノ用例ニ従イ、「アリ」ノ誤記ト判断刷シタ。

一炷…「一衆」ニ作ル。

整大衆鞵…「攪大衆鞋」ニ作ル。

下牀散…「散」ニ作ル。

十五日…「次」ニ作ル。

ス。知事、」送テ主人ヲ出ツ。後依ニ主位ニ問ニ訊シテ首座一、触礼三拝ス。送テ再ヒ入』堂シテ、四処ニ焼香シテ巡堂ス。是ハ謝スル相伴ヲ也。行者、入レ盤収ムレ琖ヲ。(当カ)前」後、打ツレ鐘。出テ琖後、知事、堂面ニシテ焼香、一炷シテ問訊ス。表スル礼ノ罷ヲ」也。行者、攪カク大衆ノ鞵クツヲ。打コトレ鐘三下。放参ノ鐘也。大衆、半展テン」単シテ、下テレ床ヲ散ス。且ク待テ小参ノ鼓ヲ、上ニ方丈一。即チ掛ク小参ノ牌ヲ。」

小参。小参ハ者、定鐘了ツテ也、侍者、令メテ行者ヲシテ報セ小参ノ案内ヲ、」打コトレ鼓一会。長打一会也。打ニ法堂西鼓一、主人、両班、大」衆、一時ニ集ル。或ハ主人、前ヨリ居スレ椅ニ。若ハ照堂、若ハ寝堂、随テレ処ニ搆カマフ」レ之。侍者、焼香、両班、問訊、禅客、問答、如シ上堂ノ。但シ宗旨」庭訓クン、委曲垂示シテ、必ス下座時、云フ夜深久立、伏フク(ママ)ヲ惟珍イ』重ト。」

次ノ暁更、五更ノ二点三点ノ際タ、暁鐘ノ間ニ、侍者、小師、知事、」頭首及ヒ大手シテ相揖ス。知事、送テ主人ノ出ルヲ後、依テ主位ニ問ニ訊シテ首座ヲ、触」礼三拝シテ、送ル首座ノ出ヲ。再ヒ入堂シテ、四処ニ焼香シテ巡堂ス。是ハ謝スルナリ伴ヲ也。行』者、入レ盤ヲ収レ琖ヲ、前後ニ打ツレ鐘ヲ。出シテレ琖ヲ後、知事、当面ニ焼香一炷シテ問」訊ス。表スルナリ礼罷ヲ也。行者、整ナオス大衆ノ鞵ヲ。打コトレ鐘ヲ三下、放参ノ鐘ナリ也。大衆、」半ハ展テレ単ヲ、下テレ牀ヲ散ス。且ツ待テ小参ノ鼓ヲ、上ル方丈ニ。即チ掛ク小参ノ牌ヲ。小参ハ」者、定鐘了テ、侍者、令メテ行者報セ小参ノ案内ヲ、打コトレ鼓ヲ一会。長打一」会ナリ也。打テハ法堂ノ西鼓ヲ、主人、両班、大衆、一時ニ集ル。或ハ主人、前ヨリ居スレ椅ニ。若ハ照堂、若ハ寝堂、随テレ処ニ搆フレ之ヲ。侍者、焼香、両班、問訊、禅客、」問答、如シ上堂ノ。但宗旨ノ庭訓、委曲ニ垂示ス。必ス下座ノ時、云フ夜深」久立、伏シテ惟レハ珍重ト。」

十五日。暁更五更ノ二点三点ノ際、暁鐘ノ間ニ、侍者、小師、知事、」頭首及

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

有免人事…「在免人事」ニ作ル。

普同問訊…「普同」ニ作ル。

西堂位…「西堂当住」ニ作ル。

如当寺退院…「当寺退院」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

衆、上テ方丈ニ礼賀ス。在レハ免人事ノ牌一者、不レ上ラ。如ナルコトハ」レ此ノ、山林路次不便ナル間タ、粥罷テ、侍者、小師等、礼賀ス。無シ知」事頭首公界礼賀一。只上堂罷テ、公界礼賀而已。」

（下冊二五ウ～二七オ）

次ニ上堂拈香。著座ノ後、侍者、焼香（シテカ）ノ引テ同事ヲ一、望テ階下ヲ一問」訊。次ニ頭首、望テ席端ヲ一問訊スレハ、大衆、普同問訊ス。次知事、望テ」席端ヲ一問訊ス。若シ有レハ西堂一、少転身シテ問訊ス。若シ如キン主人ノ入室ノ」弟子西堂当位ナルカ一者、望テ席端ニ一問訊。他寺ノ当住西堂ナレハ者、』頭首ノ上肩ニ少シ背後ニ立地ス。当寺退院ノ長老ヲハ、称（イフ）之ヲ東堂ト。」知事ノ上肩ニ少シ背後ニ立地ス。若シ有テ他寺ノ長老一、来テ上堂セハ者、」当寺ノ住持ハ、立テ東堂ノ上ニ一。如ンハ両東堂ナルカ一

⑨卍山開版『瑩山清規』

ヒ大衆、上テ方丈ニ礼賀ス。有ラハ免人事ノ牌一者、不レ上ラ。如キハ此ノ山』林ノ、路次不便ナル間、粥罷テ侍者、小師等、礼賀ス。無シ知事頭首ノ公」界礼賀一。只上堂罷、公界礼賀スル而已。

（下冊二一ウ～二三オ）

次ニ上堂拈香。著座ノ」後チ、侍者、焼香シテ、引テ同事ヲ一、望テ階下ヲ一問訊ス。次ニ頭首、望ミ席端ヲ一問訊スレハ、」大衆、普同問訊ス。次ニ知事、望テ席端ヲ一問訊ス。若シ有レハ西堂一、少シ転身シテ」問訊ス。若シ如キハ主人ノ入室ノ弟子西堂位ナルカ一者、望テ席端ヲ一問訊ス。他寺ノ」当住西堂ナラハ者、頭首ノ上肩、少キ背後ニ立地ス。如ハ当寺退院ノ長老一、」称ス之ヲ東堂ト。知事ノ上肩、少キ背後ニ立地ス。若シ有テ他寺ノ長老一来テ上」堂セハ、当寺ノ住持ハ、立テ東堂ノ上ニ一。如ンハ両東

位次…「住次」ニ作ル。

如当住…「如当」ニ作ル。

先入堂…「兼入堂」ニ作ル。

九拝…「九拝也」ニ作ル。

疑是聴叫乎…コノ傍注ナシ。

---

依テ住次ニ立地ス。如ンハ他」寺之退院ノ長老ノ者、称フ之ヲ西堂ト。如ンハ両人已上ノ者、或ハ依リ」開堂ノ次資ニ、或ハ依出世ノ次資ニ。如ンハ当住ノ者、立テ西堂ノ上ニ、如ク」東堂西堂等ノ者、兼テ入堂スルモ無レ妨。若シ雖ニ大衆同時ニ入堂スト、」各ク依ニ知事頭首ノ上肩一排立スル也。上堂罷テ、侍者行者等、」引テ拝席ヲ、横ニ展テ当面ニ人事ス。」

先ッ知事、次ニ頭首。大衆、各ク両展三拝。次ニ他山ノ住持、』東堂西堂、或ハ問訊、或触礼。依テ人ニ差異アリ。次ニ侍者小」師ハ、大展三拝。主人、無ニ答拝一。次ニ沙弥童行ハ、九拝。」

童行或ハ陳橋行者、持シテ主人ノ香合一、従ッテ主人一入堂ス。侍者ハ、」与ニ大衆一礼シテ知事首座ヲ後、随ニ大衆一入堂シテ、後門ニ排立シテ、逢テ」主人ノ巡堂ニ、従リレ後門出テ、到テ堂前一、逢テ首座ノ礼賀ニ。」

（下冊二七オ～二八オ）

---

堂ナルカ、依テ位次ニ立地ス。如ンハ他寺」退院ノ長老ノ者、称スル之ヲ西堂ト。如ンハ両人已上ノ者、或ハ依リ開堂ノ次資ニ、」或ハ依出世ノ次資ニ。如ンハ当住ノ者、立ツ西堂ノ上ニ。如キハ東堂西堂等ノ者、』先テ入堂スルモ無シ妨ケ。若シ雖ニ大衆ト同時ニ入堂スト、各依テ知事頭首ノ上肩ニ」排立スルナリ也。上堂罷テ、侍者行者等、引テ拝席ヲ、横ニ展テ当面ニ人事ス。」

先ッ知事、次ニ頭首。大衆、各両展三拝。次ニ他山ノ住持、東堂」西堂ナラハ、或ハ問訊、或触礼。依テ人ニ差異アリ。次ニ侍者小師ハ、大展三拝。」主人、無ニ答拝一。次ニ沙弥童行ハ、九拝。童行或ハ陳橋行者、持シテ（疑是聴叫乎）」主人ノ香合ヲ、従テ主人ニ入堂ス。侍者ハ、与ニ大衆一礼シテ知事首座ヲ後、随ニ」大衆一入堂シテ、後門ニ排立シテ、逢テ主人ノ巡堂ニ、従レ後門出テ、到テ堂前一、逢フ」首座ノ礼賀ニ。

（下冊二三オ～ウ）

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

粥罷…「十五日粥罷」ニ作ル。

荘卓…「荘厳」ニ作ル。

解夏時…「解夏」ニ作ル。

如諸山戒臘牌…「諸山如戒臘牌」ニ作ル。

※底本ハ下冊二四ウ五行目トスルガ、二四オノ誤ノタメ補正シタ。

⑦月舟開版『瑩山清規』

十五日。粥罷テ、僧堂前ノ南間ニ、向テ僧堂ニ、高ク掛ケ戒臘ノ牌ヲ、荘テ」レ卓ヲ香華茶湯供養ス。僧堂礼賀ノ後、主人以下大衆、随レ意ニ焼香礼拝ス。此ノ牌ハ者、維那ノ所管ナリ。兼日ニ打調シテ之、粥罷テ」荘厳ス之ヲ。侍者、亦打(レ脱カ)調シテ戒臘牌ヲ、同ク粥罷テ上堂以前ニ、法』堂ノ東間ニ、向テ法座ニ高ク安置シテ、香華供養ス。十五日ノ晩ニ、僧堂」戒臘牌ヲハ安シ維那寮ニ、法堂ノ戒臘牌ヲハ安ス方丈ノ裏ニ。解夏(カイ)時、」亦如ク結夏ノ時ニ。法堂僧堂ニ出レ之ヲ。」

若シ夏衆遅参シテ、而如レ不ンハ題セ戒臘牌ニ、著テ暫到ノ位ニ、到テ半夏ニ、」倚ヨリ本臘ノ次ニ、縦ヒ雖ニ耆年宿徳ト、可シ守ル此ノ式ヲ。諸山ノ如ンハ戒臘」牌ノ、両班ハ不レ題セ戒次ニ、別ニ作シテ両行ヲ、列位ト雖モ列書スト、当家ニハ」守テ天童浄和尚ノ戒臘牌式ヲ、不レ問ニ両班勤旧ヲ、列スルニ戒」次ニ耳。』

⑨卍山開版『瑩山清規』

粥罷、僧堂前ノ南間ニ、向テ僧堂ニ、高ク掛ケ戒臘牌ヲ、荘テ」レ卓ヲ香華茶湯供養ス。僧堂礼賀ノ後チ、主人以下大衆、随テ意ニ焼」香礼拝ス。此ノ牌ハ者、維那ノ所管ナリ。兼日ニ打ニ調シテ之ヲ、粥罷ニ荘ニ厳ス之ヲ。侍』者、亦打ニ調シテ戒臘牌ヲ、同ク粥罷上堂以前ニ、法堂ノ東間ニ、向テ法座ニ」高ク安置シテ、香華供養ス。十五日ノ晩ニ、僧堂戒臘牌ヲハ安シ維那寮ニ、法」堂ノ戒臘牌ヲハ安ス方丈ノ裏ニ。解夏ノ時モ、亦如ク結夏ノ時、法(レ脱カ)堂僧堂ニ出ス」レ之ヲ。若夏衆遅参シテ、而如レ不ンハ題セ戒臘牌ニ、著テ暫到ノ位ニ、到テ半夏ニ、倚ル」本臘次ニ。縦ヒ雖ニ耆年宿徳ト、可シ守ル此ノ式ヲ。如ハ諸山ノ戒臘牌ノ、両班ハ」不レ題セ戒次ニ、別ニ作シテ両行ノ列位ヲ、雖ニ列書スト、当家ニハ守ニ天童浄和尚ノ」戒臘牌ノ式ヲ、不問ニ両班勤旧ヲ、列スルノミ戒次ニ耳。』

〈下冊二四ウ〉ニ図版アリ。【年中写真49】

聊慕…「聊恭」ニ作ル。

依位…「寄位」ニ作ル。

次礼首座…「礼首座」ニ作ル。

送出還入…「送出還」ニ作ル。

是礼終也…「是礼了也」ニ作ル。

衆寮諸寮…「衆寮」ニ作ル。

皆加巡寮…「皆加巡」ニ作ル。

（〈下冊二九オ〉ニ図版アリ。【年中写真48】参照）」

※戒臘牌ノ寸」法ハ、随レ処ニ雖」レ不レ定、当寺」不レ大不レ小。」聊慕ヲ二永平ノ」牌ヲ一。』（下冊二八オ～二九オ）

※戒臘牌～聊慕永平牌…図版ノ下ニアリ。

次ニ首座、引テ二大衆ヲ一、往テ二庫下ニ一、礼シテ二知事ヲ一、触礼三拝ス。次ニ書記」等ハ、在テ二堂前ニ一、礼シテ二首座ヲ一、触礼三拝。次ニ首座、引テ二大衆ヲ一、巡堂」寄レ位ニ。次ニ知事、入堂シテ焼香、大展三拝シテ、礼シテ二首座ヲ一、触礼三」拝、巡堂シテ出ツ。　次ニ主人、入堂焼香、大展三拝。巡堂一」匝、回礼ニ触礼三拝シテ出ツ。首座、送テ出テ還テ入テ、与ト二大衆一大展」三拝ス。是レ礼ノ了リ也。」

次ニ各人事ス。任レ意ニ。次ニ巡寮シテ、自リ二庫下一東西ノ両廊、及ヒ衆寮」諸寮、皆巡寮一匝シテ、大衆、皆加テ巡堂、到

（〈下冊二九オ〉ニ図版アリ。【年中写真48】参照）」

※戒臘ノ牌ノ寸」法ハ、随レ処ニ雖」レ不レ定、当寺ハ」不レ大不レ小。聊慕ヲ二永平ノ」牌ヲ一。」（下冊二三ウ～二四ウ）

※戒臘牌～聊慕永平牌…図版ノ下ニアリ。

次ニ首座、引テ二大衆ヲ一、往テ二庫下ニ一、礼ス二知事ヲ一。触礼三拝ナリ。次ニ書記等、在テ二堂前ニ一、礼ス二首座ヲ一。触礼三拝ナリ。次ニ首座、引テ二大衆ヲ一、巡堂シテ依レ位ニ。次ニ知」事、入堂シテ焼香シ、大展三拝シテ、次ニ礼ス二首座ヲ一。触礼三拝。巡堂シテ出ツ。次ニ」主人、入堂焼香、大展三拝。巡堂一匝シテ回礼ス。触礼三拝シテ出ツ。」首座、送テ出テ還テ入テ、与ト二大衆一大展三拝ス。是レ礼ノ終リ也。次ニ各人」事、任レ意ニ。次ニ巡寮、自リ二庫下一東西ノ両廊、及ヒ衆寮諸寮、皆ナ巡寮」一匝。大衆、皆加テ巡寮シ、到テ二法堂ニ一、

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

主人各寮…「主人主人各」ニ作ル。

打諸寮…「各打諸寮」ニ作ル。

板三下…「版三下」ニ作ル。

各打板了…「打鈑了」ニ作ル。

楞厳会之図…コノ一文ナシ。

⑦月舟開版『瑩山清規』

テ二法堂一、問二訊ス主一」人ニ一。深ク問訊シテ別ル。主人、在テ二法堂一ニ、待コトハ二大衆ヲ一、天童ノ古儀也。』

或ハ大衆、送ルモ二方丈一ニ、不レ妨。遶寺ノ際、微音ニ誦ス二消〈災〉呪ヲ一。毎(コトニ)レ寮」主、出テ迎ヘ接ス二主人ヲ一。主人、各ク焼二香シテ一聖像ニ出レハ、寮主、必ス出テ、送テ」之、即チ加随而歩ミ列ッテ、悉上テ二方丈一ニ、問訊シテ散ル。四節皆ナ同シ。」

（底本、一行分ノ空白アリ）」

次ニ楞厳会。堂荘厳畢ッテ、先ッ大殿ノ正面ニ出ス二楞厳会ノ図一ヲ。次ニ」令二(ムト下)シテ行者堂司供司ヲ一、報セ中主人、両班及廊下ニ楞厳会ノ案」内ヲ上。各ク打二ツコト諸寮ノ前ノ板ヲ三下。自二東廊諸寮、山門西廊、及(ヒ脱カ)」衆寮、首座寮、方丈、庫下一、打チレ板ヲ了ッテ、堂前ニシテ鳴二コト小鐘子一ヲ三」会スレハ、衆集テ、先ッ見レ図ヲ排立ス。』

（〈下冊三〇ウ〉ニ図版アリ。【年中写真53】

⑨卍山開版『瑩山清規』

問二訊ス主人一ニ。深ク問訊シテ別ル。主人、」在テ二法堂一ニ、待コトハ二大衆ヲ一、天童ノ古儀ナリ也。或ハ大衆、送ル二方丈一ニ、不レ妨。遶」寺ノ際、微音ニ誦ス二消〈災〉呪ヲ一。毎レ寮、寮主、出テ迎接ス。主人、各寮ニ焼二香シテ一」聖像ニ出レハ、寮主、必ス出テ、送テ之ヲ、即チ加随シテ而歩ニ列ル。悉ク上テ二方丈一ニ、問訊シテ」散ス。四節皆ナ同シ。次ニ楞厳会。堂荘厳畢テ、先ッ大殿ノ正面ニ出ス二楞』厳会ノ図一ヲ。次ニ令二(ムト下)シテ行者堂司供司ヲ一、報セ中主人、両班及ヒ廊下ニ、楞厳」会ノ案内ヲ上。打二ツコト諸寮ノ前ノ板ヲ三下。自リ東廊諸寮、山門西廊一、及テ二衆」寮、首座寮、方丈、庫下、各打チレ板ヲ了テ、堂前ニシテ鳴コト小鐘子一(ヲ脱カ)三会スレハ、衆」集テ、先ッ見レ図(テニカ)ヲ排立ス。」

（底本、四行分ノ空白アリ）」

楞厳会之図』

（〈下冊二六オ〉ニ図版アリ。【年中写真54】

北陸道能州…「能州賀嶋郡」ニ作ル。
※「賀嶋郡」ノ位置ハ推定。
開闢某甲等…「開闢紹瑾等」ニ作ル。

参照)』

先ッ主人焼香、次ニ都寺焼香、次ニ維那焼香。次ニ主人、大」展三拝シテ、跪クレ炉。維那、出班シテ宣テレ疏ヲ云ク、」

(底本、一行分ノ空白アリ)」

妙湛総持不動尊　首楞厳王世希有」

銷我億劫顛倒想　不歴僧祇獲法身」

南閻浮提大日本国一山寺一某甲等、」

今マ当ニ法王禁足ノ之辰ニ。正ニ是レ釈

子護生之日ナリ。叢林、」依テ旧ニ建

テ、楞厳勝会ヲ一、誦二秘密神呪ヲ一。」

右潜ニ以(上)レハ、楞厳勝会ハ、本師釈迦(上音)如

来、涌(カス)二宝光ヲ於無見』頂相(ヨリノ)一。覆フ二

舌相ヲ於大千沙界ニ一。照シテ二十方ノ仏土

ヲ、集二一切諸」仏ヲ、令三無数恒沙之

菩薩ヲシテ、説二二十五種之円通ヲ一。独リ

以二観音菩薩之得処ヲ一、殊ニ為二聞声

悟道之表準ト一。遂ニ演二説シテ」秘密神呪

ヲ、正ニ闡二示ス開悟直道ヲ一。楞厳勝会ハ、

肇(ハジメレリ)ニ於此ノ会(ヨリ)一。」長期(キ)ノ誦呪、専

ラニシ二於此ノ呪ヲ一、約(ヤク)シテ日限ヲ於百日ニ一、

結フ二人数ヲ於什(ジン)一」員ニ一。仏祖有二九旬安

参照)』

先ッ主人焼香、次ニ都寺焼香、次ニ維那焼香。次ニ主人、大展三」拝シテ、跪クレ炉ニ。維那、出班シテ宣テレ疏ヲ云、」

妙湛総持不動尊

首楞厳王ハ世ニ希有ナリ」

銷シテ我カ億劫顛倒ノ想ヲ

不レシテ歴二僧祇ヲ一獲二法身ヲ一」

〈南閻浮提大日本国北陸道能州酒井ノ

保、洞谷山永光禅寺開闢某甲等〉、」

今マ当ニ法王禁足ノ之辰ニ。正ニ是レ釈

子護生ノ之日ナリ。叢林、依テレ旧ニ」建

テ楞厳勝会ヲ一。誦スル二秘密神呪ヲ一者ナリ。」

右潜ニ以(印)レハ、楞厳ノ勝会ハ、本師釈迦如

来、涌シテ二宝光ヲ於無見頂相ヨリ一、」覆ヒ二舌

相ヲ於大千沙界ニ一、照シテ二十方ノ仏土ヲ一、

集シテ二一切諸仏ヲ一、令シテ(シムレ)二下無数」恒沙ノ之(一脱カ)

菩薩ヲシテ、説カ中二十五種ノ之円通ヲ(上ナリ)。独

リ以テ観音菩薩ノ之得』処ヲ、殊ニ為スト聞

声悟道ノ之表準ト。遂ニ演二説シテ秘密ノ

神呪ヲ一。正ニ闡二示開」悟直道ヲ一、楞厳

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

本師如来～十方三宝…「印」・「黄紙」アリ。

※正確ナ位置不明。本誌所収⑥永光寺蔵光椿書写本ノ用例参照。

能州…「能州賀嶋郡」ニ作ル。

永光寺…「永光禅寺」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

居ノ之旧規一、叢林建ツ二三月行道之一」勝会。謹疏」印

仏祖賢聖昭(照カ)鑑　謹疏』印

龍天護法加護

元亨四年四月十五日――等、

謹疏」

※本尊如来円通教主印

楞厳勝会十方三宝南閻浮提大日本国

―等謹疏」印　（下冊二九ウ～三一オ）

※本尊如来～謹疏…【年中写真58】参照。

⑨卍山開版『瑩山清規』

勝会、肇レリ二於此ノ会一ヨリ。長期ノ誦呪、専シ二於此ノ呪一ヲ、約(ソノカ)二日一」限ヲ二於百日一ニ、結フ二人数一ヲ於什員一ニ。仏祖有リ二九旬安居ノ之旧規一、叢」林建ツ二三月行道ノ之勝会一ヲ。　謹疏」印

仏祖賢聖照鑑　謹疏」印

龍天護法加護

元亨四年四月十五日、五十四世法孫嗣祖比丘某甲等、謹疏」

〈本師如来円通教主〉※

南閻浮提大日本

〈楞厳勝会十方三宝〉

国北陸道能州酒井保洞谷山永光寺開闢某甲等謹封」　（下冊二四ウ～二七オ）

※本師如来～謹封…【年中写真59】参照。

仏母…「仏母之曰」ニ作ル。

薩恒佗蘇伽多耶云云…「薩恒他蘇伽多耶」ニ作ル。

維那呪毎段…「呪毎段維那」ニ作ル。

首楞厳…「首楞厳秘密」ニ作ル。

伊勢太神宮…「伊勢大神宮」ニ作ル。

当道前後気比気多…「当道前後鎮守気比気多両社」ニ作ル。

疏読了テ、楞厳頭、啓リ唱シ了テ、仏母誦シテ之ヲ曰ク、」

（底本、一行分ノ空白アリ）」

爾時世尊　従肉髻中　涌百宝光

光中涌出」千葉宝蓮　有化如来

坐宝華中　頂放十道」百宝光明

一一光明　皆徧示現　十恒河沙」

金剛密迹　擎山持杵　徧虚空界

大衆仰観』畏愛兼抱　求仏哀祐

一心聴仏　無見頂相」放光如来

宣説神呪」

南無薩恒佗蘇伽多耶、〈云／云〉。」

楞厳頭、唱（トナフ）二摩訶般若波羅蜜ヲ一」

呪ノ毎（トニ）レ段、維那、焼香ス。呪了テ、維那、回向ニ云ク、」

円覚伽藍、身心安居、十界和同。諷誦大仏頂万行」首楞厳秘密神呪、功徳鴻因、回向」

真如実際、無上仏果、無見頂相、化諸如来、五五円」通、一切諸尊、護法龍天、三界万霊、大梵天王、天』帝四王、伊勢大神宮、八幡大菩薩、」当

疏読了テ、楞厳頭、啓唱シ了テ、誦ス二仏母一ヲ。』

爾時世尊　従肉髻中　涌百宝光

光中涌出」千葉宝蓮　有化如来

坐宝華中　頂放十道」百宝光明

一一光明　皆徧示現　十恒河沙」

金剛密迹　擎山持杵　徧虚空界

大衆仰観」畏愛兼抱　求仏哀祐

一心聴仏　無見頂相」放光如来

宣説神呪」

南無薩恒佗蘇伽多耶、云云。」

楞厳頭、唱二摩訶般若波羅蜜ヲ一。維那、呪ノ毎ニレ段、焼香ス。呪了テ」維那、回向云ク、」

円覚伽藍、身心安居、十界和同。諷誦大仏頂万行首楞』厳神呪功徳鴻因、回向　真如実際、無上仏果、無見頂」相、化諸如来、五五円通、一切諸尊、護法龍天、三界万」霊、大梵天王、天帝四王、伊勢太神宮、八幡大菩薩、」当道前後気比気多、仏法大統領白山妙理大権現、」護伽藍神、十八善

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

護法多聞天…「護法多門天」ニ作ル。
当山土地…「当山土地合社霊神」ニ作ル。
六十余州三千余座神祇…「六十余州三千余座」ニ作ル。

十方三世云云…コノ一文ナシ。

⑦月舟開版『瑩山清規』

道前後気多気比、仏法大統領白山妙理大」権現、護伽藍神、十八善神、招宝七郎大権」修利菩薩、打給青面使者、給仕白衣天子、」護法多聞天、供給迦羅天、合堂真宰、一切聖造、」稲荷大明神、当山土地、当国当保総社別社、六」十余州三千余座、今年歳分、主執陰陽、権衡造」化、合山清衆、本命元辰、本寺檀那、諸堂檀越、」結縁諸檀、本命曜宿、当年属星、行疫流神、』南方〈火〉徳星君、〈火〉部星衆。所冀、」皇風永扇、仏日増輝、国土安寧、法輪常転、一衆咸」安、得遂安居、」山門繁昌、檀信帰崇、諸檀施主、福寿増長、法界衆」生、同円種智者。十方三世一密。」
（底本、一行分ノ空白アリ）」
自二次ノ日一、一衆同音ニ諷二誦ス常ノ回向ヲ一。此レ叢林ノ通儀ナリ。此ノ回」向、或

⑨卍山開版『瑩山清規』

神、招宝七郎大権修利菩薩、」打給青面使者、給仕白衣天子、護法多聞天、供給迦」羅天、合堂真宰、一切聖造、当山旧鎮守稲荷大明神、」当山土地、当国当保総社別社、六十余州三千余座神」祇、今年歳分、主執陰陽、権衡造化、合山清衆、本命」元辰、本寺檀那、諸堂檀越、結縁諸檀、本命曜宿、当年属』星、行疫流神、南方〈火〉徳星君、〈火〉部星衆。所冀、」皇風永扇、仏日増輝、国土安寧、法輪常転、一衆咸安、得」遂安居、山門繁昌、檀信帰崇、諸檀施主、福寿増長、法」界衆生、同円種智者。十方三世云云。」
自リ二次ノ日一、一衆同音ニ諷二誦ス常ノ回向ヲ一。此レ叢林ノ通儀ナリ。此ノ回向、或ハ」牌上ニ書シ、或ハ毎レ年書レシテ之ヲ、殿上ニ貼在ス。若シ住持不レハ出仕セ一者、上知」事、必ス如二主人ノ首尾ノ拝、不レ可

昭管…「昭管」ニ作ル。

斎罷…「十五日斎次」ニ作ル。

ハ牌上ニ書シ、或ハ毎年ニ書シテ之ヲ、殿上ニ貼在。若シ住持不レハ出」仕一セ者、上知事、必ス如ク二主人ノ首尾ノ拝一、不レ可レ闕ク。夏中ハ、楞厳』会ノ出仕、不レ可二懈怠ス一。主人、維那、常ニ可二昭管一。」※上来現前比丘衆　諷誦楞厳秘密呪」
回向護法衆龍天　土地伽藍諸聖造」
楞　厳　三途八難倶離苦　四恩三有尽霑恩」
会　之　国界安寧兵革銷　風調雨順民康楽」
一衆熏修希勝進　十地頓超無難事」
山門鎮静絶非虞　檀信帰崇増福恵」
回　十方三世一切仏　諸尊菩薩摩訶薩」
向　摩訶般若波羅蜜』

（下冊三二オ～三四オ）

※上来～波羅蜜…【年中写真60】参照。

十五日。斎ノ次、都寺、維那、侍者三人、同ク詣シテ首座以下」可キ二乗払一人ノ

レ闕。夏中、楞厳会ノ出仕、不レ可二懈怠ス一。主人、維那、常ニ可二昭管ス一。」※上来現前比丘衆　諷誦楞厳秘密呪」
回向護法衆龍天　土地伽藍諸聖造』
楞　厳　三途八難倶離苦　四恩三有尽霑恩」
国界安寧兵革銷　風調雨順民康楽」
一衆熏修希勝進　十地頓超無難事」
会　之　山門鎮静絶非虞　檀信帰崇増福慧」
回　十方三世一切仏　諸尊菩薩摩訶薩」
向　摩訶般若波羅蜜」

（下冊二七オ～二九オ）

※上来～波羅蜜…【年中写真61】参照。

斎罷ニ、都寺、維那、侍者三人、同ク詣シテ首座以下可キ二乗払一人ノ」寮ニ、

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

此日…「十五日」ニ作ル。
依布薩…「布薩依」ニ作ル。
掛牌版…「柱牌版」ニ作ル。
結制之儀…「〈結制解制／一隅三陽〉之儀」ニ作ル。
謹白…「承順謹白」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

入寮ニ、都寺ハ焼香、触礼三拝ス。維那ハ度シ牌ヲ、侍」者ハ度ス払ヲ。維那、掛ケ牌ヲ於堂前ニ、度ス払ヲ於聖僧侍者ニ。晩間ニ」荘ルコト法堂ヲ、如シ上堂ノ。打テ鼓ヲ集ム衆ヲ。問訊問話、如シ上堂ノ。但シ有リ」主人ノ問訊」。十五日、僧堂ニ雖ト可レ有中大座煎点上、布薩」依テ不レ可レ略、十六日ニ、主人、就テ雲堂ニ、請シテ知事頭首ヲ、煎点アリ。」茶ノ之牓ハ、斎時三下以後、呈シテ首座及ヒ知事ニ、貼ス在堂前ノ」北ノ頬掛牌板ニ。侍者ノ之所管也。牓云、」
堂頭和尚、今晨斎退、必七行書レ之也』
就ニ雲堂ニ、煎点一中、」
特ニ為メニ」
首座ノ、聊旌ニ結制之儀ヲ。」
諸知事」
大衆光伴」
今月日、侍者某甲謹白　請客侍者之名

⑨卍山開版『瑩山清規』

都寺ハ焼香、触礼三拝ス。維那ハ度シ牌ヲ、侍者ハ度ス払ヲ。維那、掛ケ牌ヲ」於堂前ニ、度ス払ヲ於聖僧侍者ニ。晩間ニ荘ルコト法堂ヲ、如シ上堂ノ。打テ鼓ヲ集ム」衆ヲ。問訊問話、如シ上堂ノ。但シ有リ主人ノ問訊。此ノ日、僧堂ニ雖レ可ト』レ有ルニ大座煎点一、依テ布薩不ニ可レ略ス、十六日、主人、就テ雲堂ニ、請シテ知事頭首ヲ、煎点ス。茶ノ牓ハ、斎時三下以後、呈シテ首座及ヒ知事ニ、貼ス在」堂前北頬掛牌版ニ。侍者ノ之所管ナリ也。牓ニ云、」
堂頭和尚、今晨斎退、」
就テ雲堂ニ、煎点一中　〈必七行／書レ之ヲ也〉、」
特ニ為ニシテ」
首座ノ、聊旌ス結制之儀ヲ。」
諸知事」
大衆光伴」
今月日　侍者某甲謹白〈請客侍者

書也…コノ二字ナシ。

有監寺座…「在監寺座」ニ作ル。

※梵清本系諸本ハ「有都寺座」モ「在都寺座」。

有暫到…「在暫到」ニ作ル。

不然…「不然者」ニ作ル。

堂裏…「堂裡」ニ作ル。

（図版）…後門西、前門東、暫到床（二箇所）ナシ。

※図版トノ校異ハ、【年中写真65】ヲ参照ノ上、比較サレタイ。

字書レ之。」

（底本、一行分ノ空白アリ）」

（下冊三四ウ～三五オ）

時至レハ、鳴二庫前ノ鼓一ヲ、衆集マル。頭ノ侍者、行礼。礼ハ者、如二知事ノ礼一。」無二主人ノ問訊一而已。但シ後門ノ右ノ脇ニ在二監寺ノ座一。前門ノ右ノ』脇ニ在二都寺ノ座一。先ツ問二訊シ特為一ニ、次ニ問二訊シ監寺一ニ、次ニ問二訊シ都」寺一ニ、次ニ問二訊シテ書記一ニ、巡堂一匝ス。堂外ハ、在レハ暫到一巡堂ス。不レ然」者、知事頭首、皆ナ接二堂裏一ニ、無二堂前ノ礼一。』

（〈下冊三六オ〉ニ図版アリ。【年中写真64】参照）』

礼了テ、特為ニ進テ両展三拝シテ、謝レ茶ヲ也。首座出テ、後、又タ都寺、」監寺、進テ賀謝シテ、両展三拝シテ出ツ。主人、皆ナ進テ歩ヲ、送テ之ヲ還テ入テ、」又著テ椅ニ、相伴焼香シテ巡堂ス。出二盞嚢ヲ一後、

ノ／名字ヲ書ス也〉』

（下冊二九オ～ウ）

時至テ、鳴セハ庫前ノ鼓ヲ一、衆集ル。頭ノ侍者、行礼ス。礼ハ者、如シ二知事ノ礼一ノ。無キ主」人ノ問訊一而已。但後門ノ右ノ脇ニ、有リ二監寺ノ座一。前門ノ右ノ脇ニ、有リ二都寺ノ」座一。先ツ問二訊シ特為一ニ、次ニ問二訊シ監寺一ニ、次ニ問訊（二脱カ）シ都寺一ニ、次ニ問二訊シテ書記一ニ、」巡堂一匝ス。堂外ニハ有レハ暫到一、巡堂ス。不レハ然、知事頭首、皆ナ接シテ堂裏一ニ、」無二堂前ノ礼一。』

（〈下冊三〇ウ〉ニ図版アリ。【年中写真65】参照）』

礼了テ、特為、進テ両展三拝シテ、謝スレ茶ヲ也。首座出後、又都寺、監寺、」進テ賀謝シテ、両展三拝シテ出ツ。主人、皆ナ進歩シテ、送テ之ヲ還テ入リ、又著ク椅ニ。相」伴焼香シテ、巡堂ス。出二盞嚢ヲ一後、中台ニ焼香一炷。鳴二庫前ノ鼓ヲ一三

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

下牀…「下床」ニ作ル。

式亦同此…「又同此式」ニ作ル。

十七日…「次十七日」ニ作ル。

些子書換必…「些子換之」ニ作ル。

牓云…コノ二字ナシ。

⑦月舟開版『瑩山清規』

中台ニ焼香一炷。」鳴二庫前ノ鼓一ヲ三下、下テ牀普同ニ揖ツシテ問訊シテ、帰ル方丈ニ一。首座都」寺以下大衆、皆ナ上テ方丈ニ一、賀謝問訊ス。主人、在テ二法堂ノ西一」間一ニ、待テ二大衆ノ上一ルヲ、問訊シテ散ル。四節、皆ナ如シ此ノ。侍者、必ス請シテ主人ノ」坐具ヲ一行礼ス〈倚テ二椅ノ左辺一ニ問訊シテ、請シテ云ク、／請二和尚坐具ヲ一(マヽ)〉。新ニ請スル名徳首座ヲ一時、又タ就テ二僧堂一ニ、大座煎点スル時キ、又タ同シ二此ノ式一ニ。所謂ル、他山ノ西堂、若シ或ハ(クワハイ)」掛牌、首座重テ請スル時キ、尽シテ礼ヲ請スレ之ヲ。』

（下冊三五オ～三六ウ）

次ノ十七日ニ、都寺一人、若ハ監寺一人、又タ就テ二雲堂一ニ、煎点アリ。」主人不レ二行礼一時ハ者、知事共ニ略レ之。牓者、十四日公界(ク)ノ」礼ノ牓ナリ。些子書(シ)換(カフ)レ之。七行(カウ)ニ書スル也。所謂ル、」

⑨卍山開版『瑩山清規』

下スレハ、」下テ牀ヲ、普同ニ揖シテ問訊シテ、帰ル方丈ニ一。首座都寺以下大衆、皆ナ上テ二方」丈一ニ、賀謝問訊ス。主人、在テ二法堂ノ西間一ニ、待テ二大衆ノ上一ヲ、問訊シテ散ス。四節、」皆ナ如シ此ノ。侍者、必ス請テ二主人ノ坐具ヲ一行礼ス〈倚テ二椅ノ左辺一ニ問訊シテ、請テ／云ク、請フ二和尚坐具ヲ一〉。新ニ」請スル名徳首座ヲ一時モ、亦タ就テ二僧堂一ニ、大座煎点ス。式亦同レ此ニ。所謂ル、他」山ノ西堂若シ或ハ掛牌、首座重テ請スル時キ、尽シテ礼ヲ請スレ之ヲ。」

（下冊三〇オ～三一オ）

十七日ニ、都寺一人、若ハ監寺一人、又就テ二雲堂一ニ、煎点アリ。主人、不レ二」行礼一時ハ者、知事共ニ略レ之ヲ。牓ハ者、十四日公界ノ礼ノ牓ニ、些子書キ』換ル。必ス七行ニ書スルナリ也。所謂ル、牓ニ云、」

都寺比丘　某甲、」
今晨斎退、就二雲堂一、煎点一中、」
特為二」
首座禅師一、聊旌二結制陳賀之儀一。」
大衆」
光伴』
今月　日、都寺比丘某甲謹白」
監寺ノ牓、同レ之。但斎ノ時、打呈ス。
木魚以前ニ入堂シテ、焼二香聖一僧ニ。礼三拝、巡堂一匝シテ、即チ貼レ牓ヲ。行礼、一ニ如ナリ前日ニ。但不」レ打二放参ノ鐘ヲ一、打二庫前ノ雲鼓ヲ一三下スル而已。」

（下冊三七オ～ウ）

都寺比丘某甲、」
今晨斎退、就二雲堂一、煎点一中、」
特為二」
首座禅師ノ一、聊旌二結制陳賀之儀一。」
大衆」
光伴」
今月日　都寺比丘某甲謹白」
監寺ノ牓、同レ之ニ。但斎ノ時、打呈ス。
木魚以前ニ入堂シテ、焼香二聖僧一ニ、礼三拝、巡堂一匝シテ、即チ貼レ牓ヲ。行礼、一ニ如ス前日ニ。但不レ打二放参ノ鐘ヲ一、』打二庫前ノ雲鼓ヲ一三下スル而已。」

（下冊三一オ～三二オ）

十八日…「次十八日」ニ作ル。
此亦用状…「此者用状」ニ作ル。
対牀…「対床」ニ作ル。

次ノ十八日ニ、首座ノ行礼、特ニ為二
書記ノ。此レハ者用二状紙一ヲ。八寸ナリ。」
文字不レ過二五分一ニ。状ノ式礼数、一ニ如ス
知事一ニ。但シ報二書記一ニ呪」願シム。在
テ知事ノ対牀ノ南頬ノ板頭一ニ喫食ス。状ハ

十八日ニ、首座ノ行礼、特ニ為二
書記ノ。此レ亦用レ状ヲ。紙ハ八寸ナリ。文字
不」レ過二五分一ニ。状ノ式礼数、一ニ如ス
知事一ニ。但報二書記一ニ呪願シハム。在テ知
事ノ対」牀ノ南頬ノ板頭一ニ、喫食ス。状ハ

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

榜版…「榜板」ニ作ル。

殻漏子～牓云…コノ一文ナシ。

謹白…次行ニ「殻漏子同貼在状端必書赤紙押状上也」アリ。

⑦月舟開版『瑩山清規』

貼ス下間ノ榜版ノ上ニ。」状必ス九行ニ書ス也。」

首座比丘某甲、』

今晨斉(斎カ)退テ、」

就テ雲堂ニ、煎点一中、」

特ニ為ニ」

書記禅師ニ、聊旌ニ」

結制同居陳賀之儀ヲ、」

伏シテ請フ」

諸知事大衆光伴」

今月　日、首座比丘某甲状謹白」

殻漏子、同ク貼テ在ス状端ニ。必書赤紙ニ。押ス状上ニ也。』

※状請(一脱カ)書記禅師　首座比丘某甲謹封」

書記、蔵主、次第ニ追テ日ヲ行礼。書記ハ特ニ為ス蔵主ノ。又ハ特ニ為ス」首座ノ。

若シ有レハ前後堂ノ両首座ニ、前堂ハ特ニ為ス後堂ノ。皆ナ用レ状。」維那、知客(シカ)等、行礼ハ、在ニ後架、照堂ニ、行礼ス。

⑨卍山開版『瑩山清規』

貼ス下間ノ榜版ノ上ニ。状必ス九行ニ書ス也。」

殻漏子、同ク貼テ在ス状端ニ。必書シテ赤紙ニ、押スナリ状ノ上ニ也。牓ニ云、」

首座比丘某甲、」

今晨斎退、就テ雲堂ニ、煎点一中、」

特ニ為メニ」

書記禅師ノ、」

聊カ旌ス結制同居陳賀ノ之儀ヲ、』

伏シテ請」

諸知事」

大衆　光伴」

今月日　首座比丘某甲謹白」

※状請　書記禅師〈赤紙〉　首座比丘某甲謹封」

書記、蔵主、次第ニ追テ日ヲ、行礼。書記ハ特ニ為ニ蔵主ノ、又特ニ為ス首座ノ。」

若シ有レハ前後堂ノ両首座ニ、前堂ハ特ニ為ス後堂ノ。皆ナ用レ状ヲ。維那、知客」

照堂…「昭堂」ニ作ル。
芙蓉…「芙蓉者」ニ作ル。
永平…「永平寺」ニ作ル。
当山亦…「当山又」ニ作ル。
※梵清本系諸本ノ用例ニヨリ、位置ヲ補正シタ。
二十日…「廿日」ニ作ル。
打版…「打鈑」ニ作ル。
有点心…「在点心」ニ作ル。
打版…「打鈑」ニ作ル。

夏中ハ日日、寮」主、衆寮(ママ)ニシテ行礼ス。芙蓉ニハ、置ク通衆随意ノ喫茶ヲ。永平寺ニモ依テ」此ノ儀ニ、把針処(ハシン)ニシテ、寮主、毎日煎湯シテ、通衆、随意ニ喫湯。当山モ」亦随フ此式ニ。但シ毎日、衆寮喫湯次テ、一日ハ読ミ亀鏡(キケイ)ノ文ヲ、十」一日ニハ読ミ二寮中ノ清規ヲ、廿一日ニハ読ム二参大己ヲ。毎月如シ此ノ。若ハ」夏中許リモ不レ妨。廿日。打鈑。普請(シン)坐禅ス。』

（下冊三七ウ～三八ウ）

※状請～謹封…【年中写真69】参照。

五月五日。称二端午一ト。上堂アリ。庫下ニ若ハ有リ二点心一、或ハ粽(チマキ)等一。」
六月一日。称二半夏ノ節一ト。若ハ上堂ノ次テ、報ス二放下坐禅ノ由(ヨシ)ヲ一。随」意ニ坐禅スル也。不レ打鈑(ノミ)一而已。楞厳会ノ図、出之。遅参ノ衆ヲ著(ツケ)ク二」本臘一ニ。次ニ若ハ半夏ニ以後遅参ノ衆ヲハ、又著テ二新戒ノ位一ニ、等ノ行礼ハ、在テ二後架一、照堂ニ、行礼ス。夏中ハ日日、寮主、衆寮行礼ス。芙」蓉ハ、置ク二通衆随意ノ喫茶ヲ一。永平モ依テ(二脱カ)此ノ儀ニ、把針処ニシテ、寮主、毎日煎』湯シテ、通衆、随意ニ喫湯ス。当山モ亦随フ此ノ式ニ一。但毎日、衆寮喫湯ノ次、」一日ツイタチニハ読ミ二亀鏡文ヲ一、十一日ニハ読ム二寮中ノ清規ヲ一、廿一日ニハ読ム二参大己ヲ一。」毎月如レ此。若シ夏中許リモ不レ妨。」
二十日。打版。普請坐禅ス。」

（下冊三二オ～三三オ）

※状請～謹封…【年中写真70】参照。

五月五日。称ス二端午一ト。上堂アリ。庫下ニ若ハ有リ二点心一。或ハ粽(チマキ)等ナリ。」
六月一日。称ス二半夏ノ節一ト。若シハ上堂ノ次、報ス二放下坐禅ノ由ヲ一。即チ随意ニ」坐禅スルナリ也。不レ打版一而已。楞厳会ノ図、出シテ之ヲ、遅参ノ衆ヲ著二本臘次ニ一。」若シハ半夏以後遅参ノ衆(ママ)、又タ著二新

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

曬薦同時…「薦曬同」ニ作ル。
〈遍槌後～出矣〉…コノ割注ナシ。

淋汗…「或淋汗」ニ作ル。
中間…「中一度」ニ作ル。
※底本、「間ナシ」トアルモノヲ補正シタ。
又除…「又宜除」ニ作ル。

同持扇…「同時持扇」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

自解夏」著本臘ニ。次半夏ニ、或ハ法堂、若方丈ノ斎ニ、立テ中座ヲ、接スル名徳」等ニ。之ヲ曰中筵斎ト。或ハ施主、接スレ之ヲ。　六月中、僧堂曬薦」普請アリ。白槌巡堂、打鼓等、如シ仏生会ノ。普請シテ衆寮ノ曬薦、同キ時ナリ〈遍槌ノ後、又打レ槌ヲ一下シテ云、白大衆ニ。斎罷シテ普請シテ、僧堂曬薦。諸寮頭首、斉ク起、／聞テ鐘鼓ノ声ニ集。謹白。又打レ槌一下シテ、巡堂一匝ス〉。」
自六月一日、或〈淋汗、隔日ニ沐浴也。或六日沐浴、中ニ一／沐浴ス。又宜レ除ク施主監時ノ沐浴ヲ也〉。又自六月一』日、堂中斎時キ、打扇ス。打扇ノ法ハ者、自六月一日、聖僧ノ脇ノ」左ノ柱ニ、掛ク住扇ノ牌ヲ。遍槌ノ後、打扇ノ行者二人、或ハ四人、同ク」持シテ扇ヲ入堂シテ、聖僧ノ前ニシテ問訊シテ、上下間ニ相別テ打扇ス。折水桶」出テ後チ、頭ノ行者、持シテレ扇柄ヲ、打コト住扇ヲ一下スレハ、

⑨卍山開版『瑩山清規』

戒ノ位ニ、自リ解夏」著本臘次ニ。半」夏或ハ法堂、若ハ方丈ノ斎ニ、立テ中座ヲ、接ス名徳等ヲ〈曰フ之ヲ中／筵斎ト〉。或ハ施主、接スレ之ヲ。」六月中、僧堂曬薦普請アリ。白槌巡堂、打鼓等、如シ仏生会ノ普』請ス。衆寮ノ曬薦、同時ナリ〈遍槌ノ後、又打レ槌ヲ一下シテ云、白大衆ニ。粥罷、／普請シテ曬薦。諸寮頭首、斉ク起テ、聞テ鐘鼓ノ声ヲ」集リタマヘ。謹テ白ス。又打レ槌ヲ一下、／巡堂一匝シテ出ッ矣〉。」
自六月一日、淋汗、隔日ニ沐浴ナリ也。或ハ六度沐浴ノ中間ニ、一沐」浴ス。又除ク施主臨時ノ沐浴ヲ也。　又自六月一日、堂中斎時、」打扇ス。打扇ノ法者ハ、聖僧ノ脇ノ左ノ柱ニ、掛ク住扇ノ牌ヲ。遍槌ノ後、打扇ス。行」者二人、或ハ四人、同ク持シテ扇ヲ入堂シテ、聖僧ノ前ニシテ問訊シテ、上下間ニ相別テ」打扇ス。折水桶出テ、後チ、頭ノ行者、持シテレ扇柄

住扇牌…「住扇」ニ作ル。
如前…コノ二字ナシ。

神通…「神力」ニ作ル。

生処…コノ二字ナシ。

我業…「我等業」ニ作ル。
※梵清本系諸本ハ「我等」ニ作ル。

諸行、聞テ之ヲ、皆ナ住ム」レ扇ヲ。如ク前ノ当面ニ問訊シテ、出堂ス。」（下冊二九オ～ウ）

七月一日。季初。僧堂巡堂ノ次テ、主人与二大衆一、触礼。自リ二七月一日、施餓鬼。結縁看経之牓、便宜ノ処ニ出（脱カ）レ之ヲ。」

牓ニ云ク、七月二日、施餓鬼之本、同ク出レ之也。」

法王解制ノ之辰、衆僧自恣ノ之日ナリ。行道周円シ、功徳成」就ス。当二千此ノ時一ニ、釈尊、説テ二法ヲ於忉利一ニ、報シ二大術之恩ヲ一、目連、」設テ二食ヲ於盆器一ニ、救二悲母之苦ヲ一。嗚呼目連尊者ハ、得テ二神通一、」見テ二母儀ノ生処ヲ一、遂ニ救二済ス之一。我等、道眼瞎却シテ、不レ能レ見コト今」生ノ恩処ヲ一、生処不レ知ラ受ケ二何ノ苦ヲ一在リト云コトヲ何悪趣ニ。仏ノ言タマハク、世人、為」レ子造テ二多罪ヲ一、堕二在シテ三途

ヲ、打二住扇ノ牌ヲ一一下スレハ、諸行、」聞テ之ヲ、皆ナ住ム」レ扇ヲ。如ク前ノ当面ニ問訊シテ、出堂ス。」（下冊三三オ～ウ）

七月一日。季初ナリ。僧堂巡堂ノ次テ、主人与二大衆一、触礼ス。自リ二七月一日一、施餓鬼。結縁看経ノ之牓、便宜ノ処ニ出スレ之ヲ。牓ニ云ク、』

法王解制ノ之辰、衆僧自恣ノ之日ナリ。行道周円シ、功徳成就ス。当テ」于此ノ時一ニ、釈尊、説テ二法ヲ於忉利一ニ、報シ二大術ノ之恩ヲ一、目連、設テ二食ヲ於盆」器一ニ、救二悲母ノ之苦ヲ一。嗚呼目連尊者ハ、得テ二神通ヲ一、見テ二母儀ノ生処ヲ一、遂ニ」救二済ス之ヲ一。我等、道眼瞎却シテ、不レ能レ見コト今生ノ恩処ノ生処ヲ一、不レ知ラ受ケ二」何ノ苦ヲ一在リト云コトヲ何悪趣ニ。仏ノ言ク、世人、為レ子造テ二多罪ヲ一、堕二在シテ三途ニ、長ク受ク」レ苦ヲ。然レハ則チ、彼此ノ之受苦ハ者、我カ業ノ所ナリ致ス也。若シ不

⑤山上氏旧蔵麟広書写本

抜済…「抜済者」ニ作ル。

⑦月舟開版『瑩山清規』

ニ、長ク受レ苦ヲ。然レハ則、彼此ノ之受苦者、」我業所レ致ル也。若シ不ンハ二抜済一者、永劫ニ沈淪シテ、有ン二何ノ極カ一〈矣〉。故ヘニ」各〻、住シテ二悲愍懇哀ノ之心ニ一、誦二念シテ大乗経並ニ秘密神呪、諸」尊ノ宝号等ヲ一、回二向ス十界聖凡之衆ニ一。円二満シ報地ヲ一、停二息セシム苦」患一。品目、在二于後ヘニ一。』

大乗妙法蓮華経」

梵網菩薩戒経」

盂蘭盆経」

仏遺教経」

〈某経某呪次第書〈云／々〉〉」

元亨四年七月日　堂司比丘〈某甲〉敬勧化」　（下冊三九ウ～四〇ウ）

⑨卍山開版『瑩山清規』

ンハ二抜済一、永劫ノ沈」淪、有ン二何ノ極カ一矣。故ニ各、住シテ二悲愍懇哀ノ之心ニ一、誦二念シテ大乗経並ニ秘」密神呪、諸尊ノ宝号等ヲ一、回二向シ十界聖凡ノ之衆ニ一、円満シ報地ヲ一、停二一息セシム苦患ヲ一。品目、（二脱カ）在レ後ニ。」

大乗妙法蓮華経』

梵網菩薩戒経」

盂蘭盆経」

仏遺教経」

某経」

某呪」

元亨四年七月日　堂司比丘〈某甲〉敬テ勧化」　（下冊三三ウ～三四ウ）

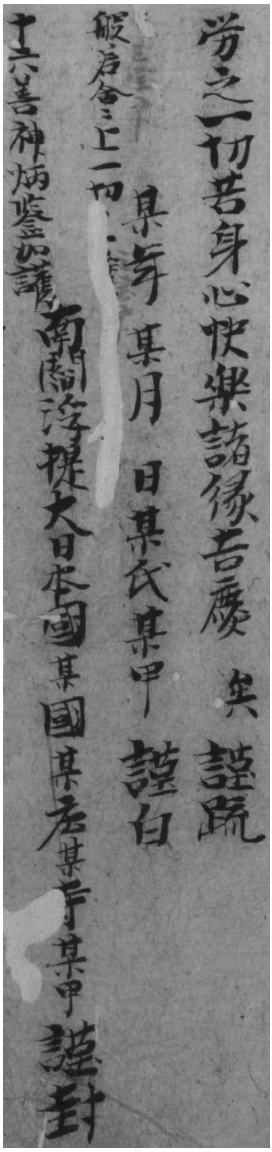

【写真 16】

①禅林寺本『瑩山清規』

17 大般若経結願疏（地冊二四オ）

※「『瑩山清規』の研究（二）」304 頁【図版】の写真を掲載したため、本写真のみ、写真番号を前号のものから継続する。「三宝印」（二箇所）は朱筆。

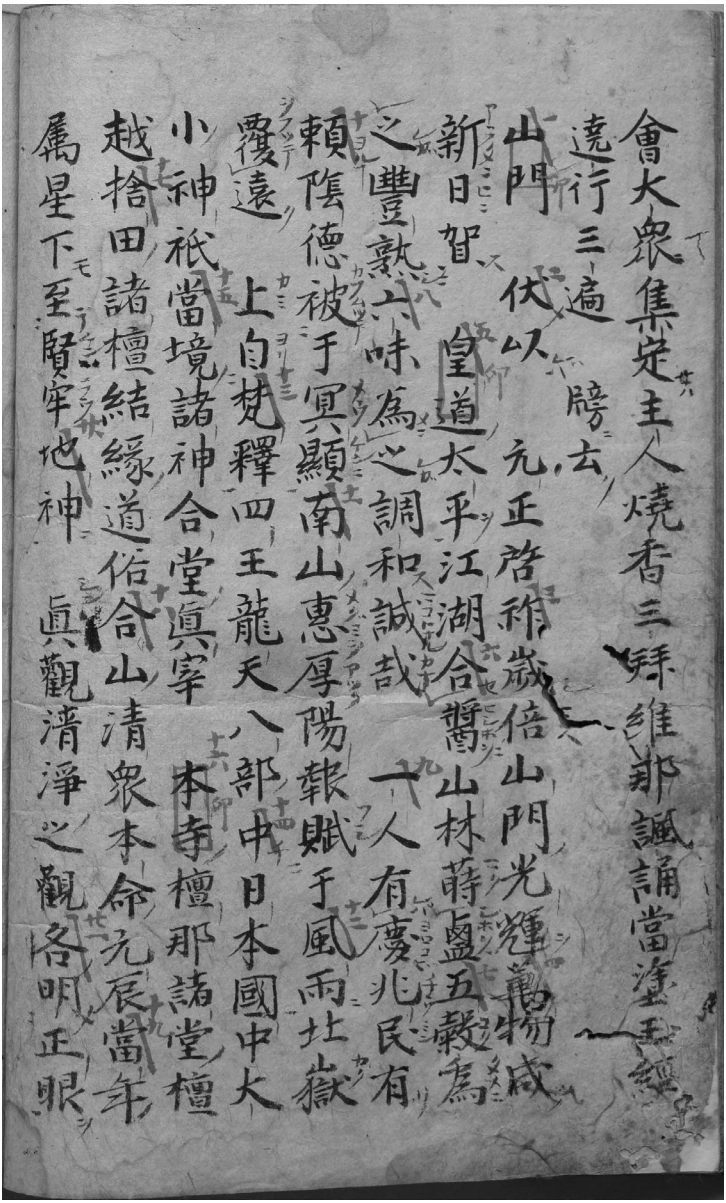

【年中写真 1-1】
⑥永光寺蔵光椿書写本（四五ウ）
　正月一日条「正月修正榜」
※庵点、数字、文字囲い、「印」字（二箇所）は全て朱筆。

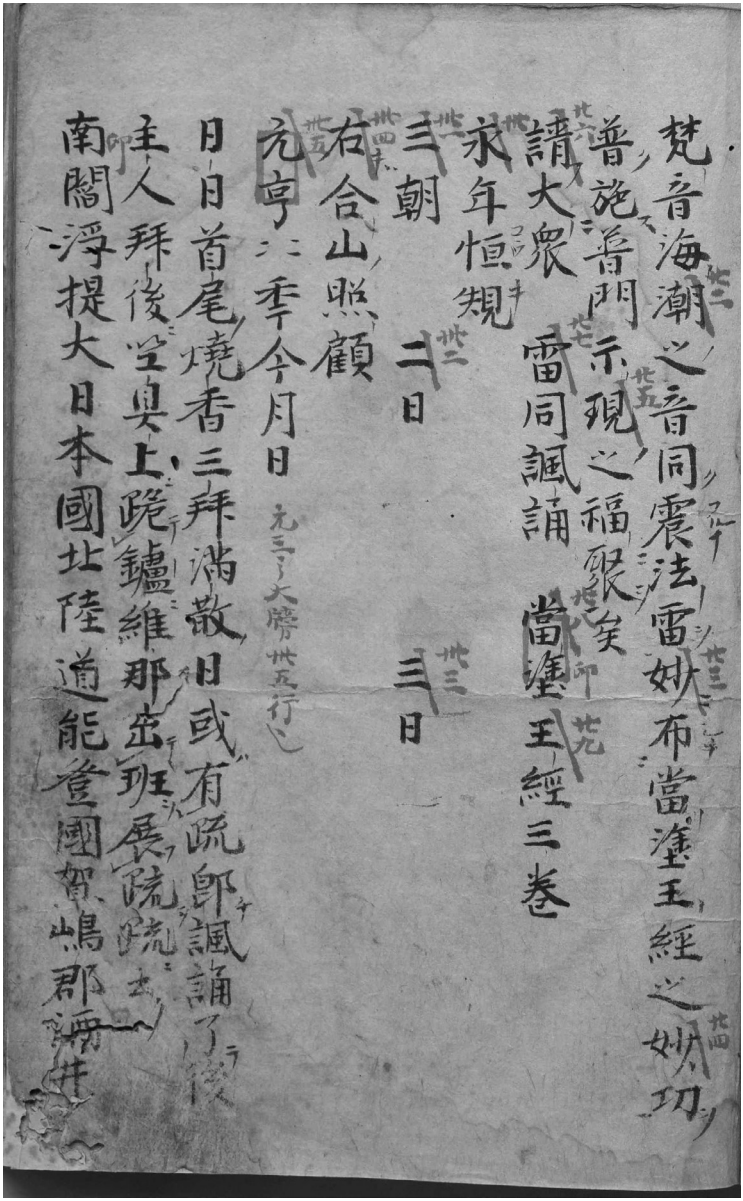
梵音海潮之音同震法雷妙布當塗王經之妙功
普施普門示現之福聚矣
請大衆　雷同諷誦　當塗王經三卷
永年恒規
三朝　二日　三日
右合山照顧
元亨二季今月日
日日首尾燒香三拜滿散日或有疏即諷誦了後
主人拜後空奥上跪鑪維那出班展疏疏云
南閻浮提大日本國北陸道能登國賀嶋郡[illegible]



【年中写真 1-2】
⑥永光寺蔵光椿書写本（四六オ）
正月一日条「正月修正榜」
※庵点、数字、文字囲い、「印」字、「元亨～行也」の一文は全て朱筆。

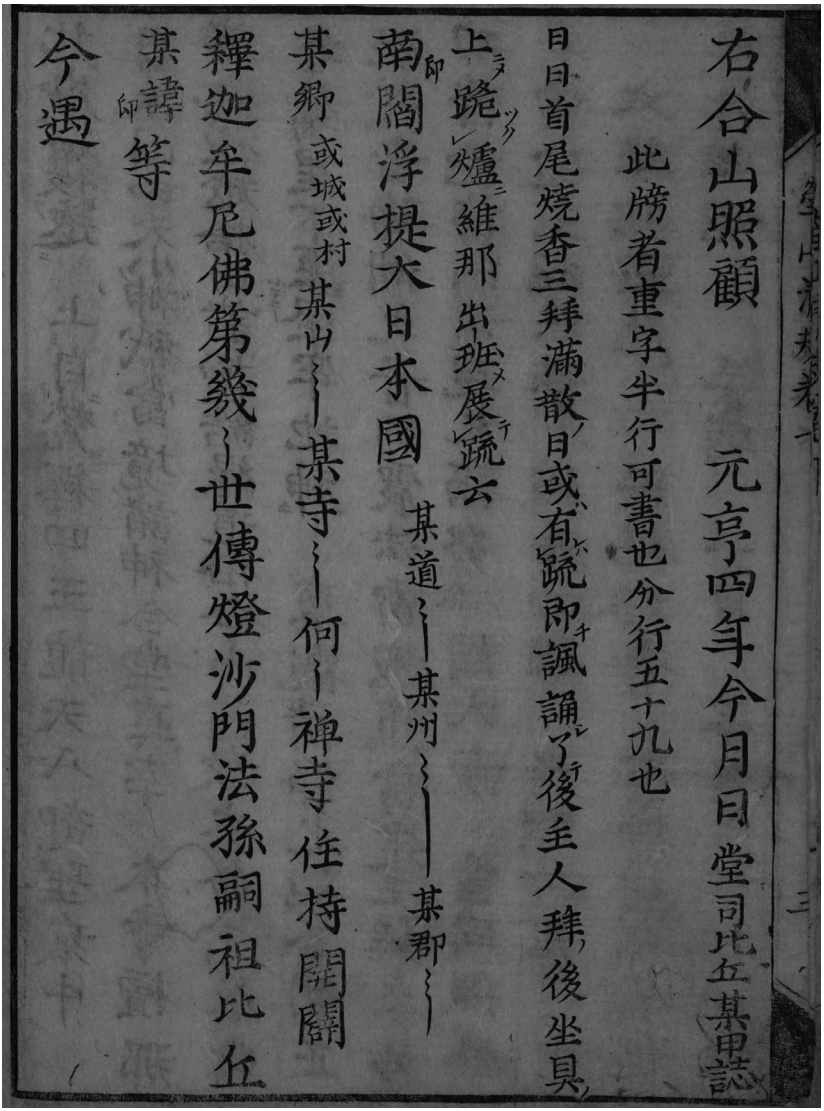
右合山照顧　元亨四年今月日堂司比丘某甲誌
此牓者重字半行可書也分行五十九也
日日首尾燒香三拜滿散日或有疏即諷誦之後主人拜後坐具
上跪爐維那出班展疏云
南閻浮提大日本國　某道〻某州〻某郡〻
某鄉或城或村　某山〻某寺〻何〻禪寺住持開闢
釋迦牟尼佛第幾〻世傳燈沙門法孫嗣祖比丘
某諱等
今遇

【年中写真 2】
⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊三ウ）
　正月三日条「修正満散疏」
※本誌掲載写真は、全て石川県立図書館所蔵本（請求記号：K185/23）に依る。

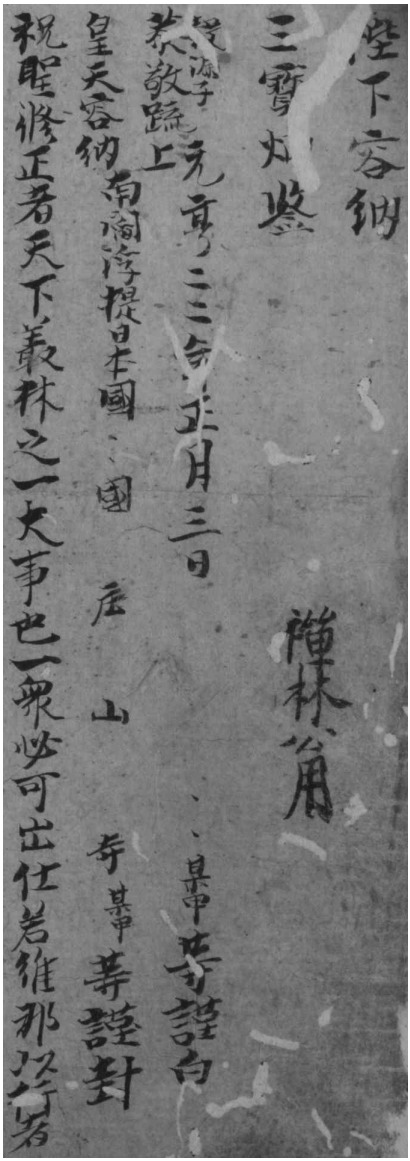

【年中写真 3】
①禅林寺『瑩山清規』（天冊三ウ）
正月三日条「修正満散疏」

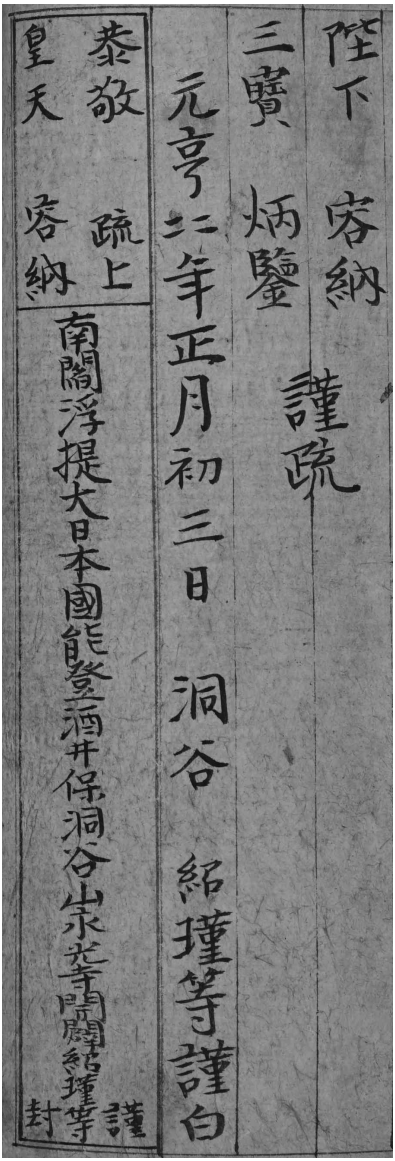

【年中写真 4】
②大乗寺蔵永享六年書写本（四ウ）
正月三日条「修正満散疏」

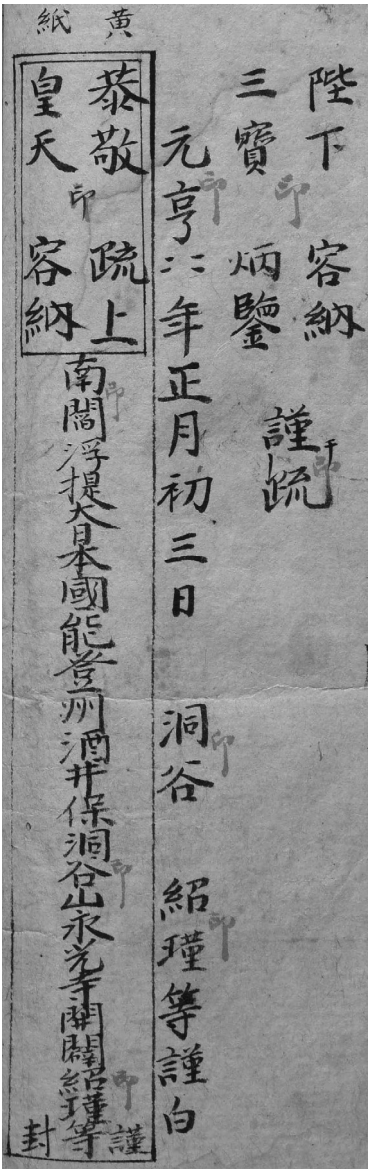


【年中写真 5】
⑥永光寺蔵光椿書写本（四七ウ）
正月三日条「修正満散疏」
※「恭敬」の左下の「印」は、朱墨で上書きされている。

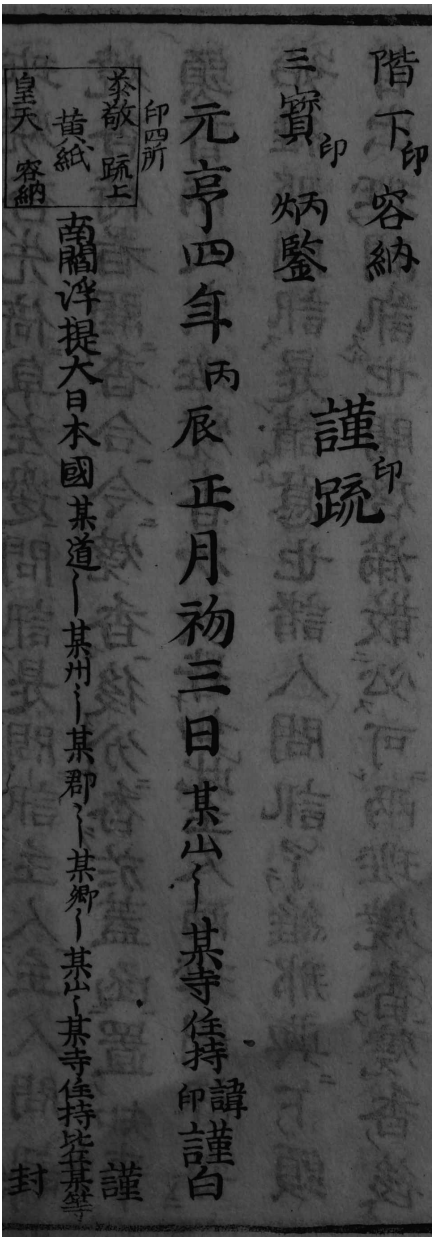


【年中写真 6】
⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊五オ）
正月三日条「修正満散疏」

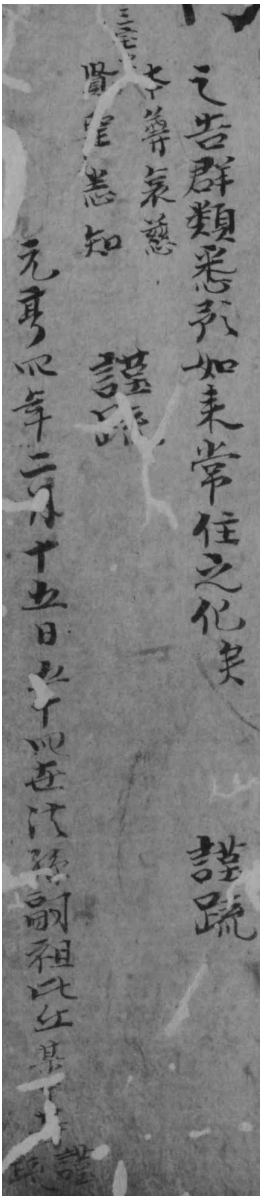

【年中写真 8】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊五オ）
二月十五日条「涅槃会疏」

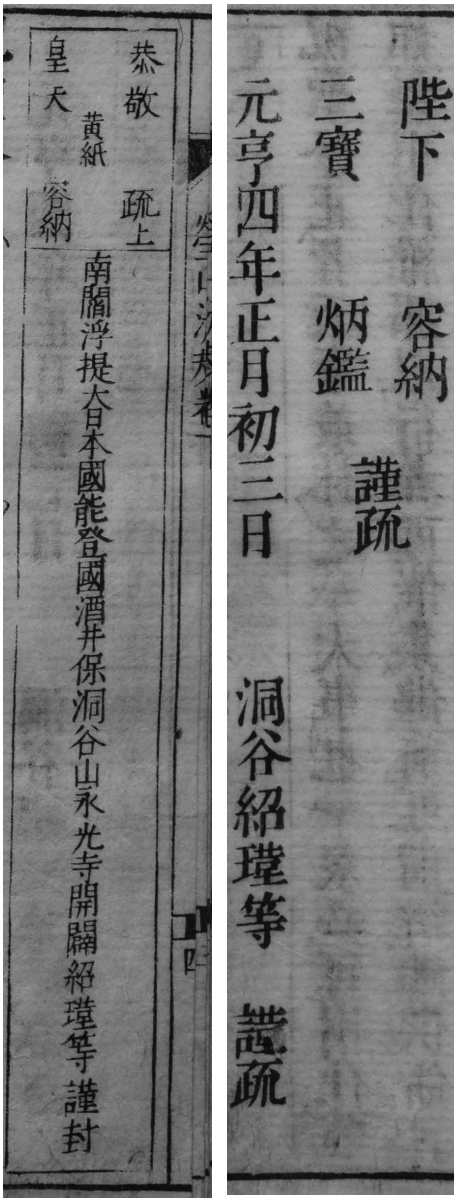

【年中写真 7】
⑨卍山開版『瑩山清規』（下冊四オ～ウ）
正月三日条「修正満散疏」

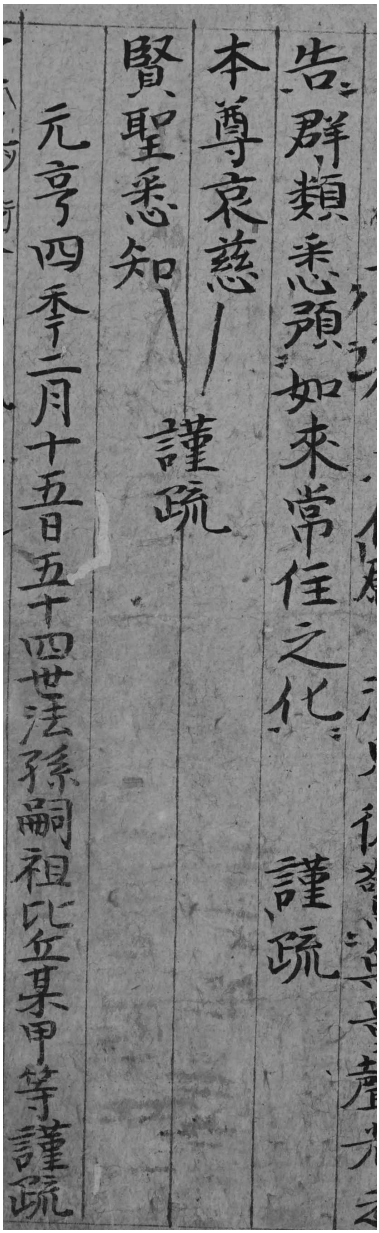
告群類悉預如來常住之化　謹疏
本尊哀慈
賢聖悉知　謹疏
元亨四季二月十五日五十四世法孫嗣祖比丘某甲等謹疏

【年中写真 9】
②大乘寺蔵永享六年書写本（七オ）
二月十五日条「涅槃会疏」

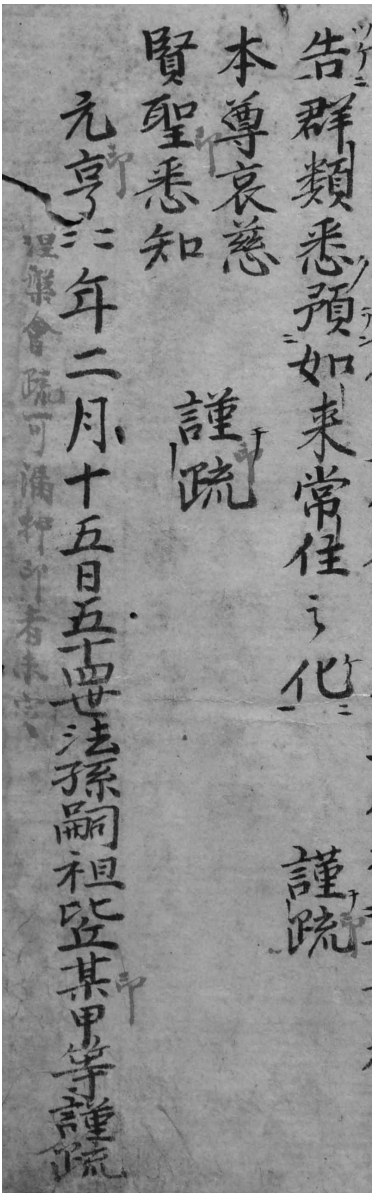
告群類悉預如來常住之化　謹疏
本尊哀慈
賢聖悉知　謹疏
元亨二年二月十五日五十四世法孫嗣祖比丘某甲等謹疏
涅槃會疏可滿押印者未定

【年中写真 10】
⑥永光寺蔵光椿書写本（五〇オ）
二月十五日条「涅槃会疏」
※「印」（五箇所）、「涅槃会～未定」の一文は朱筆。

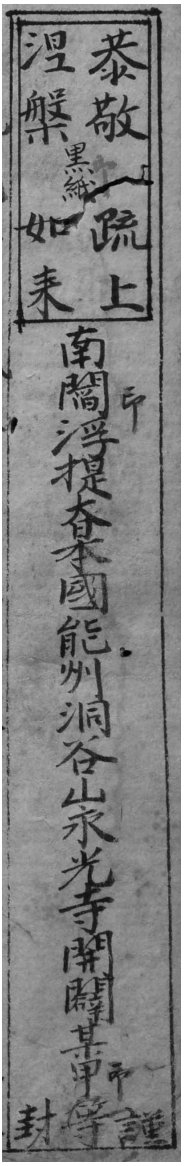


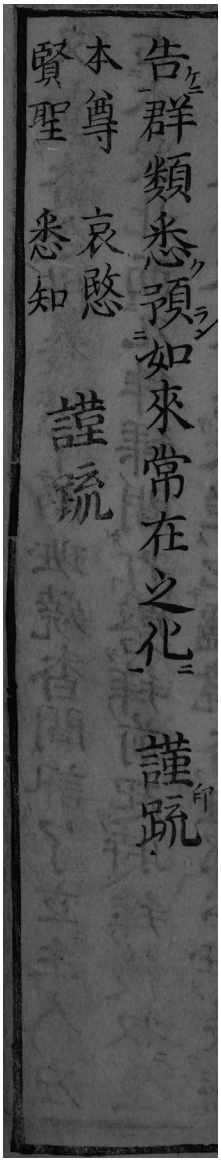


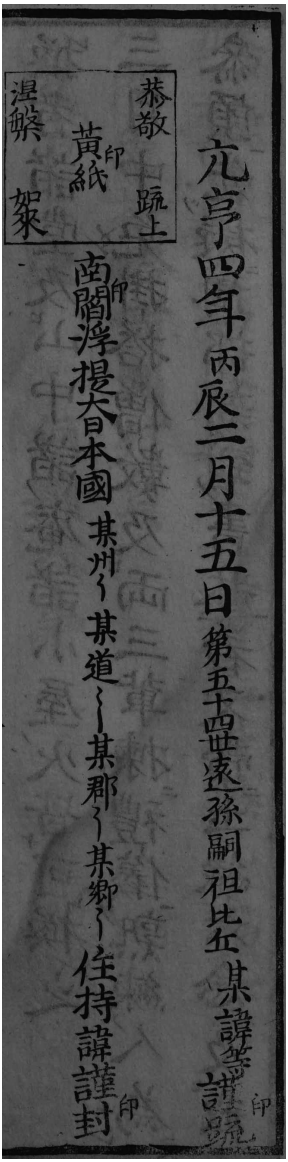


【年中写真 11】
⑥永光寺蔵光椿書写本（五〇ウ）
二月十五日条「涅槃会疏」
※「南閻～」の右の「印」（二箇所）は、朱墨で上書きされている。

【年中写真 12】
⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊七ウ～八オ）
二月十五日条「涅槃会疏」

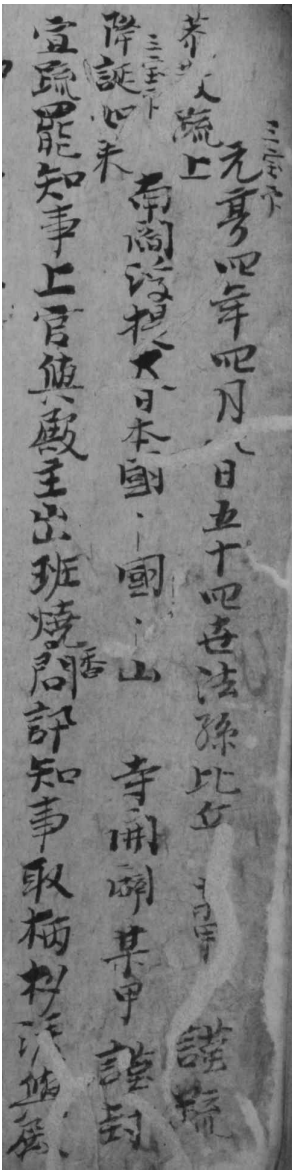

【年中写真 14】
①禅林寺本『瑩山清規』
（天冊一〇ウ）
四月八日条「降誕会疏」

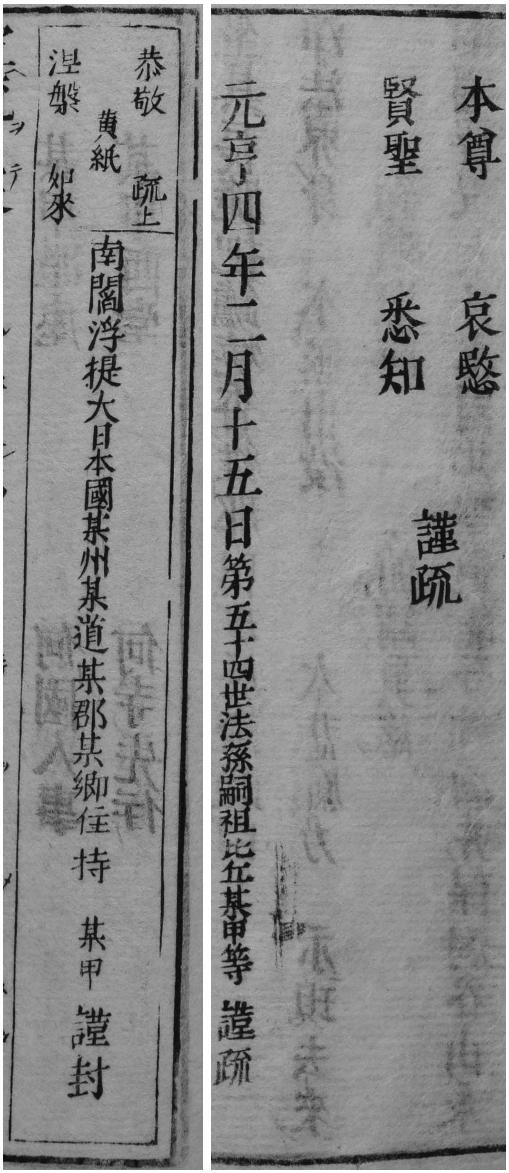

【年中写真 13】
⑨卍山開版『瑩山清規』（下冊六ウ～七オ）
二月十五日条「涅槃会疏」

【年中写真15】
②大乗寺蔵永享六年書写本（一四ウ）
四月八日条「降誕会疏」

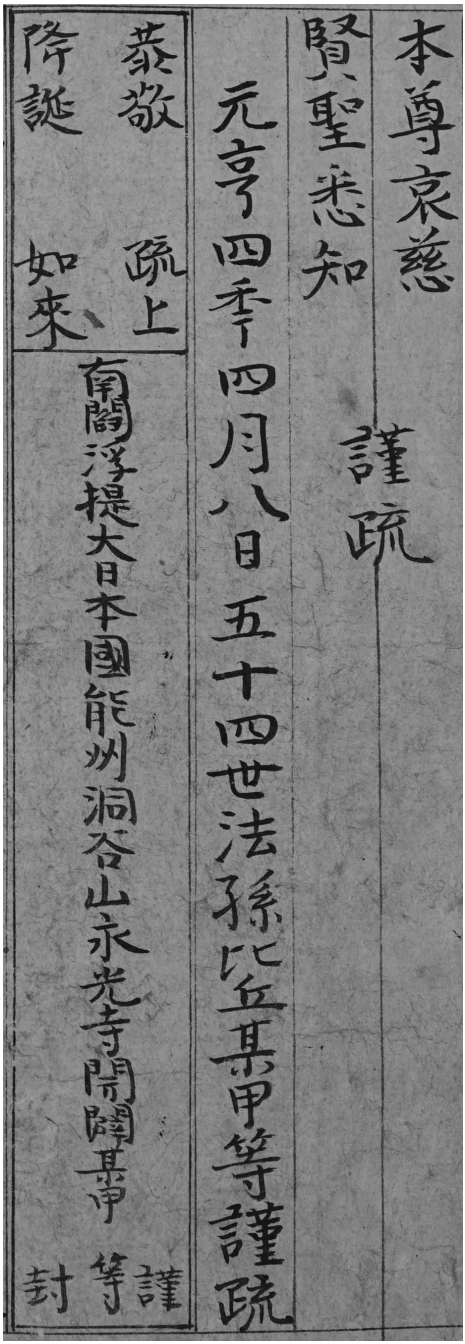
本尊哀慈
賢聖悉知　謹疏
元亨四季四月八日五十四世法孫比丘某甲等謹疏
恭敬　疏上
降誕　如来
南閻浮提大日本國能州洞谷山永光寺開闢某甲　謹
等　封

【年中写真16】
⑥永光寺蔵光椿書写本（五七ウ～五八オ）
四月八日条「降誕会疏」
※「印」（六箇所）は朱筆。「恭敬」の左下の「印」は、朱墨で上書きされている。

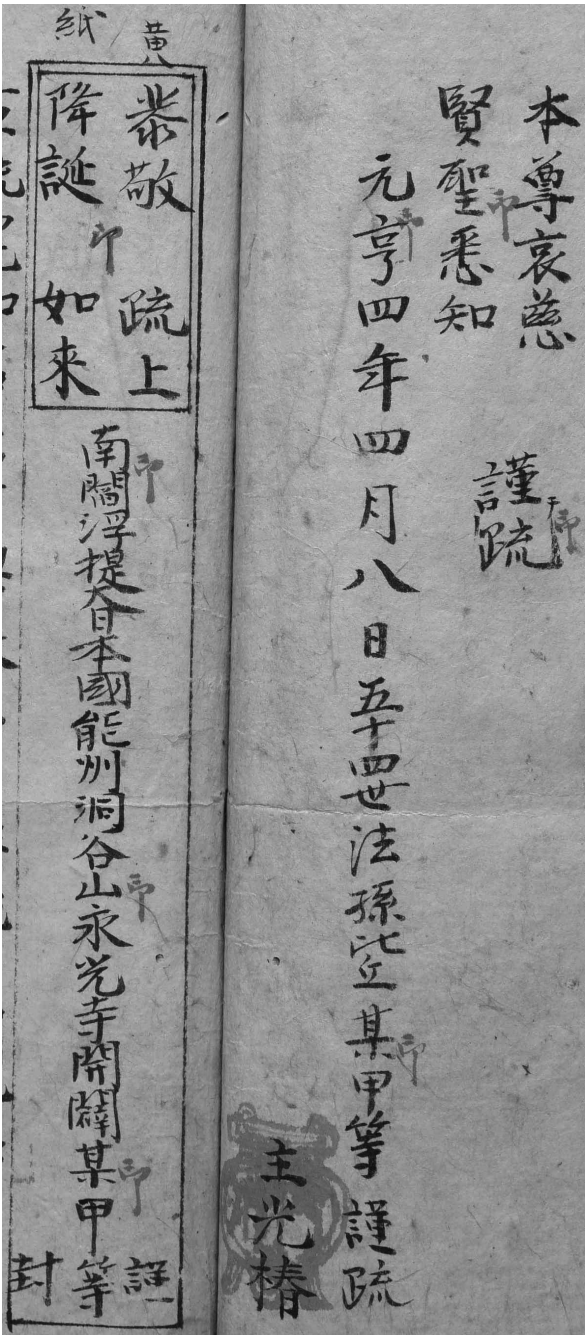

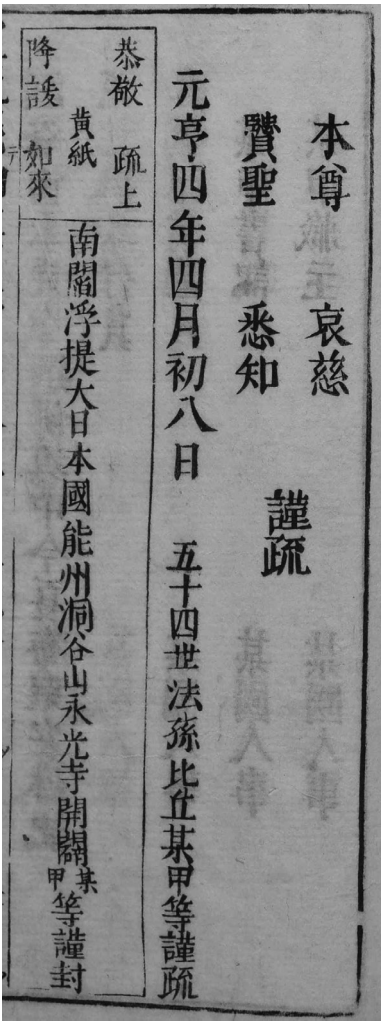
本尊　哀慈
贊聖　悉知　謹疏
元亨四年四月初八日　五十四世法孫比丘某甲等謹疏
恭敬　疏上
黃紙
降誕　如來
南閻浮提大日本國能州洞谷山永光寺開闢某甲等謹封

【年中写真 18】
⑨卍山開版『瑩山清規』（下冊一四オ）
四月八日条「降誕会疏」

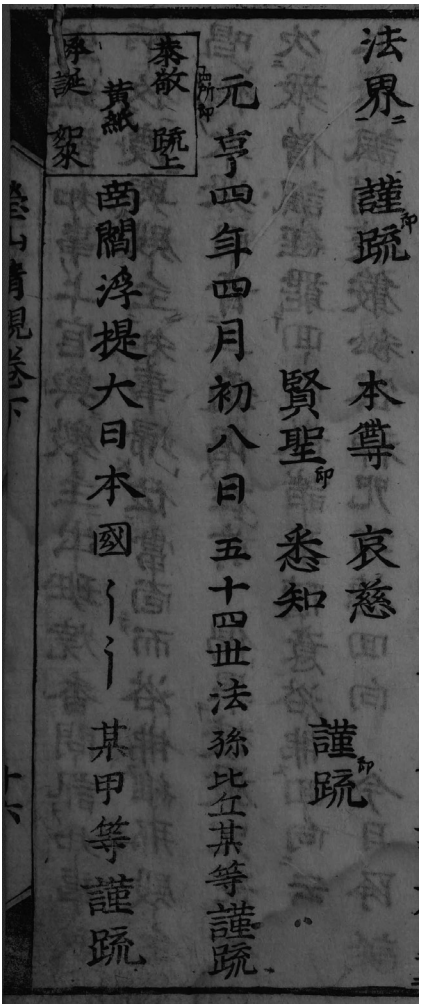
法界　謹疏　本尊　哀慈
賢聖　悉知　謹疏
元亨四年四月初八日　五十四世法孫比丘某等謹疏
恭敬　疏上
黃紙
降誕　如來
南閻浮提大日本國〻〻　某甲等謹疏
瑩山清規卷下　十六

【年中写真 17】
⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊一六オ）
四月八日条「降誕会疏」

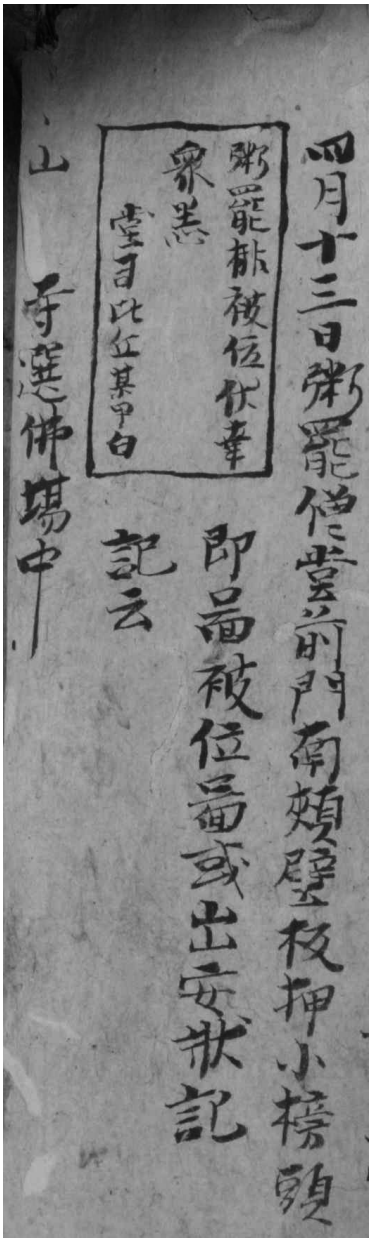


【年中写真 19】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊一〇ウ）
四月十三日条「小榜頭」

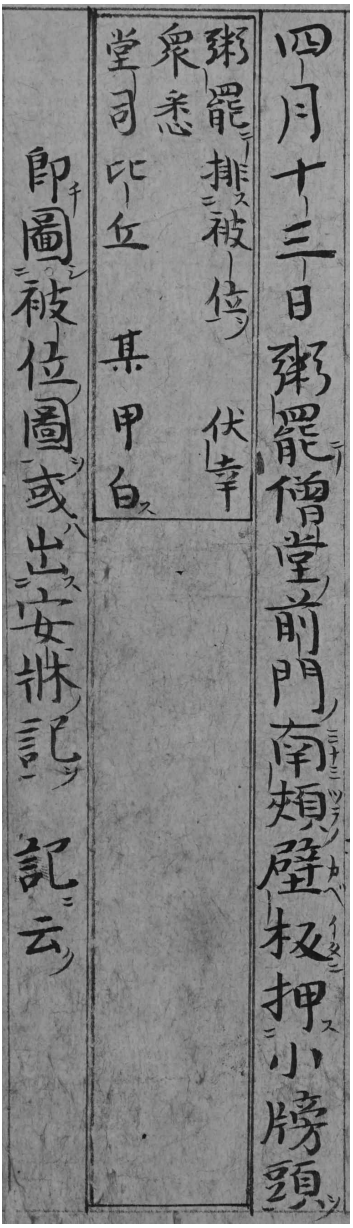


【年中写真 20】
②大乗寺蔵永享六年書写本（一五オ）
四月十三日条「小牓頭」

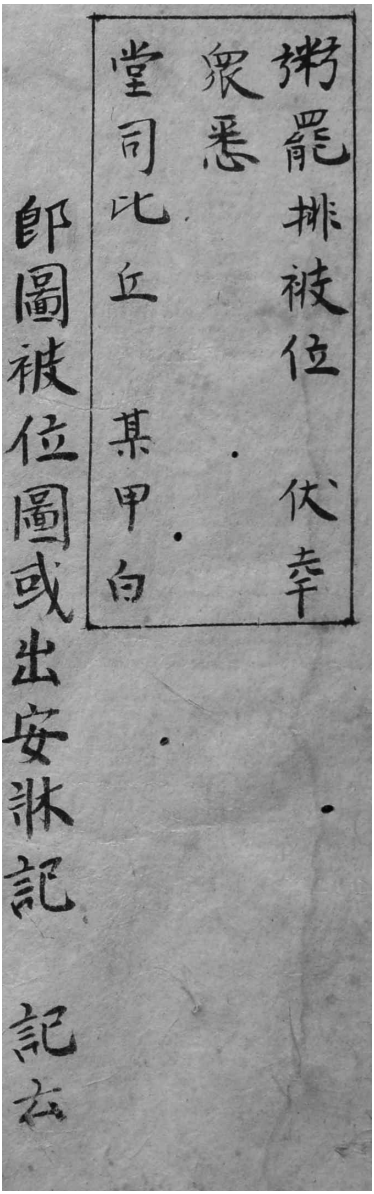

粥罷排被位　伏幸
衆悉
堂司比丘　某甲白
卽圖被位圖或出安牀記　記云

【年中写真 21】
⑥永光寺蔵光椿書写本（五八ウ）
四月十三日条「小牓頭」

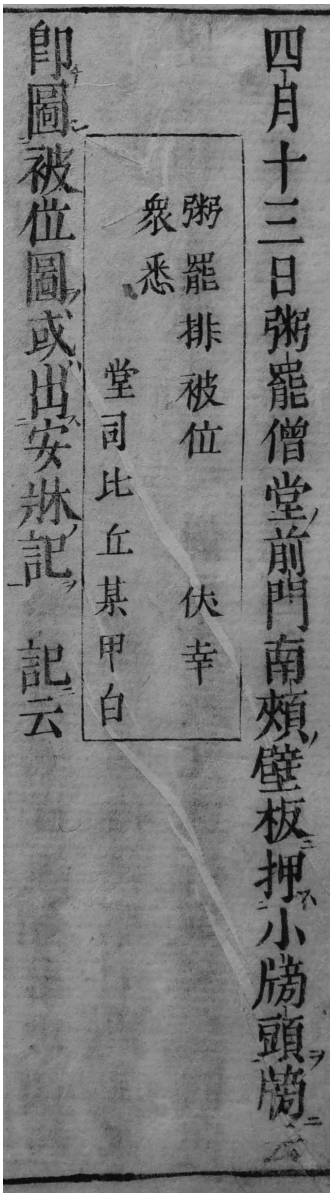

四月十三日粥罷僧堂前門南頬壁板押小牓頭牓
粥罷排被位　伏幸
衆悉
堂司比丘某甲白
卽圖被位圖或出安牀記　記云

【年中写真 22】
⑨卍山開版『瑩山清規』（下冊一四ウ）
四月十三日条「小牓頭」

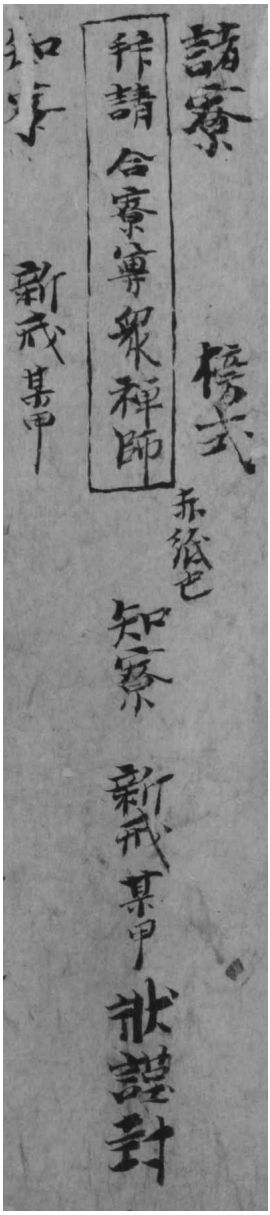


【年中写真 23】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊一二オ）
四月十三日条「知寮煎点榜」

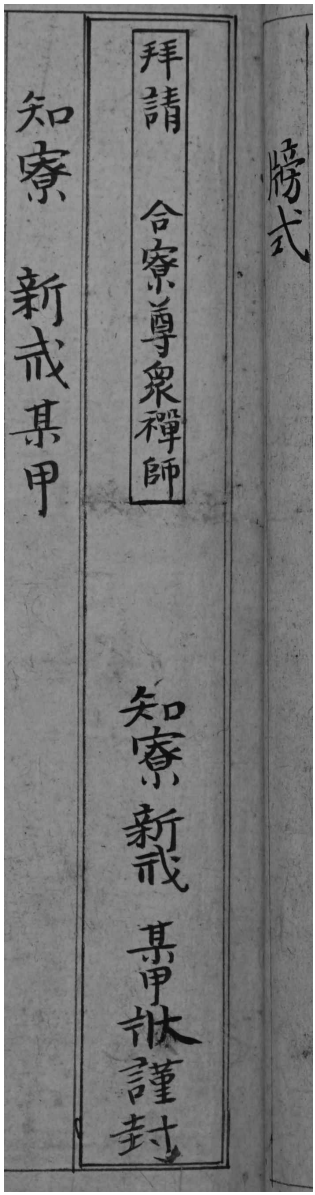


【年中写真 24】
②大乗寺蔵永享六年書写本
（一六ウ～一七オ）
四月十三日条「知寮煎点牓」

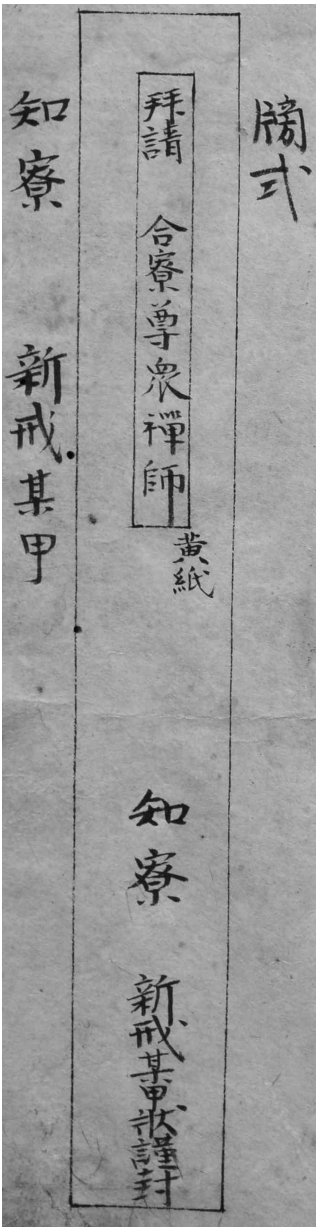


【年中写真 25】
⑥永光寺蔵光椿書写本（六〇オ）
四月十三日条「知寮煎点牓」

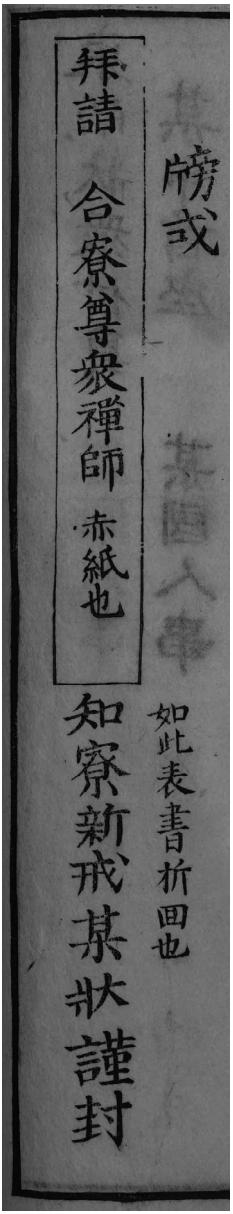


【年中写真 26】
⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊一八ウ）
四月十三日条「知寮煎点牓」

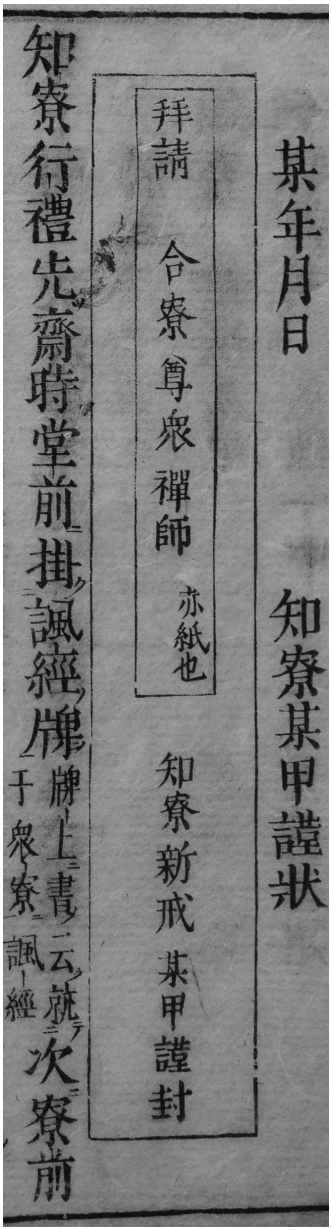


【年中写真 27】
⑨卍山開版『瑩山清規』（下冊一六ウ）
四月十三日条「知寮煎点牓」

【年中写真28－1】

①禅林寺本『瑩山清規』（天冊一二ウ）　四月十三日条「戒臘牌」

※「花香花」の下の燭台の図の火は朱筆。

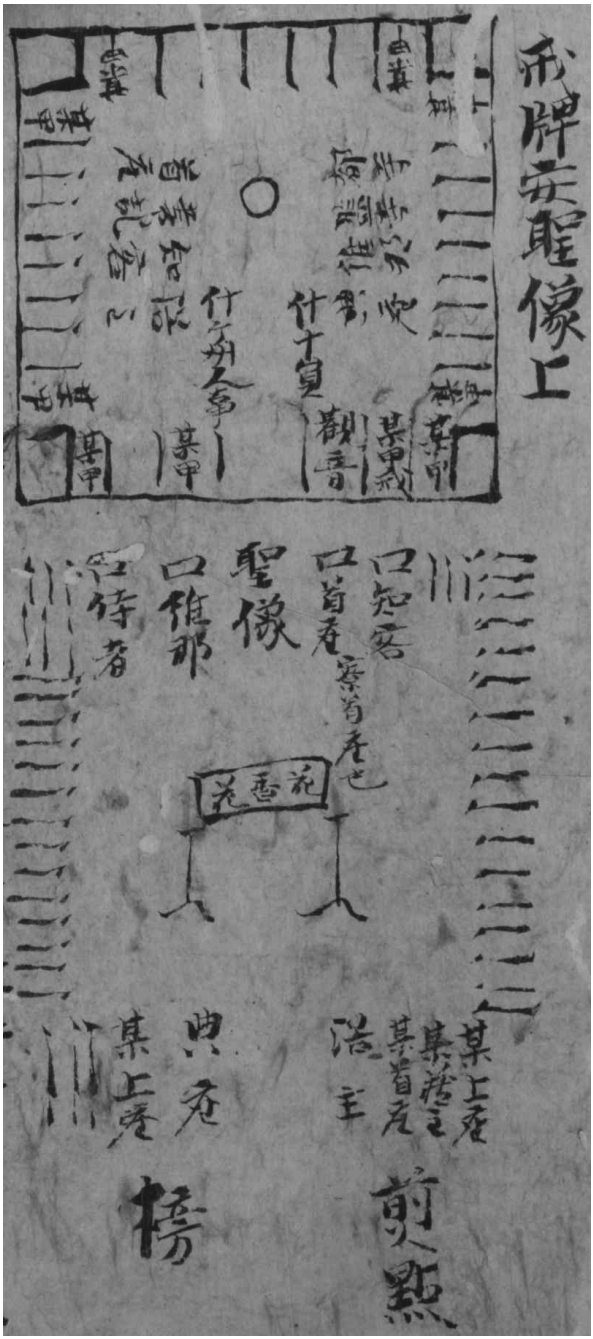


※上段図中の中央部の文字が判読しにくいため、以下に補足する。

右側（上から）：都寺・監寺・維那・典座

左側（上から）：首座・書記・知客・浴主

【年中写真 28-2】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊一二ウ）
※【年中写真 28-1】の上部を拡大したもの。

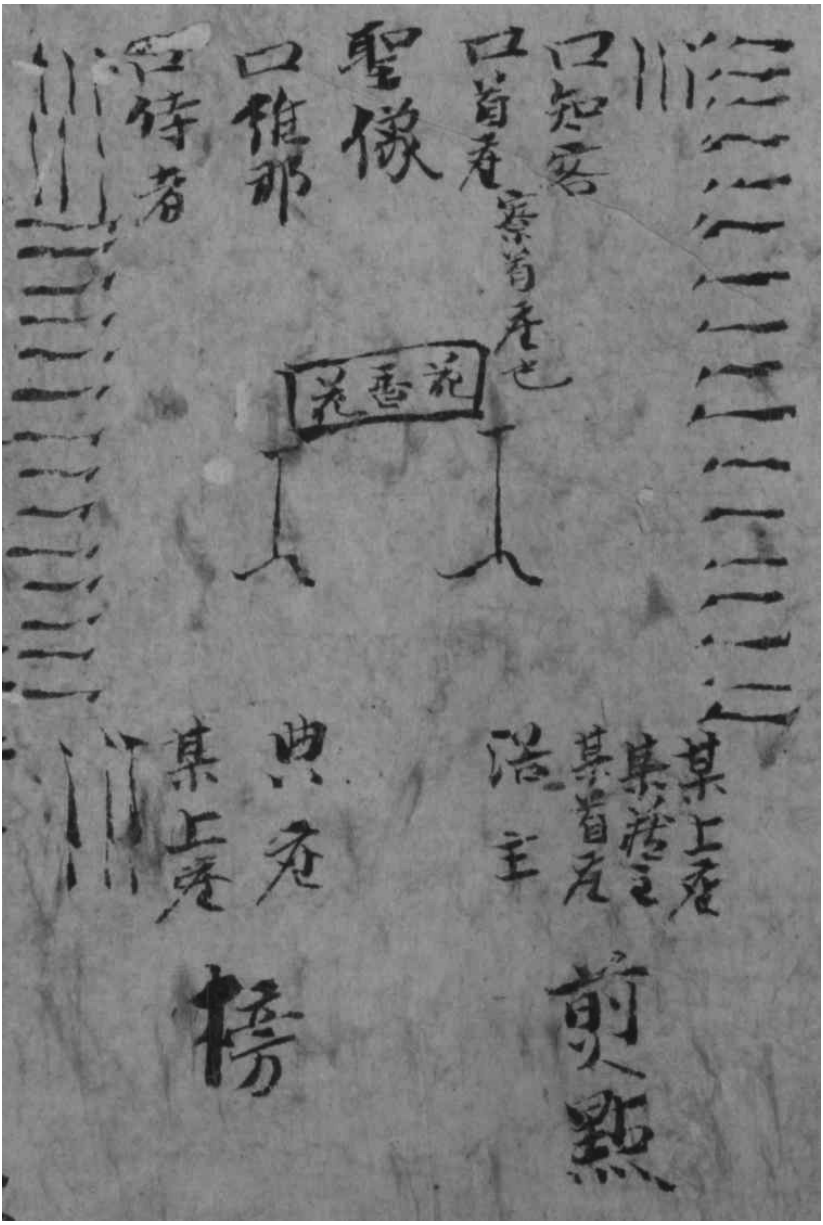

【年中写真 28-3】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊一二ウ）
※【年中写真 28-1】の下部を拡大したもの。

【年中写真29】
②大乗寺蔵永享六年書写本（一七ウ）
四月十三日条「戒臘牌」

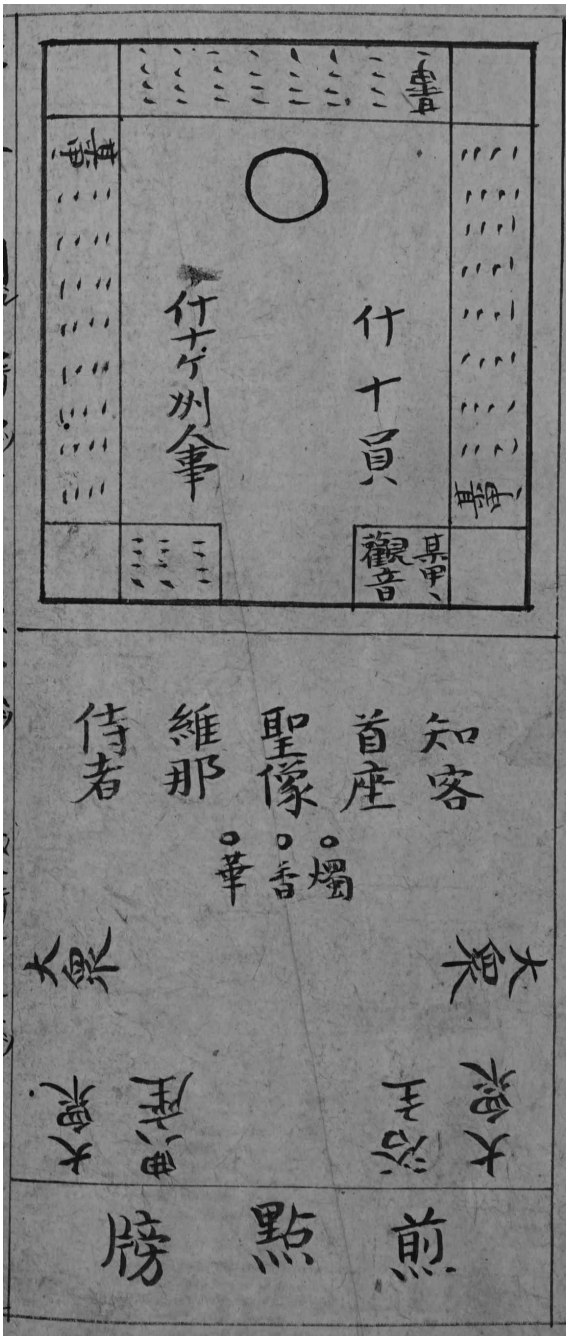

【年中写真30】
⑥永光寺蔵光椿書写本（六一オ）
四月十三日条「戒臘牌」

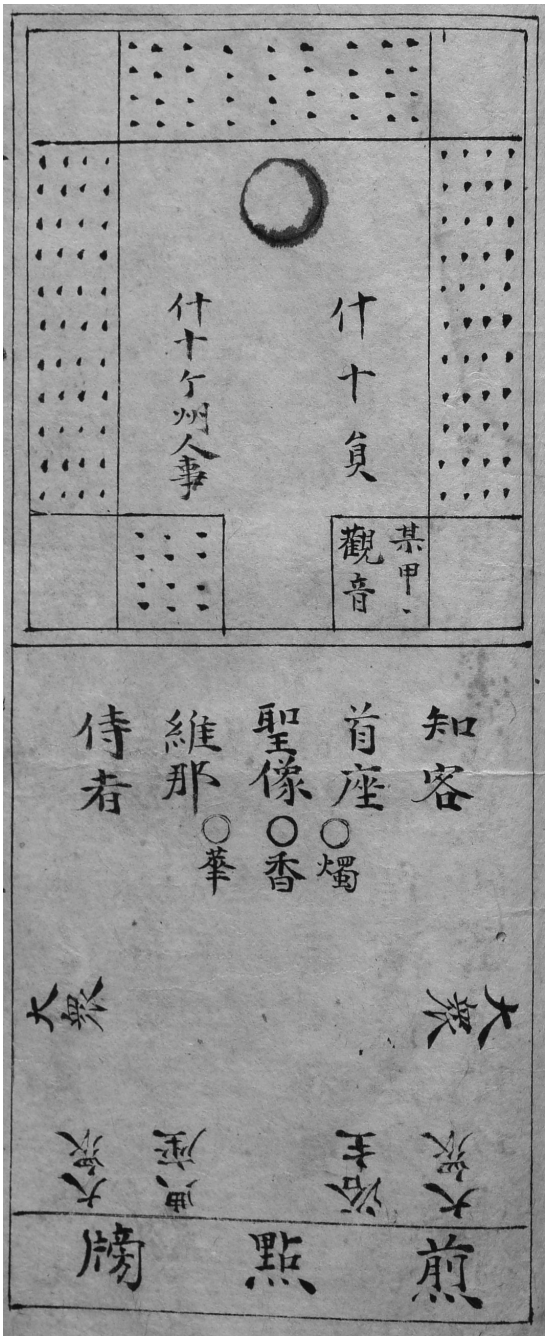

【年中写真31】
⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊一九ウ）
四月十三日条「戒臘牌」

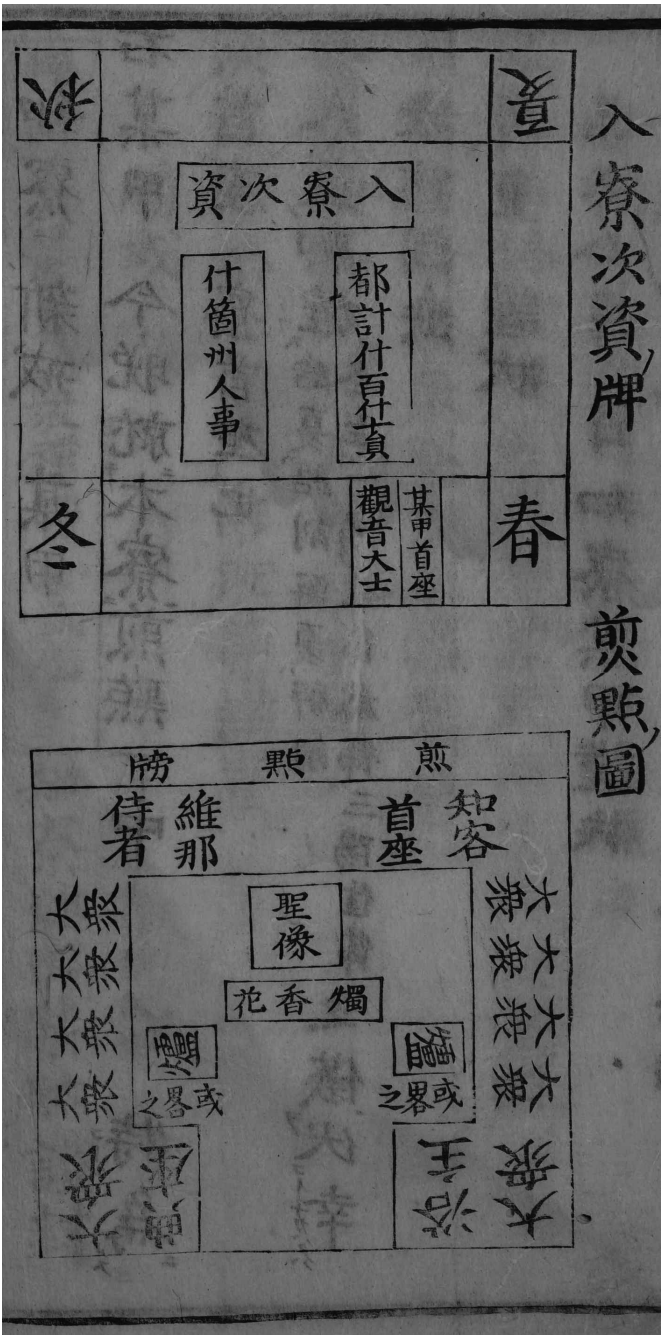

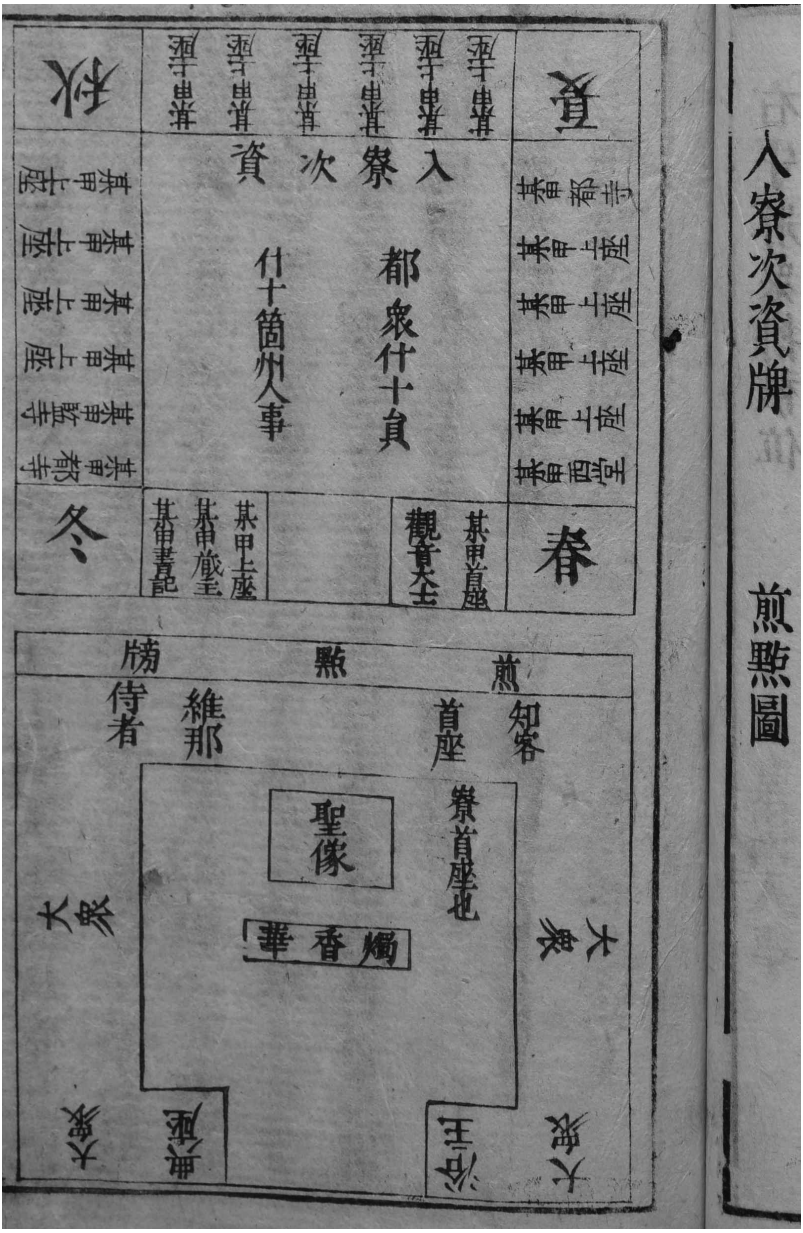


【年中写真 32】
⑨卍山開版『瑩山清規』（下冊一六ウ～一七オ）
四月十三日条「戒臘牌」

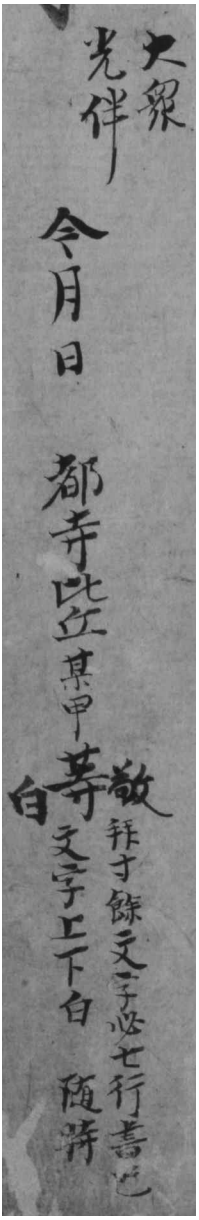

【年中写真 34】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊一四オ）
四月十四日条「小座湯牓」

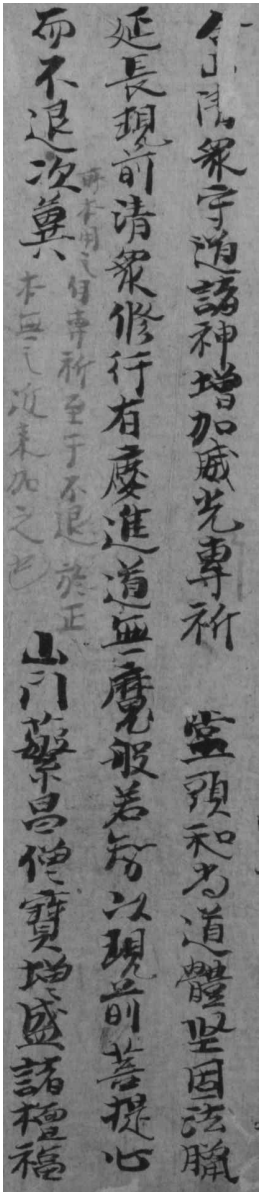

【年中写真 33】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊一三ウ）
四月十三日条「衆寮諷経回向」
※庵点、最終行の中黒、傍注、割注は朱筆。

【年中写真 36】
②大乗寺蔵永享六年書写本（二〇オ）
四月十四日条「小座湯照牌」

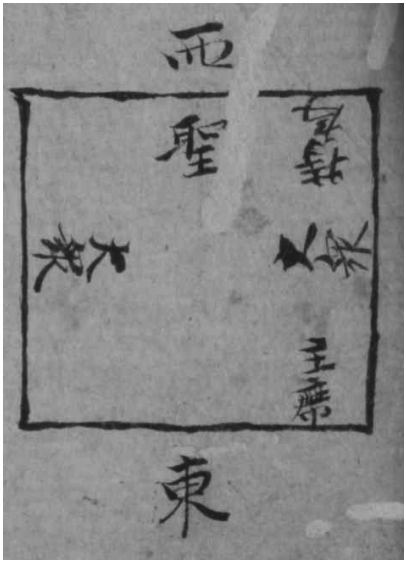


【年中写真 35】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊一四ウ）
四月十四日条「小座湯照牌」

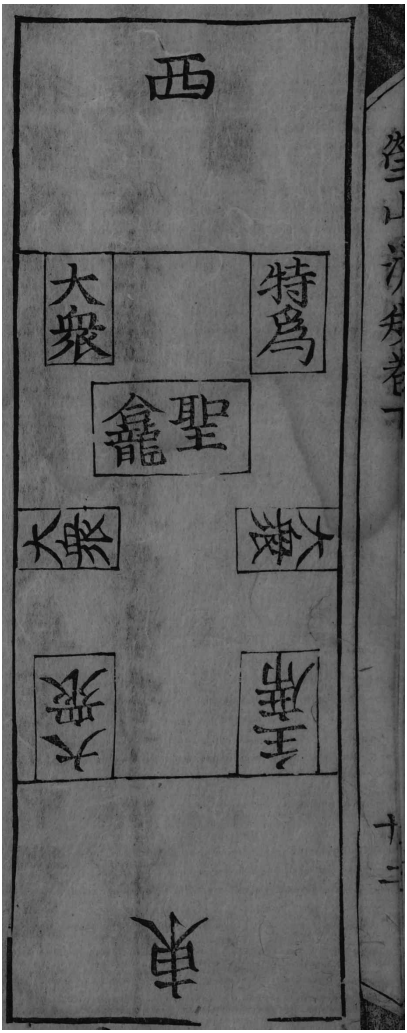


【年中写真 38】
⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊二二ウ）
四月十四日条「小座湯照牌」

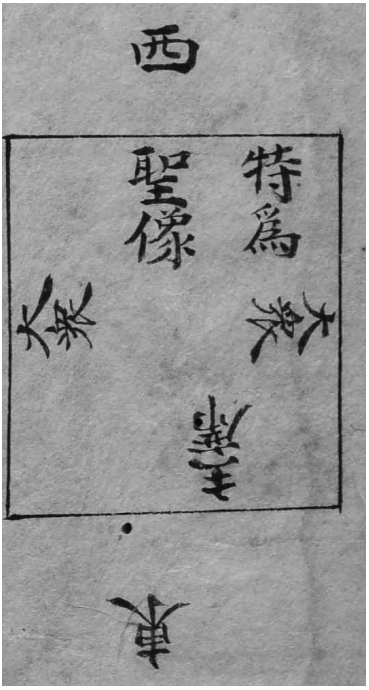


【年中写真 37】
⑥永光寺蔵光椿書写本（六三ウ）
四月十四日条「小座湯照牌」

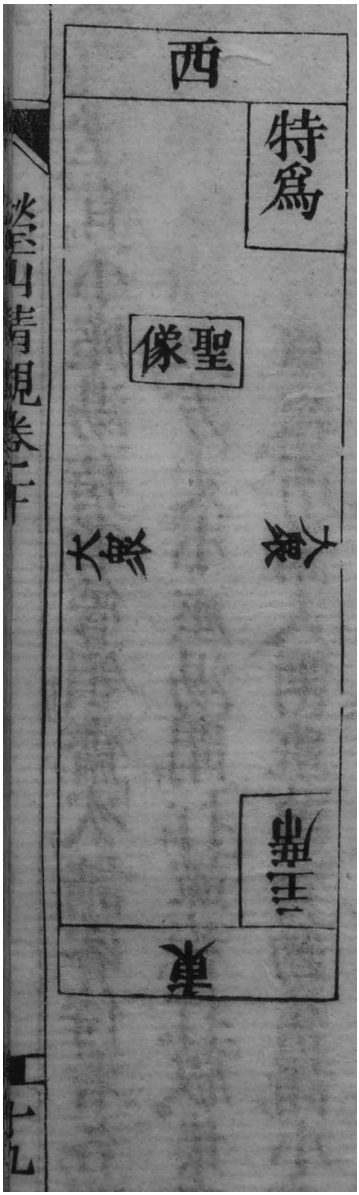


【年中写真 39】
⑨卍山開版『瑩山清規』（下冊一九オ）
四月十四日条「小座湯照牌」

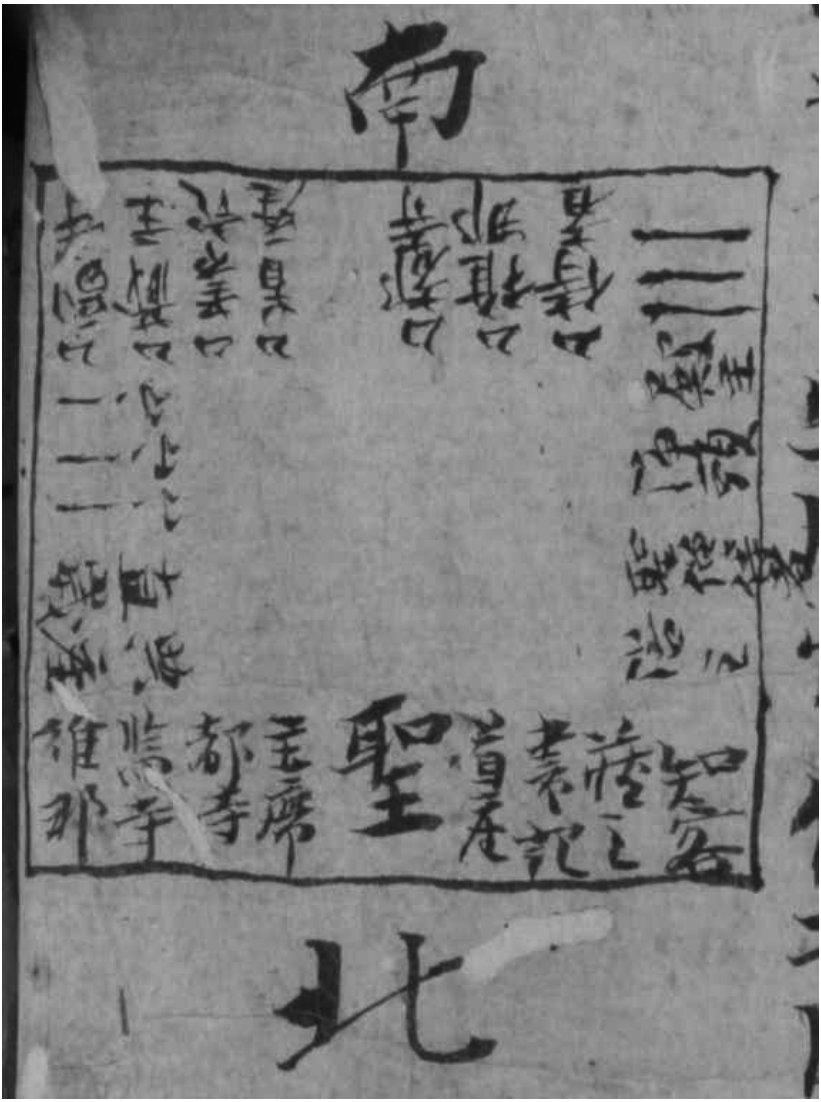


【年中写真 40】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊一四ウ）
四月十四日条「小座湯之図」

※【年中写真40】を翻刻して、以下に示す。

写真中の「厶」は、「某」（「某」の異体字）の「厶」部分のみを記したものと思われるため、全て「某」に改めた。

【年中写真45－1】、入矢義高・古賀英彦編著『禅語辞典』（思文閣出版、一九九一年）四二六頁「厶甲」項も参照されたい。

南

| | | | |
|---|---|---|---|
| 知客 | 主 | 殿 | 主 |
| 蔵主 | 頭 | 浄 | 頭 |
| 書記 | 僧 | 聖 | 僧 |
| 首座 | 主 | 殿 | 主 |
| 聖 | 侍者 | | |
| 主席 | 某 | 某 | 某 |
| 都寺 | 某 | 某 | 某 |
| 監寺 | 某 | 直 | 典 |
| 維那 | 某 | 歳 | 座 |
| | 某 | 某 | 某 |
| | 某 | 首 | 維 |
| | 某 | 書 | 那 |
| | 某 | 記 | 寺 |
| | 某 | 蔵 | 主 |
| | 某 | 副 | 寺 |

北

【年中写真41】
②大乗寺蔵永享六年書写本（二〇ウ）
四月十四日条「小座湯之図」

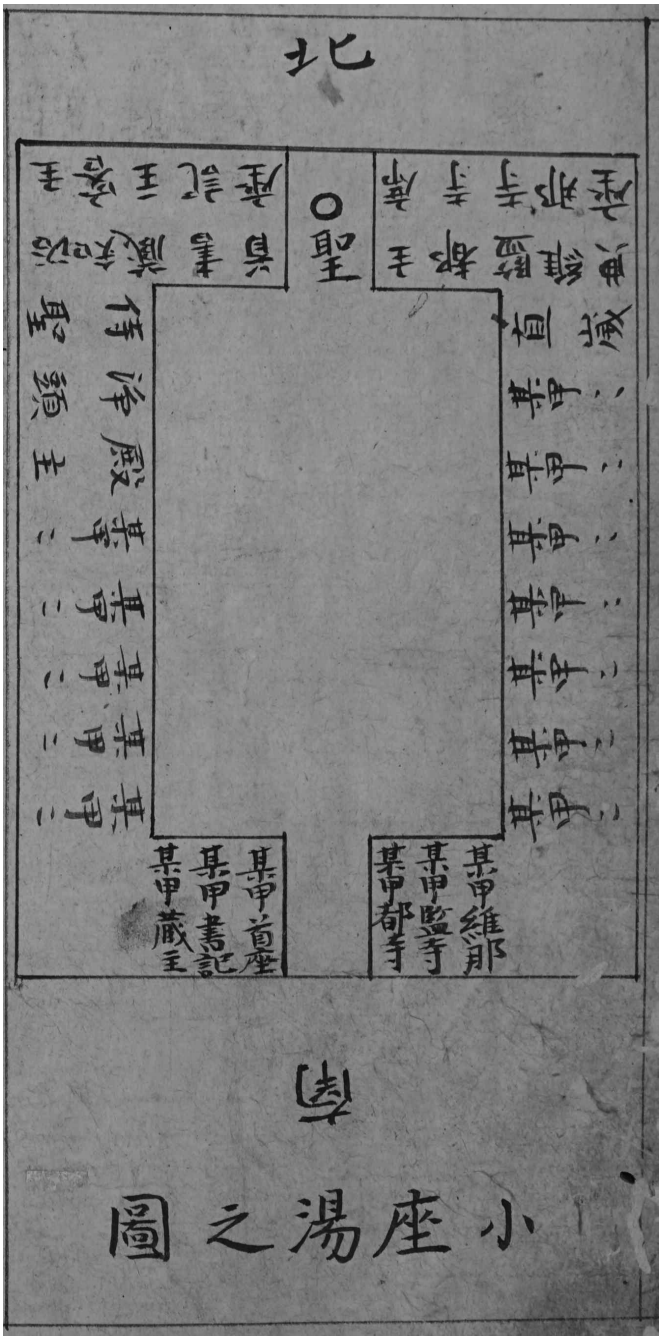

【年中写真42】
⑥永光寺蔵光椿書写本（六四ウ）
四月十四日条「小座湯之図」

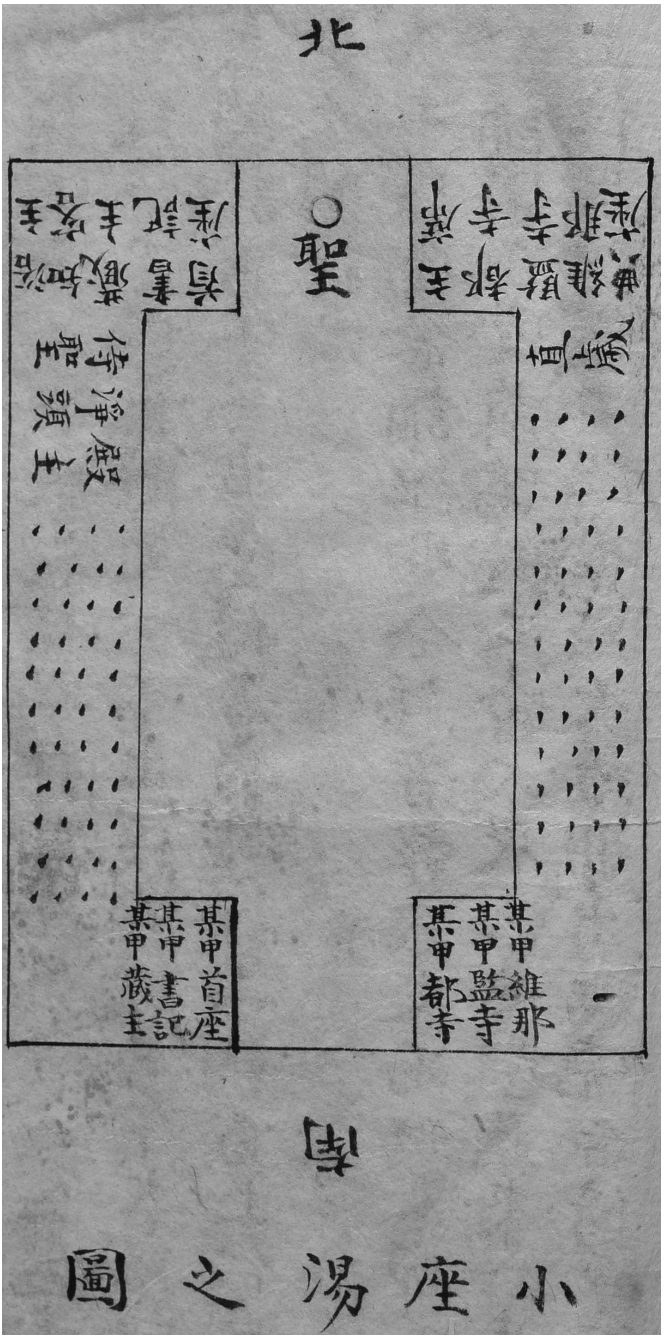

【年中写真43】
⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊二三オ）
四月十四日条「小座湯之図」

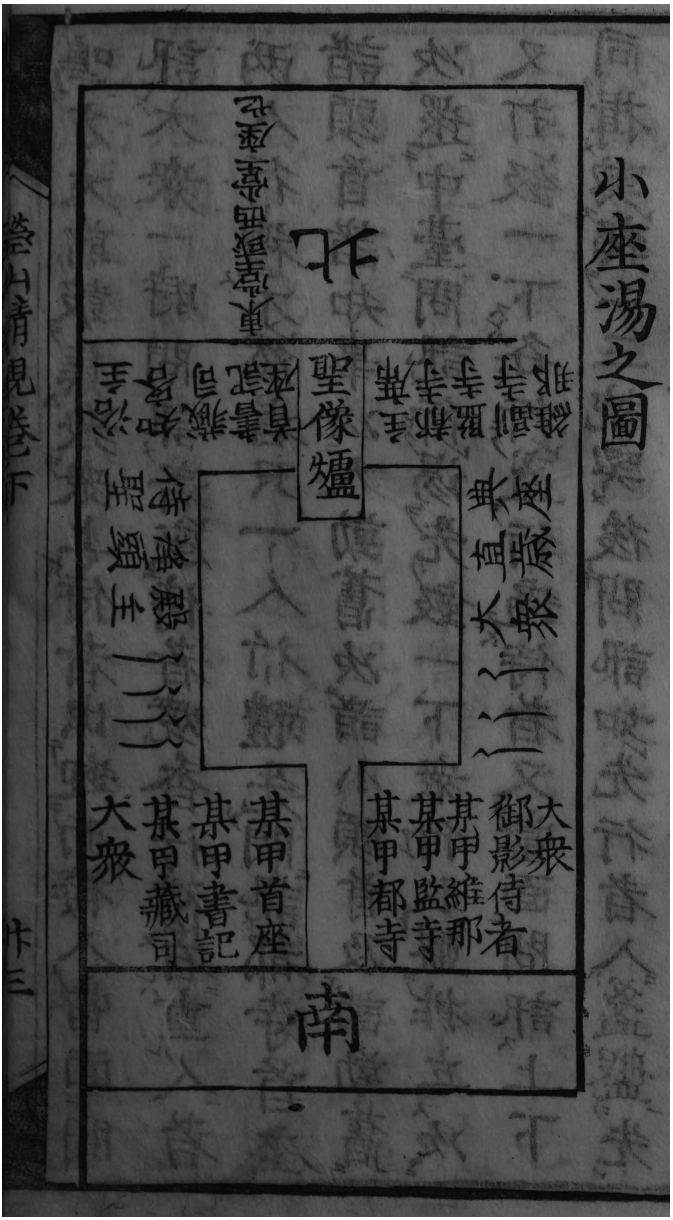

【年中写真44】

⑨卍山開版『瑩山清規』（下冊一九ウ）四月十四日条「小座湯之図」

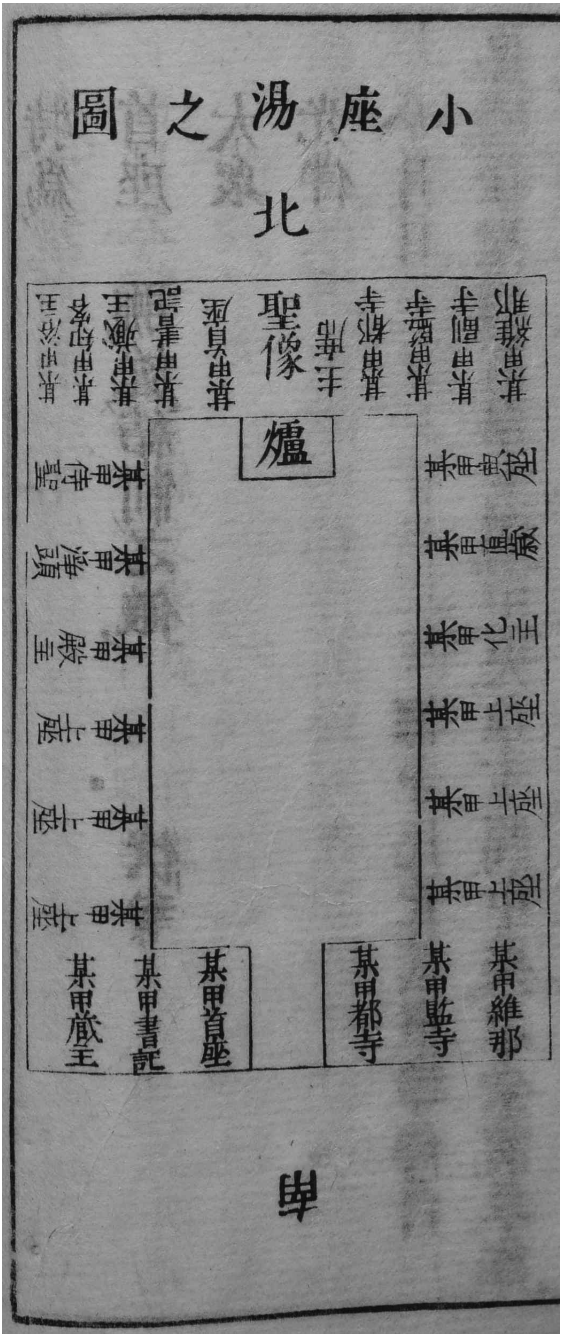

【年中写真45－1】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊一八ウ）
四月十五日条「戒臘牌」

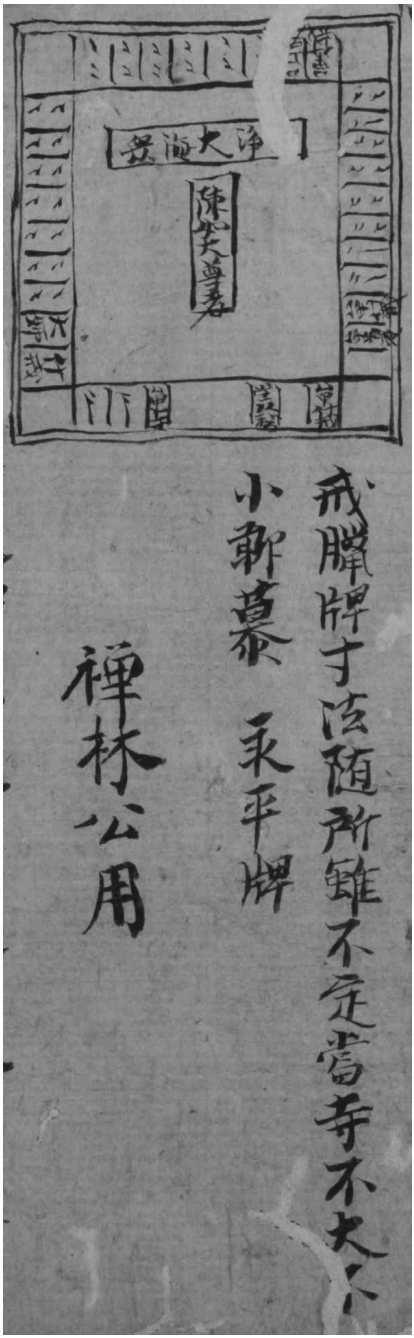


※図中の文字が判読しにくいため、以下に補足する。【年中写真45－2】も参照されたい。「某」は【年中写真40】に同じ。
中央部：□(清)浄大海衆・陳如大尊者
上段（右から）：某甲什戒・某上□(座)・〻〻〻（六回）
下段（右から）：某甲什戒・堂頭和尚・某甲上戒・〻〻〻（二回）
右段（下から）：某甲首座・某甲什戒・〻〻〻（八回）
左段（下から）：什戒・大姉(師カ)・〻〻〻（七回）

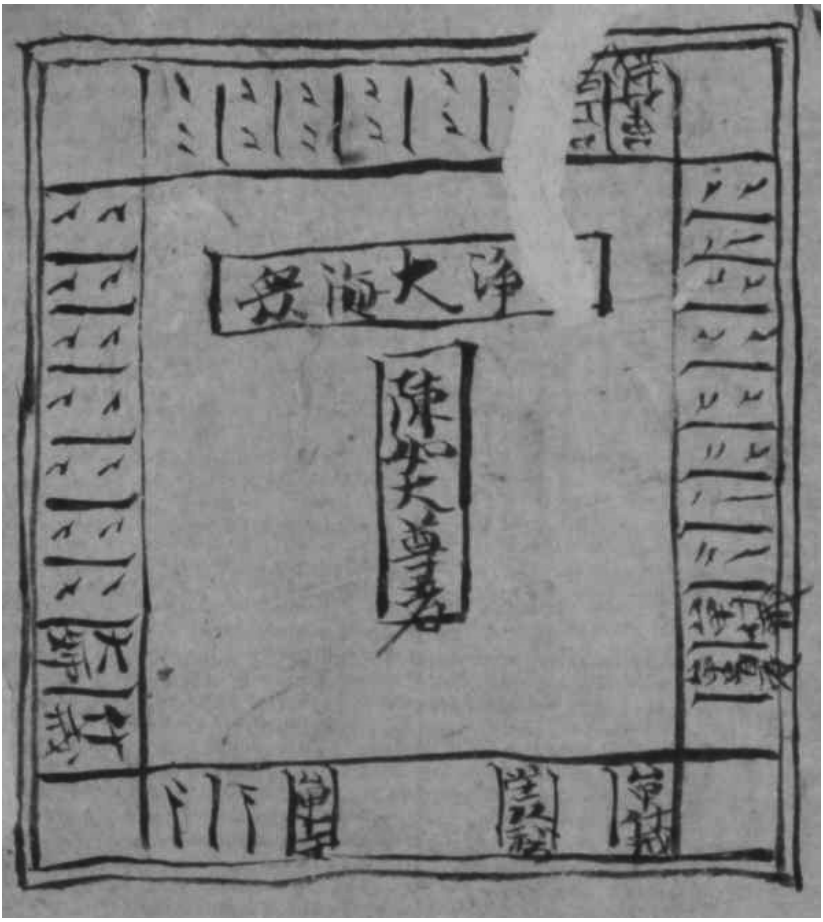

【年中写真 45-2】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊一八ウ）
※【年中写真 45-1】の上部を拡大したもの。

【年中写真46】
②大乗寺蔵永享六年書写本（二五ウ）
四月十五日条「戒臘牌」

【年中写真47】
⑥永光寺蔵光椿書写本（六四オ）
四月十五日条「戒臘牌」

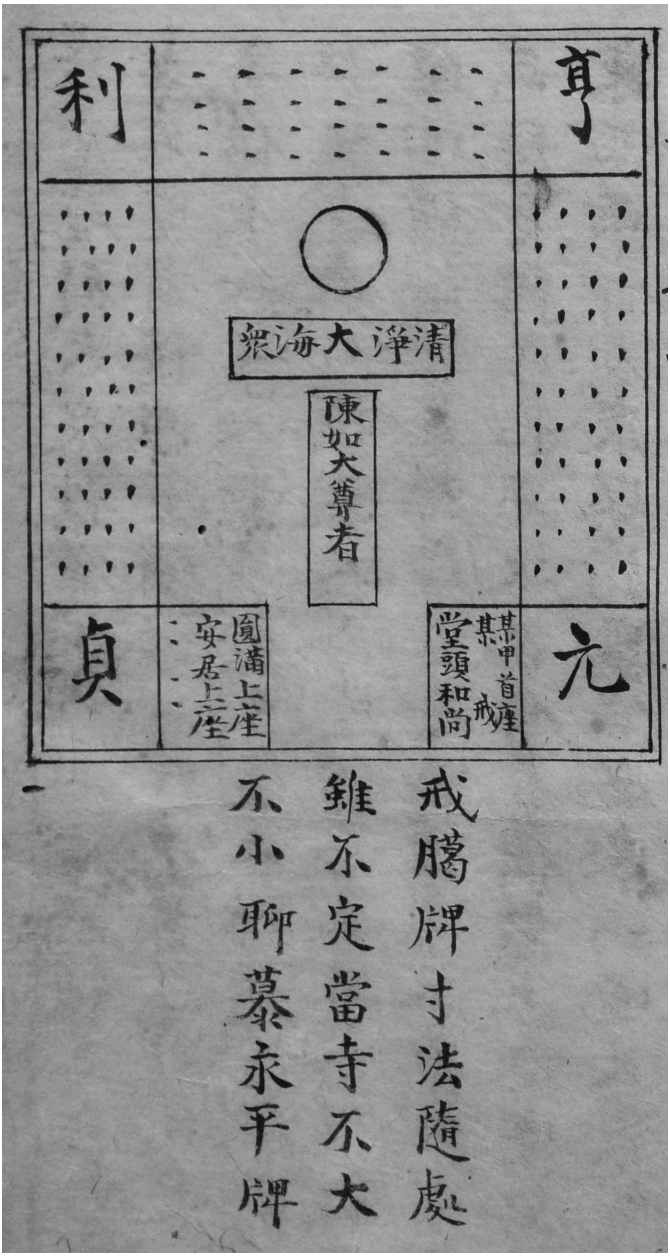

【年中写真 48】
⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊二九オ）
四月十五日条「戒臘牌」

【年中写真 49】
⑨卍山開版『瑩山清規』（下冊二四ウ）
四月十五日条「戒臘牌」

【年中写真50－1】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊一九オ）
四月十五日条「楞厳会図」

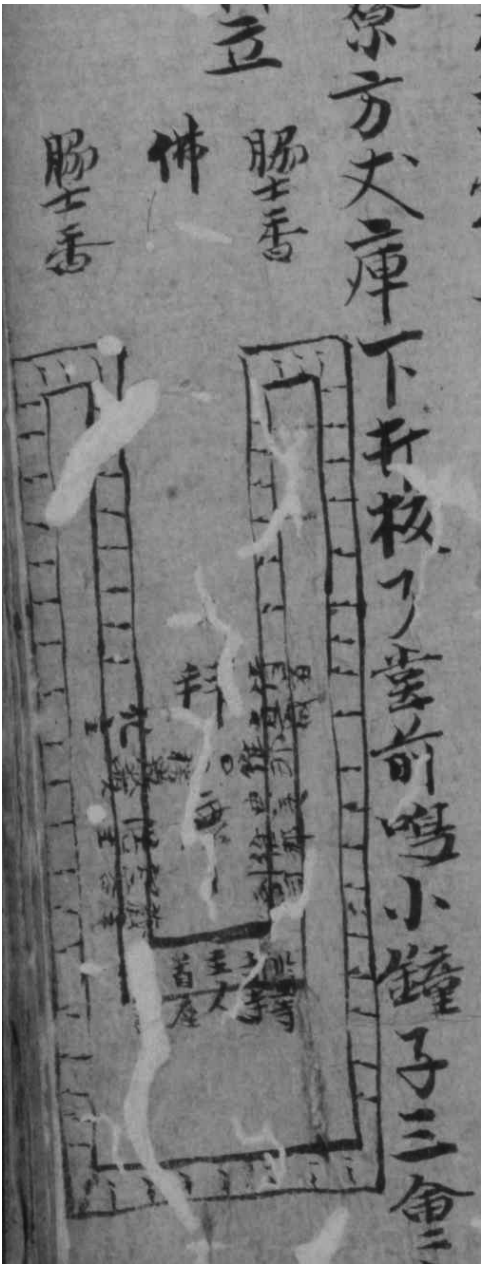

※図中の文字が判読しにくいため、以下に補足する。「〇」は、維那・楞厳頭の位置を示すと思われる。
中央部：拝　席
右段（上から）：侍者・直蔵・〇維那・典座・維那・副司
左段（上から）：化主・□（〇カ）楞厳頭・浴主・知客・蔵主
下段（右から）：監寺・都寺・主人・首座・〔書記〕

【年中写真 50–2】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊一九オ）
　四月十五日条「楞厳会図」
※【年中写真 50–1】の中央部を拡大したもの。

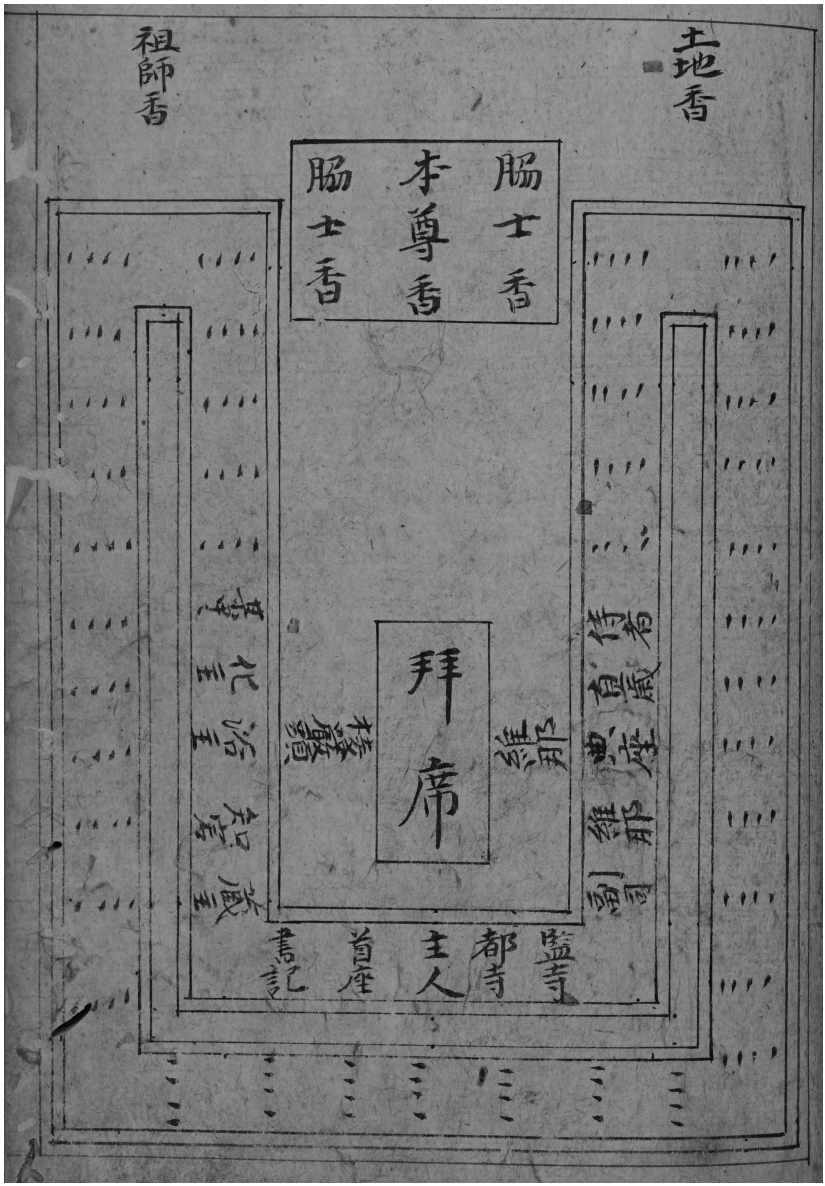


【年中写真 51】
②大乗寺蔵永享六年書写本（二七オ）
四月十五日条「楞厳会図」

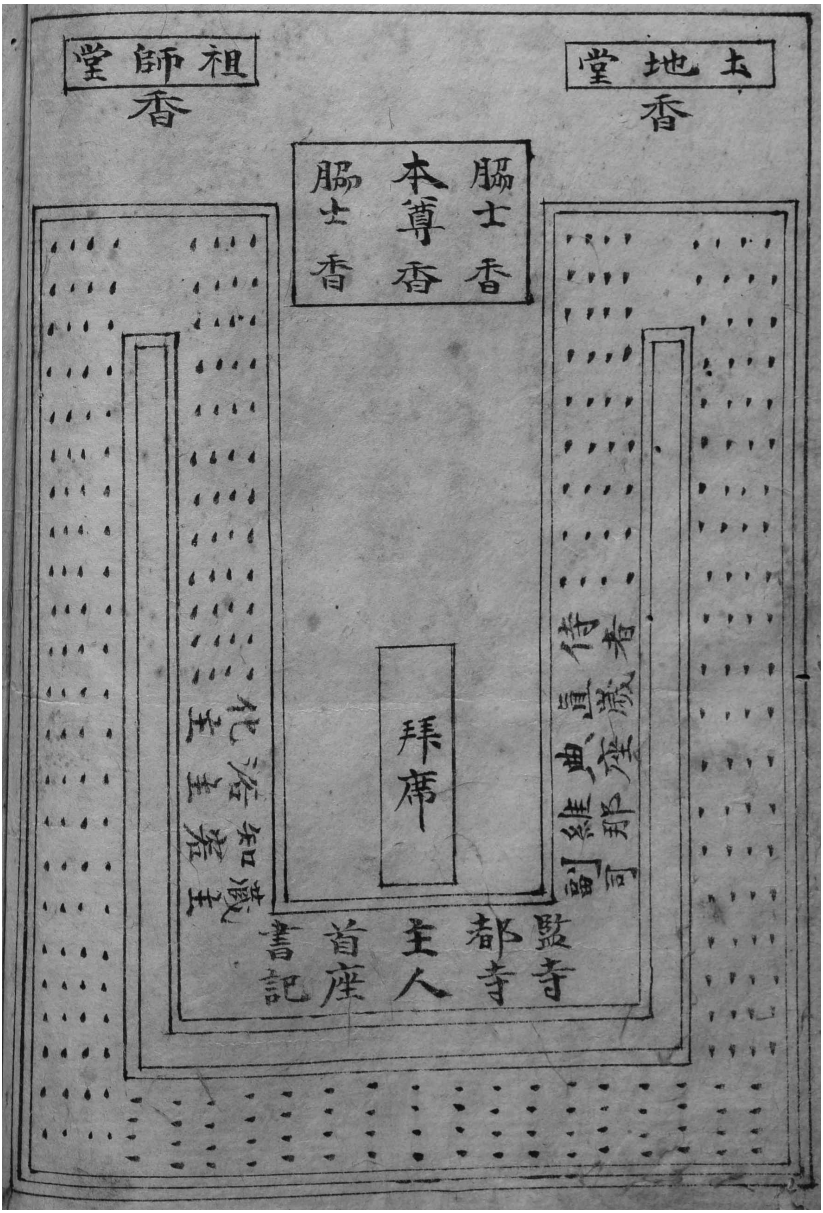


【年中写真 52】
⑥永光寺蔵光椿書写本（七〇ウ）
四月十五日条「楞厳会図」

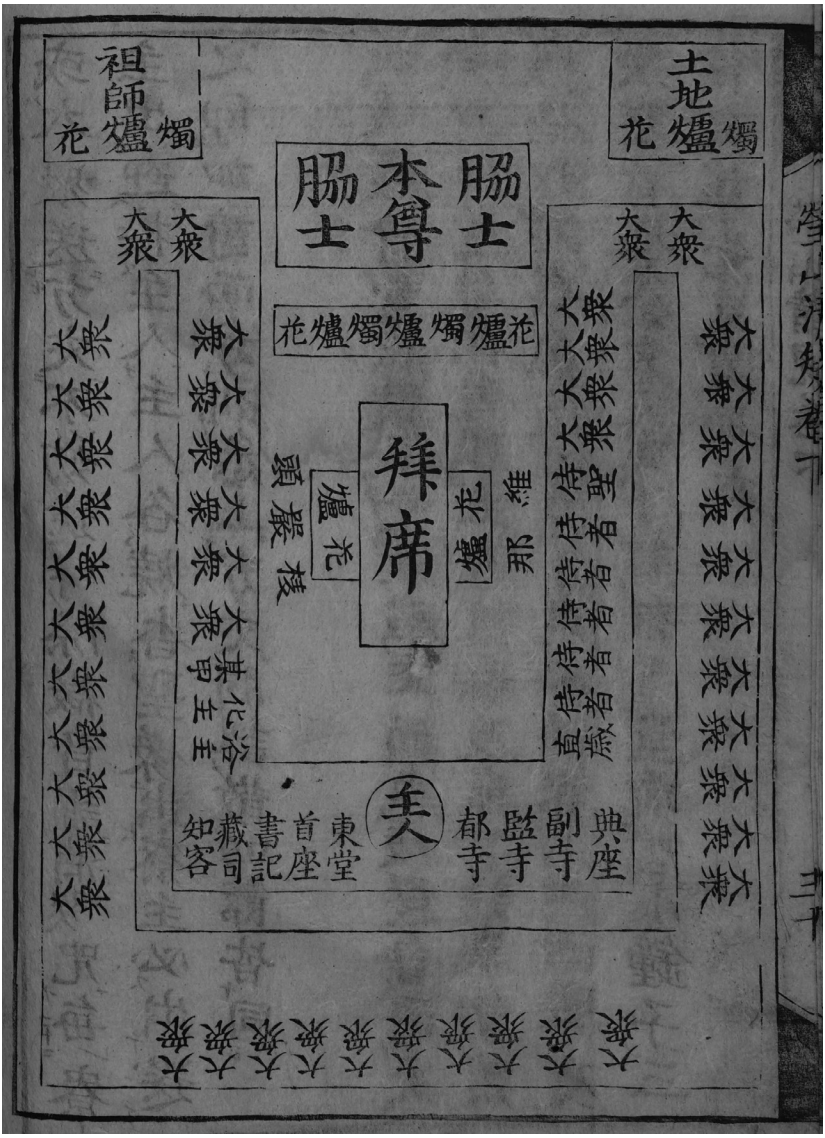


【年中写真 53】
⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊三〇ウ）
四月十五日条「楞厳会図」

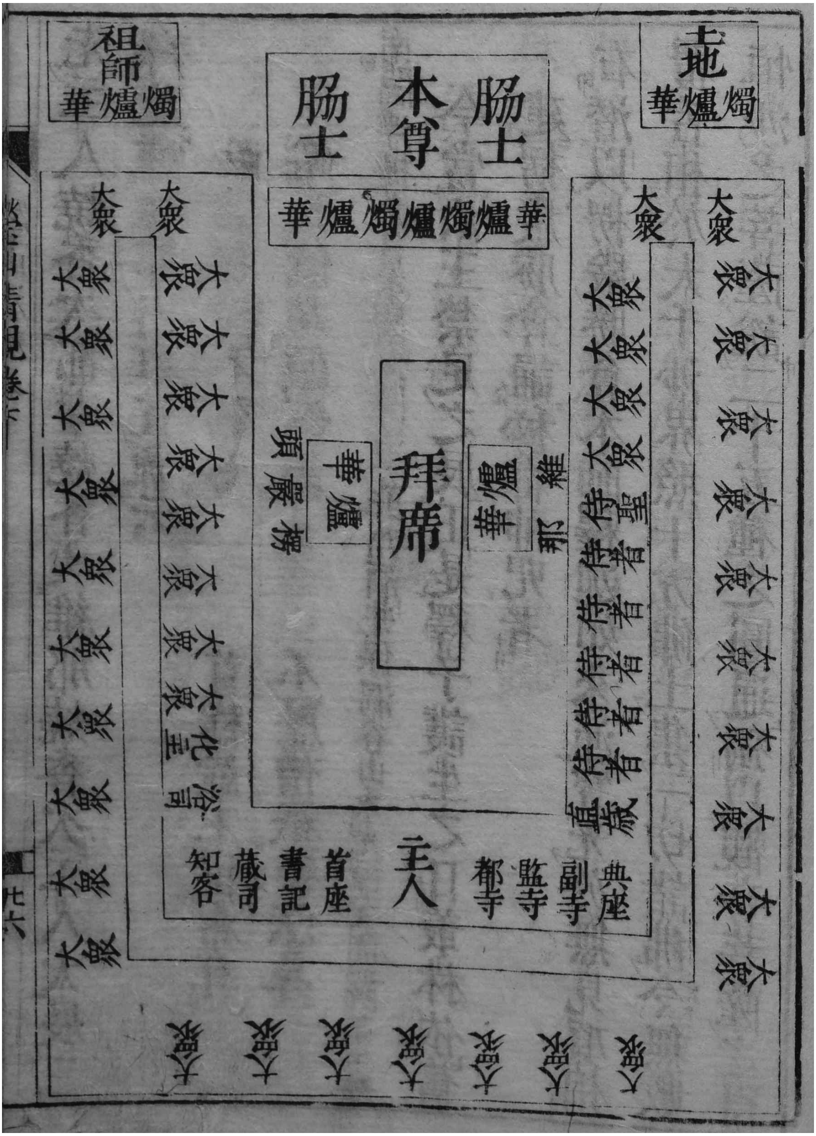


【年中写真 54】
⑨卍山開版『瑩山清規』（下冊二六オ）
四月十五日条「楞厳会図」

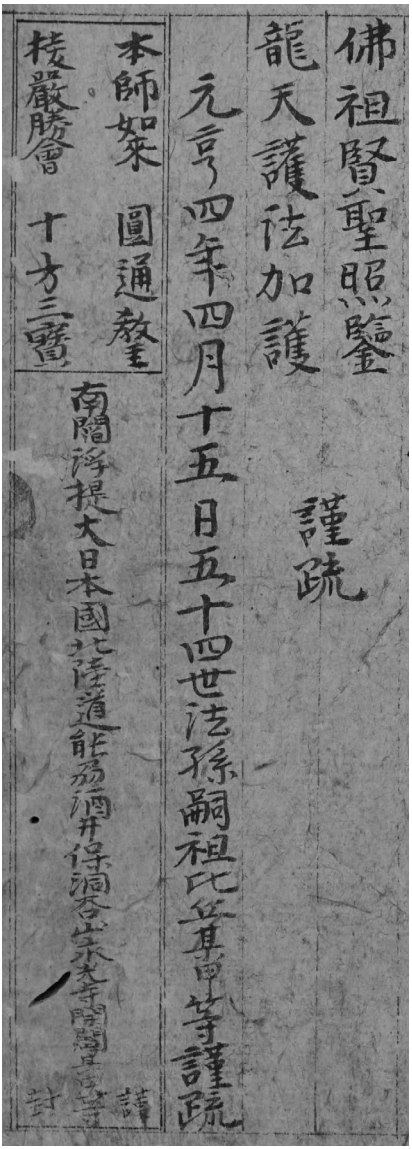


【年中写真 56】
②大乗寺蔵永享六年書写本（二八オ）
四月十五日条「楞厳会疏」

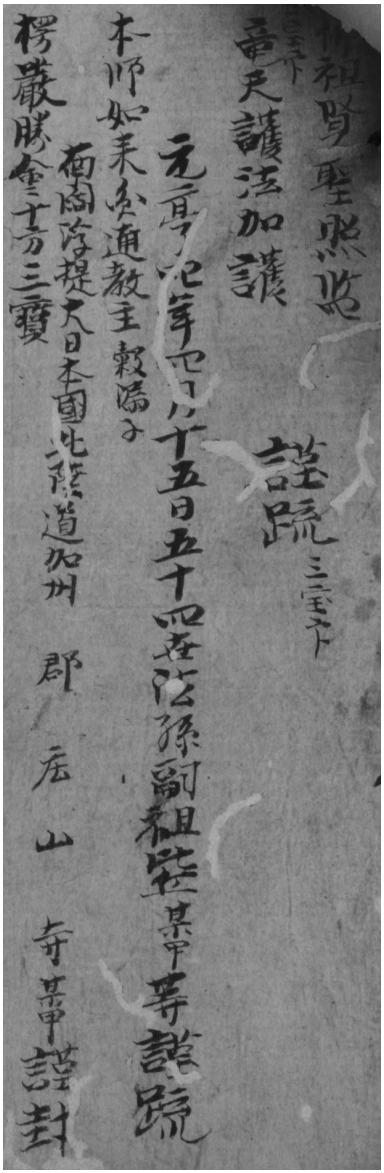


【年中写真 55】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊二〇オ）
四月十五日条「楞厳会疏」

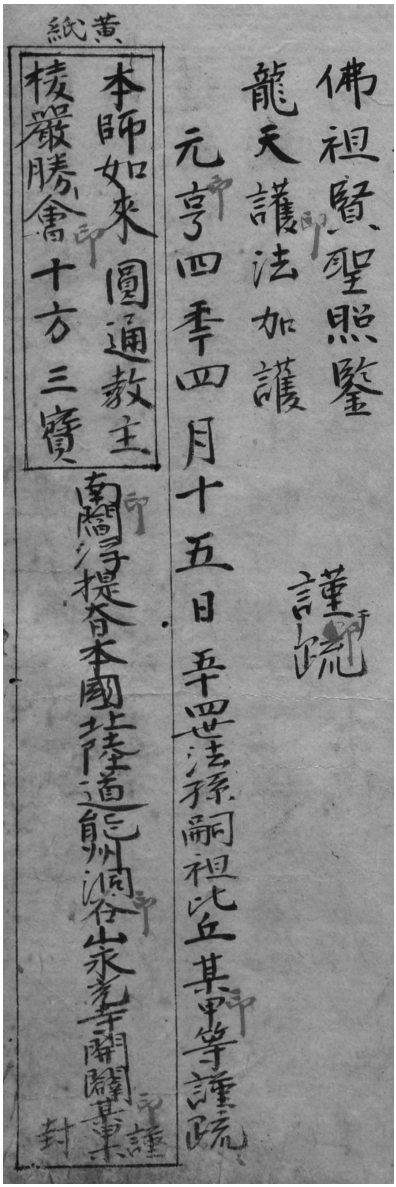


【年中写真 57】
⑥永光寺蔵光椿書写本（七二オ）
四月十五日条「楞厳会疏」
※文字の右の「印」は全て朱筆。

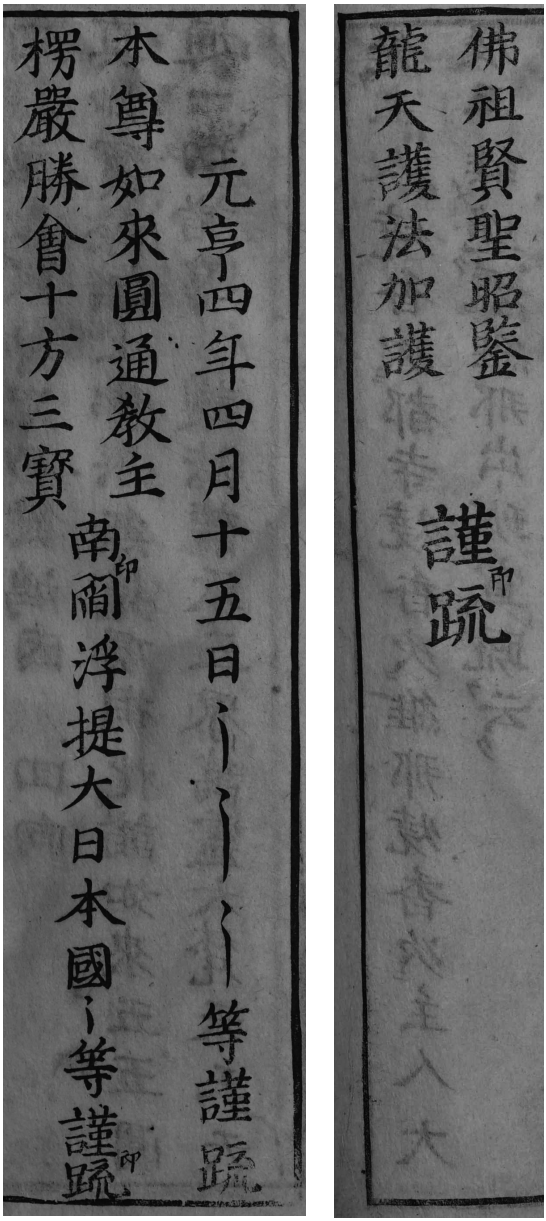
佛祖賢聖昭鑒
龍天護法加護
謹印疏
元亨四年四月十五日〻〻〻等謹疏
本尊如來圓通教主
楞嚴勝會十方三寶
南無印浮提大日本國〻等謹疏印

【年中写真 58】
⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊三一ウ～三二オ）
四月十五日条「楞厳会疏」

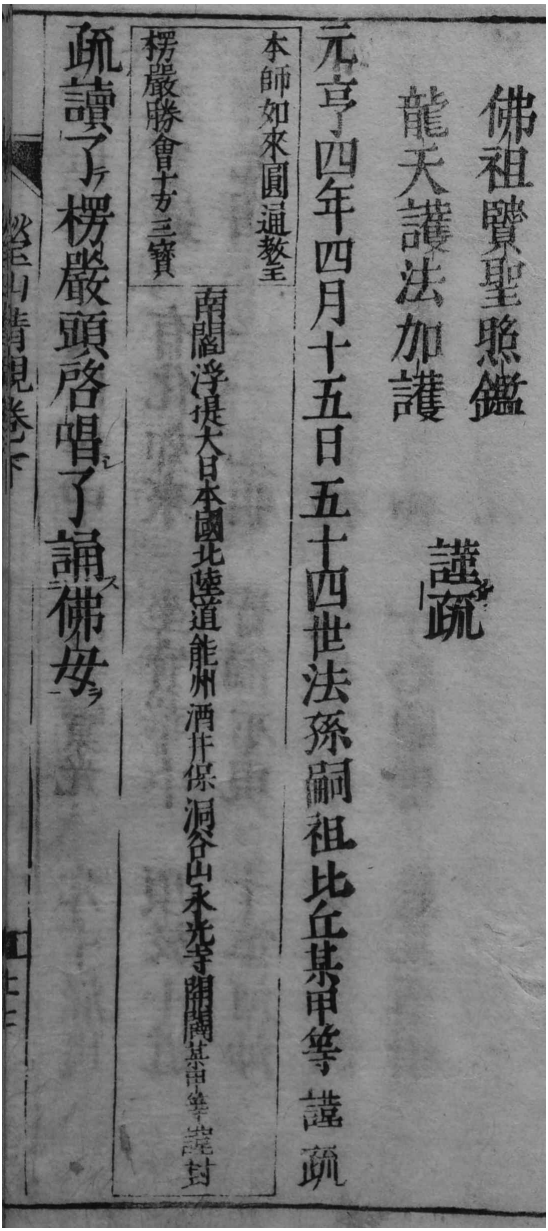


【年中写真 59】
⑨卍山開版『瑩山清規』（下冊二七オ）
四月十五日条「楞厳会疏」

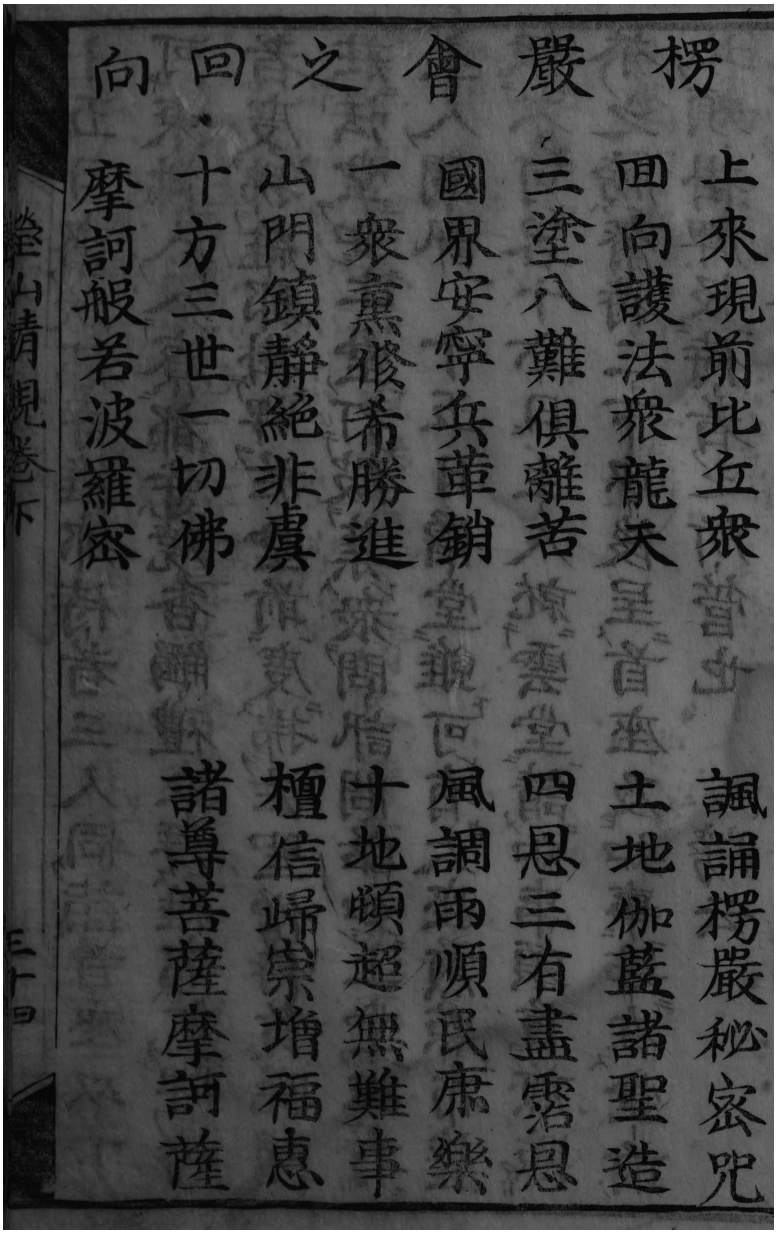
楞　上來現前比丘衆　諷誦楞嚴秘密咒
會　回向護法衆龍天　土地伽藍諸聖造
之　嚴三塗八難俱離苦　四恩三有盡霑恩
回向　國界安寧兵革銷　風調雨順民康樂
　一衆熏修希勝進　十地頓超無難事
　山門鎮靜絶非虞　檀信歸崇增福恵
　十方三世一切佛　諸尊菩薩摩訶薩
　摩訶般若波羅密

【年中写真 60】
⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊三四オ）
四月十五日条「楞厳会之回向」

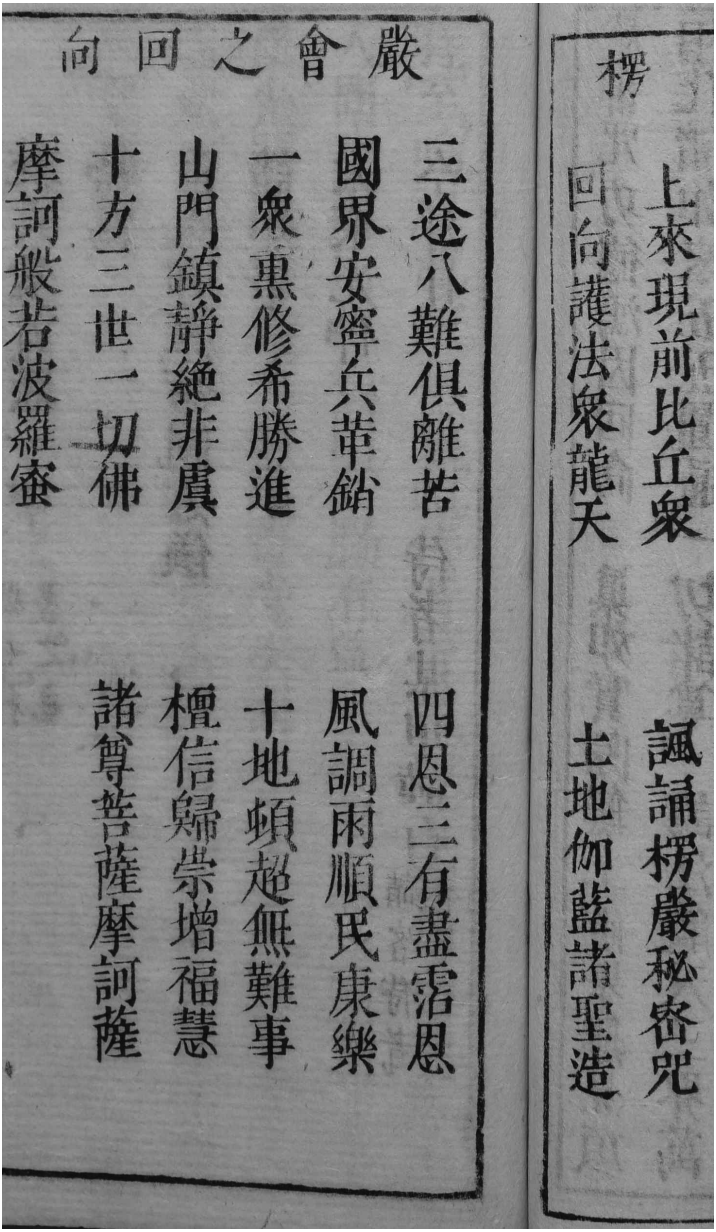

楞嚴會之回向

三途八難俱離苦　四恩三有盡霑恩
國界安寧兵革銷　風調雨順民康樂
一衆熏修希勝進　十地頓超無難事
山門鎮靜絶非虞　檀信歸崇增福慧
十方三世一切佛　諸尊菩薩摩訶薩
摩訶般若波羅蜜

上來現前比丘衆　諷誦楞嚴秘密咒
回向護法衆龍天　土地伽藍諸聖造

楞



【年中写真 61】
⑨卍山開版『瑩山清規』（下冊二八ウ～二九オ）
四月十五日条「楞厳会之回向」

【年中写真61】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊二二オ）
四月十六日条「僧堂特為茶照牌」

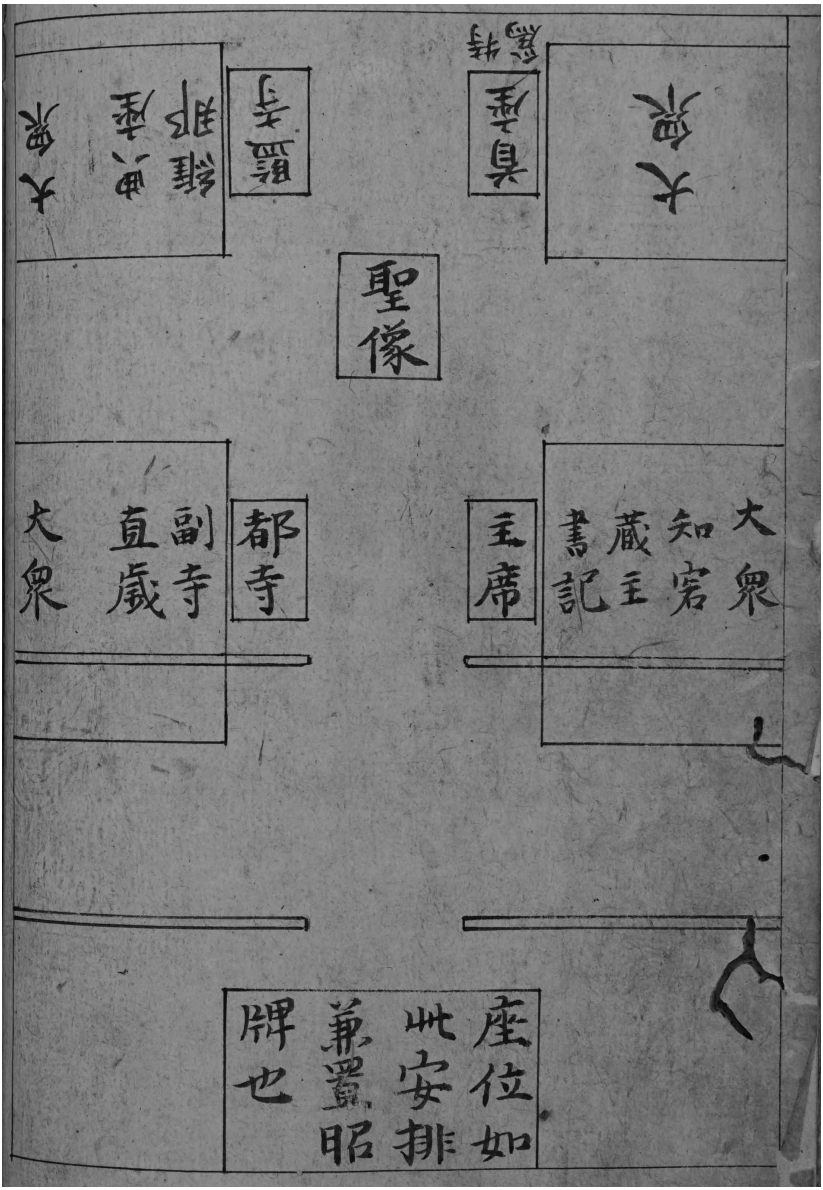


【年中写真 62】
②大乗寺蔵永享六年書写本（三一ウ）
四月十六日条「僧堂特為茶照牌」

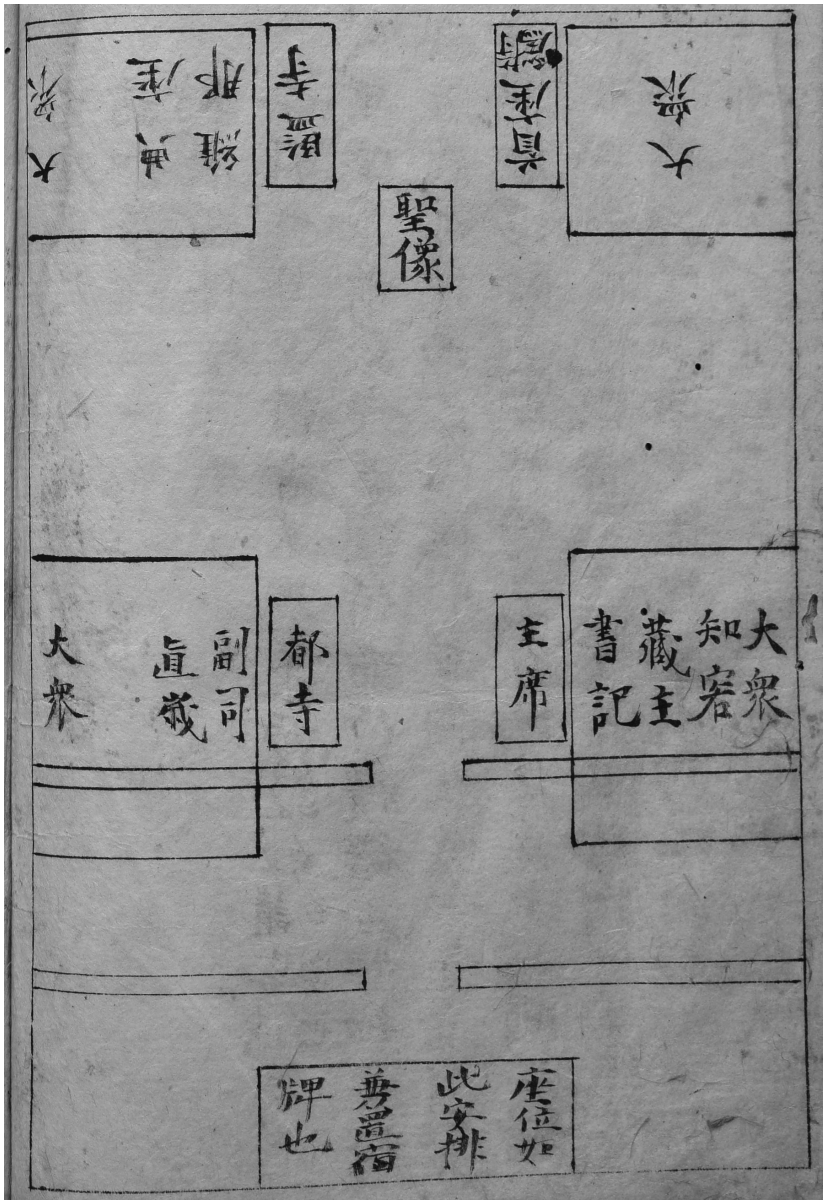


【年中写真 63】
⑥永光寺蔵光椿書写本（七五ウ）
四月十六日条「僧堂特為茶照牌」

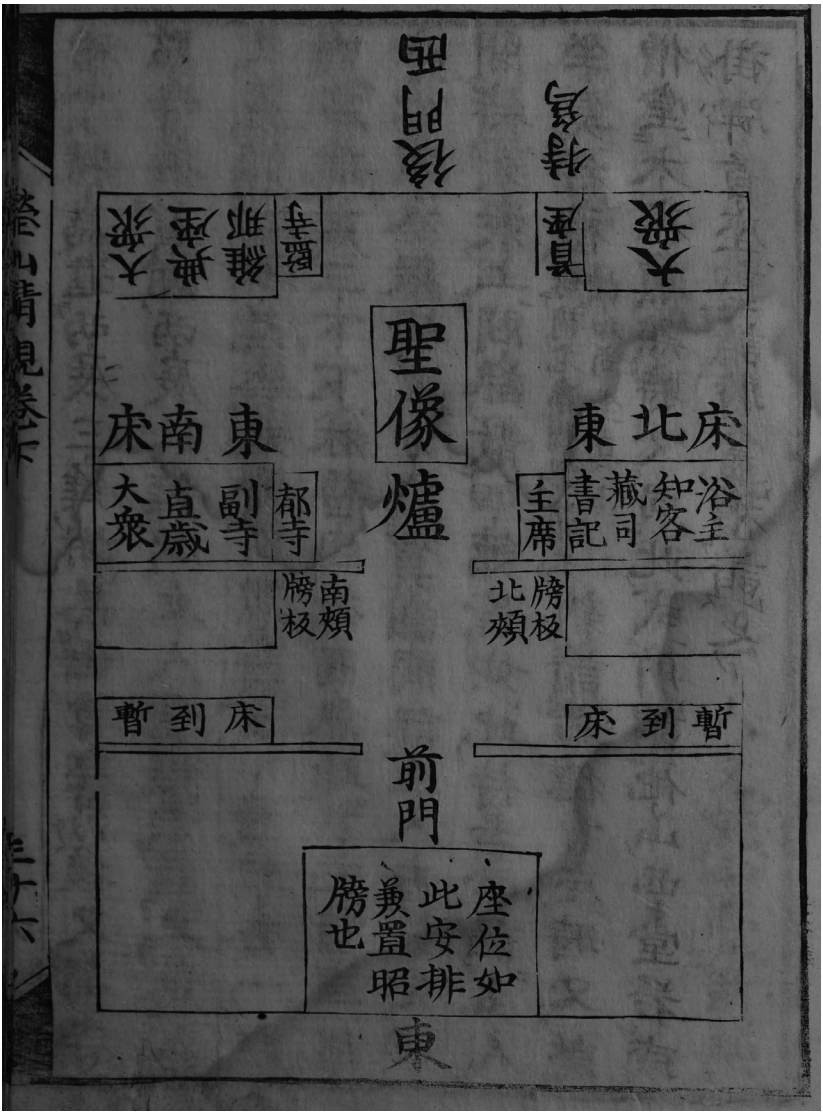


【年中写真 64】

⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊三六オ）

四月十六日条「僧堂特為茶照牌」

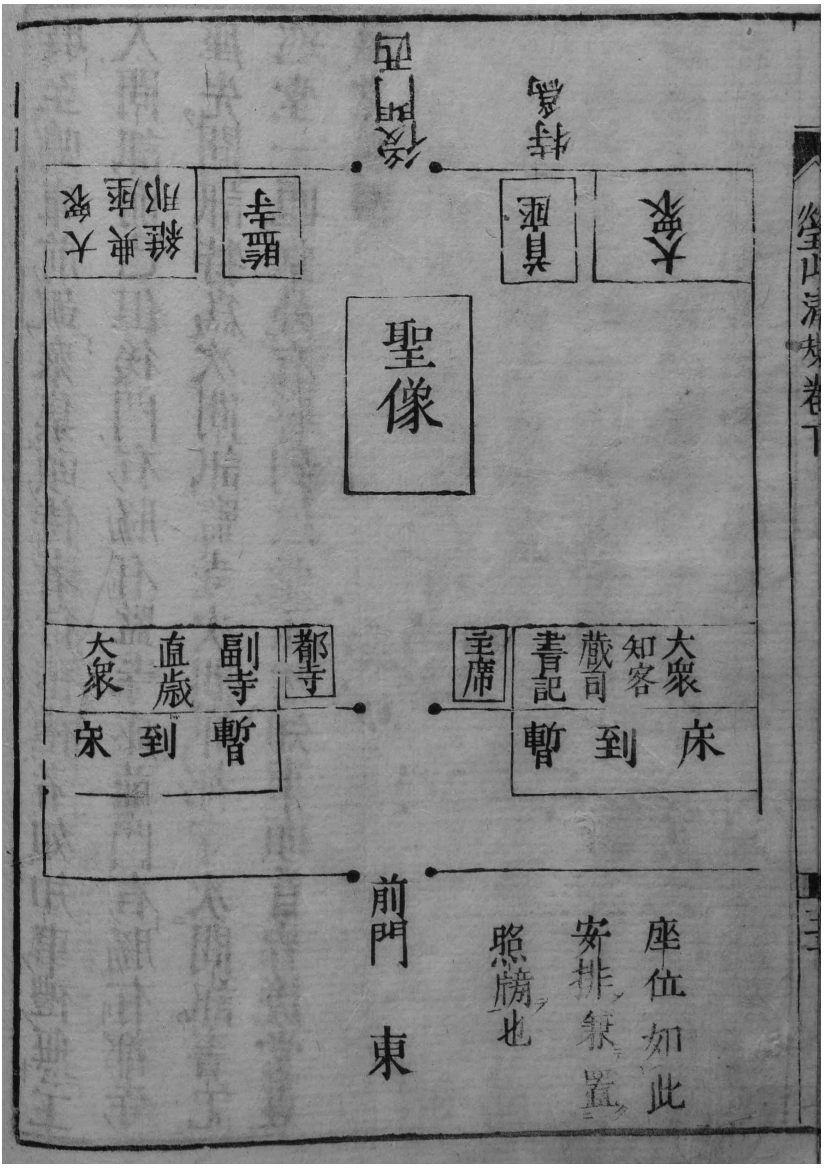


【年中写真 65】
⑨卍山開版『瑩山清規』（下冊三〇ウ）
四月十六日条「僧堂特為茶照牌」

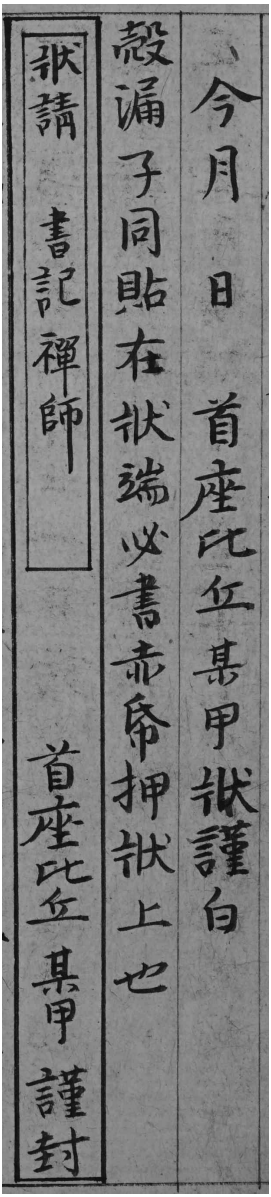


【年中写真 67】
②大乗寺蔵永享六年書写本（三三ウ）
四月十八日条「首座煎点牓」

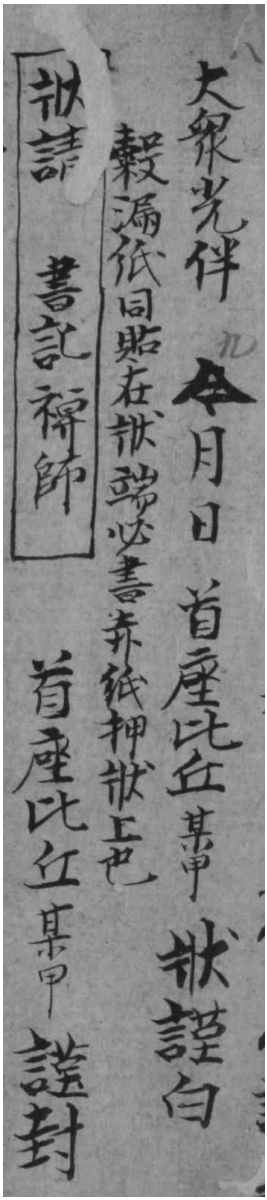


【年中写真 66】
①禅林寺本『瑩山清規』（天冊二三オ）
四月十八日条「首座煎点牓」
※文字の右上の数字は全て朱筆。

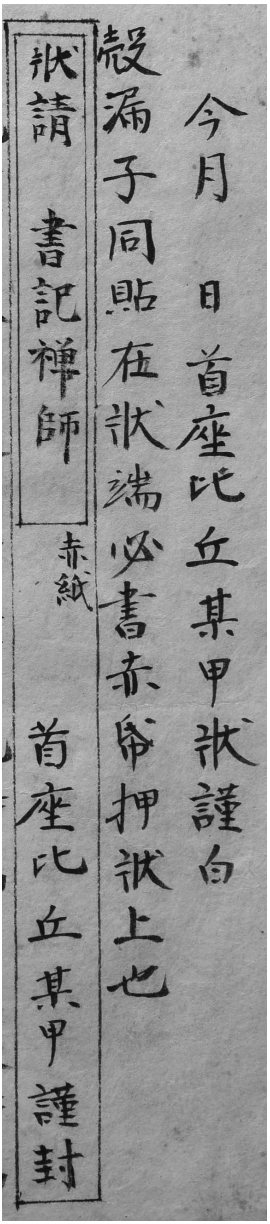
今月　日首座比丘某甲狀謹白
殼漏子同貼在狀端必書赤帋押狀上也
狀請　書記禪師
赤紙
首座比丘某甲謹封

【年中写真 68】
⑥永光寺蔵光椿書写本（七七ウ）
四月十八日条「首座煎点牓」

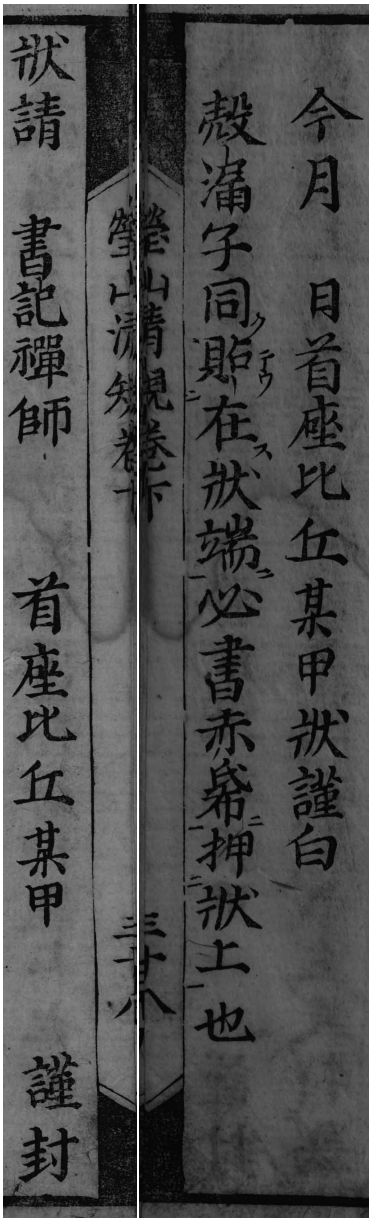


【年中写真 69】
⑦月舟開版『瑩山清規』（下冊三八オ～ウ）
四月十八日条「首座煎点牓」

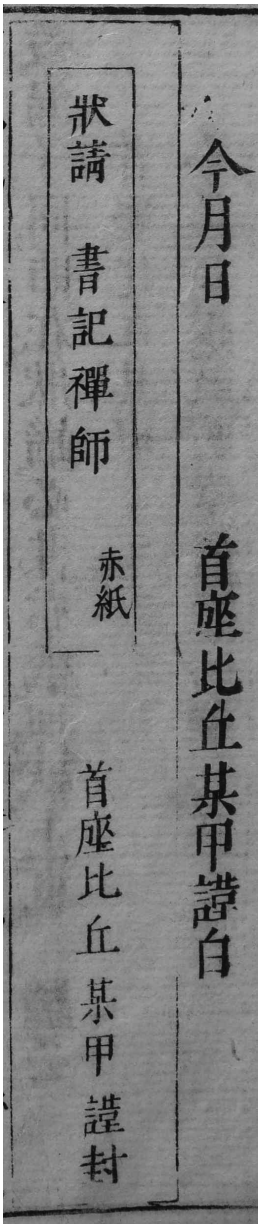


【年中写真 70】
⑨卍山開版『瑩山清規』（下冊三二ウ）
四月十八日条「首座煎点牓」

④永光寺蔵麟広書写本（明応一〇年書写）

羅漢供養時、兼日貼照牌」
来某日、羅漢供養法用僧事」
定」
式師　堂頭和尚」
唄師　某甲」
勧請　某甲」
讃頭　某甲」
伽陀　某甲』
祭文　某甲」
散華　某甲」
梵音　某甲」
錫杖　某甲」
浄道場」
焼香　某甲」
灑水　某甲」
散華　某甲」
右具在前」
今月　日　堂司比丘某甲　敬白」　（三六オ～ウ）

※この一段に相当する「37羅漢供養時兼日貼照牌」が、禅林寺本以外

⑨卍山開版『瑩山清規』（延宝九年開版）

羅漢供養式〈兼日貼スニ照牌ヲ一。十五日以前、預出スニ差／定ヲ一也。涅槃会ノ時モ、亦兼日貼スニ照牌ヲ一。式」同シ之レニ。但タ無キニ勧請ノ文一而已。祭／文ハ有無、随レ時ニ。文ハ在リレ別紙ニ一〉」
来〈某日〉、羅漢供養法用僧事」
（底本、一行分ノ空白アリ）」
式師　堂頭和尚〈又随レ時ニ老／僧勤ムレ之ヲ〉」
唄師　某甲上座」
勧請　某甲上座」
讃頭　〈某甲上座／某甲上座〉」
伽陀　某甲維那」
祭文　某甲上座』
散華　某甲上座」
梵音　某甲上座」
錫杖　某甲上座」
浄場道」
焼香　某甲上座」
洒水　某甲上座」
散華　某甲上座」
右具在前」

此ノ日粥罷、殿司ノ人、就二仏殿或ハ三門ニ、荘二厳シ道場一ヲ、弁二備シテ供ヲ一具ヲ一、而令シテ行者ヲ報（ヒカ）二住持及ヒ用僧ニ一、鳴二大鐘ヲ一三会、大衆、集定シテ」用僧、殿前ニ排立ス。住持人到ハ、即チ維那、鳴二手磬ヲ一、普同問訊ス。」住持人、用僧、次第ニ入テ二道場ニ一、著位如レ図ノ。次ニ維那、進テ問二訊ス一」洒水、散華、手炉ノ三人ヲ。三人、同ク作シ浄道場ヲ一、一匝シテ就二卓前一」位ニ。毎レニ請スル次次ノ用僧ヲ一、維那、問訊如レ前。次ニ両讃頭、出テ、位ヲ到レリ二一」正面ノ卓前ニ一、取テ鈸ヲ左右ニ排立シテ、挙ス二四智ノ讃ヲ一。先ッ左位ノ人、挙ク讃ヲ。」大衆和ス。讃畢テ、鳴レ鈸ヲ一通シテ、是ヲ曰フ二前分一ト。次ニ右位ノ人、挙レ讃ヲ。大」衆和ス。讃畢テ、鳴スレ鈸ヲ一通シテ、是ヲ曰フ二中分一ト。復次ニ左右一時ニ挙レ讃ヲ。」大衆和ス。讃畢テ、鳴レ鈸ヲ一通。是ヲ曰フ二後分一ト。四智ノ讃ニ云ク、」

唵（ヲン）嚩（バ）曰（サ）羅（ラ）薩（サ）坦（タン）嚩（バ）僧（ギャ）蘖（キャ）羅（ラ）賀（カ）』

嚩（バ）曰（サ）羅（ラ）嚩（ラ）坦（タン）曩（ナ）摩（マ）弩（ド）坦（タ）嚂（ラン）嚩（バ）」

曰（サ）羅（ラ）達（タラ）磨（マ）誐（ギャ）耶（ヤ）奈（ナ）嚩（バ）曰（サ）羅（ラ）羯（カ）」

磨（マ）迦（キャ）嚕（ロ）嚩（ハ）婆（バ）」

鐃鈸之図」

羅漢供養法次第　四智讃」

唵（※）縛曰羅薩怛縛蘇蘖羅」

賀縛曰羅囉怛曩摩覩怛」

覧縛曰羅達摩誐夜奈縛」

曰羅羯摩迦魯婆縛」

鈸之図」



の『瑩山清規』諸本の「回向文」に掲載されている。前号〈二〉二三〇～二三一頁、二八六～二八七頁）参照。

④永光寺蔵麟広書写本

（〈三六ウ～三七オ〉ノ声明譜ハ【講式写真1】、〈三七オ～ウ〉ノ「鈸之図」ハ【講式写真2】参照）」（三六ウ～三七ウ）

※掩縛…右、「ウヲノ中音」アリ。

勧請　大衆、諸共可奉礼※二〈三拝ニ〉。」

如来遺身舎利、〈并〉十六大阿羅漢、五百大阿羅漢等ヲ。」

帰命頂礼。西瞿陀尼州中、第一、賓度羅跋羅堕闍」尊者。

眷属一千大阿羅漢。受我微供三業礼。」

（※帰命頂礼。第二、迦湿弥羅国中、迦諾迦伐蹉尊者。眷属五百大羅漢。受我微供三業礼。）

帰命頂礼。東勝身州中、第三、迦諾跋釐堕闍尊者。」眷属

六百大阿羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。北倶盧州中、第四、蘇頻陀尊者。眷属」七百大

阿羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。耽没羅（南瞻部洲）州中、第五、諾距羅尊者。』眷属八百大

阿羅漢。受我微供三業礼。」

⑨卍山開版『瑩山清規』

（〈上冊三六ウ〉ニ図版アリ。【講式写真3】参照）』

（上冊三五ウ～三六ウ）

次ニ勧請文。以テ可漏ヲ盛レ之ヲ、預メ置ク仏前ノ卓上ニ一。勧

請ノ人、詣シテ仏」前ニ一、炷キ香ヲ取レ文ヲ、薫シテ香ニ胡跪シテ

而唱テ云ク、」

大衆、諸共ニモトトモ奉レ礼ルベシ二シ如来遺身ノ舎利、并ニ十六大羅漢等、

五百」大羅漢等ヲ一。」

帰命頂礼。第一、西瞿陀尼洲中、賓度羅跋羅堕闍尊者。」

眷属一千大羅漢。　受我微供三業礼。」

帰命頂礼。第二、迦湿弥羅国中、迦諾迦伐蹉尊者。眷属」

五百大羅漢。　受我微供三業礼。」

帰命頂礼。第三、東勝身洲中、迦諾跋釐堕闍尊者。眷属」

六百大羅漢。　受我微供三業礼。』

帰命頂礼。第四、北倶盧洲中、蘇賓陀尊者。眷属七百大」

羅漢。　受我微供三業礼。」

帰命頂礼。第五、南瞻部洲中、諾距羅尊者。眷属八百大」

羅漢。　受我微供三業礼。」

帰命頂礼。耽没羅州中、第六、跋陀羅尊者。眷属」九百大阿羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。僧伽荼州中、第七、迦理迦尊者。眷属」一千大阿羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。鉢剌多拏(タ)州中、第八、伐闍羅弗多羅」尊者。眷属一千一百大阿羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。香酔山中、第九、戍博(シュ)迦尊者。眷属一千二百」大阿羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。三十三天中、第十、半諾迦尊者。眷属一千』三百大阿羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。畢利颺(ヤウ)衢州中、第十一、羅怙(コ)羅尊者。眷属」一千二百(ママ)大阿羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。半度波山中、第十二、那伽犀(サイ)那尊者。眷属」一千二百大阿羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。広脇山中、第十三、因掲陀尊者。眷属一千」三百大羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。可住山中、第十四、伐那婆斯尊者。眷属一千」四百大羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。鷲峯山中、第十五、阿氏多尊者。眷属』（一千五百大羅漢。受我微供三業礼。）

帰命頂礼。持軸山中、第十六、注荼(茶カ)半託迦尊者。眷属」一千六百大羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。第六、耽没羅州中、跋陀羅尊者。眷属九百大」羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。第七、僧伽荼州中、迦理迦尊者。眷属一千大」羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。第八、鉢(ハラ)剌多拏州中、伐闍羅弗多羅尊者。眷」属一千一百大羅漢。受我微供三業礼。』

帰命頂礼。第九、香酔山中、戎博迦尊者。眷属一千二百」大羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。第十、三十三天中、半託迦尊者。眷属一千三」百大羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。第十一、畢利颺瞿州中、羅怙(コ)羅尊者。眷属」一千一百大羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。第十二、半度波山中、那伽犀那尊者。眷属」一千二百大羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。第十三、広脇山中、因掲陀尊者。眷属一千三」百大羅漢。受我微供三業礼。』

帰命頂礼。第十四、可住山中、伐那波斯尊者。眷属一千」四百大羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。第十五、鷲峯山中、阿氏多尊者。眷属一千五」百大羅漢。受我微供三業礼。」

帰命頂礼。第十六、持軸山中、住荼半託迦尊者。眷属」一千六百大羅漢。受我微供三業礼。」

④永光寺蔵麟広書写本

帰命頂礼。天台山中、石橋瑞応香刹五百大阿羅漢。受」我微供三業礼。」
帰命頂礼。鶏足山中、大迦葉尊者。眷属。受我微」供三業礼。　帰命頂礼。阿難陀尊者。受我微供三業礼。」
帰命頂礼。四大阿羅漢中、君屠鉢漢尊者。眷属受我（ママ）…礼。」
帰命頂礼。沙羅林中、神変不思議遺身舎利。受我徴供三業礼。」
※南無帰命頂礼十六大羅漢
還念本誓来影向」

（三七ウ～三九ウ）

※礼二〈三拝二〉…【講式写真2】参照。
※帰命頂礼第二～受我微供三業礼…底本ナシ。⑨卍山本ニヨリ補。
　但シ「迦湿弥羅国中、第二」トスベキカ。
※一千五百大羅漢受我微供三業礼…底本ナシ。⑨卍山本ニヨリ補。
※南無帰命～誓来影向…声明譜アリ。【講式写真4】参照。

祭文」

⑨卍山開版『瑩山清規』

帰命頂礼。天台山（サン）中、石橋瑞応香刹五百大羅漢。」受我微供三業礼。」
帰命頂礼。鶏足山中、大迦葉尊者。受我微供三業礼。」
帰命頂礼。阿難陀尊者。受我微供三業礼。』
帰命頂礼。四大阿羅漢中、君屠鉢（グントハカン）漢尊者。」受我微供三業礼。」
帰命頂礼。沙羅林中、神変不思議遺身舎利。」受我徴供三業礼。」
南無帰命頂礼、十六大羅漢等。還念本誓来影向。」

（上冊三七オ～三九オ）

次ニ祭文。以テ二可漏ヲ一盛リ之ヲ一、預メ置ク二仏前ノ卓上一ニ。祭文ノ人、誦スル文ヲ時ニ、」維那、到二式師ノ前一ニ、問訊ス。式師、上ルレ供ヲ。上供ノ法ハ者、上香三拝、」上湯食三拝、上茶菓三拝、収具ヲレ著ク位ニ矣。祭文ニ云ク、」

維〈某〉年号〈某年某月某日〉、」
釈迦遺法ノ弟子等、風(ホノカ)ニ聞ク。十六羅漢ハ、得テ仏ノ親付」嘱ヲ、現ニ住シテ世間ニ、紹ニ隆タマフ仏法ヲ。仍テ為メニ奉ランカ報シ恩徳ヲ、謹テ以テ香」華、茶薬、蔬食ノ之膳ヲ、聊カ献シル十六大阿羅漢等ニ。伏以レハ、羅漢」尊者ハ、張ツテ般若之錦帆ヲ、超コウ煩悩ノ之欲海ヲ。一生々(セイミ)、高潔ニシテ、一歩々(ホミ)、」精修ス。体ハ如ク百錬ノ鎔金ノ、心ハ似タリ一輪孤月ニ。或ハ眉垂レテ到リ地ニ、或ハ眼ヨリ」放ツ異光ヲ。或ハ居シ万仞雪峯頭ニ、或ハ在(イマ)ス千尋烟樹ノ下(モト)ニ。亦有リ居セルモ』金龕、玉殿、銀閣、珠房、石室、香林、天宮、仙洞ニ。悉ク領(二脱カ)百千ノ」眷属ヲ、皆住セル極果ニ聖人(セイシン)ナリ。譬ハ如シ旃檀ノ林ニ、唯有(二脱カ)旃檀ノミ囲遶セルカ。」亦タ有リ※鬢(ヒ)赤鬢而手ニ驚(ケルモ)※玉鉢ヲ、亦有リ自足而ニシテ耳ニ掛タルモ金環ヲ。無シ」レ非ス(ト云コト)法海(界カ)ノ麟龍ニ。尽ク是レ、釈天ノ日月ナリ。」
経ニ云ク、皆ナ得テ三明六通ヲ、具セル八解脱ヲ者(ヒト)ナリ也。其レ備ヘテ香華烟」水斎供ヲ、虔テ祈リ有レハ請(コウ)コト、必ス通ス。無シ求不レ(ト云コト)応セ。億百千万里モ、如シ壮(サウ)士ノ屈ニ伸スルカ臂(ヒチ)ヲ、降ニ臨シテ道場ニ、受タマヘ如ノ此ノ供養ヲ。伏シテ願クハ、」
十六大羅漢、率シテ諸ノ眷属ノ大阿羅漢等ヲ、此ノ場ニ同ク垂レタマヘ納饗(キヤウ)ヲ。』
（三九ウ～四〇オ）

※訓点ハ全テ後筆ト思ワレル。

維レ〈某年某／月某日〉、釈迦牟尼如来遺法ノ之弟子等、風(ホノカ)ニ聞ク。十六」羅漢ハ、得テ仏ノ親付属ヲ、現ニ住シ世間ニ、紹ニ隆シタマフ仏法ヲ。仍テ為ニ奉カ報シ恩徳ヲ、』謹テ以テ香華、茶薬、蔬食ノ之饌ヲ、聊カ献ス十六羅漢等ニ。伏シテ以レハ、羅」漢尊者ハ、張テ般若ノ之錦帆ヲ、超フ煩悩ノ之欲海ヲ。一生生、清ク潔ク、一」歩歩、精ク修ス。体(スカタ)ハ如ク百錬ノ鎔金ノ、心ハ似タリ一輪ノ孤月ニ。或ハ垂テ眉ヲ到タリ地ニ、」或ハ眼ニ放チ異光ヲ、或ハ居シ万仞雪峰ノ頭ニ、或ハ在シ千尋烟樹ノ下ニ、亦ハ有リ」レ居(イマ)スモ金龕、玉殿、銀閣、珠房、石室、香林、天宮、仙洞ニ。悉ク領シテ百千ノ」眷属ヲ、皆ナ住セル極果ニ聖人ナリ也。譬ハ如シ旃檀ノ林ニハ、唯タ有テ旃檀ノミ囲繞セルカ。亦タ」有下赤鬢ニシテ而手ニ擎ケ玉鉢ヲ、白足ニシテ而耳ニ掛ルモ金環ヲ。無シ非ト云コト法界ノ麟龍ニ。」尽ク是レ、釈天ノ日月ナリ(中上カ)也。経ニ曰ク、皆ナ得ニ三明六通ヲ、具セル八解脱ヲ者(ヒト)ナリ也。」共(ウヤ)ヘシク備テ香華灯燭ノ斎供ヲ、虔(ツヽシ)ミ祈(モト)メテ有レハ請スルコト、必ス通ス。無シ永ニ不レ(ト云コト)応セ。億百千」万里ヲモ、如クニシテ壮士ノ屈ニ伸スルカ臂ヲ、降ニ臨シ道場ニ、受ケタマフ如クノ斯供養ヲ。伏シテ願クハ、十』六羅漢、率テ諸ノ眷属ノ大阿羅漢等ヲ、於テ此ノ場ニ、同ク垂レタマヘ納亨ヲ。」
（上冊三九オ～四〇オ）

※「祭文」は、⑦月舟開版『瑩山清規』にも「◎亦涅槃講時兼日貼昭牌」として掲載されている。前号（〈二〉三二〇～三二一頁）参照。

④永光寺蔵麟広書写本

※有リ…「亦鬢ヒ」ノ間ニ「〇」ヲ付シ、右ニ「有リ」ト記シテ挿入ス。
※驚…「擎」ノ誤ト思ワレル。
※自…右、「白イ」アリ。
※ノ…「ヲ一」ヲ抹消シテ修正ス。

総礼」
我此道場如帝珠」
一切賢聖影現中」
我身於彼影現前」
頭面接足帰命礼」
唄』
如来妙色身世』
法用　散花」
願我在道場香同音花供養仏」
天地此界多同音門室逝宮天」
処十方無丈夫牛王大沙」
門尋地山林遍無等香花」
供養仏』
願以此功徳普及於一切」

⑨卍山開版『瑩山清規』

また、流布本『洞谷記』（『諸本対校瑩山禅師『洞谷記』』影印四九頁）にも掲載されているが、『瑩山清規』とは文字の相違がある。

次ニ維那、挙ク二総礼ノ偈ヲ一。大衆、同ク和ス。偈ニ云ク、」
我此道場如帝珠　一切賢聖影現中」
我身於彼賢聖前　頭面接足帰命礼」

次ニ唄師、唱フ二梵唄ヲ一。唄ニ云ク、」
如来妙色身世」
梵唄、将ニ畢ント時キ、散華、梵音、錫杖ノ三人、持シテ二卓上ノ衣裓スル錫杖ヲ一、」到テ二仏前ノ正面ニ一立定ス。先ツ散華ノ人、挙セハレ偈ヲ、両人、同ク和ス。梵音、錫」杖ノ人、亦タ各、挙シレ偈ヲ、両人互ニ和スルコト如シレ前ノ。」
散華ノ人、唱テレ偈ヲ云ク、』
願我在道場、　香華供養仏。　天地此界多聞室、」
逝宮、天処、十方無、丈夫、牛王、大沙門、尋地、山林、

我等与衆生皆共成仏道」
香花供養仏」
　梵音」
十方所有勝妙花普散十』
方諸国土是以供養釈迦」
尊是以供養諸如来」
出生無量宝蓮華其花」
色相皆珠妙是以供養」
大乗経是以供養諸菩薩」
　錫杖』
手執錫杖当願衆生設大」
施会示如実道供養三宝」
設大施会示如実道供養」
三宝　以清浄心供養三宝」
発清浄心供養三宝』
願清浄心供養三宝」
三世諸仏執持錫杖供養三」
宝故我稽首執持錫杖供」
養三宝故我稽首執持錫杖」
供養三宝」
南無恭敬供養三尊界会』
哀愍摂受護持大衆」

遍無等、」
香華供養仏。　願以此功徳、普及於一切、我等与衆生、」
皆共成仏道。　香華供養仏。」
　梵音ノ人、唱テ偈ヲ云ク、」
十方所有勝妙華、普散十方諸国土。是以供養釈迦尊、」
是以供養諸如来、出生無量宝蓮華。其華色相皆殊妙。」
是以供養大乗経、是以供養諸菩薩。」

　錫杖ノ人、唱テ偈ヲ云ク、」
手執錫杖、当願衆生、設大施会、示如実道、供養三宝。
設』大施会、示如実道、供養三宝。以清浄心、供養三宝。
発清」浄心、供養三宝、願清浄心、供養三宝。三世ノ諸
仏、執持錫」杖、供養三宝。故我稽首、執持錫杖、供養三
宝。故我稽首、」執持錫杖、供養三宝　〈三振錫〉。」
南無恭敬供養　十六大阿羅漢等　哀愍摂受護持」大衆」
（上冊四〇オ～四一オ）

※上段と位置を合わせるため、随時改行した。行間の空白は、全て底本にはない。
※以下の「講式」（特に④麟広本）の本文内容は、高野山（和歌山県伊都郡高野町）等に複数の写本が存在する『朔日羅漢講式』との類

④永光寺蔵麟広書写本

（四〇ウ～四四オ）

※コノ段ハ全テ声明譜アリ。【講式写真5】参照。

羅漢講之式」

敬テ白二大恩教主釈迦牟尼世尊、華厳法華八」万聖教、護持遺法十六羅漢、九十九億無学聖」衆、一々微塵毛端刹海、不可説、〈々々／々〉三宝境界ニ一而言サク、」夫レ以レハ、商那和修之避レ世、雖トモ二濁世末代之恨タリト、十六羅」漢ノ之住トシ州ニ、則遺法ノ弟子カ之幸也。摩騰竺蘭（一脱カ）、来レ漢ニ、」伝教、弘法、伝ハ倭ニ、併カラ酬ヲヤ二彼ノ守護ニ一乎。于レリ、是弟子等、』酌クミ流ヲ尋ニ源ヲ、無レ非ト云コト二世尊之広恩ニ一。齅カキ香ヲ討タツヌルニ根ヲ、豈レ不二羅漢ノ」之芳心ニ一乎。依レ之ニ、日々備テ二香花ヲ一、供ス二遺ヤ身堅固舎利一。座々ニ」調テ二茶薬ヲ一、献ハ二現住世間阿羅漢ニ一、種種ノ供具ニ貫テ二珍宝ヲ一、三」業之敬礼ハ表ス二聖財ヲ一。仰キ願クハ者三宝、照タマヘ弟子等カ祈念ヲ一矣。」今此講演、別ニ有リ二意趣一。唯讃シテ（二脱カ）徳海一滴ヲ一、欲レ渡ラント二苦海ノ嶮」浪ヲ一、夫レ二八ノ尊者ハ、内ニ秘シ二菩薩ノ行ヲ一、外ニ現シテ二声

⑨卍山開版『瑩山清規』

似性が指摘されている。ミヒャエラ・ムロス「高野山所蔵『朔日羅漢講式』について―曹洞宗の『羅漢講式』との比較―」（磯水絵編『論集　文学と音楽史―詩歌管絃の世界―』（和泉書院、二〇一三年）参照。

講式」

南無護持遺法十六大阿羅漢、生生世世、値遇頂戴。」

敬テ白シテ二大恩ノ教主釈迦牟尼世尊、華厳法華八万ノ聖教、護」持遺法ノ十六羅漢、九十九億ノ無学ノ聖衆、一一微塵毛端』刹海、不可説、不可説ノ三宝ノ境界ニ而言ク、夫レ以レハ、商那和修ノ」之避シ世ヲ、雖二濁世末代ノ之恨ナリト一、十六羅漢ノ之住シタマフ州ニ、則チ遺法ノ弟」子カ之幸ナリ也。摩騰竺蘭ハ来リ漢ニ、伝教、弘法ハ伝タマフ倭ニ。併ラ酬タルカ二彼ノ守護ニ一」乎。于イテ是ニ、弟子等、酌テ流ヲ尋ルニ源ヲ、無シ非ト云コト二世尊之広恩ニ一。齅テ香ヲ討ヌルニ根ヲ、豈ニ」レ不二羅漢ノ之芳心ニ一乎。依テ之ニ、此ノ日備ヘ二香華ヲ一、供シヤ二遺身堅固ノ舎利ニ一、」此ノ座、調テ二茶薬ヲ一、献ス二現住世間ノ羅漢ニ一、種種ノ供具、貫ネ二珍宝ヲ一、三業」敬礼、表ス二聖財ヲ一。　仰願クハ三宝、照タマヘ弟子等カ所念ヲ一。今ニ此ノ講演、別ニ」有リ二意趣一。唯タ讃メ二徳海ノ一滴ヲ一、欲ス渡ント二苦海ノ嶮浪ヲ一。夫レ二八ノ尊者ハ、内ニ」秘シ二菩薩ノ行ヲ一、

聞ノ形ヲ、寸歩」之間、成二法界化一ヲ、一念之程ニ、応ス施主ノ田一ニ。三蔵十二之典、五明」四韋之論、悟二其幽致一ヲ、流弁ニ無レ滞コト、讃歎匹(ニカ)ケレハ尽シ、図テ要ヲ為ス二五段一ト。一ニハ明シ住処ノ名号ヲ、一ニハ明二興隆ノ利益一ヲ、三ニハ明二福田利益一ヲ、四ニハ」明二除〈災〉利益一ヲ、五ニハ供二世尊舎利一ヲ。』

（四四オ～ウ）

第一ニ明スト住処ノ名号ヲ者云ハ、法住記ニ云ク、第一ノ尊者、賓度羅」跋羅堕闍ハ、住ス二西瞿陀尼洲一ニ。第二ノ尊者、迦諾迦伐蹉(ハツシヤ)ハ、」住ス二迦湿弥羅国一ニ。第三ノ尊者、迦諾跋釐堕闍ハ、住ス二東勝」身州一ニ、第四ノ尊者、蘇賓陀(ソヒン)ハ、住ス二北倶盧州一ニ。第五ノ尊者(ママ)ハ、」諾距(タコ)羅ハ、住ス南贍部州(二脱カ)一ニ。第六ノ尊者、跋陀羅ハ、住ス二耽没(タンホツ)羅」州一ニ。第七ノ尊者、迦理迦ハ、住ス二僧伽荼州一ニ〈師子／国〉。第八ノ尊者(ママ)、伐闍」羅弗多羅ハ、住ス二鉢刺多拏州一ニ〈恭敬／国〉。第九ノ尊者、戒博迦ハ、住ス二」香酔山一ニ。第十ノ尊者、半託迦ハ、住ス二三十三天一ニ。第十一ノ尊者、羅怙」羅ハ、住ス二畢利颺(ヤウ)儞州一ニ〈人形／鳥口〉。第十二ノ尊者、那伽犀那ハ、住ス二半」度波山一ニ。第十三ノ尊者、因揭陀ハ、住ス二広脇山一ニ〈毘布／羅山〉。第十四尊』者、伐那波斯ハ、住ス二可住山一ニ。第十五ノ尊者、阿氏多ハ、住ス二鷲峰山一ニ。第十六尊者、注(住カ)荼半託迦ハ、住ス二持軸山一ニ〈已上、即依(一脱カ)

外ニ現ス声聞ノ形ヲ。寸歩ノ之間ニ、成二法界ノ化一ヲ、一念ノ之程ニ、」応ス施主ノ田一ニ。三蔵十二ノ之典、五明四韋ノ之論、悟二其ノ幽致一ヲ。流』弁無レ滞ルコト、讃歎匡シ尽シ。図テ要ヲ為ス二五段一ト。一ニハ明シ住処名号ヲ。一ニハ明二興」隆ノ利益一ヲ、三ニハ明シ福田ノ利益ヲ、四ニハ明二除災ノ利益一ヲ、五ニハ供ス二世尊ノ舎利一ヲ。」

（上冊四一オ～四二オ）

第一ニ明トハ住処名号ヲ者、法住記ニ曰ク、第一ノ尊者、賓頭羅跋羅」堕闍ハ、住シ二西瞿陀尼洲一ニ、第二ノ尊者、迦諾迦伐蹉ハ、住シ二迦湿弥」羅国一ニ、第三ノ尊者、迦諾跋釐堕闍ハ、住シ二東勝身洲一ニ、第四ノ尊者、」蘇賓陀ハ、住シ二北倶盧洲一ニ、第五ノ尊者、諾距羅ハ、住シ二南贍部洲一ニ、第」六ノ尊者、跋陀羅、住シ二耽没羅州一ニ、第七ノ尊者、迦理迦ハ、住シ二僧伽」荼州一ニ、第八ノ尊者、伐闍羅弗多羅ハ、住シ二鉢刺多拏州一ニ、第九ノ尊」者、戒博迦ハ、住シ二香酔山一ニ、第十ノ尊者、半託迦ハ、住シ二三十三天一ニ、第」十一ノ尊者、羅怙羅ハ、住シ二畢利颺儞州一ニ、第十二ノ尊者、那伽犀』那ハ、住シ二半度波山一ニ、第十三ノ尊者、因揭陀ハ、住シ二広脇山一ニ、第十四」尊者、伐那波斯ハ、住シ二可住山一ニ、第十五ノ尊者、阿氏多ハ、住シ二鷲峰」山一ニ、第十六ノ尊者、住荼半託迦ハ、住ス二持軸山一ニ。各各、領二シテ百千ノ之」大羅漢ヲ、以テ為ス二眷属一ト。遊二化シテ諸方一ニ、

④永光寺蔵麟広書写本

義／分注、如是説〉。」
各、領テ二百千ノ大阿羅漢ヲ一、以テ為ス眷属ト。遊化諸方、聚散不」定也。或住シテ二玉楼金閣ニ一、独リ坐禅入定シ、或居シテ二海岸仙窟ニ一、為メニ二禽獣ノ一説法。或往テ二天堂ニ一、行シ二布薩ヲ一、或遊テ二人間ニ一、説ク二戒論ヲ一。」若欲ハ二勧請セント一者、向テ二所住ノ之方ニ一、焼香散華シテ、可レ行ス二礼拝ヲ一。一ヒ請、一ヒ来ル。三ヒ請、三ヒ来ル。百度千度モ亦復如是。如レ月ノ浮カレ水ニ。必」無不※レ到ト。仍大衆、憑テ二誓約ヲ一、可レ誦二伽陀ヲ一。曰、」
稽首大羅漢法性清涼月』
衆生心水浄羅漢影現中」
南無帰命頂礼十六大羅漢、利益衆生者。」
（四五オ～四六オ）

※羅…下、「ニ」（訓点）ヲ抹消ス。
※稽首～現中…声明譜アリ。【講式写真6】参照。

第二ニ明ト二興隆利益ヲ一者、夫レ仏、拘尸那城娑羅林ノ間ニ、帰シ玉シ二一」円寂ニ時、召テ二賓豆留等ノ十六羅漢ヲ一、摩頂言、以テ二我

⑨出山開版『瑩山清規』

聚散不レ定ラ也。或ハ住シテ二王楼金」閣ニ一、独リ坐禅入定シ、或ハ居シテ二海岸仙窟ニ一、為ニ二禽獣一説法シ、或ハ往テ二天堂ニ一、」行シ二布薩ヲ一、或ハ遊テ二人間ニ一、説二戒論ヲ一。若欲セハ二勧請セント一者、向テ二所住ノ方ニ一、焼香」散華シ、可レ行ス二礼拝ヲ一。一ヒ請レハ一ヒ来リ、三ヒ請レハ三ヒ来ル。百度千度モ亦復如シ」レ是。如シ月ノ浮カレ水ニ。必ス無シ不ト云コト至。仍テ大衆、憑テ二接約ヲ一、可レ誦ス二伽陀ヲ一。頌曰、」
稽首大羅漢（一脱カ）法性清涼月」
衆生心水浄羅漢影現中』
南無帰命頂礼十六羅漢、利益衆生者〈一称三拝、／鈴子如常〉。」
（上冊四二オ～四三オ）

第二ニ明トハ二興隆ノ利益ヲ一者、夫レ仏、於テ二拘尸那城娑羅林ノ間ニ一、帰シタマフ二円」寂ニ時キ、召テ二賓頭留等ノ十六羅漢ヲ一、摩頂シ

カ無上ノ」正法ヲ、付ニ嘱ス※汝等ニ。我滅後、弥勒已前ニ、不レ入涅槃ニ、当ニ下興シテ我カ」法ヲ、利中益ス衆生ヲ。我レ、化縁已ニ尽ヌ。(二脱カ)設イ住レストモ世ニ、無ケント益、云々。於レ茲レニ、」十六ノ尊者、聞ニ金口ノ遺嘱一、啼泣スルコト如シ少(小カ)児ノ。不レ覚ヘ投ニ一鉢ヲ、」悶絶シテ而躄ル地ニ。仏、再慰喩玉ニ、如レ蘇カ而起キ、飲レ涙頂受、不ト違ニ」仏勅ヲ、云云。然ハ則、自下迦葉、形遁ニ鶏足ニ、阿難、身ヲ分中恒』河上ニ已来、四依ノ菩薩、励弘経力、敢不レ如ニ此等之羅漢、神」通延命遥ニ。待テ慈氏ノ下生一、遺戒称レ勅ニ、能ク護ニ末世ノ仏法ヲ。」所以ニ、此ノ州ノ人寿、至ニ十歳ニ、刀兵劫起ナ(テカ)、仏法漸滅セン。増シテ至ニ百」載ニ、尚羅漢※、弘メ正法ヲ、度セント無量ノ人一。就レ中、※レ甲○如ニ弗沙王カ、壊ニ育」王ノ塔ヲ、焼ニ仏経一、害ンカ僧尼一、三宝ノ名字、都以絶ニキ。然ハ、悪王死シテ后ニ、」羅漢、上テ天ニ取ニ経巻一、下テ継ニ既絶ノ跡ヲ。仏日ノ再タヒ輝コトハ、既ニ羅漢ノ」広恩也。若不レ然者、我等、従レ冥入レ冥、不レ見ニ三宝ノ之形ヲ。従」レ苦還レ苦、不レ聞ニ安楽ノ之名ヲ。仍大衆、歓讃歎シテ、報ニ紹隆ノ」恩ヲ。伽陀ニ曰ク、仏※正法有二

謂教証為体』

有持設行者此便住世間」

南無帰命頂礼十六羅漢、利益衆生者。」（四六オ～四七オ）

テ言ク、以テ我カ無上ノ正法ヲ、付ニ」属ス汝等ニ。我カ滅後、弥勒已前ニ、不レシテ入ニ涅槃ニ、当ニ下興シテ我カ法ヲ、利中益ス衆」生ヲ。我レ、化縁已ニ尽ヌ。設ヒ住シトモ世ニ無ント益。於テ茲ニ、十六尊者、聞テ金口ノ遺」属ヲ、啼泣スルコト如シ小児ノ。不レ覚投テ一鉢ヲ、悶絶シテ(二カ)躄タヲル地ニ。仏、再ヒ慰諭シタマフニ、如レ(蘇カ)蘇シテ而」起キ、歛メ(斂カ)涙ヲ頂受シテ、不レ違ニ仏勅ニ、云云。然レハ則チ、自リ下迦葉ノ形チ、遁レ鶏足ニ、阿」難ノ身、分シヨリ中恒河上已来タ、四依ノ菩薩ハ、励トモ弘経ノ力ヲ、亦不レ如ニ此レ等ノ羅」漢ニ。神通延テ命ヲ、遥ニ待チ慈氏ノ下生ヲ、遺誡称テ勅ニ、能ク護ス末世ノ仏法ヲ。」所以ニ此ノ洲ノ人寿、至テ十歳ニ刀兵劫起リ、仏法漸ク滅シ、増シテ至テ百載ニ、』尚ヲ羅漢、弘メ正法ヲ、度ス無量ノ人ヲ。就テ中ニ、如キ弗沙王ノ、壊リ育王ノ塔一、焼キ」仏経ヲ、害シテ僧尼ヲ、三宝ノ名字、都テ以テ絶フ。然トモ、悪王死シテ後ニ、羅漢、上テ天ニ」取リ経巻ヲ、下テ継キ既ニ絶シ跡ヲ、

仏日再ヒ輝コトハ、是実ニ其広恩ナリ也。若シ不ンハ」然者、我レ等、従リ冥キ入テ於冥ニ、不レ見ニ三宝ノ之形ヲ。従リ(レ脱カ)苦遇テ於苦ニ、不」レ聞ニ安楽ノ之名ヲ。仍テ大衆、歓喜讃歎シテ、可レ報ス紹隆之恩ヲ。伽陀ニ曰ク、」

仏正法有二　謂教証為体」

有持設行者　此便住世間」

南無帰命頂礼十六羅漢、利益衆生者〈一称／三拝〉。」

（上冊四三オ～ウ）

④永光寺蔵麟広書写本

※嘱ス…「ス」ノ左、「二」（訓点）ヲ抹消ス。
※漢…誤字ノ右ニ記シテ修正ス。【講式写真7】参照。
※○如（レ甲）…【講式写真7】参照。
※仏正～世間…声明譜アリ。【講式写真7】参照。

第三ニ明二福田利益一者、夫レ一切ノ羅漢ハ、皆是衆生ノ大福」田也。損益之報、不レ待二来世一ヲ、賞罰之験（シルシ）、在二於眼前一ニ。悩」乱スレハ招ク殃ヲ。雨（フ）ラシテ土ヲ埋二都城一ヲ、供養スレハ得レ福ヲ、宝雨満二王宮一ニ。見（奉ル）二形像一ヲ」者ハ、永ク離二貧苦一。称スル名字ヲ（※レ甲）輩ハ、早ク預ル擁護ニ一乎。法住記ニ云ク」（二脱カ）国王、大臣、長者、居士、若ハ男、若ハ女、設二大斎会一、欲レ施（サント）僧」衆ニ時、十六羅漢及諸ノ眷属大羅漢、隠二聖人儀一ヲ、現二一種々ノ形一ヲ、密ニ受テ供具ヲ、令シテ諸ノ施主ヲ、得中勝果報上ヲ、云々。依レ之』于闐（ウテン）国ノ人、設テ大斎会一ヲ、祈二請シテ羅漢一ヲ、高原ニ求レ水ヲ、十六羅」漢、現シテ乞人ノ身一ヲ、登二斎筵一ニ相語テ云、我レ念二仏勅一ヲ故ニ、赴レ請ニ。」莫レト厭却スルコト。即以二錫杖一ヲ築シナハ地ヲ、随レ杖ニ甘泉涌出シキ。亦婆羅門」城、有リ一ノ貧女。泣恥テ二罪報一。纔ニ得テ小飯（カイ）一、欲レ施（サント）十六尊者ニ、羅」漢、哀テ彼ノ貧報一ヲ、現シテ乞丐（二脱カ）之相一ヲ、往テ受

⑨卍山開版『瑩山清規』

第三ニ明トハ二福田ノ利益一ヲ者、夫レ一切ノ羅漢ハ、皆ナ是レ衆生ノ大福田ナリ也。」損益ノ之報、不レ待（シテカ）二来世一ヲ、賞罰之験シ、在リ二於眼前一ニ。悩乱スレハ招ク殃ヲ。雨（シテカ）メ』レ土ヲ、埋ム（モノ）都城一ヲ。供養スレハ得レ福ヲ、雨（シテカ）メ宝ヲ満ツ王宮一ニ。見ル形像ヲ者ハ、永ク離レ貧苦ヲ、」称スル名字ヲ輩ハ、早ク預ル擁護ニ一。法住記ニ云ク、国王、大臣、長者、居士、若ハ」男、若ハ女、設二大斎会一ヲ、欲スル施（ント）僧衆ニ時キ、十六羅漢及ヒ諸ノ眷属ノ大」羅漢、隠シ二聖人ノ儀一ヲ、現シ二種種ノ形一ヲ、密ニ受テ二供具一ヲ、令シテ二諸施主一ヲ、得中勝レタル果」報上ヲ、云云。依レ之ニ、于闐（ウテン）国人、設ケ大斎会一ヲ、祈二請シテ羅漢一ニ、高原ニ求レハ水ヲ、」十六羅漢ハ、現シテ乞人ノ身一ヲ、登二斎筵一ニ、相ヒ語テ云ク、我レ念二仏勅一ヲ故ニ、赴ク汝（カ）ニ」請一ニ。莫レト厭ヒ却スルコト。即チ以テ二錫杖一ヲ、築シカハ地ヲ、随テ杖ニ甘泉涌出ス。又婆羅門城ニ」有リ一リノ貧女一。泣テ恥ツ罪報一ヲ。纔ニ得テ二小飯一ヲ、欲ス施（ント）十六尊者ニ。羅漢、哀

シカハ二微供ヲ、貧女忽転ス一レ形、帝王、迎テ為レ后ト、云々。又湿州ノ居士、供二養セシカハ十六尊者像ヲ一、其家、富如二須達カ一。殆ト揚州ノ樹下、有二十六ノ影像一。斎日放レ光ヲ、供ス一ル者如レ市ノ。祈願不レ空。今弟子等、有漏ノ福報、雖レ不レ本意、」事善資糧、又是至要也。仍大衆、帰二十六羅漢ニ一」可レ祈二福田利益ヲ一。伽陀曰、』

十六大羅漢　無上勝福田　恭敬供」

養者自然獲大利」

南無帰命頂礼十六羅漢、利益衆生者。」（四七オ～四八オ）

※国…【講式写真7】参照。

※者…下、「ヲ一」（訓点）ヲ抹消ス。

※十六～大利…声明譜アリ。【講式写真8】参照。

第四明二除〈災〉利益ヲ一者ハ、案スルニ灌頂経ノ意一、若当来世ノ四」部弟子、帰二依シテ羅漢ニ一、作二南無礼ヲ一、万徳億恒沙善」神、隠形、番〻ニ守二護セン此ノ人ヲ一。仏、讃二十六大弟子ノ徳ヲ一曰、若欲ン衆」難起ラント時ハ、当レ呼二我カ名字ヲ一。各現二威徳ヲ一、為レ人除レ憂、去ケテ諸ノ厄」難ヲ、百事吉祥ナラン。況十六ノ尊者ハ、殊ニ蒙レリ仏勅ヲ一。寧加護薄ラン哉。」如二ンハ羅怙羅尊者一ノ、既ニ以テ其人也。又仁王般若経ニ、説テ二護国ノ』

テ二」彼ノ貧報ヲ一、現シテ二乞丐之相ヲ一、往テ受ケシコトハ微供ヲ一、貧女、忽チ転レ形ヲ、帝王、迎テ為スト」后ト、云云。又湿州ノ居士、供二養ス十六尊者像ヲ一。其ノ家、富メルコト殆ト如シ須』達カ一。揚州ノ樹下ニ有リ十六ノ影像一。斎日ニハ放レ光ヲ。供スル者ノ如シ市ノ。祈願不」レ空シカラ。今弟子等、有漏ノ福報ハ、雖トモ不二本意ニ一、事善ノ資糧、又是レ至要ナリ一也。仍テ大衆、帰シテ二十六羅漢ニ一、可シ祈ル二福田ノ利益ヲ一。伽陀ニ曰ク、」

十六大羅漢　無上勝福田」

恭敬供養者　自然獲大利」

南無帰命頂礼十六羅漢、利益衆生者。」（上冊四三ウ～四四ウ）

第四ニ明ストハ除災ノ利益ヲ一者、案スルニ灌頂経ノ意ヲ一、若シ当来世ノ四部ノ弟子、」帰二依シテ羅漢ニ一、作ハ二南無ノ礼ヲ一、万億恒沙ノ善神、隠レシテ形ヲ、番〻ニ守二護セント此ノ」人ヲ一、云云。仏、讃シテ二十六大弟子ノ徳ヲ一曰ク、若シ欲スル衆難起ント一時キハ、当ニ呼フ二其」名字ヲ一。各現シテ二威徳ヲ一、為ニ人ノ除キ憂ヲ、去ケ二諸ノ厄難ヲ、百事吉祥ナラン。況ヤ十六』尊者ハ、殊ニ蒙リ二仏勅ヲ一、寧ロ加護薄カラン哉。如キ二羅怙羅尊者ノ一、既ニ以テ其ノ人ナリ」也。又タ

④永光寺蔵麟広書写本

秘術ヲ曰、当ニ請ス二五百羅漢ノ像ヲ一、云云。加之、○修（※レ甲）羅、騰テ天ニ、与二帝ニ一」釈ト一闘シカハ、四王、曳レ楯（ヒキタテ）ヲ、釈天、靡レ（ナビカス）旛ヲ。于時ニ、帝釈、擎ハ羅漢之衣ヲ一、」修羅、自然ニ退散シキ。是ニ知ヌ、除クコトハ二人天ノ〈災〉患ヲ一、偏ニ羅漢ノ神力也。弟」子等、周二旋シテ和漢ニ一、求二牟尼ノ白法一、往二反シテ都鄙ニ一、資ク末世黒業ヲ。」相似布薩ハ、不レ失二半月ヲ一、供給檀那ハ、不レ闕二一日一ヲモ（一脱カ）、念スル仏法ヲ一人ハ、皆」慇懃ニ受二遺法一。物ハ悉ク知識ス。是則、羅漢守護之力也。」聊又非ス二令法久住之至一レルニ哉。仍大衆、為メニ除〈災〉与与（ママ）楽、令法久」住一、可二礼讃一。伽陀曰、」

十六大羅　漢　猶　如　護　国　珠　一　称』

一　礼　者　能　除　諸　厄　難」

南無帰命頂礼十六羅漢、利益衆生者。」

（四八オ～四九オ）

※○修（レ甲）…【講式写真9】参照。

※漢ニ…訓点ノ「ニ」ハ「ヲ」ヲ修正シタモノ。

※十六～厄難…声明譜アリ。【講式写真9】参照。

⑨卍山開版『瑩山清規』

仁王般若経ニ、説テ護国ノ秘術ヲ一曰ク、当レ請ス二五百羅漢ノ像ヲ一、云」云。加之、修羅、騰テ天ニ与二帝釈一闘ンニ、四王、曳キレ楯ヲ、釈天、靡カス（ナビ）レ幡ヲ。于レ時ニ」帝釈、擎ケシカハ羅漢ノ之衣ヲ一、修羅、自然ニ退散シキ。是ニ知ヌ、除クコトハ二人天ノ災患ヲ一者、」偏ニ羅漢ノ神力ナリ也。弟子等、周二旋シテ和漢ニ一、求メ二牟尼ノ白法ヲ一、往二返シテ都ニ一鄙ニ一、資ク末世ノ黒業ヲ一。相似ノ布薩ハ、不レ失二半月ヲ一。供給ノ檀那ハ、不レ闕二一日ヲ一。念スル仏法ヲ一人、皆応シレ勧ムル慇懃ヲ一。受ル二遺法ヲ一者ハ、悉ク〈無シ／不〉知識セ。是レ則チ、羅」漢守護ノ之力ナリ也。抑亦、非ヤ令ルソ下レ法久住ナラ一之至ニ上一哉。仍テ大衆、為ニ除」災与楽、令法久住ノ、可レ奉ル二礼拝一シ。伽陀ニ曰ク、」

二八大羅漢　猶如護国珠』

一称一礼者　能除諸厄難」

南無帰命頂礼十六羅漢、利益衆生者。」

（上冊四四ウ～四五ウ）

第五ニ明三供スコトヲ二世尊舎利ヲ一者ハ、羅漢、現二住シテ世間ニ一、護二玉コトハ未世ノ人法ヲ一」、世尊在世ノ昔シ、慇二付嘱シ玉コト一故也。然(レ甲)ハアツラヘテ二羅漢ニ一、哀コト我等ヲ一、猶」広大ノ恩徳也。況ヤ遺シテ二金剛舎利ヲ一、々ス迷党ヲ一。豈レ不二報謝一」乎。〇双林(甲)之暮ニハ、流シ二大悲涙ヲ一、菩薩声聞ニ付二嘱シ我」等ヲ一、五濁之朝ニハ、留テ二堅固ノ舎利ヲ一、神変利益ノ施二作仏」事ヲ一。在世滅後(上)ノ哀ミ、生身砕身之慧ミ、得テ而不ルレ可レ称者カ(ニ脱カ)也。」〇仍為ニ仰カ二無窮之利益一。頌シ二伽陀ヲ一、可シ二礼拝ス一。頌曰、』

願以此　功徳　普及於　一切　我等与」

衆生　皆共　成仏道」

南無自他法界平等利益」

（四九オ～ウ）

※然(レ甲)…【講式写真9】参照。

※願以～仏道…声明譜アリ。【講式写真10】参照。

第五ニ明(スト)レハ供スルコト二世尊ノ舎利ヲ一者、羅漢、現二住シ一世間ニ一、護二リタマフコトハ未世ノ人法ヲ一者、」世尊在世ノ昔シ、慇二付属シタマフカ故ナリ也。然ハ託シテ二羅漢ニ一、哀シタマフ我等ヲ一。猶ヲ広大ノ恩」徳(トリカ)リ也。況ヤ遺シテ二金剛ノ舎利ヲ一、利二益ス迷党ヲ一。豈レ不二報謝セ一乎。双林ノ之暮ニハ、」流シ二慈愍大悲ノ涙ヲ一、菩薩声聞ニ付二属シ我等ヲ一、五濁ノ之朝ニハ、留メ二堅固ノ」骨舎利ヲ一、神変利益、施二作ス仏事ヲ一。在世滅後ノ之哀ミ、生身砕身ノ」之恵ミ、不ルレ可二得テ而称ス者(ニ脱カ)ナリ也。仍テ為ニ仰クカ二無窮ノ之利益ヲ一、頌シテ二伽陀ヲ一、可シ」レ行ス二礼拝ヲ一。頌ニ曰ク、」

唯願聖天衆　　決定証知我』

各到随処安　　後後垂哀赴」

南無帰命頂礼遺身舎利、利益衆生者。次ニ普回向」

願以此功徳　　普及於一切」

我等与衆生　　皆共成仏道」

次ニ六種回向。維那、一人唱レテ之ヲ云ク、」

南無自他法界平等利益　〈大衆、普／同三拝〉

次ニ応供諷経。回向如シ常ノ。諷経畢テ、三拝シテ而出堂。』

〈上冊四六ウ〉ニ図版アリ。【講式写真11】参照。』

（上冊四五ウ～四六ウ）

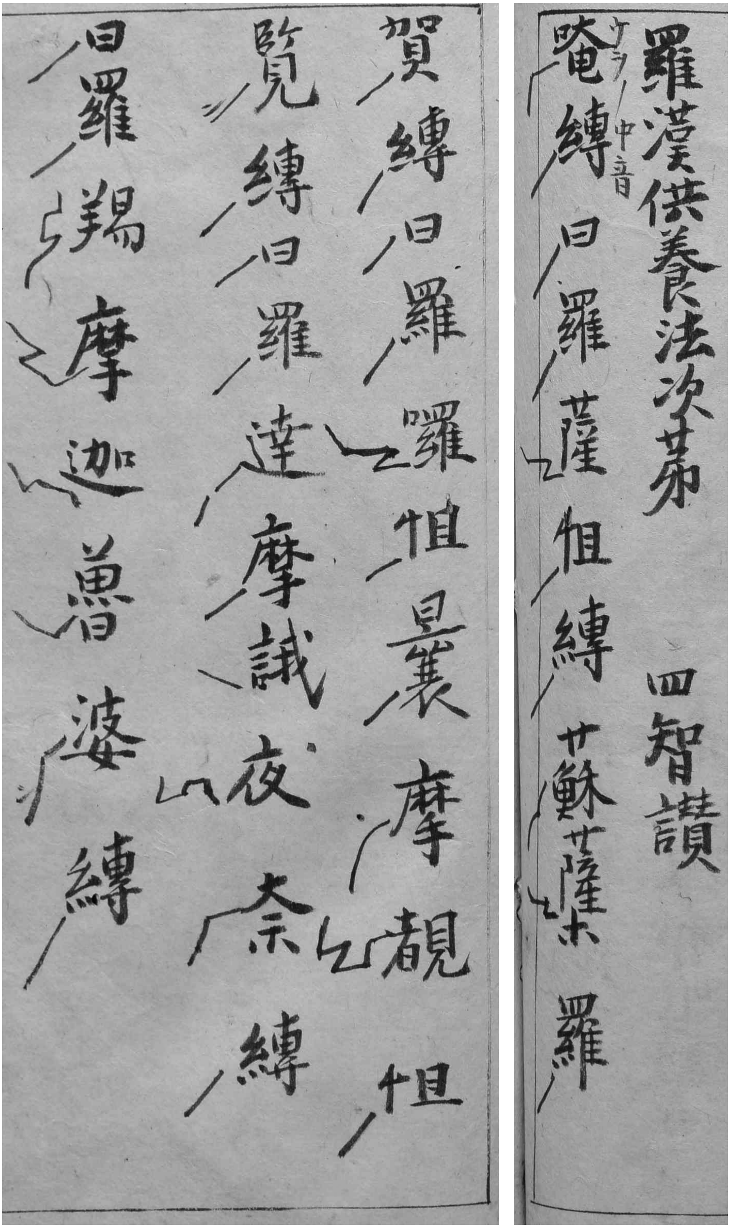


**【講式写真 1】**
**④永光寺蔵麟広書写本（三六ウ～三七オ）**
**羅漢講式「四智讃」**

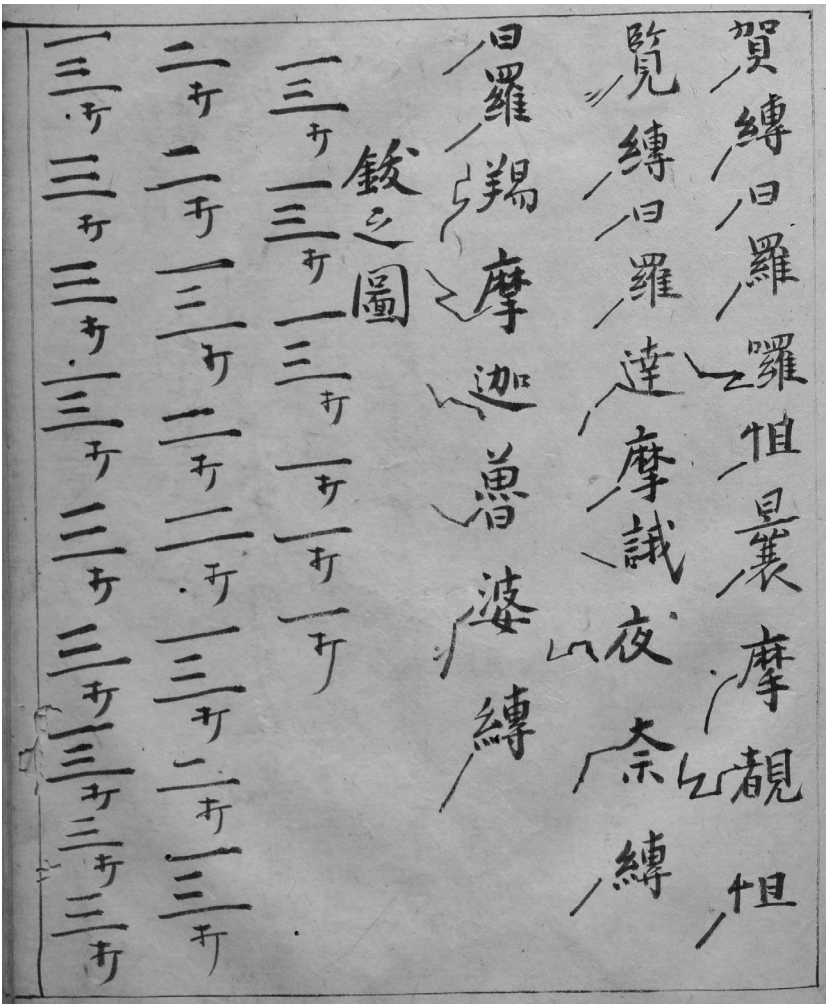

【講式写真１・２】
④永光寺蔵麟広書写本（三七オ）
※一丁の写真を分割して掲載しているため、参考として掲載した。

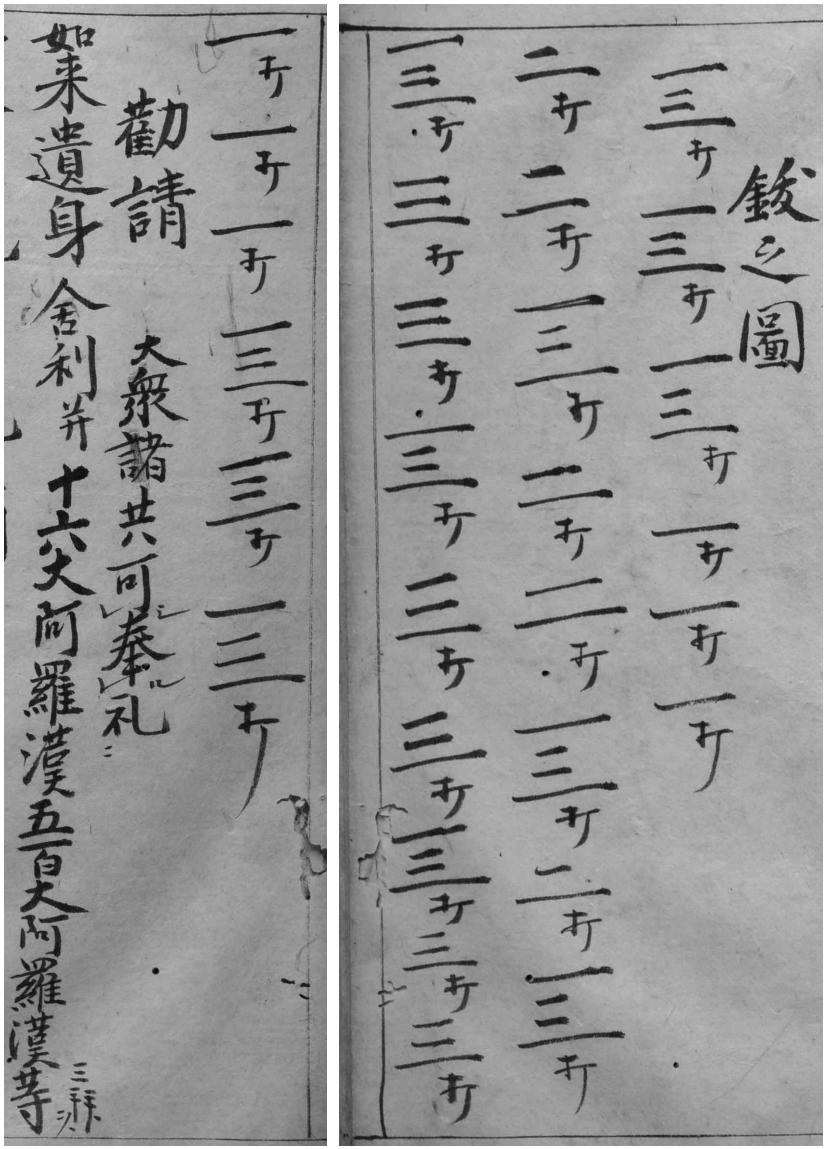


【講式写真 2】
④永光寺蔵麟広書写本（三七オ～ウ）
羅漢講式「鉢之図」

【講式写真3】
⑨卍山開版『瑩山清規』（上冊三六ウ）
羅漢講式「鐃鈸之図」

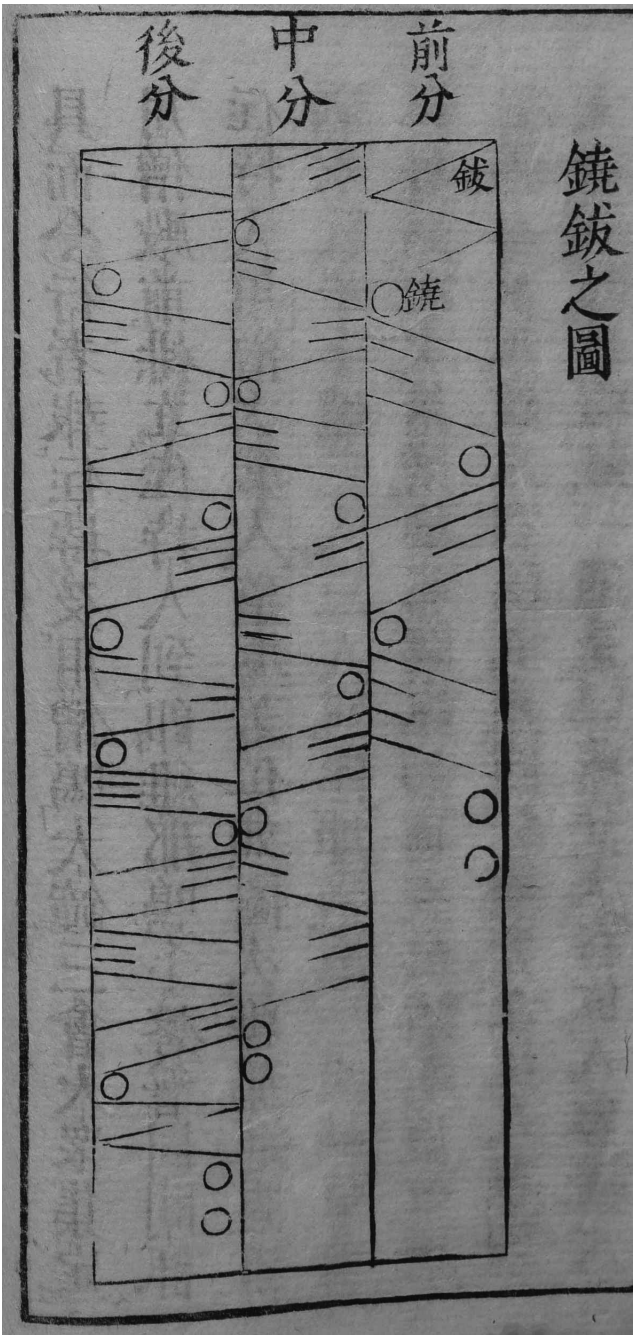

【講式写真4】
④永光寺蔵麟広書写本（三九オ～ウ）
羅漢講式「勧請」

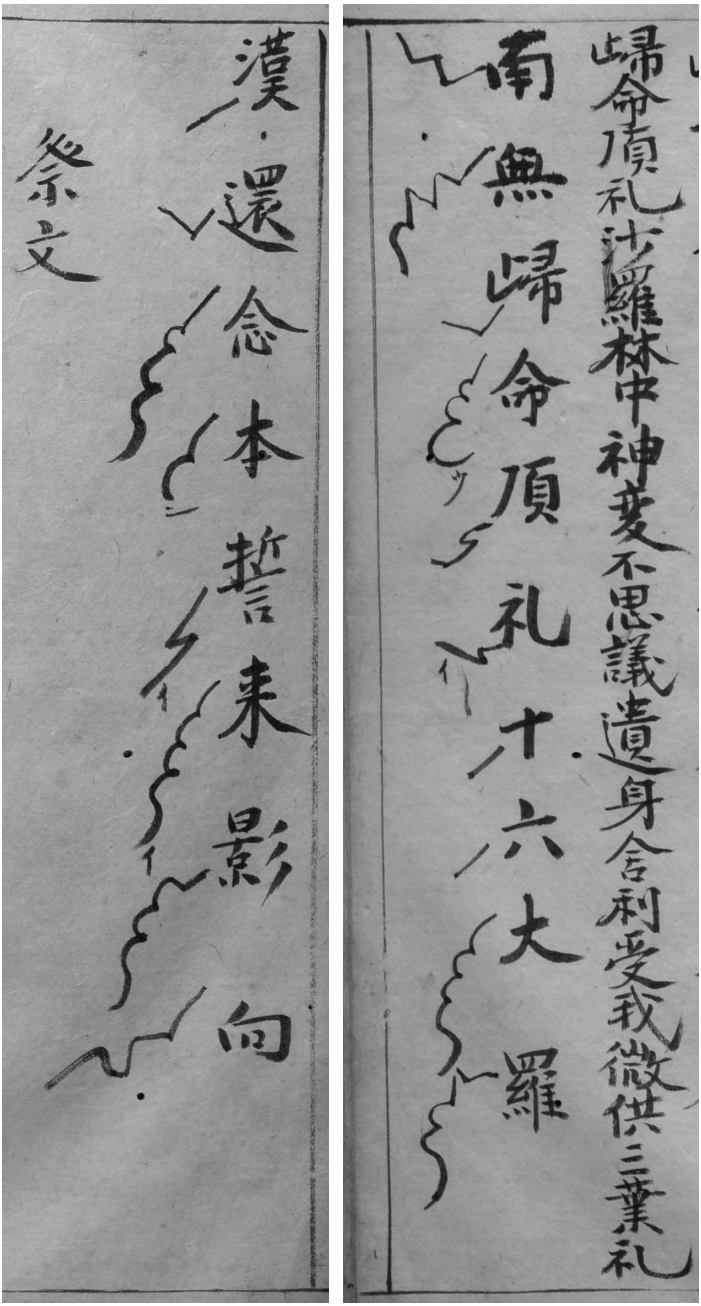

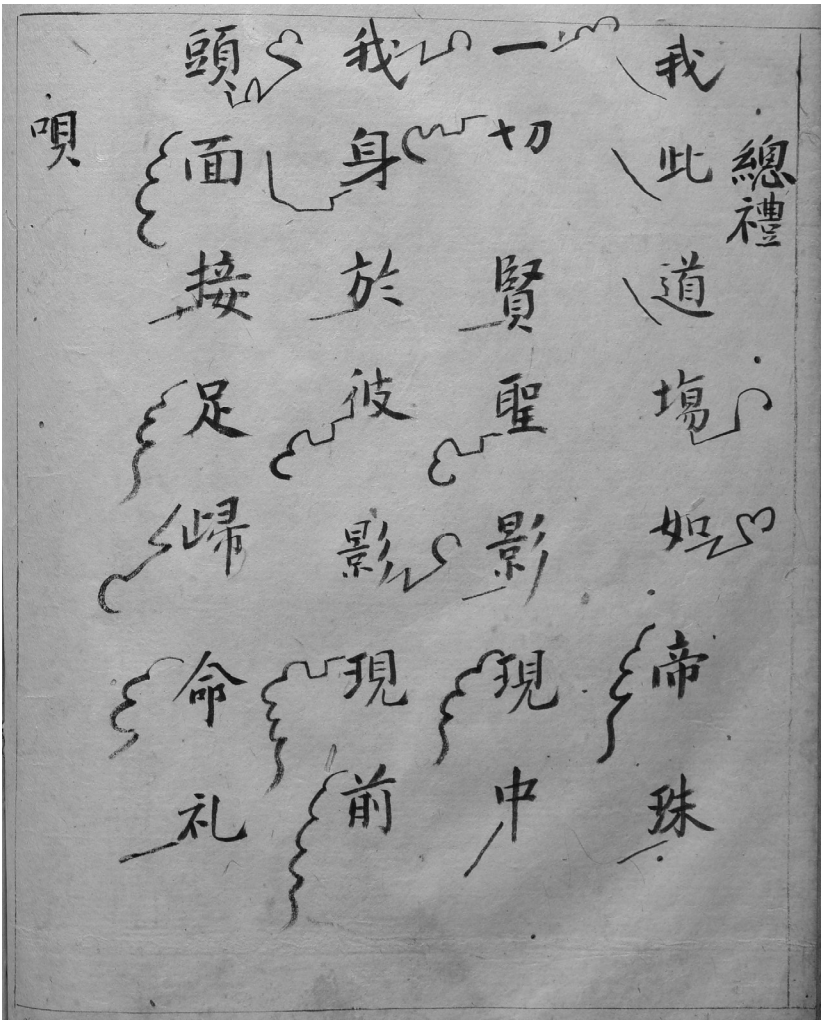


【講式写真 5-1】
④永光寺蔵麟広書写本（四〇ウ）
羅漢講式「総礼」

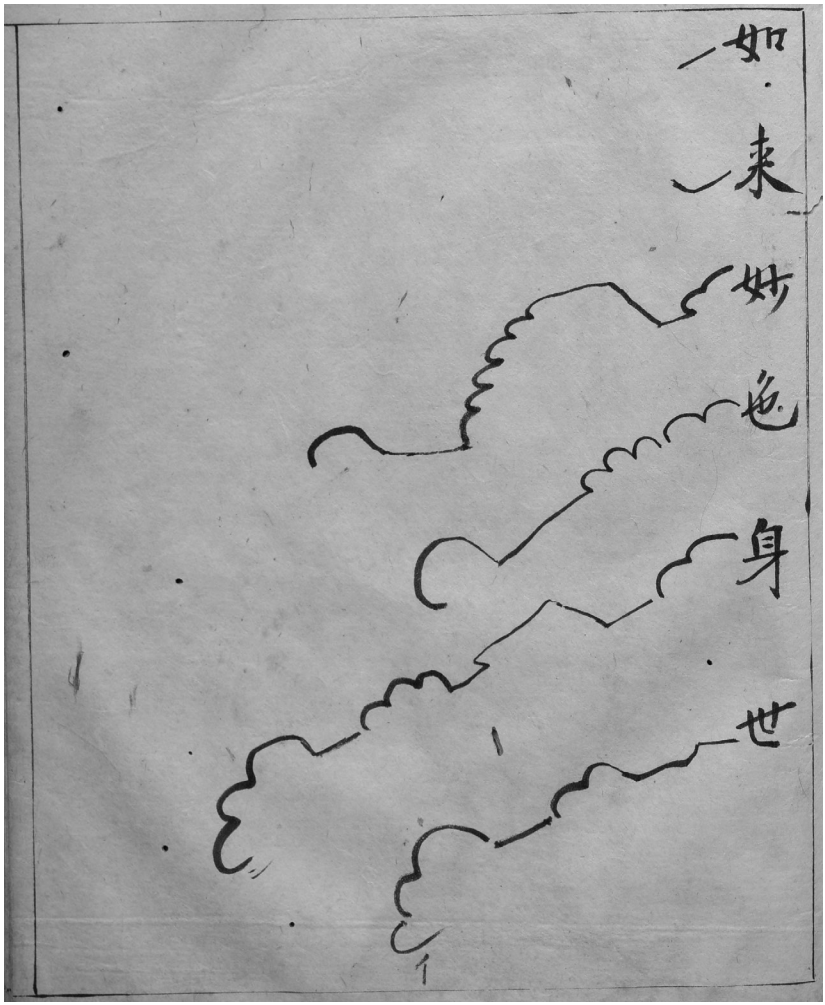


【講式写真 5-2】
④永光寺蔵麟広書写本（四一オ）
羅漢講式「唄」

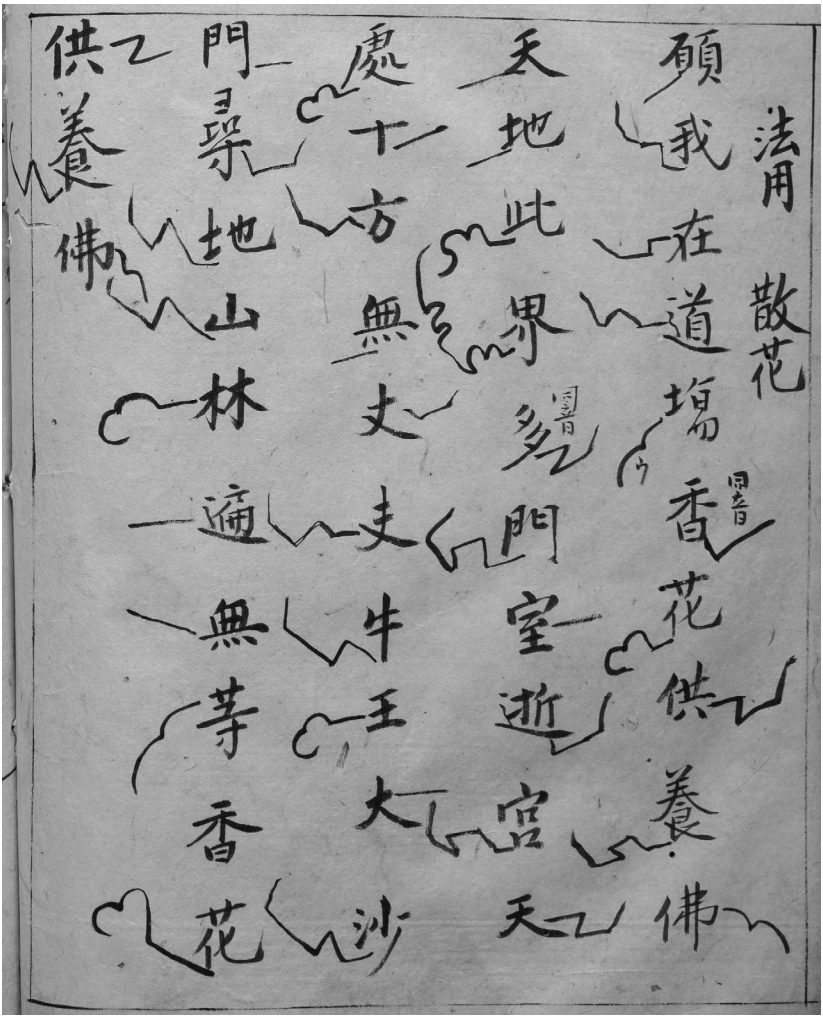


【講式写真 5-3】
④永光寺蔵麟広書写本（四一ウ）
羅漢講式「法用　散花」

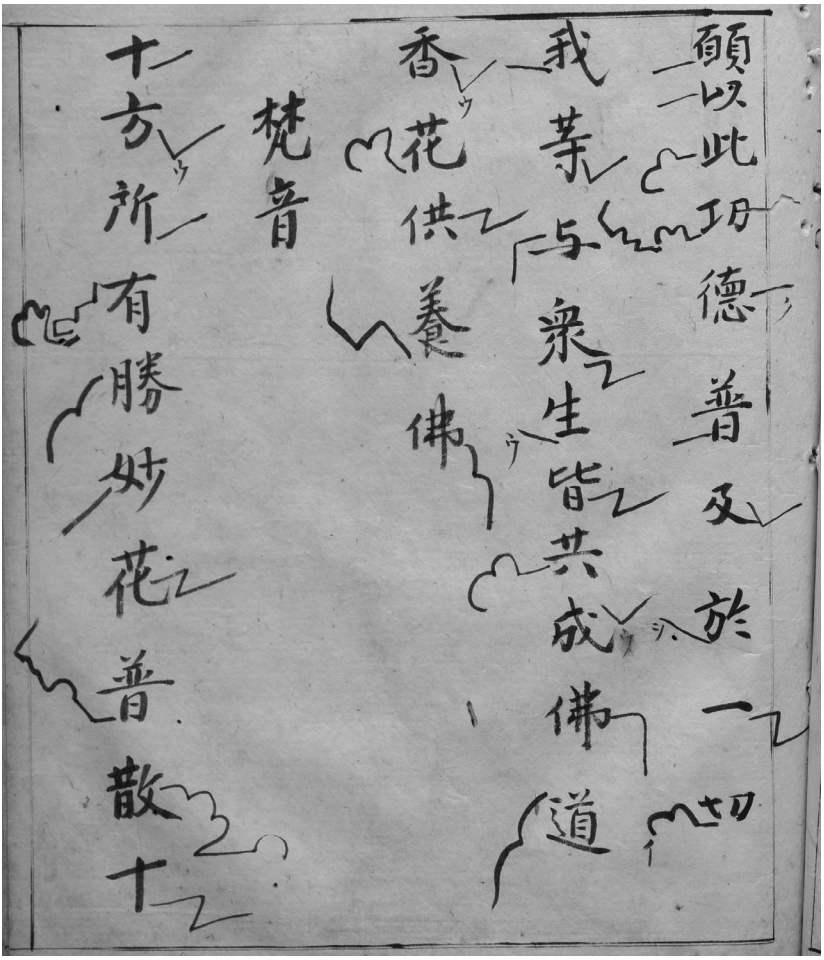


【講式写真 5-4】
④永光寺蔵麟広書写本（四二オ）
羅漢講式「法用　散花」・「梵音」

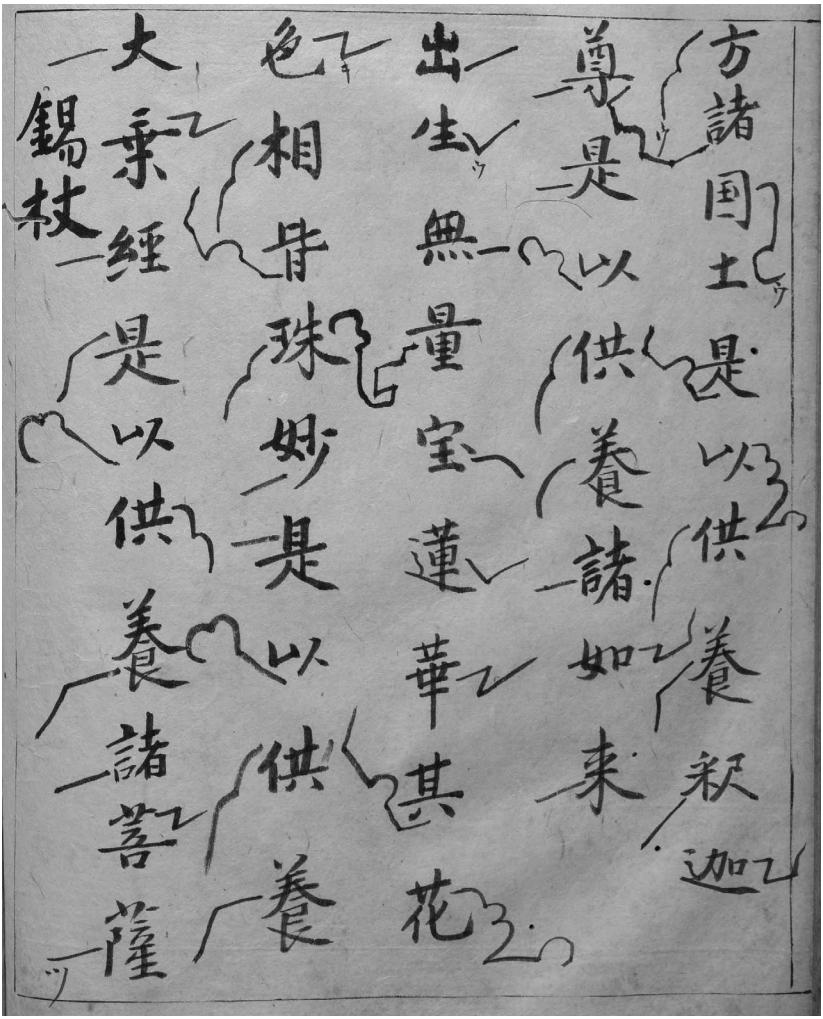


【講式写真 5-5】
④永光寺蔵麟広書写本（四二ウ）
羅漢講式「梵音」

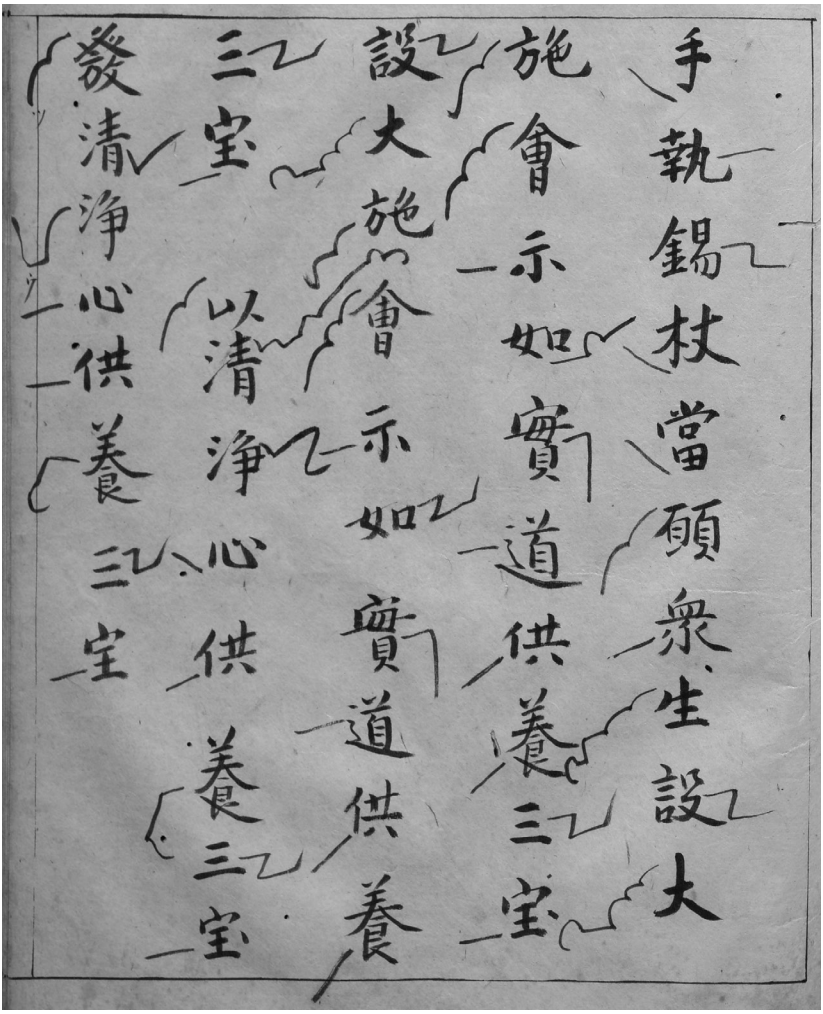


【講式写真 5-6】
④永光寺蔵麟広書写本（四三オ）
羅漢講式「錫杖」

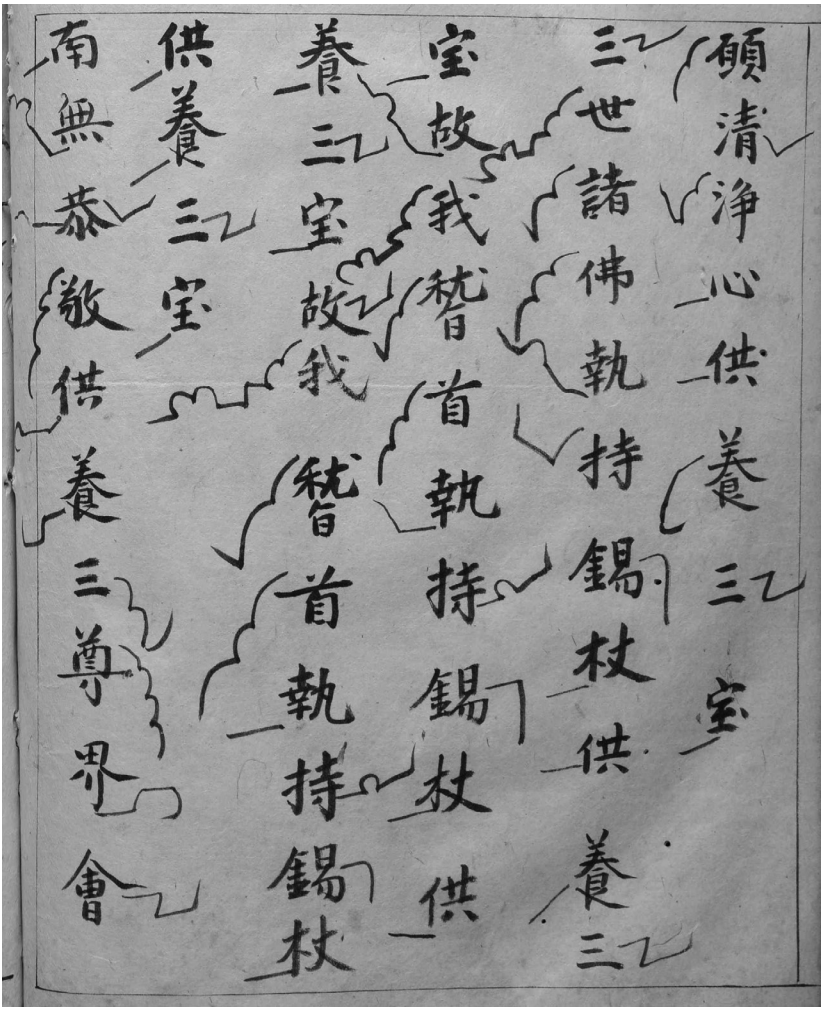


【講式写真 5-7】
④永光寺蔵麟広書写本（四三ウ）
羅漢講式「錫杖」

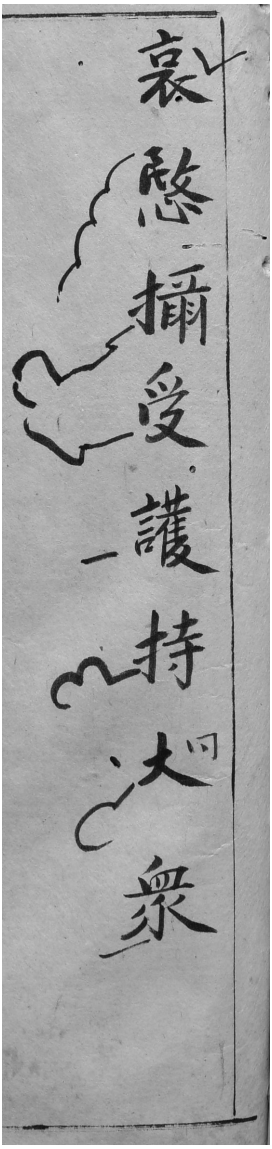


【講式写真 5-8】
④永光寺蔵麟広書写本（四四オ）
羅漢講式「錫杖」

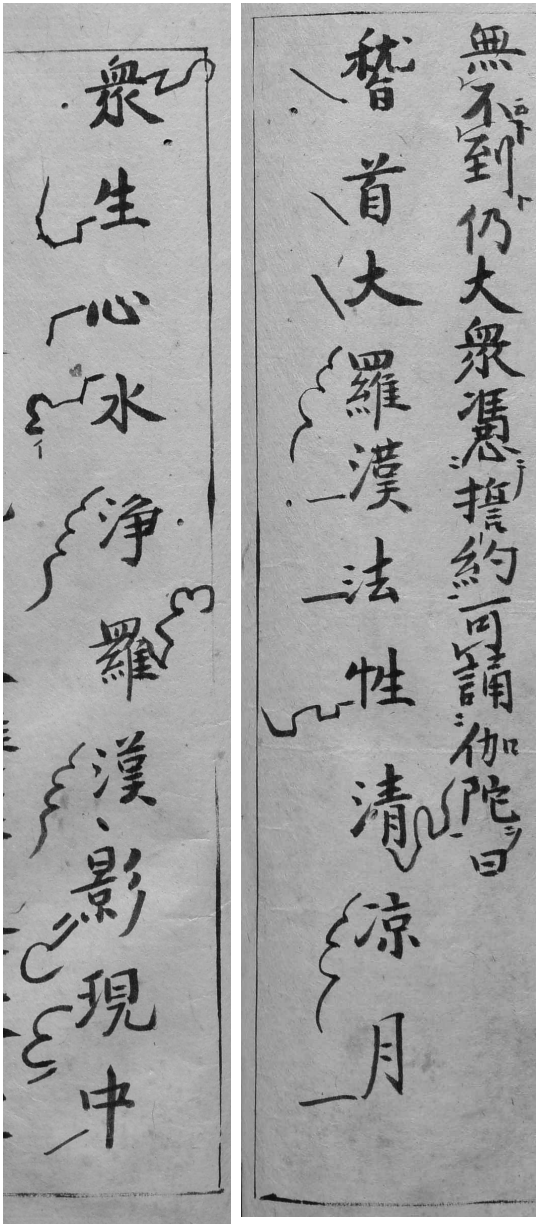


【講式写真 6】
④永光寺蔵麟広書写本（四五ウ～四六オ）
羅漢講式「第一明住処名号」

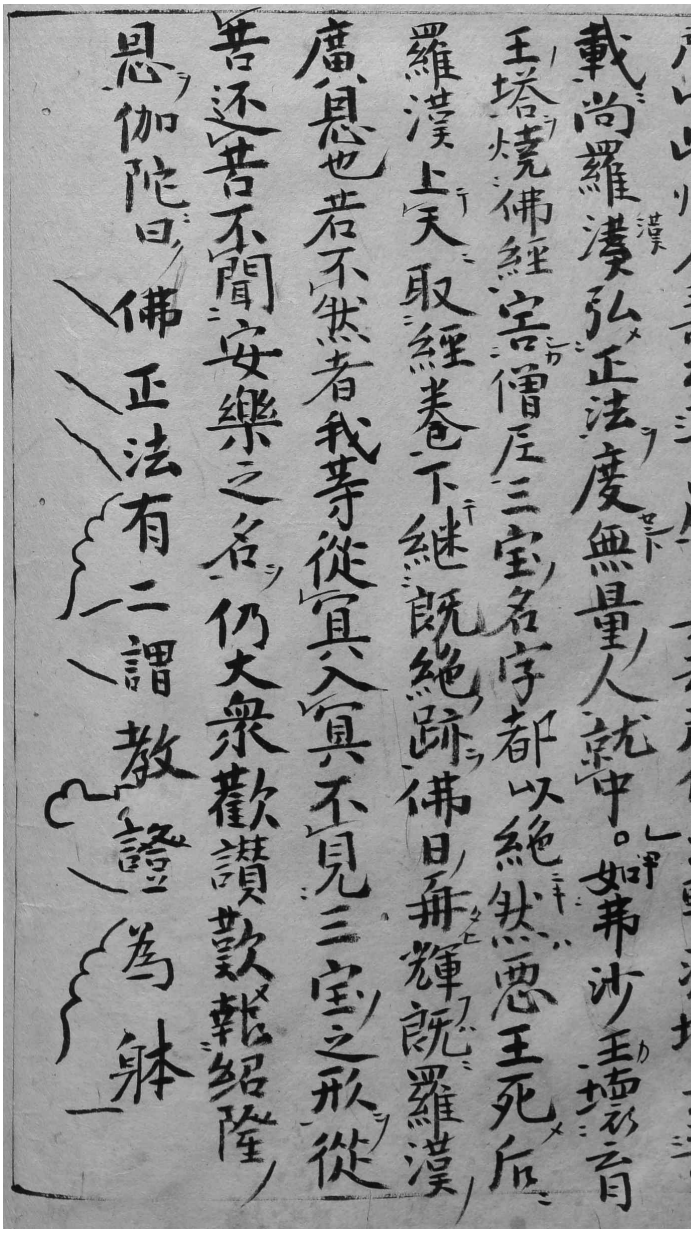
載尚羅漢弘正法度無量人就中。如弗沙王壞育
王塔燒佛經害僧厓三宝名字都以絶然惡王死后
羅漢上天取經卷下継既絶跡佛日再輝既羅漢
廣恩也若不然者我等從冥入冥不見三宝之形從
苦还苦不聞安樂之名仍大衆歡讃歎報紹隆
恩伽陀曰佛正法有二謂教證為躰

【講式写真 7-1】
④永光寺蔵麟広書写本（四六ウ）
羅漢講式「第二明興隆利益」

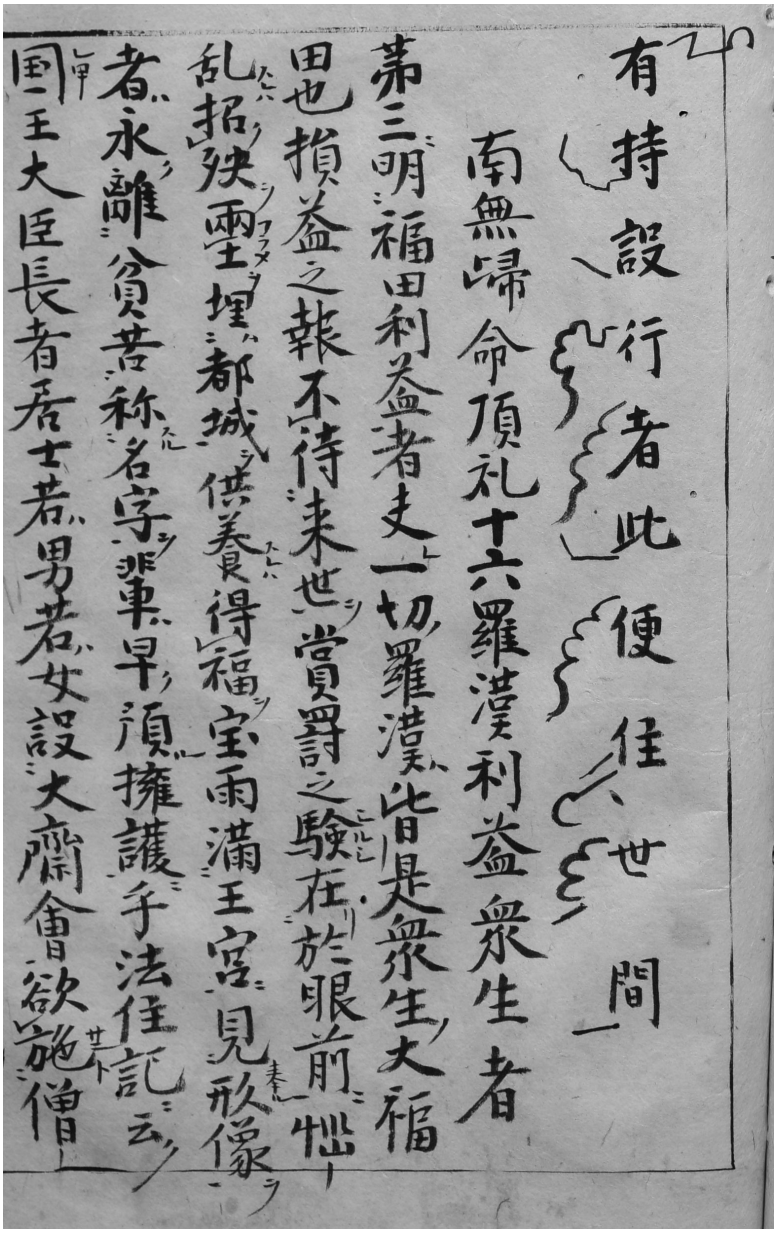
有持設行者此便住世間
南無歸命頂礼十六羅漢利益衆生者
第二明福田利益者夫一切羅漢皆是衆生大福
田也損益之報不待来世賞罰之驗在於眼前惱
乱招殃墜埋都城供養得福宝雨滿王宮見形像
者永離貧苦称名字者早頂擁護手法住記云
国王大臣長者居士若男若女設大齋會欲施僧



【講式写真 7-2】
④永光寺蔵麟広書写本（四七オ）
羅漢講式「第二明興隆利益」

【講式写真8】
④永光寺蔵麟広書写本（四七ウ～四八オ）
羅漢講式「第三明福田利益」

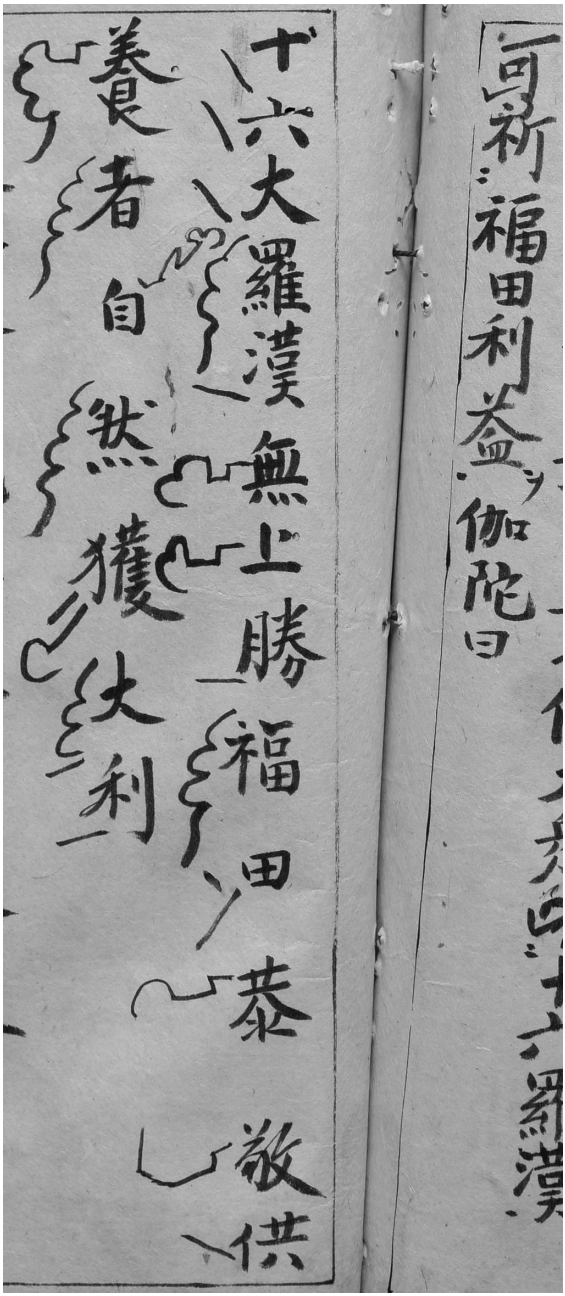

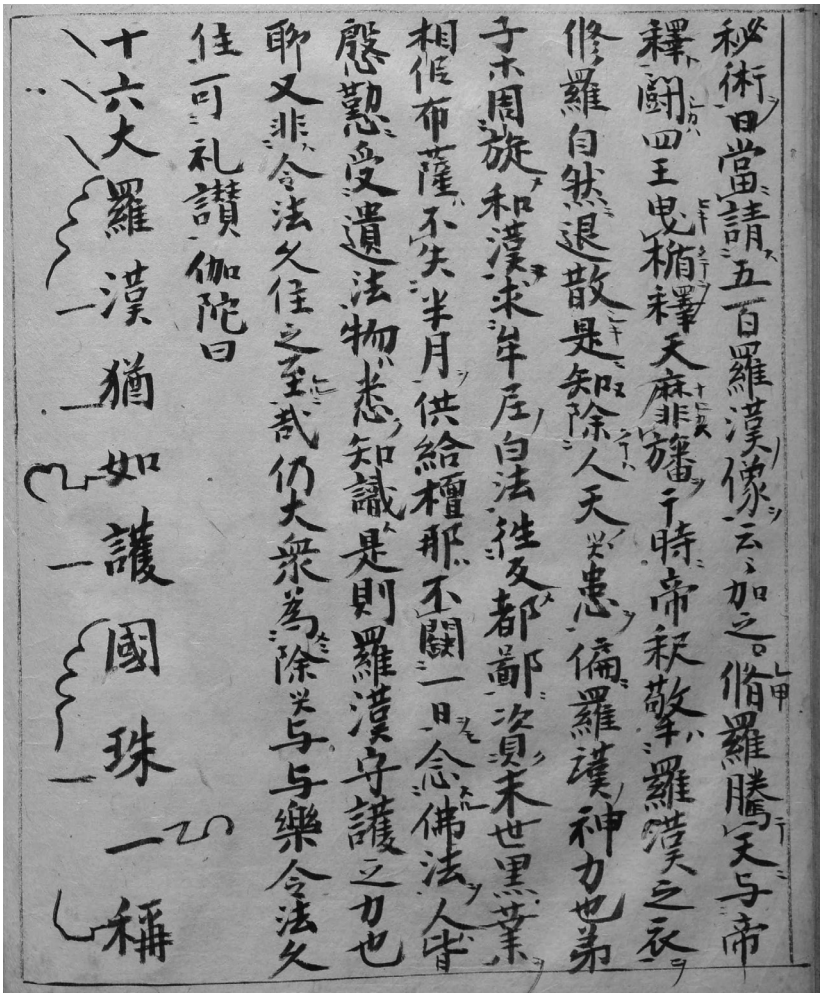

【講式写真 9-1】
④永光寺蔵麟広書写本（四八ウ）
羅漢講式「第四明除災利益」

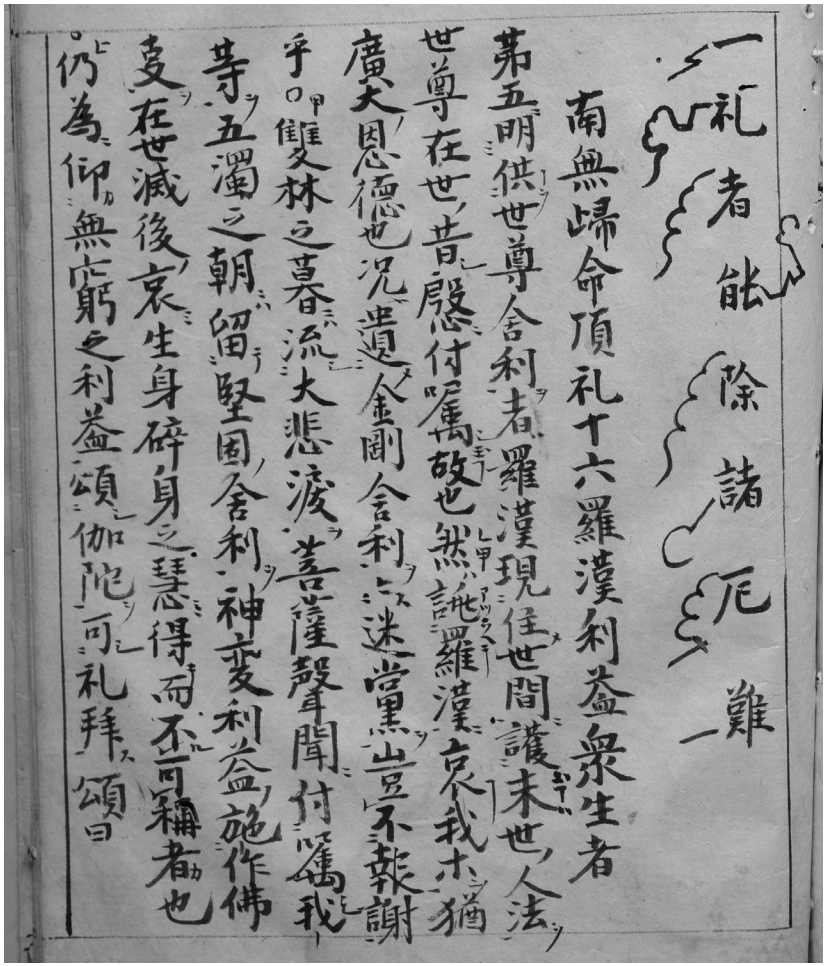


【講式写真 9-2】
④永光寺蔵麟広書写本（四九オ）
羅漢講式「第四明除災利益」

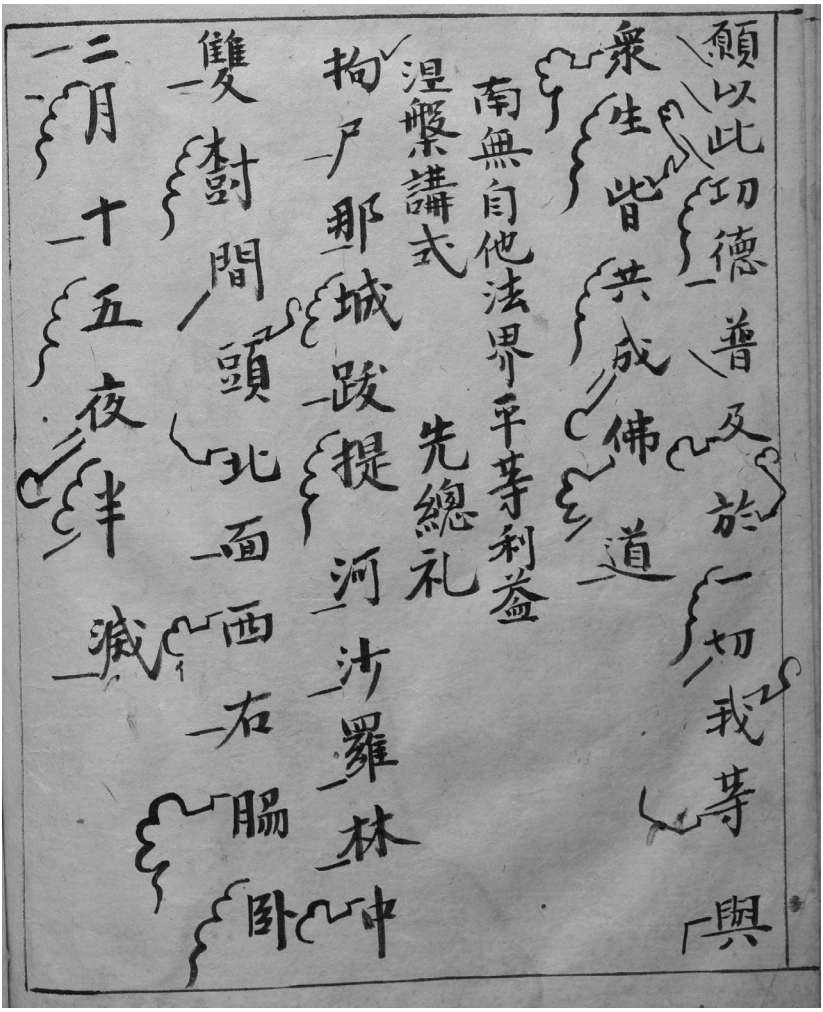


【講式写真 10】
④永光寺蔵麟広書写本（四九ウ）
羅漢講式「第五明供世尊舎利」

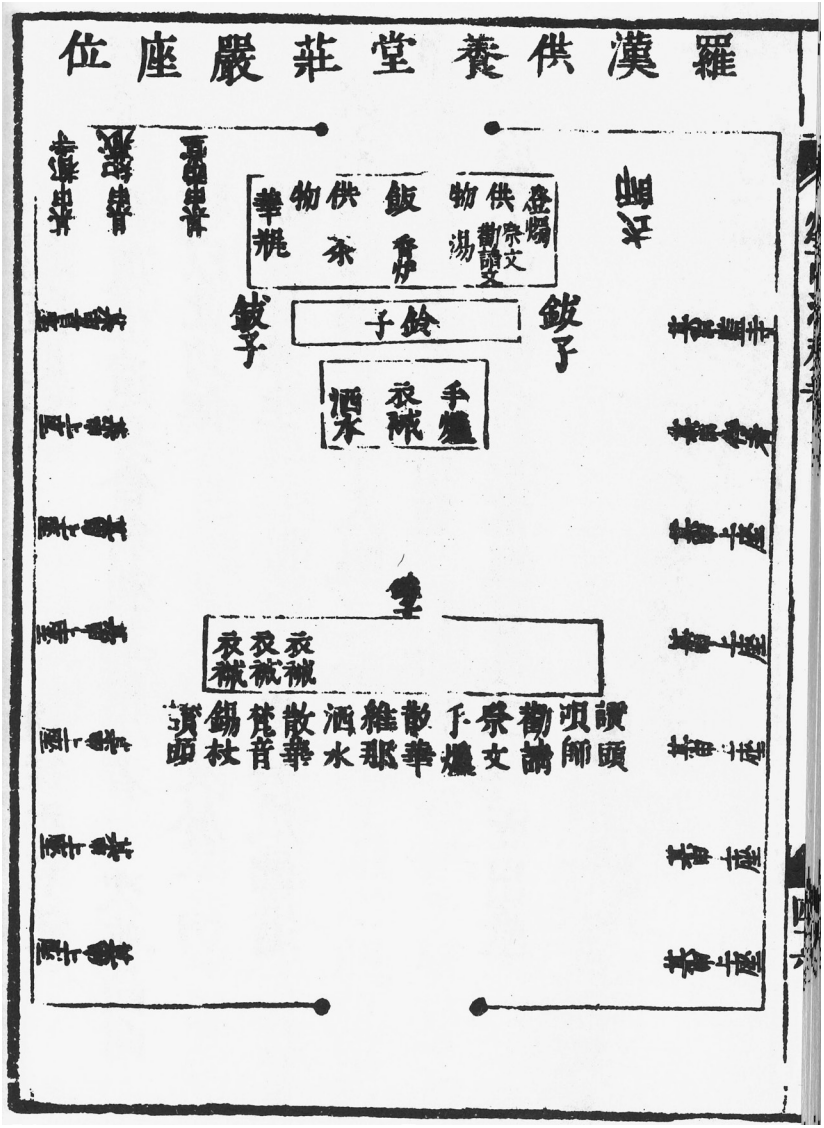


【講式写真 11】
⑨卍山開版『瑩山清規』（上冊四六ウ）
羅漢講式「羅漢供養堂莊厳座位」
※都合により別本の写真を掲載した。

# 宗学研究部門　研究活動報告

## 一、令和二年度（二〇二〇年度）刊行論文

### 小早川浩大

「**中国における典座の成立について**」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二一回）、二〇二〇年六月）

「宋代禅宗と死者供養―祭文に焦点をあてて―」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「宏智正覚と死者供養」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二二回）、二〇二一年三月）

### 澤城邦生

「**戦後から現代における『典座教訓』の展開―特に宗門外での動向について―**」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二一回）、二〇二〇年六月）

「一万四千余カ寺の後継者の実態」（『月刊住職』五五六、二〇二〇年一一月）

「後継者の有無は何より決まるか」（『月刊住職』五五七、二〇二〇年一二月）

「「施食会」への改称に関する一考察―改称理由に見られる問題と課題―」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「近年の教化研究に関する一考察―関心分野と研究方法について―」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二二回）、二〇二一年三月）

### 秋津秀彰

「**道元禅師以降の『典座教訓』の伝播と受容―中世・瑩山禅師より近代・戦前期にかけて―**」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二一回）、二〇二〇年六月）

「永平寺所蔵『弁道話』写本について」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二一回）、二〇二〇年六月）

「真字『正法眼蔵』の撰述意図について―「門人の参究の書」説の検証を中心として―」（『印度学仏教学研究』第六九巻第一号、二〇二〇年一二月）

「永平寺三十六世融峰本祝の伝記について」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「翻刻・長円寺本『永平三祖行業記』」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「真字『正法眼蔵』の撰述意図について（二）―寂円関与説の検討を中心として―」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二二回）、二〇二一年三月）

**新井一光**

「**『典座教訓』の出典註釈研究における成果**」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二一回、二〇二〇年六月）

「『正法眼蔵』「三界唯心」巻における仏身論」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二一回、二〇二〇年六月）

「中観派の慈悲観」（『日本西蔵学会々報』第六五号、二〇二〇年一〇月）

「『法華経』と道元―「唯仏与仏」の解釈を中心として―」（『印度学仏教学研究』第六九巻第二号、二〇二一年三月）

「『正法眼蔵抄』「三界唯心」巻―テキスト、現代語訳と註（四）第一段第三節―第二段第一節への註―」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「『正法眼蔵』「三界唯心」巻における三界の参究」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二二回）、二〇二一年三月）

**永井賢隆**

「**道元禅師在世当時における食の諸相**」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』第二一回、二〇二〇年六月）

「道元禅師における懺悔と慚愧についての一考察」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「『弁道法』における「四時」理解について」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二二回）、二〇二一年三月）

**共同研究**

曹洞宗総合研究センター発足二十周年記念シンポジウム「食～禅に学ぶ～」《第一部》「曹洞宗と食―『典座教訓』を中心として―」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二一回）、二〇二〇年六月、発表論題は各個人の項目に太字で記載）

「『弁道法』の註釈的研究（一）」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

「『瑩山清規』の研究（二）―「月中行事」・「回向文」の翻刻―」（『宗学研究紀要』第三四号）

「曹洞宗関係文献目録（26）」（『宗学研究紀要』第三四号、二〇二一年三月）

## 二、令和三年度（二〇二一年度）学会発表

**小早川浩大**

「『石門文字禅』所収の祭文についての一考察」（令和三年一一月二七日　第九二回禅学研究会学術大会　於：花園大学（オンライン））

**秋津秀彰**

「『瑩山清規』諸本の「回向文」の構成について」（令和三年九月五日　日本印度学仏教学会第七二回学術大会　於：創価大学（オンライン））

**新井一光**

「『正法眼蔵』における唯心について」（令和三年九月五日　日本印度学仏教学会第七二回学術大会　於：創価大学（オンライン））

## 三、令和三年度刊行・投稿論文（刊行予定のものを含む）

**小早川浩大**

「「生生世世」考」（『宗学研究紀要』第三五号、二〇二二年三月）

「『石門文字禅』所収の祭文についての一考察」（『禅学研究』第一〇〇号、二〇二二年三月）

「「洞谷開山和尚示寂祭文」について」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二三回）、掲載予定）

**澤城邦生**

「盆前看経考」（『宗学研究紀要』第三五号、二〇二二年三月）

「オンライン仏事に関する―考察―僧侶が抱く不安に注目して―」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二三回）、掲載予定）

**秋津秀彰**

「融峰本祝禅師伝再考（一）―伝記史料紹介・略年譜―」（『傘松』第九三四号、二〇二一年七月）

「融峰本祝禅師伝再考（二）―出生・諸国遍参・大悟―」（『傘松』第九三五号、二〇二一年八月）

「融峰本祝禅師伝再考（三）―諸寺院歴住・示寂―」（『傘松』第九三六号、二〇二一年九月）

「『瑩山清規』諸本の「回向文」の構成について」（『印度学仏教学研究』第七〇巻第一号、二〇二一年一二月）

「近世における『正法眼蔵』結集・編輯史総説（一）―時代背景と初期の動向―」（『宗学研究紀要』第三五号、二〇二二年三月）

「『正法眼蔵』の文献学的研究の歴史と今後の課題」（『禅学研究』第一〇〇号、二〇二二年三月）

「『瑩山清規』の排列について―光椿書写本・「回向文」を中心として―」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二三回）、掲載予定）

**新井一光**

『慈悲論』（山喜房佛書林、二〇二一年四月六日）

「『正法眼蔵』における唯心について」（『印度学仏教学研究』第七〇巻第一号、二〇二一年一二月）

「大乗仏教における憐愍（anukampā）」（『宗学研究紀要』第三五号、二〇二二年三月）

「憐愍（anukampā）に関する覚書」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二三回）、掲載予定）

「仏眼について」（『インド論理学研究』第一二号、掲載予定）

**永井賢隆**

「菩提達摩の年齢についての一試論」（『宗学研究紀要』第三五号、二〇二二年三月）

「天童如浄禅師と『円覚経』・『首楞厳経』」（『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要』（第二三回）、掲載予定）

**共同研究**

「『弁道法』の註釈的研究（一）」（『宗学研究紀要』第三五号、二〇二二年三月）

「『瑩山清規』の研究（三）―「年中行事」・「羅漢講式」の翻刻―」（『宗学研究紀要』第三五号、二〇二二年三月）

〈編集後記〉

◆曹洞宗総合研究センター宗学研究部門の研究報告誌『宗学研究紀要』第三十五号をお届け致します。本号には、当部門に在籍する研究員等によって執筆された個人研究論文五篇と共同研究論文二篇を掲載いたしました。

《共同研究》「『弁道法』の注釈的研究（二）」は、昨年度より研究を開始したもので、諸本を対校し、本文並びに訓読文を校正したものです。また語注や引用出典に関しても掲載しております。

《共同研究》「『瑩山清規』の研究（三）―「年中行事」・「羅漢講式」の翻刻―」は、一昨年度より研究を開始したもので、『瑩山清規』の諸本を翻刻、比較対照できるようにすることで、時代別底本を策定することを第一の目標に定めております。

◆当部門の研究活動につきましては、本誌並びに「曹洞宗総合研究センター報」に詳細を報告しておりますが、研究員一同は共同研究や個人研究に加え、『正法眼蔵』『伝光録』等の宗典のデータベース化など、当センターが設置する各プロジェクトに参画しつつ、宗務庁の委託業務にもかかわっています。

◆本号の掲載論文には、現在の人権的観点からは不適当と考えられる表現が存在する場合がありますが、純粋に学術研究を目的とするものであり、決して差別の肯定・再生産を意図するものではありません。

◆本紀要は研究員それぞれが日々研鑽を重ねた成果の一部です。当センターの研究環境をお整え下さっております全国の御寺院様、学恩を賜っております諸先生方をはじめ、関係者の皆様方に深く感謝申し上げます。今後も精進に励んで参る所存ですので、変わらぬ御指導・御鞭撻の程、重ねてお願い申し上げます。

（編集担当　永井賢隆　九拝）

**宗学研究紀要　第三十五号**

二〇二二年三月二十五日　印刷
二〇二二年三月三十一日　発行

編集発行人　曹洞宗総合研究センター所長　志部憲一
発行所　曹洞宗総合研究センター
〒一〇五－八五四四　東京都港区芝二―五―二　曹洞宗宗務庁内
電話　〇三（三四五四）七一七〇番
ＦＡＸ　〇三（三四五四）七一七一番

している。MMK と「化城喩品」の私の日本語訳は、いずれも羅什の漢訳語を採用したものである。。

4　次のような『法華経』「方便品」散文の記述がある。

K 37,10–11: teṣāṃ tad bhaviṣyati dīrgharātram arthāya hitāya sukhāyeti.

『正法華』69b6: 多所安隠。冀不疑慢。

『妙法華』6c24: 長夜安隠、多所饒益。

それは、長時に、彼らにとって、義のため、利益のため、楽のためとなるでしょう。

この記述を見ると、arthāya hitāya sukhāya と「安隠」の対応が考えられるから、上掲『道行』［11］の「悉使得安隠」は、『八千頌般若』の mahato janakāyasyārthāya hitāya sukhāya に相当すると一応見なすことが可能であろう。

5　『八千頌』［10］$^{\alpha-\alpha}$ は、『八千頌』において他に二個所で説かれるが（Aṣṭa 125,18–21 及び 126,2–7）、これらの二個所とも『道行』に対応する訳は欠けている。

ただし、Aṣṭa 125,18–21 に対応する玄奘訳『大般若波羅蜜多経』〔660–663 年訳出〕（大正 220）第四会及び第五会の個所には、「哀愍利楽諸有情者」（大正 7、814b21–22）、「哀愍利楽諸有情者」（大正 7、893a24–25）と出ており、元のテキストに (loka-)anukampāyai もしくは (devāṇāṃ ca manuṣyānāṃ ca) anukampakā があったことが想定される。

なお、『小品』〔408 年訳出〕は、これに対応する記述を欠く。羅什と玄奘が、それぞれいかなる原典を参照したか問題となるが、anukampā に関するこれらの二つの訳出テキストの差異は、『般若経』における anukampā の受容について一つの視点を与えるものと思われる。

6　『道行』は anupalabdhidharmatayā dharmāṇām upekṣakeṇa を欠く。Cf. Karashima 2011: 377, fn. 345.

7　この振る舞いは次のように説かれる。Aṣṭa 196,11–12: tathā kariṣyāmi yathā sarve mārakarmadoṣāḥ sarveṇa sarvaṃ sarvathā sarvaṃ sarvatra sarvadā ca na bhaviṣyanti, notpatsyante |.「そのように、私はなすであろう。一切の魔の行の過失が、一切によって、一切が、あらゆるあり方で、一切において、一切時において、生じず現れないように」。

8　『道行』において、私が見た限り、「安隠」が mahākaruṇā の訳である例は見られないようである。

護訳
『妙法華』　『妙法蓮華経』大正 9、No. 262
二次資料
袴谷憲昭 2002　『仏教教団史論』大蔵出版
袴谷憲昭 2013　『仏教文献研究』大蔵出版
Karashima, Seishi
2010　*A Glossary of Lokakṣema's Translation of the Aṣṭasāhasrikā Prajñāpāramitā* 道行般若経詞典, Tokyo: The International Research Institute for Advanced Buddhology at Soka University (Bibliotheca Philologica et Philosophica Buddhica XI).
2011　*A Critical Edition of Lokakṣema's Translation of the Aṣṭasāhasrikā Prajñāpāramitā* 道行般若経校注, Tokyo: The International Research Institute for Advanced Buddhology at Soka University (Bibliotheca Philologica et Philosophica Buddhica Vol. XII).

**註**

1　『曹洞宗総合研究センター学術大会紀要（第 23 回）』（2022 年 3 月刊行予定）参照。

2　同様の指摘は、袴谷 2013: 545、註 71 においても述べられている。また、anukampām upādāya に関連して、袴谷氏は根本説一切有部の *Prātimokṣa-sūtra* の一節を考察しておられる。袴谷 2002: 229–232 参照。本論では袴谷氏のご論考から学び、anukampām upādāya についてわずかながらも考察をなし得た。袴谷先生には深く感謝申し上げたい。

3　「哀愍の故に」という表現が文脈によって二つの意味を持つことについて、（上掲註 1 拙稿）においてすでに述べたように、私は、（B）説法の動機に関して、「化城喩品」K 180,12–14 において、「無上正覚」が目的として設定されることによって、ある人をその目的へと向かわせる力がより強く意図されているのではないかと考えている。それ故、この表現は（A）のような理由というより、むしろその動機付けに力点があると見なし、（B）説法の動機と理解した。

　なお、鳩摩羅什は、MMK 27.30 の anukampām upādāya を「憐愍」と訳すが（大正 30、No. 1564: 39b25）、この「化城喩品」では「哀愍」と訳

かれている。『道行』［20］において説かれた、悲から大悲、それから哀愍へという菩薩の心情の変化を示す記述はこれらの四つのテキストでは考慮されず、ただ四無量の禅定だけが説かれている。ある意味で単純化されたあり方がこれらの四つのテキストでは説かれるように変わったと思われるが、悲から大悲、それから哀愍へという一連の流れが考慮されず、四無量だけが菩薩の心情として説かれるあり方は、菩薩の利他的な振る舞いが、いかなる心情によって動機付けがなされるのか示した『道行』における精細な記述を無視するものであろう。とりわけ、『道行』［20］の「慈念之」によって説かれるようなanukampām upādāya に対応する記述を欠如すれば、この概念がMMK 27.30 や『法華経』「化城喩品」において仏陀の説法の動機とされることを示さないであろう。つまり、記述［23］–［26］においては、四無量の悲によってのみ直ちに菩薩の行がなされるという解釈を可能とするものである。しかし、四無量の悲はあくまで禅定において願われることであろう。それが「説法」ないし「菩薩の正しい振る舞い」の直接的な動機となるのではない。そうではなく、『道行』［20］が示す通り、それには、悲のみで十分ではなく、大悲、そしてさらに哀愍が必要とされるのである。

略号

一次資料

| | |
|---|---|
| Aṣṭa | *Aṣṭasāhasrikā Prajñāpāramitā*, Buddhist Sanskrit Texts, No. 4, ed. P. L. Vaidya, Darbhanga, 1960. |
| K | *Saddharmapuṇḍarīkasūtra*, eds. Hendrik Kern, Bunyiu Nanjio. Bibliotheca Buddhica 10, St. Pétersburg, 1908–1912. |
| MMK | *Mūlamadhyamakakārikā*. In:『中論頌：梵蔵漢合校・導読・訳注』, ed. 叶少勇（Ye Shaoyong）, 中西書局, 2011.〔原文をワイリー方式に改めて提示した。〕 |
| 大正 | 大正新脩大蔵経 |
| 『鈔経』 | 『摩訶般若鈔経』大正 8、No. 226. 曇摩蜱、竺仏念訳 |
| 『正法華』 | 『正法華経』大正 9、No. 263 |
| 『小品』 | 『小品般若波羅蜜経』大正 8、No. 227 鳩摩羅什訳 |
| 『大般若波羅蜜多経』 | 『大般若波羅蜜多経』大正 7、No. 220 玄奘訳 |
| 『大明度経』 | 『大明度経』大正 8、No. 225 支謙訳 |
| 『道行』 | 『道行般若経』大正 8、No. 224: cf. Karashima 2011. |
| 『仏母』 | 『仏母出生三法藏般若波羅蜜多経』大正 8、No. 228 施 |

の場合には、anukampām upādāya に対応する訳として「慈念之」が想定される。この想定が正しければ、『道行』［20］の「慈念之」は、菩薩が行じようとする振る舞いへと向かわせる動機を表す最初期の用例と見なすことができるのではないであろうか。また、そればかりではなく、悲から大悲、それから哀愍へと菩薩の心情が移っていくあり方は、所謂慈悲に関する『般若経』の解釈を示すものであろう。

ここで、『八千頌』［18］に対応する諸漢訳を考察しよう。

［21］『大明度経』499b3–4:

彼壊器輩所在三処止、常当持慈心、哀念、令安隠、愍傷之、自護。

［22］『鈔経』534c16:

是彼壊菩薩輩在所止処。常当慈心、哀愍、護之。

『道行』［20］の「常当哀之、令安隠、愍傷之、慈念之」は、『大明度経』［21］では「令安隠。愍傷之」とされる。元のテキストが同一であったかどうかという問題があるが、『大明度経』［21］は簡略化された記述に見え、ānukampām upādāya は訳されていないようである。

『鈔経』［22］では anukampā に相当すると考えられる「哀愍」だけが説かれ、mahākaruṇā は訳されていないようである。これらの二つのテキスト［21］と［22］の間の差異について、テキストを深く読み込んで、『大明度経』［21］では anukampā という動機付けを欠いており、mahākaruṇā が重視されるが、『鈔経』［22］では mahākaruṇā を欠いており、anukampā が重視されるといえるかどうか。しかし少なくとも、菩薩が行じようとする振る舞いの動機付けについて、これらの三つの漢訳のテキストに解釈の相違があると言えるであろう。

この点に関して、次に『小品』『大般若波羅蜜多経』第四会及び第五会、『仏母』を順次引用し、考察しよう。

［23］『小品』571b12–13:

於此人中。当生慈悲喜捨之心。我当如是勤行精進。

［24］『大般若波羅蜜多経』〔第四会〕839b9–10:

於彼悪賊旃荼羅人。常応発心慈悲喜捨。応作是念。

［25］『大般若波羅蜜多経』〔第五会〕910a16–18:

於彼悪賊旃荼羅人。常応発生慈悲喜捨。応作是念。

［26］『仏母』653c17–18:

又復於諸衆生起大慈心大悲心大喜心大捨心。菩薩常作是願。

『道行』［20］、『大明度経』［21］、『鈔経』［22］で相違が認められた悲に関して、これらの記述［23］–［26］では、「慈悲喜捨」の四無量の枠組みが説

いたと考えられるのである。もしこの想定が正しければ、この『道行』の記述は、「傷念」（anukampā）が説法の動機を示す最初期の用例の一つとして注目されるであろう[5]。

さて、『八千頌』の次の一節を考察しよう。

［18］Aṣṭa 196,9–10:

tatrāpi tāvan maitrāyamāṇena karuṇāyamānena mahākaruṇām utpādyānukampām upādāya samyakpratipanneṣu sattveṣu muditacittenānupalabdhidharmatayā dharmāṇām upekṣakeṇa evaṃ cittam utpādayitavyam

［19］まず、それにおいても、慈しみをもち、悲をもち（karuṇāyamānena）、大悲を生じてから（mahākaruṇām utpādya）、哀愍の故に（anukampām upādāya）、正しい行をなした有情たちに対して、喜びの心をもち、諸法が不認識の法であることによって捨をもち、このように心が起こされるべきである。

［20］『道行』461c17:

是彼壊菩薩輩所在彼処。常当持慈心向。常当哀之、令安隠、愍傷之、慈念之。常当自護[6]。

この一節は、anukampām upādāya の意義を示すように思われる。即ち、『八千頌』［18］を見ると、菩薩が発すべき心として四無量に言及されるが、その中、karuṇāyamānena に続けて、mahākaruṇām utpādya と anukampām upādāya が挙げられる。この示し方は、しかし、同義語の列挙というものではなく、おそらく悲から大悲、それから哀愍へと菩薩の心情が移っていくあり方を示しているであろう。この心情は、『八千頌』［18］に続けて説かれる菩薩が行じようとする振る舞いへと向かわせる動機付けを示していると思われる。

『八千頌』［18］の “karuṇāyamānena mahākaruṇām utpādyānukampām upādāya” に対応する『道行』［20］の「常当哀之、令安隠、愍傷之、慈念之」は、梵語テキストと完全に対応するとは言い難い。しかし、『八千頌』の “mahākaruṇāparigṛhīto bhavati” (Aṣṭa 200,9) が『道行』の「極大愍傷念」と対応する例から考えると（cf. Karashima 2010: 319）、『道行』［20］の「愍傷之」は「極大」を欠くが、mahākaruṇām utpādya に相当するかもしれない[8]。従ってまた、「慈念之」は anukampām upādāya に相当するであろう。

先に『道行』［11］について検討した際、『八千頌』［1］の anukampām upādāya が、『道行』等の漢訳に欠けている例を示したが、今、『道行』［20］

［16］『仏母』622a17–21:

仏告須菩提言。諸菩薩摩訶薩。於長夜中多所饒益一切衆生。以善方便與其利楽。悲愍世間、為救度故。而諸菩薩勤求阿耨多羅三藐三菩提果。得証果已。欲為一切衆生如其所応宣説法要。

［17］世尊は言った。「即ち、スブーティよ、彼ら菩薩大士たちは、㋐多くの人々の利益のために、多くの人々の楽のために、世間を哀れむために（lokānukampāyai）、修行しているのである。多数の人々の、義のため、利益のため、楽のために。㋑神々と人間たちを、哀愍するもの（anukampaka）であり、哀愍の故に（anukampām upādāya）、無上正等覚を現等覚したいのである。無上正等覚を現等覚してから、無上の法を説きたいのである」。

『八千頌』［10］$^{\alpha-\alpha}$の記述に関して、例えば、『法華経』、あるいはパーリ増支部、『律蔵』「大品」にも認められ、広く知られるものであるが、『八千頌』［10］は、先の『八千頌』［1］と［9］の例と異なり、『道行』［11］とある程度の対応が認められると思われる[4]。

しかるに、『道行』［11］では「傷念天上天下。以是故」の一節が注目される。「傷念」は、Karashima 2010: 408–409 において指摘される通り、“(loka-) anukampāyai” もしくは “(devāṇāṃ ca manuṣyānāṃ ca) anukampakā” に対応すると思われる。「天上天下」に関して、『道行』の他の個所では、「都盧天上天下」（大正 8: 433a25）が、『八千頌』の sarva … divyamānuṣikībhiḥ（Aṣṭa 35,13f, cf. Karashima 2010:131）に対応する例に基づいて、『道行』［11］の「天上天下」は『八千頌』［10］の devāṇāṃ ca manuṣyānāṃ ca に相当する訳と見なすことができるであろう。従って、「傷念天上天下」は devāṇāṃ ca manuṣyānāṃ ca | anukampakā の訳と一応見なすことができるであろう。

ただ、この点、『大明度経』と『小品』は devādṣāṃ ca manuṣyānāṃ ca | anukampakā に相当する訳が必ずしも認められない点が気に掛かる。テキストの変遷の面から『八千頌』と『道行』や他の漢訳との厳密な語句の対応は確定し難いが、今このように対応を検討しているは、『道行』［11］の「傷念天上天下」の直後に出る「以是故」によって、「傷念」（anukampā）が「説法」の動機であることが示されるのではないかと考えるからである。即ち、このような「傷念」が示された後、「自致阿耨多羅三耶三菩。成作仏時悉為説法」、つまり『八千頌』では「無上正等覚を現等覚したいのである。無上正等覚を現等覚してから、無上の法を説きたいのである」と述べられるから、『道行』は、「天上天下」に対する「傷念」を「説法」の動機として見なして

また、その返答で、これと同文が繰り返され、帝釈天は他者のために詳しく顕わし、与え、分ける方がより多くの福徳を得ると答えるのであるが（Aṣṭa 52,25–27）、この返答においても、『道行』等の漢訳には対応する訳が欠けている（大正 9: 436b28–29、Karashima 2011: 111–112, fn. 649）。従って、下線部の記述は後代付加されたと想定されるが、この記述の中で、「また、有情たちに対する哀愍の故に」は、「他者たちのために、詳しく顕わし、与え、分ける」ことの動機付けを示すであろう。「他者たちのために」「より広く」「有情たちに対する」という表現によって、利他、つまり他者の利益が目的として設定されているのは明らかである。この動機付けは、（B）説法の動機を示すであろう。

さて、次の Aṣṭa の記述を考察しよう。

［10］Aṣṭa 108,32–109,3:

bhagavān āha | tathā hi te subhūte bodhisattvā mahāsattvā "bahujanahitāya pratipannā bahujanasukhāya lokānukampāyai mahato janakāyasyārthāya hitāya sukhāya devāṇāṃ ca manuṣyānāṃ ca" | anukampakā anukampām upādāyānuttarāṃ samyaksaṃbodhim abhisaṃboddhukāmāḥ | anuttarāṃ samyaksaṃbodhim abhisaṃbudhyānuttaraṃ dharmaṃ deśayitukāmāḥ ||

［11］『道行』445c5–8:

仏語須菩提。菩薩、摩訶薩、昼夜念世間、悉使得安隠。傷念天上天下。以是故。自致阿耨多羅三耶三菩。成作仏時悉為説法。

［12］『大明度経』490a3–5:

仏言。用是故。闍士大士、昼夜愍傷群生。欲使其安。自致無上正真道。成作仏時悉為説経。

［13］『小品』554c11–15:

如来善説諸菩薩事。須菩提。是諸菩薩摩訶薩、長夜、多所利益。多所安隠、多所安楽。憐愍世間。得阿耨多羅三藐三菩提。為諸天人演説法要。

［14］『大般若波羅蜜多経』〔第四会〕807b8–12:

仏告善現。如是如是。所以者何。諸菩薩摩訶薩、為欲利楽多衆生故。哀愍世間大生衆故。憐愍人天、令獲大義利楽事故。求証無上正等菩提。為諸有情説無上法。

［15］『大般若波羅蜜多経』〔第五会〕889a12–15:

仏言善現。如是如是。所以者何。諸菩薩衆、為欲長夜利楽多生、哀愍世間大生衆故。欲令天人獲大義利安楽事故。求証無上正等菩提、為諸有情宣説法要。

便、施設十善業道四静慮等令勤修学。

［8］『仏母』598c9–12: 復次憍尸迦。若如来応供正等正覚不出世時。彼諸菩薩摩訶薩衆出現世間。従先所聞般若波羅蜜多。出生種種善巧方便。悲愍世間諸衆生故、為作利益。是故十善法。

『大般若波羅蜜多経』〔第四会〕［5］及び『仏母』［7］の下線部には“sattvānām anukampakāḥ anukampām upādāya”に対応するような記述があるが、その他の漢訳テキストにはこの句に対応するような訳は認められない。従って、この「哀愍の故に」は後代付加されたと思われるが、しかし問題なのは、『リグ＝ヴェーダ』を源流とする（A）納受の理由を意味する「哀愍の故に（anukampām upādāya）」という表現が、この『八千頌』では、（B）説法の動機に関わることを意味していることであろう。即ち、仏に代わってここで「福田」と見なされる「菩薩」が「有情たちを哀愍するもの（sattvānām anukampakāḥ）」であることが詳しく説明されて、「哀愍の故に、この世間に来て、十善業道を世間に促す」というあり方で説かれているのである。

このように考えるならば、『八千頌』［1］おいて説かれる所謂慈悲は、「福田」である菩薩の属性として「哀愍（anukampā）」という語によって表現されるが、その内容は（B）説法の動機を意味するものと特徴付けられるであろう。この『八千頌』［1］の「哀愍」は「化城喩品」においては、（A）納受の理由と（B）説法の動機という二つの意味が認められていたのに対して、（B）説法の動機の意味に限定し解釈したものと言えるであろう。

さらに、次のようなAṣṭaの記述を考察しよう。

［9］Aṣṭa 52,20–22:

yo vā anyaḥ kulaputro vā kuladuhitā vā tathāgataśarīraṃ svayaṃ ca satkuryād gurukuryān mānayet pūjayed arcayed apacāyet, parebhyaś ca vistareṇa saṃprakāśayet, dadyāt saṃvibhajet vaistārikī pūjā bhaviṣyatīti sattvānāṃ cānukampām upādāya |

あるいは、別の善男子ないし善女人が、如来の遺骨を自ら尊敬し、尊重し、崇拝し、供養し、賛嘆し、祈願するとしよう。また、他者たちのために、詳しく顕わし、与え、分けるとしよう（saṃprakāśayet, dadyāt saṃvibhajet）。より広く供養が生じるであろうと。また、有情たちに対する哀愍の故に（sattvānāṃ cānukampām upādāya）。

如来の遺骨を自分一人のものとして供養するか、他者のために分けるか、と世尊が帝釈天に問うている一節であるが、下線部の記述は、『道行』には対応する訳が欠けている（大正 9: 436b25–26、Karashima 2011: 111, fn. 645）。

［1］Aṣṭa 37,21–24:

yadāpi kauśika tathāgatā arhantaḥ samyaksaṃbuddhā loke notpadyante, tadāpi kauśika bodhisattvā mahāsattvāḥ pūrvaśrutena prajñāpāramitānişyandena ye upāyakauśalyasamanvāgatā bhavanti, te 'pi kauśika sattvānām anukampakāḥ anukampām upādāya imaṃ lokam āgamya daśa kuśalān karmapathān loke prabhāvayanti |

カウシカよ、如来たち、阿羅漢たち、正覚者たちが世間に生じない時、カウシカよ、その時、菩薩大士たちは、以前に聞いた般若波羅蜜の等流として、方便善巧を備えるようになるのである。カウシカよ、彼らも、有情たちを哀愍するもの（anukampaka）であり、哀愍の故に（anukampām upādāya）、この世間に来て、十善業道を世間において促すのである。

ここでは、しかし、「化城喩品」の8例において説かれた「福田」としての菩薩が献納物を納受する理由ではなく、菩薩が「十善業道」を促す動機が「哀愍の故に」と表現されているように思われる。その点で、「化城喩品」K 180,12–14 における（B）説法の動機と類似した意義をもつものとして、この表現は用いられているであろう。

しかるに、この『八千頌』［1］に関して、最古の漢訳である『道行般若経』（179 年訳）、及び『大明度経』『鈔経』『小品』『大般若波羅蜜多経』〔第五会〕の対応個所には、「哀愍の故に（anukampām upādāya）」を含む、“sattvānām anukampakāḥ anukampām upādāya” の一節が欠けているのである。対応漢訳個所（cf. Karashima 2011: 79, fn. 254）を列挙しよう。

［2］『道行』433c2–4: 今怛薩阿竭阿羅呵三耶三仏。未出世間時。菩薩悉照明四禅四諦四神足般遮旬。

［3］『大明度経』484b15–17: 開士大士従中生仏未出於世時。闍士悉出説照明四棄四拔苦四事空五通。

［4］『鈔経』515c21–22: 菩薩摩訶薩。因漚惒拘舎羅中。生十善功徳照明世間。

［5］『小品』543c7–9: 諸仏不出於世。但因菩薩故。十善道四禅四無量心四無色定五神通出現於世。

［6］『大般若波羅蜜多経』〔第四会〕777c27–778a1: 若諸如来応正等覚不出世時。唯有菩薩由先所聞甚深般若波羅蜜多等流勢力。成就殊勝方便善巧。哀愍世間諸有情故。施設建立覚支相応十善業道。

［7］『大般若波羅蜜多経』〔第五会〕875a14–17: 憍尸迦。若諸如来応正等覚不出世時唯有菩薩。由先所聞甚深般若波羅蜜多増上勢力。為諸有情方

納物を受け取ってやる理由が、「哀愍のゆえに」と言われる、とされる。このあり方の淵源を、袴谷氏は、『リグ＝ヴェーダ』第1篇第126章第5頌に指摘し、さらに、anukampām upādāya という表現は、大乗経典において頻出するようになると指摘しておられる。

『法華経』「化城喩品」K 166,1–2、K 169,7–9、K 172,11–13、K 176,2–4 においてanukampām upādāya という表現は合計8例ある。上に掲げた袴谷氏の説明に従えば、それらは、（ロ）「世尊」「善逝」は、大梵天に対する哀愍の故に、（イ）大梵天の提供した dakṣiṇā（報酬、施物）である「車」を「納受」ないし「受領」してやることができるという意味で説かれる。

「化城喩品」のもう一つの個所 K 180,12–14 では、anukampām upādāya は『正法華』『妙法華』という二つの漢訳には訳されていないため、後代付加されたと想定される。しかし、梵語テキストでは、法を説く動機として「哀愍の故に（anukampām upādāya）」が説かれる。先の「化城喩品」の8例は世尊からの「説法」という返礼を期待して、納受の理由として贈り主から最初に語られた言葉であるのに対して、今の「哀愍の故に」の場合は、すでに世尊への献納は済んでおり、世尊が返礼をなす動機を示すように思われる。つまり、（A）納受の理由と、（B）説法の動機を示す二つの意味で、この表現が使われているように思われるのである[3]。

しかし、このような献納物の納受と返礼に関わる期待ないし願望が仏教の慈悲なのであろうか。仏教史において、本論冒頭に言及した「聖求経」の kāruññataṃ paṭicca、また四無量の禅定における慈悲のような、さまざまな慈悲の様相が説かれたであろうが、それらの間の相違は、仏教史における慈悲の生成に関して、やはり大きな問題を示すものとなるであろう。

なお、私の率直な意見として、哀愍の故に献納物を受け取ってやるという発想自体、おぞましいと言わざると得ない。大乗仏教における「哀愍」ないし「哀愍」に類する概念、つまり所謂慈悲の源流が、『リグ＝ヴェーダ』の頌に認められ、それが後世の仏教において広く受け入れられていたとするならば、我々はもはや、仏教の利他の倫理に関する歴史的な意義を、批判的に見直さないわけにはいかないであろう。

## 2．『八千頌般若』における anukampām upādāya

上掲拙稿では『法華経』「化城喩品」の所説を考察したが、anukampām upādāya は、大乗経典である *Aṣṭasāhasrikā Prajñāpāramitā*『八千頌般若』（以下、『八千頌』と略す）にも見出され、菩薩の特徴を表現しているようである。

# 大乗仏教における憐愍（anukampā）

新　井　一　光

## 1．はじめに

拙稿「憐愍（anukampā）に関する覚書」[1] において、MMK 27.30 における anukampām upādāya について私見を述べた。ナーガールジュナは仏陀の説法の動機として anukampām upādāya という自己の解釈を示したが、同時代と考えられるアシュヴァゴーシャは *Buddhacarita* (Bc) 14.95 において、仏陀が最初説法へ向かう動機を、brtse ba と述べている。Bc のチベット語訳を検討すると、brtse ba というチベット訳語の原語は、anukampā とは想定し難いが、これらの二人の仏教者が仏陀の説法の動機に関して憐愍ないし憐愍に類する表現に言及することは、当時の仏教徒の中でこの伝承が広く知られていたことを示すと思われる。その憐愍という動機が最初説法に関するものであるのか否かという点で、これらの二つの動機には差異が認められる。

しかるに、anukampām upādāya という表現は、brtse ba というチベット訳語と異なり、大乗経典においてある特殊な意味を持つ点で注意されるべきである。

anukampām upādāya という表現について、袴谷憲昭氏は次のように述べておられる。

> 大乗経典になると、「仏（たち）」が「（有情たちの）哀愍のゆえに受領する（prati/pari-GRAH...anukampām upādāya）」という表現が頻出するようになるが、ここでは、「作善主義」との絡みで、この表現の背景を一瞥しておきたい。まず、なぜこのような表現が可能かというと、「仏」はインドでは dakṣiṇā を無駄にすることのないバラモン祭官にも等しき霊力を持っていると信じられていたからであり、その霊力ゆえに、（ロ）「仏」は「哀愍のゆえ」に、（イ）有情の提供した dakṣiṇā（報酬、施物）を「受領」してやることができるのであり、これを（イ）の側から言えば、親切にも（ロ）に「受領」して頂けるということになるわけである。（袴谷 2002: 79–80）〔下線＝新井〕[2]

つまり、仏は、「哀愍のゆえ」に、有情からの献納物を受け取ってやり、その返礼として、その有情の悪業が払拭されるというあり方において、仏が献

**BULLETIN OF SOTO ZEN STUDIES**

No.35 March 2022

CONTENTS

A Study of 'Shōshō-Sese'

KOBAYAKAWA, Kōdai…(1)

A Study of *Bonmae-kangin*

SAWAKI, Hōshō…(15)

A Review of the History of the Collection and Editing of the *Shōbōgenzō* in the Early Modern Period (I) : Historical background and early trends

AKITSU, Shūshō…(31)

An Essay on the Age of Bodhidharma

NAGAI, Kenryū…(57)

《Joint Research》 Research on Sources, Translation and Annotation of the *Bendōhō* (II) ……(65)

《Joint Research》 Research of the *Keizan-Shingi* (III) : The Transcription of Yearly Scheduled Events and The Alms-Offering Rite for Arhats ……(89)

*Anukampā* in Mahāyāna Buddhism

ARAI, Ikkō…(338)

# BULLETIN

OF

# SOTO ZEN STUDIES

（SHUGAKU KENKYU KIYO）

No. 35 March 2022

Edited by

SOTO INSTITUTE FOR BUDDHIST STUDIES

ZEN STUDIES DEPARTMENT

MINATO-KU, TOKYO, JAPAN